

渡辺澄夫編

豊後国莊園公領史料集成八(下)

豊後国

日田莊・宇佐宮領五箇所付得善名・
大肥莊・津江山・総補遺・續補遺

史料

別府大学史料叢書第一期

刊行 別府大学付属図書館

は し が き

本集成も、いよいよ本文は本巻（八（下））をもって完結することになった。その撻尾を、由緒ある日田郡莊園をもって飾りえたことは、本書の内容を多彩なものとし、一層充実したものにし得た感じがする。

当郡の莊園は、日田莊・宇佐宮領五箇所付得善名・大肥莊・津江山の四所である。このうち日田莊は、郡耕地の大部分を占める郡名莊で、京都城南の鳥羽離宮内の金剛心院領（皇室御領）として特立した大莊である。五箇所付得善名は宇佐宮領及び同弥勒寺領で、前者は常見名田の一部、大肥莊・津江山は、ともに大宰府神社領である。郡の立地関係から、隣国筑前の大宰府神社領の多いことが注目される。

なお本巻には、右の他に最終巻として、全巻の補遺史料を合集した。これは、豊後国全体に関する「豊後国史料」、及び各巻の莊郷ごとの二部に分類した。一国全体に関する長文史料（例「豊後国図田帳案」）の中で特に重要なものは、最終巻に再録することを念願したが、紙数の意想外の超過により、涙をのんで割愛せざるをえなくなった。編者の不手際を謝し、読者の宥恕をお願いしたい。

本巻の史料蒐集にも、玖珠郡史談会の甲斐素純氏の協力を得、補遺の田染莊・田原別符・都甲莊等史料は、県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館の調査成果を利用させて頂いた。

なお口絵写真については、掲載社寺の配意はもちろん、宇佐風土記の丘歴史民俗資料館や、県文化課長末広利人

氏、日田市川津信雄氏等の援助を仰いだ。記して深甚の謝意を表する。

最後に、長年に亘って本『集成』の刊行を支持された別府大学当局並びに同付属図書館に対し、満腔の謝意を表したい。また本書発刊の頭初から、一貫して協力を惜しまれなかった佐伯印刷株式会社、並びに営業課長山田清士氏等の配意に対しても、衷心から御礼を申し上げたい。

平成七年五月 日

編者誌

凡 例

- 一 本巻は本『集成』の最終巻である第八巻のうち、日田郡諸荘を収める(下)の巻である。日田荘は四百二十点(うち一付録)、宇佐宮領五箇所付得善名は九点(うち一付録)、大宰府神社領大肥荘七十二点、津江山八十二点(共にうち一付録)で、郡合計五百八十三点を収録した。
- 一 なお本巻には、最終巻として、全巻の補遺史料を収めた。豊後一國に関する広域史料は「豊後国史料」として四十八点、各巻荘郷別の史料四百九十九点、計五百四十七点である。以上日田郡との総計は一千百三十点となり、八百頁を越す大冊となった。
- 一 史料蒐集に当たっては、文書のみならず、記録・編著・系図・金石文等、参考しうるものは可能な限り網羅することに努めた。『大分県史料』収録の文書は、原本校合を期したが、果たしえなかったものがある。
- 一 史料蒐集は、当該荘公の地名中心を原則としたが、該地域を本領とした地頭・御家人・国人衆等については、人名中心の編集法をも併用し、一層の完全を期した。
- 一 同一史料で二荘郷以上に関連あるものの内、必要と認めたもの以外は、初出(又は最も関係の深い)荘郷に本文を掲げ、他は史料標題と参照注を付し、本文を省略した。ただし重要史料は、関係部分のみを摘記した所もある。
- 一 一國全体に関する長文史料も、初出(又は最も関係の深い)荘郷に当該郡全体を摘出し、以下の荘郷には必要と認められた場合は関係部分のみを抄出し、他は標題のみを掲げ、参照注を付した。全文は全巻末に「豊後総国史料」

(仮称、「豊後国史料」と改む)に収録する積りであったが、頁数の制約上割愛せざるを得なくなったことは遺憾である。

一 国平均役等で、特定荘郷に関する史料は当該荘郷に掲げ、荘郷特定なき史料は、「豊後国史料」として収録した。

一 頁数節減のため、長文史料は二段組とし、とくに検地帳類は活字を落として小字とした。編者所蔵の臼杵藩領諸荘郷検地帳(七六冊、県指定有形文化財)のうち、慶長二年(一五九七)検地帳は、膨大な冊数のため、標題・村名・村位・冊数等を掲げ、本文は遺憾ながら省略せざるをえなかった。

一 文書名は、原則として正文・案文・写等を区別したが、記録・編著によるものは、その区別を示さなかった。文書名の下に、史料名・出典等を注記し、原本・現物の場合は所在地・所蔵者等を記入した。

一 頭注として文書内容の梗概、および重要な地名・人名等を摘記した。ただし二段組とした長文史料及び検地帳類については、これを省略せざるをえなかった。

一 各荘郷ごとに、付録として現行市町村の大字・小字表(津江地区は明治十五年「字小名取調書」を加え、地名にはすべて読み仮名を付した。ただし荘園時代の厳密な境界画定は今後の課題であり、一応の参考として掲げたにすぎない。

一 原文には、句点(・)・並列点(・)を付し、異字・俗字・変体仮名等は、原則として正字・現行仮名に改めた。
 一 各巻末に、当該荘園の所在地及び関係地名等を示す地形図(五万分一、耶馬溪・森・宮原・吉井・日田・八万ヶ岳)を付した。建設省国土地理院の恩恵を深謝する。

一 編者の用いた記号は、左の通りである。

□ 欠字。□内文字は金石文の判読可能なもの。

〰 墨抹で、原字判読可能なものの左側に付した。

〰 墨抹で、原字不明のもの。

⌒ 異筆・追筆・金石文の所在部位等を示す。

⌒ 薄冊の丁折目、丁替り目。

墨合点。

朱合点。朱書。

糊放れ・礼紙等の別紙。

首欠。

尾欠。行間にあるものは中間欠。

欠部・誤記・誤脱等に対する編者の案、年月・地名・人名の傍注等。

異本・他本との校異。

文字の誤記・誤脱等。

原本の判読に疑問のあるもの。

編者の説明。

以上

五

目次

▽はしがき……………一
 ▽凡例……………三

日田荘史料

一	國造本紀……………	(先代舊事本紀)	一
二	豊後國志……………		一
三	(天武 七年戊寅十二月)	日本書紀……………	一
四	天 平 九 年	豊後國正稅帳……………	二
五		豊後國風土記……………	二
六	(承和 九年八月) 廿九日	續日本後紀……………	四
七	仁 壽 元 辛 未 年	豐西記……………	四
八	仁 壽 二 年	日田記……………	五
九	貞 觀 十 三 年	大原八幡宮「社記略」……………	五
〇		造領記……………	六
一		延喜式……………	六
二		和名類聚抄……………	六
三		造領記……………	七
四		造領記……………	七
五	(長和二年七月) 廿五日	小右記……………	八

目次

七

三	八幡宇佐宮御神領大鏡	(到津文書)	八	
二七	(延久三年)八月三日	百鍊抄	(新訂增補国史大系)	八
六	延久	豐後國日田郡司職次第	(東大史料編纂所影写本)	九
元	寬治	豐西記	(大藏和市編著)	九
二〇	寬治	豐鐘善鳴錄	(河野彦契著)	二
三	(嘉保二年八月)十日	豐後國志		二
三	嘉保	中右記	(史料大成)	三
三	嘉保	爲房卿記	(大宰府・太宰府天満宮史料)	三
四	天永	殿曆	(同上)	四
三	天永	中右記	(史料大成)	五
二	天永	長秋記	(同上)	五
二	天永	豐後國日田郡司職次第	(東大史料編纂所影写本)	六
六	自久安	豐西記	(大藏和市編著)	六
元	自久安	日田記	(財津永倫編著)	七
三	自久安	兵範記	(史料大成)	七
三	自久安	鳥羽天皇供養金剛心院御願文	(本朝文集)	三〇
三	自久安	豐後國日田郡司職次第	(東大史料編纂所影写本)	三
三	自久安	豐西記	(大藏和市編著)	三
三	自久安	大神系圖	(筑後太田吉藏藏本)	三
三	自久安	豐後國日田郡司職次第	(東大史料編纂所影写本)	三
三	自久安	豐後國志		三
三	自久安	慈眼山永興寺毘沙門天像胎内銘	(九州歴史資料館研究論集)	三

六	(文治年中)	宇佐宮假殿地判指圖……………	(宇佐八幡宮藏)	三五
元	(建久八年九)	宇佐宮・彌勒寺領拔書案……………	(到津文書)	元
四〇		豐後國日田郡司職次第……………	(東大史料編纂所影写本)	三〇
四一		竹田津氏家譜……………	(竹田津文書)	三〇
四二		聖光上人傳……………	(統群書類從)	三〇
四三		豐後國日田郡司職次第……………	(東大史料編纂所影写本)	三〇
四四	(建長二年)	吾妻鏡……………		三〇
四五		八幡愚童記……………	(大宰府・太宰府天滿宮史料)	三〇
四六		豐後國日田郡司職次第……………	(東大史料編纂所影写本)	三〇
四七		蒙古襲來繪詞……………	(新修日本絵巻物全集)	三〇
四八		豐後國太田文寫……………	(東大史料編纂所藏平林本)	三〇
四九		豐後國圖田帳案……………	(内閣文庫本)	三〇
五〇		高瀬永平寺跡板碑銘……………	(大分の石造美術)	三〇
五一		高瀬永平寺跡板碑銘……………	(同上)	三〇
五二		豐後國日田郡司職次第……………	(東大史料編纂所影写本)	三〇
五三		豐西記……………	(大藏和市編著)	三〇
五四		永興寺木造多聞天像胎内銘……………	(大分県の文化財)	三〇
五五		永興寺木造持國天像胎内銘……………	(同上)	三〇
五六		永興寺木造廣目天像胎内銘……………	(同上)	三〇
五七		豐鐘善鳴錄……………	(河野彦契著)	三〇
五八		博多日記……………	(統史籍集覽)	三〇
五九	(正慶二年)	後醍醐天皇綸旨(宿紙)……………	(阿蘇家文書)	三〇
六〇	(同)	野仲道棟軍忠狀……………	(野中文書)	三〇

六	建	武	三年十二月廿日	野上顯直軍忠狀	……	(尊經閣藏野上文書)	……	六
三	建	武	四年 ^{丁丑} 六月一日	六郷山本中末寺次第并四至等注文	……	(永弘文書)	……	六
三	曆	應	三年三月日	訖磨宗直軍忠狀案	……	(訖摩文書)	……	六
三	曆	應	四年十月十九日	一色道猷 ^{龜氏} 施行狀	……	(碩田叢史所収田原文書)	……	六
三	室	康	三年三月四日	豐西記	……	(大藏和市編著)	……	三
六	康	永	三年三月四日	足利將軍 ^{尊氏} 家御教書	……	(永弘文書)	……	三
六	康	永	三年 ^{甲申} 孟冬十八日	片山釋迦種子磨崖碑銘	……	(大分の石造美術)	……	三
六	貞	和	三〇二月十一日 ^(三)	馬原草三郎大神宮遙拜所五輪塔銘	……	(同上)	……	三
六	貞	和	三年三月日	馬原寺ヶ迫寶塔銘	……	(天ヶ瀬町誌)	……	三
三	貞	和	三年八月十二日 ^(四)	大原八幡宮寶篋印塔銘	……	(大分の石造美術)	……	三
三	正	平	三年九月日	惠良惟澄申狀	……	(阿蘇家文書)	……	三
三	貞	和	五 ^巳 仲呂七日	永興寺五輪塔銘	……	(大分の石造美術)	……	三
三	貞	和	五年八月彼岸	馬原寺山供養碑銘	……	(天ヶ瀬町誌)	……	三
三	正	平	五年十一月八日	懷良親王令旨寫	……	(阿蘇家文書)	……	三
三	正	平	五年十一月八日	五條賴之言上狀寫	……	(同上)	……	三
三	觀	應	二年二月廿五日	造領記	……	(森春樹編著)	……	三
三	(觀應二年)		十月二日	一色道猷 ^{龜氏} 書狀	……	(入江文書)	……	三
六	觀	應	二年十月三日	一色道猷 ^{龜氏} 感狀	……	(東大文学部藏斑島文書)	……	三
六	觀	應	二年十一月日	龍造寺家平軍忠狀	……	(龍造寺文書)	……	三
六	文	和	元年十二月十三日	日田永敏寄進狀	……	(大鳥居文書)	……	三
六	正	平	十年十一月十八日	有馬澄明軍忠狀案	……	(有馬文書)	……	三
六	正	平	十年十一月日	於保胤宗軍忠狀	……	(肥前多久文書)	……	三

三	正	平	十年十一月	日	橘薩摩公世軍忠狀	……………	(東大史料編纂所)	……………	三
四	正	平	十年十二月	日	木屋行實軍忠狀	……………	(藏橘中村文書)	……………	三
五	正	平	十一年六月	日	惠良惟澄申狀案	……………	(阿蘇家文書)	……………	三
六		(康安二年カ)	二月十五日		大友氏時書狀	……………	(同)	……………	三
七		(康安二年カ)	二月十五日		大友氏時書狀	……………	(同上)	……………	三
八	貞	治	二年七月十二日		足利義詮袖判下文	……………	(大友家文書錄)	……………	三
九	貞	治	三年二月	日	大友氏時當知行所領所職等注進狀案	……………	(大友文書)	……………	三
十		(文中二年)	卯月四日		菊地武政書狀	……………	(阿蘇家文書)	……………	三
十一	文	中	四年六月十三日		懷良親王今旨寫	……………	(同上)	……………	三
十二					日田記	……………	(財津永倫編著)	……………	三
十三	自	應安五壬子年			豐西記	……………	(大藏和市編著)	……………	三
十四	至	同	七年		今川了俊 ^貞 下向以後同心人々著到交名案	……………	(詫摩文書)	……………	三
十五	永	和	二年六月	日	長井廣世軍忠狀案	……………	(福原対馬家文書)	……………	三
十六	康	曆	元年十二月廿四日		足利義滿袖判下文	……………	(入江文書)	……………	三
十七	永	德	三年七月十八日		大友親世當知行所領所職等注進狀案	……………	(大友文書)	……………	三
十八		(元中元年)	十一月廿一日		菊地武朝書狀寫	……………	(阿蘇家文書)	……………	三
十九	元	中	三年十一月廿七日		成良親王今旨寫	……………	(同上)	……………	三
二十		(元中八年)	十二月九日		五條賴治軍忠申狀案	……………	(五條文書)	……………	三
二十一	明	德	二年九月廿八日		西大寺末寺帳	……………	(相模極楽寺文書)	……………	三
二十二		「應永二年」			京都不審條々事書	……………	(彌寝文書)	……………	三
二十三	應	永	十年癸未二月廿八日		荒平阿彌陀堂木造阿彌陀如來像胎内銘	……………	(大分県金石年表)	……………	三
二十四	應	永	十年癸未二月		西大山烏宿神社鱧口銘	……………	(同上)	……………	三

一〇五	應	永十四 _亥	十月十五日	戶山神社寶篋印塔銘……………	(大分の石造美術)	七
一〇六	應	永十六己丑	卯月十三日	普門寺木造笑巖和尚坐像銘……………	(日田市史)	七
一〇七	應	永十九年壬辰	八月時正	戶山神社寶篋印塔銘……………	(大分の石造美術)	七
一〇八	應	永二十三 _申	歲二月廿一日	森家五部大乘經奥書并箱書……………	(森幸太郎藏本)	七
一〇九	應	永三十二年 _巳	九月	日田永秀書狀……………	(大友家文書錄)	七
一一〇	應	永三十 _卯	歲龍集極月二十三日	岳林寺木造彌勒菩薩坐像胎內銘……………	(九州歴史資料館 研究論集九)	七
一一一	自	(永享四年)	五月廿二日	滿濟准后日記……………	(続群書類從)	八
一一二	自	(永享八年)	卯月十九日	大内持世書狀……………	(大友家文書錄)	八
一一三	自	(永享九年九月)	十八日	蔭涼軒日錄……………	(大日本仏教全書)	八
一一四	至	(永享九年九月)	廿一日	豐西記……………	(大藏和市編著)	八
一一五	至	(永享九年九月)	廿一日	豐西記……………	(大藏和市編著)	八
一一六	文	(文安元年頃)		大友家文書錄……………	(東大史料編纂所影写本)	八
一一七	文	安	元年十二月十八日	本覺院打出懸佛銘……………	(大分県金石年表)	八
一一八	日	田記		日田記……………	(財津永倫編著)	八
一一九	文	安三年丁卯	八月廿五日	大原八幡宮神殿裏墨書銘……………	(日田郡の文化財)	八
一二〇	享	德	二年霜月十五日	山中藥師堂鑿口銘……………	(大分の石造美術)	八
一二一	享	德	三年甲戌	大友家文書錄……………	(東大史料編纂所影写本)	八
一二二	長	祿第二 _庚	季應鐘月(念)二日	高瀬安心院正藏々六地藏幢銘……………	(大分の石造美術)	八
一二三	(寬正元年)	庚辰年		海東諸國記……………	(碩田叢史)	八
一二四	寬	正三年	关末二月時正	戶山神社五輪塔銘……………	(大分県金石年表)	八
一二五	(應仁元年)			大友家文書錄……………	(東大史料編纂所影写本)	八

一八	應仁二年 <small>戊辰</small> 四月二十日	五馬市玉來神社棟札銘	(天ヶ瀬町誌)	六
一七	文明元年十一月廿二日	日田親常知行宛行狀	(大牟田市大城美智信文書)	六
一六	(文明二年)八月	成宗康靖大王實錄	(李朝実録)	六
一五	「文明」 <small>(三年)</small> 辛卯二月十九日 <small>(月九)</small>	友田寶篋印塔銘	(大分県金石年表)	六
一四	(文明三年)八月辛丑朔	成宗康靖大王實錄	(李朝実録)	六
一三		海東諸國記	(碩田叢史)	六
一二	文明六年甲子正月元朝	金凝神社隨身像銘	(天ヶ瀬町誌)	六
一一	文明六年甲子三月三日	權律師源海讓狀寫	(彦山泉藏坊文書)	六
一〇	文明六年甲午八月日	戶山神社寶篋印塔銘	(大分県金石年表)	六
〇九	文明八年丙辰八月時 <small>正</small>	下柳寶篋印塔銘	(同上)	六
〇八	(文明十年)十月三日	正任記	(大日本史料)	六
〇七	(文明十年頃カ)十二月八日	少貳政資書狀案	(馬廻御判物帳)	六
〇六	(年未詳)四月廿八日 <small>(二十五)</small>	少貳政資書狀案	(同上)	六
〇五	(文明十四年)二月己未	成宗康靖大王實錄	(李朝実録)	六
〇四	(年未詳)十二月廿一日	大友政親書狀	(小田原直文書)	六
〇三	文明十九年 <small>ひのとの</small> 四月十三日 <small>日つし</small>	永弘氏輔覺書	(永弘文書)	六
〇二	文明十九歲次丁未十二月十五日	大友氏略系	(寛政重修諸家譜)	六
〇一	延徳元年己酉九月	大山祇社棟札銘	(大分県金石年表)	六
	<small>(附年号ノ誤リカ)</small>	大友家文書錄	(東大史料編纂所影写本)	六
一〇〇	「文明七年未」	大友政親書狀寫	(若林文書)	一〇〇
九九	(年未詳)十月五日	大友政親書狀	(長野野夫文書)	一〇〇
九八	(年未詳)十月五日	大友政親書狀	(梅木忠臣藏長野文書)	一〇〇

一四	延 德 二年	日田記……………	(財津永倫編著)……………	一〇一
一五	明 應 二年癸卯三月十四日	諸檀那等日記寫……………	(彦山泉藏坊文書)……………	一〇二
一六	明 應 四年乙卯十一月十日	堂ノ上寶篋印塔銘……………	(大分県金石年表)……………	一〇三
一七	(明應五年頃カ) 四月卅日	大友政親書狀……………	(土居氏蒐集文書)……………	一〇三
一八	明 應 五年 <small>たつひの</small> 〆	大友政親滅亡等次第……………	(永弘文書)……………	一〇四
一九	明 應 五年丙辰六月十日	大友家文書錄……………	(東大史料編纂所影写本)……………	一〇六
二〇		兩豐記……………	(大分県郷土史料集成)……………	一〇六
二一	(明應五年) 七月十三日	大友家文書錄……………	(東大史料編纂所影写本)……………	一〇七
二二	(明應五年) 七月十七日	大友親治書狀……………	(大友家文書錄)……………	一〇八
二三	(年未詳) 七月廿日	直資書狀……………	(賀來文書)……………	一〇八
二四		大友親治書狀……………	(大友家文書錄)……………	一〇九
二五	(明應五年) 五月廿九日	大友親治(カ) 恩賞預ケ狀……………	(同 上)……………	一〇九
二六	(明應六年) 四月十一日	大友氏加判家等連署奉書……………	(同 上)……………	一一〇
二七	明 應 戊午五月十八日	大友親治恩賞預ケ狀……………	(若林文書)……………	一一〇
二八	(年未詳) 六月八日	星隈山五輪塔銘……………	(大分県金石年表)……………	一一一
二九	永 正 二年乙丑六月吉日	大友義長書狀……………	(柞原八幡宮文書)……………	一一一
三〇	永 正 二年 <small>乙</small> 拾月廿二日	西大山鳥宿神社鰐口銘……………	(大分県金石年表)……………	一一二
三一	永 正 四年八月 日	廣瀬氏掬月亭六地藏幢銘……………	(大分の石造美術)……………	一一三
三二		戸山神社寶篋印塔銘……………	(大分県金石年表)……………	一一三
三三	(永正十四年頃カ)	某書狀案……………	(永弘文書)……………	一一三
三四	(永正十四年) 十二月一日	大友義鑾知行預ケ狀寫……………	(西文書)……………	一一四
三五	永 正 十四年十二月朔日	大友氏加判家連署奉書寫……………	(同 上)……………	一一四
三六	永 正 十四年十二月三日	山下長就打渡狀寫……………	(同 上)……………	一一五

一七	永 正 十六年二月三日	日田記	……………	(財津永倫編著)	二六
一七	(享祿 元年カ) 七月八日	大友義鑑書狀	……………	(財津登文書)	二六
一七	(享祿 三年カ) 六月廿八日	大友義鑿(之)書狀	……………	(大友家文書錄)	二七
一四	(享祿 三年カ)	大友家文書錄	……………	(東大史料編纂所影写本)	二七
一七		日田記	……………	(財津永倫編著)	二八
一七		豐西記	……………	(大藏和市編著)	二八
一七		豐後國日田郡司職次第	……………	(東大史料編纂所影写本)	三〇
一七		造領記	……………	(森春樹編著)	三三
一六		豐後日田出口村書上	……………	(日限多聞藏本)	三三
一八	(天文三年カ) 三月廿日	大内義隆書狀	……………	(大友家文書錄)	三三
一八	(年 未詳) 七月十日	大友義鑑書狀	……………	(財津永秀文書)	三三
一八	天 文 十年辛丑(マ) 月彼岸	戶山神社五輪塔銘	……………	(大分県金石年表)	三四
一八	天 文 十年辛丑霜月廿八日	寶積寺木造大日如來坐像銘	……………	(日田市史)	三四
一八	天 文 十一年壬子八月彼岸	戶山神社五輪塔銘	……………	(大分県金石年表)	三四
一八	天 文 十六稔丁未八月吉日	寶積寺木造毘沙門天像銘	……………	(日田市史)	三五
一八	天 文 十六年丁未十月 日	世尊寺木造藥師如來坐像銘	……………	(大分県金石年表)	三五
一八		豐西記	……………	(大藏和市編著)	三六
一八	天 文 十九 二 十二	大友義鑑條々置文	……………	(大友文書)	三七
一八	(年 未詳) 二月十四日	大友義鎮書狀	……………	(財津登文書)	三六
一八	自天文廿三年甲子卯月十三日	戶山神社神像(三尊)銘	……………	(大分県金石年表)	三九
一八	至同 五月十五日	戶山神社師子龍王面銘	……………	(同上)	三九
一八	天文廿三年甲子五月吉日	戶山神社師子龍王面銘	……………	(同上)	三九
一八	弘 治 三天戊午五月六日	世尊寺木造地藏菩薩像銘	……………	(同上)	三九

一五	(弘治三年々)	六月七日	筑紫良薫・秋月文聚連署書狀	(相良家文書)	一三
一六	永祿二年	七月三日	大友義鎮寄進狀	(橋本文書)	一三
一七	(年未詳)	九月十一日	大友義鎮書狀	(五條文書)	一三
一八	永祿三庚申	二月五日	戸山神社中宮攝社貴船社神像銘	(大分県金石年表)	一三
一九	永祿三年庚申	四月十八日	有田大行事八幡罌口銘	(大分の石造美術)	一三
二〇	(年未詳)	五月十三日	大友義鎮書狀寫	(財津文書写)	一三
二一	永祿四年	十一月十日	安心院興生・飯田長重等七人連署書狀案	(佐田文書)	一四
二二	(永祿四年)	十一月十五日	吉岡鑑興書狀	(同上)	一五
二三	(永祿四年)	十月十五日	吉岡鑑興書狀	(同上)	一五
二四	(永祿四年)	十一月十五日	大友義鎮書狀	(同上)	一五
二五	永祿五年	二月廿一日	大友義鎮寄進狀	(橋本文書)	一七
二六	(永祿五年)	六月五日	大友氏加判家連署書狀	(広島大学蔵蒲地文書)	一六
二七	永祿五年	九月十三日	大友義鎮寄進狀寫	(豐西記)	一六
二八	永祿七甲子	年拾月吉日	中國九州御祓賦帳	(神宮文庫蔵本)	一四
二九	永祿九年	十二月廿九日	正風寺址磨崖碑銘	(大分県金石年表)	一四
三〇	永祿十年	七月一日	坂本隨鷗・石松鎮昌・財津芳澤連署書狀寫	(橋本信房文書)	一四
三一	(永祿十年)	九月八日	大友宗麟義鎮書狀	(立花家文書)	一四
三二	(年未詳)	九月十六日	戸次鑑連・吉弘鑑理連署書狀	(江藤正澄所蔵文書)	一四
三三	永祿十一年	正月十一日	刀象先代帳	(彦山勝岡坊文書)	一四
三四	(永祿十一年)	六月卅日	大友宗麟義鎮感狀	(財津文書)	一四
三五	(永祿十一年頃々)	十一月一日	浦上宗鑑書狀	(財津永倫編著)	一四
三六	自永祿十二年	正月一日	某覺書案	(碩田叢史所収野上文書)	一四
三七	同	壬五月三日	某覺書案	(到津文書)	一四

二六	永 祿 十二年 二月廿六日	奈多鑑基書狀案	鏡山文書	一四
二七	永 祿 十二年 三月十八日	刀叟先代帳	彦山勝田坊文書	一三
二八	(永祿十二年) 三月廿三日	大友宗麟 <small>義</small> 書狀	(五條文書)	一四
二九	(永祿十二年) 四月	大友家文書録	(東大史料編纂所影写本)	一四
三〇	(永祿十二年) 五月十一日	大友宗麟 <small>義</small> 感狀	(大友家文書録)	一五
三一	(永祿十二年) 六月廿三日	大友宗りん <small>義</small> 感狀	(橋本文書)	一五
三二	(永祿十二年) 六月廿四日	戸次鑑連書狀	(五條文書)	一五
三三	(永祿十二年) 九月十三日	大友宗麟 <small>義</small> 書狀	(大友家文書録)	一五
三四	(年 未詳) 九月十五日	大友宗麟 <small>義</small> 書狀	(同 上)	一五
三五	(年 未詳) 十月十一日	大友宗麟 <small>義</small> 知行預ケ狀	(同 上)	一五
三六	(年 未詳) 十一月二日	大友宗りん <small>義</small> 感狀	(橋本文書)	一五
三七	(永祿十二年) 十一月廿六日	大友宗麟 <small>義</small> 名字狀	(大友家文書録)	一五
三八	永 祿 十二年十一月廿六日	大友宗麟 <small>義</small> 名字書出	(同 上)	一五
三九	「永祿十三年 <small>庚午</small> 」二月五日	大友宗麟 <small>義</small> 安堵狀寫	(財津文書写)	一五
四〇	(元 龜 元年 九月十六日)	イルマン・ルイス・ダルメイダの書翰	(イエズス会の通信)	一五
四一	一五七〇年 一〇月一日	馬原袋地藏堂地藏菩薩坐像銘	(中津江村誌)	一五
四二	元 龜 二年	戸次道雪 <small>連</small> 讓與立花城置物員數書	(立花家文書)	一五
四三	天 正 三年 五月廿八日	三非齋 <small>大友義鎮</small> 一跡安堵狀	(大友家文書録)	一五
四四	(天正六年) 卯月十一日	大友義統書狀	(財津永秀文書)	一五
四五	(天正六年) 十二月	大友家文書録	(東大史料編纂所影写本)	一五
四六	(天正六年) 十二月九日	大友義統書狀	(五條文書)	一五

三三	(天正 六年)	十二月十三日	大友義統知行預ケ狀	(同 上)	一六
三六	天 正	〔六年〕 〇月廿一日	上小竹殿村墓地五輪塔銘	(大分県金石年表)	一六
三九	天 正	七年 九月廿三日	大友義統袖判坪付	(大友家文書録)	一六
四〇	(天正 七年九月頃)		大友家文書録	(東大史料編纂所影写本)	一六
四一	(天正 七年)	十一月十八日	大友義統書狀	(大友家文書録)	一六
四二	(天正 七月)	十二月	大友家文書録	(東大史料編纂所影写本)	一六
四三	(天正 八年)	二月十六日	戸次道雪 ^鑑 連書狀案	(立花家文書)	一六
四四	(天正 八年 ^カ)	二月廿三日	大友圓齋 ^義 書狀	(財津永秀文書)	一六
四五	(天正 八年)	壬三月廿日	大友圓齋 ^義 書狀	(問注所文書)	一六
四六	天 正	八年 四月十三日	田北紹鐵 ^鑑 重墓碑銘	(増補訂正編年大友史料)	一六
四七	天 正	八年 卯月十三日	大友圓齋 ^義 合戰頸・手負・打死注文 一見狀	(富宿文書)	一六
四八			田北紹鐵成敗之時味方討死交名	(大友家文書録)	一六
四九	(天正 八年)	卯月廿三日	大友圓齋 ^義 感狀	(財津文書)	一六
五〇	(天正 八年)	卯月廿三日	大友圓齋 ^義 感狀	(同 上)	一六
五一	(天正 八年)	卯月廿三日	大友圓齋 ^義 書狀	(石松文書)	一六
五二	(天正 八年)	卯月廿三日	大友圓齋 ^義 感狀	(宝珠山文書)	一六
五三	(天正 八年)	卯月廿三日	大友圓齋 ^義 感狀	(奥田清三文書)	一七
五四	(天正 八年)	卯月廿三日	大友圓齋 ^義 感狀	(高瀬文書)	一七
五五	(天正 八年)	卯月廿三日	大友圓齋 ^義 感狀	(大友家文書録)	一七
五六	(天正 八年)	卯月廿三日	大友圓齋 ^義 感狀	(同 上)	一七

三七	(天正 八年)	卯月廿三日	大友圓齋 <small>義頭</small> 感狀	……………	(同上)	一七三
三六	(天正 八年)	卯月廿六日	大友義統恩賞死行狀	……………	(財津文書)	一七二
三五	(天正 八年)	卯月廿六日	大友義統感狀	……………	(奥田清三文書)	一七三
三四	(天正 八年)	卯月廿六日	大友義統感狀	……………	(石松文書)	一七三
三三	(天正 八年)	卯月廿六日	大友義統感狀	……………	(大友家文書錄)	一七四
三二	(天正 八年)	五月十一日	大友圓齋 <small>義頭</small> 書狀	……………	(財津登文書)	一七四
三一	(天正 八年)	五月廿四日	大友義統書狀寫	……………	(平林文書)	一七五
三〇	(天正 八年)	六月廿八日	大友圓齋 <small>義頭</small> 書狀	……………	(財津永秀文書)	一七五
二九	(天正 八年)	七月三日	大友義統知行預ヶ狀	……………	(同上)	一七六
二八	(天正 八年)	七月六日	大友義統書狀	……………	(河原氏藏問注所文書)	一七六
二七	(天正 八年)	八月廿日	秋月種實書狀	……………	(萩原充文書)	一七七
二六	(天正 八年)	九月三日	大友圓齋 <small>義頭</small> 書狀	……………	(問注所文書)	一七六
二五	(天正 八年)	九月廿六日	大友義統知行預ヶ狀	……………	(蒲池文書)	一七六
二四	(天正 八年)	十月七日	大友圓齋 <small>義頭</small> 書狀	……………	(問注所文書)	一七六
二三	(天正 八年)	十月八日	大友義統書狀	……………	(河原氏藏問注所文書)	一七六
二二	(天正 八年)	十月九日	大友義統書狀	……………	(柚留木文書)	一七六
二一	(天正 八年)	十月十九日	大友義統感狀	……………	(森保子文書)	一七六
二〇	天正 八年	十月廿四日	戸次道雪 <small>義頭</small> ・高橋紹運 <small>義頭</small> 連署起請文	……………	(五條文書)	一七三
一九	(年 未詳)	十二月七日	大友義統書狀	……………	(財津永秀文書)	一七三
一八	(天正 八年)	十二月八日	大友圓齋 <small>義頭</small> 書狀	……………	(財津登文書)	一七四
一七	(天正 九年)	正月十二日	大友義統書狀	……………	(同上)	一七四
一六	(天正 九年)	二月二日	大友義統書狀	……………	(柳田原家文書)	一七五
一五	(天正 九年)	二月二日	大友義統書狀	……………	(同上)	一七五

二八〇	(天正 九年カ)	二月二日	大友義統書狀……………	(薦野家譜)……………	二八〇
二八一	(天正 九年カ)	二月二日	大友義統書狀……………	(同 上)……………	二八一
二八二	(天正 九年カ)	二月廿一日	大友義統知行預ケ狀寫……………	(同 上)……………	二八二
二八三	天 正	九辛巳年 三月四日	後山供養碑名……………	(大分県金石年表)……………	二八三
二八四	(天正 九年)	七月六日	大友義統感狀……………	(大友家文書録)……………	二八四
二八五	(天正 九年)	九月十八日	大友圓齋 ^義 書狀……………	(間注所文書)……………	二八五
二八六	(天正 九年カ)	九月廿五日	大友義統書狀……………	(同 上)……………	二八六
二八七	(天正 九年カ)	九月廿五日	大友圓齋 ^義 書狀……………	(同 上)……………	二八七
二八八	(天正 九年)	十月十日	大友府蘭 ^義 書狀……………	(同 上)……………	二八八
二八九	(天正 九年)	十月十一日	大友府蘭 ^義 感狀……………	(大友家文書録)……………	二八九
二九〇	(天正 九年)	十月十五日	大友義統感狀……………	(同 上)……………	二九〇
二九一	天 正	九年 十月	大友義統合戰手負注文一見狀……………	(石松文書)……………	二九一
二九二	(天正九年十一月)		大友家文書録……………	(東大史料編纂所影写本)……………	二九二
二九三	(天正 九年カ)	十一月廿八日	大友義統感狀……………	(石松文書)……………	二九三
二九四	(天正 九年)	十二月七日	大友府蘭 ^義 書狀……………	(間注所文書)……………	二九四
二九五			豊後國志……………		二九五
二九六	(天正 九年)	十二月十三日	大友義統感狀……………	(平井文書)……………	二九六
二九七	(天正 九年)	十二月十三日	大友義統感狀……………	(長尾文書)……………	二九七
二九八	(天正 九年 十二月廿四日)		大友家文書録……………	(東大史料編纂所影写本)……………	二九八
二九九	天 正	九年十二月廿四日	大友義統合戰手負着到一見狀……………	(大友家文書録)……………	二九九
三〇〇	(天正 九年カ)	十二月廿七日	大友義統感狀……………	(橋本文書)……………	三〇〇
三〇一	(天正 九年)	十二月廿七日	大友義統感狀……………	(大友家文書録)……………	三〇一

三〇一	(天正 九年)	十二月廿七日	大友義統感狀寫	(財津文書写)	二六
三〇二	(天正 九年)	十二月廿七日	大友義統感狀	(大友家文書録)	二六
三〇三	(天正 九年)	十二月廿七日	大友義統感狀	(同 上)	二六
三〇四	(天正 九年)	十二月廿七日	大友義統合戦手負着到一見狀	(同 上)	二六
三〇五	(天正 九年)	十二月廿七日	大友義統合戦手負着到一見狀	(同 上)	二六
三〇六	(天正 十年)	壬午正月十二日	大友家文書録	(東大史料編纂所影写本)	二〇
三〇七	(天正 十年)	拾年正月十二日	大友府蘭 ^義 合戦手負着到一見狀	(大友家文書録)	二〇
三〇八	(天正 十年)	正月十六日	大友府蘭 ^義 感狀	(同 上)	二〇
三〇九	(天正 十年)	正月廿四日	戸次道雪 ^鑑 書狀	(筑後将士軍談所収屋山文書)	二〇
三一〇	(天正 十年)	五月	大友家文書録	(東大史料編纂所影写本)	二〇
三一	(天正 十年)	六月卅日	大友宗麟 ^義 感狀寫	(財津文書写)	二〇
三二	(天正 十年)	六月卅日	坂本隨鷗墓 ^義 碑銘	(大分県金石年表)	二〇
三三	(天正 十年)	十二月一日	大友義統合戦手負着到一見狀	(大友家文書録)	二〇
三四	(天正 十年)	十二月一日	豐西記	(大蔵和市編著)	二〇
三五	(天正 十年)	十二月三日	大友府蘭 ^義 感狀	(大友家文書録)	二〇
三六	(天正 十年)	十二月三日	大友義統感狀	(同 上)	二〇
三七	(天正 十年)	十二月十六日	大友義統感狀	(同 上)	二〇
三八	(天正 十年)	十二月十六日	大友義統感狀	(同 上)	二〇
三九	(天正 十年)	十二月廿七日	大友義統感狀	(河原氏蔵間注所文書)	二七
四〇	(天正 十年)	十二月十五日	大友義統恩賞 ^義 宛行坪付	(大友家文書録)	二八
四一	(天正 十年)	二月十五日	秋月種實書狀	(萩原文書)	二八
四二	(天正 十年)	九月廿六日	大友義統書狀	(大友家文書録)	二九
四三	(天正 十年)	九月廿七日	大友府蘭 ^義 書狀	(坂本文書)	三〇
四四	(天正 十年)	九月九日	大友義統合戦手負着到一見狀	(財津文書)	三〇

三三	(天正十一年頃カ)	十月十三日	大友府蘭 <small>義</small> 鎮書狀	………	(飯田文書)	三三
三六	(天正十一年カ)	十月十六日	大友義統感狀	………	(坂本文書)	三三
三七	(天正十一年カ)	十月十六日	大友義統感狀寫	………	(財津文書写)	三三
三六	(天正十一年カ)	十月十六日 <small>カ</small>	大友義統感狀	………	(大友家文書録)	三三
三九	(天正十一年頃カ)	十一月十七日	大友義統書狀	………	(石松文書)	三三
三〇	(天正十一年カ)	十二月九日	大友義統書狀	………	(五條文書)	三四
三一	(年未詳)	十二月十三日	大友義統知行預ケ狀	………	(同)	三四
三一	(天正十一年)	十二月廿六日	大友義統書狀	………	(同)	三五
三一	(天正十二年カ)	正月十七日	大友義統書狀寫	………	(財津文書写)	三六
三四	(天正十二年)	二月二日	大友義統書狀	………	(大友家文書録)	三六
三五	(天正十二年)	卯月十六日	大友府蘭 <small>義</small> 鎮恩賞預ケ狀	………	(財津文書)	三七
三五	(天正十二年カ)	卯月廿四日	大友義統書狀	………	(大友家文書録)	三七
三七	(年未詳)	卯月廿九日	大友義統書狀	………	(河北文書)	三八
三六	(年未詳)	六月一日	大友義統書狀	………	(五條文書)	三八
三九	(天正十二年)	六月七日	大友義統書狀	………	(同)	三九
三〇	(天正十二年)	六月八日	大友義統書狀	………	(同上)	三〇
三〇	(天正十二年)	七月	大友家文書録	………	(東大史料編纂所影写本)	三〇
三一	(天正十二年)	七月	日田記	………	(財津永倫編著)	三一
三三			豐西記	………	(大藏和市編著)	三三
三四	(天正十二年カ)	七月廿六日	大友義統感狀寫	………	(財津文書写)	三四
三四	(天正十二年)	七月廿六日	大友義統感狀	………	(大友家文書録)	三四
三五	(天正十二年)	七月廿六日	大友義統感狀	………	(同上)	三五
三五	(天正十二年)	七月廿八日	戸次道雪 <small>連</small> ・高橋紹運 <small>鎮</small> 等連署書狀	………	(同上)	三五

三六	天正十二年七月廿八日	大友義統書狀	……	(財津文書写)	三六
三六	(天正十二年)	九月三日	戸次道雪 <small>義</small> 連書狀案	……	(薦野文書)
三五	(天正十二年)	九月廿三日	大友義統・大友府蘭 <small>義</small> 連署書狀	……	(財津永延文書)
三五	(天正十二年十月カ)	三日	大友義統書狀	……	(大友家文書録)
三五	(天正十二年カ)	十一月廿二日	大友義統感狀寫	……	(財津文書写)
三五	(天正十三年カ)	二月二日	大友義統感狀案	……	(児玉齋採集家中感狀)
三五	(天正十三年)	□月三日	大友義統書狀	……	(大友家文書録)
三五	(天正十三年)	六月三日	大友義統書狀	……	(田村文書)
三五	(天正十三年)	六月三日	大友義統書狀	……	(大友家文書録)
三五	(天正十三年)	六月廿三日	大友義統書狀	……	(同)上
三五	(天正十三年)	八月十八日	大友義統書狀	……	(同)上
三九	(天正十三年)	壬八月三日	大友府蘭 <small>義</small> 書狀	……	(同)上
三〇	(天正十三年カ)	九月十一日	大友義統一字書出寫	……	(財津文書写)
三一	(天正十三年)	九月十一日	大友義統一字書出寫	……	(同)上
三二	(天正十三年カ)	十月十三日	大友府蘭 <small>義</small> 書狀	……	(飯田文書)
三三	(天正十三年カ)	十二月廿四日	大友府蘭 <small>義</small> 書狀	……	(大友松野文書)
三四	(天正十四年)	二月	大友家文書録	……	(東大史料編纂所影写本)
三五	天正十四年丙戌	四月廿七日	小野上小竹殿村墓地寶篋印塔銘	……	(大分県金石年表)
三六	(天正十四年)	卯月廿八日	大友義統書狀	……	(大友家文書録)
三七	(天正十四年カ)	九月廿四日	大友義統書狀	……	(五條文書)
三六	天正十四年十一月		豐西記	……	(大藏和市編著)
三九	(天正十四年カ)	十一月廿四日	大友義統書狀	……	(伝来寺文書)
三〇	(天正十四年)	十一月廿七日	大友義統書狀	……	(大友家文書録)

目次

三七〇	(天正十四年十二月)	大友家文書錄	(東大史料編纂所影写本)	二二〇
三七〇	(天正十五年)	大友義統感狀	(石松文書)	二二一
三七三	天正十五	薩州軍某内覺	(旧記雜錄後編)	二二一
三七四	(天正十五年)	大友宗滴 <small>鎮義</small> 感狀	(大友家文書錄)	二二三
三七五	(天正十五年)	毛利隆景書狀	(入江七郎左衛門文書)	二二三
三七六	(天正十五年)	豐臣秀吉御内書	(大友家文書錄)	二二三
三七七		豐臣秀吉御内書	(同上)	二二三
三七八	(天正十六年)	佐藤鎮眞書狀	(清原宣雄藏文書)	二二四
三七九	(天正十六年)	高瀬鎮辰書狀	(朝見八幡社文書)	二二五
三八〇	(天正十六年)	財津鎮貞書狀	(同上)	二二五
三八一	(天正十六年)	羽野麟慶書狀	(同上)	二二七
三八二	(天正十六年)	石松統光書狀	(清原宣雄藏文書)	二二八
三八三	(天正十六年)	堤鎮常書狀	(朝見八幡社文書)	二二九
三八四	(天正十六年)	世戸口鎮孝書狀	(清原宣雄藏文書)	二二九
三八五	(天正十六年)	河邊勝直書狀	(同上)	二三一
三八六	(天正十六年)	坂本道列書狀	(朝見八幡社文書)	二三三
三八七	(天正十六年)	佐藤則景書狀	(清原宣雄藏文書)	二三三
三八八	(天正十六年)	財津 <small>カ</small> 員重書狀	(同上)	二三五
三八九	天正十七己丑年	先祖歷代祈禱仕交名人覺	(朝見八幡社文書)	二三五
三九〇	自天正十七年	又連上ノ原實篋印塔銘	(大分県金石年表)	二三六
三九一	至天正十七年	天正十六年參宮帳寫	(後藤作四郎文書)	二三六
三九二	(天正十七年)	大友家文書錄	(東大史料編纂所影写本)	二三六
三九三	(天正)	日田記	(財津永倫編著)	二三六

三四	天	正 十七己丑年十月	日田郡檢地調符領地配賦	(豐西記)	三九
三五	(天正十八年)	五月三日	大友吉統知行預ケ狀	(大友家文書録)	三九
三六	天	正 十八年 五月三日	堤鎮久給地坪付	(同上)	三九
三七	(天正十八年)	五月三日	浦上道冊書狀	(同上)	三九
三八	天	正十八庚寅年 八月 吉辰	南小國町中原藥師三尊像銘	(小國郷の史蹟・文化財)	三九
三九	(天正十八年)	九月廿三日	浦上宗鐵書狀	(大友家文書録)	三九
四〇	(天正十八年頃カ)		大坂城普請夫催促遣方控	(同上)	四〇
四一	天	正 十九年 正月廿九日	堀宮内丞所領書上	(同上)	四〇
四二	天	正 十九年 八月 吉日	豊後國檢地目録案	(西寒田神社文書)	四〇
四三	天	正 廿年 二月十一日	大友吉統條々事書	(大友文書)	四〇
四四			豊後國諸侍着到帳寫	(武内本・中島本)	四一
四五	天	正 二十年 壬辰五月十一日	大島供養碑銘	(天ヶ瀬町誌)	四一
四六	文	祿 元年	造領記	(森春樹編著)	四一
四七	(文祿 元年カ)		大友吉統除國軍士配賦著到交名	(大友家文書録)	四一
四八	文	祿 元壬辰年	豐西記	(大蔵和市編著)	四一
四九	(文祿 二年)	六月 廿日	豊臣秀吉御内書	(島津家文書)	四一
五〇	文	祿 三 正月廿八日	豊臣秀吉朱印狀	(日田市教委藏文書)	四一
五一	文	祿 三年	豐西記	(大蔵和市編著)	四一
五二	文	祿 四年	豐西記	(同上)	四一
五三	文	祿 五年 五月十九日	戸倉友重宛知行目録寫	(毛利高棟文書)	四一
五四	(慶長 五年)		豐西記	(大蔵和市編著)	四一
五五			杷木町龍光山圓清寺撞鐘由來	(筑前國統風土記附録)	四一
五六	慶長	五庚子年 十月 二日	三和龍川寺墓碑銘	(大分県金石年表)	四一

四七 慶長 六年 豐西記……………(大藏和市編著)……………三二

四八 慶長 六年十月 日 細川忠興知行宛行狀寫……………(財津文書)……………三三

四九 慶長 八年九月十六日 細川忠興知行宛行狀寫……………(同上)……………三四

付録 日田市・天ヶ瀬町・大山町大字・小字一覽表……………三五

宇佐宮領五箇所付得善名史料

一 八幡宇佐宮御神領大鏡……………(到津文書)……………三七

二 弘安 捌年玖月 日 豐後國大田文寫……………(東大史料編纂所藏平林本)……………三八

三 弘安 八年九月晦日 豐後國圖田帳案……………(内閣文庫本)……………三九

四 貞和 四年十二月廿九日 宇佐永保保範得分物注進狀……………(到津文書)……………四〇

五 貞治 三年二月 日 大友氏時當知行所領所職等注進狀案 (大友文書)……………三一

六 永徳 三年七月十八日 大友親世當知行所領所職等注進狀案 (同上)……………三二

七 永祿 二年七月三日 大友義鎮寄進狀……………(橋本文書)……………三三

八 (年未詳) 十一月二日 大友宗りん鎮義安堵狀……………(同上)……………三三

付録 宇佐宮領五箇所等四至及日田市大字・小字対照表……………三四

大肥莊史料

一 和名類聚抄……………三五

二 太宰府天滿宮安樂寺草創日記……………(太宰府神社文書)……………三五

三 豐後國日田郡司職次第……………(東大史料編纂所影写本)……………三五

四	豐西記	(大藏和市編著)	三六
五	豐後國志	三七
六	(延久三年) 八月三日 百鍊抄	(新訂増補国史大系)	三七
七	(嘉保二年八月)十日 中右記	(史料大成)	三八
八	自嘉保二年八月十日 爲房卿記	(大宰府・大宰府天満宮史料)	三八
九	自天永二年八月廿二日 殿 曆	(同上)	三六
〇	天永二年八月廿二日 中右記	(史料大成)	三九
一	天永二年八月廿二日 長秋記	(同上)	三九
二	彦山流記	(高千穂家文書)	三九
三	弘安 捌年玖月 日 豐後國大田文寫	(東大史料編纂所蔵平林本)	三〇
四	弘安 八年九月晦日 豐後國圖田帳案	(内閣文庫本)	三三
五	曆 應二 <small>□卯巳</small> 十一 <small>□</small> 十日 夜明茶屋ノ瀬板碑銘	(大分の石造美術)	三三
六	觀 應 元年六月五日 一色道猷 <small>龜氏</small> 寄進狀	(大島居文書)	三三
七	觀 應 三年二月 日 安樂寺領注進目錄案	(太宰府天満宮文書)	三三
八	文 明 六年 <small>午甲</small> 三月三日 權律師源海讓狀寫	(彦山泉藏坊文書)	三三
九	明 應 二年 <small>丑癸</small> 三月十四日 諸檀那等日記寫	(同上)	三四
〇	(永祿四年 <small>カ</small>) 九月廿八日 大友義鎮書狀	(大島居文書)	三五
一	永祿 十一年 <small>戌辰</small> 正月十一日 刀象先代帳	(彦山勝円坊文書)	三五
二	(永祿十一年) 六月卅日 大友宗麟 <small>義鎮</small> 感狀	(財津文書)	三六
三	永祿 十二年 <small>巳</small> 三月十八日 刀象先代帳	(彦山勝円坊文書)	三六
四	(天正六年) 十二月 大友家文書錄	(東大史料編纂所影写本)	三六
五	(天正七年 <small>カ</small>) 三月廿二日 大友義統感狀	(羽野文書)	三七

三	(天正七年八月)	大友家文書錄	……	(東大史料編纂所影写本)	……	三七
二	(天正七年)	大友義統感狀	……	(大友家文書錄)	……	三六
一	(天正七年)	大友義統感狀	……	(羽野文書)	……	三六
〇	(天正七年)	大友義統感狀	……	(石松文書)	……	三六
〇	(天正七年)	大友義統感狀	……	(志賀四郎文書)	……	三六
〇	(天正七年)	大友義統感狀	……	(大友家文書錄)	……	三六
三	天正七年	大友義統袖判坪付	……	(同)	……	三〇
三	(天正七年)	浦上宗鐵書狀	……	(同)	……	三〇
三	(天正七年)	大友義統書狀	……	(同)	……	三〇
三	(天正七年)	浦上宗鐵書狀	……	(同)	……	三〇
三	(天正七年)	大友義統書狀	……	(同)	……	三〇
三	(天正七年)	大友義統書狀	……	(同)	……	三〇
三	(天正九年)	大友義統感狀	……	(同)	……	三〇
三	(天正九年)	浦上宗鐵書狀	……	(同)	……	三〇
三	(天正九年)	大友府蘭義書狀	……	(問注所文書)	……	三〇
三	(天正九年)	大友府蘭義書狀	……	(大友家文書錄)	……	三〇
三	(天正九年)	大友義統感狀	……	(同)	……	三〇
三	(天正九年)	大友義統感狀	……	(同)	……	三〇
三	(天正九年)	大友義統感狀	……	(同)	……	三〇
三	自(天正九年十一月二十日)至(同二十三日)	大友家文書錄	……	(東大史料編纂所影写本)	……	三〇
三	(天正九年)	豐西記	……	(大藏和市編著)	……	三〇
三	(天正九年)	大友府蘭義感狀	……	(大友家文書錄)	……	三〇
三	(天正九年)	大友府蘭義感狀	……	(同)	……	三〇
三	(年月日未詳)	彦山燒打事情書上	……	(同)	……	三〇
三	(天正九年)	大友義統感狀	……	(同)	……	三〇

四	(天正九年)	十一月卅日	大友義統感狀	(同)	上	三〇
四	(天正九年)	十一月卅日	大友義統感狀	(同)	上	三〇
五	(天正九年)	十一月卅日	大友義統感狀	(同)	上	三〇
五	(天正九年)	十二月十三日	大友府蘭 <small>義</small> 感狀	(野上文書)	三一
五	(天正九年)	十二月十八日	大友義統感狀	(大友家文書錄)	三一
五	(天正九年)	十二月廿七日	大友義統感狀	(同)	上	三一
五	(天正九年)	十二月廿七日	大友府蘭 <small>義</small> 感狀	(同)	上	三一
五	(天正九年)	拾年正月十二日	大友府蘭 <small>義</small> 合戰手負着到一見狀	(同)	上	三一
五	(天正十年)	正月十六日	大友府蘭 <small>義</small> 感狀	(同)	上	三一
五	(天正十年)	正月廿四日	戶次道雪 <small>義</small> 書狀	(筑後將士軍談所収屋山文書)	三三
五	(天正十年)	拾二年三月廿八日	大友義統合戰手負着到一見狀	(石松文書)	三四
五	(天正十年)	拾三年正月廿日	佐藤孫左衛門口上書寫	(碩田叢史)	三四
五	(天正十四年)	二月	大友家文書錄	(東大史料編纂所影写本)	三五
六	(天正十五年)	正月廿八日	大友義統書狀	(石松文書)	三五
六	(天正十五年)	正月廿八日	大友義統書狀寫	(兒玉齋採集久保文書)	三六
六	(天正十五年)	三月三日	薩州軍某內覺	(旧記雜錄後編)	三六
六	(天正十五年)	三月廿三日	大友宗滴 <small>義</small> 感狀	(大友家文書錄)	三七
六	(天正十五年)	三月廿三日	大友宗滴 <small>義</small> 感狀	(大友家文書錄)	三七
六	(天正十五年)	七月十一日	天正十六年參宮帳寫	(後藤作四郎文書)	三七
六	(天正十五年)	七月十日	堤鎮久給地坪付	(大友家文書錄)	三八
六	(天正十五年)	五月三日	豐國諸侍着到帳寫	(武内本・中島本)	三八
六	(天正十五年)	五月三日	大友吉統除國軍士配賦著到交名	(大友家文書錄)	三九
六	(天正十五年)	三月十一日	豐臣秀吉朱印狀	(志賀文書)	三九

一 一五九六(慶長元)年
 年報……………(イエズス会日本報告集)……………三〇
 七 慶長 元年
 豐西記……………(大蔵和市編著)……………三三
 七 慶長 三年八月十五日
 戸倉友重知行宛行狀案……………(毛利高棟文書)……………三三
 付録
 日田市大字(鶴河内・大)・小字一覽表……………三三
 (肥・夜明)

津江山史料

一 和名類聚抄……………三〇
 二 (天曆九年) 三月十二日
 天滿天神託宣記……………(扶桑略記)……………三〇
 三 豊後國津江莊津江氏歷名……………(長谷部文書)……………三〇
 四 豊後國志……………三〇
 五 (安貞二年) 七月六日
 百鍊抄……………(新訂増補国史大系)……………三一
 六 延元 三年十一月七日
 長谷部信經寄進狀……………(広福寺文書)……………三一
 七 延元 三年十一月十五日
 長谷部信經寄進狀……………(同)……………三一
 八 延元 三年十二月八日
 宮三位中將家御教書……………(同)……………三一
 九 豊鐘善鳴録……………(河野彦契著)……………三二
 〇 安樂寺領注進目録案……………(太宰府天満宮文書)……………三二
 一 豊後國志……………三二
 二 赤石老松天満社木造神像(二體)銘……………(大分県金石年表)……………三二
 三 (元中八年) 十二月九日
 五條頼治軍忠申狀案……………(五條文書)……………三二
 四 (年未詳) 十二月二日
 良成親王書狀……………(同)……………三二
 五 應永十七庚寅 七月
 二又歳之神五輪塔銘……………(大分県金石年表)……………三二

一六	(寛正 六年)	二月三日	菊池爲邦書狀……………	(五條文書)	一六八
一七	長 享 二年	二月	大野老松天満社由緒記……………	(大分県管内志)	一六八
一八	(永正 三年カ)	十月廿二日	大友義長感狀……………	(碩田叢史野上文書)	一六九
一九	(永正 四年カ)	十二月十二日	隈部爲治書狀……………	(五條文書)	一七〇
二〇			豊後國志……………		一七〇
二一	(年 未詳)	二月廿二日	阿蘇惟前書狀……………	(五條文書)	一七〇
二二	(年 未詳)	九月八日	大友義鑿書狀……………	(同 上)	一七〇
二三	(年 未詳)	七月十九日	大友義鑑書狀……………	(同 上)	一七〇
二四	(天文八〇九年)	九月廿日	大友義鑑書狀……………	(同 上)	一七〇
二五	(天文八〇九年)	十月八日	大友義鑑書狀……………	(同 上)	一七〇
二六	天 文 十年辛丑霜月廿八日		寶積寺木造大日如來坐像銘……………	(日田市史)	一七〇
二七	(天文十三年)	十月十二日	大友氏加判衆連署書狀……………	(相良文書)	一七〇
二八	弘 治 四年	正月廿八日	大野老松天満社形代銘……………	(前津江の文化財)	一七〇
二九	(永祿 四年カ)	九月廿八日	大友義鎮書狀……………	(大鳥居文書)	一七〇
三〇	永 祿 六年	正月廿一日	上筑後守部跡坪付……………	(五條文書)	一七〇
三一	(永祿 六年)	二月八日	戸次鑑連書狀……………	(同 上)	一七〇
三二	(永祿 六年)	二月九日	鑑比書狀……………	(同 上)	一七〇
三三			豊後國志……………		一七〇
三四	(永祿 六年カ)	三月十四日	鑑比書狀……………	(五條文書)	一七〇
三五	(永祿 六年カ)	三月十六日	戸次鑑連書狀……………	(同 上)	一七〇
三六	(年 未詳)	五月二日	戸次鑑連書狀……………	(同 上)	一七〇
三七	(永祿十二年カ)	二月廿三日	田北宗印鑑書狀……………	(高良山座主坊文書)	一七〇
三八	^(元 龜力) □ 元年庚午	十月吉日	上津江村西維谷等塔婆婆銘……………	(上津江村誌)	一七〇

三〇	(年未詳)	五日廿一日	大友義統一字書出	……………	(長谷部文書)	三三
二九	(天正 六年カ)	十二月九日	大友義統書狀	……………	(五條文書)	三三
二八	(年未詳)	七月廿七日	大友義統書狀	……………	(同 上)	三三
二七	(年未詳)	十一月十一日	大友義統書狀	……………	(同 上)	三三
二六	(年未詳)	十一月廿四日	大友義統書狀	……………	(同 上)	三四
二五	(天正 七年カ)	十一月廿四日	大友義統書狀	……………	(伝来寺文書)	三五
二四	(年未詳)	十二月六日	大友義統書狀	……………	(五條文書)	三五
二三	天正 七 <small>〔つちのえ〕</small>	拾二月廿六日	大野老松天滿社形代銘	……………	(前津江の文化財)	三六
二二	(天正 八年カ)	〔九月〕 三日	大友圓齋 <small>義</small> 書狀	……………	(大友家文書録)	三七
二一	(天正 八年カ)	十二月廿六日	大友義統一字書出	……………	(長谷部文書)	三七
二〇	(天正 九年カ)	九月廿五日	大友義統書狀	……………	(問注所文書)	三八
一九	(天正 九年カ)	九月廿五日	大友圓齋 <small>義</small> 書狀	……………	(同 上)	三八
一八	(天正 九年)	十月十五日	朽網宗歷 <small>鑑</small> 書狀	……………	(鹿子木文書)	三九
一七	(天正 十一年カ)	三月十九日	戸次道雪 <small>鑑</small> 書狀	……………	(五條文書)	三九
一六	(天正 十一年カ)	卯月十二日	大友氏加判衆連署書狀	……………	(柳川佐田家文書)	四一
一五	(天正 十一年)	十二月九日	大友義統書狀	……………	(五條文書)	四三
一四	(天正 十一年)	十二月廿六日	大友義統書狀	……………	(同 上)	四三
一三	(天正 十二年カ)	六月十六日	大友義統書狀	……………	(大友家文書録)	四三
一二	天 正 十二年七月		大友家文書録	……………	(東大史料編纂所影写本)	四四
一一	天 正 十二年七月		豊西記	……………	(大蔵和市編著)	四四
一〇	(天正十二年カ)	七月廿八日	戸次道雪 <small>鑑</small> ・高橋紹運 <small>種</small> 等連署書狀	……………	(五條文書)	四五

一	天正十二年七月廿八日	戸次道雪 <small>鑑</small> ・高橋紹運 <small>鎮</small> 等連署書狀	(大友家文書録)	三九
二	(天正十二年カ)	大友宗麟 <small>義</small> 感狀案	(五條文書)	三九
三	(天正十二年カ)	大友義統書狀	(同上)	三九
四	(天正十二年)	大友義統書狀	(蒲池文書)	三九
五	(年未詳)	長谷川貞安等連署書狀寫	(五條文書)	三九
六	(天正十三年カ)	大友義統書狀	(同上)	四〇
七	〔天正十三〕	某書狀案	(島津家文書)	四〇
八	(天正十四年カ)	大友義統書狀	(五條文書)	四〇
九	(天正十四年)	大友義統書狀	(大友家文書録)	四〇
十	(天正十四年カ)	大友義統書狀	(五條文書)	四〇
十一	(天正十五年)	薩州軍某内覺	(旧記雜録後編)	四〇
十二	(天正十五年)	大友義統書狀	(五條文書)	四〇
十三		豐臣秀吉御内書	(大友家文書録)	四〇
十四		豐臣秀吉御内書	(同上)	四〇
十五	(天正十七年)	大友家文書録	(東大史料編纂所影写本)	四〇
十六	天正十七己丑年十月	日田郡檢地調符領地配賦	(豐西記)	四〇
十七	(天正十八年カ)	大友吉統書狀	(五條文書)	四〇
十八	天正十八年庚寅十二月四日	大野老松天滿社形代銘	(前津江の文化財)	四〇
十九		豊後國諸侍着到帳寫	(武内本・中島本)	四〇
二十	(文祿元年カ)	大友吉統除國軍士配賦著到交名	(大友家文書録)	四〇
二十一	文祿四年	豊西記	(大蔵和市編著)	四〇
二十二	慶長三年八月十五日	戸倉友重知行宛行狀案	(毛利高棟文書)	四〇
二十三	付録	日田郡前津江村・中津江村・上津江村大字・小字一覽表		四二

目次
總補遺

豊後国史料

一	治安	二年六月廿七日	延喜式	……	(宮寺縁事抄)	四三
二	承德	三年九月廿二日	太宰府廳定文寫	……	(觀世音寺古文書)	四四
三	(文治年中)		宮佐宮假殿地判指圖 <small>(本文省略)</small>	……	(宇佐神宮藏)	四六
四	建久	三年九月十八日	將軍 <small>頼朝</small> 家政所下文案	……	(書陵部八幡宮關係文書)	四七
五	建久	四年二月十五日	豊後國留守所下文案	……	(同)	四八
六	建久	四年七月四日	官宣旨案	……	(同)	四九
七	建曆	三年四月□九日	官使紀重任・玉末次解狀案	……	(同)	四〇
八	建保	三年七月十九日	將軍 <small>源朝</small> 家政所下文案	……	(同)	四一
九	貞應	三年十月十九日	官宣旨案	……	(同)	四三
一〇	嘉祿	元年八月十日	官宣旨案	……	(同)	四三
一一	文永	二年十二月廿六日	關東御教書案	……	(同)	四三
一二	文永	九年十二月廿五日	豊後守護大友頼泰書下案	……	(同)	四四
一三	弘安	捌年玖月 日	豊後國太田文寫 <small>(本文省略)</small>	……	(東大史料編纂所藏平林本)	四五
一四	弘安	八年九月晦日	豊後國圖田帳案 <small>(本文省略)</small>	……	(内閣文庫本)	四六
一五	弘安	九・七・十六 九・七・廿五	關東評定事書	……	(新編追加)	四六
一六	弘安	九年七月十八日	關東御教書案	……	(大友文書)	四七
一七	正應	元年八月十六日	官宣旨案	……	(書陵部八幡宮關係文書)	四七
一八	正應	元年八月十六日	官宣旨案	……	(同)	四八

四〇	拾芥抄	……………	(故實叢書)	四〇六
三九	鎮西 <small>北條</small> 實政施行狀	……………	(島津家文書)	四〇九
三八	鎮西 <small>北條</small> 實政御教書	……………	(同上)	四一〇
三七	官宣旨案	……………	(書陵部八幡宮關係文書)	四一〇
三六	大府宣案	……………	(同上)	四一一
三五	宇佐宮寺大々工大神教貞申狀寫	……………	(益永文書)	四一一
三四	關東御教書寫	……………	(同上)	四一二
三三	官宣旨案	……………	(諸家文書纂所收野上文書)	四一三
三二	室町將軍 <small>足利義滿</small> 家御教書寫	……………	(石清水八幡宮旧記抄下)	四一四
三一	石合氏傳・豐饒直弘連署書狀案	……………	(柞原八幡宮文書)	四一四
三〇	大友義鑑書狀	……………	(高野山西生院文書)	四一五
二九	室町幕府奉行人連署奉書	……………	(大友文書)	四一五
二八	某事書	……………	(同上)	四一六
二七	鑑泰・重弘連署書狀	……………	(永弘文書)	四一六
二六	大友義鎮書狀	……………	(高野山西生院文書)	四一七
二五	大友義鎮書狀	……………	(同上)	四一七
二四	大友義鎮書狀	……………	(同上)	四一七
二三	大友氏加判家連署書狀	……………	(同上)	四一八
二二	大友義鎮書狀	……………	(同上)	四一九
二一	田染建榮書狀案	……………	(永弘文書)	四二〇
二〇	大友義統書狀	……………	(高野山西生院文書)	四二〇
一九	豐臣秀吉御內書	……………	(大友家文書錄)	四二一
一八	豐臣秀吉御內書	……………	(同上)	四二一

四	天	正	十六年	七月八日	豐臣秀吉禁制	(同上)	四四
四	天	正	十六年	七月八日	豐臣秀吉條々事書	(同上)	四四
四	天	正	十六年	七月八日	天正十六年參宮帳 <small>(本文省略)</small>	(後藤作四郎文書)	四四
四	天	正	十七年	十月七日	大友家文書錄	(東大史料編纂所影写本)	四四
四	天	正	十九年 <small>卯辛</small>	八月吉日	豐後國御檢地目錄案	(西寒田神社文書)	四四
四	天	正	十九年 <small>卯辛</small>	八月吉日	豐後國諸侍着到帳寫 <small>(本文省略)</small>	(武内本・中島本)	四四
四	天	正	三年	卯月朔日	大友義延書狀	(高野山西生院文書)	四四

第一卷 補遺

田染莊史料

一	久安	三	丁卯	富貴寺木造假面銘	(豐後國田染莊II)	四四
二				豐後國志		四四
三	(文治年中)			宇佐宮假殿地判指圖	(宇佐神宮藏)	四四
四	寬	喜	八月四日	大宮司宇佐公仲下文	(到津文書)	四四
五	寬	元	二年	散位宇佐昌重利錢借券案	(同上)	四四
六	文	永	六年 <small>巳</small>	別府市美術館藏笠塔婆銘	(豐後國田染莊の調査一)	四四
七	弘	安	元年	宇佐春基處分狀案	(永弘文書)	四四
八	延慶	三	年 <small>庚戌</small>	塔ノ御堂國東塔銘	(豐後國田染莊の調査一)	四四
九	正和	二	年	梅林寺藥師如來修理墨書銘	(九州歴史資料館研究論集九)	四四
〇	建武	元	年 <small>甲戌</small>	其ノ田板碑(二基)銘	(豐後國田染莊の調査一)	四四
一	建武	二	年 <small>乙酉</small>	平野園板碑銘	(同上)	四四
二	建武	三	年	智圓施行狀寫	(矢治文書)	四四

三	建	武	四年四月十五日	一色道猷 <small>氏範</small> 軍勢催促狀……………	(田原文書)	四七
四	建	武	四年 ^丁 六月十五日	平野園板碑(二基)銘……………	(豊後国田染荘の調査一)	四八
五	建	武	四年 ^丁 十月廿四日	大雑仕くにます御幸會用途請取狀……………	(永弘文書)	四九
六	貞	和	二年五月廿八日	田部氏女代郷輔請文寫……………	(宇佐郡諸家古文書)	四九
七	應	安	三年三月十八日	荒平藥師堂石幢銘……………	(豊後国田染荘の調査一)	四〇
八	永	和	三年三月十八日	釋迦堂跡寶篋印塔銘……………	(同 上)	四〇
九	永	和	五己未年(寶曆八再興)	田染莊永正名・恒任名坪付注文……………	(永弘文書)	四一
一〇	應	永	廿年十二月十三日	藤原 <small>香志</small> 直重讓狀……………	(矢治文書)	四二
一一	應	永	廿七年十二月十五日	大友持直知行宛行狀……………	(広瀬家史料館所蔵文書)	四三
一二	應	永	廿七年 ^庚 閏正月吉日	金高墓地五輪塔銘……………	(豊後国田染荘の調査一)	四三
一三	應	永	三十三年 ^丙 九月十八日	岩脇六所權現寶篋印塔銘……………	(同 上)	四三
一四	永	享	二年十二月十五日	末永泰光契狀……………	(永弘文書)	四三
一五	永	享	十五年三月三日	田原親盛書狀……………	(到津文書)	四四
一六	永	享	十五年三月十八日	宮成公佐書狀案……………	(同 上)	四四
一七	永	享	十五年八月十四日	重吉秀直・右田興弘連署書狀案……………	(永弘文書)	四五
一八	長	祿	二年四月日	田染榮忠申狀……………	(到津文書)	四六
一九	年	未詳	五月廿七日	宮川直輔書狀……………	(同 上)	四七
二〇	文	明	九年丁酉十月拾日	大曲板碑銘……………	(豊後国田染荘の調査一)	四八
二一	文	明	十三年 ^辛 九月十日	大曲藥師堂木造觀音坐像銘……………	(同 上)	四九
二二	文	明	十四年 ^壬 七月廿九日	秋吉昌綱添狀……………	(永弘文書)	五〇

四〇	（年未詳）	八月廿八日	竈門繁貞・久保親千連署書狀	（同）	上	四〇
三九	文（年未詳）	四月五日	田原繁正打渡狀案	（同）	上	三九
三八	（年未詳）	十月十六日	岡部昌秀書狀	（同）	上	三八
三七	（年未詳）	十二月九日	岡部昌秀書狀	（同）	上	三七
三六			田染莊重安・末次名坪付注文	（同）	上	三六
三五	元		田染莊神田坪付注文	（同）	上	三五
三四	明	六年十二月十一日	富貴寺五輪塔銘	（豊後国田染莊の調査一）		三四
三三	（年未詳）	十月三日	大友親治安堵狀	（永弘文書）		三三
三二	（永）	拾陸正月十一日	宇佐宮下宮次第條々事書	（到津文書）		三二
三一	（大永三年九）		宇佐宮寺非番帳	（同）	上	三一
三〇	大	永七年八月十七日	胎藏寺墓地國東塔銘	（豊後国田染莊の調査一）		三〇
二九	天	文六年丁酉五月十八日	熊野墓地石殿銘	（同）	上	二九
二八	天	文庚子	小崎河野家墓地石殿銘	（同）	上	二八
二七	天	文十年辛丑三月一日	熊野墓地石殿銘	（同）	上	二七
二六	天	文十四年乙巳八月廿八日	永正惟定證狀案	（永弘文書）		二六
二五	兎		某書狀	（到津文書）		二五
二四	（年未詳）	三月十六日	田染鎮富番長職等讓狀	（永弘文書）		二四
二三	三		豊後國志			二三
二二	（年未詳）	五月十七日	吉弘親家書狀	（永弘文書）		二二
二一	（年未詳）	十一月三日	吉弘親家書狀	（同）	上	二一
二〇	弘	二年	小崎河野家墓地石殿銘	（豊後国田染莊の調査一）		二〇
一九	（年未詳）	十一月廿六日	大友義鎮安堵狀寫	（田染文書）		一九
一八	永	祿七年拾月吉日	伊勢御師中國九州御祓賦帳	（神宮文庫藏本）		一八

毛	永	祿	十年	二月廿一日	安養寺淨彫五輪塔銘	……………	(豊後国田染荘の調査一)	四八六
秀	永	祿	<small>(十年)</small> 卯丁	八月十五日	眞木古代公園石塔銘	……………	(同上)	四八六
亮	天	正	六	寅辰	眞木古代公園寶篋印塔銘	……………	(同上)	四八六
杏	天	正	八年	カ	秋月種實書狀	……………	(萩原文書)	四八七
六	天	正	九年	辛巳	長野觀音寺跡寶塔銘	……………	(豊後国田染荘の調査一)	四八七
三	天	正	<small>(十一年)</small> 癸未	七月十六日	長野觀音寺跡線彫五輪塔銘	……………	(同上)	四八八
三	天	正	<small>(十四年)</small> 癸未	十月三日	相原吉多家寶篋印塔銘	……………	(同上)	四八八
窗	天	正	丙戌	七月十三日	長野觀音寺跡線彫五輪塔銘	……………	(同上)	四八八
室	天	正	十五	丁亥	正月	大應寺淨彫五輪塔銘	……………	四八九
奈	天	正	十五		胎藏寺墓地國東塔銘	……………	(同上)	四八九
奈	天	正	廿五	辰壬	六月一日	眞木古代公園五輪塔銘	……………	四八九
六	天	正	元年	カ	豊後國諸侍着到帳寫	……………	(武内本・中島本)	四九〇

田原別符史料

一	(文治年中)	宇佐宮假殿地判指圖	……………	(宇佐神宮藏)	四九〇	
二	(建治二年)	三月八日	北條宗頼書狀	……………	(豊後日名子文書)	四九〇
三			御馬所檢校紀高實申狀	……………	(長谷雄文書)	四九一
四			鎮西下知狀	……………	(同上)	四九三
五	正和	三年六月廿五日	越智通貞請文	……………	(同上)	四九三
六	觀應	貳年二月十日	戸次頼時讓狀寫	……………	(筑後立花文書)	四九三
七	觀應	二年十二月廿日	永兼奉書	……………	(渡辺敏喜代文書)	四九四
八	應安	六年八月廿五日	い□の莊坪付注文	……………	(永弘文書)	四九五

九	永和三年	三月十七日	豐後守護大友親世書下	(同上)	四〇六
〇	永徳元年	八月十五日	法円寺梵鐘銘	(北九州市の文化財)	四〇六
一	(應永卅五年)	七月十二日	某京都六條堀川屋敷地子送狀	(碩田叢史所収田原文書)	四〇六
二	明應	七月十日	萱嶋諸次打渡狀案	(森文書)	四〇六
三	「永正十五」	十月卅日	都甲惟次書狀	(永弘文書)	四〇九
四	永正十七年	八月廿六日	田原親述知行宛行狀	(足立悦雄文書)	四〇九
五	(年未詳)	五月廿一日	田原親董感狀	(同上)	四〇〇
六	天文十五年	丙午霜月十六日	實次倅給地坪付	(長谷雄文書)	四〇一
七	天文十八	三月廿八日	通泉等連署宛行狀	(同上)	四〇二
八	(年未詳)	十一月十三日	大友宗麟義跡目安堵狀	(野間文書抄)	四〇三
九	(年未詳)	十二月二日	大友義統一跡安堵狀	(野間文書)	四〇三
〇			豐後國志		四〇三
一	(年未詳)	八月七日	田原親賢一字書出	(長谷雄文書)	四〇四
二	(年未詳)	正月九日	田原紹忍賢受領狀	(同上)	四〇四
三	(天正 六年九)	十二月廿四日	田原紹忍賢書狀	(同上)	四〇五
四	「天正七己卯」	貳月十一日	田原紹忍賢書狀	(同上)	四〇五
五	(年未詳)	卯月三日	田原紹忍賢一跡安堵狀	(同上)	四〇六
六	(年未詳)	九月七日	田原紹忍賢官途狀	(同上)	四〇六
七	(年未詳)	九月廿九日	田原親盛官途狀	(同上)	四〇七
八	(年未詳)	九月十三日	田染宗榮書狀	(永弘文書)	四〇七
九			紀姓長谷雄氏略系	(長谷雄文書)	四〇八

三〇
 三 (文祿 元年カ) 紀季兼家略系圖……………(長谷雄文書)……………五九
 豐後國諸侍着到帳寫……………(武内本・中島本)……………五〇

第二卷 補遺

来繩郷史料

一 (文治年中) 宇佐宮假殿地判指圖……………(宇佐神宮藏)……………五一
 二 多いとく二ねん 十一月十三日 郷政田地賣券……………(松成文書)……………五一
 三 (年未詳) 九月廿一日 如法寺原田氏信書狀……………(同上)……………五二
 四 應永十九年辰壬正月念三日 妙覺寺藏龍雲寺觀音菩薩坐像銘……………(豊後國都甲荘の調査資料編)……………五三
 五 永享 九年六月十五日 正軒・昌輔・益光運署知行預ケ狀……………(安東護文書)……………五三
 六 寛正 貳年七月十七日 田原氏忠知行預ケ狀……………(同上)……………五四
 七 九州記……………(大日本史料)……………五四
 八 明應 六天霜月 日 圓福寺釋迦三尊像銘……………(宇佐歴民研究紀要七)……………五五
 九 豊後國志…………………………五七
 一〇 永正 十七年八月廿六日 田原親述知行宛行狀……………(足立悦雄文書)……………五七
 一一 享祿 五年八月廿一日 大友義鑑書狀……………(安東護文書)……………五八
 一二 (年未詳) 五月廿一日 田原親董感狀……………(足立悦雄文書)……………五八
 一三 永祿 貳年五月廿八日 田原親宏名字狀……………(安東護文書)……………五九
 一四 (年未詳) 十一月廿六日 大友義鎮安堵狀寫……………(田染文書)……………五九
 一五 永祿 拾年三月七日 大宮司宮成社恩地坪付……………(宮成文書)……………五〇
 一六 (天正 七年カ) 十一月三日 田原親家書狀……………(永弘文書)……………五二
 一七 (天正 八年カ) 正月廿三日 田原親家書狀……………(松成文書)……………五二

六	天正八年庚辰	三月二日	松成氏給地文書目録	(同上)	三五
元	(天正八年)	閏三月十九日	大友義統書狀	(問注所文書)	三五
二	(天正八年)	卯月十五日	田原親家書狀	(安東護文書)	三五
三	(天正八年)	六月廿二日	田原紹忍親賢書狀	(河野常好文書)	三五
三	(天正八年)	九月三日	大友圓齋書狀	(大友家文書録)	五四
三	(天正八年)	九月五日	鎮方書狀	(河野常好文書)	五四
四	(天正八年)	十月七日	大友圓齋書狀	(問注所文書)	五五
五	(天正八年)	十月八日	大友義統書狀	(同上)	五五
六	(天正八年)	十月廿一日	田原親家感狀	(安東護文書)	五五
七	(天正九年カ)	正月七日	田原紹忍親賢奉書	(同上)	五五
六	(文祿元年カ)		豊後國諸侍着到帳寫	(武内本・中島本)	五七

草地莊史料

一	(文治年中)		宇佐宮假殿地判指圖	(宇佐神宮藏)	五七
二		をうゑい七ねんかのとしやう月廿二日	かわつらのめうしん私領去狀	(永弘文書)	五八

都甲莊史料

一	(文治年中)		宇佐宮假殿地判指圖	(宇佐神宮藏)	五八
二	建保七年己卯次	十月六日	屋山寺院主僧應仁讓狀	(道脇寺文書)	五九
三			屋山寺院主僧應仁置文案	(同上)	五九
四			屋山寺院主僧應仁置文案	(同上)	五九
五	正中二年	六月十五日	庵ノ迫板碑(二基)墨書銘	(豊後国都甲莊の調査資料編)	五九

六	正慶	元年九月廿日	鎮西北條 英時下知狀	……	(宇佐郡諸家古文書)	……	五五
七	建武	三年二月	梅遊寺板碑銘	……	(豊後国都甲莊の調査資料編)	……	五五
八	建武	五年 <small>寅</small> 四月八日	天念寺自然石碑銘	……	(同)	……	五五
九	曆應	二年 <small>辛巳</small> 五月仲旬	中ノ島旅館石殿銘	……	(同)	……	五五
〇	自正平十四年己亥十二月八日 至正平十六年十一月十五日		天念寺大般若經輿書	……	(天然寺藏)	……	五五
一	應安	六年 <small>丑癸</small> 九月十六日	僧圓幸賣券	……	(道脇寺文書)	……	五七
二	(應安 七年)		豊後國花嶽合戰手負注文	……	(入江文書)	……	五八
三	永德	二年 <small>壬戌</small> 二月	屋山寺供料免田注文案	……	(道脇寺文書)	……	五〇
四	應永	三 <small>丙</small> 二月十九日	持地庵角柱塔婆銘	……	(豊後国都甲莊の調査資料編)	……	五三
五	應永	五年十一月卅	別府市朝見町大日種子板碑銘	……	(同)	……	五三
六	應永	十九年 <small>壬辰</small> 正月念三日	妙覺寺藏龍雲寺觀音菩薩坐像銘	……	(同)	……	五三
七	應永	廿一年十一月四日	梅遊寺板碑銘	……	(同)	……	五三
八	應永	九年 <small>丁巳</small> 七月十五日	六郷山長岩屋住僧等連署置文案	……	(土谷朋夫所藏文書)	……	五四
九	永享	九年 <small>丁巳</small> 十二月十三日	藤原 <small>吉弘</small> 綱重安堵狀	……	(道脇寺文書)	……	五七
〇			某書狀	……	(永弘文書)	……	五七
一		一月八日	某書狀	……	(同)	……	五八
二		年 <small>丁卯</small> 三月	加禮河常泉坊々領山野等四至堺注文	……	(道脇寺文書)	……	五八
三	長祿	三 <small>己卯</small> 十二月	松行彌陀三尊種子板碑銘	……	(豊後国都甲莊の調査資料編)	……	五九
四	文明	十 <small>年</small> 月 <small>□</small> 月 <small>□</small> 日	加禮河常泉坊山野四至堺注文	……	(道脇寺文書)	……	五九
五	(年未詳)	十二月十八日	宮成公高・益永道益連署書狀案	……	(到津文書)	……	五〇
六	天文	八 <small>亥</small> 九月十四日	八坂社笠塔婆銘	……	(豊後国都甲莊の調査資料編)	……	五一

七	自 天文十四年巳七月	寺ノ上殿墓板碑(四基)銘	(同 上)	五
	至 天正 四年			
六	天 文 十七年申戌 三月十三日	土谷吉次覺書寫	(土谷朋夫所藏文書)	五
元	(天文二十二年七月) 廿三日	某神事覺書案(抄)	(到津文書)	五
言	(天文二十二年九) 七月廿九日	時枝重尙書狀	(高牟礼文書)	五
三	□月十四日	僧蒙仁讓狀	(道脇寺文書)	五
三	天 文 廿四 二月 日	智恩寺寶篋印塔銘	(豊後国都甲荘の調査資料編)	五
三	弘 治 貳年 六月十一日	大内氏奉行人連署奉書案	(宇佐宮家系書上帳)	五
三	(祿脱) 四年閏三月 六日	夷山例進料足等勘定狀	(余瀬文書)	五
壹	永 祿 五年 八月廿三日	西ノ坊磨崖板碑銘	(豊後国都甲荘の調査資料編)	五
天	正 八年 三月 二日	大友宗麟 ^義 鎮知行預ケ狀	(大友家文書録)	五
天	(元龜 元年) 三月 二日	大友義統安堵狀案	(宇佐宮家系書上帳)	五
天	(年 未詳) 三月 十一日	大友義統安堵狀案	(同 上)	五
天	(年 未詳) 三月 三日	大友義統安堵狀案	(同 上)	五
天	正 五丁年十一月 吉日	櫛田神社梵鐘追銘	(櫛田神社所藏)	五
天	正 五丁天十二月 廿日	道脇寺墓地無縫塔銘	(豊後国都甲荘の調査資料編)	五
天	(年 未詳) 三月 廿八日	大友宗麟 ^義 鎮跡目安堵狀寫	(永松榮雄文書)	五
天	(年 未詳) 三月 廿八日	大友宗麟 ^義 鎮書狀寫	(同 上)	五
天	正 六年寅 霜月十二日	梅遊寺位牌(二體)銘	(豊後国都甲荘の調査資料編)	五
天	正 六年寅 十一月十二日	持地庵板碑銘	(同 上)	五
天	正 六年寅 〇月〇日	都甲家墓地寶塔銘	(同 上)	五
天	(年 未詳) 十一月廿九日	大友義統安堵狀	(狭間田文書)	五
天	(天正 七年) 二月廿二日	大友義統跡目安堵狀寫	(永松榮雄文書)	五

四	天 正 十二年十一月十二日	長安寺寶篋印塔銘	（豊後国都甲荘の調査資料編）	五〇
三	天 正 十三年乙酉三月三日	尾崎板碑銘	（同 上）	五〇
二	（年 未詳）二月十五日	郷甲鑑述書狀	（朝見八幡社文書）	五〇
一	（年 未詳）二月十五日	郷甲鑑述書狀	（同 上）	五〇
〇	天 正 拾八庚寅年正月吉日	土谷又四郎覺書寫	（土谷朋夫所藏文書）	五〇
〇	（文祿 元年カ）	豊後國諸侍着到帳寫	（武内本・中島本）	五〇
〇	文 祿 二年己ノ八月四日	妙慶家督讓渡證文	（道脇寺文書）	五〇
〇		段錢・准田錢催促書札禮	（当家筆法之抄条々）	五〇
〇		大神姓都甲氏系譜	（都甲惟孝文書）	五〇
〇		加禮川關係系圖	（都甲一義文書）	五〇

真玉莊史料

一	（文治年中）	宇佐宮假殿地判指圖	（宇佐神宮藏）	五二
二	正 慶 元年九月廿日	鎮西 <small>北條</small> 下知狀	（宇佐郡諸家古文書）	五二
三		龍守山長興寺鐘銘	（宝覺真空禪師錄）	五二
四	觀 應 貳年二月十日	戸次頼時讓狀寫	（筑後立花文書）	五二
五	（年 未詳）卯月四日	某書狀	（永弘文書）	五二
六	（年 未詳）卯月十一日	田染宗榮書狀案	（同 上）	五二
七	永 祿 七年拾月吉日	伊勢御師中國九州御破賦帳	（神宮文庫文書）	五二
八	（年 未詳）十一月廿五日	田染建榮書狀案	（永弘文書）	五二
九	（天正 十五年）二月八日	真玉統房書狀	（朝見八幡社文書）	五二
〇	（文祿 元年カ）	豊後國諸侍着到帳寫	（武内本・中島本）	五二

香々地莊史料

一	(文治年中)	宇佐宮假殿地判指圖……………	(宇佐神宮藏)	五二
二	文和 五年三月 日	田原直貞 <small>正</small> 恩賞宛行狀……………	(松成文書)	五二
三	正平 廿四年七月十八日	留守沙彌某書下……………	(修齋古文書)	五二
四	龜いとく 二ねん十二月十三日	郷政田地賣券……………	(松成文書)	五三
五	明應 三年 <small>甲寅</small> 十一月晦日	彦山泉藏坊法榮女讓狀寫……………	(彦山泉藏坊文書)	五三
六	(年未詳) 八月十三日	大友政親書狀……………	(松成文書)	五四
七	永正 十八年 <small>辛巳</small> 三月四日	彦山良嚴坊春慶讓狀寫……………	(彦山泉藏坊文書)	五四
八	享祿 第五 <small>壬辰</small> 拾月三日	彦山良嚴坊春慶讓狀寫……………	(同上)	五五
九	(天文十三年) 五月廿三日	田原親資跡目安堵狀……………	(松成文書)	五六
一〇	永祿 七年拾月吉日	伊勢御師中國九州御蔽賦帳……………	(神宮文庫藏本)	五六
一一	元龜 二年七月六日	彦山泉藏坊大間帳寫……………	(彦山泉藏坊文書)	五六
一二	(天正八年) 正月廿三日	田原親家書狀……………	(松成文書)	五七
一三	天正 八年 <small>庚辰</small> 三月二日	田原紹忍 <small>親賢</small> 給地坪付……………	(同上)	五七
一四	(文祿元年 <small>カ</small>)	豊後國諸侍着到帳寫……………	(武内本・中島本)	五八
一五		松成氏給地文書目錄寫……………	(同上)	五九

第三卷 補遺

国東郷史料

二	觀 應	貳年 二月十日	戶次頼時讓狀寫……………	(筑後立花文書)	五〇一
三	康 安	元年 十月廿八日	足利義詮御判御教書……………	(綾部健太郎文書)	五〇二
四			豊後國妙徳山泉福寺住帳……………	(泉福寺文書)	五〇三
五	寛正	五祀龍集 ^申 仲秋念七日	泉福寺開山和尚袈裟墨書銘……………	(宇佐國東の寺院と文化財)	五〇三
六	文 龜	元稔 ^{酉辛} 十一月十五日	興導寺釋迦如來坐像胎內銘……………	(九州歴史資料館研究論集四)	五〇四
七	永 正	三 卯月 日	泉福寺香爐臺銘……………	(宇佐國東の寺院と文化財)	五〇五
八	永 祿	七年 拾月 吉日	伊勢御師中國九州御祓賦帳……………	(神宮文庫藏本)	五〇五
九	(天正 八年)	卯月 九日	大友義統感狀寫……………	(碩田叢史所収帆足文書)	五〇六
一〇	(天正十八年頃)	三月廿三日	大友吉統書狀……………	(万寿寺文書)	五〇六
一一	(文祿 元年カ)		豊後國諸侍着到帳寫……………	(武内本・中島本)	五〇七
一二	(慶長 五年カ)		黒田如水 ^{孝高} 書狀……………	(日向伊東文書)	五〇九

竹田津莊史料

一	(文治年中)		宇佐宮假殿地判指圖……………	(宇佐神宮藏)	五〇〇
二	正 平	六年 八月廿一日	後村上天皇綸旨寫……………	(竹田津輝夫文書)	五〇〇
三	(年 未詳)	二月十二日	今川了俊 ^{貞世} 書狀寫……………	(同上)	五〇一
四	(年 未詳)	四月十六日	田原親述知行宛行狀寫……………	(同上)	五〇一
五	永 正	十年 酉歲 八月 吉日	西方山清淨光寺棟札銘寫……………	(太宰管内志)	五〇二
六	(年 未詳)	二月 七日	大友義長一字書出寫……………	(竹田津輝夫文書)	五〇三
七	(天文 三年カ)	十月十三日	大友義鑑書狀寫……………	(同上)	五〇三
八	(年 未詳)	正月廿八日	助運等五名連署奉書……………	(大友松野文書)	五〇三
九			田原親宏知行宛行坪付寫……………	(竹田津輝夫文書)	五〇四
一〇	(年 未詳)	二月廿七日	大友義統受領狀案寫……………	(同上)	五〇五

二	(年未詳)	卯月十五日	大友義統書狀案寫	……………	(竹田津輝夫文書)	……	三〇
三	(年未詳)	三月十六日	田原親家官途狀案寫	……………	(同上)	……	三〇
三	(年未詳)	十一月十二日	田原親盛名字狀寫	……………	(同上)	……	三〇
四	(文祿元年カ)		豊後國諸侍着到帳寫	……………	(武内本・中島本)	……	三〇

伊美莊史料

一	(文治年中)		宇佐宮假殿地判指圖	……………	(宇佐神宮藏)	……	三〇
二			彌勒寺領諸莊供米注文	……………	(永弘文書)	……	三〇
三	觀應	二年十二月廿五日	足利直冬知行宛行狀	……………	(九大文学部蔵米島文書)	……	三〇
四	(弘治二年)	十一月十九日	大友義鎮知行預ケ狀	……………	(大友家文書録)	……	三〇
五	永祿	四年十一月二日	毛利元就感狀寫	……………	(浦家文書写)	……	三〇
六	(文祿元年カ)		豊後國諸侍着到帳寫	……………	(武内本・中島本)	……	三〇

武蔵郷史料

一	(文治年中)		宇佐宮假殿地判指圖	……………	(宇佐神宮藏)	……	三〇
二	(天文元年頃)	十二月廿三日	大友義鑿知行預ケ狀	……………	(田村文書)	……	三〇
三	(天正八年)	正月廿三日	田原親家書狀	……………	(松成文書)	……	三二
四	(文祿元年カ)		豊後國諸侍着到帳寫	……………	(武内本・中島本)	……	三二

第四卷(上) 補遺

安岐郷史料

二 貞 應	貳年 七月廿五日	備後法眼幸秀寄進狀	(志賀文書)	六三
三 貞 和	三年十二月 日	實際寺釋迦如來像底銘	(宇佐歷史民俗資料館 研究紀要七)	六三
四 觀 應	貳年 二月十日	戶次頼時讓狀寫	(筑後立花文書)	六三
五 永 和	四年 六月廿六日	田原氏能書下	(松成文書)	六四
六 天文	十年辛丑十二月 二日	安岐郷大儀寺十一面觀音像胎內銘	(宇佐歷史民俗資料館 研究紀要七)	六四
七 (天正 八年九)	七月十五日	大友義統書狀寫	(碩田叢史所收清田文章)	六四
八 (天正 八年)	十月 八日	大友義統書狀	(問注所文書)	六五
九 (文祿 元年九)		豐後國諸侍着到帳寫	(武内本・中島本)	六五

八坂莊史料

一 (文治年中)		宇佐宮假殿地判指圖	(宇佐神宮藏)	六六
二		御馬所檢校紀高實申狀	(長谷雄文書)	六六
三 正 和	三年 六月廿五日	越智通貞請文	(同 上)	六七
四 觀 應	貳年 二月十日	戶次頼時讓狀寫	(筑後立花文書)	六七
五 貞 治	二年 三月 二日	足利義詮御判御教書案	(竹中家文書)	六八
六 天 永	三年 癸未 月十六日	杵築淨願寺方便法身尊像裏書	(宇佐歷史民俗資料館 研究紀要七)	六八

山香郷史料

一 (文治年中)		宇佐宮假殿地判指圖	(宇佐神宮藏)	六九
二 自 應永十三年丙戌正月十一日		五ヶ瀬町淨専寺大般若經輿書	(淨専寺保管)	六九
三 至 應永十三年丙戌卯月十五日		田北親載知行預ヶ狀	(吉松文書)	七〇
四 天 文 十九年庚十一月十五日		山香郷南真井分堺定書	(阿南杉男文書)	七一

五 (年未詳) 六月十七日 田北統周書狀……………(吉松文書)……………三三
 六 (年未詳) 十一月十七日 田北統周書狀……………(同上)……………三三
 七 (文祿元年九) 豊後國諸侍着到帳寫……………(武内本・中島本)……………三三

第四卷(下) 補遺

日出莊史料

一 應 永元丁年十一月九日 惟高・爲直連署書狀……………(城内忠一郎文書)……………三四

大神・藤原莊史料

一 觀 應 貳年二月十日 戸次頼時讓狀寫……………(筑後立花文書)……………三五

朝見郷史料

一 觀 應 貳年二月十日 戸次頼時讓狀寫……………(筑後立花文書)……………三六

石垣莊(同別符)史料

一 (建治)二丙子 一遍上人年譜略……………(続群書類從)……………三七
 二 豊後國志……………三七

由布院史料

一 觀 應 貳年二月十日 戸次頼時讓狀寫……………(筑後立花文書)……………三六
 二 貞 治 二年三月二日 足利義詮御判御教書案……………(竹中家文書)……………三六

三	(年未詳)	十二月二日	白杵鑑速書狀寫	……………	(堀文書)	三九
四	(文祿元年九)		豊後國諸侍着到帳寫	……………	(武内本・中島本)	三〇

第五卷 (上) 補遺

笠和郷史料

一	曆應	四年八月廿三日	大日本國禪院座位條々	……………	(扶桑五山記)	三一
二	(年未詳)	卯月十一日	大友氏時書狀	……………	(荒卷氏藏田原文書)	三二
三	自天正十四年丙戌十月	十二月廿四日	島津世錄記	……………	(旧記雜録後編)	三三
四	天正十五	正月十九日	島津義久書狀	……………	(島津家文書)	三四
五	天正十五	正月拾九日	島津義久書狀	……………	(同上)	三五
六	自天正十五年	三月十一日	島津義弘公御譜	……………	(旧記雜録後編)	三六
七	自天正十五年	三月十四日	日向記	……………	(同上)	三七
八	自天正十五年	三月十五日	島津義弘公御譜	……………	(同上)	三七
九	天正拾五季丁亥	三月十五日	岡本頼氏頼戰場日記	……………	(肥後岡本文書)	三八

阿南莊史料

一	觀應	貳年二月十日	戸次頼時讓狀寫	……………	(筑後立花文書)	三九
二	(年未詳)	十月廿五日	大友義鑑書狀寫	……………	(狭間七五三男文書)	三九
三	(年未詳)	十二月廿九日	大友義鎮書狀	……………	(京都大学蔵古文書案)	三九
四	(年未詳)	十二月二日	浦上宗鐵書狀	……………	(狭間文書)	四〇
五	自天正十五年	三月十一日	島津義弘公譜	……………	(旧記雜録後編)	四一
六	自天正十五年	三月十四日	日向記	……………	(同上)	四一
六	自天正十五年	三月十五日	日向記	……………	(同上)	四一

目次

第五卷(下) 補遺

植田莊史料

- 一 建 武 四年九月廿六日 高師直奉書……………(広島大学文学部所蔵文書)…………… 六四二
- 二 (天文廿一年頃九) 八月五日 大友義鎮書狀……………(甲斐守文書)…………… 六四二

津守莊史料

- 一 天 文 廿二年六月廿日 大友義鎮寄進狀寫……………(高野山西生院文書)…………… 六四三
- 二 (天文二十四年) 五月廿八日 大友義鎮書狀……………(京都大学蔵古文書集)…………… 六四三

判田郷史料

- 一 自 天 正 十五年二月十八日 島津家久公譜……………(旧記雜録後編)…………… 六四四
- 二 自 同 同 三月十八日 島津義弘公御譜……………(同 上)…………… 六四四
- 三 自 天 正 十五年三月十五日 清田某跡清田郷坪付……………(田村文書)…………… 六四四
- 四 天 正 十五年八月十三日 清田氏系圖寫……………(堤伝蔵)…………… 六四四

戸次莊史料

- 一 觀 應 元年六月十五日 足利尊氏軍勢催促狀寫……………(筑後立花文書)…………… 六四五
- 二 觀 應 貳年二月十日 戸次頼時讓狀寫……………(同 上)…………… 六四五
- 三 觀 應 二年十一月廿一日 足利直冬軍勢催促狀寫……………(同 上)…………… 六四五
- 四 觀 應 二年十一月廿二日 戸次頼時施行狀寫……………(同 上)…………… 六四五
- 五 貞 治 二年三月二日 足利義詮御判御教書案……………(竹中家文書)…………… 六四五

六	自(天正十四年)十二月十二日	大友田原系圖	(入江文書)	六五
七	至(天正十五年)同月十三日	島津世錄記	(旧記雜錄後編)	六五
八	(天正十五年)正月十日	豐臣秀吉御內書	(大友家文書錄)	六五
九	(天正十五年)八月十日	大友義統感狀	(專想寺文書)	六五
一〇	(文祿元年カ)	豊後國諸侍着到帳寫	(武内本・中島本)	六五

高田莊史料

一	延德 四年六月 日	本願寺十世證如上人證判御文章	(專想寺文書)	六六
二	永正 四年二月十八日	本願寺實如 <small>兼光</small> 法名書出	(同上)	六六
三	(享祿四年) 十月十三日	本願寺重役等連署奉書	(同上)	六六
四	天文 十九年十一月十二日	本願寺證如 <small>兼光</small> 教法名書出	(同上)	六六
五	永祿 五載九月四日	本願寺顯如 <small>佐法</small> 名書出	(同上)	六六
六	(年未詳) 二月三日	大友宗麟 <small>顯義</small> 一字狀	(狹間田文書)	六一
七	(天正六年) 三月廿六日	大友義統感狀	(同上)	六一
八	(天正六年) 三月廿八日	大友義統書狀	(同上)	六一
九	(天正六年カ) 卯月廿一日	大友義統感狀	(同上)	六一
一〇	(年未詳) 七月十二日	大友宗麟 <small>顯義</small> 書狀	(同上)	六一
一一	(年未詳) 十月三日	大友義統感狀	(同上)	六一
一二	(天正九年カ) 三月十五日	大友義統一字狀	(同上)	六一
一三	(天正九年カ) 八月十三日	大友義統書狀	(同上)	六一
一四	(天正十一年) 壬正月四日	大友義統一字狀	(同上)	六一
一五	(年未詳) 卯月十六日	大友義統書狀	(同上)	六一
一六	(天正十五年) 八月十日	大友義統感狀	(專想寺文書)	六一
一七	(文祿元年カ)	豊後國諸侍着到帳寫	(武田本・中島本)	六一

毛井村史料

一 正 應 六年七月十二日 戸次重頼等連署證狀寫……………(碩田叢史所収平林家古文章) …… 六七

第六卷 補遺

佐賀郷史料

一 大友興廢記……………(豊州雜誌本)…………… 六六

二 (元龜 二年) 大友家文書錄……………(東大史料編纂所影写本)…………… 六七

三 豊後國志…………… 六八

臼杵荘史料

一 建 武 四年三月十九日 高師直奉書寫……………(京都大学文学部国史研究室蔵勅修寺文書)…………… 六一

二 (長 祿 二年九月) 廿七日 蔭涼軒日録……………(大日本仏教全書)…………… 六二

三 (天文 六年) 二月廿四日 進藤貞治書狀……………(大友家文書録)…………… 六三

四 (天文二十一年) 三月廿五日 大友義鎮知行預ケ狀……………(同 上)…………… 六四

五 (永祿 二年) 九月十七日 松田虎聲書狀……………(同 上)…………… 六五

六 (永祿 二年) 九月十七日 中澤光俊書狀……………(同 上)…………… 六六

七 (永祿 五年九) 七月七日 戸次鑑連書狀……………(五條文書)…………… 六七

八 (永祿 五年九) 七月七日 戸次鑑連書狀……………(同 上)…………… 六八

九 (永祿十二年) 三月廿二日 大友宗麟義鎮感狀……………(大友家文書録)…………… 六九

一〇 (永祿十二年) 三月廿三日 大友宗麟義鎮感狀……………(同 上)…………… 七〇

二	(年未詳)	三月廿四日	大友宗麟 <small>義鎮</small> 官途狀	……	(同上)	……	六六
三	(年未詳)	三月廿四日	大友宗麟 <small>義鎮</small> 名字狀	……	(同上)	……	六六
三	(天正三年)	七月十二日	大友興廢記	……	(大分県郷土資料集成)	……	六七
四	自(天正三年七月)至(天正四年九月)	同 十三日	島津家久上京日記	……	(旧記雜録後編)	……	六八
五	(天正四年九月)	正月十一日	大友宗麟 <small>義鎮</small> 書狀	……	(天理図書館蔵山城文書)	……	六九
六	(年未詳)	霜月十三日	大友興廢記	……	(大分県郷土資料集成)	……	六九
七	(年未詳)	霜月十三日	厚某書狀	……	(矢野文書)	……	六九

佐伯莊史料

一	安元	二年二月	日 八條院領目錄	……	(内閣文庫蔵山科家古文書)	……	六〇
二	(大永七年)	十一月廿七日	大友義鑾感狀	……	(清田高弘文書)	……	六一
三			大神姓佐伯氏系圖	……	(大神サカエ文書)	……	六二

柴山村史料

一	(文治年中)		宇佐宮假殿地判指圖	……	(宇佐神宮蔵)	……	六七
二	貞治	二年三月二日	足利義詮御判御教書案	……	(竹中家文書)	……	六八

第七卷(上) 補遺

大野莊史料

一	觀應	貳年二月十日	戸次頼時讓狀寫	……	(筑後立花文書)	……	六九
二	自天授第三天至天授第三天	丁八月廿七日 初冬 八日	肥前大興寺大般若經輿書	……	(大興寺の大般若經)	……	六〇

三	文明	九年丁酉十月	日向二嚴寺雲版銘	(日向国の雲版)	一〇一
四	明應	貳年 <small>(甲)</small> 正月吉日	進盛行讓狀寫	(伊東明文書)	一〇一
五	天文	拾貳年 <small>(卯)</small> 十月十六日	大塚惟昌地替證文	(同上)	一〇二
六	天文	十二年 <small>(う)</small> 十月十六日	祐忠地替證文寫	(同上)	一〇三
七	(年未詳)	六月二日	志賀親守書狀	(同上)	一〇三
三重郷史料					
一	觀應	貳年二月十日	戸次頼時讓狀寫	(筑後立花文書)	一〇四
二	永六十二	ねんミのとし五月十日	三浦かつさ等連署賣渡狀	(有田文書)	一〇四
三	自天正	十四年十月廿一日	島津世錄記	(旧記雜錄後編)	一〇五
四	自天正	十五年三月十八日	島津家久公譜	(同上)	一〇五
五	至天正	十五年三月十八日	島津義弘公御譜	(同上)	一〇五
六	至天正	十五年三月十五日	森迫氏系圖	(森迫英男文書)	一〇六

野津院史料

一	(年未詳)	六月廿九日	寒田親景書狀	(波津久文書)	一〇一
二	(明應七年)	八月十三日	大友親治感狀	(同上)	一〇二
三	(年未詳)	十一月六日	大友親治感狀	(同上)	一〇三
四	(天文十三年)	十一月五日	大友義鑑書狀	(広田文書)	一〇三
五			大友吉統除國軍士配賦著到交名	(大友家文書錄)	一〇三

井田郷史料

- 一 觀 應 貳年二月十日 戶次頼時讓狀寫……………(筑後立花文書)……………七五
- 二 豐後國志……………七五

第七卷(下) 補遺

緒方荘史料

- 一 歷代鎮西要略……………(芥川竜男校訂)……………七六
- 二 觀 應 貳年二月十日 戶次頼時讓狀寫……………(筑後立花文書)……………七六
- 三 自 天授 第三禊 卯月廿日 肥前國大興寺大般若經輿書……………(大興寺の大般若經)……………七七
- 至 永和 第四戊歲大蔭廿六日
- 四 (年未詳) 九月四日 大友義鎮一字書出……………(波多野文書)……………七八

直入郷史料

- 一 正 平 十七年十二月十三日 菊池武光寄進狀寫……………(阿蘇家文書)……………七九
- 二 (正平十七年) 十二月十三日 菊池武光書狀寫……………(同上)……………七九
- 三 (年未詳) 十二月廿八日 戶次鑑連安堵狀案……………(由布文書)……………七〇
- 四 自 天正十四年丙戌十月 島津世錄記……………(旧記雜錄後編)……………七〇
- 至 同 年 十二月廿四日
- 五 自 天正 十五年二月十八日 島津家久公譜……………(同上)……………七三
- 至 三月十八日

入田郷史料

一元	亨	二年五月八日	少貳貞經書下	……………	(森本氏所藏志賀文書)	七三
二元	德	三年二月十七日	志賀正玄貞去狀	……………	(同上)	七四
三元	武	三年三月廿日	足利尊氏御判御教書	……………	(同上)	七四
四元	武	四年三月廿八日	足利直義軍勢催促狀	……………	(同上)	七五
五元	武	四年七月 日	田口泰昌軍忠狀	……………	(鶴原泰嗣文書)	七五
六元	武	四年七月 日	狹間正供軍忠狀	……………	(大友文書)	七六
七元	應	元年十二月廿六日	一色道猷 <small>範</small> 氏軍勢催促狀	……………	(志賀文書)	七七
八元	應	二年三月八日	源山 <small>龜</small> 義顯施行狀	……………	(同上)	七七
九元	應	二年五月廿六日	源山 <small>龜</small> 義顯軍勢催促狀	……………	(同上)	七七
十元	應	貳年七月八日	出羽宗雄軍忠狀	……………	(同上)	七八
十一元	應	貳年七月十一日	源山 <small>龜</small> 義顯書下	……………	(森本氏所藏志賀文書)	七八
十二元	應	(曆應 二年)	一色道猷 <small>範</small> 氏書狀	……………	(志賀文書)	七九
十三元	應	貳年八月十八日	出羽宗雄軍忠狀	……………	(同上)	七九
十四元	應	貳年八月廿八日	出羽宗雄軍忠狀	……………	(同上)	八〇
十五元	應	貳年八月廿九日	源山 <small>龜</small> 義顯感狀	……………	(同上)	八〇
十六元	應	貳年九月三日	源山 <small>龜</small> 義顯舉狀案	……………	(同上)	八三
十七元	應	(曆應 二年)	源山 <small>龜</small> 義顯舉狀	……………	(同上)	八三
十八元	應	二年十二月十三日	足利直義感狀	……………	(森本氏所藏志賀文書)	八三
十九元	應	二年十二月廿一日	足利尊氏袖判下文	……………	(大友家文書錄)	八三
二十元	應	(曆應 三年)	源山 <small>龜</small> 義顯舉狀	……………	(志賀文書)	八三
二十一元	應	(曆應 五年)	入田泰顯書狀	……………	(同上)	八三

三	康 永 元年十月五日	沙彌某軍勢催促狀	……	(森本氏所藏志賀文書)	……	三〇
三	貞 和 四年八月十日	一色直氏軍勢催促狀寫	……	(同 上)	……	三〇
三	(年 未詳) 七月廿九日	一色道猷氏書狀	……	(同 上)	……	三〇
三	自天正十四年十月廿二日 至 同 廿四日	島津世錄記	……	(旧記雜錄後編)	……	三〇

朽網郷史料

一	(年 未詳) 十二月十三日	大友親豐 <small>右名字狀</small>	……	(田北一六文書)	……	三六
二	(明應 五年) 二月十六日	大友義右書狀	……	(同 上)	……	三七
三	(明應 七年九) 十月十五日	大友親治感狀	……	(同 上)	……	三七
四	(年 未詳) 三月廿六日	大友親治官途狀	……	(大友家文書録)	……	三七
五	(享祿 元年九) 二月十五日	大友義鑿書狀	……	(豊田正直文書)	……	三六
六	(天文 二年) 三月廿九日	大友義鑿書狀	……	(田北憲明文書)	……	三六
七	(天文 三年) 二月廿三日	城後田親興書狀	……	(同 上)	……	三六
八	(天文 五年九) 九月三日	大友義鑑知行預ケ狀	……	(肥後田北盛義文書)	……	三九
九	(天文 五年九) 九月七日	大友義鑑知行預ケ狀寫	……	(田北次彦文書)	……	三〇
一〇	(天文十九年) 二月十五日	大友義鎮感狀	……	(大友家文書録)	……	三〇
二	(天文十九年) 二月十五日	田北鑑富書狀	……	(同 上)	……	三三
三	(弘治 二年) 十一月十九日	大友義鎮知行預ケ狀	……	(同 上)	……	三三
三	(弘治 二年) 十一月十九日	大友義鎮知行預ケ狀	……	(同 上)	……	三三
四	(弘治 二年) 十一月十九日	大友義鎮知行預ケ狀寫	……	(田北次彦文書)	……	三三
五	(弘治 二年) 十一月十九日	大友義鎮知行預ケ狀寫	……	(同 上)	……	三三
六	(弘治 三年九) 十二月十八日	田北鑑生書狀	……	(蛸瀬文書)	……	三三

七	(永祿 四年九)	十二月廿三日	大友義鎮感狀寫	……………	(田北次彦文書)	……………	三〇
八	(永祿 五年)	三月廿六日	大友義鎮恩賞預ケ狀寫	……………	(同上)	……………	三〇
九	(永祿 八年九)	七月廿三日	大友宗麟義鎮感狀	……………	(大友家文書錄)	……………	三〇
一〇	(永祿 八年九)	七月廿三日	大友宗麟義鎮感狀	……………	(同上)	……………	三〇
一一	(永祿 八年)	九月十九日	大友氏加判衆連署書狀	……………	(田北憲明文書)	……………	三一
一二	(年 未詳)	□□月廿日	大友宗麟義鎮感狀	……………	(大友家文書錄)	……………	三一
一三	(天正 七年)	正月廿七日	大友義統感狀	……………	(碩田叢史所収塩手文書)	……………	三一
一四	(天正 七年九)	七月四日	大友義統一跡安堵狀寫	……………	(大友家文書錄)	……………	三一
一五	(天正 九年九)	卯月十一日	大友義統跡目安堵狀	……………	(碩田叢史所収塩手文書)	……………	三一
一六	(天正十三年)	壬八月廿一日	大友義統跡目安堵狀	……………	(大友家文書錄)	……………	三一
一七	自天正十四年	十二月廿二日	島津世錄記	……………	(旧記雜錄後編)	……………	三一
一八	(文祿 元年)	二月三日	大友吉統書狀	……………	(大友家文書錄)	……………	三二
一九	(文祿 元年)	五月廿一日	大友義述書狀	……………	(田北一六文書)	……………	三二
二〇	(文祿 元年)	七月十一日	大友吉統感狀	……………	(大友家文書錄)	……………	三二
二一	(文祿 元年)	八月廿三日	田原親家打渡狀寫	……………	(田北一六文書)	……………	三二
二二	(文祿 二年)	卯月九日	大友吉統感狀	……………	(大友家文書錄)	……………	三二
二三	(文祿 四年)	十一月廿日	大友中庵吉統書狀	……………	(田北一六文書)	……………	三二

第八卷(上) 補遺

古後郷史料

一天正二年甲戌四月吉日 觀音寺寶篋印塔銘……………(大分県金石年表)……………三三

二	(天正 九年カ)	九月十日	大友義統書狀	……………	(大友家文書録)	……	三五
三	(年未詳)	六月廿日	大友義統書狀	……………	(同上)	……	三五
四	(年未詳)	九月廿二日	大友義統書狀	……………	(同上)	……	三五

山田郷史料

一	建 武 三年	三月三日	足利尊氏軍勢催促狀寫	……………	(豊前辛島文書)	……	三五
二	建 武 三年	三月廿六日	日出莊小畑光明寺大般若經奥書	……………	(伊予地福寺藏本)	……	三五
三	應 仁 二 <small>戊午</small> 年	九月十四日	阿蘇惟歳書狀案	……………	(西巖殿寺文書)	……	三五
四	(文明十年頃カ)	四月廿八日	少貳政資書狀案	……………	(馬廻御判物帳)	……	三五
五	永 正 二 年 <small>乙丑</small>	二月□日 <small>(五カ)</small>	金栗院六地藏障銘	……………	(編者調査記録)	……	三五
六	(年未詳)	二月廿八日	永弘氏輔書狀	……………	(永弘文書)	……	三五
七			某書狀案	……………	(同上)	……	三五
八	永 祿 十二 年		某覺書案	……………	(到津文書)	……	三五
九	天 正 三 年 <small>亥乙</small>	九月廿四日	刀衆先代帳	……………	(彦山勝円房文書)	……	三五
一〇	(年未詳)	三月十日	大友宗麟 <small>義</small> 感狀	……………	(小野精一編中島文書)	……	三五
一一	(天正 八年カ)	九月十五日	大友義統感狀案	……………	(中島文書)	……	三五
一二	(天正十四年カ)		岐部宮壽合戰死・分捕・頸注文	……………	(岐部文書)	……	三五
一三	(慶長 五年)	九月十七日	披見狀寫	……………	(熊大図書館蔵松井文書)	……	三五
一四			立石一件	……………		……	三五

帆足郷史料

一	(永祿 九年カ)	三月十三日	大友氏加判衆連署奉書	……………	(堤文書)	……	三五
二	(一五八二年 天正十年)		豊後の駐在所および傳導所	……………	(一五八二年日本年報)	……	三五

三 一五八四年十一月二日 (天正十一年十一月三十日) 一五八四年一月二日のパードレ・ルイス・フロイスのイエズス会總長宛報告 …… (一五八三年日本年報) …… 七五

四 一五八四年九月三日 (天正十二年八月八日) 一五八四年九月三日のパードレ・ルイス・フロイスのイエズス会總長宛報告 …… (一五八四年日本年報) …… 七五

五 一五九六年 (慶長元年) ルイス・フロイスの一五九六年度年報 …… (十六・七世紀イエズス会日本報告集) …… 七五

飯田郷史料

一 (年未詳) 九月十六日 大友親治知行預ケ狀寫 …… (右田文書) …… 七五

二 (永正十四年) 二月廿八日 大友親安鑑義感狀寫 …… (福岡藩仰古秘笈惠良盛村家伝) …… 七〇

三 (永正十四年) 三月二日 大友義長感狀寫 …… (右田文書) …… 七〇

四 (永正十四年頃) 三月二日 大友親安鑑義感狀寫 …… (同 上) …… 七〇

五 (年未詳) 三月十九日 大友義鎮書狀 …… (九州大学蔵右田文書) …… 七〇

六 (永祿八年カ) 七月三日 大友宗麟鎮義知行預ケ狀 …… (大友家文書録) …… 七〇

七 (永祿九年カ) 三月十三日 大友氏加判衆連署奉書 …… (堤文書) …… 七〇

八 (天正九年) 九月九日 大友圓齋鎮義書狀 …… (問注所文書) …… 七〇

九 (天正十年) 五月 大友家文書録 …… (東大史料編纂所影写本) …… 七〇

一〇 (年未詳) 九月八日 大友義統書狀 …… (問注所文書) …… 七〇

一一 (天正十四年) 九月十日 大友義統書狀 …… (同 上) …… 七〇

一二 (天正十四年) 九月十九日 大友義統書狀 …… (同 上) …… 七〇

一三 (天正十四年) 十一月四日 大友義統書狀 …… (同 上) …… 七〇

一四 天正十五年丁亥正月廿六日 島津義久公御譜 …… (旧記雜録後編) …… 七〇

一五 「天正十五年」二月七日 島津義久書狀 …… (同 上) …… 七〇

六	天正十五年三月三日	薩州軍某内覺	……	(同)	……	上)	……	七六
七	自天正十五年三月十一日	島津義弘公譜	……	(同)	……	上)	……	七六
八	自(天正十五年)三月十一日	日向記	……	(同)	……	上)	……	七六
九	自天正十四年三月十八日	惟新公御自記	……	(鹿兒島大学図書館蔵本)	……	……	……	七〇
一〇	(文祿元年九)六月廿日	豊臣秀吉朱印狀	……	(久留島家文書)	……	……	……	七一

續補遺

第二卷

一	自嘉承元年十一月	草地莊史料	……	(石清水八幡宮文書)	……	……	……	七三
一	自仁安三年八月	都甲莊史料	……	(御宮紙背文書)	……	……	……	七三
一	上〇同	眞玉莊史料	……	……	……	(同)	……	七三
一	上〇同	白野莊史料	……	……	……	(同)	……	七四
一	上〇同	……	……	……	……	(同)	……	七四

香々地莊史料

一 自 嘉祥 元年十一月
至 仁安 三年八月

清水八幡宮文書目錄

(清水八幡宮
御宮紙背文書)

…………… 七四

第三卷 續補遺

竹田津莊史料

一 上同

上同

……………

(同) 上

…………… 七五

伊美莊史料

一 上同

上同

……………

(同) 上

…………… 七五

岐部莊史料

一 上同

上同

……………

(同) 上

…………… 七五

姫嶋史料

一 上同

上同

……………

(同) 上

…………… 七五

第四卷(上) 續補遺

八坂(上・下・新)莊史料

一 上同

上同

……………

(同) 上

…………… 七六

山香莊史料

一 上同

上同

……………

(同) 上

…………… 七六

第四卷(下) 續補遺

日出莊史料

一 上〇同 (同) 上) 七七

大神・藤原莊史料

一 上〇同 (同) 上) 七七

由布院莊史料

一 上〇同 (同) 上) 七七

第五卷(上) 續補遺

笠和郷史料

一 貞和二年丙戌四月三日 筑前宮崎今山妙徳寺境内出土報鐘銘……(筑前町村書上帳) 七九

第五卷(下) 續補遺

津守莊史料

一 元久元年 八月廿三日 九條兼實處分狀 (九條家文書) 七九

△ 解説 七〇

△ あとがき 七六

△ 図版 目次

口 絵

八幡宇佐宮御神領大鏡・法恩寺山古墳遠景及び三号墳・會所宮及び會所道・

大原八幡宮本殿・慈眼山永興寺毘沙門天像及び同寺遠景・大肥莊老松社・明

極楚俊坐像及び松陽山岳林寺・田北紹鐵墓碑・越智通貞請文……………

五万分一折込地形図……………

(卷頭末)

日
田
莊
史
料

成務天皇御世葛
城国造同祖止波
足尼ヲ国造ト定ム

会処宮ハ国造鳥
羽宿禰民庶ト会
スル所
田島村ニ在リ

筑紫國大地震ア

一 國造本紀

○先代旧事本紀
新訂増補国史大系七

比多國造

志賀高穴穗朝御世、葛城國造同祖、止波足尼定賜國造、

二 豊後國志

會處宮 在刃連郷田島村、豊日志曰、成務天皇五年、乃命鳥羽宿禰、爲日田國造、居于較連、常會民庶、以教耕之事、遂名其居、曰會處宮、是也、今按其地在田島村、盖田島田始之義訓也、豊西記曰、足尼即卒、百姓懷其德、立祠于此祭之、後移石井郷、今石井祠是也。

○同書「名宦」条ニ、「止波宿禰」ノ項ヲ掲ゲ、「日田國造、舊事紀曰、志賀高穴穗朝御世、葛城國造同祖、止波足尼定賜比多國造、遣跡在田島」ト注ス。但シ「國造本紀」ノ本文ハ「定賜比多國造」マデニテ（一号参照）、以下ハ「國志」編纂者ノ註ナリ。「會處宮」ノ地名發生ノ年代ヲ特定シ難シ。仮リニコトニ收ム。

三 日本書紀

（天武七年戊寅十二月）
是月、筑紫國大地動之、地裂廣二丈、長三千餘丈、百姓舍屋、每村多仆壞、是時百姓一家有岡上、

リ大断層ヲ生ズ
岡上ノ百姓一家
岡崩レ他所ニ移
ルモ破壊セズ家
人之ヲ知ラズ

當于地動夕、以岡崩處遷、然家既全而無破壞、家人不知岡崩家避、但會明後、知以大驚焉、

○『豊後国風土記』日田郡五馬山ノ地震（五号）ト、年次モ一致ス。恐ラク關係アラン。

四 豊後國正稅帳

○正倉院文書
寧樂遺文上

（繼目表書）
一豊後國天平九年正稅帳守外從五位下楊胡史眞身」

都合壹拾玖間 不動五間 糶倉三間
動用三間 穎稻納八間

大領日下部連吉

嶋
少領日下部君大

国
主帳日下部君

大領外正七位上勳九等日下部連吉嶋

少領外從七位上勳十等日下部君大國

主帳外少初位上勳十等日下部君死

○以下球珠郡
直入郡等略

五 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本
寧樂遺文下

郷五所里一十四
駅一所

日田郡 郷伍所里一十四 驛壹所

久津媛ノ郡

石井卿

阿蘇川

珍珠川

鏡坂

靱編郷

日下部君祖邑阿自

日田川

五馬山

五馬媛

大地震

慍湯

昔者纏向日代宮御宇大足彥天皇、征伐玖磨噲唎、凱旋之時、發筑後國生葉行宮、幸於此郡、有神、

名曰久津媛、化而為人參迎、辨中國消息、因斯曰久津媛之郡、今謂日田郡者訛也、

石井郷在郡南

昔者此村土蜘蛛之堡、不用石築以土、因斯名曰無石堡、後人謂石井郷誤也、郷中有河、名曰阿蘇川、其源出肥後國阿蘇郡少國之峯、流到此郷、即通珍珠川、會爲一川、名曰日田川、年魚多在、遂

過筑前・筑後等國入於西海、

鏡坂在郡西

昔者纏向日代宮御宇天皇登此坂上、御覽國形、即勅曰、此國地形似鏡面哉、因曰鏡坂、斯其緣也、

靱編郷在郡東南

昔者磯城嶋宮御宇天國排開廣庭天皇之世、日下部君等祖邑阿自、仕奉靱部、其邑阿自、久就於此

村、造宅居之、因斯名曰靱負村、後人改曰靱編郷、中有川、曰珍珠川、其源從珍珠東南山出、流到

石井郷、通阿蘇川、會爲一川、今謂日田川訛是也、

五馬山在郡南

昔者此山有土蜘蛛、名曰五馬媛、因曰五馬山、飛鳥淨御原御宇天皇御世戊寅年、大有地震、山崗裂

崩、此山一峽崩落、湍之泉處處而出、湯氣熾熱、炊飯早熟、但一處之湯、其穴似井臼、注文餘、無

知淺深、水色如紺、常不流、聞人之聲、驚慍騰渥一丈餘許、今謂慍湯是也、

六 續日本後紀

(承和九年八月)

○庚寅、大宰府言、豐後國言、前介正六位中井王私宅在日田郡、及私營田在諸郡、任意打損郡司百姓、因茲吏民騷動、未遑安心、又本自浮宕筑後・肥後等國、威陵百姓、妨農奪業、爲蠹良深、中井尙欲入部徵舊年未進、兼徵私物、而調庸未進之代、便上私物、倍取其利、望請、准據延曆十六年四月廿九日格旨、令遷本土、太政官處分、罪會去七月十四日恩赦、宜身還本郷、

七 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂発行

中井王私宅ヲ日田郡ニ構ヘ郡司百姓ヲ打損ジ吏民騷動ス筑後肥後百姓ヲ威陵農業ヲ妨グ旧年未進ヲ徵收大宰府ノ言上ニヨリ其身ヲ本郷ニ還ス

妙童 鬼

(武石本)〔大藏氏、号大藏大夫永弘〕
号大藏姓鬼藏大夫、日田県郡司
職之始、善童鬼之孫也、

○仁壽元年辛未年、鬼藏大夫、補任郡司職、是日田郡司職始也、日田之家臣、鬼武・武下・武内同時來當所也、

○「豊後国日田郡司職次第」ニハ、永弘ヲ「鬼監大夫」トスルモ、永弘ハ鬼藏大夫ノ十代ノ孫ニ当ル人物ナリ。尚「造領記」ニハ、仁壽元年トスルモ、「中井王の子永弘、日田郡司となれり」ノ如ク、永弘トシ、而モ彼ヲ中井王ノ子トセリ。大藏氏ノ出自、郡司職初任等ニ就キテハ検討ヲ要スルモノ多シ。

仁壽元年郡司職補任

八 日田記

○財津永倫編著、芥川龍男再編著
文献出版刊

仁壽二年鬼藏大
夫郡大領ニ任ジ
宇佐郡ヨリ入部
城内

大原八幡社ハ馬
原村ニアリ後求
來里村大原移遷
貞觀十三年大藏
永弘社殿造営

仁壽二年三毛入野命四十三世ノ苗裔鬼藏大夫ト云ヘル人、日田郡ノ大領ニ任シ、豊前國宇佐郡旧事記作宇沙宛狭古事ヨリ日田郡有田郷ニ移リ、城ヲ築ク、是氏祖ノ日田郡ニ至ル權輿ナリ、今は城內ト云一名高城、日田氏代々ノ居城ナリ、○下略

○鬼藏大夫ヲ三毛入野命ノ後トスルハ「郡司職次第」ト一致スルモ、仁壽二年（八五二）トシ、シカモ宇佐郡ヨリ入部ストスル等、矛盾スル所多シ。

九 大原八幡宮「社記略」

○太宰管内志下
豊後日田郡大原八幡宮条

日田郡鞍編郷田島村大原八幡ノ社者、其初出顯于馬原村岩松ノ峯、其後遷座于同郡求來里村大原、依是貞觀十三年大藏永弘者、建神社于大原祭之、○下略

○裏付史料ヲ欠クモ、参考ノタメ掲グ。『日田記』ニハ、「貞觀十二年石體大明神日田郡杉原ニ降臨シ玉フ。元慶元年杉原ヲ改メ大原ト号シ、勅シテ大波羅社ノ号ヲ賜ヒ、藤原公則ヲシテ祭祀ヲ司トラシム。」トアリ。

一〇 造領記

○森春樹編著
日田郷土史料二五

会処山ノ神社ヲ
石井郷ニ移ス
銅劍ヲ埋ム
劍納山

宇多天皇寛平二年庚戌春三月十八日、郡司永弘會處山の神社を石井邑にうつしまつる、其社造るへ
き山の麓木立繁くして、常に人の到らざる地なれば、もし邪氣あらんかと思ひて、銅劍を作りて其
地に埋て、さて社は建たりき、○中 故に後人其地を呼て劍納山といへり、○下 略

一一 延喜式

○新訂増補国史大系
兵部省駅伝二六

石井駅馬五疋
日田伝馬五疋

豊後國驛馬小野十疋、荒田、石井、直入、三重、傳馬日田、球珠、大野、海部、
丹生、高坂、長湯、由布各五疋、大分、速見郡各五疋

一二 和名類聚抄

日田郡五郷

日高郡

安伎 伊美 來繩 田染 津守

海部郡

佐加 穗門 佐井 丹生 日田 在田 夜關(理) 日理 父連 石井

日田郡 在田
夜開 日理 父
連 石井

國崎郡

武藏 來繩 國前 由染^(由) 阿岐 津守 伊美

日田郡 在田
夜開 日理 父
連 石井
開 井

○右ハ日高郡中ニ、國崎郡ノ安伎以下四郷及ビ大分郡津守郷ヲ誤記シ、海部郡中ニ日田以下六郷ヲ加ヘ、國崎郡ニハ津守ヲ加ヘタリ。編纂又ハ伝写ノ誤リナルコトハ明カニシテ、海部郡中ノ日田以下六郷ハ、改行シテ日田郡ヲ立テ、「在田 夜開 日理 父連 石井」ノ五郷トスベキヲ、郡名ヲ郷名ト混同シタルモノナルコト、先学ノ指摘ノ通りナリ(『豊後国志』)。「和名抄」ノ郷名ノ混乱ハ他ニモ多ク、大分郡中ニハ武藏(國崎郡)ヲ混入シテ十郷トナシ、直入郡ニハ直入ノ他ニ三宅ヲ重出サセ、シカモ『風土記』ニ見ル柏原・球覃ニ郷ヲ逸失スル等ノ誤リアリ。

一三 造領記

○森春樹編著
日田郷土史料二五

天慶元年大雨ニ
テ大原社惣門流
失ス

朱雀院天慶元年六月大雪、七月霖雨、阿蘇川^(阿)今の大球珠川洪水にて、大原社の惣門流壊せり、隨身の木像得善^(得)今の友田村^(友)に止りしを、後土中よりほり出して、そこに社を建て安置したりき、

一四 造領記

○森春樹編著
日田郷土史料二五

寛弘三年五所築
墨五馬龜石山
・石井高井嶽
・亘理郷西針目山
・夜開郷内藤山
・大山鳥宿山

一條院寛弘三年丙午、郡の界に五所の壘を築けり、一は五馬の龜石山、一は石井の高井嶽、一は亘理郷の西針目山^(則)則矢筈^(山)山なり、一は夜開郷の内藤山、一は大山の鳥宿山、これ永利の時といへり、

一五 小右記

○史料大成

大宰使府生若倭部亮徳相撲人四人ヲ隨身シ来ル

(長和二年七月)
廿五日乙卯、○中府生公頼進昨日内取番文、太宰使府生若倭部亮徳、申剋許隨身相撲人四人參來、召前給瓜、

一六 八幡宇佐宮御神領大鏡

○到津文書
大分県史料二四

五箇所常見名田
三尾田・竹田村
田嶋別符・今泉
石井別符
随近刀禰大領大
藏大領大藏千員
藏・日田郡散位大
藏朝臣永明

○「国々散在常見名田」中ノ「豊後国日田郡五箇所(由布田殿 三尾田・竹田村・田嶋別符・今泉・石井別符)」ニ係ル。
本文ハ「日田郡五箇所史料」一号参照。長元九年二月廿八日「随近刀禰大領大藏」、永承三年二月廿一日「大領大藏千員」、天喜二年八月廿五日「日田郡散位大藏朝臣永明」等、日田郡司ノ名アリ。但シコレラハ「豊後国日田郡司職次第」ニハ見エズ。

一七 百鍊抄

○新訂増補国史大系
一一

四糸宮西対ニ於テ五番相撲アリ

(延久三年)
八月三日、於四條宮西對、有五番相撲、一條院例也、但記云、宇治前相國被申云、五番相撲、是古今祕藏事也、仍公卿有其選、非職常人輒不見物事也、

○延久三年（一〇七一）ニ五番相撲ノ行ハレタルコト見ユルモ、大藏永季ノ出仕ノ可能性無キニ非ザルモ未詳。嘉保二年（一〇九五）ノ出仕ハ『中右記』『為房郷記』等ニヨリ疑フベカラザル事実ナルモ、延久三年十
六才トスレバ、当時ステニ四十才トナル。

一六 豊後國日田郡司職次第

○東大史料編纂所影写本
一大分県史中世

大藏永季相撲節
会ニ參洛

大藏姓六十五代 号鬼太夫 後三條院御宇延久三年于時十六歲
永季
初而被召相撲節會、應宣旨、擬令參洛之時、有所存之儀、自身高勢不違寸分、令造顯于毘沙門之形躰、

等身毘沙門天像
造立
十ヶ度負ケズ

宜稱未來本尊之由、致祈誓畢、下國之後、令建立堂舍、奉安置件毘沙門、同御宇自同年三个度、其後又
堀河院御宇、自寛治五年、至長治元年、七个度、以上十个度終不背負、手合勝負日記在別紙矣、
○大藏永季ノ相撲節會ヲ、延久三年（一〇七一）トスルハ、可能性無キニ非ザルモ、尚検討ヲ要ス。

一九 豊西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

大藏氏 永季 号日田鬼大夫

延久三年相撲節
会ニ召サル
毘沙門天ヲ造立

○延久三辛亥年、十六歲而始被召相撲節會、應宣旨擬令參洛之時、有所存之旨、自身高勢不違寸
分、令造顯于毘沙門形躰、宜稱未來本尊由、致祈誓畢、下國之後、令建立堂舍、奉安置件毘沙門

掃国永福田寺ヲ
建テ以後三介度
負ケズ
一説

額上ニ人肉アリ

天満宮ニ大肥莊
ヲ寄進

永季小冠者ヲ破
ル

老松大明神ヲ大
肥莊内ニ勧請ス

寛治五年節會相
模ニ勝ツ
長治元年
大肥莊ニ於テ死
去
明星寺

像、永福田寺是也、自是以後三个度、依宣命令相撲節會參洛、每度不負矣、或説曰、永季最初參洛之節、從雲州、大力量之小冠者、此等、此度被召相撲節會、令上洛由、有其聞、依之、於諸社祈願有之、既上洛之刻、筑前國到太宰府、小河之傍有童女一人、向永季曰、君此度於雲上可逢奇妙之大力、其長普通之從人勢悠小、腰身鐵肉、而力無量也、拉之、難以人力、于茲渠躰中、方三寸有人肉、諸人不知之、彼母有祈願之旨、渠胎妊之閒、禁軟甜^{瓜甜}、噉鐵砂、故産兒、身鐵膚也、雖然或時、懷胎中、母誤食甘瓜、留胎兒之額上爲人肉、此旨全不可疑、尙至其節、可見乾方、云畢、不見矣、永季感奇特、有天満宮參詣、令寄附日田郡之内大肥庄、無程^到至帝都、相撲之時、件逢小冠者、實可手合無方便、永季兼而任神告、見乾方、于茲以前之童女現虚空、向永季、以右手、自身押額門、忽永季舒右手、擱小冠者額面、果而有人肉、額門忽破平服矣、永季歸國之後、於大肥庄内、奉勸請老松大明神也、

○中略

○寛治五辛未年、蒙宣旨、永季令參洛、遂相撲節會、得勝利矣、又同御宇、長治元甲申年、蒙勅命令上洛、遂相撲節會、至爰以上十箇度、於禁裏、逢相撲節會、每度得勝利也、此度歸國之刻、路中被犯風氣、御違例、當郡内大肥庄於村薄逝去、此所号明星寺云、

二〇 豐鐘善鳴錄

○河野彦契著
直入史談會發行孔判

智元延久初年日
田永季ノ為ニ永
興寺ヲ建ツ
居ルコト三十余
年

釋智元新羅國人、康平未載瀛來宰府、潛蹤人外、淡然棲心、學觀博聲遠聞、延久初歲豐州日田郡守
(マ)
字佐永季日田考氏、爲鬼監大夫、新建永興寺、請元主之、兼管永福傳寺、元居之三十餘年、士庶服
之、風化翕盛、

三一 豐後國志

大藏永季父ノタ
メ永興寺ヲ建ツ
永福田寺

(仏寺考)
永興寺 在在田郷城内村、延久三年、郡大領大藏永季、為其考永興、營一練若、以追薦之、因以永興名寺、又構
大悲閣 及永福田寺、並延新羅國僧智元律師、為開祖住焉、又造毘沙門踏伏夜叉像、以安大悲佛側、蓋
擬永季親挫出雲小冠者之事云、所謂
永福田寺、今廢、存永興一閣已、

永季墓ハ鶴河内
村ニ在リ

(墳墓集)
大藏永季墓 在渡里郷河内村、
日田郡司、延久中人、
永季夫人墓 在在田郷城
内村田間

三 中右記

八 ○史料大成

関白藤原師通相
撲人等ヲ饗ス

最手果恒利(經
俊)脇大藏永季

(嘉保二年八月)
十日、參殿下、而今日左右相撲人等可御覽者、仍人々參來、○中 左右相撲人著庭中座、兼敷筵、東西行、
(藤原師通) 左右間中絶、以

中爲上、東西未又
立黒大盤、居饗饌、

左十二人 (果登後) (大藏) 最手恒利、脇永季・直・行正・時則・忠隆・
貞未・守定・宗里・信直・頼助・友宗、

右八人 俊定・開・等・未定・定久、 最手秀定・脇光總・惟遠、

御隨身等勸盃、二獻、汁物給瓜 入籠、三獻、次給干飯、相撲從者等各走於庭中、撤饗饌 乍大盤 出、次

有仰肩脫、御覽了後給祿、諸大夫各取出 御隨身 傳給、先左最手 弓三張、長絹三疋、卷、 脇 弓二張、長絹二 自

餘弓一張、長 略 次右最手、○中 各起座退出、爰有別仰、召奥州相撲人信直於檻下、給織單衣一重 女郎 花色、

相撲前司 仰云、遙參來遠、逢敵必得勝、仍殊有勸賞也、
經敏給之、

三 爲房卿記

六 ○大宰府・太宰府天滿宮史料

関白藤原師通相
撲人ヲ饗シ祿ヲ
給フ

關白殿召左右相撲人給饗祿事、
嘉保二年八月十日癸酉、今日天陰、關白殿召左右相撲人給饗祿 于時坐經忠 朝臣大宮宅、其儀、南庭兼敷巨長筵、

中央絶席、北面一行、左在東、右在西、筵前立食床 用御 後所、其上居境飯、菜廿坏・飯廿餘坏・箸鹽梅

左最手懸經俊・
助手大藏永季

藤原忠実相撲人
ヲ饗シ祿ヲ給フ

最手豊後県経俊
助手同大藏長季

等讚岐國司 申剋相撲人依召、先參著御前座、一獻勸盃左府生武忠、右府生敦時、二獻左府生敦重、右府生忠文、兩人大殿御隨身、

次居汁物、有遣役送瓶子取三个所、舍人御隨身等勤仕、先々府官人以下相取、三獻左番長敦清、左大臣殿御隨身、右番

賢、次給瓜各每前置、次給水飯、次召相撲人從者、撤食物、下居、近列召府下部令撤之、次左右立祖

祖之、乍本居次居本座、次給祿、左最手懸經俊絹二疋・弓三張・水豹皮二枚、助手永季絹一疋、弓二張・

水豹皮一枚以上鎮西人也、次十人各色革十五枚、次六人各疋絹・弓一張、件給物等諸大夫等取之、進欄下

御隨身等取之、次第給之、給テ退出、

略 ○中

嘉保二年八月十二日乙亥、於東三條殿、左大將殿藤原忠実召相撲人給食物等、大殿藤原師美自去夕渡源俊房、左府・關白殿、

權大納言・右衛門督・二位宰相被參會、東對前庭鋪長筵、其前立食床四脚、兼居堦飯下家司所勤仕也、菜飯各廿坏、

相撲人申刻參入、最手以下十四人、先列立庭前、次第祖之、臺盤北頭先々兼不居食云々、次著座、次一獻府生、次二獻府生、

次居汁、次三獻敦時、但右府生、殿御隨身、次給補今日不給瓜、無其儲云々、次給祿、召寄欄下次第給之、

最手豊後經俊弓・胡錄・助手同國長季大藏、攝津直泉、安藝依助藤井、下總行政皮藤井、鹿中臣、紀伊忠高弓・織、

越前時則藤井、同、近江貞季中臣、同、伊與忠兼弓・色革、肥前弘光越智、讚岐守貞弓・白絹、陸奥信直藤井、伊賀

盛房中臣、弓・色革十枚、安藝則元平群、同、

二四 殿 曆

六 ○大宰府・太宰府天滿宮史料

相撲アリ天皇御覽アリ

天永二年八月廿日庚戌、○中 午時出御、内侍候前後、取劔 ○中 略

一番 左藤井爲清、右穴人師廉、突膝、

二番 左藤井宗里、右縣恒方、勝、

三番 左清原重國、右紀恒弘、勝、

四番 左藤井守貞、右藤井貞末、勝、

五番 左紀重延、右藤井守次、勝、

六番 左縣秋定、勝、右丸部貞宗

件番雖有論、左男勝、

七番 左越智弘光、申障免了、右綾貞久

八番 左季兼、勝、右縣等

九番 左伴國末、右清原延貞、勝、

十番 左大藏季貞、勝、右丸部貞成、

十一番 左中臣助遠、右清原延眞、勝、

大藏季貞

十二番 左越智光與、右服助常、勝、

十三番 左中臣忠高、右大宅清光、申障、

十四番 左中臣貞季、申障、右豐原惟成

十五番 左藤井家綱、右服常方、申障、

十六番 左藤井成綱、腋、申障、右宇治惟後、腋、

十七番 左縣直、最手、右豐原惟遠

左右最手出合、亂聲、

廿一日辛亥、天晴、今日御覽、○中 今日予仰上卿云、左相撲重國・右腋惟俊兩人可召者、上卿仰云、

重國進禮、惟俊進禮、出合、惟俊欲申障之閒、左男進寄取合、惟俊欲突膝之閒如負、次召右恒方、昨日二

番 左重延勝^左、次又同召右^{貞久}、左國末^{目黒丸}、貞久、ソラ取兩三度之退了、

三 中右記
一〇史料大成
一一

相撲召合アリ
天永二年八月廿日庚戌、天晴、有相撲召合、^{○中}

一番^{左愛清、遠藤}、^{右突人師門、丹後住人、五位、故突手入、}

略
○中

大藏季実負^(マ)
十番^{左大藏季實}、因幡白丁、
^{右丸部貞成、勝、}

○十七番マデアリ。下略。大藏季実ハ季貞ノ誤カ。

三 長秋記
六 ○史料大成

相撲御覽アリ
相模御覽事○中
廿一日、略
(天永二年八月)

十番、左、大藏季貞、勝、鬼太三郎、白丁、

右、丸部貞成、因幡白丁、

左男進擲、而左男^(右カ)投臥了、

○以下十七番マデアリ。省略。大藏季貞ハ「日田郡司職次第」ニ所見ナキモ、シバラク掲グ。

日田莊

二 豐後國日田郡司職次第

○東大史料編纂所影写本
大分県史中世一

季 平 号次郎大夫、從仁寿元年至嘉承元年二百五十余歳之間、不論嫡庶、以郡印図帳爲手繼之証文、令領知來云々、以舍弟永平爲家嫡、

郡印図帳ヲ以テ
手繼証文トナス
弟永平ヲ家嫡ト
ス

高 家 号日田ノ冠者、於鳥羽院御宇七歳冠服大夫令昇殿、即母伊勢前司永俊息女、号尼乘蓮、自親父季平之手、以誘引之儀開發、公檢十八卷以下文書安文等讓得之由、雖令称申之、依不相傳郡印并図帳、

季 眞 号日田鬼三郎、後称溝口三郎大夫、郡内之住人等不叙用之間、永不領知、子細見次第證文等、

永 平 号日田五郎大夫、爲舍兄季平養嫡、相副次第證文等、以久安四年讓得日田郡

○下
略

保元二年十二月
永平駕三牟田盛
季ニ殺サル
盛季殺サル

司職、多年知行之間、自根本開發領主、至永平箕裘八十余代之由、近衛院御宇被載下仁平元二兩季左近衛府變畢、在狀分明也、以保元二年十二月五日夜、爲響三牟田三郎大夫盛季被害、不經幾程永平舍兄宗季嫡男爲季守、称伯父嫡人、令殺害盛季之後、季守本來称嫡流、依擬令押領日田郡司職、就經奏聞、蒙勅勘、以保元三年四月廿九日、爲季平郎從等被誅戮季守畢、子細見次第證文、

二六 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

大藏氏 永平 永季之三男、号日田五郎大夫、

兄季平ノ養嫡ト
ナリ日田郡司職
相伝

三牟田三郎太夫
盛秀ニ討タル
永平郎從盛秀ヲ
討ツ

宗季子季守日田
郡司職横領
季平郎從等季守
ヲ討ツ

永平兄季平ノ養
子ト成リ郡司職
ヲ嗣グ

永平殺サル

金剛心院上棟

○久安四戊辰年、御舍兄季平之爲養嫡、相副次第證文等、讓得日田郡司職、多年知行之、自根本開發之領主、至永平箕裘八十餘代之由、被載下、于仁平元年、左近衛府嬖畢、在狀分明也、

○保元二丁丑年十二月五日夜、御簪三牟田三郎大夫盛季、奉討永平也、不移時日、永平之郎從等令誅戮盛季、于茲永季之嫡男新大夫宗季之子新太郎季守、去保元二年、伯父永平逝去之後、季守根本稱嫡流、擬令押領日田郡司職、依之季平此趣就經奏聞、蒙季守勅勘、保元三年戊寅四月二十九日、親父宗季並季守相供、季平之郎從等奉討之矣、

三九 日田記

○財津永倫編著、芥川龍男再編
文献出版刊

久安四年永季カ四男五郎大夫永平豊西起ニ永季三男トスルハ非也、家ヲ嗣テ郡司ニ任ス、
○中略

保元二年十二月五日ノ夜、永季カ長子新大夫永宗カ子新太郎季盛并三牟田三郎盛末ト云者、(一、二、)隱謀ヲ企テ、中大夫羽林次將永平ヲ弑ス、

三〇 兵範記

○史料大成
一五

(仁平三年十月)十八日酉癸(金剛心院)天晴、鳥羽東新御堂棟上也、院司等依兼日催、辰刻參集御所、公卿直衣、四位・五位衣冠、新大納

日田莊

四月木造始

釈迦堂

阿弥陀堂

新御堂ヲ金剛心院ト名ヅク
新御堂ニ釈迦三尊阿弥陀堂ニ九体ヲ安置ス
受領輩人別一體ヲ渡シ奉ル

言公教卿、奉仰令陰陽頭憲榮朝臣、勤申日時、既入筥以俊憲傳奏、次返給、引奉院司等參向御堂、件所馬場殿北、田中新御所南、大路南、住古田中也、去春點定其所、四月被始木造、夏秋之閒、拂

四菌築壇、整池山居礎、今日屬吉曜、被行棟上事也、點地之中央南面三閒四面、釋迦堂閒數、寢

殿、東西渡殿、北面以下、字數十五六字也、是播磨國所課、入道殿御沙汰、寢殿西頭、東西九閒四

面、阿彌陀堂并中門廊、是又備後國所造、中納言家成卿沙汰也、南庭當釋迦堂正面、東西妻立五閒

幄、南東兩面引幔、其中敷滿長筵二行對座敷疊、爲院司座、○下

(同四年七月) 廿九日庚辰 鳥羽新御堂中御所御移徙、○下

(同八月) 七日戊子 今日鳥羽御堂供養習禮、○中 略

今日習禮以後、於殿上、左府以下、御堂名號僉議、可號金剛心院者、寬信法務存日令撰申云々、

八日己丑 早旦、參鳥羽殿、新御堂堂上庭中法會莊嚴、每事供張之、釋迦堂三尊、阿彌陀堂九體、皆

丈六像、當日可被奉居、而豫今日自佛所假屋、移御堂庇、明朝鎮壇、了可安佛壇也、不論別當判官

代、爲受領之輩、承人別一體、行奉渡事、即案續紙懸布人夫等雜事、勤仕之、各發人勢、互出衆

力、今日已移渡了、三尊九體須叟安置之、

(裏書) 御佛體別、奉籠月輪種字胸閒、被書滿字、

釋迦三尊、大佛師法眼康助奉造、

阿彌陀九體、法印賢圓奉造之、

奉渡行事、

美作守家長朝臣、上總守資賢朝臣、

安藝守清盛朝臣、備中守光隆朝臣、已上別當、

遠江守惟方、紀伊守賴憲、

近江守朝方、伯耆守親範、

常陸守賴盛、已上判官代、

出雲守光保朝臣、武藏守信賴、

今一人可尋、

件兩人依非院司、判官代貞憲、時忠行之、

○下略

鳥羽金剛心院供養

九日庚寅 天晴、鳥羽金剛心院供養也、寅刻、法師大僧都寬遍、鎮御堂佛壇、先釋迦堂、次阿彌陀堂、行事右衛門督公能卿、尾張守親隆朝臣等檢知之、取布施、即安置御佛等、昨日行事院司等皆參行之、

次有開眼供養法事、寬遍勤行之、

釈迦堂莊嚴

釋迦堂佛前供香花、佛供、自餘莊嚴等如常、法會、正面東腋閒敷證誠座疊一枚、南北行之、同西閒以西爲

法皇、上皇、女院并宮々御所、堂前砌頭東西立蓋高座、其中中央居禮盤、當其中中央南庭、飭舞臺、其

南東西立左右大鼓鉦鼓各一面、其南立幄一字爲樂人座、東西妻一字中左右着座也、南東及橋南頭立幄、爲左方衆

僧座、以丑寅未申爲妻之、阿彌陀堂東庭立同幄一字、爲右方同僧座、南北、池東畔立御誦經幄、式部彈正出居座、釋迦堂東此廊

阿彌陀堂莊嚴

日田莊

在反橋南邊、東西二行對座、敷高麗緣帖、爲公卿座、豫居饗、阿彌陀堂供香花佛供、懸幡花鬘代、○下略

三 鳥羽天皇供養金剛心院御願文

○本朝文集六一
新訂增補國史大系三〇

鳥羽天皇供養金剛心院御願文

鳥羽天皇金剛心院供養願文ヲ上ル
藤原永範撰ス

〔藤原永範〕 〔願文集一〕

敬白、建立瓦葺二階三間四面堂舍一字、佛後障子表裏圖繪虛空會、并靈鷲山、四面扉圖繪八相成道儀式、奉安置皆金色一丈六尺釋迦如來像一牀、同八尺普賢文殊二菩薩各一牀、五尺五寸四天王像各一牀、建立瓦葺二階九間四面堂舍一字、母屋柱圖繪極樂曼荼羅、四面扉圖繪九品往生儀式、奉安置皆金色一丈六尺阿彌陀如來像九牀、奉書寫金字紺紙妙法蓮華經一部、無量義經、觀普賢經、阿彌陀經、般若心經各一卷、墨字素紙妙法蓮華經百部、無量義經、觀普賢經、阿彌陀經、般若心經各百卷、

右堂舍佛經、甄錄如斯、盖聞極聖隨機、通聲教於百億、大慈加物、振慧力於三千、玄之又玄者、利生之門也、善之至善者、濟度之道也、釋範冲旨、不可得稱者歟、夫當子城之南極、有離宮之甲勝、山則疊蓮峯四絕之黛、池亦縮蓬壺万里之波、聞經始於往日、已暨于七十載、訪勝槩於當時、更被于十二州、弟子遜讓以降、傳主斯地、幽閑適性、擬唐堯之遊汾陽、出離羨心、同周穆之求淨界、雖有平原廣澤、長禁漁獵之戲、雖有歌樹琴臺、無成染著之思、旁拓寺塔於其處、偏崇佛法於其中、方

今仙居側畔、相去數步、風流蓄美景趣得宜、比之小有洞、起以大伽藍、重築峻宇之挿晴漢也、連臺接臺、璧璫珠軒之映朝陽也、右平左城、何唯祇陀洹五百之樓閣、究壯麗於神功、喜見城西南之道場、任嚴訪於天匠而已哉、于時素商八月之天、白露上旬之候、准公家之齋會、整道儀而供養、便廻仙輝於此庭、殊翹精誠於中府、太上天皇裝翠輦而臨華筵、國母仙院、移錦茵而抽丹悃、台槐茂棘、二八之臣、周行從事、嘑讚梵音、百餘之侶、夏臙列襟、況乎近珠砌兮奏樂懸、晚泉韻鼓笛之聲、傍碧沼兮飜舞袖、秋水浮錦繡之影、今日之儀、猗哉盛矣、抑緬觀前修、情願往事、大昊少昊之日月、光陰不駐、炎帝黃帝之春秋、甲子暗遷、徒載盛德於竹帛、空忘勝因於蓮臺、如弟子者、不屑萬乘之尊權、不貪四海之貢賦、早入一實之道、專馱六塵之鄉、多年所修者、讚佛乘之因、恒時所營者、成正覺之業、證得菩提、非無所恃、但在位當初、馭俗之閒、庶績難和、定招齊民之咎、三章有法、猶遺夏臺之寃、加之翊二代幼弱之君、聽万機諮問之禮、世事爲之相侵、空觀由其易紊、懺悔之思、造次不休、是以新建二階二字之精舍、便安大悲大喜之佛陀、聞名號者、已是菩薩焉、故禮釋迦三尊之像、仰誓願者、必關引攝矣、故顯彌陀九牀之容、然則多劫經歷之業障、於焉消除、順次往生之懇望、遂以成就、伏冀三寶境界、知見證明、慧業所覃、先資禁闥、九五之位無動、乾坤之德遙施、上皇國母、藩王公主、皆保金石之壽、永樂花月之遊、華夷盡歌靜謐之治世、草氓旁誇稼穡之有年、重請上木扶功之人、伽藍隨喜之輩、同辭煩惱之罍籠、共到淨妙之國土、乃至六趣四生、離苦得樂、敬白、

仁平四年八月九日

弟子沙門敬白

三 豐後國日田郡司職次第

○東大史料編纂所影写本
大分県史中世一

日田永宗母ハ緒
方惟榮妹

永宗

(永平子)
号日田新六太夫 童名夜又王、
(マ、)

母党者緒方三郎惟榮妹、十一歳時、被殺害親父永平之刻、乳母相具之、撰取證文入物計、隱忍于山野
逃行叔父惟榮之許畢、惟隆・惟榮兄弟同心而爲令追討妹鞏敵人、擬令發向于日田之取中、爲郎從等、
令討滅主之敵人之由、令傳聞之、惟隆・惟榮留立之処、日田先祖重代郎從末流高瀬井垣二人、令同心、引卒
子息親類以下私勢、行向緒方庄、日田者先祖開發以來家嫡一人、爲相傳知行之私領、全可致異論之輩、
無之上者、夜又王具返日田郡、寵愛撫育、長大成人而後号永宗、以長寛元年、被改國務、初而爲羽院
御願所金剛心院御領被立奏(券)庄号之時、永宗對揚而、遂終其節之間、任開發之先祖、取仁被(帳)令載地頭位
署、就所職之名字、目錄仁被、令載下司位署各加判、

長寛元年金剛心
院領トシテ日田
莊立券

三 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

大藏氏 永宗 永平之嫡男、号日田新六大夫、

○長寛(マ、)二癸未年、永宗被改國務、
略 ○下

○「長寛二年」トアリ、前号ト異ルモ「癸未」トアル所ヨリスレバ、元年ノ誤リナルコト明カナリ。内容殆
ト前者ニ同ジ。以下本文省略。

三 大神系圖

○筑後太田吉藏藏本
東大史料編纂所影写本

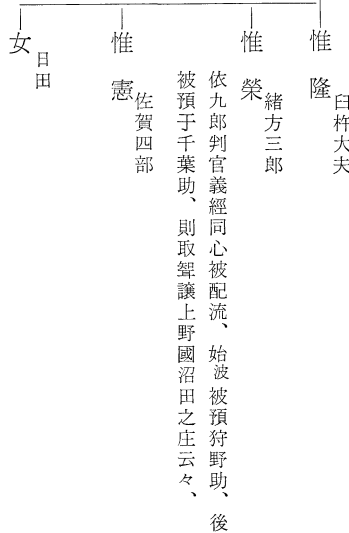
緒方惟榮

惟榮妹日田氏ニ
嫁ス

日田永秀源氏ニ
味方シ平家ヲ追
落ス
櫛崎・小城両城
ニ籠ル

惟^(大神)基 — 惟盛^{緒方} 九郎大夫 — 惟衡 — 惟茂 — 惟隆^{白杵大夫}

○關係部分ノミヲ抄出シ、他ハスベテ省略ス。
緒方惟榮ノ妹ニ「女」トアルハ、日田永平ノ妻
ニシテ、永宗ノ母ナラン。



三五 豐後國日田郡司職次第

○東大史料編纂所影写本
大分県史中世一

永秀^(永宗子)
號日田次郎、

平家乱逆之時、任宣旨須令參平家御方之由、原田太夫種直再三雖被誘語、敢以不承引、而奉屬源氏御
方令修固二个所^{櫛崎}小城之城郭、奉相待鎌倉殿仰之处、種直催卒宦兵、擬令追討永秀之由、有其聞之聞、先
引籠櫛崎城相待之時、兩三度雖被押寄、每度令防返之畢、其後平家令下落鎮西給御座宰府之聞、^{白杵}柏杵

日田莊

永秀取前二三笠
原ニ攻入ル

建久五年日田莊
地頭職生葉莊地
頭職ヲ賜ハル

永秀・永隆関東
ニ參リ御問ニ答
フ

筑後隈上莊ヲ宛
下サル

永隆

號日田三郎、
略

次郎惟隆・緒方三郎惟榮与永秀三人同心、而自三方道擬押寄三笠原、自北道豐前國者惟隆進發之處、於宇佐社頭坂井兵衛種遠与合戰之故、令逗留、自南道肥後國者惟榮發向處、菊池与合戰之故令延引矣、自中道日田郡者永秀取前押寄三笠原被合戰、終奉追落平家之刻、被擒舍弟三郎永隆畢、抽合戰之忠、忝成シ玉ヲ事右大將家御自筆御判嚴重也、御書御下文之御褒美之至明鏡也、隨而建久五年令拜領地頭職御下文畢、追討使三河守殿鎮西御下向之時、被糺明忠否、被行勅賞之時、任右大將家御、雖宛賜筑後國生葉莊地頭職於永秀、三河守殿蒙御勘當、依被戮、給件御判御下文、依有其惶令差置之、其後不申達子細而不令領知之御下文在之、

平家終被追落三笠新都給之時、自博多津被乘永隆於大將軍宗盛卿兵船、漕返門司赤間關構城郭於陸地、浮軍船於海上令計廻合戰秘術之處、依阿波民部成能返忠、源氏大將九郎御曹司以下之宗徒軍兵等、乘移敵船、平家黨類等或令虜之、或令擊亡之、爰御方軍兵等不知子細、擬刺殺永隆之刻、令放大音聲、源氏御方豐後國日田次郎永秀代官舍弟、同三郎永隆太宰府合戰之時、被取籠大勢、被虜、自博多津被打付船腹、于今存命之由名乘申之時、御曹子兼所被聞召也、不可誤之由、有御下知、自身御檢見即切穿船腹、被御船召乘、令尋鎮西軍忠之振舞給、如此之子細等令參上于鎌倉可令言上之旨、依被仰含、永秀・永隆相共令列參于關東之時、直被召上于御前、就御問申新都追落之次第、申海上合戰之勝負、一々言上之処、兼日被聞召之子細等聊無相違、九州之事猶以無意、基被思食也、早可馳下之由、依被仰下、不日下國之刻、兄弟同心奉公之通、被書載于一通御狀内、宛伊豆藤内遠景所、被仰下鎮西之、文治三年二月廿六日右大將家御自筆御判御教書嚴重也、正文者永秀被帶之、案文者永隆写得之、爲永秀恩賞被宛下隈上之庄之後、号隈上三郎矣、
(筑後生葉郡)

三 豐後國志

大藏永秀

永季曾孫、永宗子、按日田家譜曰、永季有四子、曰宗季、曰季平、曰永眞、曰永平、宗季有疾、故二子季平襲職、且使其弟永平爲嗣、永眞別領筑後國生葉郡溝口居焉、宗季有子、曰季盛、私憾其父疾而不嗣其家、保元二年冬、弑其叔父永平、於是舊臣高瀬、井垣等相謀討季盛、迎永平子夜叉王於緒方奉之、是爲永宗、永宗有三子、曰永秀、襲職、曰永隆、曰宗直、並別見、壽永中、平家諸卿奉安德帝下鎮西、在太宰府、豐後國司源朝臣賴實以宣旨告于國中武士、使追討之、於是日田永秀、其弟永隆、與白杵惟隆、緒方惟榮等、各分路攻之、永秀兄弟進軍戰于筑之三笠原、平氏大敗、建久五年、右大將賜書策功、日田郡司如故、加賞筑後國生葉郡

職、

日田永秀・永隆兄弟平家ヲ追落

ス

地頭

三七 慈眼山永興寺毘沙門天像胎内銘

○九州歴史資料館研究論集一一
日田市大字北豆田

〔胎内墨書〕

一 〔毘沙門天〕

〔梵字、バイ〕

文治三季歲次丁未五月廿八日己巳

大藏永秀生季三十五

大藏永秀三十五才ノ時造立ス

三六 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏
宇佐八幡宮史史料編四

○日田郡關係部分ヲ抄出ス。

〔西參道、南側〕

日田莊

宇佐宮假殿造管ノ一國平均役ヲ注ス

置路鑿六十八丈五尺內西始定、廣一丈二尺、假令一丈別面五寸石五百八十九疊之裏表鑿(二)、同種之石廿ツ、(種)
侍時テ疊ミ、上仁砂九十所置之、一同別砂二斗一舛宣旨定、(餘九)

西大門与西中門中間四丈廣一丈西中門前、次二丈直入郷、(二)

西大門外一丈直入郷、次二丈笠和郷、次二丈丹生庄、次二丈戸次庄、次一丈來繩郷、(二)

日田莊

若宮島居内五丈日田庄、次二丈安岐郷、

次三丈阿南郷、次二丈都甲庄、次一丈伊美庄、次一丈五尺八坂庄、次一丈五尺大神庄、次三丈

臼杵庄、次一丈五尺小佐井郷、次三丈國東郷、次一丈田原別符、次二丈佐伯庄、次五尺毛井(分)

村、次二丈武藏郷、次一丈井田郷、次一丈大佐井郷、次二丈由布院、次二丈種田庄、次三丈佐

賀郷、次二丈三重郷、次二丈大野庄、次一丈朽網郷、次一丈五尺野津院、次二丈山香郷、次一

丈朝見郷、次一丈玖珠郡、次二丈牛丸保、次一丈無役所、臨時

略 ○中

〔(外殿内部、西ヨリ東ニ向ヒ)

外殿一字三間各六尺、
左右庇各四尺、

妻二間各六尺、

正面庇一方四尺

日田庄

略 ○中

正面庇 日田莊

〔南樓ノ北ニ、榑半間口五間、奥行二間ノ國司屋、ソノ内側ニ東側ヨリ〕

〔國司屋一字五間〕

各八尺

妻二間各五尺

國司屋 日田莊

内西一閒半 日田庄、

次一閒大神藤原兩新庄、

次一閒朝見郷、

次一閒笠和郷、

略 ○中

渡樋 日田莊

略 ○中

〔三閒渡樋日田庄〕

〔南湯殿北側ニ〕
一御湯殿与協殿

中閒整一丈一尺内、

中閒整 日田莊

五尺六寸 日田庄

五尺五寸 津守庄

略 ○中

西廻廊 日田莊

〔南中樓ヨリ西見〕 七尺五寸九閒南樓脇一閒日田庄、
次一閒八坂庄、次一閒大神庄、
一西廻廊拾閒 七尺 一閒次四閒阿南郷、次三閒井田郷、

略 ○中

日田莊

脇殿 日田莊

日田一莊

〔北辰殿南ノ脇殿〕
〔脇殿一宇三間各五尺〕 妻二間各五尺

日田莊、

〔三ノ御殿ノ外殿〕
〔加筆〕

〔外殿一宇三間各八尺〕

妻二間各七尺

日田莊

〔加筆〕

〔東一間〕日田莊、

〔加筆〕〔丹方〕
〔中一間〕〔生庄〕

〔西一間〕 朽網郷

○中略

〔三御殿向拝前〕
〔三殿御前竝五丈二尺内〕

三殿前竝日田莊

一丈三尺五寸 日田莊、

一丈三尺五寸 丹生庄、

一丈一尺五寸 朽網郷、

一丈一尺五寸 臼杵庄、

〔被巻〕
〔件地判指圖者、

太木工

貞遠文治・國貞貞應・爲貞建長・貞行弘安等所持之古本也、而虫喰令破損之閒、貞世新寫之、

○大肥莊・津江山等ノ所見ナシ。

三九 宇佐宮・彌勒寺領拔書案

○到津文書
大分県史料一

宇佐宮・彌勒寺
領ヲ注出ス

一 姫嶋浦三丁 預所同地頭 件浦者海中之嶋也、本自非寺領、爲海人等之栖細庭許也云々、

一 櫛來浦十五丁 宇佐宮領 弁濟使 地頭宮沙汰

一 田伊太原浦十五丁 宇佐宮領 弁濟使地頭宇佐宮前祝太六大夫宮兼

一 速見郡田代九百七十五丁余

一 八坂郷二百余丁 彌勒寺領 預所 地頭

一 竈門郷百余丁 彌勒寺領 預所慶禪 地頭 漆嶋定房

一 朝見郷八十余丁 宇佐宮領 弁濟使宇佐邦輔 地頭宮沙汰

一 石垣郷百五十余丁宇佐宮領 弁濟使神官榮定 地頭宮沙汰

一 山香郷二百余丁 彌勒寺領 預所同 地頭三人云々、

一 由布郷六十余丁 彌勒寺領 預所同 地頭

一 直入郡田代百六十余丁 一大分郡田代千三百八十余丁

一 海部郡田代七百七十余丁 一大野郡田代九百十余丁

此内緒方郷三百余丁

宇佐宮領二百四十余丁

日 田 莊

日田郡五百六十
余丁

一日田郡田代五百六十余丁 一玖珠郡田代三百十余丁

○建久八年ノ「凶田帳」ノ抜書ナラン。

四〇 豊後國日田郡司職次第

○東大史料編纂所影写本
大分県史中世一

永俊

(大藏)
(永隆子)
号日田四郎、後浦部四郎云々、

母堂者原田大夫種直之妹平家亂逆以前、被捨離後死去、就于件亡妻之縁、永俊爲平家党類之由、及上聞之處、先年離別之上他界之閒、全以非彼与党之旨、依柏杵・緒方申狀、被披御疑心畢、日田庄五个郷内日理・石井兩郷并大山村於被分讓之由永俊申之、右大將家御時多年相論之處、日田者先祖以來取立之家嫡一人相傳私領不分讓庶子条、往古以來置文證跡狀等顯然之閒、且依證文、且依奉公、永秀一向知行之、永俊者給他所畢、永秀所給是也、元久二年七月十五日二位家御下知明白也、

○次号及七四八・四九号参照。

日田永俊竹田津
莊地頭職ヲ賜ハ
ル
日田ハ家嫡一人
相伝

四一 竹田津氏家譜

○竹田津文書
大分県史料一〇

竹田津氏家譜

姓大藏 竹田津 小串 財津
日田 堤

此四氏同姓相

紋所 三結雁金 九州濱
丸一文字 葉 二巴

旗幕紋雁金 州濱

曩祖大藏永俊

○曩祖大藏永俊 號日田四郎 後改

竹田津村ニ所領
ヲ賜ヒ竹田津氏
ヲ称ス

其先豊後日田郡司鬼監大夫永弘十世ノ裔也、永俊與永秀嫡庶相罩事年有リ、建久二年七月鎌倉將軍ノ下知ニヨリ、永俊本所ヲ没入セラレ、同國東郡ニ於テ一所ヲ賜フ、爾來子孫同郡竹田津邑ニ住ス、依而氏トス、今新涯ノ邑ニ永俊庵ト號スル一字アリ、顧フニ永俊ノ舊跡カ、永俊ヨリ重世ニ至テ、數世家系ヲ失ス、今其名ノ存者ト口碑ノ傳ル所ヲ 記テ參攷ニ備フ、

○但馬守時代不詳 ○諸次郎 建武之頃 ○兵衛尉 弘安之比 ○隼人入道 義統有感狀 ○刑部少輔同斷 ○右衛門尉 永祿 小串太郎 太刀有リ 竹田津燕石ノ耆石ト云石ヲ片手ニ

○永益 後出雲守 伊美彈正ト共ニ戰死 門永祿ノ比長劔赤間關ニ

○永重 佐土守中國ニ戰死云々 ○則康 六郎左エ

以上九君其名存ト雖モ系ヲ失ス、

○下 略

四 聖光上人傳

○統群書類從 九ノ上雜部

筑後國善導寺開

略、○首 粵善導寺 筑後 開山聖光上人、諱辨長、順乘堅者孫、筑前國香月庄人也、○中 嘉祿四年閏二月 同廿九日辰時、

日田莊

山聖光上人

入滅嘉禎四年閏二月廿九日

日田地頭沙彌綽阿ノ子小冠者五色ノ瑞雲ヲ見ル

日田永綱閑院內裏造管役ヲ勤仕ス

到東司自洗淨、午始端坐向西、○中合掌不亂、念佛相續、唱光明遍照、未至次句頃、如眠息絕、身體柔輒、容貌如笑、干時春狀七十七、夏臘六十四、嘉禎四年戊戌閏二月廿九日未刻也、於是道俗哀

働、如五十二類之昔、門弟悲歎、○中又廿九日、我僧西夢、上人指西空、告曰、聖衆來迎、汝見

否、即見聖衆星列、彌陀放光、又豐後國日田地頭沙彌綽阿之子息十四歲廿九日未時、登山遠見、當

筑後國善導寺上、瑞雲遙聳、其色五彩、傍從皆見、小冠還家、向或僧寂佛語云、我拜五色雲、上人

往生之雲歟、又告父禪門、綽阿驚馳參寺、瑞相與入滅、時刻全同、流淚隨喜、○下

皆弘安七年甲子臘月上旬菩薩戒比丘了慧謹疏、

○文中「日田地頭沙彌綽阿」及「子息十四歲」ノ実名比定未詳。

四 豐後國日田郡司職次第

○東大史料編纂所影写本
大分県史中世一

永綱

(永俊弟)
号日田六郎

閑院內裏造營之時、追先祖之例、直被成下宣旨并關東御教書、令勤仕別役二條西洞院扉橋、代々御狀所役勤仕之狀明日也、

○「豊西記」ハ建曆二年トシ、「日田記」ハ曆仁元年トス。曆仁元年ニ閑院造替ノコト見エズ。前者ガ正シキカ。

四 吾妻鏡

○三月小(建長二年)一日丁卯、造閑院殿雜掌事、爲被進覽京都、云本役人、云如被付分、今日悉被注絹之、

閑院殿造營雜事
目錄

其目錄様、

略○中

橋四ヶ所

一所左兵衛前扉橋

刑部大輔入道

一所右兵衛前

中條右馬助入道

一所二條

肥田次郎跡

一所押小路

白石太郎

略○中

河堰二百三十八丈

西鱗

略○中

六丈

日田四郎跡伊美太郎兵衛尉

日田四郎跡伊美

日田莊

太郎兵衛尉

日田 莊

三四

略 ○下

○肥田次郎跡ガ日田（大藏）氏ナルカ否カ検討ヲ要ス。尚日田四郎トアルハ、四〇号ノ大藏永俊（日田四郎、後浦部四郎）ノ可能性アリ。

望 八幡愚童記

八 ○大宰府・太宰府天満宮史料

蒙古軍上陸ス

十一月廿日未明より、蒙古の一手陸地におしあかり、馬にのりはたをあげて攻かゝる、（應）日本（中）の

軍のことく、相互に名のりあひ、高名せずんは一命かきり勝負とおもふ所に、此合戦は大勢一度に

より合て、足手のはたらく所、われもくと取つきて、おし殺し又は生捕けり、この故にかけ入ほ

との日本人に、一人として漏来る者こそなかりけれ、其中にも松浦黨いさみたりし故に、おほく打

れぬ、原田一類、（深）澤田におひこまれてうせにけり、日田・青屋（相）二三百餘騎はかりにてひかへたり、

青屋かのりたる馬口つよくして、しねんに敵陣にそ引れたる、主人入しかは、かの手にしたかふも

のとも、つゝいてかけ入たりけるに、ひしくと巻こめられて、のこりすくなく打死す、（下）略 ○下

○『八幡愚童訓』ニハ、「日田」ハ「肥田」トアリ。豊後日田氏ナラン。

日田氏・青屋氏
二三百余騎
青屋及び手者打
タル

四六 豊後國日田郡司職次第

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史中世一

六波羅ノ人数ト
シテ多年在京ト

(大蔵)

永信

(永頼子)
号小次郎、任左衛門尉

相加六波羅之人数、可在京之由、弘長二年初而成賜關東御教書、多年在京之處、爲異國警固、別而
給御教書、令歸國畢、

永基

号弥次郎、

大蔵永基文永十
一年姪浜等ノ大
功ニヨリ安岐郷
内ノ地ヲ拜領ス

文永十一年十月廿日蒙古人襲來之時、於筑前國早良郡姪濱并百路原兩所軍陳、一日中二度抽拔群
大功、手頁討死交名注文在別紙、爲被忠賞、拜領当國安岐郷并分弘永以下五个名御下文明白也、

永資

号六郎、依召功任左衛門尉、

○下略

同永資弘安四年
ノ軍忠ニヨリ筑
前三奈木庄四十
町ヲ賜ハル

弘安四年異賊襲來之時、抽軍忠、依爲上品之合戰、筑前國三奈木庄内田地十町畠地屋敷等拜領之、
手頁討死交名注文在別紙也、

○四八号「豊後国太田文写」、四九号「豊後国凶田帳案」参照。『豊西記』ノ記述、大略右ニ同ジ。省略ス。

四七 蒙古襲來繪詞

○新修日本絵巻物全集
一〇

(竹崎)
季長か

日田二郎竹崎季
長ノ兵船ニ乗ス
原ヨリ上乗ス

ひやうせんニ、

日田荘

日田 莊

(生松)
いきのまつ

(原)
ハラよりの

りける人々、

(目田)
ひたの二郎

ひて た た □

ひてたゝかしんるい (親類)
わかとう五人てをいて

をのゝ大しん

(賊船)
そくせんニのりうつ

らいせう

(分捕)
りてふんとりして

(焼米)
やいこめの

(勲賞)
くゑんしやうにもる、

五郎

くゑんしやうにあつかる、

みやはら三郎

くゑんしやうにあつかる、

○李長手ノ者ノ兵船、生ノ松原ヲ出撃スル絵ノ詞書ナリ。

四 豊後國大田文寫

○東大史料編纂所藏平林本
大分県史料三六(一六一―二)

豊後國田文ヲ注
進ス

御注進狀案 豊後國田文事
弘安八年十月十六日 豊後於府中

豊後國中神社・佛寺・權門・勢家、莊園・國領・公田及領家・領所・(預)地・(頭廳)弁濟使等交名事、

脚力 菊正 (在判)

注進合田代六千七百廿八町餘、捌箇郡

宇佐宮領千肆百余町 由原宮領二百四十六町余

鶴見社領十五町余 弥勒寺領千九十三町

安樂寺領六十町

安樂寺領六十町 蓮華王院領三百余町

金剛(心)院領五百余町

金剛院領五百余町 城興寺領二百七拾余町

權門庄領千三百八十余町 國半不輸領六百余町

公田八百五十余町 府警固田十八町

府濟物并國宦物定田二百五十六町

一 豐後國庄公并領主等事、委可注進言上之由、今年貳月廿日被成御教書候之家、(處力)德政御使下向云之、去正月以來、直人相共罷向博多候之故、未尋究候、而御使歸參之後、依兩社造營事、此程企歸國、雖被其沙汰候、若急速御要候者、可違期候間、直人等粗注申候条一卷、(状)内々爲御存知、令進置候、但此狀者、無四度計覺候、巨細之旨、追進之時、可被取替候歟、恐々謹言、

弘安八年九月晦日

謹上 信濃判官入道殿

(二藩堂行忠也)

(大友領泰) 沙彌道忍 裏一

一 豐後國直人等注申、

當國八郡 國崎 束見 直入 大分 每那 大野 日田 求朱

日田荘

国崎郡

- 一 田數并領主等事
- 一 國崎郡 千六百三拾八町内

略

安岐郷

安岐郷貳百町

宇佐宮領

領主

余名參拾六町

神宦名主等、

地頭

弁分八拾町

御家人日田弥三郎永基 法名 法基

弘永名參拾丁

同前

略

竹田津惟長領竹田津浦二十町

竹田津浦貳拾町

同弥勒寺領、地頭御家人竹田津兵衛尉惟長法師法名蓮佛、

○以下国崎郡分・速見郡・海部郡・大分郡・大野郡等中略、

- 一 日田郡五百六拾町ノ内

日田郡

日田庄五百町

領家 二條 帥入道殿

地頭

四百五拾町

一本五百町内トアリ、然レハ五百町ノ内四百五拾町ノ領家ハ二條ニテ、地頭日田某ナルベシ、

竹田別府

御家人日田弥三郎永基法師、法名法基、
此所不審、日田郡五百六拾町、或百六余町、又六百余町ト有テ、五百町領家二條師
入道殿、四百五十丁日田弥三郎、以下日田郷也、傳寫誤アルカ、本ノマヽニ寫之、
宇佐宮領
竹田別府貳拾貳町

領家清水谷 (公藤) 大納言家跡

地頭豊前大炊助入道殿女子持明院別當入道家室家跡、小田原次郎景泰法師法名寂仏并同五郎景郷

宇佐宮領

田嶋・由布・石井・今泉貳拾貳町

田嶋 由布
井 今泉 石

領家清水谷大納言家跡

同弥勒寺領
得善名六町 弥勒寺別當

大肥庄六拾町 領家安樂寺別當御房

得善名六町
大肥庄六十町

地頭上野國御家人大鷹四郎頼胤跡當知行不分明

○玖珠
郡略

四九 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一号

豊後國圖田帳

日田 荘

弘安八年十月十六日自國府被立脚力早、豐後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領・
公田領家・領所・地頭・弁濟使等交名之事、

宇佐宮御神領 千六百餘丁

由原宮御神領 二百四拾六丁

鶴見社御神領 十五丁餘

宇佐彌勒寺領 千丁餘九拾三丁

安樂寺領 五百餘丁他本云六十餘丁、

蓮華王院領 三百餘丁

金剛(心)院領 五百餘丁

城興寺領 二百七拾餘丁

權門莊領 千三百八拾餘丁

國半不輸領 六百八拾餘丁

公田 八百五拾餘丁

府警固田 十八丁

府濟物并國官物定田二百五拾六丁

豐後國莊公并領主等之事、可委細注進言上由、今年二月廿日雖被成御書候、德政之御使依下向、去
正月以來、直人相共罷向博多候間、未尋究處、御使參洛候、其後依兩社造營延引候、此程令歸國、

肥前河上社 筑前宮崎社

雖致其沙汰、不能巨細候歟、雖然、若急速御用候者、可違期候之間、直人等粗命注進狀一卷、内、爲御存知、令進上候、但此狀者、無四度計候、追進之節、可被替取候、謹言上、

弘安八年九月晦日

謹上 信濃判官入道殿

(大友賴泰)
沙彌道忍 裏判

豐後國直人等記申、

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・珍珠田數領主等之事、

國東郡 千六百三拾八町

○中略

安岐郷

安岐郷三百町 宇佐宮領他本云二百丁、

弁府

余名三拾六丁 神主神官名主等、

弘永名

弁府拾丁 地頭日田彌三郎永基法名

日田郡

弘永名三拾丁 同人

○中略

竹田津

竹田津二拾丁 領主竹田津兵衛允惟永連法名

○以下國東郡分・速見郡・直入郡・大分郡・海部郡・大野郡・珍珠郡等中略ス。

日田郡

日田郡五百六拾町 他本云七百六十餘町、又云七百町、又云六百町、

日田莊

日田 莊

日田莊五百町内 領家三條輔入道殿御跡

四百五拾町 地頭職日田彌三郎永法名法基

竹田別符

竹田別府貳拾町二段 領家冷水谷大納言家跡、地頭職豊前大炊入道女子持明院別當室家跡、小田

原次郎景泰法名寂佛・同五郎景郷買領之由申、

田鳥(島)・由布・石井・今泉二十二町 冷水谷大納言跡

田島 由布 石
井 今泉
得善名

得善名六町 宇佐弥勒寺領

大肥莊

大肥莊六拾町 領家安樂寺別當御房、地頭職上野國御家人大鷹四郎瀬胤跡、當知行未分明、

五〇 高瀬永平寺跡板碑銘

○大分の石造美術
日田市大字高瀬字松葉

願主沙彌阿□

光考先妣ノ為メ
板碑ヲ建ツ

(梵字キリク) 右爲先考先妣、

應長元年八月、

五一 高瀬永平寺跡板碑銘

○大分の石造美術
日田市大字高瀬字松葉

南無阿弥陀仏比

(右側面)
「奉爲南無阿彌陀佛比丘」

丘ノタメ板碑ヲ
建ツ

〔(碑面) (阿弥陀) 梵字キリーク〕

〔(左側面) 正和二季癸丑〕

○『日田市史』ニハ正和二年(一三一三)ノ「永平寺板碑」トシテ「梵字(キリーク)」ノ下ニ「光明遍照十方世界、念仏衆生撰取不捨云々」ノ銘文ヲ刻スル断碑ノアルコトヲ記ス。本号ト同一ナルカ否カ不明。

五 豊後國日田郡司職次第

○東大史料編纂所影写本
大分県史中世一

永貞

(大藏) (永資子)
号孫次郎、依召功任左衛門尉、後号肥後守、

祖父法基(永基)
親父心覺(永資)
ノ讓ヲ受ク

右大將家御自筆御教書・御下文・關東代々御下文・御下知次第調度證文等數百通、相副于手繼、且依于先祖之置文、且任重代之氏例、云本領云々、新賞等不殘段歩、以弘安八年祖父法基讓狀、以正安元年得親父心覺手繼畢、

五 豊西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

大藏氏 永貞

号日田孫次郎、
依功、任左衛門尉、號肥前權守、

同御宇、弘安八乙酉年、祖父法基之讓狀得受、並右大將家御自筆御教書・御下文・御下知以下次第調度證文等數百通相副手繼、且依于先祖置文、任于重代氏例、云本領云新賞等、不殘段歩令得讓之矣。正安元己亥年得親父心覺之手繼也、

松陽山岳林永昌
禪寺ヲ建立ス

大伽藍建立、依勅号松陽山岳林永昌禪寺、開山明極楚俊(元亨元年、自元朝來)、大檀那肥前權守大藏永貞、

五 永興寺木造多聞天像胎内銘

○旧版大分県の文化財
日田市大字北豆田

南都大仏師康俊
小仏師康成・俊
慶等造立ス

南都興福寺大佛師法眼康俊作、小佛師子息康成・俊慶、元亨元年カノトノ十月十日(七)、
○墨書。国指定重要文化財。『大分県金石年表』二八年紀ヲ同年ノ「十月十七日」ト記ス。

五 永興寺木造持國天像胎内銘

○旧版大分県の文化財
日田市大字北豆田

南都大仏師康俊
小仏師康成・俊
慶等造立ス

南都興福寺大佛師康俊作、小佛師子息康成・俊慶、元亨元年カノトノ十月十七日、
○国指定重要文化財、墨書。

五 永興寺木造廣目天像胎内銘

○旧版大分県の文化財
日田市大字北豆田

大仏師康俊・小
仏師康成・俊慶
等造立ス

南都興福寺大佛師法眼康俊作、小佛師子息康成・同俊慶、元亨二年七月日、
○墨書。国指定重要文化財。

五七 豐鐘善鳴錄

○河野彦契著
直入史談会発行孔版

元德二年明極楚
俊日田ヲ通ル
大藏永貞留メテ
嶽林寺ヲ興シ開
山トナス

大友貞宗後醍醐
天皇ノ密使八幡
院宣ヲ斬ル
院宣六通

豐後州嶽林寺明極禪師、諱楚俊、元明州慶元府黃氏子、母李氏、感神光香氣而誕、年甫十二、投靈

巖竹窻喜和尚、別髮受戒、後參橫川琪公、（カ）○中 至順庚午應書幣東渡、當元德二年也、將入上都、

路由豐後、有日田郡守宇佐（マ）一作大藏者訛也、永貞、禮崇留師數月、新構一蘭若、起師稱開山、師以其境似

支那嶽林、名曰松陽山嶽林永昌寺、○下 略

○『大友家文書錄』（六二号）ト年次若干異ル。

五八 博多日記

○統史籍集覽

（正慶二年三月）
廿日 ○中 略

同日、日田肥前權守入道五百騎ニテ博多ニ參到、探題ノ御見參ニ可入之由雖申之、無御對面、江州（大友貞宗）

同前、同夕方有御對面、

○中 略

同日、院宣所持仁八幡彌四郎宗安ト云物、被切頸、即被懸畢、銘云、先帝院宣所持人八幡彌四郎宗

安頸云々、此去廿日、御所陣内ニシテ、大友殿ニ奉付之聞、即召捕之云々、院宣六通帶持之、大友

日田莊

日田莊

四六

大友・筑州・菊池・平戸・日田三窪

筑州 菊池 平戸 日田 三窪、以上六通云々、

○中略。鎮西府三川守某・乙隈某ヲ發シテ長門探題北条時直ヲ救援スル事ニ係ル。

三河守某日田肥前權守入道等ヲ派シ長門探題ヲ救援セシム

(四月) (探題部將某) 二日、參州大隅國御家人・日田肥前權守入道・宗像大宮司并豐前國宇佐・築城・上津妻毛・下津毛ノ四郡人々ヲ被向畢、

○中略

日田入道等厚東城ニ發向シ厚東氏等ヲ追落ス

(四月) 七日、三川殿自門司御返、長門ニハ敵ノ厚東ヲ始トシテ、今月一日押寄テ、至于五日毎日合戦、矢戰計ニテ無大刀打、敵大勢被賤之處、白鎮西三川殿御向ノ由聞之、厚東カ宿所ニ引籠、聞之日田入道等相向厚東城、即厚東又逐電云々、

五 後醍醐天皇綸旨(宿紙)

○阿蘇家文書上
大日本古文書

勲功賞トシテ阿蘇惟時ニ日田莊地頭職ヲ給フ

豐後國日田庄地頭職、爲勲功賞、可令知行者、
天氣如此、悉之、

建武三年正月廿二日

左少弁(花押)

阿蘇大宮司館
(字宿惟時)

六〇 野仲道棟軍忠狀

○野中文書
大分県史料八

(端裏書) (マ、)
一野仲三郎太郎道棟 []

目安

豊前國御家人野仲三郎太郎道棟申軍忠事、

一去四月十九日、於豊後國玖珠城最初合戰之時、道棟惣領相共屬於大手、於日田肥前次郎陣屋前、

玖珠城合戦ノ時
日田肥前次郎陣
屋前ニテ軍忠ヲ
勵ム

勵軍忠之条、豊前國延入六郎・同國垂水次郎同時合戰之閒、令見知訖、

一同六月五日、同所合戰之時、道棟進先陣捨一命、抽軍忠之条、豊前國跡田弥三郎・同國竹井弥四

郎等令見知畢、

一同八月廿九日、城中凶徒等、攻下搦手^{安心院}陣屋、及散々合戰之閒、道棟亦懸先追返彼賊徒等之

条、安心院五郎・諫山弥三太等同時合戰畢、

一同九月十二日、夜自搦手、被寄城中之閒、道棟亦惣領^{如存知}攻登、勵愚忠之刻、子息九郎道春被

疵^{左小腕}被射之条、豊前國安心院五郎・同國田中三郎五郎入道見知訖、

一同十月十二日之夜、被攻落當城之賊徒等之閒、道棟又最前攻入城中、終軍功之条、同所合戰之傍

輩皆以見知畢、

大友近江次郎・同兵庫助入道以下凶徒等、楯籠當城之閒、可追罰彼等之旨、忝被下將軍家御教書之

日田莊

開、發向當城、同十月十二日迄沒落之期、不相漏數箇度之合戰、道春被疵之條、證人等分明之上者、預于御注。爲浴恩賞、目安言上、如件、

建武三年十一月 日

〔証判〕
〔承了〕
〔今川助時〕
〔花押〕
〔附箋〕
〔仁木義長卜認〕

六二 野上顯直軍忠狀

○尊經閣藏野上文書
南北朝遺文九州編八一〇号

豐後國御家人野上次郎三郎顯直軍忠事、去三月十三日下賜將軍家御教書、自大宰府大將御共仕、同廿四日相向球珠城、迄于十月十二日夜凶徒沒落期八ヶ月之間、致晝夜不退之警固、連々數十ヶ度合戰之時、每度抽軍忠畢、仍六月五日顯直被疵訖、其上令夜廻之時、生捕日田檜原兵衛次郎下人城内入兵糧米之所、次十月十二日夜城沒落之時、魚返宰相房令生捕畢、彼宰相房者、小田三郎顯成一族也、爲福人之間、城内兵糧支、併爲此仁哉、生捕之條、大功何事如之、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武三年十二月廿日

〔野上〕
清原顯直

進上 御奉行所

承了、藤原宗能〔花押〕

玖珠城ニ兵糧米ヲ運込ム日田檜原兵衛次郎下人ヲ生捕ル

三 六郷山本中末寺次第并四至等注文

○永弘文書
大分県史料三

略○上

末山末寺

一今夷焼尾岩屋 普賢岩屋 輿岩屋 經岩屋 三十佛 瀧本岩屋 西裏岩屋 調子岩屋 師子岩屋
毘沙門岩屋 赤子岩屋 報恩寺 上品寺 淨土寺 貴福寺 吉祥寺 西山當寺領日田肥前權守入道押領、

六郷山寺領日田肥前權守入道押領ス

略○中

右、且依惣公文之帳、且本末寺之披見院主相傳證文、所記如件、

建武四年丁丑六月一日

三 詫磨宗直軍忠狀案

○詫磨文書
大分県史料一二

詫磨別當太郎宗直、自去建武三年以來、所々合戰致軍忠事、

詫磨宗直建武三年以來ノ軍忠ヲ上申シ一見狀ヲ請フ

一建武三年四月十三日、肥後國安樂寺(玉蓋郡)合戰時、被射宗直乘馬訖、同舍弟新左衛門尉令分捕訖、

一同四月十六日、鳥栖原(筑後養父郡)合戰之時、宗直親類詫磨彦四郎親元右ウテ被射訖、

一同月廿九日、豊後國日田廻之時、大將軍御共仕訖、

日田廻ノ時大將

日田庄

軍ノ御供

一五月十六日、筑前國三奈木原合戰之時、致軍忠訖、仍自京都、神妙之由、被成御感御教書訖、
(下座郡)
 一同年八月十八日、肥後國唐河合戰之時、若黨春武四郎三郎左小カイナ被切訖、同明石新兵衛尉左
(益城郡)
 切疵、中閨左近允右ノ足射疵、
 カ夕被切訖、
(上妻郡)

一同八月晦日、筑後國豐福原合戰、致軍忠訖、
(益城郡)

一建武四年四月十二日、肥後國森崎合戰之時、若黨有富又三郎、令誅死畢、
(益城郡)

一同四月十九日、肥後國大塚原合戰之時、致軍忠訖、
(益城郡)

一同年八月、菊池渡山合戰之時、舍弟弥七郎・同親類次郎五郎等、致軍忠訖、
(益城郡)

右所々合戰、軍忠如此、然者、下賜御一見狀、爲備後代龜鏡、目安如件、
(益城郡)
(託磨)

曆應三年三月 日

源 宗直

進上 御奉行所

一色道猷氏施行狀寫

○碩田叢史所収田原文書
南北朝遺文九州編一七二三号

來繩郷内福成吉
久名

豐前六郎藏人貞廣代貞則申豐後國東來繩郷内福成・吉久名等事、如去月廿三日引付奉書者、退戸次
(田原)
(國東郡)
(頼忠)

日田肥前次郎共
ニ彼地ニ莅ミ下
地ヲ田原貞広ニ
渡付スベシ

余三・□利根孫三郎・同七郎入道・河野捨四郎・野津孫太郎押領、任御下知之旨、沙汰付貞廣可執
(永貞丸)
 進請取狀云々、然早日田肥前次郎相共、莅彼所、任被仰下之旨、致嚴密沙汰、載起請之詞、可被注
 申、仍執達如件、

曆應四年十月十九日

〔色範氏・道猷〕
沙彌〔花押影〕

〔僧有快〕
植田大輔殿

六 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

大藏氏 永敏 永貞甥、号日田出羽守、

○叔父永貞相供在京之處、永貞依違例於醍醐雲林院逝去、此時得叔父之讓狀、依之頂戴御教書令皈國也、

岳林寺三尊仏ヲ
造立ス

松陽山岳林寺釋迦・文珠・普賢三尊之像建立、大檀那大藏永敏也、住持大比丘士宣也、佛像作者、大佛師法印幸與、子息備前坊幸意矣、康永元年十一月二十八日事始、同二年十月二日安座之矣、

六 足利將軍尊家御教書

○永弘文書
大分県史料三

〔裏打紙端裏書〕
一 康永三年三月四日田部氏女

田原盛直以下ヲ
退ケ日田肥前次
郎相共ニ田染莊
内ノ地ヲ田部氏
女ニ交付セシム

田部氏女申八幡宇佐宮領豐後國田染庄内重安・恒任・小手則・永正・末次名等事、重訴狀如此、子細見狀、就注進狀所有其沙汰也、所詮日田肥前次郎相共莅彼所、守御下知狀之旨、退豐前藏人次郎〔重平〕入道法光・同左近藏人・掃部藏人〔貞治〕・倉成修理亮・長野右馬二郎・神主定基等、嚴密沙汰付下地於氏〔田染〕

日田莊

女代、可全知行、使節打渡之後、重致違亂者、每度雖不被成奉書、隨觸訴、如元遂其節、遵行之實否、狼藉之眞僞、載誓狀之詞、可被注申之狀、依仰執達如件、

康永三年三月四日

(吉良貞家)
修理權大夫(花押)

竹田津小次郎殿

(裏打紙裏書)
「明和九迄四百卅一年ニ成」

六七 片山釋迦種子磨崖碑銘

○大分の石造美術
日田市大字友田

円阿釈迦種子ヲ
刻ス

(釈迦)
(梵字バク)

願主沙彌円阿敬白、

右合力結縁、

康永三年 甲申 孟冬十八日

六八 馬原草三郎大神宮遙拜所五輪塔銘

○大分の石造美術
日田郡天ヶ瀬町大字馬原字寺ヶ迫

五輪塔ヲ造立ス

(三)
二月十一日

貞和三〇(年)

○「」内ハ『大分県金石年表』六ニヨル。同書ハ「角塔婆」トセリ。『天ヶ瀬町誌』ニモ収録シ「二月十一日」トス。『大分の石造美術』ハ字寺ヶ迫トスルモ、『町誌』ニヨリ草三郎ト改ム。

六 馬原寺ケ迫寶塔銘

○天ヶ瀬町誌
日田部天ヶ瀬町大字馬原

宝塔ヲ造立ス

〔墨書〕
貞和三年三月 日

○西面ニ梵字（キリーク）、北面梵字（バク）、南面ニ梵字（サ）アリ。東面欠。

七 大原八幡宮寶篋印塔銘

○大分の石造美術
日田市大字来求里字元宮

〔墨書〕
豊後國日田大原宮

石塔壹基 座、

〔寫〕
奉書一乘妙典、

一乘妙典ヲ書写ス

右志者、爲天長地

久、願

繁昌、万民快樂也、

大願主沙彌西田

尼 妙仙

貞和三年八月十二

日田 莊

大工 一乘

○塔身ニ、梵字(兼師)（大日）(弥陀)（釈迦）(釈迦)アリ。「〔内ハ「大分県金石年表」七ニヨリ傍注ス。

七二 惠良惟澄申狀

○阿蘇家文書
南北朝遺文九州編二五三六号

(端裏書)
「推澄申
正三

惠良惟澄軍忠次
第ヲ記シテ訴フ

惟澄軍忠次第記詮要謹言上、

○中
略

肥後阿蘇郡小国
郷ニ城ヲ構フル
刻玖珠日田以下
豊後国人打寄ス
大友一族野津宮
内卿等ヲ討取ル

延元三季十月(少貳)頼尚率數千騎、攻來(肥後益城郡)甲佐城之時、惟澄僅以卅餘騎懸出城外、或討死、或被疵畢、○中

其後馳越日向塚、追落野尻城、相語高知尾一族等、打越(肥後阿蘇郡)小國郷、攻落(上木)義長代官古子次郎、則構城塚

於彼所之刻、玖珠・日田以下(豊後玖珠郡)豊後國人等數百騎令發向之間、馳向一陣、大友一族野津宮内卿并多武

木又五郎枯杉以下數百人討取畢、○中 所詮、惟澄立申荒涼軍忠否、以誓文有御尋御方之傍輩之日、

若有爭申仁者、可申披者也、仍取詮言上如件、

正平三季九月 日

三 永興寺五輪塔銘

○大分の石造美術
日田市大字北豆田

了妙逆修ノタメ
五輪塔ヲ建ツ

貞和五己

(四月)

仲呂七日

「(梵字ラ)」

爲了妙

逆修也、

○地輪ノミヲ存ス。四面ニ梵字(アク・ア・ア・ラ)アリ。

三 馬原寺山供養碑銘

○天ヶ瀬町誌
日田郡天ヶ瀬町大字馬原字本村

供養碑ヲ建ツ

(東面)
「□□衆五十五人」

(西面)

「天勅□平盛」

(南面)

「貞和五年八月彼岸」

○方形台座ニ刻ス。北面ナシ。

日田莊

七四 懷良親王令旨寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

肥後阿蘇・健軍
・甲佐・郡浦・
筑前下座郡・豊
後大佐井莊・日
田莊地頭職等ヲ
安堵ス

(阿蘇郡) (詫摩郡) (上益城郡) (宇土郡)
阿蘇・健軍・甲佐・郡浦等社領地頭職、并筑前國下座郡・豊後國大佐井莊・同國日田庄等地頭職、
(實忠)
鳴津豊後守跡、任 先朝 勅裁之旨、領掌不可有相違、且可被申下安堵 繪旨者、
(懷良親王)
征西大將軍宮
御氣色如此、仍執達如件、

正平五年十一月八日

(五条頼元)
勘解由次官 花押

阿蘇大宮司殿
(惟時)

七五 五條頼之言上狀寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

阿蘇惟時味方ニ
參ルニツキ安堵
論旨ヲ請フ
日田莊地頭職

阿蘇大宮司惟時、去十月參御方候了、仍 先朝御代所被奉寄之阿蘇・健軍・甲佐・郡浦等社領地頭
(阿蘇郡) (詫摩郡) (上益城郡) (宇土郡)
職、并恩賞地筑前國下座郡・豊後國大佐井莊・
(海部郡) (日田郡)
同國日田庄等地頭職、鳴津豊後守實義跡、
(忠)
任先度
繪旨、可令領掌之由、被下 繪旨候之様、可有申御沙汰候哉、仍言上如件、

(正平五年)
十一月八日

勘解由次官 (五条)
頼之 上

進上 頭弁殿

志 造 領 記

○森春樹編著
日田郷土史料二五

足利直冬少貳頼
尚等退治ノタメ
筑前夜須莊内田
地五十町ヲ大原
八幡宮ニ寄進ス

敗戦ニ付日田マ
デ退クヲ告ゲ要
害所ニ退カシム

崇光院觀應二年、將軍家より大原八幡宮に神地寄附の事あり、其書曰、

寄進豐後國日田郡大原八幡宮・筑前國夜須莊内田地五拾町(夜須郡)頼尙・地頭職事、

右爲直冬・頼尙以下逆徒退治、發向候處、合戰之勝利、偏依仰神明之加護、所寄附彼地也、是併爲(是利) 頼尙(少貳)

天下泰平四海安全、殊將軍家御繁榮、寄進之狀如件、觀應二年二月廿五日、沙彌道猷判(色範氏)

○『太宰管内志』下二、差出書ヲ欠ク同内容ノ文書ヲ収ム。將軍家ヨリノ寄進トスルハ、一色道猷ノ誤リナリ。

七 一色道猷範氏書狀

○入江文書
大分県史料一〇

去廿九日合戰、不慮式之閒、無力引退日田候了、於今者任京都御意、自李部(大友氏泰)も御狀候て、山方合戦
候て、一兩日中ニ可罷出候、佐伯勢已昨日打付候了、又因幡守・草野・佐志・高來勢・志摩郡者(宇都宮公景)
共、彼是千餘騎同道候て、是まで打越候、令遅々候者、此輩等令疲勞候閒、忿々可打出候、其陣(肥前)
事無心本、能々御談合候て、要害宜候はん所ニ、可有御引揚候、恐々謹言、(行)

十月二日
(觀應二年)

道猷(一色範氏)
(花押)

田原六郎藏人殿
(眞覺)

日田 莊

七六 一色道猷範氏感狀

○東大文学部藏斑島文書
南北朝遺文九州編三二〇一號

足利直冬退治ノ爲發向筑後床河合戰ノ後日田ニ(足利)尤神妙、可令注進也、仍執達如件、(御井郡)

京都ニ注進ス

觀應二年十月三日

沙(一色道猷・範氏)
彌(花押)

日高八郎殿

七九 龍造寺家平軍忠狀

○龍造寺文書
南北朝遺文九州編三二七三號

龍造寺家平軍忠狀
ヲ上申シ御判ヲ
請フ

日田若狹權守

肥前國龍造寺又四郎家平申軍忠事、
右、去九月九日肥前國御發向之閒、令御共、抽忠節、同廿九日於筑後國河比庄、一色入道(北)・同
少輔孫太郎入道(永敏力)・勝・同兵部少輔師光・日田若狹權守(御井郡)・草野豊前權守・上松浦一族已下凶徒誅伐
時、(家)平致散(案脱力)・防戰之、同所合戰之閒、宗刑部丞見知訖、此上者預御證判、爲備後代龜鏡、恐々言
上如件、

觀應二年十一月 日

少貳頼尚証判ヲ
加フ

(証判)
「承了、(少貳頼尚)
花押」

日田永敏田地ヲ
太宰府天満宮ニ
寄進ス

奉寄進、

天満宮

田地拾町

右、爲 天長地久 國土安穩、殊

將軍家御繁昌、別永敏心中所願皆令満足、爲和謫祈所、奉寄之狀、如件、

文和元年十二月十三日

前若狹守永敏(日田)
(花押)

和歌所

〇 日田永敏寄進狀

〇大鳥居文書
大宰府・太宰府天満宮史料一

〇 有馬澄明軍忠狀案

〇有馬文書
南北朝遺文九州編三八三五号

肥前國有間彦七郎澄明申軍忠事、

就出御、馳參肥前國々府(佐嘉郡)、同國小城城(小城郡)攻合戰以後、御陣々々致宿直、豐後國日田(日田郡)・玖珠郡(大分郡)・同國

府・豐前國御通御共仕、迄于筑前國博多入御(那珂郡)、致忠節訖、然早預御證判、爲後證(備後)、言上如件、

正平十年十一月十八日

進上 御奉行所

日田 莊

肥前國合戰以後
日田・玖珠・豊
後國府等御供仕
リ博多入御マデ
忠節ヲ致ス

承了、判(菊池武澄)

三 於保胤宗軍忠狀

○肥前多久文書
南北朝遺文九州編三八四一號

「一見了、
(五条良氏)
〔花押〕」

肥前國於保胤五郎胤宗申軍忠事、

右、爲朝敵誅伐、去八月廿七日御出小城之(肥前國小城郡)城仁、同十月二日御發向豐州日田城・同國府中之(大分郡)時、令

致忠節候了、即豐前國宇佐并城并於所々、令致宿直警固於、迄于同博多津、令抽忠勤候了、然早下

賜御判、爲後代龜鏡、粗恐々言上如件、

正平十年十一月 日

進上 御奉行所

三 橘薩摩公世軍忠狀

○東大史料編纂所所藏橘中村文書
南北朝遺文九州編三八四二號

「一見了、
(五条良氏)
〔花押〕」

橘薩摩東福寺四郎次郎公世申軍忠事、

右、爲 朝敵御退治、御發向肥前國小城郡之閒、最前馳參、其後致用意、日田御陣令參着候訖、仍

肥前小城城ヨリ
豊後日田城・府
中・豊前宇佐・府
城井・博多津マ
デ在陣シ忠節ヲ
竭セシコトヲ上
申ス

肥前小城城ヨリ
豊後日田・豊前
博多マデノ御供

忠節ヲ上申ス

迄于豊後・豊前・博多(筑前國那珂郡)、屬于御手、致忠勤候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正平十年十一月 日

八四 木屋行實軍忠狀

○木屋文書
南北朝遺文九州編三八四七号

(異筆)

「一」了、
(五条良氏)
(花押)

筑後國木屋彈正左衛門尉行實申軍忠事、

右、去八月十八日、爲對治肥前國凶徒、御發向之閒、自最前令御共、同九月一日、小城(小城郡)々攻合戰抽

軍忠訖、爲御對治豊後國凶徒、同十月二日、御發向日田之閒令御共、球珠(速見郡)・由布(速見郡)・狹閒(天分郡)・國府(速見郡)・

大神(速見郡)以下於所々御陣、致宿直、豊前國宇佐(仲津郡)・城井(被字郡)、至筑前國殖木(被字郡)・博多、令御共候訖、然早下賜御

判、爲備龜鏡、言上如件、

正平十年十二月 日
(文和四年)

八五 惠良惟澄申狀案

○阿蘇家文書上
大日本古文書

(端裏書)
「土代」

日田 莊

繪旨・令旨ニ任
セ諸莊ノ遵行ニ
預カランコトヲ
請フ

阿蘇筑後守宇治惟澄謹言上、

欲早被經御沙汰、任嚴重(海部郡) 繪旨 令旨、預御遵行、筑前國下座郡・豐後國大佐井郷・同國日田(日田郡)

庄・肥前國會祚崎庄(基肄郡)・肥後國守富庄以下、條々子細事、

副進、

三通 繪旨案

二通 令旨案

一筑前國下座郡・豐後國大佐井郷事、
(海部郡)

○中略

一豐後國日田庄地頭職事、

右、庄藪者、去建武三年、山門 臨幸之刻、惟時依 勅定、忝奉懷内侍所、東坂本彼岸所仁奉入之

聞、勸賞仁被行、下賜 繪旨畢、而去年十月。日田出羽守永敏稱參御方之由、令上洛云々、幼稚之

子息雖令降參、於所領者、任傍例可有。沙汰歟、永敏縱雖令自身參上、降參人之半分安堵者定法也、

何況永敏者、始中終之御敵也、其身者乍令上洛、爲不離所領、以子息降參之儀、爭可有一圓安堵之

望哉、尤任嚴重之 繪旨、欲蒙御成敗焉、

○以下肥後國守富庄地頭職・肥前
國會祚崎庄地頭職ノ二項中略。

一豐後國玖珠庄地頭職當時闕所事、
(玖珠郡)

肥前國下座郡・
豐後國大佐井郷

豐後國日田莊地
頭職

日田永敏上落子
息降參ス

豐後國玖珠莊地

頭職

青野村ハ欠所

右闕所者、舍弟弥三郎惟賢給 令旨訖、案文備進上、而去年御對治之時、當庄地頭等大略參御方云々、其中青野村者、闕所也、任 令旨被經御沙汰者、弥可令致忠節者哉矣、以前、条々、大概言上若斯、凡惟澄元弘以來多年之軍忠、世以無其隱、人皆所知也、且云御感、云恩賞、**繪旨** 令旨數通雖令拜領、未預一所之遵行之条、不便之次第也、而今条々之訴訟、若任**繪旨** 令旨、被經御沙汰者、此時定開眉目歟、然早蒙密嚴蜜之御成敗、殊致合戰之忠勤、仍粗言上如件、

正平十一年六月 日

六 大友氏時書狀

○阿蘇家文書上
大日本古文書

日田出羽次郎同
庶子等跡兩郷ヲ
去リ渡ス

豐後國日田郡日田出羽次郎(永敬)・同庶子等今度降參 筑後宮跡、同國井田(大野郡)・大佐井兩郷事、去申候、御領掌候、可令致軍忠給候、其子細可注進京都候、恐々謹言、

(北朝康安二年カ)
二月十五日

(大友)
氏時(花押)

阿蘇東殿
(惟村)

日田 莊

六七 大友氏時書狀

○阿蘇家文書上
大日本古文書

筑後肥後ニ発向
スルヲ告ゲ急ギ
參陣セシム
書進シタル諸所
所領ハ京都ニ執
申ス

日田詮永跡安岐
郷地頭職ヲ田原
正曇ニ宛行フ

（筑後）（肥後）（凶徒等）（退治）（発向）（越）（公私）
ちくこ・ひこのけうとら、たいちのためには、はつかう候、いそき御こゑ候ハ、こうしにつけてし
かるへく候、兼又、別紙をもて、書進候ところく御くたしふみの事、きやうとに、とり申候へ
く候、佛神も御せうらん候へ、とうかんのき、あるましく候、よろつけさんのとき、申うけ給候へ
く候、くはしくハ、かのかたに申て候、恐々謹言、
（康安二年九）
二月十五日
（正平十七年）
（惟村）
阿蘇東殿

（大友氏時）
うち時（花押）

○大友氏時、筑後・肥後ノ南軍ヲ討ツタメ、阿蘇惟村ヲ誘引スルコトニ係ル。

六八 足利義詮袖判下文

○大友家文書録
大分県史料三一

袖（足利義詮）
御○判

（田原直貞）

下 豊前藏人三郎

（国東郡）
法師 法名 正曇

可令早領知豊後國安岐郷日田宮内少輔地頭職事、

（透見郡）
詮永跡

右、爲動功之賞、同國大神・藤原庄戸次筑前次郎、豊前國吉田村・芥田等之替、所宛行也者、早守

朝直跡

先例、可致沙汰之狀、如件、

貞治二年七月十二日

六 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

大友氏時所領所
職等ヲ注進ス

注進

(大友) 氏時當知行散在所領所職等事、

相模國大友郷(足下部)付延清

同國三浦長坂郷(三浦郡)

上野國利根庄號土井出(利根郡)

美濃國中村庄(可兒郡)

伊勢國塔世御厨北方(安濃郡)

越後國紙屋庄(蒲原郡)

豊後國守護職

同在國司職

在國司職
檢非違所總追捕
使職 税所職

同檢非違所惣追捕使職

同税所職

○中

同國日田庄竹田別府半分(日田郡)

同國長野村(玖珠郡)

略

右、注進如件、

(正平十九年)
貞治三年二月 日

日田庄

菊池武政書狀

○阿蘇家文書下
大日本古文書

来信ニ答へ味方
ニ誘フ

日田氏敵ニツキ
今日発向ノ由

阿蘇惟武ニ日田
莊地頭職ヲ宛行

自筆
先日進狀候處、委細御返事悦入候、

柳天下御大事、私浮沈、この時にて候、御とうしん候ハ、鎮西たいちも子細候ハしと存候、隨而、

公方より御教書をなされ候あいた、進候、○中 又日田すてに御敵に現形候て、今日罷出候由承候、

くハしき事は、たくちのいや五郎入道申へく候、恐々謹言、

(文中一年)
卯月四日

(惟武)
阿蘇殿

○追
啓略

(菊池)
武政(花押)

九二 懷良親王令旨寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

豊後國日田庄地頭職事、領掌不可有相違者、依

(懷良親王)
一品親王御氣色、執達如件、

文中四年六月十三日

(惟武)
阿蘇大宮司殿

(胤房)
左少將花押

九二 日田記

○財津永倫編著、芥川龍男等再編
文献出版刊

日田詮永筑後國
山崎ニテ戦死ス

應安四年諸書多クハ作五年二月、侍所ノ別當今川伊予守貞世、九州ノ探題ニ補セラレ、大内介義弘ヲ差添エ
ラレ、筑前國博多ニ下着ス、菊池肥後守武政、兵ヲ筑後國山崎(上妻郡)ニ出シ、今川・大内ト戦フ時ニ、日
田上野介詮永陸泉守永敏長子
將軍義詮賜諱字貞世ニ屬シテ戦死ス、

○山崎合戦ニオケル詮永戦死ハ、永和元年八月廿九日ナリ。

九三 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

大藏氏 詮永 号日田上野守、

筑後山崎城合戦
ニ討死ス

○應安五壬子年、菊池武政合戦之刻、爲今川了俊御方、於筑後國山崎城(上妻郡)一戦之時、雖有大剛之働、
被圍大勢遂討死也、

○詮永戦死ハ永和元年ナリ。

大藏氏 日田鶴熊丸

應安七年今川了
俊ノ陳中違例ニ
ヨリ帰國中逝去

同御宇、應安七年、菊池追討之時、今川了俊之爲御方出陣有之、依違例販國之刻、於筑後國馬渡逝
去、行年十四歳矣、其於在所奉葬、然後、鶴熊丸之荒靈、爲河伯水神吏、筑後國、並至日田郡、令

日田 莊

萬民六畜惱亂、彼爲和荒靈、營建社壇奉崇明神、以每年六月上申日、詣河邊祭之、日田郡之内、石井郷中之者、不祭之、雖然、自往古至今、無河伯障礙、對石井大明神辭受祭奠故歟、至今世筑後國申若大明神是也、

四 今川了俊貞世下向以後同心人々著到交名案

○詫摩文書
大分県史料二二

今川了俊下向以後著到セシ人々交名ヲ注ス

(今川貞世)
了俊下向以後同心人々著到、

小貳 麻生筑前(入膜カ)

千葉 宗像

菊池兩人武朝 原田
貞□ 底井野

勝一揆大村 白石 平井 頓野
蒲池 多久 橘家人々

三池 後藤人々

河尻 日田

宇土 松浦人々中

木山 彼杵人々

詫广 高來人々

筑後國人々 秋月

日田氏

了俊判

以上

尤神妙也、

御判

九五 長井廣世軍忠狀案

○福原對馬家文書
萩藩閣閱錄一

長井五郎廣世申軍忠次第、

父長井貞広ノ今
川了俊ノ鎮西渡
海ニ供奉シ各地
ニ忠節ヲ致シ筑
後山崎ニ戦死セ
シ軍忠ヲ上申セ
御判ヲ請フ

右、養父掃部助貞廣、(長井)自御渡海最前、去應安四年十二月十九日令御共、於所々致忠節上、麻生山・(筑前)城井合戦之時、兩度自身被疵之上、(永和元年)去年八月廿九日筑後國於山崎令討死畢、(上妻郡)然者早給御判、向後爲備龜鏡、粗言上如件、

永和二年六月 日

(今川了俊)
承了、御判

○『毛利家文書』ニ欠文多キ正文アリ〔『南北朝遺文』九州編五三一四号〕。

今川了俊証判ヲ
加フ

六 足利義滿袖判下文

○入江文書
大分県史料一〇

(足利義滿
袖判)

下 田原徳一丸、

(親貞)

(三藩郡)

(筑前怡土郡)

(國東郡)

可令早領知、筑後國田口村内西方參分壹・同國怡土庄内末永名參分壹・豊後國田原別府半分内
參分壹・同國田原別府内波多方半分(同七) 戶次丹後守・周防國岩田保跡(熊毛郡) 岩田左近將監・肥前國山田庄(高来郡) 正少弼(北条)

安岐郷日田詮永跡

治時・豊後國安岐郷 日田宮内少輔 詮永跡(國東郡)

同國光一松名(大分郡阿南庄)

同國玖珠郡内山田郷跡 原田次郎 帆足郷・古後

郷志津利孫 飯田郷・并來繩郷内福成・吉久名等・同國香地庄・國東郷信濃入道・同國武藏郷・(國東郡)

同國櫛來別府・同國日出庄(速見郡) 戶次筑前次郎 筑後國竹野庄内東郷・山本郷(山本郡) 宇都宮常陸前司 等地頭職事、

朝直跡(竹野郡)

朝直跡(竹野郡)

朝直跡(竹野郡)

朝直跡(竹野郡)

朝直跡(竹野郡)

右、任今年七月十八日父下野守氏能讓狀、可令領掌之狀、如件、

康曆元年十二月廿四日

七 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

大友親世所領所

親世當知行國々散在所領所職等事、(大友)

職等ヲ注進ス

相模國大友庄(足下郡)

同國三浦長坂郷(三浦郡)

上野國利根庄(利根郡)

越後國紙屋庄(浦原郡)

美濃國仲村庄(可兒郡)

伊勢國塔世御厨北方(安濃郡)

豊後國守護職

豊後國守護職

同國在國司職

在國司職

同檢非違使總追捕使職(中)

同稅所職

檢非違使總追捕使職

○中略

日田郡竹田別符

同國日田郡竹田別符半分

同國大野庄上村半分(大野郡)

半分

○中略

以上

右、注文如件、

(弘和三年)
永德三年七月十八日

(裏書)
「爲後證所封裏也、

丹後守判」

六 菊池武朝書狀寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

日田郷ヲ阿蘇惟

豊後國日田郷事、任

日田 莊

武ニ安堵ス

令旨之旨、御知行不可有相違候、恐々謹言、

(元中元年)
十一月廿一日

(菊池)
武朝 (花押)

(惟武)
阿蘇大宮司殿

上包 阿蘇殿

武朝

○右ノ上包ハ、「別文書ノモノナルベシ」トアリ。

九 成良親王令旨寫

○阿蘇家文書下
大日本史料

日田郷ヲ阿蘇惟
政ニ安堵ス

豐後國日田郷事、爲 故大王之御沙汰、任武朝申沙汰之旨、知行不可有相違之由、依 仰執達如
(成親王)
件、

元中三年十一月廿七日

散位 花押

(惟政)
阿蘇大宮司殿

100 五條頼治軍忠申狀案 (紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

南軍五條頼治矢
部・津江兩山ニ
於ケル軍忠ヲ上
申ス

(五條)
頼治畏言上、
抑當國筑後大略雖屬凶徒。頼治踏矢部・津江兩山、抽忠節候、當山者、肥後・筑後・豊三ヶ國之
候、(筑後國) (日田郡) 後

守護大夫親世親類親氏・守護代如法寺氏信

津江・日田勢津江大野ニ打入ル

日田以下凶徒打入ルモ終日合戦ノ上追払フ

堺、九州無雙之要害候、仍度々大變凶徒□入足之地候、就中今年九月凶徒引退八代之陣□已後、當(元中八年)

國守護人大友修理大夫親世親類、大友次郎親氏・守護代如法寺若狹守氏信等、率筑後・豊後兩國之勢、自方々可攻當山之由依其聞候、致用意候之處、去十月七日大手、自筑後向打上牧口、取陣候早、

同八日、搦手自津江、日田勢打入津江大野候之閒、差副賴治手者等於津江輩、致防戰之閒、不日追拂候早、同九日、筑後向之敵立牧口之陣、寄泉山調山山口候之閒、地下輩賴治手者等相支、致防戰之取中、

黒木四郎筑後入道定善孫子以下當國御方輩等、同心令合力、及散々合戰、御方打勝候早、凶徒數百人被疵、

數十人討取候早、凶徒(上妻郡)黒木城敵城近所引退、赤坂取陣候、同十一日夜、自山中内通敵陣之輩候、引大勢於山中肝要之在所候之處、定善一族兼而依上野伏候、不及合戰引退候早、同十一日、自生葉向

日田以下凶徒打入、調山北河内候之閒、賴治手定善一族以下馳向、終日致合戰、追拂候之刻、凶徒多被討被疵候早、賴治調方々手者、馳向赤坂陣、欲致合戰候之處、同十二日曉、凶徒引退候早、山

中如野伏以庭弱之少勢、諸方合戰、每度勝利、併 聖運候哉、於今度之節者、初治賴。將軍官御手之外、他手不相交候、如此之子細、以次可有御披露候哉、賴治誠恐謹言、

(元中八年)
十二月九日

(五卷)
賴 治上

進上 堀川殿(光繼)

101 西大寺末寺帳

○相模極樂寺文書
愛媛県史資料

〔外題〕
西大寺諸國末寺帳

略 ○上

豊前國

梶姫
大興善寺

寶光明寺

寶勝寺

宇佐
大樂寺

城井
常福寺

城
觀音寺

中願寺

中津河
萬福寺

觀音寺

豊後國

日田永興寺

〔大分郡笠和郷〕
金剛寶戒寺

日田
永興寺

佐伯庄
最勝寺

潮音寺

略 ○中

明德二年九月廿八日書改之了、

1011 京都不審條々事書

○彌寝文書
大宰府・太宰府天滿宮史料二二

京都不審條々

(異筆)

一若君去年十二月十七日御元服、五位中將、當日將軍之宣旨御かぶり候矣、

(異筆) 將軍義滿公

一御所十二月廿七日大政大臣ニ御上候、正月七日可有御拜賀云々、御代ハ悉若君ニ御譲と云々、

一探題九州地頭御家人諸侍安堵恩賞事、不可有京都注進候、可爲探題沙汰御事書云々、

一御感事ハ、就于注進、可有御沙汰云々、

一兩島一諸本領當知行、大隅・薩摩兩國守護職闕所以下、悉九州靜謐御恩賞、探題御給了、

(今川貞世)

一島津縱雖被參洛、兩國にハ有入部、可有知行上意御判に候云々、

國地頭御家人御
所奉公ノ名字
戸次・日田・佐
伯・田原・吉弘

一國地頭御家人、兼日より御所奉公之名字之中ニ、百餘人小番之衆とて被書拔、若君御所番帳ニ被書候、九州之人々ニハ、探題御右筆にて三十餘人か、豐後ニハ、戸次、日田、佐伯、田原ニ三人、吉弘一人、日向ニハ、伊東大和、宮崎薩摩守永入道、土持、財部、和田、高木、薩摩ニハ、

澁谷、牛屎、和泉、谷山、阿多系、大隅ニハ、税所、加治木、平山、彌寝と見えて候、是ハ遠國之習、人にひかれ、又在所ニよりにて、難立御用候間、忠ニより、公方よりも執しおほしめし、永代御所奉公名字うしなはずして、國々にふまゑ候て、たとひふしきの亂世にも、不可有相違上意にて候由、御事書ニ見えて候、大かいなり書進候、若又此外も望人候ハ、忠節ニより候て、探

日田 莊

七五

題御注進候ハヽ、可取入御やくそくにて候と、御書ニ見えて候、
(異筆)
「應永二年」

1011 荒平阿彌陀堂木造阿彌陀如來像胎内銘

○大分県金石年表
日田市大字高瀬安養寺跡

安養寺本尊

安養寺(本カ)尊講(平)字(平)九郎袈(婆)六郎左衛門、寶(平)乙(平)永(平)妙道榮(平)道勝(平)
(元石女)
(姓性了康、隨音)
○膝部墨書。「ハ」内ハ『日田市史』ニヨリ傍注ス。

1012 西大山烏宿神社鰐口銘

○大分県金石年表
日田郡大山町大字西大山

車漸寺ニ鰐口ヲ
寄進ス

藥師如來(カ)、豐後州日田郡小切畑東漸寺鰐口、大檀那(カ)、應永十年癸未二月、大願主文與
才、大工(カ)、

○「烏宿」ト訓ズ。現大山町(旧西大山村、東大山村)ノ地ヲ、『豊後国志』ハ「大山莊」トセリ。但シ大山
莊ガ独立ノ莊園トシテ存在セシ明証ナシ。尚、大山村ガ日田莊ニ属セシ事ハ、四〇号(『豊後国日田郡司職次
第』)ニヨリ明カナリ。

暁海逆修ノ宝篋
印塔ヲ建ツ

逆修塔婆金剛佛子曉海、

應永十四丁亥十月

十五日

○基礎部ノミヲ存ス。

105 戸山神社寶篋印塔銘

○大分の石造美術
日田市大字小野

106 普門寺木造笑巖和尚坐像銘

○日田市史
日田市大字高瀬

開山笑巖大和尚
ノ像ヲ造立ス
三十三回忌

豐後州日田郡高瀬村圓通山普門禪寺開山笑巖大和尚御影、當三十三年忌辰、

奉造立者、應永十

六己丑卯月十三日開眼、

佛師 周防州式部順成、住持比丘得啓、

〔花押〕

○墨書ナリ。『大分県金石年表』ニヨリ校異ヲ〔 〕内ニ傍注ス。

101 戸山神社寶篋印塔銘

○大分の石造美術
日田市大字小野

尽海ノ逆修宝篋
印塔ヲ建ツ

逆修塔婆金剛佛子盡海、

應永十九年壬辰八月時正生年五十、

102 森家五部大乘經與書並箱書

○森幸太郎藏本
日田郡大山町大字西大山三五四五

五部大乘經ヲ書
写ス

(大方廣佛華嚴經卷第十三與書)

「應永二十三^丙申歲二月廿一日

書之、」

(箱書)

「時于應永三十二年九月新調

昭和五十三年二月吉日二次

新調」

○大分県指定有形文化財。但シ箱書ハ後世ノ書替ノ如シ。

103 日田永秀書狀

○大友家文書録
大分県史料三一

伊福兄弟ノ所領

伊福民部きやうたい當所にもちの所の事、堤方度々のそみのよし承候、仍小野に被持候所にかゝら

マ堤競望ニ付同
所マ堤方ニ渡ス
ベシ
小野ト替フベシ

るへき由承候、いづれもいづれも小所にて候間、いふくの民部方きやうたいもち候分、つゞミ方に
わたさるへく候、同小野の事も此間のまゝたるへく候、のそミの分、何も不可有相違候よし、堤方に
に被仰へく候、恐く謹言、

應永卅十月四日

財津殿

(白田)
永秀 在判

二〇 岳林寺木造彌勒菩薩坐像胎内銘

○九州歴史資料館研究論集九
福岡県朝倉郡杷木町慈恩禪寺蔵

(胎内背部墨書)

一 龜松・嘉一・孫七

次郎三郎・彌九郎・又八

彦四郎・衛門四郎・彦六

兵部殿・西新五郎殿・彦鶴四郎衛門

大檀那大藏永幸・永清・永正・永番・惠□

大檀那大藏永幸
筑前上座原莊上
野村慈恩禪寺

日本國西海道筑前州上座原莊

上野村慈恩禪寺持地比丘祥從等、

同願主祥薰首座并一結講衆

殊者土屋三郎次郎・三郎太郎・衛門五郎

日田 莊

日田莊

作者出羽寶賢

應永三十癸卯歲龍集極月二十三日

(後頭部内墨書)
「釋氏祥從」

正年三十四

(像底膝前裏墨書)
「惠寶鶴次郎」

幸氏

(体内前部墨書)

「享保十六年亥四月」

再興、大佛師野橋

助之進、京都川住

○右大藏氏ハ日田大藏一族ナリヤ、検討ヲ要ス。

二 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

大藏氏 永秀 号日田安藝守、

永秀石井大明神
岳林寺重建
弟永好相論スル

○永享三辛亥年、石井大明神社檀重建、同時、岳林寺重建矣、舍弟永好、多年雖嫡家相論、依爲非義永好出佗國畢、

モ非義ニヨリ他
國ス

○日田市石井町ノ石井神社社室ノ棟札銘ニ、
「○前
文略

奉建立石井大明神宮一字、

大願主 大藏安芸守永秀

奉行 深町伊頭守沙彌昌音
石井孫次郎沙彌普兼嫡子孫八高誠

皆永享三年辛亥三月十一日

トアリシト云フ。昭和五十六年三月調査ニハ、右棟札ハ発見セザリシトイフ（大分県教育委員会発行『大分県文化財調査報告書』第五十一輯『日田郡の文化財』）。

二三 滿濟准后日記

○統祥書類從
補遺二

大友ノ若党日
田・田原・佐伯
等ニ大内持世ニ
合力スベキ由御
内書ヲ成サル可
キカノ事

大友親綱ニ属シ
忠節ヲ致スベキ
由日田・田原・

（永享四年）

◎五月廿二日、晴、飯尾肥前守爲御使參申了、題目ハ、豊後國人大友若党肥田・田原・佐伯等ニ、
共也

大内新介立歸長門へ渡海事在之ハ、大内修理大夫ヲ可合力旨、可被成御内書歟之由、愚身先日意見

申様被思食、其儀歟ト云々、御返答、此三人方へ御内書事、曾不申入事也、大友左京亮方へハ、重

嚴密御文章ヲ被載、可合力大内修理大夫旨、可被仰下歟由、申入也、若惡申哉云々○中、
略

◎十月十日、晴、雜熟聊少減閒、早旦出京、山名禪門來、九州事條々意見分申也、○中 一大友、少

貳等御治罰事同前候、一大友左京亮手ニ屬テ可致忠節由、ヒタ・田原・サイキ三人方へ可被成御内

日田莊

八一

佐伯ニ御内書ヲ成サルベシ

書之由事、是ハ可被成御内書條、可然、○下略

二三 大内持世書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

書札ニ答ヘ所見ヲ述ブ

玖珠勢働ク

当手豊前ニ遣ス

宰府勢日田へ通ル

陳替ヲ祝ス

去十四日御狀、今日令披見候、抑小佐井事、重々御計策可然候、

一玖珠勢動之様承候、得其意候、

一其面一勢可差遣之由承候、當手者共、此間豊前へ又差遣候、弥無人數候之閒、乍存候、去比宰府

勢日田へ少々通候之閒、殘候武藤被^{少式嘉穂}官人、爲釣留筑前にも執陣候、旁軍勢不得隙候、

其方陣替之由承候、目出候、時宜細々可申承候、恐々謹言、

(永享八年) 卯月十九日

(大内家之由、持世(花押))

田北治部少輔殿

二四 蔭涼軒日録

○大日本仏教全書
一三三―七

岳林寺梵誦首座公帖ヲ受ク

(永享九年九月) 十八日、○中米山寺中矩西堂、遠州安國寺正弘首座、越中金剛寺礼虎首座、^(日田郡日田莊)豊後岳林寺梵誦首座、各

以吹嘘狀、伺之、

廿一日、○中略 公帖四通御判出矣、見十八日、

二五 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

大藏氏 日田七郎丸(永包)、永秀之嫡男、

永秀逝去ノ時永好日田郡ヲ押領セント企ツ濃州小笹原ニ永好ヲ攻ム

永好自害

怨靈ヲ鎮メル為天神廿五社ヲ建ツ永好ノ郎從今村左馬七郎丸ヲ殺ス日田氏ノ血統絶ユ

○校注略

大友氏 永世 号日田四郎、後号近江守親滿、

(親隆)大友出羽守嫡子也、永世者日田七郎丸之姉婿也、七郎丸依早世無嗣子、依之永世日田郡司職相續矣、

○「日田記」ニハ、日田永好ノ隱謀ヲ嘉吉三年トス。「永世」ハ次号参照。

日田 莊

叔父永好居佗國、永秀逝去之時、日比爲鬱憤晴散、欲押領日田郡、令參關東由、有其聞、依之七郎丸重代之郎從、急出立追跡永好令參府、雖永好者遙先立、滯留濃州關所、送數日、出小笹原、追狩鶉遊興、于茲追手之勢、如雲霞出來、永好入近里之民家、急堅武具、其身著荒目鍔星甲、四十差染羽矢負、持重籐之弓、乘蘆毛之馬駢出、依爲名譽強弓精兵、追手之勢三十七人、被射伏畢、相殘以三箭、雖欲射殺追手大將、被圍大勢終遂自害畢、並郎從遂討死也、其後永好之怨念、成疫神、到日田郡内、令諸士惱亂、彼爲怨靈治鎮、當郡配廿五名、各奉崇廿五社之天神俗是云八郎神、依之止荒崇也、至今、件於社堂、奏天神舞、執行祭事也、然而後、永好之郎從今村左馬、討七郎丸、十二歲也、自元祖鬼藏大夫、至七郎丸、大藏氏脉絡、貫通家督廿一代而絕斷矣、自是日田郡司職、遷佗姓令連續也、

二六 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三一

(文安元年頃)

大友親隆嫡子親満日田氏ヲ嗣ギ大藏永世ト称ス

男七郎丸殺サレ日田氏正統絶ユ

頃年親隆嫡子四郎親滿繼日田七郎丸遺跡、更姓名、號日田四郎大藏永世、傳曰日田家督有安藝守永秀、其弟八郎永好論家督出奔、時永享年中也、及永秀卒、男七郎丸嗣家、以其幼。永好又欲奪家督、七郎丸(尊爲)。臣不旨、永好自殺(尊爲)魂魄爲崇、於是追稱天神建二十五社於日田郡中、每歲祭之、俗曰八郎神。也、七郎丸亦爲永好臣今村左馬助。殺焉、年十二、日田正流斷絶矣、親滿嘗娶也、郎丸婦爲妻故及于此、(脱アルカ)

○前号「豊西記」「永世」ノ項参照。

二七 本覺院打出懸佛銘

○大分県金石年表
日田市大字渡里 本村

領家政所打出懸仏ヲ敬造ス

文安元年十二月十八日、領家政所奉敬白、

二八 日田記

○財津永倫編著、芥川龍男等再編
文献出版刊

○大友親隆ノ長子四郎養嫡トシテ永世トナルコト略

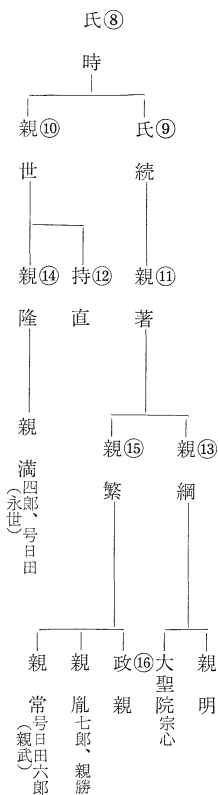
日田永世(親滿)

文安三年大友親武(常)

深町伊豆入道昌音
神殿修復ノ銘
文ヲ記ス

然ルニ永世(日田)大友近江守親滿ト改、日田ノ舊領ヲ以テ直ニ大友ノ私領トス、親滿實子ナキニ依テ、大友十四代ノ屋形豊後守親繁ノ三子郡司次第二作二男非也、六郎親武ハ大友系圖ニ作親常小字露法師、親滿力姪ナリ、是ヲ養子トシ、文安三年家ヲ讓ル、

○参考ノタメ、大友氏略系ヲ掲ゲ、



二九 大原八幡宮神殿裏墨書銘

○日田郡の文化財
大原八幡宮

○首略

深町伊豆入道

大願主沙彌昌音□珠亨叟謹書、

文安三年 丁卯 八月廿五日

○「造領記」ニ、同日附ノ同宮玉殿修復ノ棟札ニ、「大檀那大藏永世・同氏女」「惣大官司大藏永説・大官司成

日田莊

日田 莊

演・宮司真精・大工藤原宗次」ノ墨書銘アリト云フ。

三〇 山中藥師堂鰐口銘

○大分の石造美術
日田郡天ヶ瀬町大字出口字下ノ谷

中山藥師堂ニ鰐
口ヲ奉納ス

日本豊後州日田郷五馬庄山中堂鰐口、

時旦那子孫繁昌氏、

享德二年霜月十五日、

三一 大友家文書錄

○東大史料編纂所影本
大分県史料三一

享德三年甲戌、親繁(大友)三男親勝親勝或作親胤。生、母千葉氏也、號日田七郎、称大藏氏、

大友親繁三男親
勝(胤)日田七郎
ト号シ大藏氏ヲ
称ス

○「日田郡司職次第」・「日田記」・「豊西記」等ニ、親勝ノ日田氏ヲ嗣ギタル記述見ヘズ。検討ヲ要ス。一四
二・一四四号参照。

三二 高瀬安心院正藏々六地藏幢銘

○大分の石造美術
日田市大字高瀬上野町

六地藏幢ヲ造立
ス

奉造立六道能化主六地藏薩埵、相當爲□高禪尼(追)立膳、

寔長祿第二(庚辰)季應鐘月二日大施主沙門□□(更)

【每】日早朝入諸定入諸地獄令離苦無佛世界、度衆生今世後世能引導、

○□内ハ『日田市史』及ビ『大分県金石年表』ニヨリ傍注ス。

二三 海東諸國記

○碩田叢史
和二四三

豊後州

○中略

國光

日田郡守源國光
使ヲ朝鮮ニ派シ
朝鮮漂流人ノ事
ヲ報ズ

庚辰年遣使來報我漂流人、(忠仁元カ)丁亥年又遣使、來賀觀音現像、書稱豊後州日田郡太守源朝臣國光、

○國光ノ日田郡司職ヲ繼承セル証徴ナキモ、参考ノタメ掲グ。

三四 戸山神社五輪塔銘

○大分県金石年表五
日田市大字小野

円海逆修、

寛正三年关未二月時正、

日田 莊

円海逆修ノタメ
五輪塔ヲ建ツ

日田 莊

八八

○地輪ノミヲ存ス。

二五 大友家文書錄

○東大史料編纂所影寫本
大分県史料三一

源国光日田郡守
ト称シ朝鮮ニ使
ヲ遣ス

(忠仁元)國

○豊後の州士

源國光。(称日田郡守)

遣使於朝鮮、賀觀音現像、博多人與三郎平重家亦通信、

國光未詳其系、按此
時日田郡守。六郎親

常也、先是、親常叔父。親滿卒、於是親常繼其家、且日田者大藏
氏也、國光称源、亦未審、只以其領地在日田、假称日田守者乎、

三三 五馬市玉來神社棟札銘

○天ヶ瀬町誌
日田郡天ヶ瀬町大字五馬市

大藏常永等玉來
宮ヲ建立ス

(表、墨書)

一天長地久・御願圓滿、

大檀那大藏常永本命元辰

三海泰平・國土豐饒、右志趣者、

福壽增長・子孫繁昌・信心堅固・皆令滿足、

豐後國日田郡五馬庄

梵字(バン・キリーク)奉鼎建 玉來宮一字

大工 藤原藤左衛門

引頭五人

小工 三郎左衛門

社頭擁護・國家豐樂、

大願主湯淺薩摩
守平末照

郡中安全・庄内靜謐、
殊者、

大願主湯淺薩摩守平末照壽命長延、

息災延命・子孫繁昌・現世安穩・後生善處・諸願成就并(マ)

于時應仁二年戊午四月二十日

願主敬白(マ)

一自殿様御太刀一振・御馬一疋、

右一結之穴(衆カ)隨喜結緣

現當二世願希成就、名々如意、

自上様御料足壹結

三七 日田親常知行宛行狀

○大牟田市大城美智信文書
日田市史

下毛郡内ノ地ヲ
宛行フ

山國溝部内吉野・同郷守實事、所宛行之也、任先例可致沙汰之狀、如件、

文明元年十一月廿二日

親常(目田) (花押)

相良大和守殿

○日田親常唯一ノ伝来文書トイフ。

日田莊

三三 成宗康靖大王實錄

○李朝實錄
中国朝鮮における日本史料集成

(庚寅成宗元、成化六、文明二年)
八月丙午朔

日本國畠山殿源義勝、薩摩州藤原持久、筑前州藤氏母、遣人進香于永昌殿、

○對馬州越中守宗盛弘、遣人進香于景安殿、

(七日) 壬子、日本國對馬州太守宗貞國、仁位郡信濃守宗盛家、豐州太守大友八郎師能、肥前州上松浦山城

太守源吉、上松浦佐志源次郎、豐後州日田郡太守國光、關西薩摩三州太守忠國、薩州伊集院寓鎮隅

州太守藤熙久、遣人來獻土宜、

日田郡太守國光
人ヲ遣ハシ土宜
ヲ獻ズ

三九 友田寶篋印塔銘

○大分県金石年表七
日田市大字友田

逆修ノタメ宝篋
印塔ヲ造立ス

(内裏書、下同)

逆修「之石塔一□」、禪性・妙悅・永文・寶從・穉月・妙銀、「安穩後生善處」、祐松・

道珎・得音・法□・祐澈・妙金、

(三年) 「文明」辛卯「二十九日各願」施主緇素、

110 成宗康靖大王實錄

○李朝實錄
中国朝鮮における日本史料集成

(辛卯成化七・文明三年)
八月辛丑朔、

(十三日)

癸丑、日本國西海路豊後州日田郡守親常、遣人來獻土宜、
(親武)
○中

甲子

○下
略

又語親常使送沙豆林分酒文曰、汝言親常乃是大友殿之弟、大友殿輸誠於我國、今又其弟遣人來朝、
是可嘉也、○下
略

○「大友氏略系」(二一八号)参照。

111 海東諸國記

○碩田叢史
和二四三

西海道九州

○中
略

豊後州

有濫井五所、郡八、水田七千五百二十四町、

日田莊

日田親常朝鮮ニ使ヲ遣ス

大友殿

源氏世襲所居、民戸萬餘、見兵二千、在博多東六七日程、兼管博多、與小二分治、○中(文明三年)今辛卯略

年豐州日田守護親常、遣使來朝、其使言、親常今大友殿政親之弟也、前大友親重年老、傳之其子政親、政親乃大内政弘妹婿、小二之復土也、政親欲助大内、父親重以爲王命不可違、遂助小

二、又問時來諸使、其言皆同、是年冬來國王使光以藏主曰、源持直初無子、以從弟親繁爲嗣、

親繁今爲大友殿、年六十一歲、長子政親今爲豐前州太守、將爲嗣、持直既以親繁爲嗣、而後生

二子、長師能、次能堅、皆封小地、其曰親重者不知爲何人、疑繁重二字、於國訓相近、故或稱

重也、其曰親繩者親繁之同母弟、封豐後州小地、死已十四年矣、同時來琉球使博多人信重曰、

親繁五子、一曰五郎、即政親、年三十餘、當爲嗣、二曰親常、年二十餘、今爲日田守、三曰七

郎、年十八、四僧、五幼、大友殿於九州兵強、小二而下皆敬事之、然稱大友者數人、豐後在

九丞之東地、最遠來者稀少、未能辨其真僞、姑記往來之書及諸使之言、以待後考、

親常 大友殿異母弟、辛卯年、遣使來朝、書稱日田郡守護修理大夫大藏親常、

一三三 金凝神社隨身像銘

○天ヶ瀬町誌 日田郡天ヶ瀬町大字五馬市字宮ノ尾

隨身像ヲ造立ス

文明六甲午正月元朝、

五馬庄十三ヶ村產子中、

大友親繁子親常 日田守トナル

三三 權律師源海讓狀寫

○彦山泉藏坊文書
彦山編年史料古代中世篇

坊舍敷地持仏持
經諸旦那等ヲ弟
子義海ニ譲ル

讓與 三河公義海所

一坊舍同敷地

一持佛持經諸檀那才不殘、

一大隅國旦那一人も不殘、

一薩摩國旦那一人も不殘、

一筑後國旦那一人も不殘、

一肥前國旦那一人も不殘、

一豊後國旦那一人も不殘、

同 日田郡旦那一人も不殘、

右件坊舍諸旦那才、權律師源海雖爲相傳、弟子三河公義海限永代讓與所實也、他之無妨可令知行

也、仍爲後日讓狀如件、

文明六年甲午三月三日

權律師 源海 在判

豊後國旦那
日田郡一人殘ラ
ズ

日田莊

二三 戶山神社寶篋印塔銘

○大分県金石年表五
日田市大字小野

逆修ノタメ宝篋
印塔ヲ造立ス

逆修善榮、

文明六年甲午八月日、

二三 下柳寶篋印塔銘

○大分県金石年表五
日田市大字西有田

宝篋印塔ヲ造立
ス

權大僧都法印善榮・道照禪定門・妙琳禪定尼、文明八年丙辰八月時正、

三六 正任記

○大日本史料
八ノ一〇

(文明十年)
十月三日、辛卯、天晴、

一、自豐前國仲元寺、杉三河守重隆注進狀來了、

一、山國衆事、去月廿六日、至山國溝部郷狩宿城仁、佐藤右京進(日田)籠之閒、遣使申子細之處、則當城明渡退云々、人數八十人許云々、無事可被仰談之處、不請上意入部、不可然之由被仰出了、

豊前狩宿城ニ日
田家人佐藤某籠
ルモ明渡シ退去
ス

少武政資肥筑攻
略ヲ報ジ對馬宗
氏ノ渡海ヲ促ス
日田堺大山ニ陳
ヲ取付ク

筑前岩門龜尾城
ヲ攻メ水ヲ止ム
來月十四日日田
境玖珠境ニ取出
ツ
宗貞國ノ渡海ヲ
促ス

一七 少貳政資書狀案

○馬廻御判物帳
長崎県史史料編一

去年十二月十八日、至佐賀郡進發候、已後所々合戰數ケ度得勝利、敵數輩討捕候、本望候、然者神

崎・三根郡・基肆(肆)・養父(筑前)・上座郡、五六郡打明候、豊後同日向申合、日田堺大山一陣取付候条、綾

部敵城落居不可有幾程候、方々時節可然候、此時早々其方衆渡海候者、豊筑可達本望候、各被成憲

入候外、無他候、恐々謹言、

(文明十年頃カ)
十二月八日

(少貳)
政資御判

宗中務少輔殿

○少武政資ハ初名頼忠、ノチ政尚ト改メ、文明十年前後ニ政資ト改ム。本文書ハ署名及ビ内容ヨリ見テ、文明十年前後ノモノカ。

一八 少貳政資書狀案

○馬廻御判物帳
長崎県史史料編一

就綾部城落居、度々進狀候、參着候哉、仍先度如申候、岩門龜尾敵城取詰、去廿二日水斗留候、落

居不可有幾程候、此間依霖雨相拘候、天氣晴者、一途可出來候、次豊州申合、於日田境、同玖珠堺、

來月十四日可取出候、此時貞國御渡海候様ニ、御取成專一候、委細候、(者カ)老者中可申候、恐々謹言、

日田莊

日田莊

四月廿八日
(年未詳)

政 資 御判
(少貳)

九六

宗中務少輔殿

二三 成宗康靖大王實錄

○李朝實錄
中国朝鮮における日本史料集成

(壬寅成宗十三、成化十八、文明十四年)
二月庚子朔、○中

己未、日本國西海路豊後州日田郡守親常、(日田親武)對島上眞郡(對島上眞郡)、上津郡追捕伯耆守宗茂次、肥前州下松浦大守源吉、對馬州太守宗貞國、遣人來獻土宜、

日田親常等人ヲ
遣ハシ土宜ヲ獻
ズ

一四 大友政親書狀

○小田原直文書
大分県史料一〇

(筑後三池郡)三池城對治之事、(親常カ)日田六郎差遣候之處、于今無一途之儀候、如何候哉、無心元候、今程國中之時宜、國面々毎々不弁之儀、雖察存候、可然之樣被申談、早々手仕肝要候、就中一揆等之事、半土貢半公事、不可有子細之由、申定候之處、無其實候歟、國之仁等迷惑之由、聞及候、仍已前申定候儘、土貢以下可奔走之由、自其可被申候、若猶無沙汰之儀候てハ、於已後、國之面々、其段可申候哉、其時者、不可有料簡候、此趣、各可被申聞候、恐々謹言、

三池城退治ノ為
日田六郎ヲ遣ス
モ一途ナシ

(年未詳)
十一月廿一日

田原殿

(大友)
親 (花押)

一四一 永弘氏輔覺書

○永弘文書
大分県史料四

文明十九年 ひのとの日つし 四月十三日、ミつとの日つ し する之時、いぬ井方よりゆきふるなり、四月十五日きのとのとらざるのとき、おう かむ なりしてあられふる、
略 ○中

四月 日

(以下裏)
「○首
略

一、大友御くわほう 十五日 (周防) へすわうより、ふねに御のり候て、高田御付候にて候、
(来繩郷)

○中
略

大友親豊周防ヨ
リ高田ニ船ニテ
帰着ス
親豊大内政弘ヨ
憑ミ山口ニ逃ル
ルモ和与シテ帰
国ス

大友殿 (父子) ふしの御弓矢、御しん (親父) ふハ政親、そく (息) 親豊豊後を御おち候て、山口政弘 (大内) を御たのミ候て御座候、おち (祖父) ニて御座候御けいり候て、三年ニ (和与) わよ候、
(永弘氏輔)
(花押)

○大友政親・親豊(義右)父子ノ抗争ニ、日田親胤ノ関係ス
ルコト、一四四号以下ニ明瞭ナリ。仍テ参考ノタメ掲グ。

一四三 大友氏略系

○寛政重修諸家譜 一一四

大友義右ノ母ハ
大内政弘ノ女

親 繁

政 親

房丸 五郎 左衛門大夫 豊前守

從四位下 母は出羽守親隆が女、

慈照院義政より諱字を賜はり、政親と

名乗、明應五年六月十日長門國赤閒關

において戦死す、年五十三、珠山如意

海藏寺と號す、

勝 七郎 日田と稱す、(親胤)

親 治 備前守 義右が家を相續す、

親 常 或親武 六郎 日田を稱す、

親 載 七郎次郎

親 照 又五郎 戸次を稱す、

女子

女子

女子

女子

義 右

初親豊 材親 鷹房丸 五郎 中

務大輔 修理大夫 從四位下 母

は大内左京大夫政弘が女、

惠林院義材のち義積より諱字を賜はりて材

親と稱し、後義字をたまはりて義右

にあらたむ、明應五年五月二十七日卒

す、年二十八、傳芳成親大智寺と號

す、

女子 嶋津陸奥守忠昌が室、

女子

親 治

○大友氏諸系圖中、本系圖以外ニ、義右母ヲ大内政弘女トセルモノナシ。但シ本系圖ハ大友氏ノ幕府ニ申告セ
ルモノニシテ、信拠スルニ足リ、前号「永弘氏輔覺書」トモ符合ス。

山神ノ宝殿ヲ再興ス
日田郡在田郷羽田村檀越源親武大藏繁義

日田親胤家督大友親豊ヲ廢セントス
大友親治諫止セシトスモ肯ゼズ親胤自殺ス

一四三 大山祇社棟札銘

○大分県金石年表
日田市大字東有田羽田

奉再興山神御主御寶殿一社、密祈一人萬歳、兆民千穉、十雨五風、天長地久、專祈當村豐饒、千戈(十九)不起、門々戸々、獲大吉祥、大日本國豊後日田郡在田郷羽田村檀越源氏親武、大工藤原氏義宗、小工三人、文明十九歲次丁未十一月十五日、大藏氏伯耆守繁義敬白、

○日田親常改名シテ親武トイフ。

一四四 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三一

延徳元年長享三年改元己酉九月、異母兄日田七郎大藏親胤。(親勝)「於家督政親窺ヲ。親政親在洛隙、叛。ヲ嫡姪親豊往肥後。而欲起兵、擊嫡姪親豊肥後」
○且、州士赤星氏黨之、於是親治赴之、(大友) 肥後屢諫止之、親胤不聞、却擬擊親治、故親治直欲歸國、親胤數十騎出於大津原口、遮之路、親治進兵鏖之、親胤自殺、賀來神九郎獲其首、而之治爲同追書ヲ告。政親、政親太感賞親治、或說以之親胤事ヲ

○將軍義尚(改義熙)延徳元年(一四八九)三月廿六日、近江出陣中ニ薨ズ。「政親在洛隙」トハ、右ニ闕スルモノナラン。コノ時日田七郎親胤(親勝)ガ甥ノ親豊ニ叛ケルモノナリ。

一四 大友政親書狀寫

○若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林上總介殿」

日田親胤謀叛ニ
ツキ馳參ジ
忠節ヲ抽デシム

就企七郎慮外野心候、國中悉申談子細候、然者早々馳參、可被抽忠節候、爲都鄙可屬國家無爲心中候、此時思慮無相違、可預返事候、具以面可申候、恐々謹言、

十月五日

(大友)
政親(花押影)

(異筆)(マ、)
「文明七年乙未」

若林上總介殿

○異筆「文明七年乙未」ハ、上掲『大友家文書録』(一四四号)等ニヨレバ、疑ハシ。『大友家文書録』ニヨレバ、大友政親が父親繁ノ家督ヲ嗣グハ文明八年ニシテ、翌年九月十九日將軍義政ヨリ相伝ヲ安堵サレ、豊後・筑後守護職以下、本・新当知行所領ヲ安堵サレタリ。

一四六 大友政親書狀

○長野末夫文書
大分県史料一一

(端裏切封)
「(墨引)」

就企七郎慮外野心候、國中悉申談子細候、然者早々馳參、可被抽忠節候、爲都鄙可屬國家無爲心中

付馳參シ忠節ヲ
抽デシム

候、此時思慮無相違候、可預返事候、具以面可申候、恐々謹言、

(年未詳)
十月五日

(大友)
親 (花押)

長野三郎次郎殿

一四七 大友政親書狀

○梅木忠臣藏長野文書
大分県史料一三

日田親胤謀叛ニ
付談合ノタメ馳
參ゼシメ忠節ヲ
致サレム

(日田親胤)
就企七郎慮外野心候、國中悉申談子細候、然者、早々馳參、可被抽忠節候、爲都鄙國家無爲心中
候、此時思慮無相違、可預返事候、具以面可申候、恐々謹言、

(年未詳)
十月五日

(大友)
政親 (花押)

長野十郎殿

一四八 日田記

○財津永倫編著、芥川龍男等再編
文献出版刊

日田親武ノ子親
有嗣ダ

○延徳二年親武(日田親常)長子四郎親有二家ヲ讓ル、

○同書ニ、「明徳三年親武卒ス」トアリ。

一四 諸檀那等日記寫

○彦山泉藏坊文書
彦山編年史料古代中世篇

諸且那才日記

義海諸且那以下
ヲ三位公琳周二
議ル

一肥前國一人不殘之、 同高來一人不殘之、

一筑前國一人不殘之、

一薩摩國一人不殘之、

一大隅國一人不殘之、

一日田郡一人不殘之、

日田郡一人モ殘
ラズ議ル

明應二年癸丑三月十四日、

泉藏坊 義海 在判

琳周三位公所

一五 堂ノ上寶篋印塔銘

○大分県金石年表六
日田郡天ヶ瀬町大字合田

當寺中興逸叟俊公、

中興逸叟俊公ノ
為寶篋印塔ヲ造
立ス

明應四年乙卯十一月十日

二五 大友政親書狀

○土居氏蒐集文書
大分県史料一〇

〔端裏切封〕
〔墨引〕

なをく以前よりの御はうし、御とつれ候ハ、^(マ)たちたるへく候、委細御内の歳より中ニ申候、

和与ニ付心底ヲ申ス

朽網在住ノ時ヨリ神名ヲ以テ互ニ申スモ悉ク相違ス
日田ニ同意ト申成ス

大聖院宗心

進狀候處、度々ねんころニしめし給候、本望于此事候、我等か心底之趣者、度々前書に申候、仍今度たきの河内より下候事、和與ニおき候てハ、彼在所ニとうりういたし、^(難)たかひのさうせつしんニなく候間、林新左衛門尉重治、但馬つかいとて申候、其以後江越前守・永留上總介以、かさねく申きかせ、又そののちしやうをもて、我等か心底志賀藏人佐・入田・一万田所ニ具に申候、これまてくたり候、しかれば朽網ニ居て候時より、神名をもてたかひに申、ことに五郎ハほういんをひるかへし、さまく申さため候へく候つも、ことくあいちかへ、いまに見さんいたさず候事をこそ、所存の外ニ存候處、けつく日田之事、我等同意と申なし、如此候、又はうくの人しゆ府内ニはせあつめ候、此時ハ我等か身上さたまり候へく候、いまにおき候てハ、たとへこもとにさしかけず候共、^(善)センあくとも^(惡)に我等か事、しやうかいにあいさため候、御存しのことく、以前より數度如申候、^(善)しつかい^(世)こもとのやう、大しやういんの儀もて候へく候、彼方ニたいし、い^(カ)こんよきなくとりおき候、しかれば我等も五郎ニたいし、以前よりとうか^(等)んなく候、五郎も又同前のうへハ、

日田莊

府内年寄ハ我等
ガ相違スル如ク
見破ラズ政親ノ
事ヲ申ス
讒人隠謀ヲ年寄

政親・義右父子
不扶
義右死去

此時我等に御一味候て、國家の事(無事)ふしに御とりなされ候する事、しつかい共たのミ存候、我等か事
いまかやうニ候事、おのくのいけんニより万事さしすて、いまにおき候て如此候事、さん人(議)のあ
んニ入犬(梅)くいをし候事、無念中く無申斗候、今日までも我等一事以前より申たる儀ハあいちかゑ
す候處、府内歳(年寄)よりとも、我等かちかゆることく、まい(毎)く申候事、無念に候、無是非候、かのさ
ん人さまくかすをまわす事をハ、歳より共れうけん(了)におよハす候て、我等か所をしきりニ申候、
これハさん(議)にん同意候て、我等にしやうかい(害)させへき心底、よきなく存候、かたく無念申事候ハ
す候事に候、たのミ申候より外候ハす候、恐く謹言、

(明徳五年頃之)
四月卅日

(大友)
政親

○大友政親・義右父子不快ノ原因ハ、義右母ガ大内政弘ノ女ニシテ、政親家臣ガ二派ニ分レ、大聖院宗心等ガ
大内氏ニ亡命シ、大友家督乗取リヲ策シ、且大内氏ノ背後ニ於ケル攪乱アリシ為ナリ(一四一・一四二・一五
二ノ四号参照)。

二五 大友政親滅亡等次第

○永弘文書
大分県史料四

明應五年(ひの)の、大友豊前守殿様御しそく□□ おやこの御中御ふくわいなり、
一しゆりの大夫よし右さまハ四月より御ひやうきにて、五月廿七日(御しカ)□□きよ、御年廿八、きたの御
方ハ大内新介殿様の□□御座候、

政親白杵ヨリ筑
前落ノ途中杉氏
ニ捕ヘラル

舟木地藏院ニテ
生害

不快ノ原因

市川・田北・朽
網生害

日田殿ハ大友八
郎
父公將

内者日田親有ヲ
討ツ

一 豊前守政親様、豊後國(白杵)うすき御座候、彼うすきより五月十三日御ふねめされ候て、ちくせんニとしのひて御座候を、赤開關ニて杉しの守とめ申候間、永福寺ニて政親御とんせいなり、御とも衆十三人ほつしん候、

一 山口よりすゑひや(う脱カ)この助、杉かけゆさへもん内、平左衛門尉を被下候ところニ、政親様被仰候ハ、御ふつけいのそ(う脱)ミ(まじ)被仰候間、上申すると被申候て御上候を、ふなき地藏院(マ)と申寺ニてしやかいさせ被申、政親御とも衆十八人しやうかい候、

一 よし右と政親御ふくわいハ市川但馬守内宮内助、内(マ)けん(マ)の助、田北七郎兵衛、田北七郎兵衛、田原中務丞、小原しん四郎、彼方の儀なり、ふなきニて御しやうかいも彼方ニ申候、よて山口よりハし(う脱カ)やかい(う脱カ)被申候、

一 七月十三日市川・田北此一もん、くた見三川守しやうかいさせられ候間、兩方五百人ほとうたれ候、くた見もうちに候、

一 日田殿ハ大友八郎殿ニて、父公將ハ政親(儀)のきを(以下表)いき(シカ)「とお

り候て、豊前國出候てやといきりと被仰て、七月十三日日田を御立候を、内者ともこ、ろかわり申候て、親有をうち申候へハ、畠山方仁とも出候て、こ、ろかわり申候て、在津・佐藤其外ミなく、おいはらい候間、彼仁とも當國ことくおちこへ候なり、

一五 大友家文書錄

○東大史料編纂所影寫本
大分県史料三一

大友政親長門赤
間関二大内義興
兵下戦ヒ自殺ス

明應五年丙辰六月十日政親自殺、蓋政親欲赴筑前立花、渡海、於長門國赤間關。卒遇大内義興
政弘兵接戰、而及此、年五十三、號海藏寺珠山如意、海藏寺在于豊後後府内
政親兄弟 政親事見 于右、氏泰草創之地、
△或作地藏院、
十日作十五日、

政親事見
于右、

日田七郎親勝
(親胤)

親勝 或作親胤、幼名千代法師丸、號日田七郎、稱大藏氏、
延德元年 母千葉氏也、○謀叛、於肥後國誅戮、蓋未詳年月、
其事見于親治譜、

親治 爲第十七代家
督、事見于左、

親常 或作親武、幼名鶴法師丸、號日田六郎、稱大藏氏、
任修理大夫、法名常泉、母同政親、或爲政親異母弟、而親勝兄、

○以下略

一五 兩豐記

○大分県郷土史料集成
戦記篇二

大友政親同義右同親治之事、

大友政親義右父
子ノ不和
政親弟親勝義右
ニ同心

親勝肥後ニ逃レ
テ討タル

親治家督トナリ
平定ス

御所辻合戦アリ
日田親在・親永
等戦死ス

斯て、政親は文明五年に、大友十六代の家督を得て、春秋十二年の間、國家安全にして、文明十六年に嫡子修理大夫義右に代を譲り、心靜に有けるが、如何成故にや有けん、父子不慮の逆難起りて、明應五年六月十日に、政親害せられぬ。同年七月二十七日に、義右も討れけり。政親の舍弟七郎親勝、小原四郎左衛門尉右竝と一味同心して、義右に心を合せけり。政親の弟親勝が兄、備前守親治家の子どもと議定して、此輩を誅せんとする由を聞て、親勝、右竝兩人共に、肥後を差て落行けるが、南關といふ所にて、終に討れて失にけり。父子の間の事なれば、其事詳には知れざれども、人倫を傷け外侮を受し事淺猿かりし事どもなり。其後親治十八代の家督とぞ成にけり。程を経て、嫡子修理大夫義長に譲りて閑居してぞ在ける。此人智・仁・勇の三徳を兼備し、國家の政道正直にして、廢れたるを起し、絶たるを繼ぎ、仁義を専らとしける故に、國土豊饒にして、治世なる事此に年あり。

一五 大友家文書録

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三一

(明應五年)
○七月十三日親治御所辻合戦。家一臣日田八郎親在。日田次郎親永・小田原三河守秀一(房)戰死、秀房氏族家僕死傷數十輩、小佐井藤十郎等(小田原)親治屢授感書於(雄孫)太郎、且賞祿之(御所辻)未(終)

一五 大友親治書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

○首
欠

御所辻合戦ニ於ケル親父小田原秀房以下親類中ノ戦死ノ忠ヲ賞ス

〔せん、しかしなから御一しやうの御結構□してそんなまゝに候、ちかころ無類存候、于殊親父三河守打死候、無念之至、中々難申盡候、於以後今度之ちうせつ、少もはうきやく(忘却)之儀あるまじく候、返々御親類中あまた打死候、數十人被手□候、弥芳志之通、しやする所をしらす候、委細

不□

○中間破損闕
行数不詳

□かんようにて候、

七月十七日
(明治五年)

小田原太郎殿 裏備前守 書

(大友)親治 在判

一五七 直資書狀

○賀来文書
大分県史料八

日田ニ至ルノ間

至日田之閒、隆綱様(大内)御發足□被官御供而出陣之儀、注進狀被令披露候、被成御心得候、□

大内隆綱発足

御馳走之段、被知召候、忠心之次第神妙由、得其心可申上候、恐々謹言、

(年未詳)
七月廿日

直資(花押)

賀來新左衛門尉殿

○年未詳、シバラクココニ収ム。

一五 大友親治書狀

○大友家文書録
大分県史料三一

親父ノ討死ヲ弔
シ粉骨ヲ賞ス

こんと御しんらうとも候、ことに御しんふうちしに候、かた／＼さんし可申義に、こゝもととりみ
たし候て、存なからふさに候、恐入候、如何様可申候、仍つるかやう進へく候事候、

[]

(小田) 原太郎殿

[] (親) [] (治) [] (在判) []

○『増補訂正編年大友史料』一三ト校合せリ。

一六 大友親治(カ)恩賞預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三一

御所辻合戦ノ忠
賞トシテ所領ヲ
預ク

(明応五年) (白田郷) 去七月十三於御所之辻合戦、父參河守秀房戦、忠貞無比類候条、爲其賞直入郷内高山勘解由允先給
殖木名陸拾貫・同郷配田原名内拾伍貫・平田名内伍貫・柏原名内伍貫・志土智名内市河伊賀守跡拾

日田 莊

貳貫・同郷荆津左衛門尉先給森枝拾伍貫

○下欠。宛名ハ小田原太郎ナラン。

110 大友氏加判衆等連署奉書

○大友家文書録
大分県史料三一

直入郷志土智名
下飛驒名ノ地ヲ
小田原太郎ニ打
渡サンム

〔之内浮免用地參段荆津左衛門尉一貫・市河伊賀守跡志土智名之内十貳貫・植田(マ)衛門次郎跡(マ)下飛驒名之内貳拾貫(マ)在之(同上)事、任御判之旨、可被打渡小田原太郎也、依仰執達如件、

明應五年十月廿九日

菅原春千代丸 在判

(大津留繁綱) 常陸 介全
(永留繁直) 上總 介全

○中間一ノ二行
破損欠アルカ。

政 所 殿

○御所辻合戦ニ於ケル小田原秀房戦死ニ対スル恩賞ナラン。但シ菅原春千代丸ハ加判衆ニ非ズ。

111 大友親治恩賞預ケ狀

○若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林越後守殿

親 治」

御所辻合戦ノ忠
賞トシテ白杵庄
ノ地ヲ預ク

去七月十三、於御所之辻合戦、忠賞之条、白杵庄内拾貫分紙在之(海部郡)、預置候、可有知行候、恐々謹言、
(明応六年) 四月十一日 親治(大友) (花押)

若林越後守殿

〔奥切封〕
〔墨引〕

二二 星隈山五輪塔銘

○大分県金石年表
日田市大字友田

五輪塔ヲ建ツ

茂中妙榮禪定尼、明應(七年)戊午五月十八日、敬立、

二三 大友義長書狀

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

〔端裏切封并端裏書〕

十〇世
義長公御書

〔墨引〕

日田・玖珠両郡
近年不熟ニ付祈
禱札枝ヲ持參セ
シム

玖珠・日田郡迄近年作毛不熟ニ付、祈禱申來候由、尤ニ候、如例之札支候(枝)ハ、可被爲持參候、
恐々謹言、

〔年未詳〕
六月八日

義長(大友) (花押)

由原宮師御房

日田 莊

日田 莊

〔包紙ウハ書〕
〔從四位侍從〕

大友修理大夫義長書

六月八日

」

一六 西大山烏宿神社鰐口銘

○大分県金石年表
日田郡大山町大字西大山

奉新寄進鰐口之夏、永正二年乙丑六月吉日、大(藏カ)永家、

鰐口ヲ新寄進ス
大藏永家

一五 廣瀬氏掬月亭六地藏幢銘

○大分の石造美術
日田市豆田町広瀬氏邸

六地藏幢ヲ建立
ス

奉建立、右意趣者、各々人數

〔梵字キリク〕 逆修金英菊公座元禪師、

于時永正二年拾月廿二日乙丑施主敬白、

○他ノ五面ニハ、旧銘ノ上ニ追刻銘アリ。紀年モ後刻カト、イフ。『大分県金石年表』ノ銘文ヲ参考ノタメ記
ス。

〔□□淨□□祐妙・祐道・□淨・見妙・授道・順道・金妙・□道・□淨・□壽(位)□□□□□泉妙・□□□道
壽位・寶山・永得・榮□□道□□道全・道音・妙□□妙音、□時(手)永正二年乙丑拾月廿二日、施主妙祐・道永・
道善、」

二六 戸山神社寶篋印塔銘

○大分県金石年表五
日田市大字小野

仏子円乗ノタメ
宝篋印塔ヲ造立
ス

佛子圓乗塔婆、
永正四年八月日、

○基礎部ノミヲ存ス。

二六七 某書狀案

○永弘文書三
大分県史料五

態令啓候、抑先度^く神事御執行候之閒昨日

一古庄右馬助方之事、一段帳行被仰^張去八月^く廿六日、父子共府中ニ召籠候、色々以儀舊冬十一

古庄右馬助吉弘
小田原・倉成某
同道朽網親満宿
所道陽寺ニ至リ
密議ス

日、此境被越候て、吉弘新兵衛方・小田原兵部方・倉成縫殿亮方同道候て、朽網方宿所道陽寺江

被越、國中^密之儀、以隱蜜相談候、御人躰之儀、可有如何通、彼方被申候候之處、此閒申定分ニ候

由、親満被申候、其儀相定候了、同心難申通、古も候吉も候、しさいニ被申候、

一就此之儀、一万田六郎方、十二月廿日日田方へ被越候、同廿三日、日田境伊らわら申在所へ、^{親満}宿

日田境伊らわら
ニ朽網親満宿ヲ
替ユ

を被替候、同廿九日頃、彼四人方へ被遣飛脚、早々伊ら原のことく、御越候へ、相談可申子細被

申候、就此之儀、彼四人今月三日早朝、伊ら原様ニ被越候て、去九日歸宅候、

日田 庄

親滿

○朽網親滿ノ叛ニ関スルカ。永正十四年（一五一七）頃ノモノナルベシ。

一六 大友義鹽知行預ケ狀寫

○西文書
大分県史料二六

玖珠・日田・直
入・大分諸郡内
ノ所領ヲ預ク

玖珠郡之内三千貫分、日田郡之内千九百三拾貫分、直入郡之内^(三)百貳拾三貫分^{坪付在}之事、大分郡之内牧百三町分之事預置、可有知行候、恐々謹言、

(永正十四年)
十二月一日

(大友)
義 鹽 (花押影)

西大膳大夫殿

○過大ナル知行預置キニ疑問アリ。検討ヲ要ス。次号以下二通モ同ジ。

一六 大友氏加判衆連署奉書寫

○西文書
大分県史料二六

玖珠・日田・直
入諸郡内ノ所領
ヲ還附シ打渡サ
シム

玖珠郡之内三千貫分、日田郡之内千九百三拾貫分、直入郡之内三百貳拾貫分^{坪付在}之事、到西大膳大輔御還附訖、任 御判之旨、嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

永正十四年十二月朔日

(入田親歴)
丹 後 守 (花押影)

一七二 日田記

○財津永倫編著、芥川龍男等再編
文獻出版刊

日田親有家臣ニ
殺サル
大友親賢嗣グ
親賢二子親將嗣
グ

○永正十六年二月三日親有家臣ノ爲ニ弑セラル、親有實子ナキニ依テ、大友十二代ノ屋形左京大夫
(日田)
親綱ノ二子孫三郎親明カ三子孫三郎親賢異本郡司職、家ヲ嗣テ尾張守ニ任ス、親賢カ長子孫三郎親
久ハ替者ナルガ故ニ、二子六郎親將異本郡司職家ヲ嗣テ、近江守ニ任ス、異本郡司職
次第作親當家ヲ嗣テ、異本郡司職
次第作兵庫頭
略○下

一七三 大友義鑑書狀

○財津登文書
日田記史料篇二

郡内ノ儀ヲ承ル

今度出頭、遂見參候、誠祝着候、依刀一腰文珠四郎・唐錦一端給候、懇志之儀候、隨而就郡内之
儀、承有之趣、得貴意候、委細津久見常陸介・朽網長門守可申候、恐々謹言、

(享祿元年カ)
七月八日

(大友(マ、))
義鑑(花押)

日田殿

日田殿

日田郡衆トハ無
ニ申談スベシ

日田親將ノ失政
ヲ郡士義鑑ニ訴
フ
義鑑平嶋某ヲ殺
ス
親將豊前草本莊
ニ逃ル
日田八人ヲ郡中
ニ置ク

一七三 大友義鑑(カ)書狀

○大友家文書録
大分県史料三二

度々如申候、日田郡之者共、雖有如何躰之□、前々無二申談、可勵忠儀事肝要候、就中□時分
候之閒、於背彼儀族者、對國家可□由、能々可被申聞候、恐々謹言、

(享禄三年カ)
六月廿八日

(大友)(鑑カ)
義鑑 在判

年 寄 中

○大友義鑑ノ「鑑」字ヲ用フルハ、天文三年初頃ヨリナリ。

一七四 大友家文書録

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三二

(享禄三年)
日田家督有六郎親將者、親綱之玄孫、
□氏郡中困窮、郡士訴之義鑑、義鑑命□
之謀郡士重訴、義鑑怒命諸士殺平嶋(カ)(主水亮)、親將避于豊前國草本庄、於此義鑑(鑑)(坂)猶密
謀之、
守鑑次・財津長門守鑑永・羽野遠(守鑑房・堤)越前守鑑智・石松肥前守廉正・高瀬山城(守鑑俊)、且加
世戸口大隅守永益・佐藤山城□□以置郡中、國人稱之日田八人○割

○「日田記」ハ親將出奔ヲ大永七年七月トシ(次号)、「豊西記」以下八年次ヲ記サズ(二七六号)。シバラク
『文書録』ニ從ヒ、後考ヲ俟ツ。

日 田 莊

一七五 日田 記

○財津永倫編著、芥川龍男等再編
文獻出版刊

親將豊前草本莊
ニ逃ル

八奉行ヲ置ク

○大永ノ初親將ガ近習ノ嬖幸ニ平嶋圖書ト云者アリ、親將カ籠ニ耽リ佞奸ノ心深ク、上ニ詔ヒ下ニ嬌ル、親將太ダ愚ニシテ政務ヲ圖書ニ任セシカハ、諸人ノ困窮擧テ數ラレズ君臣ノ暴惡超過セリ、一族老臣嘆之再三親將ヲ諫シカトモ敢テ用イス、是ニ於テ何モ一味同心シテ訴狀ヲ大友十九代ノ屋形修理大夫義鑑ニ捧グ、義鑑聞テ之圖書ヲ追籠置レシニ、圖書密書ヲ親將ニ遣シテ謀反ヲ勸ル由聞ヘシカハ、諸士再ヒ義鑑ニ訴フ、義鑑大ニ怒テ諸士ニ命シ圖書ヲ誅シ親將ヲ攻シム、親將居城ヲ出テ豊前國草本庄ニ退去ス、實ニ大永七年七月大友氏五代纔ニ百餘年ニシテ郡司職斷絶ス、日田ノ氏族大友屋形ノ幕下ニ屬スル事如舊、義鑑日田郡ヲ治メ日田ノ末流八人ヲシテ郡中ノ事務ヲ聞シム、是ヲ八奉行ト云、所謂坂本伯耆守鑑次雍髮シテ号道列、作道烈非・財津長門守鑑永日田系圖作永・野遠江守鑑房雍髮号麟慶・石松肥前守廉正豐西記作鑑正・堤越前守鑑智異本豐西記作鑑俊・高瀬山城守鑑利異本豐西記作鑑俊ヲ奉行トシ、世戸口大隅守異本豐西記ニ作ル大和守ニ・永益益・佐藤山城守異本豐西記ニ作・永信ヲ目代トス、

一七六 豊西 記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

大友氏 親將 号六郎、親賢二男也、後任兵庫頭、

日田親將郎從平島氏寵ヲ受ケ驕奢

親將ニ諫言スルモキカズ郡士大友義鑑ニ訴フ

義鑑命ジテ平島某ヲ討タシム

親將豊前草木莊ニ逃ル

郡司職断絶ス

日田郡ヲ直郡トシ諸士ハ直參トナル

日田親將ノ日田郡司職ヲ停ム
八人奉行

日田郡老六人

(旨田)親將之郎從平島主水亮、雖爲奸佞應親將之機、驕奢專而讒言諸士、苦國民、雖然親將依宜氣色、蔑

如者無之、令惡行重過之閒、當郡諸士、一統而對親將雖令諫言、敢無聞得、件之趣、諸士認訴檄、

令豐府參勤、太守義鑑公捧之、速退奸佞可令諸人安平旨、依御下知、早速平島令閉門、雖然平島憤

心不得已、須覆當郡之諸士致逆心、夜々竊以密札、親將令通談、此旨依令露顯、郡内諸士到豐府、

遂重訴之閒、太守(曉)喝甚、急親將令迫出、平島可令誅戮旨、蒙御下知、遮而平島令殺害畢、不日、

當郡之勢令蜂起、圍親將之居城攻之、親將終出居城、貶避豐前國草木庄訖、自此時、日田郡司職永

令斷停也、(千原本)王時、天文十五年丙午、從國守自今以後可爲直郡之旨依下知、在郡之諸士同姓他姓一同

令直參畢、此時日田郡司職永斷絶矣、其後太守蒙密謀、日田郡小野寒津竊出終親將自害、相從郎等

悉討死矣、
略○中

日田郡老始之事

日田郡司職、自鬼藏大夫至親將、二十七代、此時停日田郡司職、爲大友義鑑之領矣、以前日田一家之士各直爲大友恩下、日田末流士其中撰用器、(マ)令當郡之制道司、是号郡老並目代二人、總八人之奉行共云、

六人之郡老 坂本伯耆守鑑次 後剃髮 號隨應

財津長門守鑑永 後剃髮 號芳澤

羽野遠江守鑑房

日田莊

一一〇

目代二人

目代

石松肥前守廉正
堤越前守鑑智
高瀨山城守鑑俊
佐藤出雲守永信
世戸口大和守永益

一七 豐後國日田郡司職次第

○東大史料編纂所影写本
大分県史中世一

親久
号日田六郎、孫三郎、
後盲人爲早世、舍弟親將相續一家、

親將
号日田六郎、親久早世、令附屬日田郡
司職、鎮西探題豐之太守大友義鑑卿之

日田親將大友義鑑ノ勘氣ヲ蒙リ日田氏滅ブ郡老奉行トナル

蒙勘氣、於小野村死去、依此時前郡司大藏氏之一族郎從等、義鑑卿之蒙下知、日田郡支配号郡老爲奉行、

親永
号日田六郎、
天正年中筑後國于生葉縣原口村牢人
而、秋月種實隨順、

一克 造領記

○森春樹編著
日田郷土史料二五

坂本氏は日田家より出たれとも、其の姓を祥(詳)にせず、

壘は坂本村の山中原の城と云所也、坂本氏の別莊鶴川
内村の奥、中村と云所に在し也、

○春樹曰
以下略

財津氏は日田三郎永息の二男、次郎永清を祖とす、壘
は藤山村の内藤山と云うに在し也、

○春樹
曰略

羽野氏は財津永清か二男五郎永豊を祖とす、(大肥莊夜間郷)壘は羽野
村ノ後山に在しなり、

○春樹
曰略

石松氏は日田六郎永資二男、五郎永徳を祖とす、壘は
(在田郷)石松村の株と云所に在し也、

○春樹
曰略

高瀬氏は上古より日田家臣也、壘は北高瀬村の垂水と
(石井郷)

徳所の間の上、天満宮の社の邊に在し也、其時の狼烟
台の趾今猶殘るを、土俗これを火燒とよへり、

○春樹
曰略

佐藤氏は、其先津江長谷部家の臣なりしか、後主家滅
て日田家に仕へしか、日田家亡し後、郡務八人に選れ
たり、壘は(夜間郷カ)小竹村に在しなり、

○春樹
曰略

堤氏は日田家より出たれとも不祥(詳)、壘は堤村の東大原
山の後に在し也、其子孫しられず、瀬戸口氏は、日田
家より出たれとも不祥(詳)、壘は(在田郷)西池部村に在し也、

○春樹
曰略

一克 豊後日田出口村書上

○日隈多聞藏本
東大史料編纂所謄写本

依御尋出口築(カ)之様子申上条々、

一其以前大友殿御代ニハ、日田御奉行衆之内、石松殿

と申仁、六代出口村を御知行ニ御取被成候、此時出口村庄屋ハ中嶋平法、二代目中嶋若狭、五代目中嶋駿河、六代目中嶋右衛門尉と申もの共、六代庄屋仕申候、○中略

一 大友殿御代ニ大山之内柚木・中津尾・下津留、此三ヶ村ハ、日田御奉行衆之内、財津殿と申仁、御知行ニ御取被成候、此代官ハ財津弥六左衛門と申ものニ而御座候、則財津殿ハ五馬之庄御郡代ニて御座候、○中略

一 大友殿御代ニ、大山之内小五馬村・鎌手村、此二ヶ所ハ、日田御奉行之内、世戸口殿と申仁、御知行ニ御取被成候、其時右兩村之庄屋ハ清瀧順宗と申ものニ而御座候、○下略

120 大内義隆書狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

日田塩房大友氏
ニ叛キ大内義隆
ニ通ズ
義隆太刀ヲ贈ル

今度、以使者、條々承候、得其心候、然者、動之(杉)七郎・同因幡入道、加下知候、被仰談
候者、肝要(候、就)中、自豊州、種々計策候之處、無許容之由候、無(二忠九)儀、殊令祝着候、仍太刀一
腰助則、進之候、猶杉(杉)左衛門尉可申候、恐々謹言、

(天文三年カ)
三月廿日

(大内)
義隆 在判

日田 塩房殿

○綱文ニ「日田塩房叛、応大内義隆、義隆授書及太刀(塩房其系)授子也、親(親)トアリ。本文欠字傍注ハ、『増補訂正編年大友史料』一六ニヨル。使杉七郎・杉因幡入道共謀軍(二)

121 大友義鑑書狀

○財津永秀文書
増補訂正編年大友史料一六

出頭ヲ祝シ郡内
静謐ヲ下知セシム

今度出頭寔祝着候、然者郡内之儀、彌靜謐候之様、每事可被加下知之條、肝要候、永々之儀、至家
風衆以狀申候、爲御心得候、恐々謹言、

(年末詳)
七月十日

(大友)
義鑑 (花押)

日田殿

日田莊

一八三 戸山神社五輪塔銘

○大分県金石年表五
日田市大字小野七宮

五輪塔一基ヲ造
立ス

奉造□塔一基、爲阿闍梨聞□尊位□□之處也、
時天文十年辛丑、^(マ)月彼岸、^(マ)子敬白、

一八三 寶積寺木造大日如來坐像銘

○日田市史
日田市山田町

日輪山寶積寺本
尊一軀ヲ造立供
養ス
津江能重・安心
院公泰・修理亮
公房・用松源盛

^(底部墨書)
「大日本國西海道豐後州日田郡山田村日輪山寶積禪寺御本尊大日如來尊像一軀、奉刻彫以伸供養、
居住比丘得受、大旦那津江新左衛門尉源朝臣能重…安心院左京亮公泰…修理亮公房、願主用
松民部允源盛、皆天文十年辛丑霜月廿八日…」

○……ハ欠字ヲ示スカ。「ホウシヤクジ」ト訓ム。

一八四 戸山神社五輪塔銘

○大分県金石年表五
日田市大字小野

五輪塔一基ヲ造
立ス

奉造立石塔一基良榮、
于時天文十一年壬子八月彼岸敬白、

一八五 寶積寺木造毘沙門天像銘

○日田市史
日田市山田町

大藏永學

大藏永盛 永員

(背部刻込及ヒ蓋墨書)
「寔天文十六稔丁未八月吉日 願主 大藏永學(花押)」

「大藏氏 永盛 永員(各花押)」

○当寺伝来ノモノニハ非ズト云フ。

一八六 世尊寺木造藥師如來坐像銘

○大分県金石年表七
日田市大字東有田

世尊寺本尊ヲ造
立ス

願主住持良乘

大旦那源親胤

仏師和泉守広香

(背面墨書)
「藥師如來、日光、月光、十二神像、奉建立世存寺本尊、願主任持佛子良乘、大旦那兵部太輔源親胤、佛師和泉守廣香、

天文十六白丁未十月 日」

(光背墨書)
「豊後國日田郡諸富村世尊寺、天長地久、四海安全、別而郡中繁榮、檀越息災延命、子孫快樂、寺中佛法不退故也、

住持良乘(花押)

當村役人中島藤右衛門(花押)

天文十六年丁未十月 日

日田 莊

一六七 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

高瀬攻戰之事

義鑑豊前草本莊
ニ逃レタル日田
親將ヲ討タシム
高瀬氏親將ヲ討
ツヲ反對ス
郡老高瀬鑑俊逆
心アリト大友義
鑑ニ訴フ
鑑俊ヲ討タシム

親將日田郡ニ進
発ス

高瀬山城守有武勇、達技藝、超越智慮諸人也、世上發武德、故郡老之仲閉甚猜憎、于茲、前親將出奔當郡雖豊前國草本庄(上毛郡)蟄居、義鑑不懷思、竊以密謀、可親將殺害旨被含仰郡老中、依之、時々令密會欲計件旨、高瀬山城守云、親將者舊恩之主君也、然如今儻親將可奉討事不道也、亦背太守之命者、非順義旨、究心底敢以不叙用、依之鑑俊(高瀬)逆心之由、到豊府各訴之、鑑俊兼而察之、堅居城構要害處、爲太守上意、速高瀬山城守可誅戮之旨、蒙下知、郡老令參會謀此趣、先達而自郡老中親將以使曰、君無誤處、被犯奸者御他出之段不及是非、然者不忘舊恩、各歎之無際限、觸事於豊府令遂歎訴聞、太守被憤慮懷披畢、依之、君請當郡、再可仰主君旨、各令會談處、高瀬山城守一人存別儀不隨順、然處此度高瀬山城守別而致惡逆、就先親將請當郡爲大將、高瀬山城守可追討旨蒙御下知處也、早可有進發由奉儻之、親將喜悅而早速進發日田郡、陣小野寒津、不移時日郡老各率大勢、天文十七年十二月下旬、攻高瀬山城守居城、其夜山城守並一門依連歌之會、在坂本因幡守宅、此事急告來、仍早速馳歸堅居城、寄手大勢押寄擊鬨聲短兵急攻之、自城中出堀走櫓高櫓、揃矢先射之、寄手大勢被射殺不能近付、爰城之東有水用之通路、從外依攻之及城中渴水節、撰射手、自大河之北向頻令射火箭、其一筋之火箭立矢倉之軒、城中依無水不能消、風烈而數軒之家屋一時炎上、巴空猛火爭雲烟

高瀬山城守ノ首ヲ取ル
親將自害ス
弟高瀬弥三郎逆意ナシ

大友義鑑死ニ臨ミ政治上ノ要枢ヲ書キ遺ス

焔、高瀬山城守遂最期之一戰、著緋威之鎧持鎧、大手門之燒火使下人令打拂、眞先突出、同弟高瀬伊賀守續跡、並一門八十三人、城之大手馳出爭先死散火花相戰、寄手又大勢被討、雖然、寄手彌打攻鼓、荒手入替々々々攻戰、爰高瀬山城守、與坂本因幡守合鎧處、寄手大勢懸隔、以鎧五銖、貫山城守中指上畢、即高瀬山城守首因幡守取之矣、城中兵高瀬一門、於大手城戸不退一足、皆令討死畢、是高瀬崩滅云、不移時刻、當郡勢親將居城押寄小野寒津攻之、親將自害、並郎從悉討死、此度高瀬山城守末弟高瀬彌三郎、舍兄領分外別地賜之、其以前有他所、依之山城守全無逆意之趣顯然之條、令參府豐府言上、太守兼而此旨聞召處也、高瀬山城守遺跡無相違高瀬彌三郎相續也、

○「日田記」ニハ、親將ノ自殺セルハ、天文十七年十二月二十七日トス。親將ノ子親有、後大友義統ニ愁訴シテ許サレ右馬頭ニ任ジ、豊前田川郡内六十町ヲ給セララル、モ、後朝鮮ニ渡海卒ス、トアリ。

一八 大友義鑑條、置文

○大友文書
大分県史料二六

(大友義鑑)
(花押)

條、天文十九
二、十二

- 一 國衆・加判衆一意之事、
田北大和守(親員)
一万田彈正忠(親実カ)
- 一 重書并日記箱之事、
付、奉行之事、
吉田四郎左衛門尉(鑑速)
- 一 當國別而治世可覺悟入事、
付、分國所々事、
吉岡越前守(長増)
小原四郎左衛門尉

日田莊

日田郡ハ今ノ如ク為ルベシ

慮外ノ儀ニ付來輪ヲ謝シ堺目ノ事ニヨリ來府ヲ慎重ナラシム

- 一上下共ニ邪正之儀、能ク可有糺明事、
- 一日田郡之事、先以可爲如今事、
- 一立花城可取哉否之儀、能ク可有思慮事、
- 一於筑後國上下之閒、一城可有覺悟事、
- 一當方大内閒之事、倍無二之儀可然事、
- 一當方立柄、如前ク、無相違可被申付事、
- 一拵物衆之儀者、^(大友)義鎮能ク以分別、可被相定事、
- 一加判衆之儀者、可爲六人事、^{付、可爲紋之衆三人、他姓衆三人事、}

以上

一八九 大友義鎮書狀

○財津登文書
日田記史料篇二

慮外之儀、其聞候哉、示給候、祝着候、然者如此方、可被罷越之由、堺目之事候、方角覺悟肝要候、用所之儀候者、從是可申候、恐々謹言、

^(年未詳)
二月十四日

^(大友)
義鎮 (花押)

日田殿

○「慮外之儀」トハ、天文十九年二月十二日ノ二階崩レノ変ニ非ザルカ。シバラクコ、ニ收ム。

120 戶山神社神像（三尊）銘

○大分県金石年表五
日田市大字小野

三尊一作神像
觀世音菩薩像ヲ
造立ス

大願主住持円良
仏師猪熊右京博
多住人

釈迦如来像ヲ造
立ス

阿弥陀如来像ヲ
造立ス

三所大權現南無千手千眼觀世音菩薩奉造立所也、右意趣者、爲天長地久、御願圓滿、四海靜謐、國土安穩、殊者信心諸且那息災延命、子孫繁昌、諸人快樂、別而者當山寺中繁榮、佛法興隆、衆徒繁昌、福貴自在、諸願成就、皆令滿足故也、

于時天文廿三年甲子自卯月十三日至五月十五日作畢、住持金剛佛子圓良大願主敬白、同佛子猪熊右京者、筑前國博多住人也、

釋迦如来、右意趣者、爲天下泰平、國土豐饒、郡内安全、殊者信心諸且那息災延命、子孫繁昌、恒受快樂榮處也、

于時天文廿三年甲子五月十五日、大願主圓良敬白、三尊一作也、□財津戈書記□志者也、

三所大權現

阿彌陀如来、右意趣者、當山寺中繁昌、而諸且那才息災延命、子孫繁昌、諸願成就之故也、殊者大願主圓良、二世悉地、令成就圓滿給、

于時天文廿三年甲子五月吉日、御神祓三尊、同師子龍玉面奉造者也、願主敬白、

○以上三体スベテ墨書ナリ。胎内銘ト思ハル、モ、ソノ記述ナシ。

一九二 戸山神社師子龍王面銘

○大分県金石年表五
日田市大字小野

(開口面)

三所(大権現御宝前)、奉寄進龍王面、守護之處也、

于時天文廿三年甲子五月吉日、大願主圓良敬作、

(開口面)

三所大権現御寶前、奉寄進龍王面、奉令諸願成就所也、

于時天文廿三年甲子五月吉日、大願主圓良敬作、

○二面トモニ墨書ナリ。閉口面欠字部分ヲ「龍王面」トスルハ、「師子面」ノ誤リカ。

一九三 世尊寺木造地藏菩薩像銘

○大分県金石年表七
日田市大字東有田

(光背墨書)
一謹奉造立地藏一鉢麦、

豊後國日田郡有田郷師留村世存寺(マ)之内淨池院之本尊也、右意趣者、爲淨池香蓮童子尊灵、是造立、依此功力、太除有爲塵勞忽可趣佛界者也、二親源親弼大神氏女敬白、仍如件、源滿塩丸七歲之時死去畢、佛師薩州住人一國六十六部聖人普賢坊、

龍王面ヲ寄進ス
大願主圓良

童王(師子ノ誤カ)面ヲ寄進ス

早世セシ源滿塩丸尊靈ノタメ造立ス

二親源親弼大神氏女
仏師普賢坊

于時弘治三天戊午五月六日

(台座裏墨書)

「爲香連童子豐州日田郡師留村世存寺門内淨池院本尊、」

○弘治三年ノ干支ハ丁未ナリ。「戊午」トアルハ不用意ノ誤ナラント、云フ。

一九三 筑紫良薰・秋月文衆連署書狀

○相良家文書一
大日本古文書

「切封ウハ書」

相良殿 御宿所

「(端裏切封)
(墨引)」

秋月
筑紫
文衆

豊筑并ニ肥前競
望ノタメニ大友
勢ノ出張
三国衆ノ一致

大友勢陣ヲ日田
郡ニ移ス

態令啓候、仍從豊州、豊筑并肥前爲御競望、諸勢出張候、先々至秋月可被召置之由候、雖然、右三ヶ國衆中、或以神載申談、或合縁申組、不淺一意之覺悟候之条、乍恐、於行者不可有緩候、此刻御本家再興專一存候、然處、前廿八爲御飛脚、大壽寺存泉被差遣候、不預御書狀候之条、無御心元候、乍去、此表立柄述口上候き、定可爲歸着候、以其趣致言上候、可然之様御取合可畏入候、重而蒙仰子細等、至兩人可示給候、爲御心得候、豊州衆既至日田郡陳易候、近日如此表出張之由候、御行等被差寄肝要候、不可有御油斷候、猶彼方可有演說候、恐々謹言、

(弘治三年九)
六月七日

相良殿 御宿所
(義屬)

(秋月)
文衆(花押)
(筑紫)
良薰(花押)

日田莊

一四 大友義鎮寄進狀(紙切)

○橋本文書
大分県史料一三

大原八幡ニ神領
ヲ寄進ス

大原 八幡宮爲神領、竹田(日田郡)内地方八町、永代令寄進候、向後御修理等相遂、全進止肝要候、仍狀如
件、

永祿二年

七月三日

(大友)
義 鎮(花押)

大はら
神主との

一五 大友義鎮書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

(包紙)
一五條殿

義 鎮「

日田親當ヲ討タ
シム

今度日田親當(大友)一雅意之企、前代未聞之条、成敗之儀申付候、不拔足之様、別而才覺肝要候、猶年寄
共可申進候、謹言、

九月十一日
(年未詳)

(大友)
義 鎮(花押)

五條殿

神像ヲ造立ス
本願奈良原(大
藏)高直
作者秋月

大行事八幡ニ鰐
口ヲ献ズ
願主石松肥前守

在陣辛勞ヲ賞シ
追而初志ヲ顯ハ
スヲ告グ

一九六 戸山神社中宮攝社貴船社神像銘

○大分県金石年表五
日田市大字小野

于時永祿三庚申二月五日、願人數卅^(再カ)、敬白御神細興之事、本願奈良原木工右衛門尉大藏之朝臣□
野將監高直、大宮司宮大夫式部、生年四十二□、作者秋月、

○墨書ナリ。

一九七 有田大行事八幡鰐口銘

○大分の石造美術
日田市大字有田

奉懸鰐口大行事殿御宝前、

于時永祿三年庚申四月十八日、願主石松肥前守敬白、

一九八 大友義鎮書狀寫

○財津文書写
日田記付録上史料篇一

度々之在陣辛勞雖無盡期候、至豊前急度一勢差遣候条、此節之事別而馳走悦喜可申候、無足不涯被
申進、可被勵忠儀候、每々軍忠之条、雜務之砌、必可顯志之段、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(年未詳)
五月十三日

(大友)
義鎮判

日田莊

財津長門守殿

羽野遠江守殿

堤越前守殿

世戸口紀伊介殿

石松肥前守殿

坂本伯耆守殿

一九 安心院興生・飯田長重等七人連署書狀案(紙切)

○佐田文書
熊本県史料中世二

(裏書)
「注進狀案」

門司城開陣ノ上
宇佐郡衆日田郡
マデ退ク
宇佐郡ニ対シ火
色ヲ揚グル由ニ
付急ギ帰郡ス

急度注進仕候、仍門司御開陳之次第、(吉岡)長増・(白姓)鑑速委細可有御申之条、不及申、宇佐郡衆中事茂、至日田郡二老御同前罷退候、然處、至宇佐郡揚火色之由、其聞候之閒、爲切搦之、早々可致歸郡覺悟候、於豊前様躰者承合、重々可遂注進候、此由可然之様、可預御披露、恐々謹言、

永祿四

十一月十日

(佐田)隆居
(矢部)高
(惠良)鎮盛
(深見)盛治

吉岡掃部助殿

特許
隆令
飯田長重
安心院興生

○「二老」トハ、戸次鑑連・吉岡長増ヲ指ス。

二〇〇 吉岡鑑興書狀(紙切)

○佐田文書
熊本県史料中世二

(端裏ウハ書)
「從門司歸陳之次第
注進返事

吉岡掃部助

安心院中務大輔殿
佐田彈正忠殿

鑑興

二老ト共ニ掃陣
セントスルヲ賀
由布・玖珠・山
香衆ヲシテ其塚
ヲ警固セシム

今度二老以同心日田郡迄歸陣之趣、具令披露候處、何茂忠心之覺悟案中之由、以御書被仰遣候、
珍重候、殊由布・玖珠・山香衆江其塚可差搦之段、被成御下知候、別而可被仰談事肝要候、爲御存
知候、恐々謹言、

(永祿四年)
十一月十五日

(吉岡)
鑑興(花押)

(隆臣)
佐田彈正忠殿

(長重)
飯田但馬守殿

(鎮高)
矢部宮内少輔殿

日田莊

日田 莊

一三六

深見中務少輔殿 (盛治)

惠良美濃守殿 (鎮盛)

時枝兵部少輔殿 (隆令)

安心院中務大輔殿 (興生)

二〇一 吉岡鑑興書狀

○佐田文書
熊本県史料中世二

吉岡掃部助

鑑興

一 (端裏ウハ書)

佐田彈正忠殿 御報

今度親候者以御同心、日田郡及御歸陣之由承、目出存候、別而御辛勞之段、具令披露候、御祝著之

次第、以御書被仰遣候、尤珍重候、猶期來信省略候、恐々謹言、

十一月十五日 (永祿四年)
佐田彈正忠殿 御報 (隆居)
鑑興 (吉岡) (花押)

佐田隆居ノ吉岡
長増同心トシテ
日田郡ニ帰陣セ
ルヲ賀ス

二〇二 大友義鎮書狀 (紙切)

○佐田文書
熊本県史料中世二

義鎮

(包紙ウハ書)
「安心院中務大輔殿
佐田彈正忠殿

日田郡迄帰陳ス
ルヲ賀シ更ニ帰
郡ノ上妙見岳勤

番ヲ勤メシム

就各歸陳、當郡衆之事、日田郡迄(吉岡)長増同心之由示給候、何茂貞心之覺悟案中候、於于今者可爲歸郡
与令校量、從爰許茂以狀申候(豐前守佐郡)、殊妙見岳勲番之事、不可有緩之段、至田原民部(觀覽)太輔、兼日申遣候、
就中由布・珍珠・山香(遠見郡)之者共、其堺可差擲之由加下知候、別而被申談、此節可被勵忠儀事專一候、
委細先書申候、爲存知候、恐々謹言、

十一月十五日
(永祿四年)

義鎮(大友)
(花押)

佐田彈正忠殿(隆唐)

飯田但馬守殿(長重)

矢部宮内少輔殿(鎮高)

深見中務少輔殿(盛治)

惠良美濃守殿(鎮盛)

時枝兵部少輔殿(隆令)

安心院中務少輔殿(興生)
(マ)

二〇三 大友義鎮寄進狀(紙切)

○橋本文書
大分県史料一三

若宮殿修理領ヲ
寄進ス

若宮殿修理領、任先主之例、三町三反之地、令寄附候、於向後、御修理等相遂、全進止肝要候、仍
狀如件、

日田莊

日 田 莊

永祿五年

二月廿一日

宮 大 夫
(大原八幡宮)

義 鎮 (花押)
(大友)

一三八

二〇四 大友氏加判衆連署書狀

○広島大学蔵蒲池文書
大分県先哲叢書大友宗麟二

諸勢日田郡発向
ヲ告ゲ筑後国衆
ノ来陣ヲ求ム

生時分候之閒、先々以連署申候、將亦諸勢出陳之儀、稠被 仰出候条、先月以來中途迄令乘陳、所
々申催半候、其國衆中之事、能々被申談、爰元衆日田郡迄、着陣候者、則出張肝要候、可被得其意
候、恐々謹言、

六月五日
(永祿五年)

鑑 連 (花押)
(戸次)

長 増 (花押)
(吉岡)

鑑 理 (花押)
(吉弘)

鑑 速 (花押)
(臼杵)

親 守 (花押)
(志賀)

蒲池十郎殿
(鎮運)

大原社若宮殿修
理ノ為田畠三町
ヲ附ス

二〇五 大友義鎮寄進狀寫

○豊西記
大分県先哲叢書大友宗麟三

當社若宮殿爲修理、田畠三町永代令寄附候、毎年造祭料斗可被召仕候、仍如件、

永祿五壬戌年九月十三日

(大友) 義 鎮 (花押影)

宮太夫殿

○紀年正シトセバ、九月ハ剃髮後ニテ「宗麟」ト称ス。本文書検討ヲ要ス。二〇三号参照。

107 中國九州御祓賦帳

○神宮文庫蔵本
同文書写真

(外表紙)

(子)

(分類ラベル)

永祿七甲

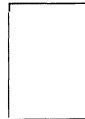
神宮文庫

[-]

3516號

1冊

年



中國九州

御祓賦帳

第百五拾九號

○内表
紙略

(第一内表紙)

ねのとし

永祿七年

周防國

石見國

長門國

筑前國

豊前國

豊後國

さかいにて石川宗恩
同渡邊以泰齋

使世木宗左衛門
拾月吉日

○周防等
五カ国略

豊後國

狀なし またま眞玉寺

狀なし 眞玉殿

狀なし 山田宗衛門尉殿

狀なし 田染源五郎殿

狀なし かち市丸かもん殿

狀なし 北うらへ田原殿

狀なし ひた殿

狀なし ひた長嶋の助二郎殿

狀なし ひたかくま殿

狀なし ひた山田ミそ江新兵衛殿
彦(こノ誤下同)(九)

狀なし ひた山石順坊
彦

狀なし ひた山ちやくゑん坊
彦

狀なし ひた山見殿
彦

○筑前
国略

107 正風寺址磨崖碑銘

○大分県金石年表六
日田市大字求来里字着来

前佐^(カ)劬大守

于^(カ)永祿九年十二月廿九日孝子、

108 坂本隨鷗・石松鎮昌・財津芳澤連署書狀寫

○橋本信房文書
日田記史料篇二

逆心ノ族一途ノ
祈願ヲ賞シ社領
ヲ約ス時ノ取合

今度^(カ)蜜^(カ)糸之儀申候處、逆心之族一途之儀、被願□□感心之次第、不及言語候、然者、向後相應之社
家分、其外本地等、闕所立時者、其取合不可有別儀候、依狀如件、

永祿十年丁卯七月一日

坂本伯耆入道
隨鷗(花押)
石松肥前守
鎮昌(花押)
財津長門入道
芳澤(花押)

宮大夫新五郎殿

107 大友宗麟義 鑑書狀

○立花家文書 增補訂正編年大友史料二二

秋月休松合戰ニ
戸次鑑連ノ弟及
ビ一族多數ノ戰
死ヲ悼ム

鑑連ノ恙ヲ喜ブ

日田玖珠ノ通路
ノ才覚專一ナリ

追而申候、今度之合戰に、別而被盡粉骨、舍弟(合次鑑堅)中務少輔・同兵部少輔・刑部少輔、隼人佐、右京亮(未詳)、其外家中之仁等、戰死之由承候、鑑連(合次)御臚氣令推察候、就中隼人佐事、此節可有同陣之由承候之條、雇かし申候處、結句立用候、不便之儀候、于今は雖不入儀候、其砌頻留可申物をと申事候、雖然(鑑連)連無恙候之條、宗麟安堵難盡筆紙候、愈至彼子孫被加諫、被取立候は、如何程も可有之候條、於于今は、可被散愁霧候、此方氣仕之段、過校量候、殊如風閒は、至山隈在陣之由承候、尤以肝要候、先陣通路等、然候はねは、笑止之儀候條、雖無申迄候、先陣又從當陣、日田、玖珠之通道輒樣才覺專一候、前日如申候、人數等可入砌候閒、一勢可差立哉之由申候キ、急度加勢之儀、不可有油斷候、此度之弓箭大綱之儀候、此節作外聞候はねは、永々當家之失行事候、相構而(鑑連、鑑理、鑑速)者、可有堅固事所希候、さて、秋月振舞之事、無念中々不及申候、宗麟鬱憤之儀猶以不淺候、何樣可遂本望事、不可有別儀候、殊更筑後衆歷々戰死之由候、是又臚氣深重候、彼飛脚申分は、三池源十郎、田尻中務大輔事、其夜於鑑連同所、心懸依感心至彼兩人、鑑連着料一腰遣候由承候、案中候、定而武具等可爲大望候哉、雖不然候、自然之時之要所と存誘置候、若用所もやと存、打物一腰進之候、金あはひ大かたに候すると存候、於御祕藏は可爲満足候、濃々雖申度候、彼飛脚差急歸遣候之閒、不細書候、一兩日中、態可差遣一人之條、其節可申之哉、猶宗鳳可申候、恐々謹言、(合次弘鎮信)

(永祿十年)
九月八日

戸次伯耆守殿

(大友義鎮)
宗麟 (花押)

二〇 戸次鑑連・吉弘鑑理連署書狀

○江藤正澄所藏文書
増補訂正編年大友史料二二

日田在陣衆ヲ以テ立花加勢ヲ致スベク申遣ス
陣替困難

豊前表渡海衆去十三日宗像迄着ス

立花城敵案ニ入ラバ筑後目マデ正体ナシ

日田在陣衆ヲ以テ豊前筑後両口ヲ援助スルガ賢慮

日田 荘

(年末時)
九月十六日

(吉弘)
鑑理 (花押)

一四三

急度遂往進候、然者、立花御城敵可取詰之由、四五日以來風聞之條、日田在陳衆上筑後及差寄、秋月於有手當者、當陳衆立花可致加勢之通、每々度々申遣候處、昨日國之衆、鑑連、以兩使如申越者、今程此表之様陳易難事成之由候、就中聡在郡肝要之段、被成 御下知之由候、前々兩度上筑後迄出張專要之通、被加 上意之由被 仰下候ツ、如何ニ御座候哉與申居斗候、然處、昨日自怒留湯主殿助所書狀到來候條、爲 上覽上進候、夜前重々申來分者、豊前表渡海衆、過半宗像目迄去十三罷着之由候、彌立花可取詰可爲行候歟、長野表馬見罷成不慮之事、公私御外聞不及是非候、結句立花御城於敵案者、被失御弓箭之覺、筑後目迄茂不可有正躰候、上筑後邊迄如何體候而茂不吉候條、筑紫衆事者、兩郡爲押差置候、雖無人數之至候、敵陳可切崩以儀定、今日致出張候、必御吉左右可申上候、縱兩人罷立御用候而茂、一加勢仕候へ者、境目御城督衆、向後覺ニ可罷成候間、如此候、聊麁相非一篇候、先書申上候様、既馬見落去之上者、日田在陳衆、豊前表筑後目兩口之閒、御加勢ニ罷成候之様、可被成 御下知事、可爲御賢慮候哉、此等之趣、御取合可預御披露候、恐惶謹言、

鑑連（台次）（花押）

吉岡（長増・宗敏）越前入道殿

三二 刀衆先代帳

○彦山勝円坊文書
彦山編年史料古代中世篇

一永祿十一年戊辰正月十一日

腰原二俣嶽陣取
ノ日田衆
落城ス

於腰原二俣嶽ニ陣取、日田衆・（欲珠カ）玖須衆也、彦山衆何も山領之衆取懸候而、則落城也、豐後州之陣、吉木浦彼陣二俣落城候故、馳而歸陣也、

三三 大友宗麟義鎮感狀

○財津文書
彦山編年史料古代中世篇

彦山取懸ノ刻ノ
案内ノ忠意ヲ賞
ス

今度彦山衆徒中一雅意、依無止事、至彼山取懸候刻、其方變十五郎、以案内者、一山輒打崩屬案中候事、連々之忠意顯然、寔感悅無極候、至彼者、能々可成其感事、專要候、方々取鎮、此節之忠義、必一廉、可賀之之趣、猶曰杵越中守可申候、恐々謹言、

（永祿十一年）
六月卅日

（大友義鎮）
宗麟（花押）

財津治部少輔殿

二二 日田記

○財津永倫編著、芥川龍男等編
文献出版刊

立花城主立花鑑
載原田親種毛利
ニ屬シ叛ス
大友宗麟自ら出
陣ス
先鋒
第二陣
第三陣ハ日田玖
珠ノ土
大將坂本道列・
財津永忠等
鑑載レテ自殺
ス
原田親種降ル
立花氏ノ出自
西大友
立花貞載京都ニ
テ結城親光ト組
打チ首ヲ取ル
血附ノ扇

永祿八年筑前國糟屋郡立花ノ城主立花但馬守鑑載、同國志干郡高祖(タカス)ノ城主原田下總守親種、毛利ノ幕下ニ屬シ旗ヲ揚ルト聞ヘシカハ、大友二十代屋形左衛門督義鎮(戸カ)鑑載宗麟、大ニ怒テ急ニ可誅伐トテ、義鎮自ニ出馬セラル、先鋒ハ戸次丹後守鑑連道雪、白杵越中守鑑速・田原右衛門大夫親廣・同近江守親堅賢紹忍、六千三百余騎、二陳ハ志賀安房守親安・白丹志賀武藏守鑑隆道運、朽網參河守鑑康宗曆、一萬田彈正忠鑑實五千三百余騎、三陳ハ日田・玖珠兩郡ノ勢士、大將ニハ坂本伯耆守鑑次入道々列・財津何右衛門永忠後任尾張守、古後彈正忠・野上入道一閑・同兵庫助・森五郎左衛門・帆足三郎兵衛・小田彈右衛門四千五百余騎、旗本ハ吉弘・岡・古庄以下六千二百余騎、其勢都合二万二千三百余騎、立花ノ城ニ押寄スル、○中鑑載叶ハジトヤ思ケン、詰ノ丸ニ引籠リ腹搔切テ死ニケル、原田親種ハ鑑載ニ力ヲ合セン爲、立花ニ來テアリケルカ、降人ト成テ出ニケル、抑彼鑑載ガ先祖ヲ尋ルニ、大友六代ノ屋形左近將監貞宗ノ二男左近將監貞載、立花山ニ城ヲ築テ居任ス、是ヨリ立花氏ト稱ス、又西大友ト云、是立花ノ元祖ナリ、延元元年正月十一日貞載將軍尊氏ノ命ニ應シ、帝都東洞院揚梅ノ辻ニ於テ結城判官親光ヲ討捕ル、軍扇ニ首ヲノセテ尊氏ノ實檢ニ入ニケル、尊氏御感不淺、吉光ノ短刀ヲ貞載ニゾ賜リケル、結城カ首ヲ居シ時血流テ便面ヲ染シ故、是ヲ血附ノ扇ト号ス、又褒美トシテ賜リシ吉光ノ短刀、又先祖左近將監能直ニ、右大將賴朝卿ヨリ賜リシ下黒ノ

立花家三ノ宝

旗、是ヲ立花家三ノ宝ト云ヘリ、夫ヨリ山城守宗匡・山城守親直・丹後守親政・因幡守宗勝・兵庫頭鑑光・但馬守鑑載マテ、七代子孫聯綿トシテ大友氏ノ羽翼タリシニ、鑑載由ナキ謀反ニ因リ、永祿八年五月十七日ト申ニ滅亡シケルソ淺聞シキ、

○立花鑑載滅亡ハ『九州記』ハ永祿十一年（一五六八）四月廿四日、『大友家文書録』ハ永祿十一年七月トシ、尚検討ヲ要ス。但シ永祿八年說ハ誤リナリ。

二四 浦上宗鐵書狀

○碩田叢史所収野上文書
増補訂正編年大友史料二六

玖珠郡宿誘不能
ニ付由布院ニ在
陣スルヲ報ズ

就 御陣所之儀、從鑑理言上之趣、則令披露候、於當郡 御宿誘等、俄難事成之由候條、於由布院
暫被成御在陣、日田郡迄一日ニ、可有御著陣之由候、不可有御氣仕候、爲御存知候、恐々謹言、

（永祿十一年頃カ）
十一月一日

（浦上大進）
宗鐵（花押）

野上大和守殿御許

○吉弘鑑理ハ元龜二年（一五七二）六月頃死去ス。

二五 某覺書案

○到津文書
大分県史料二四

永祿十二年記己巳歲

大友宗麟玖珠ヨ
リ日田ニ陣替

立花城ニ毛利軍
取リカク
豊前方衆立花加
勢

立花城開城

一 正月一日乙巳、雨フル、爲鑑基取沙汰、有籠會執行、神事奉行糸永越中守、專使立石山城守也、

此度初參神官祝大夫比砂童丸・小山田増市丸・惠良子、又辛嶋并參也、

一 十三日心經會、十六日執行、珍敷取沙汰にて候、

一 豊後ウスキ浦にて、正月六日舟損、人卅六人死、奈多者也、
(白杵莊)

一 正月廿六日、大友殿様自(宗麟)。珠至日田御陣易、筑前カマノ郡馬見城落候、
(嘉麻)

一 同三月十五日、至小倉津御動候、親賢内竹下源七・田北方倅者三人届候、同日至別符歸陣候、
(企救館) (田原)

一 同十七日ヨリ黒川殿、佐田岡前候、柏杵鑑澄承候、
(カ) (マ、)

一 吉弘殿・戸次殿備前へ被向候、和与成候、

一 五月十六日ヨリ立花城へ、モリ衆・小早川・吉川其外數方取□渡對陣候、
(筑前柏原郡) (毛利)

一 同月廿六日、三老浦邊募豊後方衆、爲立花加勢打立候、同十八日・廿一日・廿六日敵陣へ切カ、

ラレ候へ共、人多被打不成候、

一 壬五月三日、立花城豊後衆明ノカレ候、田北民部・同名刑部・竊(カ)□掃部、柏杵新士亮・立花弥七

郎□取崩直候、其外至夫丸雜具等、悉鹿嶋へ送候、

略○下

三六 奈多鑑基書狀案

○鏡山文書
增補訂正編年大友史料二三

追而、舊冬大宮司被申讓(請允)題目、鑑連助吉預(言允)而申候處、□□法之裁判、落着目出候、倍相應之

儀、無沙汰有閒敷候、此外不申候、

大友宗麟始メテ
筑後進發

如御懇書、今年之御慶珍重候、仍御屋形樣始御進發之條、諸國御案中不可有程候、彌御祈念肝要

候、是迄取次申候儀承候、子以増主(奈多鑑基)堪忍候間、至彼者可被仰談候、取合無沙汰申閒敷候、増主事、萬

頼申候、殊社家衆以下閉目之事、以別紙令申候、無御油斷、急度御調專一候、猶用口上候、恐々謹
言、

永祿十二年二月廿六日

(奈多)
鑑基判

高良社大祝殿 御返報

三七 刀衆先代帳

○彦山勝田坊文書
彦山編年史料古代中世篇

豊後衆日田衆佐
田嶽出陣ノ彦山
座主軍卜戦フ

一永祿十二年己巳三月十八日、座主連忠、至豊州敵被召候、以此故於佐田嶽、豊後衆・日田衆被取
懸候也、座主、種善御在陣、彦山衆何も出陣也、津野殿・乙石殿其一族悉誅戮也、

三六 大友宗麟義鎮書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

〔端裏切封〕
〔墨引〕

大友宗麟 竜造寺
隆信 誅伐ノタメ
日田ヲ通り筑後
高良山ニ出陣ス

就龍造寺山城守誅伐、別而被勵馳走之由、祝著候、既宗麟此表迺差寄候上者、彌可被勵忠貞之事、
頼存候、辛勞之段、必取鎮可顯其志候、猶戶次伯耆守可申候、恐々謹言、

(隆信)
三月廿三日

(高良山)
宗麟 (花押)

五條殿

○『熊本県史料』(中世編四)八、元龜元年ニ比定セリ。

三九 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
増補訂正編年大友史料二二

宗麟 佐賀ニ出兵
シ日田郡士新原
兄弟戦死ス

(永祿十二年)
四月、宗麟増遣兵□□□□□□□□佐賀會戰數回、豊後日田郡士新原兵部丞、其弟攝津介等戦死、

三〇 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

肥前表出張ノ軍
勞ヲ賞シ毛利軍
引出シノ功ヲ賞
ス

今度至其表、(肥前)以出張軍勞感悅候、雖然、吉川・小早川其境迄引出候之事、幸之条、(日田郡九)當郡衆中彌被申進、此節別而可被勵馳走事、可令悅喜候、猶眞光寺壽元法印、可有演說候、恐く謹言、

(永祿十二年)
五月十一日

(大友義總)
宗麟 在判

堤次郎兵衛殿

○肥前竜造寺隆信反スルニヨリ、宗麟日田(ノチ筑後高良山)ニ出陣シ諸軍ヲ監ス。毛利元就コノ虚ニ乗ジ、吉川・小早川等ヲシテ豊前ニ進出、筑前立花城ヲ攻メシムル事ニ係ル。

三一 大友宗りん義鎮感狀(紙切)

○橋本文書
大分県史料一三

田北弥十郎同陣
ノ辛勞ヲ賞ス

今度田北弥十郎以同陣、長く辛勞、殊前五月十八、(永祿十二年)立花表於敵陣切岸、小者一人被疵之由、粉骨之次第感入候、必追而可賀之候也、謹言、

(永祿十二年)
六月廿三日

(大友義總)
宗りん (花押)

神主(大原八幡宮)
宮大夫殿

三三 戸次鑑連書狀(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

玖珠郡ニ着キ日
田ニ差寄スルヲ
報ジ出陣ヲ促ス

猶々當月中、河邊迄御乘陳專一候、不可有御油斷候、

急度令啓候、仍前廿二鑑速(白紙)・鑑理(言私)同前至玖珠郡罷著候、必二三日中日田江可差寄候、然者聽而一動、

可被催議定候条、早々御乘陳專一候、雖不及申候、聊不可有御油斷候、旁期面上之時、不能委筆

候、恐々謹言、

(永禄十二年カ)
六月廿四日

(白次)
鑑連(花押)

五條殿御宿所

三三 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書録
大分県史料三二

宗麟日田郡迄出
陳ニ付長陣覚悟
ノ上貞心ヲ顯サ
シム
大内輝弘乗船セ
バ岩戸マデ差寄
ス

度々如申候、今度長々在陣、軍勞殊及寒中候之条、一入辛勞察存候、雖然此節之事、既宗麟出張(日田郡)之

上者、彌以長陣、可被顯貞心事頼存候、大内輝弘渡海之調儀イ議半候之閒、乘船候者、急度岩戸迄差

寄、直可成其感候、雖無申迄候、親類被官被申諫、別而忠貞之覺悟專一候、委細猶用口上候、恐々

謹言、

(永禄十二年)
九月十三日

(大友義繼)
宗麟

田北左近將監殿

○『大友家文書錄』ニヨレバ、宗麟筑後高良山ニ出陣シ、「六月朔、宗麟發高良山帰国、而議軍事」トアリ。コレハ其後ノ再度ノ出陣ナラン。

三四 大友宗麟義鎮書狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

筑後國上妻郡豊後國日田郡内ノ地ヲ櫻井紹白ニ預クル事ヲ伝達セシム

筑後國上妻郡浚德之内、守郡(那カ)新左衛門尉跡尙庄拾町、(筑後御井郡)餘坂庄之内長松六町、同庄之内稻吉貳町五

段、日田郡之内三段分之事、到櫻井藤兵衛入道加扶助候、知行專一之段、可被申渡候、恐々謹言、

九月十五日 (年未詳) 宗麟 在判

年 寄 中

三五 大友宗麟義鎮知行項ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

於日田郡、申與候地爲代所、豊前國仲津郡之内、安留源内跡彌吉九町分、同郡之内玉井中務丞跡小

犬丸拾五町分之之、預置候、可有知行候、恐恐謹言、

十月十一日 (年未詳) 宗麟 在判

櫻井藤兵衛入道殿

日田郡内ノ地代所トシテ豊前仲津郡内ノ地ヲ預

豊前国在陣ヲ賞
シ神主領及ビ田
地八丁ヲ安堵ス

今度於豊前國遂在陳、所々手仕軍勢感入候、因茲、代々神主領并田地八町、令賀之者也、仍狀如
件、

三六 大友宗りん 義感狀(紙切)

○橋本文書
大分県史料一三

(年未詳)
十一月二日

(大原八幡宮)
神主宮大夫殿

(大友義鑑)
宗りん(花押)

三七 大友宗麟 義名字狀

○大友家文書録
大分県史料三二

名字ヲ与フ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

(永禄十二年)
十一月廿六日

(鎮久)
堤小次郎殿

(大友義鑑)
宗麟 在判

三六 大友宗麟 義名字書出

○大友家文書録
大分県史料三二

名字ヲ与へ鎮久

加冠 名字之事、

日 田 莊

ト名乗ラシム

日田 荘

一五四

大藏鎮久

永祿十二年十一月廿六日

三九 大友宗麟義安堵状寫

○財津文書写
日田記付録上史料篇一

親父長門入道芳澤一跡、并五馬庄役職、同庄内諸給人裁判之事、任前々之旨、領掌不可有相違候、

恐々謹言、

永祿十三年庚二月五日

宗麟判

永祿十三年庚二月五日

私日年号如此筋違ニ調有之、

財津治部少輔殿

三〇

(元龜元年九月十六日)
一五七〇年一〇月一五日イルマン・ルイス・ダルメイダの書翰

○イエズス会の通信(フロイス日本史)
大分県史料一五

(フロイス日本史)七ヨリ抄出)

一(五九六(永祿十三年十一月初)
私たちは口ノ津のキリシタンたちと別れ、○中高瀬の町で師(ジョアン・パプチスタ)と別れ、日

田への道をたどりました。○中略

日田に到着した私は、(大友宗麟)國主から大歓迎を受けた。○中略

日田ニ行キ大友宗麟ニ会フ

○フロイスハ此処ヨリ、筑前秋月ニ行キ、豊後白杵ニ旅シ、更ニジョアン・バプチスタ師ノキル府内ノ教会ニ赴ク。(一五七〇年二月五日)

○首略

(元龜元年) (府内教会)

二月の初め、

パードレ・デ・トルレス

は自分の病狀が許せば豊後の王を訪問して、その勝利に對

(大友宗麟)

し喜びをのべ、同時にデウスの爲大いに益あるパードレの計畫のために、九通の書翰を請うよう自分に命じた。○中略

(ダルメイダ)

ダルメイダ雪ヲ
冒シテ日田ニ赴
ク

自分は冬の勢力は既に盡きたと考え、此用務について王と交渉するため二月十五日豊後を出發し

たが、雪及び風は自分が出發の爲め貯え置かれたと見え、西風吹いて雪を伴い三日間絶えず自分の顔を打つた。雪は風に吹かれて如何に小さな孔にも入り、顔を包むことは却てよくなかつた。自分

(日田)

は王の滞在した所に着くまで常に歩行して、此三日は實に自分の爲にも又自分と同行した者のため

にも十字架であつたが、何人の爲に此苦痛を忍ぶのかを考える時は悉く歡喜に變つた。日田に着い

日田ニ於イテ宗
麟ト会见

て國王は自分の到着を知つて使を遣はし、何事であつても教會の必要とする事に付いては人を派遣

すれば足るのに、此のように苦勞多い時期に豊後から來たのは甚だ氣の毒に思うと言わせ、又降雪

甚しく寒氣激しい爲、秋月の太守から彼に贈つたが未だ使用していないで、日本の君侯にとつても

立派な布團を自分に贈り、身を覆わせた。

三一 馬原袋地藏堂地藏菩薩坐像銘

○中津江村誌
日田郡天瀬町字袋

豐後國日田郡馬原村

地藏菩薩一體萬々歲、

元龜二辛未地藏本尊彩色之事、

從袋之專党依詔作之畢、

赤尾和泉入道□香

赤尾某

地藏本尊ノ彩色ヲ施ス

三三 戸次道雪鑑連讓與立花城置物員數書

○立花家文書
增補訂正編年大友史料二三

依無男子至闔千代女讓與員數事、

(筑前粕屋郡)

一立花東西松尾白岳御城督御城領等、○下

○中
略

一打刀一振國俊丸貫

右、永祿十二年二月、至肥前國被向御人數砌、筑紫衆後卷節、從日田郡 御陣所、御先急致出張、爲 御感、宗麟様御手次令拜領之訖、仍號重代、同翌日於筑後、御口能之御加書致頂戴事、

戸次道雪闔千代女ニ立花城及ビ置物等員數ヲ注シ讓与ス

永祿十二年二月
肥前出兵ノ時後
卷筑紫衆ヲ日田

郡ヨリ進發セシ
メシ時拜領

○中
略

一長刀 壹枝長光

右、愚老一代、於在々所々令隨身之、就中吉川・小早川頭人防長兩備藝石雲伯、其外數ヶ國之諸

勢引率、至當御城付詰陣、爲後卷

(天友義鎮)

宗麟様日田郡迄依被成

御進發、御分國中諸勢不殘有出張、

敵味方及三十箇國諸勢出合、(マ、) 殼之内對陣、于時永祿十二年五月十八日、敵陣長尾切懸、自身碎手

極高名、同親類寄揆被官、或分捕被疵、或歷々令戰死砌、別而御口能之御加書致頂戴、面目名譽

悴家之可爲重書者也、同軍忠狀袖御判有之、因茲彼一枝號重代、

○中
略

右此狀之外、太刀刀物具等、金銀糧其外至家財、聊不可成綺者也、但矢櫃十荷、何も三百入鐵

根也、御城置物加之訖、

天正三年五月廿八日

戸次伯耆守入道

道 雪

(聞千世)
さんちよ女

○『史料綜覧』元龜二年七月十三日条ニ、「大友宗麟、戸次鑑連ヲシテ、立花氏ヲ嗣ガシメ、立花城主トナス。是日宗麟立花城在番ノ將吉弘宗風ニ同城ノ引渡ヲ命ズ」トアリ。同日以後立花氏ヲ称スルカト思ハル、モ、本文書ノ如ク、尚「戸次」ヲ称セリ。

三三三 三非齋大友義鎮一跡安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三四

父鎮方一跡ヲ安堵シ日田郡加判衆タラシム

親父安藝守鎮方一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、仍當郡加判之儀、以時分令連續、衆中被申談肝要候、爲存知候、恐々謹言、
(日田郡)

○天正六年九月
卯月十一日

(大友義鎮)
三非齋 朱印

堤三右衛門尉殿

○年未詳。大友義鎮ノ「三非齋」ト称スルハ、天正六年（一五七八）頃、尚「非」ノ朱印ヲ用フルハ天正三（一五六七）年（一五七五〜七八）頃ト推定サル、モ、後ノ文書ニヨレバ（二三九号）、父鎮方ハ天正十年（一五八二）モ尚一跡讓渡以前ノ如シ。日向出兵等ノ緊急事態ニ処スルタメ、予メ家督ヲ讓渡セシモノカ。此ニハ一応天正六年頃ト推定シ後考ヲ俟ツ。

三三四 大友義統書狀

○財津永秀文書
増補訂正編年大友史料二四

祝儀ノ太刀織筋等ヲ贈ラレシヲ謝ス

御進退之儀、(大友宗麟)休庵任承、令分別候處、爲祝儀太刀一腰、并織筋一端、送給候、祝着候、猶重々可申候、恐々謹言、

(年未詳)
卯月廿六日

(大友)
義 統 (花押)

(財津)
六郎殿

秋月種實反シ島津氏ニ応ジ日田郡大肥莊ニ放火ス

竜造寺隆信現形ノ時ノ忠ヲ賞シ津江氏等ト協力郡堺ヲ守ラシム刀一腰ヲ進ズ

三三 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
増補訂正編年大友史料二四

○十二月、龍造寺隆信發自立之志、叛豊後欲略筑後、○秋月種實叛豊後、應島津、率帥豊後日田郡

大井莊。郡士等合兵、擊種實走之、筑紫廣門亦叛豊後、應島津、與秋月合謀、欲略筑前・豊前、

三三 大友義統書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

〔端裏切封〕
一 (墨引) 一

至其表、龍造寺山城守令現形、所々相絡之由、無是非次第候、然者鎮定事、別而忠貞之心懸深重之

由候、乍案中祝著候、惡黨寄々依申組、日田郡堺目迄、無實所樣躰其聞候、紹長・鑑盛・親信被申

談、此節可被添御心事、賴存候、仍刀一腰進之候、委細田原近江入道可申候、恐々謹言、

十二月九日

義統 (花押)

五條殿

三七 大友義統知行預ケ狀

○五條文書
熊本県史料中世四

(包紙折封ウハ書)
「五條殿

(端裏切封)
「(墨引)」

義統」

童造寺童信現形
ニ与セズ貞心テ
以テ当山ヲ守ル
故日田郡静謐ナ
ルヲ祝シ二百町
ノ所領ヲ預ケ

連々忠意之覺悟、就中今度至其塚、龍造寺山城守令現形候之處、爲始蒲池民部少輔、其外以下之者、隆信以同心、逆心之企深重候之砌、鎮定事、無二之貞心弥無別儀、當山堅固之故、日田郡無氣仕候之事、令祝著候、仍於其國中貳百町分^(餘信)別紙^(鎮定)在之事、預進之候、此節惡黨之族、以一跡之内、遵行之儀可申談候、可有知行候、恐々謹言、

(天正六年)
十二月十三日

(大友)
義統(花押)

(鎮定)
五條殿

○此ノ知行預ケ置ハ、果シテ遵行ノ行ハレタルヤ疑ハシ。

三八 上小竹殿村墓地五輪塔銘

○大分県金石年表五
日田市大字小野字殿村

正眞

天正六年□月廿一日、

五輪塔一基ヲ造
立ス

○台石ノミヲ存ス。

三九 大友義統袖判坪付

○大友家文書録
大分県史料三三

麻生某跡二十町

分坪付ヲ堤鎮方
ニ預ク

(大友義統)
袖判

坪付

(豊前田)

田河郡伊登之内

一所貳拾町

麻生彈正忠跡

已上、

天正七年九月廿三日

(鎮方)
堤安藝守殿

四〇 大友家文書録

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

日田郡土竹下兄

弟叛キテ秋月実

種ニ応ズ
坂本道列此ヲ撃
チテ殺ス

(天正七年九月頃)
○日田郡土竹下宗珍与其弟中務少輔、

弟、殺之、而獻健於義統(宗)道烈妻(宗)作下也、

叛義統應秋月種實、坂本備中入道(列)烈仙甥(師)、擊竹下兄

○『豊西記』ハ大永二年(一五三二)大友義鑑ノ時トシ、『日田記』ハ永祿十一年(一五六八)五月頃トセリ。
検討ヲ要ス。

日田 莊

二四 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

星野上野介同城
及比日田郡越山
同心ヲ賞シ今度
ノ一行ニ馳走セ
シム

星野上野介(鎮虎)以同城、軍勞之由候、殊今度、鎮虎(至日)田郡、越山之砌、同心之段、猶以被顯心底候
事、(祝着候、今九)度一行、可加下知之條、(養生)鎮綱本意、不可有(相違、委)細猶、王英西堂可有演說候、恐々謹
言、

(天正七年)
十一月十八日

(大友)
義統在判

麥生(鎮綱)兵部大輔殿

二四 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

秋月種実叛シ志
賀道輝以下ヲ派
シテ討タシム

種実猪隙陣ヲ奇
襲シ豊軍敗退ス
義統明春日田郡
進軍ヲ決ス

(天正七年) 義統議討秋月種實、遣志賀安房入道道輝(伊勢)。田北大和入道紹哲(親安)。於豊前中津、志
賀道易等會之、兵士稱一萬餘人、諸將移陣於高和(田川)、攻長野氏宝森塞拔之、而陣猪隙、議攻香春城、
種實發古所山城(上座郡)前、到豊前仙津、乘甚雨、夜襲猪隙陣之不意、大擊之、豊軍死傷若干、敗逃而入
中津城、於是義統欲明春進發日田郡、以討秋月勃興、

二三 戸次道雪鑑連書狀案

○立花家文書
增補訂正編年大友史料二四

空太刀ヲ引ク

改年ニ致リ日田
郡迄御進發ノ仰

セヲ今日カ明日
カト待ツ

田原親貫謀叛ニ
付退治ノ議詔

國家ノ一大事

今年之御慶重疊、不可有際限候、(天正七年)仍舊冬從生葉表、(筑後生葉郡)各被引御空太刀候以來、此表一入及氣遣候、

紹連申談、種々以才覺、于今漸仕拘、致籠城候、彼御弓箭、非可被差捨候之條、至改年、早々日田

郡迄可被成 御進發之由、度々 被仰下之條、爰許各成安堵之思、今日々与奉待之處、田原親貫不

儀依顯然、急度可被成御退治御儀詔之由、(天正八年一月)前七日以御書被仰下、驚存候、様寐餘無御心元候之條、

御左右具承度候て、急用飛脚候、誠宏才之申事、雖非無斟酌候、于今者、御國家極御一大事候、于

浦邊表被餘御手候ハ者、各御事者、或心地能被立御用、揚御名候歟、何ニ不可有曲候、勿論愚老

事、頓而相終可申儀候之條、(節)不胎胸中令書載候、甚恐不少候、

(天正八年)
二月十六日

(戸次鑑連)
道雪

志賀道輝 (親守)

一萬田宗揆 (鎮美)

戸次紹珊 (統貞)

志賀道雲 (鑑綱・鑑隆)

朽網宗策 (鎮則)

戸次鎮連

日田 莊

日田莊

(清田カ)
鎮順

志賀鎮隆

戶次宗傑
(鎮秀)

田北紹鐵
(鑑重・鑑富)

志賀道易
(親孝)

朽網宗歷

一萬田宗慶
(鑑美)

人々申給へ、
參

日田塚亂忿ニ付
貞心ヲ顯ハサレ
タルヲ賀シ郡衆
並ノ馳走ヲナサ
シム

二四 大友圓齋義鎮書狀

○財津永秀文書
増補訂正編年大友史料二四

(縣紙)
「六郎殿

圓齋」

舊冬以來、其塚令亂忿候之處、親永事御貞心之覺悟、無別儀之由到來之條、對郡衆年內以狀申遣候
キ、然者、至義統依令入魂、此度分別之由候、尤珍重候、今度被顯心底候上者、聊不可有等閑候之
條、自今以後、郡衆並之馳走肝要之趣、猶曰杵三允入道申含候、恐々謹言、

(天正八年カ)
二月廿三日

(日田)
六郎殿

(大友義鎮) 圓齋 (朱印)
○印文 F R C O

反逆者蒲池鎮並宅所ヲ攻ム

関東表落着セバ日田方面ニ発向ス

日田親永退出当城異儀ナシ

援軍ノコト義統ト熟談中ニ付今少シ持久スベシ

田北紹鉄大山村松原ニテ自刃ス

二四五 大友圓齋義書狀

○問注所文書
東大史料編纂所影写本

蒲池民部少輔依順路之覺悟、逆意之者至鎮並宅所、雖取懸候、無差儀之由候、案中候、然者出張可差急之通承候、度々如申候、雖非油斷候、浦部表閉目未道行候之条、延引無是非候、彼表近日於一着者、其堺行不可有豫儀候、次日田親永退出絶言語候、雖然如此之窄人已下之儀者、立入不及氣仕候条、不及申候、仍當城之儀、今度抽其國衆、被顯心底候故、堺目于今無異儀候、數度申候様、忠貞無比類存候、今少之儀候条、倍堅固之心懸專一候、次加力之事、至義統令入魂候、爰許方々之調繁多之条、先々聊顯志之由候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年)

壬三月廿日

問註所加兵衛尉殿

(鎮卷)

○九印印文
FRCO
(大友義鎮)
圓齋(朱印)

二四六 田北紹鉄重墓碑銘

○増補訂正編年大友史料二五
日田郡大山町大字西大山下川原地区字万々金松原

田北前 爲 佛 果

菩提也、

(梵字)

紹鉄禪定門

日田莊

日田莊

皆天正八年

大和守 四月十三日

○大分市大字宮河内宇迫ノ田北子一郎家藏記録ニ、紹鉄ノ位牌銘ヲ「田北大和守源鑑重入道清台院殿牛翁紹鉄大居士、天正八辰四月十三日松原ニテ切腹」ト記ストイフ。

二五 大友圓齋義鎮合戰頸・手負・打死注文一見狀

○富宿文書
大分県先哲叢書大友宗麟五

○印文 F
R C C O
(大友圓齋)
(朱印)

田北紹鉄誅伐ニ於ケル軍忠着到ニ一見ヲ加フ

天正八年卯月十三日至當郡五馬庄井手口松原村、田北紹鐵落行之處、堤安藝守鎮方懸合、親類与力被官、或分捕高名、或被疵並戰死人數着到、銘々加披見訖、

頸一 堤 源 介 討之、
同被疵、

頸一 堤 新 四 郎 討之、

頸一 池 邊 新 九 郎 討之、
同被疵、

被疵衆

(以下大友家文書錄)
〔堤藤内兵衛尉

上野平右衛門尉

池邊式部丞 五本木彌兵衛尉

堤源介被官
彦三郎 長嶋助太郎

戰死

堤新右衛門尉 堤勘介

堤甚左衛門尉小者
新九郎

已上

○「五馬莊」ハ中世末ノ近世初期ノ俗稱ナリ。

二頁 田北紹鐵成敗之時味方討死交名

○大友家文書録別記録
増補訂正編年大友史料二五

討死

品

善内兵衛(財津)

彌六衛門(財津)

久右衛門(財津) | 統乘

何右衛門(財津) ^ 正作○郎左衛門藤兵衛
善内兵衛 | 甚十郎

七左衛門(財津)

日田郡八人

野、佐藤、堤、石松、

瀬戸口

日田莊

財津一族

日田郡八人

津

○以下不明

二五九 大友圓齋義鎮感狀

○財津文書 增補訂正編年大友史料二五

田北紹鉄成敗ノ際ノ粉骨ヲ賞ス

今度田北大和入道成敗之儀、雖申付候、(直入郡朽網郷)於阿曾野表討漏、當郡五馬庄迄落行候處、取前懸合、紹鉄

討留、分捕高名之次第、寔無比類候、殊別而依碎手、十一箇所被刀疵・鏝疵、親子兄弟同前抽忠

儀、粉骨之趣、感悅無極候、何様忠賞不可有餘儀之條、如此之刻者、弥馳走之心懸肝要候、恐々謹

言、

(天正八年) 卯月廿三日

(大友義鎮) 圓齋 (朱印) (印文 F)

財津(永尚・統次)久右衛門尉殿

○『日田記』ニモ写ヲ收ム。

二六〇 大友圓齋義鎮感狀

○財津文書 增補訂正編年大友史料二五

田北紹鉄討果シノ際ノ粉骨ヲ賞ス

於今度當郡五馬庄井手口松原村、(紹鉄・鑑富・鑑重)田北大和入道討果之刻、其方三男久右衛門尉討捕紹鉄、高名次

第、就中數箇所被疵之由、旁以感入候、(財津永秋)殊先善内兵衛尉去年於杷木表在陳中、(筑前上座郡)度々被疵、粉骨候

親子三代碎手忠
勤比類ナシ

處、此節戰死之段、寔不便至極候、其方事(度々)被疵、親子三人碎手、抽忠儀候之次第、無比類候、何
様可賀之之趣、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

財津(永三)左京亮殿

○印文 F
R C O
大友義鎮
圓 齋 (朱印)

○『大友家文書録』(『大分県史料』三三)・『日田記』ニモ収録ス。(「」内ハ『日田記』ニヨル。

三三 大友圓齋義鎮感狀(紙切)

○石松文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

田北紹鉄成敗ノ
刻ノ着到ヲ披見
シ粉骨ヲ賞ス

(紹鉄)
田北大和入道、當郡五馬庄(日田郡天ヶ瀬町)迄落行候之處、最前懸合、其方手之者兩人被疵、一人戰死、著到加披見
候、粉骨之次第神妙候、如此之刻者、弥申進、馳走肝要候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

財津英勝(マ)

○印文 F
R C O
大友義鎮
圓 齋 (朱印)

三三 大友圓齋義鎮感狀(紙切)

○宝珠山文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

田北紹鉄成敗ノ粉骨ヲ賞ス

田北大和入道事、當郡五馬庄迄落行候之處、最前懸合遂一戰、被疵、粉骨之由感入候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正八年) 卯月廿三日

○印文 F
大友義鎮
圓 齋 (朱印)

寶珠山紀兵衛尉殿

三五 大友圓齋義鎮感狀

○奥田清三文書
増補訂正編年大友史料二五

田北紹鉄被官同大膳入道ヲ討取ル粉骨ヲ賞ス

今度、田北大和入道、當郡五馬庄迄落行之處、最前懸合、紹鉄被官田北大膳入道討留、分捕高名、殊被疵粉骨之次第、旁以感入候、何様追而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正八年) 卯月廿三日

○印文 F
大友義鎮
圓 齋 (朱印)

坂本大學助殿

三五 大友圓齋義鎮感狀 (紙切)

○高瀬文書
東大史料編纂所影写本

田北紹鉄成敗ノ刻ノ着到ヲ披見シ忠儀ヲ賞ス

今度田北大和入道成敗之儀、雖申付候、於阿曾野表討漏、當郡五馬庄井手口松原迄、落行候之處、郡衆中被申合、即時懸付、爲始紹鉄數十人之惡黨、討果候之刻、其方被官、或分捕高名被疵粉骨、或戰死之着到、銘々令披見、軍忠狀以袖判申候、從取前加下知候之首尾、無油斷相心懸、被勵忠儀

候次第、感悅無極候、如(必カ)一精可賀之之趣、猶稱名寺可有演說候、恐(後カ)謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

(大友義鎮)
圓齋 (朱印)
RCOF

高瀬兵庫助殿

三五 大友圓齋義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

田北紹鉄退治ノ
際ノ着到ヲ披見
シ軍忠ヲ賞ス

今度田北大和入道(日田郡天ヶ瀬町)、當郡五馬庄迄落行候之處、最前懸合、紹鉄被官田北安藝入道討取(田北)、分捕高名粉骨之儀候、殊與力二串新三郎并被官二人被疵、同壹人戰死之由著到、銘一加披見留、旁以感入候、何様追而一段可賀之候、恐一謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

(大友義鎮)
圓齋 朱印

寶殊山源五兵衛尉殿

三六 大友圓齋義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

田北紹鉄成敗ノ
際ノ着到ヲ披見
シ軍忠ヲ賞ス

今度田北大和入道成敗之儀、雖申付候、於阿曾野表討漏、當郡五馬莊井手口松原迄落行候之處、郡衆中被申合、即時懸付、爲始紹鉄(田北)、數十人之惡黨討果候之刻、其方親類与力被官或分捕高名、被疵粉骨、或戰死著到、銘(披カ)令披見、軍忠狀并賀書等調進之候、從前加下知候、首尾無油斷以心懸、

日田 莊

被勵忠儀候之次第、感悅無極候、必一積可顯其志之趣、猶稱名寺可有演說候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

(大友義鎮)
圓齋 朱印

(鎮方)
堤安藝守殿

三六 大友圓齋義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

田北紹鉄討留ノ
粉骨ヲ賞ス

今度田北大和入道、當郡五馬莊迄落行候之處、最前懸合、紹鉄被官一人討留、分捕高名、殊被疵粉骨之次第、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿三日

(大友義鎮)
圓齋 朱印

養父右馬允殿

三五 大友義統恩賞宛行狀

○財津文書
増補訂正編年大友史料二五

(懸紙)
「財津久右衛門殿

義 統」

今度田北大和入道依不儀顯然、誅伐之儀加下知候之處、無程落失候刻、於當郡井手口松原村討果候砌、紹鐵事其方分捕高名、殊十一ヶ所被刀疵之由忠儀無比類、誠感悅無極候、爲其賞於豐筑閉三拾町分坪付有之夏預遣候、可有知行候、仍太刀一振・刀一腰・腹卷一領糸毛・甲一刎・月毛馬一疋、

田北紹鉄誅伐ノ
際ノ忠賞トシテ
知行ヲ預ケ太刀
以下ヲ贈ル

遣之候、顯志斗候、猶稱名寺可有演說候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿六日

義 統 (花押)

財津久右衛門尉殿
(永尚、改名統久)

○「大友家文書錄」(『大分県史料』三三)ニモ、欠字アル同内容ノ文書ヲ收ム。但シ日付ハ「卯月廿三日」トセリ。『日田記』ニモ收ムルモ、文言脱落ノ所アリ。

二五九 大友義統感狀

○奥田清三文書
増補訂正編年大友史料二五

田北大膳入道分
捕高名ノ粉骨ヲ
賞ス

今度田北大和入道事、於當郡井手口松原村、討果候刻、田北大膳入道事、其方分捕高名之由、忠儀粉骨之次第感悅候、仍一腰遣之候、誠顯志計候、必追而可賀之候、猶稱名寺可有演說候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿六日

(大友)
義 統 (花押)

坂本大學助殿

三〇〇 大友義統感狀 (紙切)

○石松文書
大分県史數一三

(端裏切封)
「(墨引)」

田北紹鉄誅伐ノ

今度田北大和入道於當郡井手口松原村誅伐之刻、其方被官三人遂粉骨、或被疵、或戰死之由候、忠

日田 莊

刻ノ粉骨ヲ賞ス

意之次第感入候、必可賀之之趣、猶稱名寺可有演說候、恐々謹言、

(大友) 義 統 (花押)

(天正八年九)
卯月廿六日

財津英勝 (マ、)

三二 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

田北紹鉄誅伐ノ
際ノ粉骨ヲ賞ス

先書如申候、今度田北大和入道於當郡井手口松原村誅伐之刻、鎮方親類寄揆被官、或分捕高名、或被疵、或戰死、忠儀無比類候、連々無油斷心懸之故、紹鉄不拔足候之事、自任之覺悟祝著不斜候、此節抽粉骨入江、銘々遣狀候、爲後日候之条、別而可被感事肝要候、委細猶稱名寺可有演說候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月廿六日

(大友) 義 統 在判

堤安藝守殿 (鎮方)

三三 大友圓齋義鎮書狀 (紙切)

○財津登文書
日田記史料編二

官途祝儀ヲ送レ
ルヲ謝ス

爲官途祝儀、一色送給候、祝着候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年九)
五月十一日

(大友義鎮) 圓 齋 (ローマ字)
(朱印)

(財連)
右馬頭殿

二六三 大友義統書狀寫

○平林文書
大分県史料一三

肥前竜造寺軍ノ
黒木表現形ニ付
在山諸氏ヲシテ
節ヲ遂ゲシメ情
勢ヲ注進セシム

急度染筆候、如風聞者、肥前之逆徒少々、(筑後上婁郡)至黒木表滞在之由候、於事實者、當山江可成行候哉、加勢之儀、日田・珍珠・(遠州郡)由布院衆江、兼而申付聞、不日可遂其節候、適在山之事候之聞、被聞合、節々注進肝要ニ候、至山衆中、別而被遂熟談、堅固之才覺專一候、越山以後、無到來候、油斷無是非候、仍衆中江以狀申候、可心付遣候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年九)
五月廿四日

(大友)
義統(花押影)

平林彈正忠殿

竹中宮内少輔殿

夏足民部少輔殿

二六四 大友圓齋義書狀

○財津永秀文書
増補訂正編年大友文書二五

(包紙ウハ書)
「右馬頭殿

圓齋」

自訴ノ儀ヲ義統

就自訴之義、以口能承候趣、無餘儀存候之条、(大友)至義統令入魂候之處、一所可申談之由候、珍重候、

日田莊

ニ入魂ノ処一所
申談スベキ由ノ
返事ヲ得タルヲ
報ズ

然者、彌被勵御貞心、向後別而忠儀之覺悟、肝要候、猶々重々可申候、恐々謹言、

(天正八年)
六月廿八日

(大友義統) (ローマ字)
圓齋 (朱印)

(財津)
右馬頭殿

三六五 大友義統知行預ケ狀

○財津永秀文書
增補訂正編年大友史料二五

(包紙ウハ書)
「右馬頭殿

(豊前) 義統

自訴ニ答ヘ田川
郡内弁城六十町
分ヲ預ク

訴訟之儀承候、得其意候、方々取鎮、一稜可申談候、先以田河郡之内、弁城六拾町分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(天正八年)
七月三日

(大友) 義統 (花押)

(財津)
右馬頭殿

○前号文書 (天正八年) 六月廿八日) 参照。

三六六 大友義統書狀

○河原氏藏問注所文書
淺野陽吉問注所家文書

日田郡表ノ動靜
報告ト被官討死
ヲ賞シ一層ノ馳

就日田郡表之儀、早速示給候、祝着候、昨日如到來者、鷹尾事打崩放火之由候、先以簡要候、彌堅固加下知候之條、案中不可有程候、然者、今度於當城麓被遂防戰、被得勝利之由候、不始忠意令、

(筑後山門郡力)

(今力)

走ヲ抽デシム

感悅無極候、殊侏坂藤兵衛尉戰死之由候、不便之儀候、別而可被賀之候、急度下目行之儀可相催之
間、倍可被抽馳走事、可爲喜悅候、猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

(天正八年カ)
七月六日

(大友) 義 統 (花押)

問注所刑部少輔殿

○鷹尾城ハ筑後山門郡田尻氏ノ居城。田尻鑑種ハ天正三年(一五七五)竜造寺隆信ニ從ヒ、天正十年(一五八二)島津氏ニ応ズ。

三六七 秋月種實書狀

○萩原充文書
増補訂正編年大友史料二五

田原親家田染表
出陣
日田口要害緩ナ
キヲ告ゲ情報ヲ
報告セシム

急度令啓候、仍去十二日田染表迄親家出陣之由候、雖不可有差儀候、其表無油斷事令覺候、日田口之儀、要害歷々取誘、無緩兼日申付候間、縱於彼口少人數雖被差置候、心安候間、一味中申談、於其境可取出事、聊不可有緩候、殊更龍造寺方、今程手前心安候間、是又相應之儀、不可有餘儀候、尙敵表之躰、被聞合可預御左右候、恐々謹言、

(天正八年)
八月廿日

秋月 種 實 (花押)

萩原山城入道殿
御宿所

三六 大友圓齋義鎮書狀

○問注所文書
大分県先哲叢書大友宗麟五

三カ年ノ籠城難儀ヲ慰シ引続キ持久セシム

浦部表落去ノ上ハ日田郡迄出陣粮斫ヲ送ル

日田郡マデ出勢スルヲ告ゲ三瀨郡内五十町ヲ預ク

度々如申候、當城以堅固之格護、敵取懸候之砌者、毎々被得勝利、被勵忠儀候事、其堺之覺、寔感悅不斜候、然者、及三ヶ年依籠城、万端不如意之由承候、尤存候、義統折々雖加力候、數百人ノ儀候條、于今在城難事成之由、無餘儀存候、雖然今少之事候條、先忠當忠令首尾候様、倍御馳走頼入候、浦部表之儀、急度可爲落去候、於其儀者、日田郡迄發足、不可移時日候、將又、粮斫之事、先々少分差遣之由候、義統江重々令入魂、猶以可申談之條、親類家中之仁、被申諫、可被遂本意才覺、不及申候、當城立柄、從日田衆、申旨候、旁以不可有疎意之趣、猶重疊可申候、恐々謹言、

(天正八年) 九月三日

問注所刑部少輔殿

(大友義鎮) 圓齋 (朱印)

三九 大友義統知行預ケ狀

○蒲池文書
福岡県史料五

連々忠意之次第、于今無變化之由、乍案中、感悅無極候、然者、任御入魂之旨、爰元出勢之儀、無油斷申催候、急速日田郡迄、差立候之條、其表之才覺、無相違様、才覺肝要候、殊黒木表之事、早々被討果、各可被顯心底事、專一候、於様體、重々可申談候、仍三瀨郡之内、本郷五拾五町分之

事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(天正八年カ)

九月廿六日

(大友) 義 統 (花押)

蒲池兵庫頭殿

二一〇 大友圓齋義鎮書狀

○問注所文書
東大史料編纂所影写本

安岐城落去ノ祝儀ニ答へ情勢ヲ報ズ

近々日田マデ発向ノ覚悟

鞍懸表下知ノタメ出陣スルモ落去次第白杵ニ歸ル

(国東郡) 浦部表勝利之趣、其間候哉、早々敷示給候、祝着候、(国東郡) 安岐切寄之事、昨日稔令一着候、以此競鞍懸落去、不可有程候條、諸堺目可任存分事、指掌候、至中豊前茂、前三一行申付、敵領數多打崩候、然者寶滿・立花申談旨候、殊從其方茂、節々入魂之條、愚老事、急度日田郡迄可發足覺悟候、於于今者、當城可被遂本意事、無疑候條、珍重候、何様於其表可申談候、仍加力之儀付而、先日從怒留湯主殿入道并日田郡衆茂、申旨候間、得其意之由申候處、只今被申越候、彼使如存知、鞍懸表爲可加下知、彼方角迄越山候、落去次第、白杵へ可歸庄候、必其刻日田迄可申遣之趣、猶葛西周防入道(宗筆)可申候、恐々謹言、

(天正八年)

十月七日

(大友義鎮) 圓齋 (朱印)

問注所刑部少輔殿

日田莊

二七一 大友義統書狀

○河原氏藏問注所文書
淺野陽吉問注所家文書

安岐切寄ハ愁訴
ニヨリ赦免

田原親家鞍懸城
出張ニ付落去近

浦部表勝利ニ付
下目出勢近シ

大友宗麟近々日
田郡ニ発足ス

(田原親實ノ叛)
就浦部表之儀示給候、被添心候次第、祝着候、然者安岐切寄之儀、種々令愁訴候之條、在陣之年

寄、同南北之國々衆、頻被申候間、先以赦免候、因茲親家事、今日ハ至鞍懸表出張候條、彼要害落

去不可有程候條、吉左右追々可申遣候、此表如此得勝利候間、下目之出勢之儀、不可移時日候、仍

休庵(大友宗麟)至日田郡、近々被成御發足候條、其堺可屬案中事、指掌候、必自是可申談候、恐々謹言、

(天正八年)
十月八日

(大友)
義 統 (花押)

(統景ノ)
問註所刑部大輔殿

二七三 大友義統書狀(紙切)

○袖留木文書
熊本県史料中世三

南郡衆肥後出勢
ノタメ帰陣

休庵日田郡発足
ヲ申談ズルモ日

出莊辻間表ニ履
フ

薩州兵船著岸

(宇佐郡)
妙見岳承申候条、所々任存分候、南郡衆之事者、其國へ爲出勢歸陣之儀申候、是又爲存知候、將亦

休庵御事、近々日田郡へ發足之段申談候、從兩筑到來之儀候間、定而可得勝利之条、可御心安候、

爰許隙明候而、下目之行可差急内意無別儀候、休庵同前雖可申候、辻間表江履申候間、無其儀候、

隨而從薩州兵船數艘以差岸計略半之由候、無心元存候、雖然宗連(甲斐)・紹貞忠貞不振于他候条、曾而以

不及氣仕候、時宜細碎示給、可得其意候、近日者打絶令無音候、非疎意候、於足下惡逆之族、恣之

振舞絶言語候之閒、於無誅伐者、自他之覺口惜存、抛万事、依歎息推移候、併御心底恥入候、於吉事者、重々可申之条、閣筆候、恐々謹言、

(天正八年カ)
十月九日

(大友)
義統(花押)

甲斐掃部入道殿
(細貞)

甲斐民部入道殿
(親直・宗運)

○田原親貴討伐ノタメ、宗麟速見郡日出荘マデ出陣セルモノナリ。

二七三 大友義統感狀

○森保子文書
日田記史料編二

三郡表ヨリ掃部
ヲ命ズルモ掃部
ヲ致サシム
郡衆一致ノ粉骨

就三郡表動之儀、三人事、早々以歸郡、別而馳走肝要之段、雖申候、其表在陣衆中抑留候哉、乍辛勞候、別被遠乘陣、彌可被勵軍忠事、專要候、一行可被相催時分、以能々被申理、郡衆一致之粉骨、專一候、爲存知候、恐々謹言、

(天正八年カ)
十月十九日

(大友)
義統(花押)

財津尾張入道殿
高瀬兵庫助殿
坂本備中入道殿

二七四 戸次道雪鑑・高橋紹運鎮種連署起請文

○五條文書
熊本県史料中世四

日州敗戦以來豊州衆ノ正鉢ナキヲ難ズ

屋形下知ニ任スベシ

黒木表多久表ノ粉骨

言上スベキ事ハ兩人請取り取合スベシ

三人ノ忠意ニ依リ別儀ナシ
屋形様日田郡ニ著陣ニ付訴訟アラバ兩人承ル

方分未定ニ付御

毎々如申承候、去々（天正六年）年於日州、豊州衆不慮被取後候事、防戦之慣、都鄙不珍候之處、御分國中

諸侍、寄事於左右、多分構未練、累年 屋形様之以御影、補外間實儀候忘御厚恩、或對國家連々

号御恨言、或國並与名付、恣動亂之事、絶言語候、併天道於有之者、聽而可被任 御下知候哉与

申居計候、

一、今度御弓箭、取前以來 公私御累代之御筋目、毛頭無御忘失之儀、豊州一篇之御覺悟、乍案中

御憑敷、絶比類申候、殊（筑後上郡）於黒木表・多久表、度々被勵御粉骨、別而御忠節之趣、淵底承及候、就

夫、爲 御感、一所被請 上意、御證判御頂戴之由、御面目之至、千秋万歳候、御知行等、聊御

延引之儀者不苦候哉、乍勿論他之妨難有之候条、 屋形様至境目被出御馬候者、右御判地之儀、

早々被切散、御知行可爲肝要候、於其砌者、紹運（高橋）・道雪事（合次）、至其表人數之御加勢社、急雖不事成

候、可被遂言上御題目等者、兩人請取申、及心所御取合、何様不可存余儀事、

一、今度御三人之御事、御忠意不淺候条、縦讒者之以所行、如何躰ニ雖申妨候、争爲上可有御別儀

候哉、既 屋形様近々至日田郡可被成 御著陳之由、被 仰出候条、自然御訴訟之儀共御座候

者、早々可預御入魂候、右如申候、兩人請取申、涯分可奉遂御忙言事、

一、從御三人可被遂言上儀共、今程御方分不被相定之由候之条、其閒之儀、於 御座所、誰一人耽

座所ニテ仰付ケ
ラレ滞リナク分
別スル様言上ス

被 仰付、聊不相滞様 御分別可爲肝心之由、今度堅奉遂言上候事、
右條々、若一事茂於令違犯者、

『梵天帝釋四大天王、惣而日本餘州大小神祇、別而豐州鎮守由原八幡大菩薩、殊當國鎮守龍門・寶
滿大菩薩・香椎聖母大菩薩・箱崎八幡大菩薩・志賀大明神・愛宕大權現・同地藏菩薩・广利支尊
天・天滿大自在天神神罰冥罰、紹運・道雪於身上可罷蒙者也、仍起請如件、

天正八年

十月廿四日

高橋主膳入道
紹運(花押)
(マ、)
戸次伯耆入道
道雪(花押)

親述

鑑盛

鎮定參

二七五 大友義統書狀

○財津永秀文書
増補訂正編年大友史料二六

(包紙ウハ書)
「右馬頭殿

義統」

追而、

段子三端進之候、顯寸志斗候、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言、

日田 莊

三端ヲ送ル

日田莊

(年未詳)
十二月七日

(財津)
右馬頭殿

(大友)
義統(花押)

一八四

○財津氏ヨリノ、知行預ケ置キノ謝礼ニ対スル返礼ナラン。天正八年カ。

三三 大友圓齋義鎮書狀

○財津登文書
日田記史料篇二

日田郡衆誓詞ヲ以テ忠節ヲ誓フ
日田親永其儀無ク案中ノ所誓紙ヲ出スヲ賀ス

其堺當時無易儀之由、示給候、尤肝要候、然者此節郡衆之事、別而可抽忠儀之由、各以 神名承由候之處、從親永者、兎角之儀無之候之閒、如何之由相存候折節ニ、至義統、以誓紙被顯御心底之通、承候、乍案中感悅候、弥可被勵貞心事、專要候、依中紙五束送給候、祝着候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正八年カ)
十二月八日

(財津)
右馬頭殿

○印文F
(大友義鎮)
圓齋(朱印)

三七 大友義統書狀

○財津登文書
日田記史料篇二

(包紙ウハ書)
「坂本備中入道殿

義統」

改年ノ祝儀ヲ謝

爲改年之儀、辛螺一折十五送給候、喜悅候、殊堺目様躰、銘々顯入魂候、被添心候之次第、案中

シ堺目ノ守リヲ
堅固ナラシム

候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正九年カ)
正月十二日

(大友)
義 統 (花押)

坂本備中入道殿

二七六 大友義統書狀

○柳川田原家文書
増補訂正編年大友史料二五

(懸紙)
一田原龜壽殿

義 統

立花在城ノ軍勞
ヲ賞シ日田郡迄
出陣スルヲ報ズ

至立花眺遂在城、折々軍勞之段、令承知、感入候、急度日田郡迫發足之覺悟候之條、彌可勵忠儀事
肝要候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年カ)
二月二日

(大友)
義 統 (花押)

田原龜壽殿

二七九 大友義統書狀

○柳川田原家文書
増補訂正編年大友史料二五

(包紙ウハ書)
一福有備後守殿

義 統

立花在城ノ軍勞
ヲ賞シ日田郡迄
出陣スルヲ告グ

至立花眺遂在城、折々軍勞之段、令承知感入候、急度日田郡迫發足之覺悟候之條、彌可勵忠儀肝要
候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

日 田 莊

日田 莊

(天正九年カ)
二月二日

福有備後守殿

(大友)
義 統 (花押)

一八六

二六〇 大友義統書狀

○薦野家譜
増補訂正編年大友史料二五

立花在城生松原
合戦ノ忠ヲ賞シ
日田郡迄出陣ス
ルヲ報ズ

(筑前柏屋敷)
至立花跽遂在城、折々辛勞、殊去年於生松原合戦之刻、粉骨之次第、令承知感入候、急度日田郡迄

(筑前早良郡)

出張被覺悟候條、彌可勵忠意事、肝要候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年カ)
二月二日

義 統 (御判)

薦野勘解由丞殿

二六一 大友義統書狀

○薦野家譜
増補訂正編年大友史料二五

立花在城生松原
合戦ノ忠ヲ賞シ
日田郡迄出陣ス
ルヲ報ズ

(筑前柏屋敷)
至立花跽遂在城、折々軍勞、殊去年於生松原合戦之刻、別而粉骨之次第、令承知感入候、急度日田

(早良郡)

郡迄出張被覺悟候條、彌可勵忠儀事、肝要ニ候、必追而、可嘉之候、恐々謹言、

(天正九年カ)
二月二日

(大友)
義 統 (御判)

(増時子成家)
薦野彌助殿

二六三 大友義統知行預ケ狀寫

○薦野家譜
增補訂正編年大友史料二五

粉骨ヲ賞シ豊筑
ノ間五十町分ヲ
預ク
戸次道雪ノ注進

近年其境於在々所、別而被勵粉骨、忠儀之心懸不淺之由、自道雪被申越、感入候、仍而豊筑之閒五
十町分、^(坪)紙在之、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(天正九年カ)
二月廿一日

薦野三河守殿
(増時)

(大友)
義 統 (御判)

二六四 後山供養碑銘

○大分県金石年表四
日田市大字日高字後山

天祐宗幸菩提ノ
タメ造立ス

天祐宗幸爲出離生死、頓證菩提也、乃至法界平才利益、宮太夫

于時天正九辛巳年三月四日

二六四 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

秋月種実現形ノ
刻星野鎮虎共ニ
粉骨セルヲ賞ス

今度於當郡塚目、^(日田郡)秋月以下之者共取出候處、^(種実)星野上野介申談、粉骨心懸之次第、^(鎮虎)鎮虎預入魂令承
知、感悅候、彌可被勵貞心事肝要候、恐々謹言、

日田 莊

(天正九年)
七月六日

(鑑元・宗雲)
麥生民部入道殿

(大友)
義 統 在 判

一八八

二六五 大友圓齋義鎮書狀

○問注所文書
東大史料編纂所影寫本

義統陣易シ宗麟
モ一兩日中日田
表ニ差寄ス

訴訟ノ儀長々堪
忍セルヲ謝ス

着郡ノ上才覚ス

義統至玖珠郡令陣易候之條、愚老茂同十五日越山候、如存知、出張以來一行無之候事、諸堺目之覺、不可然候之條、一兩日中日田表江差寄、可聞合覺悟候、如承候、於筑後國中、長岩(浮羽郡)一城被顯無二之貞心候事、忠儀無比類候、然者訴訟(マ)之儀付而、□幸長々堪忍之至、義統度々雖無入魂候、種々入組之儀共候而、于今推移候、統景大忠、爭可忘却候哉、其方事者、根元當國之仁候之條、每事心安存大形之樣候、一旦不忠之輩引付候儀者、弓箭行之慣、不可混忠賞候、急度可着郡之條、於彼表令才覺、統景外聞可然樣、可申談候、既出勢之上者、此節可被遂本意格護、肝要候、猶從郡中切々可申候、恐々謹言、

(天正九年)
九月十八日

(統景)
問注所刑部少輔殿

(大友義鎮)
圓 齋 (朱印)

二六 大友義統書狀

○問注所文書
東大史料編纂所影写本

田籠村ニ星野甚五郎以下討果スヲ賞ス

日田郡ニ出陣ス

訴訟ノ件休庵卜談合中

前廿二、於當城麓田籠村、(筑後生葉郡)星野中務少輔其外逆徒之族、申組取懸候處、統景人數差遣防戰、被得勝利、爲先星野甚五郎、無餘儀者許多討果、頸到來、不絶忠儀無比類候、今度之御粉骨之次第、永々不可有忘却候、然者、(肥後阿蘇郡)小國表無殘所屬素中候、先以大慶候、爰元之儀、如此相調候間、急速如日田郡諸勢可打出之条、下目之行不可移時日候、御詔之儀承候、休庵申談半候、委細猶朽網三河入道(宗 歴)

可申候、恐々謹言、

(天正九年九)

九月廿五日

問注所刑部太輔殿

(大友) 義 統 (花押)

二七 大友圓齋義鎮書狀

○問注所文書
東大史料編纂所影写本

田籠村悪党退治ノ忠ヲ賞ス

津江親信宅所ニ阿蘇小國衆取懸ク

去廿二、至田籠端橋星野中務以結構、惡黨取出候之處、統景行故、爲始星野神五郎、數輩討捕、軍忠狀加披見候、每々粉骨忠儀之次第、感悅無極候、然者、至津江信濃守宅所、(親信)阿蘇小國之者共取懸、(津江)親信籠城之条、爲加勢、一昨日小國表悉令放火候条、(阿蘇郡)北里下城事、質人差出、依佗言深重、召置候、於于今者、彼方角無殘所屬下知候、珍重候、仍前日日田江越山之覺悟候處、右動付而差延

日 田 莊

日田ノ出陣差延
ブモ急度出勢ス
訴訟ノ儀ハ義統
ヨリ申遣ハスベ
シ

候、急度出勢之催、聊非油斷候間、(浮羽郡長岩城)當城以堅固之才覺、倍可被勵馳走事肝要候、將又就訴訟之儀、
每々口能之趣、令承知候、於様体者義統可申遣候条、不及書載候、爲此方茂、何様不可有疎意候、
恐々謹言、

(天正九年九)
九月廿五日

(大友義統)
圓 齋 (朱印)

(統景九)
問注所刑部少輔殿

二六、大友府蘭義鎮書狀

○問注所文書
東大史料編纂所影写本

(包紙ウワ書)
一問注所刑部太輔殿

府 蘭

(編裏切封)
一 (墨引) 一

筑後小椎河内悪
党追崩シノ忠節
ヲ賞ス

石井要害ニ人数
ヲ籠メ大肥表ニ
モ堅固ノ下知ヲ
下ス

(筑後生業部)
前八於小椎尾河内、惡黨少々現形候之處、(問注所)統景堅固才覺故、即時被追崩之由候、殊右河内江町野紀
伊介以在村、遂防戰粉骨之刻、手負戰死之者有之由候、忠儀無比類候、每々無御油斷被抽馳走事、
祝着深重候、先書如申候、(日田莊)至石井要害茂人数差置候之条、節々被遂相談肝要候、就中大肥表之儀、
是又堅加下知候、雖無申迄候、其境之儀、被聞合、不云夜白示給可得其意候、爲存知候、恐々謹言、

(天正九年)
十月十日

(大友義統)
府 蘭 (朱印)
○精四印印

(統景)
問注所刑部太輔殿

三九 大友府蘭義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

彦山別所口攻ノ
粉骨ヲ賞ス

前八、彦山發向之刻、於別所口、別而軍勞故、其方親類并被官之者被疵之由、粉骨之次第感悅候、

軍忠狀銘々令披見、加袖判進之候、弥申進、可勵馳走事肝要候、恐々謹言、

(豊前田川郡)
(天正九年)
十月十一日

(大友義鎮)
府蘭 朱印

堤安藝守殿

三九 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

彦山發向落合表
行ノ時ノ粉骨ヲ
賞ス

前八、彦山發向并至落合表相動、別而粉骨之次第、令承知感入候、弥可被勵馳走事肝要候、必取鎮

一稜可賀之候、恐々謹言、

(豊前田川郡)
(天正九年)
十月十五日

(大友)
義統 花押

堤三右衛門尉殿

三二 大友義統合戰手負注文一見狀(紙切)

○石松文書
大分県史料一三

(大友義統)
「(花押)」

天正九年十月、於彦山表玉屋口一戰之刻、石松兵部少輔鎮昌親類被官依碎手、或分捕高名、或被疵、

彦山表玉屋口ニ
於テ一戰ノ刻ノ
奮戦ノ著到ヲ一
見ス

著到銘々加披見訖、

頸一 中嶋六郎兵衛尉 討之、
鎧疵

被疵衆

石松勘解由允 矢疵

溝野六右衛門尉 矢疵

石松彈正忠 石疵

石堂主税允 矢疵

石井式部丞 矢疵

中間五郎 手火矢疵

石堂弥次郎 中間 矢疵

甚 助 矢疵

溝野六郎右衛門 中間 矢疵

新四郎 矢疵

甚右衛門 石疵

鍛冶屋与兵衛尉 中間 石疵
忠 次郎

以上

二九二 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

○(天正九年十一月)義統遣朽網宗歴(鑑康)、帥日田・玖珠二郡兵士、赴筑後。攻問註所鑑景井上城、秋月種實

催兵、欲救井上城、略(浮羽郡)○中

○朽網宗歴解。井上城圍、至矢(志賀親善)種實對陣八日、略(下)

義統朽網宗歴ヲシテ日田・玖珠二郡兵ヲ率イ筑後井上城ヲ攻メシム
秋月ノ兵救援ス朽網宗歴井上城ヲ圍ム

二九三 大友義統感狀

○石松文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

前十七生葉郡動之刻、別而被勵粉骨之故、其方僕從被疵之由候、誠軍勞之儀感入候、必取鎮一稜可

賀之候、恐々謹言、

(天正九年九)
十一月廿八日

財津得能(マ)

(大友)
義統 (花押)

日田 莊

生葉表ニオケル軍勞ヲ賞ス

二九四 大友府蘭義鎮書狀

○問注所文書
増補訂正編年大友史料二六

〔包紙ウハ書〕
「問注所刑部太輔殿

府蘭」

城粮析トシテ銀
子一貫五百目ヲ
送り長岩・白石
兩城ヲ守リ高位
岳城誘ニ奔走セ
シム
下目到来

爲當城粮析、銀子壹貫五百目差遣候、親類家中之人等、彌被申進、可被勵馳走事肝要候、殊兩城差
擲、就中長岩（浮羽郡）・白石兩城爲覺悟、高位岳城誘（日田郡）、從昨日加下知候、方角之儀候條、別而奔走專一候、
將又下目到来之趣、銘々預入魂候、被添心候次第、案中候、倍被聞合示給、可得其意候、猶重々可
申候、恐々謹言、

（天正九年）
十二月七日

（大友義鎮） 府蘭 （小判形）
（朱印）

問注所刑部大輔殿

○高位岳城ハ、現日田市大字川下高井町ニアル、福岡県浮羽町境ノ高位岳（四〇四・五メートル）ナラン。

二九五 豊後國志

高井岳城ハ石井
郷ニ在リ堤氏居
城

高井嶽城 在石井郷長谷村、堤越前守鑑
智居焉、大藏臣、後事大友氏、

二六 大友義統感狀(紙切)

○平井文書
大分県史料一三

(包紙ウハ書) (カ)
「平井□殿」

義 □」

在陣中ノ辛勞及
ビ日田郡出陣ノ
勞ヲ賞ス

今度此表江在陣中、夜白之勤番、無油斷之由候、殊至日田郡兩度之出陣、旁以辛勞之儀、感入候、
必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)
十二月十三日

(大友)
統(花押)

平井彈正忠殿

二七 大友義統感狀(紙切)

○長尾文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

日田郡兩度出陣
ノ勞ヲ賞ス

今度此表江在陣中、夜白之勤番、無油斷之由候、殊至日田郡兩度之出陣、旁以辛勞之儀、感入候、
必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)
十二月十三日

(大友)
統(花押)

○宛名ノ部分ヲ切斷ス。モト「長野某」トアリシトイフ。

日田 莊

二九六 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

生葉郡合戦等ノ
日田郡士ノ粉骨
ヲ賞ス

(天正九年十二月廿四日)

生葉郡合戦、堤鎮方戦不利・堀源

次郎・橋本宮大夫

・其子橋本新三郎力戦。

財津久右衛門尉負創、

(方被官伊藤忠三郎・同九郎左)

衛門尉堤九郎右衛門・孫

七被堤内藏介被官

三郎・新八郎

堀刑部丞郎從各負創。義統

久右衛門尉、彦山・生葉戦功也

二通

且勞

次郎・橋本宮大夫生葉軍功、

共加袖

判于其

○欠字ハ『増補訂正編年大友史料』二六ヲ参考シ注ス。

二九七 大友義統合戦手負着到一見狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

披見訖、(大友義統) 在判

天正九年十二月廿四日、上筑後生葉郡御働之砌、堤安藝守手之者被疵着到、(集方)

伊藤忠三郎胸手火矢疵

堤九郎右衛門入道被官九郎左衛門尉手火矢疵目

堤内藏介被官孫七郎矢疵左足

以上、

生葉表働ノ時ノ
手者手負着到ヲ
一見ス

三〇〇 大友義統感狀(紙切)

○橋本文書
大分県史料一三

生葉表動ノ際ノ
忠儀ヲ賞ス

前廿四生葉表動之刻、自身依碎手、嫡子橋本新三郎分捕高名、忠儀之次第、感入候、弥申進、可勵

粉骨事、簡要候、必取鎮、可賀之候、恐々謹言、

(天正九年乙)
十二月廿七日

(大友)
義 統(花押)

神主
宮大夫殿

○『大友家文書録』ニモ収録サル。

三〇一 大友義統感狀

○大友家文書録
大分県史料三三

數度ノ在陣殊ニ
彦表ノ於ケル粉
骨ヲ賞ス

(今度) 數度之在陣、殊動等之刻、軍勞粉骨之由、感□□者今度於彦表分捕高名、并被疵之由、每々之粉骨、忠儀之次第感入候、弥可勵馳走事、肝要候、取鎮何様一稔、可顯其志候、恐々謹言、

(天正九年)
十二月廿七日

(大友)
義 統 在判

(永尚・統次)
財津久右衛門尉殿

三〇三 大友義統感狀寫

○財津文書寫
日田記付録上

生葉表ノ職ニ於
ケル粉骨ヲ賞ス

前廿四、(筑後生葉郡)生葉表働之刻、別而心懸之故、被疵之由、每每之粉骨忠儀之次第、感入候、弥可勵馳走事

肝要候、取鎮何様一稜、可顯其志候、恐々謹言、

(天正九年)

十二月廿七日

(大友)
義 統

財津久右衛門尉殿
(永尚・統次)

○『大友家文書録』ニモ収録セリ。

三〇四 大友義統感狀

○大友家文書録
大分県史料三三

生葉表働ノ手者
手負着到ヲ一見
セシヲ告ゲ一層
粉骨ヲ励マシム

前廿四、(筑後生葉郡)生葉表相動、被得勝利之由、注進到來候、忠意之次第感悅候、今度折々馳走之趣、不可有

忘却候、然者其方手之者、被疵粉骨之着到、銘々加披見、以袖判申候、弥各被申談、可被抽懇忠事

頼入候、歳暮之吉事不可如之候、必取靜可賀申候、恐々謹言、

(天正九年)

十二月廿七日

(大友)
義 統 在判

堤安藝守殿
(鎮芳)

生葉表働ノ時ノ
粉骨ヲ賞ス

生葉表働ノ時ノ
手負着到ヲ一見
ス

三四 大友義統感狀

○大友家文書録
大分県史料三三

前廿四、(筑後生葉郡)生葉表働之刻、自身依碎手、被官之者被疵、粉骨之由、感入候、弥申進、可勵馳走事肝要候、必取鎮可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)
十二月廿七日

(大友)
義 統 在判

堀源次郎殿

○堀氏ハ日田郡ノ士カ。シバラクコヽニ收ム。次号同ジ。

三五 大友義統合戦手負着到一見狀

○大友家文書録
大分県史料三三

加披見訖、(大友義統)
在判

上筑後生葉表御働之刻、手負之着到、

甚三郎から竿壹ヶ所

(マ、)
堀刑部丞良從

新八郎から疵疵一ヶ所

以上、

堀源次郎殿

日 田 荘

三〇六 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

坂本道列財津竜
閑ニ命ジ筑前小
石原切寄ヲ攻ム
府蘭感狀ヲ与フ

(天正) 十年壬午正月十二日、日田郡部將坂本道烈・財津龍閑承義統命、至筑前國小石原切寄、(上座郡) 壘也攻拔、燒切寄及町、道烈寄騎赤尾兵庫助鎮辰戰功、其郎從記右衛門尉被創、**府蘭**授感狀于鎮辰、且加袖判于著到、

○小石原ハ秋月氏ノ出城ナリ。

三〇七 大友府蘭義合戰手負着到一見狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

加披見訖、(大友府蘭) 在判

天正拾年正月十二日、(筑前國上座郡)小石原御働之砌。手負著到、之

赤尾兵庫助手(鎮辰)

郎從

記右衛門刀疵一ヶ所
左額

○赤尾氏ハ坂本道列ノ寄力ナリ。

小石原働ノ時ノ
手負着到ヲ一見
ス

小石原働ノ時ノ
手者負傷ヲ賞シ
シム
一層馳走ヲ励マ

新春祝儀ヲ謝シ
針目城攻メノ勝
利ヲ祝シ近々出
勢ヲ報ズ
針目城下知ニ属
ス

1102 大友府蘭義鎮感狀

○大友家文書録
大分県史料三三

(天正十年正月)
去十二、至筑前國小石原表、(上座郡)坂本備中入道取掛、(道列)松尾切寄并町打崩候刻、其方郎從被疵、粉骨之
段、令承知、感入候、即剋龍閑(財港)弥申合、馳走之心掛肝要候、□□謹言、

(天正十年)
正月十六日

赤尾兵庫助殿
(鎮辰)

(大友義鎮)
府蘭 在判

1103 戸次道雪鑑書狀

○筑後将土軍談所収屋山文書
増補訂正編年大友史料二六

如仰今年之御慶重疊、猶又不可有際限候、抑爲此等之儀、樽貳・鴨一番、被懸御意候、通路不輒候
處、御志喜悅之至候、殊樽珍物候條、則致進上候、爲御存知候、將又前□□日田□□□行、針目城屬
御下知、千秋萬歲候、然者御出勢近々之儀候條、御靜謐不可有程候、其境之儀(立花)統虎被仰談、每事堅
固之御才覺肝要候、細碎自紹運可被仰遣候條、書面不詳候、恐々謹言、

(天正十年九)
正月廿四日

屋山中務少輔殿

硯右

(戸次鑑連)
道雪「表書ニハ鱗白
軒道雪トアリ」

三〇 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

秋月種実ヲ討ツ
大友義統日田・
玖珠兩郡兵士ヲ
遣シ長尾砦ヲ攻
メシム
日田隊長野上一
閑戰死、坂本・
財津等戰功アリ

日田郡ノ人数千
余長尾城ヲ攻ム

日田玖珠諸勢長

(天正十年) (筑前夜須郡カ) 豊後士
(五月秋) 〇月種實長尾砦。衛藤又右衛門尉。古後彈正忠・川兵庫助等有戰功、○義統又遣日田・玖
珠兩郡兵士、攻長尾砦、種實自古所出。於長尾口・千部嶺兩所會戰、種實敗矣、種實隊長三菜木弥
平次・坂田勘解由・伊藤外記等戰死若干、日田隊長野上一閑戰死、坂本道烈及野上兵庫助・財津何
右衛門、玖珠隊長古後彈正忠・小田彈右衛門尉等有戰功、

三一 大友興廢記

○大分県郷土資料集成戰記篇二
卷一七

長尾口合戰之事

(夜須郡) 筑前國古所之城主秋月居城より、其程三里隔て、長尾と云ふ所あり。豊後の押へのために一城を構
へ、秋月種實家老、木村甲斐守と云ふ者を籠置る。此時、大友左衛門督入道宗麟公の御意とし
て、五月五ケの日、豊後日田郡の人数千五百餘、長尾城へ押寄する。城中より六七百斗出向ひ、城
下に控て互に端々より足輕を出し、鐵炮を打あふ。○中略

長尾口合戰之事并千部が峯軍之事

豊後國日田、玖珠の諸勢、大友宗麟公の御意に依りて、二郡の一敷一組に成て、坂本道列、野上一

高橋秋（鑑）種ノ跡ニ秋月元種入ルガ原因

彦山取懸ノ刻ノ被官十五郎ノ忠貞ヲ賞ス

閑を大將として、四千餘の勢を三備へにして、筑前國長尾口に押出して陣を張る。去程に、同國の秋月種實聞て、舍弟高橋九郎元種を組として、兩手の人數六千餘の勢、是も長尾口に出張す。此度高橋元種、秋月種實の與と成る事子細有り。前の高橋秋種は、大友宗麟公の家臣、一萬田彈正が弟、高橋の家を續ぎ秋種と號す。秋種遠行の後、秋月種實の舍弟元種、高橋の家を續し故に、近年豊後に野心有るに依りて、秋月種實に一味して、如此なり。

○以下戰鬪記述長文ニ付省略。玖珠郡ノ侍大將坂本道列・野上兵庫頭・財津何右衛門尉、日田郡ノ侍大將ニハ古後彈正・小田彈右衛門尉トアリ、検討ヲ要スル所多シ。

三三 大友宗麟義鎮感狀寫

○財津文書写
日田記付録上

今度彦山衆徒中、一雅意無止事、至彼山取懸候刻、其方被官十五郎、以案内者、一山輒打崩、屬案中候事、連々之忠意顯然、寔感悅無極候、至彼者者、能々可成其感事、專要ニ候、方々取鎮、此節之忠儀、必一廉可賀之趣、猶曰杵越中守可申候、恐々謹言、

（天正十年九月）
六月卅日

宗麟 判

財津治部少輔殿

三三 坂本隨鷗墓碑銘

○大分県金石年表四
日田市大字西有田

坂本隨鷗卒去ス

□譽隨鷗(坂本)

尙天正十□十一月□日

三四 大友義統合戰手負着到一見狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

加披見畢(大友義統)
在判

高位岳防戦ノ時
ノ手負着到ヲ一
見ス

天正十年十二月一日、到高位岳敵行仕候之条、衆中懸合、遂防戦候刻、被疵着到、

堤安藝守嫡子(日田莊石井郷)
堤三右衛門尉 手火矢疵
目下
堤八郎郎從
内藏助 手火矢疵
胸

以上、

三五 豐西記

○大蔵和市編著
大蔵三光堂発行

(日田郡筑後浮羽郡境)
高井嶽城潰陥之事、

問注所氏秋月種
實ニ降り日田郡
ヲ攻ムル風聞

日田郡土高位嶽
ニ要害ヲ構ヘ物
見櫓ヲ構フ

城番武士ヲ置ク
新原兵部少輔居
城

城番堤越守弟平
右エ門
退キテ味方勢ヲ
待タントノ評定

堤平右衛門防戰

敵石井藏人ト組
打チ戰死

高井城陥落シ敵
軍郡内ニ攻入リ
石井郷民家ニ放
火ス

日田軍勢駈合敵
大半討レ退却
病中ノ高瀬弥三
郎敵ヲ追フ

高瀬右京亮弥三
郎ヲ救フ

筑之後州文注所親則、依爲大友味方、秋月種實文注所合戰數个度之後、文注所同國楯籠長岩城九(浮羽郡)

年、然而後至秋月請降、種實不叙用、至大友方兼可有手切之一戰、依之文注所率多勢、赴日田郡由

有其聞、日田郡者兼而於高井之嶽構要害、拵棲樓物見、又者城番之武士置、窺敵國之樣牀、敵寄來

由有其聞時、使棲樓顯一炬、敵之勢相見時、顯二炬、既及防戰之刻、顯三炬也、又於新原兵部少輔

居城、揚七階之高櫓、立合凶之火置也、然者此度文注所大勢發向日田由、物見之者告來、此時高井

之嶽城番、堤越前守弟堤平右衛門尉也、此時棲樓立一火、無程敵勢如雲霞出來、此時又立二火也、

城中之者共、此向大敵可得勝利事千万一無之、退當城待味方勢可相戰由評定、堤平右衛門尉聞之

云、見大勢退城事非武士之本意、於某今度合戰大勢也討死、骸曝當城、名可殘後世由評定而、急帶

甲冑、持長刀、出大手城戸口、寵愛之郎從龜乙丸續跡、爰寄手之勢、兼而拵結橋、手持來、城之

切岸打掛々々一度將攻入、堤平右衛門尉、以長刀敵數多殲伏、雖然敵之多勢亂入故不能防留、堤平

右衛門尉於大手城戸口、敵之大將石井藏人組合、差違互死矣、龜乙丸一所令討死畢、此外城中之

兵、討死或落散高井城陥潰、敵放火燒拂矣、敵一戰得勝利、舉勝鼓、攻入郡内、其勢混甲五百人、

甲之鉢輝朝陽續立、鐵炮如雷打掛亂入、石井郷民屋少々令放火、爾時、當郡之軍勢集滿駈合、散火

花相戰、被討敵勢大半引退、當郡之兵追逃敵討之、于茲、高瀬下野守嫡子高瀬彌三郎十六歲、此時

出難儀抱瘡平臥、家頼不殘向高井城、彌三郎一人殘、漸離枕起上、不知人著鎧自馬置鞍打乘、持長

刀駈出、無程高井城之北向追付逃行敵勢、一人取返、彌三郎以長刀雜伏處、敵餘多寄來以石礫打彌

三郎、則自馬上落、敵襲重欲取首、爰高瀬右京亮駈來敵一人突伏、殘敵追拂也、依之彌三郎平安

也、自此時、筑後豊後絶通路也、

三六 大友府蘭義感狀

○大友家文書録
大分県史料三三

財津竜閑所宿誘
及同陣ノ軍勞ヲ
賞ス

□□財津讚岐入道所宿禰之儀、申付候刻、別而□走之由、令承知候、殊龍閑以同陣、軍勞之段、感入候、弥以申談、可被勵忠貞事肝要候、恐々謹言、

(龍閑)
(誘)
(財津)
天正十年
十二月三日

(大友義鎮)
府蘭
在判

赤尾兵庫助殿

三七 大友義統感狀

○大友家文書録
大分県史料三三

高位岳合戦ノ息
郎從ノ負傷ヲ賞
シ着到ニ加判セ
シヲ報ズ

前朔、至高位岳要害、惡黨行之砌、在城之衆被申談、生葉大野原迄付送、合戦之刻、息三右衛門尉被疵之由候、心懸忠儀之次第、乍案中感悅候、殊郎從負手之由、令承知候、旁以軍忠狀、加袖判進之候、委細猶重々可申候、恐々謹言、

(日田荘石井郷)
(筑後國)
(大友)
天正十年
十二月十六日

(大友)
義統
在判

堤安藝守殿

○三一四・三一五号参照。

三六 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

高(前朔カ)位(日田荘石井郷)岳城ヨリ筑
後生葉大野原迄
ノ合戦ニ負傷セ
ル軍忠ヲ賞ス

〔前朔カ〕
〔日田荘石井郷〕

□至高位岳要害、

〔筑後生葉郡〕

〔付送合〕

惡黨行之砌、生葉大野原迄、其方依被碎手、被疵之由候、忠意之

〔次第感悦無極〕

候、雖無申迄候、彌可被抽馳走事

〔肝要害、必取静可題〕

志候、恐々謹言、

〔天正十年〕

〔大友〕

〔十二月十六日カ〕

義 統 在判

〔堤三右衛門〕

尉殿

○〔 〕内傍注ハ『増補訂正編年大友史料』二六ヲ参考セリ。

三九 大友義統書狀

○河原氏藏問注所文書
淺野陽吉問註所家文書

筑後生葉表合戦
ノ忠ヲ賞シ高位
岳城衆ト熟談ノ
上馳走セシム

前廿四、生葉表一行之儀、相催候處、

〔問註カ〕

〔筑後生葉郡〕

統景別而馳走之由候、乍案中祝着候、今度折々忠意之次第、

寔御頼敷存候、彌高位岳城衆以熟談、

〔廿年郷〕

可被勵粉骨事、簡要候、年内既無餘日候條、明春早々可加下

知候間、每事無油斷才覺專一、猶重々可申候、恐々謹言、

十二月廿七日

〔天正十年カ〕

〔大友〕
義 統 (花押)

問註所刑部大輔殿

三〇 大友義統恩賞宛行坪付

○大友家文書錄
大分県史料三三

日田郡ニ於ケル
軍勞ニヨリ恩賞
地坪付ヲ与フ

(大友義統)
袖判

坪付

一所拾三町五段

豊饒大藏跡

樋口

一所壹町分

同人跡

(筑前國)
觀乘寺

一所九町分

同人跡

力常

以上、

右、於不指合者、先以知行肝要候、

(天正十一年)
二月十五日

(宗雲)
麥生民部入道殿

○『文書錄』網文ニ「日田郡軍勞」トアリ。

三一 秋月種實書狀

○萩原文書
増補訂正編年大友史料二六

竜造寺内談ノ所

今度至其表敵取懸候處、各被碎手、被得勝利候之由到來、誠無比類候、定而□□敵相堪候哉、然者

日田口・宝満表
押へノ為佐賀衆
ヲ出ス
当方人数ヲ差渡
ス

此方加勢之儀、無餘儀存候條、至隆信内談候處、日田口・寶満表為押、佐賀衆可差上之由、被申候
聞、元種申談、此方人数、急度可差渡議定候、船誘等之儀、別士但へ申、陳所以下之事者、廣種へ
申遣候、其内可令相拘覺悟專一候、猶期後聲候、恐々謹言、

(年月日未詳)

秋種實(花押)

一雲
申入候、

三三 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

坂本道列財津竜
閑ト入魂筑後方
面ノ守リニ油断
ナカラシム
豊前万田切寄攻
略ノ大勝ヲ報ズ

(筑後) 在郡辛勞之儀、察存候、方角立柄之儀、至坂本備中入道・財津讚岐入道申遣候間、被遂入魂、無油
斷才覺頼存候、將又從豊前目如注進者、前廿四到津治部少輔抱之万田切寄取懸、即時打崩、為始城
督廣津式部少輔、不殘一人討果之由候、先以大慶候、勝利之儀候條、為御存知候、猶重々可申候、
恐々謹言、

(天正十一年)
九月廿六日

(大友) 義統 在判

大神常陸入道殿
志賀常陸入道殿

日田莊

三三三 大友府蘭義鎮書狀

○坂本文書
增補訂正編年大友史料二六

坂本道列ニ対スル五條鎮定ノ密書切紙ヲ披見シ尚敵ノ悪略等ハ細々盛岡ニ注進セシム

下毛郡切寄二三ヶ所ヲ攻落シ敵數十人ヲ討捕ル

從五條鎮定至其方之書狀、同密通之切紙、銘々加披見、得其意候、鎮定忠貞珍重之段、雖不斷候、心懸之次第奇特存候、不謂實不實、聊茂不審之子細候者、不移時日、入魂候様、切々被申通肝要候、如永^(給カ)□者、無心元存候、當時豐前表行半候之條、從敵方者、可爲種々之悪略候、能々被聞合、至盛岡細々注進專一候、爰元遠方^(之カ)□飛脚等、造作之至候、無餘義題目者、從盛岡可有到來候之間、被得其意專要候、乍勿論立入條々者、何時茂承、可申談候、爲存知候、恐々謹言、

(天正十一年)
九月廿七日

(大友義鎮)
府蘭(花押)

坂本備中入道殿
(遣列)

追而昨今如注進者、去廿四日下毛郡悉令發向、切寄二三ヶ所落去之刻、敵數十人討捕之由、手始之勝利、珍重候、如此候者、餘方々覺も、可相替候歟、猶重々可申上候、

坂本備中入道殿
(封)

府蘭

三四 大友義統合戰手負著到一見狀

○財津文書
增補訂正編年大友史料二六

(懸紙)
「右馬頭殿

義統」

辺春河内掃路合
戦ニオケル財津
竜閑親類被官ノ
手負着到ヲ一見
ス

日田表在陣ノ音
信ヲ謝シ当方ノ
立柄ヲ報ズ

(大友義統)
(花押)

(十一年十九)

(筑後上妻郡)

天正 月九日、至邊春河内、從在陣衆中、人數少々差遣、歸路之刻、以惡黨行合戦之砌、財津讚岐入道龍閑親類被官、被疵粉骨之著到、銘々令披見畢、

山移□允 手火矢疵

財津助允 手火矢疵

矢野勘允 手火矢疵

鬼塚右近允 矢疵

郎從 惣左衛門尉 手火矢疵

郎從 新三郎 手火矢疵

財津主殿助良從 手火矢疵

與助

以上

三五 大友府蘭義鎮書狀

○飯田文書
大分県史料八

至日田表越山付而、爲音信示給候、殊鷹保十到來、令悅喜候、於此表立柄、彦山并田川表、多分屬案中候、筑前表も所々手合之条、於于今者、其境之儀、不及氣仕候、猶重々可申候、恐々謹言、

日田 莊

日田 莊

(天正十一年頃)
十月十三日

(大友義鎮)
府 蘭 (花押)

一一二

矢崎兵庫助殿

三六 大友義統感狀

○坂本文書、
増補訂正編年大友史料二六

辺春河内ノ帰路
ニオケル合戦ノ
粉骨ヲ賞ス

前九、至邊春河内、從衆中人數少々差遣、歸路之砌、以惡黨行合戦之刻、別而碎手粉骨之由、誠感入候、必取鎮可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年九)
十月十六日

(大友)
義 統 (花押)

坂本大學允殿

三七 大友義統感狀寫

○財津文書写
日田記付録上九

辺春河内ヨリ帰
路ノ合戦ニ於ケ
ル粉骨ヲ賞ス

前九、至邊春河内、從衆中人數少々差遣、歸路之砌、以惡黨行合戦之刻、別而碎手粉骨之由、誠感入候、必取鎮可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年九)
十月十六日

(大友)
義 統

財津久右衛門尉殿

○『大友家文書録』ニモ收ム。但シ欠字多シ。

辺春河内ヨリ掃
路ノ合戦ニ於ケ
ル粉骨ヲ賞ス

三六 大友義統感狀

○大友家文書録
大分県史料三三

〔前九カ〕〔就後上妻郡〕
□□至邊春河内、從衆中人數少々差遣、歸路□□□□〔少嗣、以悪カ〕
追而可賀カ〕
□□□□之候、恐々謹言、
感入□□□□〔候必〕

〔十月十六日〕
□□□□□□
〔天正十一年カ〕

□□□□衛○尉殿

〔大友〕
義 統 在 判

○欠字ハ前号文書ヲ参照シテ傍注セリ。

三九 大友義統書狀〔紙切〕

○石松文書
大分県史料一三

〔端裏切封〕
「〔墨引〕」

還俗シ在陣等財
津大学允ニ同心
セシメ平右衛門
尉統貞ニ任ズ

其方事、以還俗於自今以後者、至財津大學允、每事可被添心事肝要候、就中在陣等、以同心乍辛
勞、可被勵馳走事、可爲喜悅候、仍補任平右衛門尉統貞候、爲存知候、恐々謹言、

〔天正十一年頃カ〕
十一月十七日

〔大友〕
義 統〔花押〕

財津得能
〔マ、〕
〔統貞〕

日 田 莊

三〇 大友義統書狀

○五條文書
增補訂正編年大友史料二六

五条鎮定ノ忠貞ヲ賞シ日田郡堺迄ノ竜造寺勢ノ現形ニ對シ兩津江ト談合心ヲ添ヘシム

竜造寺隆信叛逆同心者多キ中ニ五条鎮定ノ貞心ヲ賞シ國中二百町分ヲ預ク

今度(筑後上妻郡)黒木表行之儀申談候半、表陣之衆中至其表、龍造寺山城守令現形、所々相絡之由、無是非次第候、然者鎮定事、別而忠貞之心懸深重之由、乍案中祝著候、惡黨寄々依申組、日田郡堺目迄、無定(実力)所様躰其間候、紹長・鑑盛(津江)・親信被申談、此節可被添心事、賴存候、仍刀一腰進之候、委細田原近江入道(紹忍)可申候、恐々謹言、

天正十一年九月十二日

五條殿

義統(大友)
(花押)

○黒木城ハ猫尾城トモ云ヒ、黒木氏ノ居城ナリ。『熊本県史料』中世四所収ニ見ヘズ。

三一 大友義統知行預ケ狀

○五條文書
熊本県史料中世四

〔端裏切封〕
〔墨引〕

連々忠意之覺悟、就中今度至其堺、龍造寺山城守令現形候處、爲始蒲池民部少輔(隆信)、其外以下之者、隆信以同心、逆心之企深重之砌、鎮定事、無二之貞心彌無別儀、當山堅固之故、日田郡無氣仕候之事、令祝著候、仍於其國中貳百町分(隆信)坪付在事、預進之候、此節惡黨之族以一跡之内、遵行之儀可申

談候、可有知行候、恐々謹言、

(年未詳)

十二月十三日

(鎮定)
五條殿

(大友)
義 統 (花押)

三三 大友義統書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

(色紙折封ウハ書)
「五條殿

義 統
「

(端裏切封)
「(墨引)」

田尻氏童造寺ニ
ツキ鷹尾要書敵
案ニ入ル
高橋鑑種叛ス

肥筑逆徒五条氏
ヲ攻ムベキ風聞

日田郡衆中油斷
アルベカラズ
津江親信・同鑑
盛ト熟談スベシ

對坂本備中入道・財津讚岐入道一通之趣、具令承知候、然者田尻中務太輔事、龍造寺以一致鷹尾要(紙後山)
害敵案之由候哉、無是非次第候、先年筑後上下之者逆意之刻、鑑種(高橋)取前忘重恩、覺外之振舞無心元
存候處、近年順路之覺悟、剩去々年以來、不殘心底入魂之条、加勢無余儀、既去秋玖珠郡迄諸軍打
出候之境節、從豐前目火急之依到來、無首尾口惜候之閒、明春者堺目江令發足、可顯志之地躰深重
候處、鑑種重々不慮之仕合、無曲存候、實否難計候之条、猶以被聞合示給、別而可申談候、就夫肥
筑之逆徒相催、至當山可成行之由風聞候歟、鎮定不振他、御胸臆不淺候之閒、見届可申事、不及口
能候、其表之様子、從爰元不能掠量候之条、節々承、可得其意候、先々至日田郡衆中茂、不可有油
斷之段、此節堅申遣候、爲存知候、雖無申迄候、親信(津江)・鑑盛有熟談、倍可預馳走事憑存候、急度以
使節可申之閒、閣筆候、恐々謹言、

日田莊

(天正十一年)
十二月廿六日

(鎮定)
五條殿

(大友)
義統(花押)

二一六

三三三 大友義統書狀寫

○財津文書寫
日田記付録上

兩人ノ粉骨ヲ賞
シ郡衆一致堅固
ムノ才覚ヲ致サシ

(改本) (財津)
今度道列・龍閑心懸之次第、向後不可有忘却候、殊以糸々預入魂候之趣、銘々令承知候、當郡聊茂

無異儀候事、兩人粉骨故候、感悅無極候、彌郡衆一致、被申談堅固之才覺、專一候、委細用口上

候、恐々謹言、

(天正十二年九)
正月十七日

(大友)
義統判

財津尾張入道殿

坂本備中入道殿

三三四 大友義統書狀

○大友家文書録
増補訂正編年大友史料二六

宝滿城在城ノ軍
勞ヲ賞シ日田郡
迄出陣ヲ告ゲ忠
意ヲ励マシム

(筑前御笠郡)
至寶滿院遂在城、折々軍勞之段、令承知、感入候、急度日田郡迄發足之覺悟候之條、彌可勵忠意

事、肝要候、必自陣所、一稜加力之儀可申付之趣、猶高橋主膳入道可申候、恐々謹言、

(天正十二年)
二月二日

(大友)
義統(花押)

築瀬新介殿

○『大友家文書録』『大分県史料』三三所収）ハ欠字多シ。

三五 大友府蘭義 鎮恩賞預ケ狀

○財津文書 大日本史料一一の六

〔包紙ウハ書〕
「財津久右衛門尉殿

府 蘭

〔繙裏切封〕
「〔墨引〕」

田北紹鉄成敗ノ
忠賞トシテ五馬
莊内一町ヲ預ク

於近年所々軍勞、殊先年田北紹鐵討捕、高名忠儀之次第、于今雖無忘却候、闕地等依無之、不成其

感候、必以時分義統申談、一稜可加扶持候、仍道列、龍閑任申旨、雖少所候、先以五馬庄之内、中

畑壹町分之事、預遣之候、可有知行候、恐々謹言、

〔天正十二年〕
卯月十六日

〔大友義鎮〕
府 蘭〔花押〕

財津久右衛門尉殿

〔別筆〕
「天正拾二年 甲申」

三六 大友義統書狀

○大友家文書録
増補訂正編年大友史料二六

先陣トシテ日田

〔朽網鑑康〕
宗歴事、爲先陣、至日田表差遣候、然者其方事、以同陣可被勵馳走事、肝要候、仍任大隅守候、可

日 田 莊

表ニ差遣セル宗
歴ニ同心馳走セ
ズシメ大隅守ニ任
ズ

被得其意候、恐々謹言、

(天正十二年カ)
卯月廿四日

(大友)
義 統 在判

朽網式部少輔殿

○『大分県史料』所収『大友家文書録』ニ見ヘズ。

三三六 大友義統書狀

○河北文書
増補訂正編年大友史料二六

肥前悪党引退ク

從下城左近大夫所如到來者、肥前悪黨、去廿四引歸候由候、案中候、至立花・寶滿可成行候哉、被

休庵在府シ每事
熟談中

添心入魂之次第、祝著候、爰元出勢之儀無油斷候條、急度可加下知候、當時休庵御在府之事候間、

兩人ノ添心入魂
ヲ望ム

每事熟談半候、道列・龍閑連々御懇之段、新不及申候、必以使節可申候、恐々謹言、

(坂本)
(財津)
(年未詳)
卯月廿九日

(大友)
義 統 (花押)

(龍閑)
財津讚岐入道殿

(道列)
坂本備中入道殿

三三六 大友義統書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

(包紙)(鑑定)
一五條殿

義 統

朽網宗歴加力ノ
儀ニ付坂本財津
兩人ヲ派ス

宗歴申談シ馳走
セシム

朽網宗歴入魂ノ
忠意ヲ賞シ五馬
表出陣ニツキ馳
走セシム
肥後目ヨリ到来

〔端裏切封〕
〔墨引〕

對朽網三河入道加力之儀、及度々承候條、至坂本備中入道・財津讚岐入道申遣旨候、於于今者、可
爲著山候哉、既此表迄發足之條、何様不可有油斷之儀候、殊諸軍急速乘陣之儀、加下知候、雖無申
迄候、宗歴被申談、此節別而可被勵御馳走事、賴存候、猶浦上長門入道(道明)可申候、恐々謹言、

〔年未詳〕
六月一日

〔鎮定〕
五條殿

〔大友〕
義 統 (花押)

三九 大友義統書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

〔包紙ウハ書〕
五條殿

〔切封〕
〔墨引〕

義 統

至朽網三河入道、每事入魂之趣、殊一通具令披見候、於忠意者、不始儀候間、不能書載候、然者諸
軍來十五馬表江以着陣、火急ニ一動之儀加下知候、(五冬)鎮定事、此節別而可被添御心事、賴存候、適宗
歴在陣之儀候條、万事被遂熟談、可預馳走事、可爲祝着候、隨而從肥後目到來之書狀、得其意候、
委細猶宗歴可申候、恐々謹言、

〔天正十一年〕
六月七日

〔鎮定〕
五條殿

〔大友〕
義 統 (花押)

日 田 莊

三六〇 大友義統書狀

〇五條文書
熊本県史料中世四

〔包紙ワハ書〕
五條殿

〔切封〕
〔墨引〕

義統

下目行ニ就キ朽
網宗歴ト熟談馳
走セシメ且五馬
表出陣ニヨリ一
層貞心ヲ励マシ
ム

數度如申候、就下目行之儀、諸軍急度可爲登山候、適朽網〔宗歴〕三河入道在陣之事候之条、每事被申談、此節別而御馳走頼存候、既義統此堺江發足之上者、勢衆越山之刻者、五馬表迄茂差寄可加下知候、時分柄之儀示給、可得其意候、至宗歴茂遂内談候、連々貞心可爲此時候条、弥無腹藏可預入魂事肝要候、委細宗歴可申候、恐々謹言、

〔天正十二年〕
六月八日

〔大友〕
義統〔花押〕

〔鎮定〕
五条殿

三四一 大友家文書錄

〇東大史料編纂所影写本
増補訂正編年大友史料二六

大分直入玖珠日
田四郡ノ兵ヲ以
テ猫尾城ヲ攻メ
陥ル
財津竜閑城兵ヲ

〔天正十二年〕〔筑後上妻郡〕
七月義統聞黒木實〔久〕□□□□□□□□□□
〔龜造寺〕
隆信・星野鎮豊・草野鎮永等、多黨□□□□□□
〔至筑後〕
筑後、遣田原親家屯日田郡、□朽網宗歴・志賀親善、將大分・直人・玖珠・日田四郡兵一萬三千人、□□□□□□
〔財津〕
後以攻猫尾城、二十日豊兵陷猫尾牙城〔財津〕口之、□□龍閑自斬城兵安武氏・横岡氏而被創、□□□□□□
〔財津久〕
右

斬り負傷ス

竜閑陣中ニ卒ス

筑後上妻郡猫尾城ノ黒木実久ヲ攻ム
田原親家日田郡ニ出馬
里城口・カサノ口・コヨリノ口

衛門尉・田村統幸家僕山口玄允等戦死、衛藤統門・赤尾兵庫介・養(父源内之丞)□□□□・小田民部少輔被官

穴井造酒允・本松源内允・麻生主計允・朽網鎮康被官橋本雅樂助・金丸新左衛門尉・中閒彌十郎・

田村統幸被官左脇大藏丞・小者彌左衛門等、奮戦而負創、義統作感書并袖判于軍忠状、各勞之、立

花道雪・統虎・高橋紹運・統増、亦寄連署於財津龍閑、是後、龍閑患創而卒于陣、義統感書雖異月日、聚類載于此、

○『大友史料』所収ハ欠字多シ。今『編年大友史料』ニヨル。

三三三 日田記

○財津永倫編著、芥川龍男等再編
文献出版刊

(天正)

○同十二年七月、黒木兵庫頭實久ガ籠タル筑後國上妻郡猫尾ノ城ヲ攻ントテ、宗麟ノ二男門司勘解

由亮(田原)親家、日田郡マテ出馬セラル、里城口ヘハ朽網三河守鑑康入道宗歴ヲ大將トシテ、峯切畑ニ陳ヲ

トリ、津江・五條・玖珠郡ノ勢ヲ先鋒トス、カサノ口ヘハ、志賀湖左衛門親次并南郡ノ勢發向ス、

コヨリノ口ヘハ申次宗徳掃部助鎮次・白杵美濃守鎮直并衛藤又右衛門統久・上野掃部・今村作ノ丞、

其外馬廻ノ勢ヲ向ラル、先鋒ニハ朽網三郎右エ門・財津讃岐入道龍閑二男与太郎永高・財津久右エ

門永尙舍弟何右エ門永繼・佐藤山城守永信・同内藏助・同主膳允・石松兵部少輔・世戸口總右衛門

・同舍人・堤源左衛門、是等ヲ宗徒ノ士トシテ其勢都合一万三千余騎、猫尾ノ城ヲ十重廿重ニ取圍

テ、入替々攻戦フ、然レ共城ノ体堅固ニシテ、輒ク落ヘシトハ見ヘサリケリ、同月廿日ノ昧爽ホレツク

ニ、寄手切岸ノ下マテ詰寄テ、同音ニ関ヲ咄ト作り、無二無三ニ攻登ル、是ヲ見テ城兵城戸ヲ開テ

財津永尚戰死ス
弟永繼奮戰

黒木方諸將ヲ討
取ル

秋月種実救援ス
寄手前後ニ敵ヲ
受ケ退ク

財津永繼ノ奮戦
ニ感ジ養子トス

突テ出テ、爰ヲ詮ト防ギ戰シカハ、寄手開靡テ討ル、者數ヲ不知、中ニモ財津久右エ門永尚ハ、少
モ疑儀スル氣色モナク前ニ突キ後ヲ拂テ、數刻戰フト云ヘ、惜矣生年二十六亂軍ノ下ニ討死ス、
舍弟何右衛門永繼是ヲ見テ永尙カ尸ヲ左ノ脇ニ夾ミ、近付敵七騎ヲ斬ル、其勢傑然トシテ面ヲ向ベ
キ様ゾナキ、カ、リケル処ニ、財津讚岐入道龍閑陳頭ニ進ンデ諸軍ヲ下知シ、モミニモンデ攻立シ
カハ、其日念ナク城ヲ乘崩シ、黒木方ノ安武・横岳以下究竟ノ者共ヲゾ討取ケル、大友氏此血戰ヲ
聞テ、大ニ永繼ガ功ヲ賞シ書ヲ贈ル戴テ在、附錄

此時立花丹後守鑑連入道々雪・同左近將監統虎後改 宗茂・高橋主膳重種入道紹運・同弥七郎統增書ヲ龍

閑ニ寄ス戴在、附錄

右(A)テ實久堅ク守テ不落、日々戰鬪止時ナシ、時ニ八月廿日秋月長門守種實三千餘騎ヲ卒シ實久ヲ救
フ、城兵是ニ力ヲ得テ門ヲ開テ討テ出テ、内外ヨリ攻立ケレハ、寄手ノ一陳敗走シテ殘黨不全、宗
ト頼タル龍閑モ討死ヲ遂シカハ、何右衛門永繼一方ヲ討破リ殿リシテ引退ク、歸陳ノ後財津尾張入
道一十、甚氷繼力働ヲ感シ、遂ニ養子トシテ次女ニ妻セ財津ノ城ヲ讓ル、此合戰ノ時十九歳トゾ聞
ヘシ、○中略、津江鑑守(盛)横笛ヲ吹キ味方ヲ救フコトニ係ル。

去程ニ讚岐入道龍閑カ嫡子三郎ハ早世シヌ、二男与太郎永高後改 大学 又惣左衛門遺跡ヲ嗣ク、大友氏書ヲ贈
ル戴在、附錄

久右衛門永尙ガ一子千松今年纔二歳ナリケレハ、大友氏深ク憐ミ諱字ヲ賜ヒ且ツ書ヲ贈ル戴在、附錄
豊西記ニ父住所鑑則居城筑後國黒木城ヲ攻ルトアルハ非ナリ、

三三 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

黒木合戦之事

筑後猫尾城ヲ攻
メ陥ル
肥前勢来援ス
援軍来リ豊兵退
キ進退窮ス
津江鑑盛笛ノ上
手ニテ秘曲ヲ吹
ク
追手秘曲ニ感ジ
追撃ヲ止メ引返
ス
味方難所ヲ過ギ
無事帰陳セルハ
拔芸ノ徳ナリ
財津久右衛門尉
討死ス

筑後國黒木越前守、背大友方爲敵開、攻之當郡之武士各發向黒木表、黒木越前守於猫尾城防戦、日
田勢每度得勝利、城中屈氣既及落城刻、城方肥前勢如雲霞加勢來、大勢豊後勢之遷後擧鬨聲、城中
之兵如渴魚得水勢出、合悅合闘自前後攻懸、豊後方無是非引退、敵追跡攻掛、爰究竟之有難所、大
勢俄不能通事、百死一生之覃難儀、進退失度、日田勢之中津江山城守鑑盛者、無双之笛之上手、近
國高其名、是爲最期心靜爲可遂自害、離味方勢傍立退、上巖拂絲答敷扇座之、漢竹笛自腰拔出、濫
八穴吹大事秘曲、折柄響巖谷倍高其音、追手大將控馬暫聞之、諸卒皆然也、大將曰、此笛者津江山
城守鑑盛吹所之笛也、今度有寄手諸勢中、唯今覃窮難、爲最後名殘吹祕曲者也、哀也、情深、然者、
以知情爲武士、全不可追之旨令下知、大勢皆引返、故敢追來者無之、味方大勢心靜過難所、各無恙
版陣畢、鑑盛一人之依藝徳、大勢之味方遁急難、嗚呼技藝之徳、元高哉、財津久右衛門尉此度猫尾
合戦遂討死也、

三四 大友義統感狀寫

○財津文書寫
日田記付錄上

黒木要害猫尾切岸ニ於ケル粉骨ヲ賞ス

今度財津讚岐入道以同陣、前廿、可賀之候、恐々謹言、

(天正十二年カ)
七月廿六日

財津親允殿

榮八永清家藏(筑後上妻郡)
於黒木要害猫尾切岸、

別而勵粉骨、被疵之由感入候、必追而一段

(大友)
義統判

三五 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

財津電閑同陣ニテ黒木要害猫尾攻メノ粉骨ヲ賞ス

(財津龍興)
□□□□ 讚岐入道以同陣、前廿、

(筑後上妻郡)
於黒木要害猫尾

□□□□

(カ)

而勵粉骨、被疵之由感入被、必追而一段可

(天正十二年)
七月廿六日

養父源内殿

(大友)
義統判

三六八 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

財津竜閑同陣ヲ
以テ猫尾攻口ニ
テ疵ヲ被ル粉骨
ヲ賞ス

□□□□_(今度財津カ)
□□□□_(賞之候カ)
可□□□□、恐々謹言、

(天正十一年)
七月廿六日

赤尾_(鎮歴)兵庫助殿

(大友)
義統 在判

三四七 戸次道雪鑑・高橋紹運鎮種等連署書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

黒木里城籠屋切
取ノ際ノ軍勞ヲ
賞ス

討死・負傷ノ者
多ク同名久右衛
門尉戦死ス

竜閑負傷

急度令啓候、仍前之廿日_(筑後上妻郡)黒木里城・同籠屋輒被打崩、猫尾水之手被切取之由候、先々珍重候、然者、諸陣之御仕置如何候哉、城内之者共、麓迄差下候處、被抽諸人_(三)龍閑被碎手、爲始安武、横岡以下其_(岳)外無餘儀者、數多被_(討)捕、殊_(三)數箇所被被疵之由候、龍閑御手前之儀者不新候之條、雖案中存候、さりとてハ名譽之御高名、中々無比類存候、早々遂面上、御手前之御物語承度候、隨而御同名久右衛門尉方、於鏑場戦死之由候、連々及承方にて候條、扱_(三)而惜敷こそ相存候へ、順儀とハ申ながら、龍閑御心中も_(ナシ)察存候、併彼子孫別而可被預、御感之条、御面目何事_(欺)軟、可如之候哉、勝々_(殊二)龍閑御事、於御陣中、疵御養性之由候、御心懸是又兎角申茂疎候、併可爲御無養性と氣仕千万候、兼又猫尾之

猫尾城詰申サ、
ルノ風聞

両津江、五条等
ニ談合才覚アル
ベシ

黒木要害猫尾攻
口ニ於ケル忠貞
ヲ賞シ龍閑ト申
談シ落城ヲ計ラ
シム

儀、然々詰不申之由、敵味方批判之様風聞候、其表能々案内存候者之申由候者、從敵方之通用、聊茂無有之様、^(ナシ)備詰陣を被取廻候者、十日とは難對申之由、普申散候、爲始兩津江、五條方其外案内者へ、能々有御談合、早々落着候様、御才覺可目出度候、^(去)彼一城於落居者、筑後上下之儀ハ、御案利程有開敷候哉、御分別之前候、何様節々、可申承之條、先閣筆候、恐々謹言、

天正十二年
七月廿八日

^(高橋鎮種)
紹運 在判

^(戸次鑑連)
道雪 在判

^(高橋)
統增 在判

^(立花)
統虎 在判

^(龍閑)
財津龍閑殿
〔まごころ〕 申給へ

○「財津文書」ニ後半部ヲ欠ク同内容ノ文書アリ。『日田記』所收文書ト校合。〔 〕内ハ同文書。

三六 大友義統書狀寫

○財津文書寫
日田記付録上

今度於^(筑後上妻郡)黒木要害猫尾攻口、久右衛門尉戰死之刻、無比類働、前代未聞之儀ニ候、尤以陳々堅固無程落城候様、龍閑ニ被申談、可有下知候、猶々追々可申候、恐々謹言、

天正十二年
七月廿八日

^(大友)
義統判

財津何左衛門尉殿

三〇九 戸次道雪鑑書狀案

○薦野文書
増補訂正編年大友史料二六

来信ヲ謝シ秋月
以下敵來攻ニ對
シ立花・高橋兩
家碎手防戰ノ事
ヲ伝フ

河崎表・下筑後
表ノ情況

高良山良寛味方
ニ參リ參戰
朽網宗歴方分

黒木降參シ猫尾
城案利
人質黒木宗宅

蒲池鎮運味方ニ
參ル

御懇書具令披見候、前廿二(立花)至統虎指遣候一通、同廿五到來候哉、御披見之由、尤可然候、先書ニ如

申候、於中途秋月・草野(星野、樋口星野)・兩星野已下之衆、雖取出付立候、(高橋、立花)兩家之者共碎手、於在々所々、遂防

戰、宗徒之者百余、討取候故、無異儀致參陣候、

一兩人以參陣、當陣衆申談、前廿五至河崎表大藏山寄陣、同廿八下筑後表兩口相働、中口者縮・坂

東寺・西牟田、下口者折地・小嶋、水田表・柳川近邊迄雖相働候、敵者一人も不出合候、佐賀之

者共入目之儀、以是可有御察候、

一高良山良寛、兼日任申合首尾、右同日被致手切參上候、彼衆以一手、來目・安武、(久留米ノ内)其外草野表迄

被相働候、宗曆事、爲方分役、高良山江陣替候而、彼方角調半候、

一黒木事、至紹運(高橋)・道雪種々佗言候間、一昨日朔日猫尾屬御案利候、爲人質黒木伊豆守宗宅罷出

候、以其響高牟禮入番之者共、火を懸方方へ落行候、即時ニ人數指遣、(請力)普謹堅固ニ申付、一衆指

籠候、

一蒲池鎮運事佗言之旨候條、一兩日中、山下之儀可爲著候、於然ハ各申合、(上妻郡)急度坂東寺表ニ寄陣、

一行無余儀存候、當國之靜謐、可爲五三日中候、可御心安候、

日田莊

二二八

田原親家日田郡
出張御屋形モ寄
陣

親家事、日田郡江乘陣候、御屋形様茂昨日二日、日田郡江被寄御陣之由候條、万方御勝利指掌候、

薩州衆肥後・有
馬二出張

一薩州衆肥後・有馬兩口へ出張必定候、頃玖珠郡至御座所、以使僧、秋月・龍造寺事、此節豐薩被仰談、可被成御誅伐之由、被仰遣之由候、爲御存知候、

杉統連同陣

一杉方無何事、致同陣候、可御心易候、

安部六弥太ノ働

一安部六彌太前廿八働之砌、於西牟田表も分捕候、前日於石垣表(水繩村)茂分捕候、兩度之儀無比類候、參陣以來、兩家ニ討捕首二百餘にて候、大利之段満足候、

一豐前表城井・長野篇目之儀共、彼方角調之儀、無油斷候、可御心安候、猶期後便、先殘多候、恐々謹言、

豐前表城井・長
野篇目ノ儀

(天正十一年)
九月三日

(旨次繼連)
道雪 御判

(薦野玄智)
増時 參

三〇 大友義統・大友府蘭義鎮連署書狀

○財津永延文書
西国武士団關係史料集八

(包紙ウハ書)
「財津与太郎殿

義統」

(端裏切封)
「(墨引)」

黒木要害猫尾里

今度黒木要害至猫尾取懸候刻、親父讚岐入道、於切岸碎手戦死之様躰、寔忠儀無比類候、雖然、朦

城攻ノ刻父竜閑
戦死ノ忠ヲ賞シ
跡役職ヲ安堵シ
当郡加判ヲ命ズ

日田郡出陣ノ辛
勞ヲ賞シ段子ヲ
贈ル

氣絶言語候、殊親類以下或届、或被疵粉骨之次第、感悅無極候、龍閑連々之心懸雖案中候、塚目之
覺、彼是殘多存候、方角於取鎮者、必忠賞不可有餘儀候、仍讚岐入道龍閑一跡并役職之事、其方以
連續、親類同被官申進、龍閑裁判毛頭無替目様、在陳等可有馳走候、然者、當郡加判之儀、各申
談、如前々取沙汰肝要候、可被得其意候、恐々謹言、

(天正十一年)
九月廿三日

(大友) 義 統 (花押)
(大友義鎮) 府 蘭 (花押)

財津与太郎殿

○『日田記』ニ写ヲ收ム。

三五 大友義統書狀

○大友家文書録
増補訂正編年大友史料二六

(小田) 宗雪事、以順路之覺悟、日田郡江在滯之由候、感悅候、別而被勵貞心事、簡要候、在郡辛勞之段、
(必カ) (顯其志カ) 心可□□候、仍段子ニ端進之候、顯寸志計候、猶重々□□、恐々謹言、
(可申候) (大友) 義 統 在判

(十月カ)
二三日
(天正十一年カ)

(小田カ) 式部入道殿

○『大分県史料』ニ見エズ。

日 田 莊

三五三 大友義統感狀寫

○財津文書寫
日田記付錄上

黒木要害猫尾攻
口ニ於ケル父ノ
戰死ヲ賞シ扶持
ヲ約ス

父久右衛門尉事、今度於黒木要害猫尾攻口、財津讚岐入道戰死之刻、同前無比類屈、前代未聞之儀

ニ候、存生之閒、度々之高名、誠感悅至極候、必取鎮、至其方一稜可賀由候、恐々謹言、

(永尚政統死)
(天正十二年カ)
十一月廿二日

(大友)
義統判

財津千松殿

三五三 大友義統感狀案

○児玉韞採集家中感狀
増補訂正編年大友史料二七

立花城及比生松
原合戦ノ粉骨ヲ
賞シ日田郡出張
ニ付軍忠ヲ抽出
シム

至立花耽遂在城、折々軍勞、殊去年於生松原合戦之刻、別而粉骨之次第、令承知感入候、急度日田

郡迄出張之覺悟候條、彌可被抽忠意事、肝要候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

(筑前杵屋郡)
(天正十三年カ)
二月二日

(大友)
義統書判

薦野勘解由丞殿

名代在陣ノ辛勞ヲ賞シ義統日田郡出陣ニ供奉セシム
七月廿七日ヲ期日トス

在陣辛勞ヲ賞シ來秋日田郡出陣ニ過分ノ馳走ヲ励マシム

三四 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

(為脱之)
近年名代在陣無盡期、辛勞不及申候、然者來秋行之儀、一稜爲可申付、義統事日田郡迄可差奇之條、人數等以分過之馳走、可有供事肝要候、來月廿七吉日候間、聊茂不可有遲陣候、爲存知候、恐々謹言、

(天正十三年)

□月三日

(六) (道雲・繼隆)

志賀武藏入道殿

(大友)
義 統 朱印

三五 大友義統書狀

○田村文書
大日本史料一一の一六

(包紙ウハ書)
「田村作進殿

(統幸)

義 統

(端裏切封)
「(墨引)」

近年無盡期在陣、軍勞之次第不及申候、然者、來秋行之儀、一稜爲可申付、義統事日田郡迄可差奇之條、人數等以分過之馳走、可有供事肝要候、來月廿七吉日候間、聊茂不可有遲陣候、爲存知候、恐々謹言、

(天正十三年)

六月三日

(大友)
義 統

朱印

○本書狀切封ヲ施シタレドモ、墨引ノ形狀ヲ確メ難シ、

日 田 莊

田村作進殿

○『大友文書録』三ニモ、欠字多キ同一文書ヲ掲グ。

三五 大友義統書狀

○大友家文書録
大分県史料三三

在陣辛勞ヲ賞シ
來秋日田郡出陣
ニ過分ノ馳走ヲ
命ズ

□_(同文カ)
□

衛藤又右衛門尉殿

○本文書ノ前ニ、前号文書ノ写ト思ハル、欠字多キ
三年) 六月三日大友義統書狀ニシテ、本文ハ前号文書ト同文ノ衛藤又右衛門殿宛文書ト推定セラル。

□_(田村カ)

作進殿」宛文書ヲ載ス。從ツテ本号ハ、(天正十

(大友) 義 統 朱 印

三三七 大友義統書狀

○大友家文書録
大分県史料三三

日田郡出陣ニツ
キ供奉セシム
來月廿七日

□_(近年無)
□

盡期、在陣辛勞之段、不及申候、然者、來秋□□、爲可申付、義統事日田郡迄可差寄之
条、人數等以分過之馳走、可有供事肝要候、來月廿七吉日之儀候間、聊不可有油斷候、恐々謹言、

(天正十三年)
六月廿三日

(大友) 義 統 在 判

小佐井民部少輔殿

義統日田郡出陣
ニ対スル祝儀ヲ
謝シ休庵出張ニ
馳走セシム

田原親家日田郡
出陣ニ付一味同
心馳走セシム

土持表ノ風聞
宇目塚今ハ無事

三六 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

爲發足祝儀、樽肴送給候、祝著候、殊諸口行等之儀、(大友義統)休庵於御越山者、令熟談、可加下知之条、此
節別而可被勵馳走事、肝要候、猶浦上長門入道可申候、恐恐謹言、(宗秩)

(天正十三年)
八月十八日

(大友)
義 統 在 判

飯田但馬入道殿
(麟清)

三五 大友府蘭義鎮書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

前廿七、至日田郡、親家着陣之由、(田原)尤肝要候、度々如申候、此節親家一稜取覺候様、被入性候ハテ
ハ不可有曲候、家中以一味同心、可抽粉骨之由、銘々染筆候、至親家者、數度申遣候之条、不及口
能候、遠方在陣雖辛勞候、別而馳走此時候、聊不可有油斷候、將又土持表風聞付而、(柴田)對禮農・宗筈
一通之趣、令披見候、心懸之段、乍案中感悅候、(大野郡三重郡)宇目塚當時者無事候、猶從兩人可申候、恐々謹言、
(大友義鎮)

(天正十三年)
壬八月三日

(大友義鎮)
府 蘭 在 判

竹田津志摩守殿
(鎮滿)

三六〇 大友義統一字書出寫

○財津文書写
日田記付録上

一字ヲ与へ統周
ト名乗ラシム

一字之事、統周遣之候、恐々謹言、
(財津)

九月十一日
(天正十三年カ)

義 統 朱 印

財津千松殿

○大友義統ノ朱印ヲ用フルハ、天正十三年ナリ。

三六一 大友義統一字書出寫

○財津文書写
日田記付録上

一字ヲ与へ統次
ト名乗ラシム

一字之事、統次遣之候、恐々謹言、

九月十一日
(天正十三年)

義 統 朱 印
(大友)

財津進允殿

三六三 大友府蘭義鎮書狀

○飯田文書
増補訂正編年大友史料二七

日田表出陣ニ対

至日田表越山付而、爲音信示給候、殊鷹(應)保十到來、令悅喜候、於此表立柄、彦山并田川表、多分屬(豊前田川郡)

スル音信ニ答ヘ
豊筑ノ情勢ヲ報

案中候、筑前表も所々手合之條、於于今者、其境之儀、不及氣仕候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正十三年九)
十月十三日

(大友義鎮)
府 蘭 (花押)

矢崎兵庫助殿

三三三 大友府蘭義鎮書狀(紙切)

○大友松野文書
大分県史料二五

宗麟対島津作戦
ニ就義統ヲ戒ム
戸次道雪日田差
遣
口武者

齋藤道礫ヲ臼杵
ニ差置クコト
約諾ニ背キ日田
ニ派ス

追而申候、日田へ道雪被差置之由候、弓箭方者郷旁覺第一にて候間、あはれく、秋月・高良(筑後御)
山へ一行仕候へし、何さま日田より差合、悉討果、弓箭之明隙候するなと、堺目へ聞へわた
り候やうニ、口武者專一存候、無申迄候へ共、かやうなる才覺、道雪并坂本道列などへハ、折
々密通可然存候、尙々(カ)從日州此閒時衆罷歸之由候、彼申表も從方々到來同前ニ候、定而住持可
被申候、旁御油斷有閒敷候、

○中略

一齊藤道礫事、新五郎同前ニ臼杵留守ニ(海部郡)睨被差置肝要之通、數度申談、被得其意之由候つる處、結
句日田へ被差遣候歎、兼日之約諾も更不令首尾候之閒、笑止千万候、如今者、臼杵其外東目之事
者、可被差捨覺悟候哉、臼杵へ子共罷居候之事者、日薩之者洩底令存知候之條、不慮之行をも心
懸候するかと存候、彼条付而者、愚老後慮之段、始中終雖申懸候、差向儀計ニ被入性候、是も尤
にてハ候へ共、前後之得失無思惟候事、無是非存計候、愚老折々令申越、於于今者、可爲合點

日田 莊

一尅モ早ク道礫
ヲ臼杵ヘ帰スベ
シ

佐伯表第一

高岩在番人数ヲ
返スベシ

柴田礼農ヲ差帰
スベシ

候、相構而々御油斷候て、此表覺外ニ成行候者、其表之行會而成立申ましく候、大綱之時節か
と存候、右ニ申候道礫事、一尅も早く可被差歸候、日田(戸改)へ道雪出郡之由候之条、旁以被差急事一
候、かやうなる儀なり共、留守へ被添心可然存候、

一折々如申候、(海部郡)佐伯表第一之事ニ候、是又高岩在番ニ付而人数被差分候、彼堺於乱忿者、加勢をこ
そ可被申付候之處、結句所之人数さへ如此候へは、一入あやうく存候、何とか急ニ被差歸候ハて

ハ、笑止迄にて候、次柴田禮農事、其元へ無餘儀用所等候者、不及申候、少々之儀候者、急度被

差歸候へかし、一人なり共、足腰立たる仁にて候間、申事ニ候、旁油斷候てハ、惡事はとちかく

候する哉と存候、(大友)義統としても前後才覺難成段、令较量、かやうニ申事も心痛存候へハ、爰元の

儀從遠方者较量難有之候、他國よりハ吾國と申候之間、因茲輕重之思案も可入候哉、毎事賢察之

前候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正十三年)
十二月廿四日

(奥ウハ書)
「義統まいる
申給へ

(大友義繼)
府 蘭 (花押)
府 蘭

三六 大友家文書録

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

秋月種実日田郡
ヲ窺フニ付義統
財津ニ進発ス

(天正十四年)
二月、義統聞秋月種實窺豊後、進發日田郡、屯財津、先鋒奈多大膳大夫鎮基・清田氏・坂
本道烈(初)・財津了簡、大撃破秋月兵於大井莊河内、種實使大山源左衛門尉・勝木氏等留守於針目・鳶

(筑前朝倉郡)

坂本・財津等秋
月軍ヲ大肥河内
ニ破ル
針目・鷲尾兩附
城ヲ陥ル

玉岩源聖ノ靈ヲ
弔フ

隈部表ノ儀
日田衆即時懸付
節ヲ遂ゲ
津江山三人打入
リ日田衆掃ル
玖珠郡衆

尾兩壩俗曰之、附城、而身自引兵歸、而後坂本道烈與其伯父坂本紹玄相謀、誘針目土石井彥次郎、授銀一貫目、令之乘夜開其門鎖、而道烈・紹玄先登、我兵進攻陷壩、翌日鷲尾壩亦陷、既而義統凱旋、

三六 小野上小竹殿村墓地寶篋印塔銘

○大分県金石年表五
○日田市大字小野字殿村

逝去玉岩源聖禪定門□靈

天正十四年丙戌四月廿七日

三七 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

(肥後菊池郡)
就隈部表之儀、昨日預注進候之條、從是茂以狀如申候、當時至親永、(隈部)可如力行、(加力)不及別條之下知候、玖珠・日田兩郡□兼日任申付、日田衆之儀者、前日即時懸付、雖遂其節候、彼表無替儀、津江(尚津)山三人事依打入、日田衆之儀、五條鎮定・津江山城守一通相添差歸候、(龍盛)樣牀宗歷迄(朽網蓋康)茂令申候、隈部表任到來、日田郡江今朝熊申遣候、然者玖珠衆之事、先日宗歷歸宅之刻、始中終申談、剩息內記允以在郡、無緩申催肝要之通申出候上者、雖不及口能候、繼夜於日□□迄差寄、以其餘勢親永相抱候之様御□□(宗勝)休菴御下着、可爲近々之由、追々申來候之條、□□無異儀様、添心度存計候、仍數戶石見守進之□、宗歷以分別、親類與力之内、被差添玖珠衆江堅□申觸專一候、聊不可有油斷

日田莊

之儀候、恐々謹言、

(天正十四年)

卯月廿八日

朽網三河入道殿
(宗歴・濹康)

(大友) 義 統 在判

三七 大友義統書狀(折紙)

○五條文書
熊本県史料中世四

到郡衆中馬二足預遣候之處、被飼立之由悅入候、然者各出陣之儀申付候条、留守中難事成之通、尤

日田郡衆中ニ馬
二足ヲ飼立テシム

出陣申付ノ上ハ
留守中困難ナル
故召寄ス

日田郡郡老

無余儀候、雖然、今少可有馳走候、於出勢者、即可「召寄候、爲存知候、恐々謹言、

(天正十四年九)

九月廿四日

(大友) 義 統 (花押)

財津大學允殿
堤三右衛門尉殿

世戸口大和入道殿

高瀬下野守殿

佐藤山城守殿

羽野加賀入道殿
(麟愛)

坂本備中入道殿
(道列)

三六 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

薩軍豊後ニ乱入ス

薩軍日田郡ニ進攻スルヲ郡衆五馬莊ニテ防戦豊臣秀吉大軍ヲ以テ救援ス

薩軍降参ス

表陣衆津江山ニ打入ル
行ヲ改ムベキ下知ノ相談半バナリ

薩州嶋津兵庫頭忠平・同中務丞(丞)家久爲大將、催國勢帥大軍、天正十四年十一月中旬亂入豊後、兩大將者攻豊府、白濱周防守・長野備中守者、攻曰杵(海部郡)、大友義統出豊府避豊前國、曰杵城大友義鎮(豊前郡)号麟

無退去、總而薩摩猛勢亂滿當國中、玖珠郡打隨、綾垣・梅木爲案内者、進發日田郡、當郡之諸勢駈

向(日田郡)五馬庄、防戦終追叛薩摩軍勢畢、薩摩之乱兵爲退治、同十五年三月中旬、太閤秀吉公西國下向、

同隨順大名大谷刑部少輔・長束大藏大夫・石田治部少輔・小西攝津守・増田右衛門、右者前年下、

徳川三河守・羽柴越中守・同三左衛門・同飛彈守・水野宗兵衛・稻葉彦六・福嶋左衛門大夫・中川

藤兵衛・毛利右馬頭、此外供大名四十八人、都合二十萬余人也、不戰薩摩平服也、

三九 大友義統書狀

○傳來寺文書
大分県史料一二

〔端裏切封〕
〔墨引〕

就表陣衆打入候、當山被及氣仕由、尤無餘儀候、雖然親治貞心之覺悟、無他事之條、彌堅固之才覺

肝要候、然者改行(所行)、急度可加下知相談半候條、爰許議定之趣、重々以使節可申候、今度從最前懇忠

之心懸、令感悅候之段、以成大寺申候、一致被申合、倍可被勵馳走粉骨事、可爲祝着候、至當山衆

中者、何様可添力事、不可有別儀候、猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

十一月廿四日

義統 (花押)

津江信濃守殿

○『増補訂正編年大友史料』二四二八、「津江文書」トシテ同内容ノ文書ヲ收ム。「ハ」内傍注ハ同文書トノ校異ナリ。(墨引) ナシ。

三七〇 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

伊集院忠棟佐賀
関ヨリ日田ニ通
ルトノ情報アリ
肥州ニ越山調儀
肝要

急度申候、仍伊集院右衛門大夫事、佐賀關へ塩□かり候て、今月廿日如日田罷通之由到來候、然□者

其方事、縦相使遅々候共、至肥州即越山肝要候、從薩州者、就彼拔殊外被入性之由候間、先をせら

れ候ハぬやうに、調儀肝要候、於油斷者不可有曲候、猶重々可申候、恐々謹言、

十一月廿七日

義統 (在判)

小田原左京亮殿

三七一 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
増補訂正編年大友史料二七

坂本・財津氏等
日田郡城ニ抛ル

○首古後攝津守元主・森若狭入道養春○中據玖珠郡角牟禮城、坂本氏・財津氏等、據日田郡城、○下

略

薩摩ノ悪党現形ノ刻ノ籠城及ビ城誘等ノ辛勞ヲ賞ス

三三 大友義統感狀(折紙)

○石松文書
大分県史料一三

今度薩摩之悪黨國中へ令現形、即至庄内乱入候之處、遂籠城、用心□普請已下無緩之由、乍案中感

入候、休庵任下知、弥可勵馳走事肝要候、必追而可賀之候、恐々謹言、
(大友義統)

正月廿八日
(天正十五年)
義統(大友) 統(花押)

財津平右衛門尉殿
(得能・統貞)

財津平右衛門尉殿
(折返奥ノハ書)
「(異筆)」財津平右衛門尉殿」

三三 薩州軍某内覺

○舊記雜録後編二
鹿児島県史料

内覺天ノ十五
三ノ三

藝衆一兩日中、彦山(豊前)か岩石か大隈か、可致陳易之由、儀定之事、
(一安カ)

一彦山ニ敵取登候者、日田・珍珠・津江・五条・鴻巣迄可相續事、

一日田郡之儀、從比方(此カ)一動雖仕度候、筑紫・龍造寺・草野・高良山□馬岳・秋月ヨリ程近候之

条、人數之催不□成候之事、

一日田郡打破、秋月ニ可被相續儀、第一彦山之御加勢ニ可罷成之事、

日田郡ヲ破リ秋
月ト連絡スル事

日田 莊

日田郡ヲ破ラバ
行ノ都合大利
角牟礼・山三人

日田郡ヲ破ラズ
巴通路ノ障害
日田郡行ノ延引
ハ味方迷惑極ル
和談ノ掙

薩軍侵入ノ時籠
城ノ粉骨ヲ賞ス
公儀ノ御感ヲ成
サルノ様取合ヲ
ナス

一日田郡被打破候者、御行之惣都合、御大利ニ可罷成之事、付仲間・野仲之事、付野仲手切仕候者、龍□王岳迷惑ニ罷成事、付角牟礼(帆足郷)可爲迷惑事、付山三人(津江)・問注所可□相証事、付岡・長手切候ハ、鴻□可爲迷惑、付草・高可破却之事、付山下迄相續事、□城・不さき城□屋・宝満岳、此内一城も敵案ニ罷成候ハ、御行之障ニ可罷成事、

一日田郡不被打破、御陣々爰許の通路不輒候之閒、爰元へ御加勢之儀、敵味方□遠見懸候事、一於此上も、日田郡之御行御延引候者、此表はたと迷惑ニ可相極之事、一御和談之御掙者、ぬきてと相聞之候之事、

以上、

(花押)

三十四 大友宗滴義鎮感狀

○大友家文書録
増補訂正編年大友史料二七

今度薩摩之惡黨、令亂入國中、雖不慮之成立候、當城依持支、去十五敵敗北之條、本望候、然者此節以籠城、舊冬以來、別而勵粉骨辛勞、愚老被見届候事、誠頼敷存候、何様永々不可忘却候、必被取鎮、從公儀一稜、被成御感候様、取合不可有疎意候、恐々謹言、

(天正十五年)
三月廿三日

(大友義鎮)
宗 滴 在判

羽野五郎左衛門尉殿

三七五 毛利隆景書狀

○入江七郎左衛門文書
萩藩閣閱録二

日田衆打出ノ由
ニ付家臣ヲ派シ
調儀セシム

日田衆可被打出之由、被申越候間、於某元申合肝要候条、爲其、神 右馬差出候、能く調儀專一
候、草野手切御動、是又申合使衆差返候、委細此者口上ニ相合候、恐く謹言、

(天正十五年カ)
十月四日

(毛利)
隆 景 御判

入 与三兵

(木原)
木 善右

三七六 豊臣秀吉御内書

○大友家文書録
大分県史料三三

豊後国檢地ヲ命
ジ義統家臣ノ指
出ニ從ヒ支配セ
シム

豊後國中知行方檢地申付、入組無之様、家中者共以指出之員數、令支配可遣候、法度以下嚴重可申
付候、義統置目等、自然相背族令成敗、軍役入精、忠節輩可加扶持候、猶大和(秀長)大納言可申候也、

○日付、巻出書・宛書等ヲ欠ク。『文書録』ハ天正十九年八月条ニ、「是月、吉統寄豊後国檢地目録於増田右衛門尉長盛、告之秀吉、先是秀吉屢命其檢地事於吉統、有二内書」トシ、ソノ割注ニ、「其二書後人断月日等也、
蓋前書吉統作義統、按在于天正十五年国割之時乎、將筆者之誤乎、今聚類而載之」ト解説シ、天正十五年国割
ト時カト推定セリ。

三七七 豐臣秀吉御内書

○大友家文書錄
大分県史料三三

檢地ハ五畿内ノ
如ク念ヲ入レ給
人ノ知行地ハ入
組ナク給人妻子
ハ城下ニ在府セ
シム

豊後國檢地事、如五畿内邊、念を入可被申付候、給人申付事者、以檢地上、入組無之様、可被相渡候、何茂國侍・妻子、其方居住之所江在府可仕之旨、可被申付候也、

○前号ト共ニ、天正十九年八月差出提出ノ項ニ集載セリ。

三七八 佐藤鎮眞書狀(紙切)

○清原宜雄所藏文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

日田郡八人ノ殿

〔追筆〕

「豊後日田郡八人之内殿也、

御返事

使御巫小禰宜

天正十六年 戊

子 三月日御返狀也、

佐藤鎮眞

福嶋大夫殿 參

佐藤山城守

〔中包ウハ書〕

福嶋御塩焼太夫殿

參 御報

佐藤山城守
鎮 眞

(端裏切封)
〔墨引〕

追而中紙五束令進入候、誠表書札計候、ミ、ミ、已上、

御披并ニ五明ヲ
送ラレシヲ謝ス

去年九月之御狀、三月十三日到著、令披見候、仍御祈禱御祓并五明一本、被懸御意候、畏悅之至候、猶御使者可有御達之条、不能委筆候、恐々謹言、

(天正十六年)
三月十三日

(佐藤)
鎮 眞(花押)

福嶋御塩焼大夫殿
參 御報

三九 高瀬鎮辰書狀(紙切)

○朝見八幡社文書
大分県史料一一

(包紙)

(異筆)

「御返事」

日田郡にて八人之内之殿也、

豊後 天正十六年 戊子三月 日

御返事

日田郡八人ノ内
ノ殿

福嶋御塩焼大夫殿
參

高瀬下野守

(包紙ウハ書)

福嶋御塩焼大夫殿
參 御報

高瀬下野守

鎮 辰

高瀬鎮辰

御祈禱御披及ビ
兩種ヲ贈ラレシ
ヲ謝ス

追而中紙三束令進入之候、微少之至、不及申候、貴札令披閱候、仍爲御祈禱御祓致拜受候、倍御祈念儀奉頼候、將又兩種被懸御意候、誠喜悅之至候、猶御使者可被達候之閒、不能細筆候、恐々謹言、

(天正十六年)
三月十九日

(高瀬)
鎮 辰(花押)

日田 莊

日田 莊

福嶋御塩焼大夫殿 參 御報

三六〇 財津鎮貞書狀 (紙切)

○朝見八幡社文書
大分県史料一一

日田郡八人ノ殿
ノ内

〔別紙〕
「豊後日田郡八人之内之殿也、使御巫小禰宜大夫

天正十六年 戊子 三月日御返狀なり、

太神宮御師

福嶋御塩焼大夫殿

〔包紙ウハ書〕

財津

財津大學允

財津鎮貞

福嶋御塩焼大夫殿 參 御報

〔端裏切封〕
〔墨引〕

鎮貞

御被及ビ兩種ヲ
送ラレシヲ謝シ
祈念ヲ依頼ス

貴札之趣、具令拜見候、誠恐悅至極候、殊御被并兩種被送下候、忝拜受珍重候、御祈念之儀、彌奉
頼之外、不可有他事候、萬端奉期後音之時候、恐惶謹言、

(天正十六年)
三月廿七日

(財津)
鎮貞 (花押)

太神宮御師
福嶋御塩焼大夫殿 參 御報

三二 羽野麟慶書狀(紙切)

○朝見八幡社文書
大分県史料一

日田郡八人ノ内ノ殿

〔別紙〕
豊後日田郡八人之内ノ殿也、

御返事

使御巫小瀬宜大夫

天正十六年 戊子三月 日御返狀也、

御塩焼大夫殿 参

羽野加賀入道

〔包紙ウハ書〕

羽野加賀入道

御塩焼大夫殿 参 御報

麟慶

〔端裏切封〕
〔墨引〕

御祈禱御被及ビ五明ヲ謝シ中紙五束ヲ贈ル

舊例無怠慢御使札之趣、千秋万歳忝候、殊御祈禱之御被并五明一本、被懸御意候、恐悅之至候、自是茂中紙五束、令進入候、誠表御祝詞斗候、細碎可被達御使者之条、不能一二候、恐々謹言、

〔天正十六年〕
三月廿七日

〔羽野〕
麟慶〔花押〕

御塩焼大夫殿 参 御報

三三 石松統光書狀(紙切)

○清原宜雄所藏文書
大分県史料二五

日田郡八人ノ内ノ殿

(包紙ウハ書)

〔追筆〕
「豊後日田郡八人之殿ノ内御返事

使御巫小禰宜大夫

天正十六年三月 日

福嶋大夫殿參

(中包ウハ書)

福嶋御塩焼太夫殿

御報

石松忠十郎

石松忠十郎

統光

石松統光

御祈禱御被及ビ
土産ヲ謝シ中紙
五束ヲ送ル

(端裏切封)
〔墨引〕

御祈禱之御被并土産送給候、祝著之至畏入候、弥御所念之儀奉頼候、隨而中紙五束令進覽候、些少之至、誠表書札計候、恐々謹言、

(天正十六年)

三月廿八日

(石松)
統光(花押)

福嶋御塩焼太夫殿
御報

三六三 堤鎮常書狀

○朝見八幡社文書
大分県史料一

日田郡八人ノ内ノ殿

〔別紙〕
「豊後日田郡八人之殿之内也、使御巫小禰宜、

天正十六年 戊子 三月 日

御返事

御返狀也、

自日田郡

福嶋大夫殿 參

堤三右衛門尉

〔包紙ウハ書〕

堤三右衛門尉

福嶋大夫殿 參

御報

鎮常

堤鎮常

追而現來之聞、中紙十束令進覽候、補穴書斗候、己上、

御懇書、殊御祓太麻并兩種送給候、遠國之御志、中紙上不得申候、倍武運有之様ニ、御祈念憑存

御故太麻及ビ兩種ヲ送ラレシヲ謝シ中紙十束ヲ送ル

知候、賀事、恐々謹言、

(天正十六年)
三月廿九日

(堤)
鎮常(花押)

福嶋大夫殿

參 御報

日田莊

三六四 世戸口鎮孝書狀(紙切)

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

日田郡八人ノ内ノ殿

(包紙ウハ書)

「追筆」

豊後日田郡八人之殿之内

御返事 使御巫小禰宜大夫

天正十六年 戊子 三月 日

福嶋太夫殿

まいる

「中包ウハ書」

福嶋御塩焼太夫殿

御報

「端裏切封」
「墨引」

世戸口相右衛門尉

世戸口相右衛門尉

鎮 孝

「

御被大麻並ニ土産ヲ送ラレシヲ謝シ中紙五束ヲ送ル

預御使札候、具令披閱本望候、殊御祓太麻并土産被懸御意候、畏入候、自是茂中紙五束進入候、寔(マ、)補專輒計候、弥於 御神前、武運長久繁昌所御懇祈、奉頼候、尙至御使者、委曲申達候条、不能書載候、恐々謹言、

(天正十六年)

三月晦日

福嶋殿 御報

(世戸口)
鎮 孝 (花押)

三八五 河邊勝直書狀〔紙切〕

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

〔包紙ウハ書〕

〔追筆〕

豊後日田郡之宿廿五日逗留申候、
御懇之御宿也、郡中御馳走被成候御仁躰也、
天正十六年卯月四日使御巫小禰宜大夫

伊勢

福嶋御塩焼太夫殿

まいる

豊後日田賀來間

河邊九郎左衛門尉

〔中包ウハ書〕

豊後日田賀來間

河邊九郎左衛門尉

河邊勝直

福嶋御塩焼太夫殿參 貴報

勝直

〔端裏切封〕
〔墨引〕

尙々遠方迄被成御下候、九州之儀近年御弓箭故、何方茂差儀無之之由、御物語候、彼是御造作
之至候、誠爲御祝儀、銀子貳匁御進覽申候、（此）左少之至ニ候、以上、

銀子二匁ヲ送ル
御師小禰宜大夫
下向土産ヲ送ラ
レシテ謝ス

貴札令拜見候、仍今度國內爲御音信、御師小禰宜大夫殿被成下向候、然者於此郡茂御下著、誠忝次
第二候、雖然當國之儀、近年取亂御弓箭之故、於于今茂一圓御初物等無之候、細碎彼御使被仰入
候、殊更於私茂、御赦土産被下候、遠路之儀候之処、別而之御懇志目出度、令拜領候、猶重疊、可

日田莊

日田莊

二五二

得貴意候、恐惶謹言、

(天正十六年)
卯月三日

(河辺)
勝直(花押)

御塩燒大夫殿

參
貴報

三六 坂本道列書狀

○朝見八幡社文書
大分県史料一一

日田郡八人ノ殿
ノ頭郡惣代

(別紙)
「豊後日田郡八人之殿之頭也、惣郡代也、

天正拾六年卯月四日之御返事也、使御巫小禰宜大夫

福嶋御塩燒大夫殿

坂本備中入道

(包紙ウハ書)

一 太神宮御師

坂本備中入道

坂本道列

福嶋御塩大夫殿

道列

尊答

白布五端紺布三
端神樂料十文ヲ
送ル

追而爲書禮白布五端、殊去年之爲御礼儀、紺布三端進覽候、將亦息災延命之
爲御立願、神樂十番之料、銀子十文目拜上仕候、御成就奉願候、以上、

御祈禱御被五明
帶斗熨ヲ謝シ礼
物ヲ送ル

尊書具令拜見候、仍爲御祈禱、御嘉例之御被并五明・帶斗熨拜領、過當之至忝候、武運長久之御丹
精可目出候、隨而去年天正拾五年、貴禮殊三種忝拜領候、其刻依御弓筋半、貴報終不遂其節候、万
端御使、可有御達候条、可得貴意候、恐惶謹言、

(天正十六年)
如月四日

大神宮御師

福嶋御塩焼大夫殿

尊答

(坂本)
道 列 (花押)

三七 佐藤則景書狀

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

日田郡堀田村

佐藤則景

(包紙ウハ書)

大神宮御師

福嶋御塩焼大夫殿

貴報

豊後日田郡堀田村

佐藤四郎左衛門尉

則 景

(端裏切封)
「(墨引)」

追而申上候、御初として良子三匁三分、令拜進候、万吉々々、以上、

御被太麻及比土
産ヲ送ラレシヲ
謝シ銀子三匁三
分ヲ送ル

貴札忝令拜見候、仍御被太麻被下候、慥ニ頂戴仕候、殊ニ御土産、是又目出度候、弥於
御神前子孫繁昌、家内安穩之御祈禱、篇ニ奉頼候、猶重而目出万吉、恐惶謹言、

佐藤四郎左衛門尉

則 景 (花押)

(天正十六年)

六月廿八日

大神宮御師

福嶋御塩焼大夫殿

貴報

日 田 荘

三六 財津(カ)員重書狀(紙切)

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

(異筆) 「石山」

(津ノ誤カ) 財河弥二郎

財津員重

福嶋ミさき大夫殿

御返報

員 重

(端裏切封) 「(墨引)」

尙々さ道之至候へ共、十疋進候、

御祈禱太麻及ビ
土産ヲ謝シ十疋
ヲ送ル

爲祈禱御枝太麻、并土産送給候、千秋万歳目出候、殊被致精誠之由、一段本望候、尙々御祈念憑存
候、明春者早々、御吉事可申承候、恐々謹言、

(天正十六年カ) 十二月十四日

(財津カ) 員 重 (花押)

福嶋殿

御返報

三九 先祖歴代祈禱仕交名人覺

○朝見八幡社文書
大分県史料一

御先祖様御祈禱仕候覺

一法師左近將監能直様(大友)

○能直以下大友氏惣領家・庶家及び国衆二一
七名ノ交名アリ。日田郡関係ノミ抄出ス。

御祈禱被爲 仰付候状有、

坂本備中守道列入道様

御袂指上御初尾被下候帳有、

坂本勘右衛門尉様

坂本掃部介様

坂本式部少輔様

財津大學様

○中

略

羽野様

世戸口様

堤様

日田荘

佐藤様(三)

高瀬様(三)

○中

同断

同断

日田様

日田兵部太輔様

○中

同断

羽野遠江守様

○中

略

同断

財津長門守様

同断

友富主計様

同断

川邊新左衛門尉様

同断

堤越前守様

同断

石松肥前守様

同断

坂本伯耆守様

同断

田嶋对馬守様

同斷

財津十郎兵衛様

御祈禱被爲 仰付候御書有、

堤三右衛門 鎮常様

御祈禱被爲 仰付候御書有、

羽野加賀守 麟慶入道様

○下略。本文書ハ伊勢御師福嶋御塩焼大夫家ノ担那帳ナリ。何時ノ頃ヨリカ、朝見八幡社ノ所蔵トナリタルモノナリ。年次未詳。仮リニコ、ニ収ム。

三九〇 刃連上ノ原寶篋印塔銘

○大分県金石年表四
日田市大字日高、刃連

蓮譽淨智

峯天正十七己丑年二月十九日

三九一 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書
大分県史料二五

○上略。日田郡関
係ノミヲ抄出。

天正十七年七月十一日 (財)

豊後日田郡やげ之郷ざい津さと加賀入道殿

(夜明)

若狹殿

在津和泉守殿代參ニ与三左衛門 勘左衛門

○中略

天正十七年七月十三日

豊後日田郡あり田郷本嶋殿代參ニ、

(有)

養春坊 宮崎長左衛門尉殿

天正十七年七月十三日 (豆)

豊後日田やげ之郷まめ田村 相良藤三郎殿

(刃連)

ゆき伊郷 出の村 畑孫大郎殿 甚九郎殿

○中略

天正十七年八月廿日 (石井郷)
、豊後日田郡 いしいのがう一人

坂本新左衛門殿

○中略

天正十八年七月八日刃連
、豊後日田郡ゆきの庄

くさ本藤二郎殿 石井源七郎殿

後藤和泉守殿 後藤忠二郎殿

天正十八年七月十日
、豊後ひた郡大肥庄三人

坂本十郎殿 同三助殿

忠助殿

○中
略

天正十九年三月八日
、豊後日田郡しゆ六人つれ

中野藤左衛門殿 同權三郎殿 同九郎左衛門殿

孫大郎殿 藤内殿 石井左衛門殿

○中
略

天正十九年卯月廿三日
豊後日田郡衆三人つれ

岡部孫十郎殿 岡部勘九郎殿

坂本左京亮殿御内之御代参り波田野新九郎殿

○中
略

天正十九年七月三日
、豊後日田郡しゆ九人つれ

坂本進士允殿 坂本弥二郎殿

財津平右衛門殿御代官参り 蘭田三郎衛門殿

日田荘

志波助左衛門殿 瀧之(下カ)主水佑殿 用松三郎殿

高倉九郎左衛門殿 肥腰將賢丞殿 坂本弥七兵

衛殿

○中
略

天正十九年七月五日
、豊後日田郡しゆ三人つれ

羽野五郎左衛門殿 同源右衛門殿 同御ともの人

肥後國ニ今御座候且那

○下
略

三五三 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

正田就義等書狀
ヲ吉統ニ寄ス

(天正十七年) 福 正 就義、寄書吉統、先是吉統使雨庵秀健於聚樂、因豊後檢地等事也、頃聞、歸州時帶此書、

正田就義等連署
書狀
檢地ヲ殘ル所ナ
ク仰付ケラル

昨日被申出候間、内々態申入度刻、尤目出友、^{本ノ}殊花岳被罷下條条、具可被遂言上候へ共、大形秀長内左旁以申上候キ、一御檢地無殘所被仰付候□事、一御國衆何も在城被申、御番以下御堅固ニ^{本ノ}寔可被仰付候、○中

(天正十七年)
十月七日

吉統様 參人々御中

福三 不見
疋右近 在判
就 義 在判

三五三 日田記

○財津永倫編著、芥川龍男等再編
文献出版刊

○同十七年十月當郡檢地調符領地配賦ノ変アリ、畠地三反ヲ以田地一反ニ准ス、以テ領地ノ町數ヲ定ム、是ヲ反別ト云、

日田郡檢地調符
領地配賦
畠三反ヲ田地一
反ニ准ズ
豊西記
主田
残りハ土民ニ

豊西記曰諸士ノ知行以テ町与之、年貢ハ假令百町ノ領地ナレハ、其内二十町或ハ三十町主田ト号ス、此餘七十町或ハ八十町ヲ土民ニ与フ、彼主田ヲ民役トシテ、種子耕耘茹春ヲ勤メ、領主ニ貢納ス、大概如此、時代ニ依テ變易ス、

三四 日田郡檢地調符領地配賦 ○豊西記 下

日田郡地割之事

天正十七己丑年十月、日田郡檢地調符領地配賦之事、

以畑地三反准田地一反、而以定領地之町數、是三三段引、

田 地 百三十九町五反八畝九步
 島地屋敷 百一十一町九反八畝十七步
 田 合 百七十六町九反
 島地三反引而如斯、
 坂本備中入道

田 地 十四町三畝十九步
 島地屋敷 十四町四反二畝十六步
 田 合 十七町五反二十步
 右同 斷
 武内五郎兵衛尉

田 地 二十五町五反五畝四步
 島地屋敷 十八町一反十三步
 田 合 三十一町五反八畝八步
 右同 斷
 坂本式部丞

田 地 廿四町二反六畝十五步
 島地屋敷 三十六町七反五畝十八步
 田 合 三十六町五反十五步
 右同 斷
 坂本勘八

田 地 九町二反六畝四步
 島地屋敷 三町八反五畝五步
 田 合 十町五反三畝廿四步
 右同 斷
 坂本主税助

日田莊

田 地 十六町一反八畝廿五步
 島地屋敷 廿六町四反七畝十二步
 田 合 廿五町一反八步
 右同 斷
 坂本因幡守

田 地 廿二町五反二畝六步
 島地屋敷 廿九町四反廿九步
 田 合 三十二町三反二畝十五步
 右同 斷
 津江新左衛門尉

田 地 十一町九反一畝一步
 島地屋敷 十四町四反六畝三步
 田 合 十六町七反三畝三步
 右同 斷
 新原兵部少尉

田 地 十二町六反九畝十步
 島地屋敷 六町八反八畝四步
 田 合 十四町九反八畝廿一步
 右同 斷
 坂本平左衛門尉

田 地 十二町四畝廿一步
 島地屋敷 五町四反九畝廿步
 田 合 十三町八反七畝廿七步
 右同 斷
 平川玄内允

田 地 十一町三反九畝十九步
 島地屋敷 十一町一反七畝廿步
 田 合 十五町一反二畝九步
 右同 斷
 堀宮内允

田 地 十八町六畝廿九步
 島地屋敷 十二町一反六畝八步
 田 合 廿二町一反二畝二步
 右同 斷
 今井左馬助

田 地 七町七反七畝廿九步
 島地屋敷 五町九反三畝九步
 田 合 九町七反七畝廿二步
 右同 斷
 坂本藤内允

二五九

田 地 六町三反七畝
皇地屋敷 三町六反七畝三步
田皇合 七町五反九畝十一歩

高瀬勘之丞

田皇 五町五反
田皇 五町四反
田皇 四町五反
田皇 四町一反
田皇 四町一反

高瀬次郎右衛門尉
新原治部丞
羽田彌三右衛門尉

田 地 三十三町三反一畝廿八歩
皇地屋敷 十六町四反五畝廿六歩
田皇合 三十八町七反九畝廿五歩

師富孫右衛門尉

田皇 四町一反

鍛冶屋右近允
寶珠山織部丞

田 地 十八町五反七畝十八歩
皇地屋敷 十五町四反三畝五歩
田皇合 廿三町七反一畝廿九歩

赤尾兵庫助

田皇 六町六反
田皇 四町五反
田皇 四町五反
田皇 四町六反

新原彈正忠
高瀬孫次郎

(マ、)
田皇合等右同

田皇 十九町

平嶋刑部丞

田皇 三町二反

坂本次郎左衛門尉

田皇 十一町七反

岡部攝津入道

田皇 五町六反

山部玄蕃入道

田皇 十二町六反

鬼武造酒允

田皇 六町六反

上野六右衛門尉

田皇 十七町六反

坂本左京亮

田皇 六町五反

帆足柰助

田皇 二十一町八反

山部長右衛門尉

田皇 五町六反

坂本藤記允

田皇 十六町

坂本彦右衛門尉

田皇 二町三反

山部助允

田皇 九町四反

小野民部丞

田皇 二町二反

小野六郎太郎

田皇 九町四反

坂本大膳亮

田皇 四町二反

坂本膳内允

田皇 八町五反

坂本喜右衛門尉

田皇 二町二反

今井久左衛門尉

田島 四町二反	坂本進士允	町屋敷 五ヶ所半	長嶋土佐守
田島 一町八反	坂本市右衛門尉	田島 五反	高瀬善右衛門尉
田島 二町	中嶋 永薩	田島 五反八畝二十步	瀧下忠五郎
田島 一町四反	新原加右衛門尉	田島 二反九畝二十步	坂本勘四郎
田島 一町八反	三俣刑部丞	田島 九反五步	山部 辨才
田島 二町五反六畝	瀧下紀伊介	田島 七反三畝十八步	赤尾舍人允
田島 一町五反七畝十五步	坂本玄蕃入道	田島 四反九畝十步	津江作之進
田島 一町七反八步	高瀬主膳入道	田島 一町一反八畝	津江攝津守
田島 一町二反	今井雅樂助	田島 七反三畝廿步	新原市右衛門尉
田島 五反一畝	平川 彌助	田島 一反七畝十八步	二串源四郎
田島 二反五畝	栗秋甚五郎	田島 四反二畝廿步	二串又左衛門尉
田島 九反七畝	寶珠山六之進	田島 八反七畝十五步	矢野小次郎
田島 四反六畝	新原主稅助	田島 二反九畝	池部織部丞
田島 四反六畝二十步	鬼武助七郎	田島 一町一畝	麥生兵部丞
田島 九反五畝	夜開 郷司	田島 五反三畝	加來右近允
田島 四反三畝二十步	小野 仁介	田島 二反三畝	坂本 六郎
田島 九反一畝	日理 郷司	田島 三反	高瀬傳内允

町屋敷 五ヶ所半

河邊九郎左衛門尉

田畠 一町九反一畝

延命院

田畠 一町四反

鍛冶屋右京亮

田畠 四町六反六畝

三會庵

田畠 一町八反

坂本内右衛門尉

田畠 五町二反

宗永寺

田畠 一町八反三畝

新原賢介

田畠 十町六反

明嚴寺

田畠 一町四反

加來一右衛門尉

田畠 六町八反

淨土寺

田畠 一町一反

寶珠山彌介

田畠 四町七反六畝

戸山

田畠 一町三反

津江玄内允

田畠 二町一反四畝

神照寺

田畠 九反

養父勘四郎

田畠 七反七畝

淨妙寺

田畠 一町三反半

坂本刑部丞

田畠 四反八畝廿步

石井宮司

田畠 一町八反

上野忠次郎

田畠 六反八畝

眞如坊

田畠 一町七反四畝

坂本一助

田畠 八反五畝

實相坊

田畠 六反二畝

荒川忠三郎

田畠 六反三畝

一乘坊

寺社

永興寺

田畠 五反三畝

實成坊

田畠 三十二町三反

永興寺

田畠 六反四畝

空善坊

田畠 九町六反

永福田寺

田畠 三反三畝

理趣坊

田畠 九町

大原大宮司

田畠 六反六畝

大原承仕

田畠 三町五反

正受院

田畠 九反八畝廿步

大原總禰宜

田畠 九反二畝	二	禰	宜	田畠 三町	堤源內允
田畠 四反八畝	三	禰	宜	田畠 二町七反	堤治部丞
田畠 三町一反六畝	豐府	稱名寺		田畠 二町一反	堤石見入道
右之内二町七反八畝四步除之、				田畠 二町五反	堤嘉右衛門尉
右田畠町數合八百四十二町六反六畝十步				田畠 二町六反	堤六之進
田畠 四十六町三反	羽野	新助		田畠 三反	堤長介
田畠 八町六反三畝	羽野	理右衛門尉		右合 六十四町	此內八町七反五畝
田畠 四町三反四畝	羽野	彈助		田畠 六十二町	石松忠十郎
田畠 三町五反九畝	新原	彌七郎		田畠 十七町四反	石松玄蕃允
田畠 三町一反七畝	羽野	左京亮		田畠 十町六反	石松掃門助
田畠 一町八反四畝	羽野	祭主允		田畠 四町一反	石松主稅助
田畠 一町九反一畝	鬼武	右京亮		田畠 三町七反	石松加右衛門尉
田畠 一町五反九畝	鍛冶	屋部丞		田畠 三町四反	石松治助
田畠 二町四反九畝				田畠 二町	石松左近允
右一手給地 七十九町五反九畝				田畠 一町	石松調右衛門尉
田畠 二十五町	堤	三右衛門尉		田畠 二町六反	北里彌七郎
田畠 十七町五畝	堤	式部丞		田畠 十七町三反四畝十八步	

右一手給地 百二十四町一反四畝十八步

田畠 十二町

財津孫三郎

田畠 三十九町六反

佐藤山城守

田畠 九町七反二十步

又連左馬助

田畠 十町九反

佐藤四郎右衛門尉

田畠 十七町八反二畝十一步

鍛冶屋右馬助

田畠 六町一反

佐藤縫殿介

田畠 十四町三反

高瀬大膳亮

田畠 一町九反

佐藤六郎

田畠 七町四反二十一步

高瀬新右衛門尉

田畠 三町六反

田畠

(下向)

財津主税入道

右一手給地 六十二町一反

田畠 七町二反八畝二十五步

寶珠山外記入道

田畠 四十町九畝

高瀬下野守

田畠

財津覺右衛門尉

田畠 六町七反十六步

高瀬治部丞

田畠 四町二反三畝二十一步

財津主殿助

田畠 九畝

田畠

財津帶刀允

右一手給地 四十六町八反八畝十六步

田畠 五町一反八畝

財津平右衛門尉

田畠 八十四町四反十五步
畠地屋敷 六十一町七反三畝十四步

財津大學允

田畠 三町八反八畝

財津助左衛門尉

田畠 合 百二町九反七畝十五步
畠地三反引而如斯

財津又太郎

田畠

奈良原孫十郎

田畠 三十一町三反一畝九步

財津又太郎

田畠

又連紀右衛門尉

田畠 六町二反六畝

財津三七郎

田畠 九反

財津七右衛門尉

田畠 七町六反

財津六郎

右一手給地 二百七十九町四反四畝

田畠 七町八反九畝廿步

財津傳右衛門尉

總都合 千四百九十八町八反二畝十四步

三九五 大友吉統知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三三

財津木工入道跡之内、田地壹町、畠地八段半 坪付在之

事、預置候、可有知行候、恐く謹言、

(天正十八年)
五月三日

(大友)
吉統 在判

堤三右衛門尉殿

三九六 堤鎮久給地坪付

○大友家文書録
大分県史料三三

財津木工入道跡之内

(大友吉統)
袖判

坪付中郷分

夜明郷

まへ田

一所田地壹段

おしかき

同郷

そん田

一所田地壹段

同

同郷

きしたか

日田 莊

同郷 一所田地壹段 はしのつめ

日理郷 一所田地壹段 しのひはら

又連郷 一所田地壹段 うと田

夜開郷 一所田地式百まつほり壹内屋敷のまへ

同郷 一所田地百まつほり壹 下かハラ

同郷 一所田地まつほり三ツ

夜開郷 一所屋敷四ヶ所

同郷 一所畠地壹段 たいら田

同郷 一所畠地半 同所

又連郷 一所畠地壹段半 なかそ

石井郷 一所畠地壹段 かくまつか

夜開郷 一所畠地半 なが田

一所田地壹段 くさは

以上、

天正十八年五月三日

堤三右衛門尉殿

三九七 浦上道冊書狀

○大友家文書
録大分県史料三三

訴訟ニ付坪付ニ
袖判ヲ下サレシ
ヲ報ズ

御訴詔之儀、被成 御分別、以 御判被仰出候、尤以珍重候、弥相應之儀、不可存心疎候、殊坪付

ニ袖御判申調進覽候、一端期來喜之時候、恐々謹言、（欠字アリ）端書、追而。御判地之事、當夏所務、調以後御知行專一候、爲御存知候、

（天正十八年）
五月三日

浦上長門入道
道冊在判

堤三右衛門尉殿 御宿所

三九八 南小國町中原藥師三尊像銘

○小國郷の史蹟・文化財
熊本県阿蘇郡南小國町大字中原湯田藥師堂

藥師像ヲ造立ス

（藥師如來）
一奉造立藥師瑠璃光如來、

九州肥後小國庄湯田村寶林庵、奉安坐之、

佛師九州豊後國日田郡住宮内卿永勝、

信心担那北里長門守惟守敬白、

于時天正十八庚寅年八月吉辰

仏師日田郡住宮
内卿永勝
担那北里惟守

担那河津永定

（右脇侍、月光菩薩ト注ス）
一信心担那河津常陸入道永定敬白、

担那河津久次

于時天正十八庚寅年八月吉辰

(左脇侍、日光菩薩ト注ス)
「信心担那河津宮内丞久次敬白、

于時天正十八庚寅年八月吉辰

○モト統書キ。右ノ如ク改ム。

三九 浦上宗鐵書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

訴訟ノ儀ニ付御
判ヲ成サレシヲ
告グ

就御申□之儀、預御札候之趣、具令披露候、以 御分別、被成遣 御判候、御面目之至候、彌向後
相応之儀、不可存疎意候、猶重々可申候、恐々謹言、端書、追而織筋一端被懸御意候、
畏存候、猶重々可令申候矣、(浦上)

(天正十六年)
九月廿三日

(鎮久)
堤殿 御報

宗 鐵 在判

四〇 大坂城普請夫催促遣方控

○大友家文書錄
大分県史料三四

大坂御普請ノ夫
催促ニ付遣方ヲ

大坂御普請夫催促付而、遣方ひかへ、

記ス
日田郡 玖珠郡

(白杵)
鎮理御請取
一、日田郡へ調遣了、

(白杵)
鎮理御請取
一、玖珠郡へ調遣了、

日田 莊

日 田 莊

久我殿、

(志賀親守)
道輝、

右之貳ツ、奉書無之、鎮理親子一紙目錄御請取、(宗像)鎮續自分へ、并由布院衆へ、一紙目錄、鎮理御請取、

一、奉書

籠門土佐入道、

雄城肥前入道、

深栖七右衛門尉、

右、道輝御請取、

一、紹忍(田原)、親盛(田原)、親家(吉弘)、統幸(木付)、統直(天神)、鎮勝(鎮基)、奈多、

右七人分、親家御留守迄、被遣候、

一、後之目錄之内、依有入組、十五之内ヲ、三ツ返申候、拾貳留置申候、

一、親善(志賀)、戸次孫平次 吉岡、

右三人、道輝御請取、奉書なし、

佐伯 怒留湯長門守 大津留桃龍 右田進士允、

○『増補訂正編年大友史料』二六八、天正十一年ニ比定スルモ、白杵鎮理・志賀道輝・宗像鎮統等ノ加判衆タリシハ、天正十八年頃ナリ。同年頃ト推定ス。

四一 堀宮内丞所領書上

○大友家文書録
大分県史料三三

日田郡

荒田下之畠除之、畠三反ヲ田壹段ニメ
一合千六百廿貳町貳段七畝廿式步
余
二百町ニ夫丸一
人宛

日田郡

天正十九年正月廿九日
裏有四人花押、
蓋不詳其判形
貳百町。夫丸壹人宛之事、

○『文書録』網文ニ、「吉統、因堀宮内丞初名兒領地事、命老臣作書、加花押于其裏」トアリ。四人ノ裏花押ハ、大友氏加判衆ナラン。但シソノ面積ノ過大ナルヨリ見レバ、真偽ハ検討ヲ要ス。

四二 豊後國檢地目錄案

○西寒田神社文書
大分県史料二五

豊後國御檢地目錄

大友吉統豊後國
檢地目錄ヲ増田
長盛ニ報告ス

- 一分米高三万九千八百五十六石壹斗壹舛 國東郡
- 一分米高貳万九千貳百七十八石八斗壹舛 速見郡
- 一分米高貳万七千百三十六石七斗 海部郡
- 一分米高三万三千八百五石貳舛 大野郡
- 一分米高貳万四千四百八十八石八斗九舛 直入郡

日田 莊

日田莊

一分米高壹万九千九百廿八石八斗五舛 玖珠郡

一分米高貳万貳千四百廿五石五斗四舛 日田郡

一分米高三万八千三百四十石八斗九舛 大分郡

以上

右合廿三万四千七百九十貳石壹斗

此外塩高千三百廿八石壹斗貳舛

右米塩之都合廿三万六千廿石貳斗貳舛

右内三千九百四石六斗九舛、荒地在之、

天正十九年 卯八月吉日

增田右衛門尉殿

○指出檢地ナラン。

羽柴豊後侍從
吉統

四三 大友吉統條々事書

○大友文書
大分県史料二六

大友吉統嫡子義
述ニ条々ヲ書置ク

(新包紙ウハ書)
「禁中之御事 義統公御判物」
條々

一、禁中御事、倍可有崇敬事、
付、昇殿當察覺之条、以時分可被上位事、

一、關白様 御厚恩之次第、永々不可有忘却事、

付、京家之調可相屈行、可爲國家長久之基事、

一、賀來社無怠慢、可被加修理事、

付、關宮造營雖心懸、近年不得寸隙押移之条、義述可有才覺事、

一、依弓箭、諸寺家破却、非本意、然者(萬壽寺)蔣山付遣相応之領地、以再興立能直之牌、其外可被相定先

祖之菩提所事、

一、國中諸侍、爲可召置一所、既到津留崎罷移上者、普請等弥可被申付事、

一、當時京都爲賂、各領地借置事誠心外、以時分代所可遣事、

付、藏納所同國東郷配當、堅可有停止之事、

一、諸沙汰雜務以下、如先例宿老之扱勿論、以好縁者雖企内訴、不可有許容事、

一、以聞懸短慮之出言、可爲永代之嘲事、

付、賞罰之二、能々可有分別事、

一、南郡國之者、闕退之跡目、到當忠之衆、充行訖、仍不忠之子孫、就中日田親永。田原宗龜(親佐)・入

田宗和一筋目、永不可育置事、

南郡衆欠退跡目ノ事
日田親永等不忠者ノ子孫ヲ育ミ置クベカラズ

○下十二ケ条略

以上

天正廿年二月十一日

(大友) 吉 統 (花押)

(大友) 義 述

まいる

日 田 莊

四〇 豐後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

〔表紙〕
「豐後國着到帳」

豐後國諸侍着到次第
不同

○首三百五十一人・玖珠郡衆八十
五人・国東郡衆三十八人交名略。

日田郡衆

坂本備中入道

財津大學允

佐藤山城守

石松喜左衛門尉

羽野太郎兵衛尉

高瀬治右衛門尉

世戸口相右衛門尉

堤玄左衛門尉

師富孫右衛門尉

坂本五郎兵衛尉

坂本勘八

堀宮内丞

坂本彦右衛門尉

坂本主稅助

┌

坂本大膳亮

上野六右衛門尉

└

高瀬勘允

坂本作進

高瀬次郎右衛門尉

小野民部丞

新原治部丞

羽田弥左衛門尉

鍛冶屋右近允

坂本進士允

山部玄番入道

又連右馬允

財津九左衛門尉

財津作進

┌

星野權介

高瀬新右衛門尉

財津四郎右衛門尉

寶珠山又左衛門尉

財津平左衛門尉

財津船左衛門尉

財津甚九郎

財津与五郎

財津橋左衛門尉

財津助左衛門尉

又連紀右衛門尉

又連弥次右衛門尉

財津覺右衛門尉

相良平内允

平嶋内右衛門尉

財津千松

┌

財津七右衛門尉

佐藤主膳允

└

佐藤四郎右衛門尉

佐藤縫殿入道

羽野理右衛門尉

羽野彈介

新原六郎右衛門尉

羽野左京亮

鬼武右京亮

高瀬下野守

堤式部丞

堤九左衛門尉

堤五郎右衛門尉

堤三橋允

堤石見入道

堤三郎左衛門尉

世戸口舍人允

世戸口民部丞

世戸口忠七右衛門尉

世戸口新左衛門尉

津江新左衛門尉

平嶋刑部丞

山部長右衛門尉

坂本四郎右衛門尉

岡部又兵衛尉

新原兵部丞

鬼武甚左衛門尉

平河内藏助

坂本平左衛門尉

今井左馬助

赤尾兵庫介

坂本紀右衛門尉

坂本藤内允

坂本式部少輔

坂本藤紀允

新原彈正忠

帆足木工助

高瀬總二郎

坂本膳内允

寶珠山織部丞

坂本次郎左衛門入道

小野六郎太郎

坂本内右衛門尉

山部助允

新原堅介

新原主稅助

上野忠次郎

坂本市右衛門尉

今井久左衛門尉

津江總次郎

加來市右衛門尉

鍛冶屋右京亮

坂本刑部丞

寶珠山六進

永興寺

永福田寺

宗永寺

宮内坊

三會庵

正受院

延命院

神照寺

報恩寺

戸山

津江掃部助

津江刑部大輔

○以下由布院衆・戸次庄衆・高田庄衆・山香郷衆・緒方庄衆・井田郷衆・宇田枝衆・野津院衆等交名略。

右大友松野氏所藏之祕本也、

應大村源内勝安之需、謄寫之、

延享丁卯季冬日

財津太郎右衛門永倫

右着到人數

三百五十一人

八十五人

玖珠郡衆

三十八人

國東郡衆

百十二人

日田郡衆

二十九人

由布院衆

六十六人

戸次庄衆

十四人

高田庄衆

六人

山香郷衆

二十三人

緒方庄衆

四人

井田郷衆

十人

宇田枝衆

十七人

野津院衆

都合七百五十五人

右者日田郡藤山村庄屋財津忠左衛門

於熊本書寫、予又写之、

明和元甲申初冬吉日

佐藤新七閻眞

四〇五 大鳥供養碑銘

○天ヶ瀬町誌
日田郡天ヶ瀬町大字合田字西

天正二十年壬辰

供養碑ヲ建ツ

梵字（キリーク）南無阿彌陀佛

右志趣者、釋宗村

五月十一日戊日

四〇六 造領記

○森春樹著
日田郷土史料二五

大友義統領地ヲ
沒收セラレ諸侯
ノ列ヲ除カル

文祿元年豊太閤朝鮮征伐有し時に、大友義統其軍にありて彼地在陣中、武備嚴ならず、戦すして他の陣に走りしによりて、領地悉沒収せられて諸侯の列を除かる、此によりて、大友家の諸士一時に廢して、日田八家も皆罷らる、

四〇七 大友吉統除國軍士配賦著到交名

○大友家文書錄
大分県史料三四

略○上

福嶋殿

大神兵部少輔

野津院衆

緒方衆

賀嶋兵部丞

後藤四郎右衛門尉

石合五右衛門尉

中村左京亮

兵部少輔

平内者

代

左衛門

大津留孫七代

戸次孫平太代

雄城平作者

津江衆

下村治部丞

雄城將監

寺中治部少輔

谷川權進

彦兵衛

與三郎

又右衛門

孫二郎

夫丸 三人

朽網三郎右衛門尉者

津久見者

合三百壹人 此内

かこ十七人
人夫廿一人

伊予大洲藩主
戸田殿

田吹與三左衛門尉

胡麻津留新介

胡麻津留弥介

大津留九郎代

玖珠郡衆

臼杵刑部代

龜千世代

尉

此内かこ二十九人

略○下

二七六

小二郎

下郡縫殿助

森五郎左衛門尉者

野上七左衛門尉

田北治右衛門尉

吉岡治部少輔

日田郡衆

挾間久七代

日差左近允

帆足兵庫助

四〇、 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

大友義統之浪漂及日田郡士散辭之事、

大友吉統秀吉ノ
勘氣ヲ蒙リ除國

日田郡老・目代
其他諸士離散ス

文祿元壬辰年、太閤之依命、大友義統高麗渡海、於朝鮮國、義統之武勇不好、故蒙秀吉之勘機、沒

収分國、義統者毛利輝元預、子息者加藤廣忠預、此時大友一門並恩下之士、悉令浪漂畢、日田之郡

老・目代、此外諸士、一時令散辭也、

○諸本対校
注省略。

豊後檢地

宮部善祥坊奉行
トシテ下向

宮部吉數日田郡
ヲ奉行シテ檢地

豊後國檢地之事、

法印 号因幡「千原本伯耆之國守」宮部善祥坊

大友義統依沒落、闕國豊後國爲檢地、奉行法印下向、文祿二年國中檢地、法印者、當國居陣于高
田、宮部傳右衛門尉吉數、日田郡奉行而令檢地、當郡田畑改町反畝步、定土位究高帳・目錄・貢納
定法畢、檢地之事終、翌年法印參洛也、此時定村々之傍境也、

○武石本・千原本
トノ校注省略。

四〇九 豐臣秀吉御内書

○島津家文書
大日本史料

豊後国ヲ藏入地
ト為スニ百姓等
逃走ス
拘置スル者ハ成
敗ス

豊後國事、今度御藏入被仰付候、然處、百姓逃走候之由、被聞召候、沙汰之限曲事ニ候、急度可還住之旨申付、送候て可返候、實々不立歸ニ付て者、其百姓之事者不及申、拘置候在所共ニ、可被加御成敗候、此旨分領中堅可申觸候、不可有由斷候、猶山口玄番頭可申候也、

(文祿二年)

六月廿日

○(秀吉朱印)

薩摩

大隅

日向

鳴津義久

留守居中

四一〇 豐臣秀吉朱印狀

○日田市教育委員会藏文書
日田市史

玖珠日田兩郡内
五千石ヲ宮木長
次ニ扶助ス

豊後國以玖珠郡内・日田郡之内合五千石事、令扶助之訖、全可領知候也、

文祿三

正月廿八日

(豐臣秀吉
朱印)

宮木長次とのへ

四一 豊西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

宮木長次郎公領
代官トナル

公料守代宮木長次郎

隈城ヲ城ク
隈町

爲守代、文祿三年入部當郡矣、轉日隈之山築居城、爰有古寺、号龜翁山眞光禪寺、本尊者行基菩薩彫刻也、件寺移他地、寺跡爲城地、号隈之城、日田町移城下号隈町、制務三年、慶長元年辭職參洛矣、

四二 豊西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

文祿四年毛利高
政日田郡内一万
石(玖珠郡内ニ
モ)ヲ領シ翌年
隈城ニ居ル
高麗渡海

領主 高 政 号毛利伊勢守、

(文祿四年)
日田郡之内一萬石此外於玖珠郡内爲領地也爲領地也、餘者爲御代官地高政制務也、慶長元年入部當郡隈之城爲居城、此時又加修理、建五階之天守並三階之櫓矣、同二年再攻朝鮮國、依之高政有高麗渡海、當郡之者共令出陣、御親父毛利九郎左衛門尉殿在中城館、此度之留主令制配也、同三年之秋、自朝鮮各歸國矣、同年、高政於當國之内、海邊郡領地一萬八千石、替當所領地、居城佐伯矣、

慶長三年掃国シ
海部郡一万八千
石ニ所替トナル

○武石本
校注略

日 田 莊

公領代官高政
番代毛利隼人

公料 守代 高政 前毛利伊勢守

前之領地之跡同、自以前御代官地爲高政守代、當郡番代毛利隼人、居隈之城當地令支配、此外交々諸役人、自佐伯指越勤制役也、

四三 戸倉友重宛知行目錄寫(紙切)

○毛利高棟文書
大分県史料二六

(新包紙ウハ書)
一 戸倉六郎兵衛先祖之感狀

等之写五通

豊後國日田郡之内

日田郡内ニ五百
石ヲ扶持ス
大山莊またね村

同中山村

同おきり畑村

同下かたせこ村

一百九拾壹石壹斗六升七合八才ハ大山庄之またね村分、

一百拾壹石三斗一升四合八勺六才ハ同庄之中山村分、

一百八拾五石九斗七升貳合六才ハ同庄おきり畑村分、

一拾壹石五斗四升五合三勺者、同庄下かたせこ村之内、都合五百石分令扶助訖、永代全可領知候、

仍如件、

文祿五年
五月十九日

民部太輔
(戸倉)
友重 在判

森織部とのへ

四四 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

領主 黑田氏如水 豐前國中津城主也、

(慶長五年)
慶長五年大友義統石垣原合戦ニ敗レ黒田如水軍ニ降ル

黒田方栗山備後日田郡ニ攻メ入ル

毛利隼人佐隈城ヲ明ケ渡ス
黒田一年日田郡支配

石田治部少輔三成依謀叛、濃州關ヶ原、一乱之刻、前大友義統藝州蟄居、被催毛利家、屬三成味方、豊後依爲本領、當國安岐郷著船、大島浦擧旗、集舊恩之武士、○義統石垣原合戦ニ大敗黒田軍ニ降ル事略 其後蟄居武陽牛込病死畢、此時黒田如水軒揮猛威九國、押寄城々攻之皆和平矣、黒田方栗山備後守爲大將、率多勢來日田郡、陣大原、隈之城主以使者令和談、隈城番毛利隼人佐依今度大乱、隈城掘外堀、外郭之河原築築地堅要害、手勢並當郡之内古筋目在之者共楯籠也、然共毛利高政屬關東御味方、相詰關東上、不及異議隈城相渡、各々歸佐伯、依之備後守居隈城、此年一年令制配當郡、件就軍功、黒田如水軒、拜領筑前國也、退備後守筑前國、仍當郡又爲公料也、

四五 杷木町龍光山圓清寺撞鐘由來

○筑前国續風土記付録
福岡県朝倉郡杷木町志波

一(卷十七) 圓清寺

龍光山と號す。(筑前)志摩郡岐志村南林寺に屬す。(黒田)如水公・道卜公の尊牌・神像、正堂に安置し奉れり。

○中略

日田莊

黒田如水日田吹揚山長福寺ノ撞鐘ヲ移ス

(日田市大字廣惠(日里)日田郡渡り村吹揚山長福寺といへ)

○國清寺の撞鐘ハ、慶長五年の亂に如水公豊後國を治め給ふ時、圓清寺造立の時、長政公是を賜りて寺寶となれりと言。華物にして、播州高砂尾上の鐘に彷彿たる奇鐘なり。開山堂三間・禪堂二間半・經堂方一間・藏む。・觀音・地藏の石佛あり。

○大正元年九月三日国宝(美術工芸甲種四等)指定、現在国指定重要文化財。

四一六 三和龍川寺墓碑銘

○大分県金石年表四日田市大字三和

円月浄心遠行シ墓碑ヲ造立ス

圓月浄心

慶長五庚子年十月二日

四一七 豐西記

○大藏和市編著大藏三光堂發行

領主 光氏

号小川壹岐守、

慶長六年小川光氏日田玖珠二万石ヲ賜ハル

於當郡内一萬石於玖珠郡一萬石也爲領主、慶長六辛丑年當郡入部、領地者、毛利高政分御守代所之内、被相

渡也、殘地彌高政支配也、轉均月隈、爲光氏居城、其閒假宅友田城内、三年而成居城、彼月隈異名号卯月隈事、上古日田之太守居高城、或年正月元旦于月隈郭公鳴三聲、一座失興、爾時武内某有御

前、則席奉發句、

イツモナケ 卯月ノ隈ノ郭公、

太守並座中感吟不斜、乍轉災天爲吉祥、無双之妙句是也、是爲吉例、每年正月元旦令此句祝吟、

彌家門繁榮、郡里靜謐云々、依之謂卯月隈也、三岡之中以月隈、大吉祥之爲名隈也、光氏此山居

城、頗長久之前表也云、同城下東方南北二行構市廛、号丸山町也、城号丸山城也、

丸山町
久留嶋氏有田村
四千石ヲ賜ハル

一久留嶋日州、慶長六辛丑年、當郡之内有田之郷四千石此外玖珠郡之内有領地爲領地、居城玖珠郡森矣、日田

郡之内四千石、毛利高政分支配地渡、

光氏死シ天領ト
ナル

一光氏逝去無嗣子、依之領地成天料也、

四八 細川忠興知行宛行狀寫

○財津文書
日田記付録上

豐前國以下毛郡之内、參百石遣之、目錄有別紙、永可知行者也、仍狀如件、

慶長六年十月日

忠興御判

日田六郎殿

日田六郎ニ下毛
郡内三百石ヲ宛
行フ

四九 細川忠興知行宛行狀寫

○財津文書
日田記付録中

下毛郡内參百石
ヲ知行セシム

豊前國於下毛郡、參百石目錄有別紙、永可知行者也、仍狀如件、

(細川) 忠興御判

慶長八年九月十六日

財津惣左衛門尉殿

付 録

一 日田市・天ヶ瀬町・大山町大字・小字一覽表

日 田 市

○日田市ハ『日田市史』ニ拠ル。小字ノ順序ハ地番ノ順。同一小字アルハ、地番ノ相違ニヨル。

大字	小字	字
隈	中町、下横町、堀田町、紺屋町、上横町、田中町、我有木町	
庄手	本村、中礎、極ナシ、出口、隈町並、上り口、村前、村下、堀ノ上、笠田、松山、当ノ木、中釣、数下、日ノ隈、築場、堤、外、鯉谷、大釣、犬ノ馬場、宮向、宮ノ前、徳瀬、川原端、中島	
竹田	古町、横矢、後川、中尾、高畑、鬼塚、上深、下深、古川、入龍、柳ノ本、栗ノ木、清水、下加隈、上加隈、浦川原、若ノ本、まつ伏、川原、川原町	
豆田	川端町、室町、風呂屋町、油屋町、平野町、油屋町、平野町、住吉町、八幡町、魚町、三丁目、二丁目、一丁目、川端町	
北豆田	城山、城南、城西、城北、湯田、城東、大道西金手、大道西、橋口、南川端、川原町、川原屋敷、川端、大道東、大道東金手、溝東、上手道、城内町川端、城内町、笹流亭、町裏、豆田町東、愁田	

北豆田	田島	日高	刃連町	下井手町	三芳小淵町	求来里
<p>堀端、土取、上愁田、五反田、大茂手、榎町、耳取、八サマ、羽野殿屋敷、中村、下村、古川道、梅岸寺、土井ノ内、高城平、高城、北平、古城、戸頃、秋山、御料原、戸頃平、瀬戸口平、上馬場、熊崎、高外場、塚原、今村、寺ノ迫、南ノ下、三反畑、扇畑、土バミ、湯尻、新蔵田、赤迫、ヤノム子、原、永見原、大道西金手、湯田、</p>	<p>四反畑、柿ノ木町、大原、飛矢、宮大夫、八石田、中溝、田島、中ノ手、畑江、倉ヶ迫、其田、</p>	<p>宮の前、会所山、後山、大原、東寺、東寺原、東寺、迫、岩崎、法恩寺、平松、取所、其田、馬場先、砂田、鬼竹、馬場先、塚原、溝口、道ノ下、恵良堂、上井手、五反田、上手井、東寺、中磯、岸高、穴井、古金、菅迫、柳町、秣手、小迫、井手山、渋川、一丁田、渋川、牧原、恵良、牧原、小ヶ瀬、鵜遊鶴、堂尾、境の谷、無川、百瀬町、高尾原、恵良堂、牧原、</p>				<p>浦ヶ迫、西七双支、東七双支、帆立、塚脇、元宮、大原、堂園、秣田、日の辻、石原、着来、辰の迫、長城原、金田、烏帽子、蛇迫、坂の下、北井の峯、小西、下林、町ノ坪、龜の甲、室の迫、室、</p>

付録

<p>求来里</p>	<p>渡り</p>	<p>十二町</p>	<p>友田</p>	<p>高瀬</p>
<p>平島、片峯、町原、名里、堤の平、国方迫、</p>	<p>川原田、京塔、釜の本、衣ヲリテ、水町、 柿町、小坪、鐘撞田、小柳、ユカウ田、地藏田、岩の下、屋敷、中尾山、吹上、釣鐘淵、中川原、 千倉道、向原、中原、池ノ迫、一本出、本村、桑の本、郷の坪、嵐の本、片島の下、片島、小見取、 佐屋元、宮田、柏手、大道西、上瀬井手、下瀬井手、熊取、山キワ、中村、八瀬平、後の迫、原口、 浄明寺、馬場、中嶋、前川、堀、小北、馬酔木、郷四郎、庄屋町、大縄手、花の木、前田、岸高、 前田、本村、水町、一本木、六手、一本木、五及田、滝ケ本、三俣、下庄手、</p>	<p>瀬戸口、大縄手、其田、石堂、老町田、島崎、中島、徳瀬、田中、長洲、築瀬、下長洲、森の木、 廣瀬、桑の木原、荻鶴、西土井の内、上友田、上の釣、アノ木、東土井の内、上原、寺の上、寺屋敷、 寺の下、寺の前、今泉、下原、片山、平、丸の内、大内田、三郎丸、坂本、穴原、漆尾、小谷口、 旭原、西野、迫山、荻原、柳井、鉢久保、北方谷、高尾、宮の原、遠豆谷、尾平、大川平、龍石、 大竹、上小見取、松郷、下小見取、孫目、中尾、大見取、水上、栗林、居尻、中津留、中屋敷、 次郎ヶ迫、短ヶ笹、天堤、平平、中ノ瀬、</p>	<p>銭淵、今市、切畑、曾根、越原、塚脇、小柳、深町、野添、山の尾、七ツエ、桑釣、シテ、モツタク、 西ソノ、エノ口、タルミ、宮園、井の上、前田、松葉、火の口、小園、天神、徳行、カジヤ、カシヤソノ、 横枕、竹下、深野、深野田、温水、惣田、小島、手崎、下木、平原、岩の下、小久保、ミケノ、</p>	<p>高瀬</p>

上野	高瀬	小迫
<p>内三池野、太郎浦、ビワノ首、辻原、長泉寺、陣ヶ原、島の木、小原、上ヶ迫、台ヶ原、井手迫、アマ坪、篠原、深草、梅の木、明ヶ谷、重の迫、古屋敷、赤米田、鎌取、新地、長尾、小田、崩の元、大岩、蔵次郎、西亥の塔、板谷、材木、谷向、森の本、坂内、長仁田、由の尾、本の迫、田代、熊の坪、戸谷、清水ヶ谷、西地蔵桑、アセノ坪、五条殿、カタキ原、東地蔵桑、蟹淵、後ツル、堀の迫、東亥の塔、大田、銭花、ミノ、黒岩、木原、下荒平、上荒平、ヨケジ、下一ツ戸、中一ツ戸、上一ツ戸、一の瀬、松金、小羽瀬、西仏石、ツルの上、ツル、山の神、ヨケノ上、ヨケ、ツタル、ツタルの上、竹の坂、広園、柚の木、小屋平、日向、川原谷、大渡し、小渡し、倉迫、倉迫向、柚の木向、古城山、今屋敷、清水、笹のせ、東仏石、谷尾、松金向、一の瀬向、劔の木、ラビラ石、柚の木原、間門平、間門、今畑、塩井谷、蜂の巣、岩下のうえ、平原の上、木下のうえ、手崎の上、一の口、小谷、山波、吹石、今木、谷頭、弁才天、長迫、横尾、タカムレ、出ル羽、荒谷、ツメ山、堺の谷、向平、久世ヶ畑、神の下、中平、目串、水瀬戸、横道、恵良、銭淵</p>	<p>水附、鳥越、大茶園、登体、中村、中村ノ上、中原、鍛冶屋迫、吹上原、平山、平山の下、鍛冶屋廻り、小迫、小迫の上、尾園の上、尾園、森本、中根の下、中根の上、南の上、南、尾下上、尾下、城越、鬼迫平、鬼迫頭、小迫原、鬼迫、内園、井場の本、尾部田、鳥越、角無、下山、幾手、花ノ木</p>	<p>ダイム、川釣、面高、切畑、切畑山、東原、フケラ谷、黒岩、野間、東、上井川、座敷平、鏡坂、天神平、小園、南園、西屋敷、ウ井ゴ、尾剣、泉、日ヤケ、クブギ迫、赤塚、日平、南園、米田、平原、南園、平原、コシカぶり、二又、横尾、クヌギ屋、向尾、馬背戸、茗荷谷、池久保</p>

三み 和わ	二に 串し	山 田だ	小 迫
<p>源太塚、榎田、喜四郎、大更、田竹、屋根ノ内、岩ノ下、下屋敷、前田、上屋敷、天神田、松梅山</p>	<p>平迫平、弁慶岩、峠、サヤノ平、釜ト額、保口平、尾平、津辻尾、長迫、離尾、シカギ石、芥神、北方谷、後野、左平、中野、北方嶽、滑り、平迫</p>	<p>奥谷、高ヶ平、山ノ口、ツルノ山、池田、下原、中ノ前、本村廻り、鶴山、年ヶ谷、本村廻り、岩崎、宮ノ上、岩崎、宮ノ上、屋敷廻り、上原</p>	<p>七枝、岩崎、前田、滝ヶ元、坂ノ下、西沼、沼、浜連、榎町、中溝、堂ノ本、高橋、長ヶ坪、左京平、浄光院、経塚、辻原、作庵、日向、浜道ノ上、養善庵、当ノ木、辻原免、小清水、原村、十石平、十石道、十石山ノ上、松平、大橋、大免、宮原免、天神山、中屋敷、井原、大忠殿、尾崎、梨本平、杉本原、後迫、宮原、穴窪、向原、梨本、平田、中塚、南良元、踊り、野田平、嶋廻り、亀ノ甲、五反田、野田、柳ノ本、田ノ道、栗ノ本、古迫、尾首、芳ノ迫、道出、丸尾、大岩谷、高羽山、白岩、松葉窪、夫婦石、大平、楠ヶ平、谷迫、中尾、高平</p>

三和

天神上、山平、城脇、瀬戸脇、城ノ辻、上ノ堀、小原、慶徳、治郎老、平畑、原地、塔久保、大松山、橋ノ詰、茶園畑、養面寺、峯、沓町田、五反田、鍛ノ元、住吉ノ前、住吉、髪木、長追、住吉後桑原、柿田、八反田、小又、長塚、井ノ尻、松葉、中村、ニレノキ、ナカツル、平ノ下、免倒町長者町、鮎町、榎町、宮泰、郷四郎、尾坪、成重ノ下、法花堂、成重、カベノ辻、峠、宮、菘追貞清ノ前、貞清、貞清ノ上、宗源原、鳥居原、後平、吉坂、合土冠、瀬戸ノ口、平ノ上、西方寺、屋敷原口、小御堂、追畑、吉畑、中尾、追ノ上、追、小塚、沓丁畑、横手、石仏、風穴、下原、土井ノ内三角野、塚畑、大久保、坂ノ辻、仏迫、中道、谷ノ久保、狐追、草場野、姥懐、金吉坂、長尾焼ノ平、前川、面高山、鯨石、塩井川、博多石、鉢水、舟石、狸平、灰ノ木迫、ヨシムラ、大久保白金尾、後迫、長尾、丸尾、野内ノ上、割石、高野山、上ノ山、源六山、水口、屋敷、前田、向ノ山立石、十山、前川、前ケ尾、上ケ尾、中尾、後壁野、壁野、教田、大塚、大坪、研田、尾藤、東干田坂本、入道町、深町、瓦田、太木、上太木、長淵、栗ケ坪、下五反田、柳ケ坪、西ノ更、寺田又五屋敷、日の本、葛原、田籠、石ケ坪、上藤足、下藤足、宮嶋、五反田、口の坪、谷、龍源寺生竹林、龍林寺、中村原、出口、中村、小路、馬場、迫ノ上、天神原、丸尾、追、迫ノ向、影ノ木西ノ迫、堂所、似多野、龍ヶ鼻、通戸、檜原、

花月

供養町、鉢ケ坪、岡本廻、白石、小坪、彦田、上手添、塚原、戸山田、松ノ本、江下、小迫、荒井ケ平山ノ下、安全、音無、外輪町、ツル、垣添、床浪、柳ノ本、城野尾、上林、横枕、丸田、川端内藤山、サコ、丸尾、猪草、上ノ山、中尾、ウド、水口、城越、城、井堀、ミスミ、爪ノ谷、現堂寺、堂ノ上、村廻、ソラミ、穴倉、野田、長田、板居鶴、梅香鶴、井手ノ鶴、小鶴、山口

羽田	西有田	花月
<p>和^わ田^だ、下^{しも}釣^{づり}、釣^{つり}台^{だい}、八^{はち}田^だ、ハ^はル、馬^ま尻^{じり}、切^{きり}立^{たち}、熊^{くま}ノ尾^お、萩^{はぎ}原^{はら}、二^{ふた}ツ尾^{つお}、萩^{はぎ}原^{はら}、二^{ふた}ツ尾^{つお}、高^{たか}花^{はな}、藤^{ふじ}ノ木^き</p>	<p>堂^{どう}ノ前^{まえ}、ハ^はンゴ、案^{あん}ノ山^{やま}、坂^{さか}ノ下^{した}、へ^へり平^{ひら}、坂^{さか}山^{やま}、花^{はな}月^{げつ}、隠^{かく}煙^{えん}、鬼^き灯^{とう}迫^{せき}、萩^{はぎ}原^{はら}、大^{だい}平^{へい}谷^や、大^{だい}久^く保^ぼ、三^{さん}孤^こ石^{せき}、高^{たか}尾^お、古^こ屋^や敷^{しき}、石^い坂^{さか}、大^{だい}迫^{せき}、田^たノ平^{へい}、ツ^つルノ平^{へい}、本^{ほん}村^{むら}、西^{せい}ノ平^{へい}、東^{とう}代^{だい}、中^{ちゅう}ノ坪^{つぼ}、木^もタ^たチ、流^{なが}レノ平^{へい}、土^{つち}用^{よう}平^{へい}、廻^{まわ}り岩^{いわ}、野^の田^だ迫^{せき}、山^{やま}ノ口^{くち}、鳥^{とり}越^ご、ウ^うトガ迫^{せき}、駄^だ止^{とど}、ク^くグ^ぐリ山^{さん}、ツ^つラダカ^か、藤^{ふじ}原^{はら}、鳴^{なる}石^{せき}、鮎^{あゆ}返^{かえり}、水^{みづ}無^な、冷^{ひや}水^{みづ}、上^{うへ}ノ迫^{せき}、長^{なが}峰^{みね}、千^{せん}段^{だん}原^{はら}、ウ^うトカ^かイ、本^{ほん}迫^{せき}、更^{さら}原^{はら}、小^こ石^{せき}坂^{さか}、源^{げん}太^た郎^{らう}、仙^{せん}道^{だう}、小^こ塚^{づか}の上^{うへ}、ド^どウケ^{けん}、足^{あし}ケ迫^{せき}、二^に反^{はん}峠^{つげ}、坂^{さか}辻^{つじ}、権^{けん}現^{げん}平^{へい}、ム^むタノ上^{うへ}、中^{ちゅう}磯^{いそ}、ミ^みヲ田^{でん}、大^{だい}平^{へい}、杉^{すぎ}山^{さん}、堂^{どう}田^{でん}、飯^い屋^や、梅^{うめ}ノ木^き、梅^{うめ}ノ木^き、下^{しも}平^{へい}、ツ^つヅ^ら山^{さん}、鬮^{たがひ}、善^{ぜん}四^し郎^{らう}、柳^{やなぎ}原^{はら}、平^{へい}河^が内^{ない}、大^{だい}將^{しょう}陣^{じん}、里^{さと}塚^{づか}、石^い河^が内^{ない}、鶴^{つる}ノ尻^{しり}、下^{しも}台^{だい}、田^たノ尻^{しり}、宮^{みや}ノ迫^{せき}、水^{みづ}上^{かみ}、陣^{じん}ノ尾^お、本^{ほん}村^{むら}、井^い堀^{ほり}、山^{さん}口^{ぐち}、東^{とう}白^{はく}</p>	<p>サ^さヤノ本^{もと}、上^の手^て、ト^とウノ本^{もと}、五^ご反^{はん}田^{でん}、郷^{きょう}寺^じ畑^{はたけ}、舞^ま台^{だい}、三^{さん}反^{はん}田^{でん}、サル町^{まち}、塚^{づか}原^{はら}、石^いケ坪^{つぼ}、カ^かヤボウ^{うた}、杉^{すぎ}ノ本^{もと}、内^{うち}堀^{ほり}、城^{じょう}光^{こう}寺^じ、小^こ塚^{づか}、シ^しミド^ウ、上^の手^ての間^ま、小^こ入^い道^{だう}、長^{なが}塚^{づか}、妹^{いも}町^{まち}、桑^{くわ}ノ本^{もと}、干^{ほし}出^{いで}、夕^{ゆふ}田^{でん}向^{むかひ}、栗^{くり}秋^{あき}、夕^{ゆふ}田^{でん}、宮^{みや}ノ迫^{せき}、寺^じ垣^{かき}、釣^{つり}、下^{しも}ス^タリ、上^{かみ}ス^タリ、上^{かみ}ス^タリ、峰^{みね}崎^{さき}、梅^{うめ}町^{まち}、下^{しも}夕^{ゆふ}田^{でん}、屋^{やしき}敷^{しき}、天^{てん}神^{じん}平^{へい}、狩^{かり}野^の、縊^{くまり}、三^{さん}ノ城^{じょう}、大^{だい}義^ぎ、葛^{くわ}原^{はら}、古^こ城^{じょう}、縫^{ぬい}ノ迫^{せき}、種^{くさね}ノ迫^{せき}、目^め面^{めん}ケ迫^{せき}、上^{かみ}宮^{みや}、荷^か付^{つけ}石^{いし}、山^{やま}ノ下^{した}、杉^{すぎ}谷^や、辻^{つじ}、平^{へい}等^{とう}寺^じ、花^{はな}ノ木^き、大^{だい}行^{ぎょう}事^じ、柳^{やなぎ}、釣^{つり}、西^{せい}ノ前^{まえ}、内^{うち}ノ下^{した}、杉^{すぎ}ノ木^き、才^{さい}川^{がわ}、中^{ちゅう}尾^お、久^{きゅう}道^{だう}ケ迫^{せき}、古^こ城^{じょう}、尾^お平^{へい}、蕪^{かぶ}、京^{きょう}塚^{づか}、イ^いノ谷^や、湯^ゆノ谷^や、葛^{くわ}原^{はら}、龜^{かめ}城^{じょう}、ア^あヌノ本^{もと}、蕪^{かぶ}谷^や、赤^{あか}ハゲ、堤^{つづみ}山^{さん}、中^{ちゅう}ノ迫^{せき}、柴^{しば}尾^お、梨^{なし}平^{へい}、宇^う龍^{りゅう}田^{でん}、福^{ふく}ハ^い田^{でん}、穴^{あな}倉^{くら}、大^{だい}坪^{つぼ}、上^{かみ}穴^{あな}倉^{くら}、一^{いち}尺^{しゃく}八^{はち}寸^{すん}山^{さん}、谷^や山^{さん}、ウ^うトノ口^{くち}、ツ^つルノハ、白^{しろ}銀^{ぎん}、平^{へい}、寒^{さむ}水^{みづ}仲^{なつ}、石^{いし}坂^{さか}、鳥^{とり}ケ塚^{づか}、銅^{どう}割^{わり}、ホ^ほコ鳥^{とり}、草^{くさ}場^ばノ原^{はら}、落^{おち}久^く保^ぼ、藤^{ふじ}平^{へい}、仏^{ぶつ}ノ迫^{せき}、上^{かみ}柳^{りゅう}、尾^お片^{ぺん}峯^{ほう}、原^{はら}、北^{きた}向^{むかひ}、迫^{せき}、片^{かた}峯^{ほう}、京^{きょう}田^{でん}、寺^じ島^{しま}、平^{へい}田^{でん}、キ^きトウ^う田^{でん}、川^{かわ}原^{はら}田^{でん}、向^{むかひ}釣^{つり}</p>

羽田

中ノ田、台、宮山、宮添、山ノ下、宮ノ前、前畑、古伏、中釣、池ノ倉、保用子、樋ノ本、翹黒鳥越、横畑、鳥河内、姫椿、フスベノ、入美、向原、岩下、上村、一ノ坂、日向、高土、北向

有田

奥原、佐寺原、尾迫、天ヶ淵、繩手の下、佐寺の前、佐寺、尾崎、北ノ迫、水目、室ノ迫、瀬戸山、堂園、宮ノ下、小金田、中尾ノ下、中尾、迫顔、中尾原、大迫、小迫平、小迫、平野、大茂、ヒヤケ、小堤、原、至徳寺、姥ヶ迫、モウタリ、椋迫、後迫、北ノ前、上池郷、前畑、垣添、其迫、西ノ迫、馬形、相田、赤迫、松葉、一本木、榎木、三森、大坪、尾漕、財津畑、田中田、栗ヶ坪、鋤先、尾其長迫、狐迫、小原、クビリ、榎町、場口、川原田、堂ノ前、石田、東迫、猪迫、燕正、西ノ迫、ゴス園、五反田、打上り、丸林、日持、八反田、花立、雨坪、上小金田、塚本、一丁田、寺ノ下、野中、八ツ目、原、川江原、馬尻、内河野、櫛毛小路、尾当尻、鍋割、江湖、間棟、志垣、八久保、中尾、芳ノ迫、笹尾、山ノ神、道ノ下、芋ノ迫、実石、井川尻、別去、世尊寺、兔迫、広川原、尾当、迫、三尾、滝ノ脇、村ノ上、北平、長尾、鮎返、広丸、クエ、小河内、六郎屋、芳無田

東有田

町ノ坪、内町、森園、岩崎、城山、山ノ下、世尊寺、中平、西ノ上、燕庄、下原、丸山、崩角、飛松、長迫、鳥越、原、熊ヶ迫、ハル、三九山、馬尻、ステタ、前迫、田平、アサガ平、前迫原、スノ原、ハル、堺ノ谷、王太子、山口、畑中、ヒジリ川、ヘリ山、塔ノ本、日向野、大川淵、鍋倉、上ケノ田、祝原、花クリ、堂山、堺田、ヲサキ、吉ノ迫、中ノ迫、九郎仁田、柳ヶ谷、野中、台ノ上、野中、宮ノ脇、キワタ、仁別当、ヨネド、日掛原、畑エノ迫、星ヶ迫、日掛、平島、太郎浦、セト、ナラ原、ヨコ石、オクノ迫、ツツミ迫、尾平、ミネ道、片山、片山原、瓜迫、ハゲト、千束、口ノ坪

<p>東有田</p>	<p>田ノ中 ツル、榎町、クエト、カゲヤ、杉園、柿ノ木ツル、クエト、オクノ追、城江、松葉、ミナミ、小西、松葉、バクチ、樋町、スキザキ、中畑、ギオン原、亀ノ甲、狐追、小原、クビリ、小迫、マトイ、塚ヶ原、新山、サコ、石ヶ道、二又、神田、ト石ヶ尾、横枕、善七峠、執行追、ツカヶ原、井手ノ上、岩崎、梨追、矢形石、清水元、遠見塚、八丈、橋垣田、アゼナシ、小迫、神田、鍛冶谷、小林、松葉、打上り、横枕、塩井川、ガニタ、長尾、ウルシ畑、高平、倉迫、平畑、森ノ元、中島、クラツ形、山ノ寺、狸追、岩浦、高平、長尾、内池部、後追、谷尻、上町野、田ノ口、赤坂、中井原、ハル、ホリ、塔ノ下、崩ヶ追、小原、奥ノ追、清水ノ上、平、森ノ本、前田、高原、高芝、セト城、小山ダイ、堂山、川原田、桑釣、ワセ田、溝の下、葉口、長畑、柴の中、平原、勝負ヶ又、トリエゴ、コアライ、頭ナシ、山ノ神、トウ山、雑メキ、小別当、太郎浦、雑メキ、日向、北向、境木、峠、平、田ノ口、銭花、大石峠、ダイ、西ノ原、岩ノ下、井ノ尻、島田、中尾、西ノ原、井ノ尻、井ノ頭、池ノトヲ、ワタウチ、上ノ原、森ノ下、七ツ枝、田ノ平、走場、トヲシ田、堂尾野、カバノ木、ヤエノ下、ナル、札ノ木、堂ノ上、平畑、井ノ頭、ツノイ、南マ迫、岩井戸、三百田、小藪、惣ヶ迫、カモミミ、松木迫、蕨、大日、平ノ迫、井ノ頭、立山、ワラビヲ、釜割、クイト、山ノ神、ノナイ、薄木、桑釣、ラサキ、ナルゴト、西ノ迫、松葉、岩ノ、山ノ神、東道ノ上、峠、崩ノワキ、トラメキ、岩戸久保、向ノ山、ツツラ迫、カリ又、コベ穴、天堤、大迫、竹ノ尾上、竹ノ尾、ヒヤケ、ゴリユウ谷、大ム田、竹ノ田、西ノ平、榎クボ、灰塚、北向、二ツ石、合良、長葉山、川内、駄原、イイダ、桑木平、立道、月出山、村ノ上、広川原、山ノ口</p>
<p>小野の</p>	<p>平石、原ノ林、日向寺、上ノ屋敷、林ノ下、土穴、地藏原、界ノ谷、山ノ下、樋ノ本、内屋敷</p>

石井	冥賀谷 穀石 長迫 尾谷 奥ノ迫 鳥越 花鶴 上ノ道 後口平 岩ノ下 古城 寺内 又木迫
小山	西山 枯杉 浦田 杉ノ迫 平ノ下 沖原 中原 堤ケ迫 保木ノ本 月ノ原 平野 川尻 人辻 カマシロ口 柳ノ本 平原 詰山 左平 井ノ上 ソノ 椿ノ元 中山 出羽 ヲニゲタ 浦春田 鍋ノトウ 玉洗 栗山 所迫 仏ノ本 ハジカミノヲ 古手道 三春原 赤松ケ尾 谷頭 森ノ上 ヨシビ河内 西山 枯杉
小野	山ノ上 前川 大久保 法谷 中ノ迫 尾谷 奥畑 戸山 クンドク 古賀原 灰塚 笹ヶ原 横畑 宮ノ前 山際 神田 白岩 入道原 熊ヶ倉 森ノ上 池ノ本 カクメ石 大ムタ 立平 板テツル 漆原 板屋 外其 田ノ尻 妹尾 小塚 牛玉 イラノ迫 松トコ迫 中会 鳥越 東干田 薬師前 柳野 大石 牛玉原 井上 畑 坪子石 日隠 長野 冷水 高岩 穴手 国見 狸追 中ノ平 松山 岩花 ハサコ山 東尾当 西尾当 タブノキ 松ノ木迫 竹ノ迫 下屋敷 正田 下森 上ノ山 水上 東星田 原 城ヶ平 山ノ神 大浦 露木 合辻 エコ 萩原 五分坂 大久保 日向 中尾 通り岩 其畑 平 下道 殿村 畑中 堂ノ迫 戸矢ノ尾 釜ヶ瀬 北向 中野 足刈 地藏堂 大久保 下ノ坂 梶屋 ハマヤ 宇曾迫 ウサキ 川ノ内 ミノヲ田 柿木迫 上シン 柳 小松原 爪ノ平 八間石 大曾 柚玉来 尾城畑 焼尾 鳥井元 城山 谷東 大平 馬乗石 ヘリノ口 和田 和田ノ迫 玉来 年ノ神 向日原 尾崎 立目 市木 オオシ 田代 麦野 ブク山付 中畑 檉木山 上ノ塚 包下 馬返 中山 中山前 今村 西ノ平 井手ノ迫 ツガラ アザメ 原ノ上 日焼 石堂 岳滅鬼

内河野

倉園、仲原、馬捨場、杉園、原、柳ノ内、山際、東光寺、平林、鉦田、内屋、中村、桐尾、中村、
 上小路、屋根ノ中、東又、田迎、西又、桐尾、田塚山、鳥越、矢倉石、コシカブリ、狐追、城代、
 小平、岩下、茶ノ木淵、川原田、井手谷、保木ノ上、深田、明ヶ谷、上ノ台、上ヶ尾、ナメン谷、
 平野、金山、川尻、塚尾、山ノ後、川上、上ノ山、奥屋敷、恵毛、小路口、居屋敷、下屋敷、田中、
 井ノ上、出口、丸田、原田、外原、北ノ園、蓮輪、琵琶ノ甲、スサギ、野漆、小不毛、野漆、
 マブシ、天神ノ木、綿打、中磯、西ヶ谷、山口、柳又、長尾、深迫、横道、七曲、落久保、ビバノ甲、
 中野、ゴシノ木、むくみ、下松、鴨ノ迫、武蔵石、木落し、荊伐曾根、コクダ石、中松、タルクゴ、
 柳ヶ追、藤曾根、耳取、庵ノ上、里道、コカン子、坊主ヶ追、隠館、真城、大平、ヲシカ、大窪、
 ニゴリキ、長曾根、大谷、コブシキ、鹿廻、平早水、山中尻、滝ノ本、山中、

堂の尾

姥ヶ懐、大久保、近衛、ヲサキ、ウリガサコ、近衛向、北向、杭戸、田ノ尾、妙見、樫ノ木、大井手、
 小井手、エノハ、松尾、玄ノ窪、駕籠頭、玉洗、高木、立ッ石、高木浦、横道、中ノ迫、円三浦、
 桐尾、道目木、ホクボ、東森ノ上、西ノ向、山犬、長葉山、尾平ノ口、イタキソネ、迫山、森ノ上、
 上ノ台、辻、本堂尾、ゴウラ、中ノ河内、寺田、辻ノ浦、向、ハチリユウ、アミダブ、山瀬、境ノ谷、
 白野、次郎右衛門、白石、数田川、横瀬、大岩、小窪、カタヘラ山、古々路、竹の窪、日向、

天ヶ瀬町

○以下『大分百科事典』所収ニ拠ル。不審箇所ハ町当局ニ問合せ訂正セリ。()内ハ、大字内ノ地区名ナリ。

大字

小

字

赤岩

(赤岩湯) 湯釣、久保田、湯チン、桐ノ木元、湯坂、二川平、佐古田、ウトロ、ヒノ口、アゼダカ、折立、ヒハタ、下池田、上池田、下川原田、中畑、川原田、藪田、(赤岩) 櫛尾、白土、尾先、ニガキガトウ五反田、ワク田、楠ノ本、築ノ上、坂ノ下、ユダノ元、堂田、ホクソクギ、井手ノ口、ほけだ、立石、ニタノヲ、トシヤクシ、後、牛落、前畑、中畑、山ノ上、北、辻、出口、向ノ其、佐古尻、佐古、置、猪尻、平、ヤシキ、ヲタカ、中村、コヲヤ、下ヤシキ、下タノ山、日向、井ノ上、宮山、藪井川、坂屋、堂ノ元、中山、池田、下三川、神田、七ツ重、唐谷、上三川、滝ノ元、鬼杉、中ダケ、浅クノ、下大久保、小久保、二川台、ロンデン、上大久保、ハチノス、飯銅畑、杉井ノク、中ヤヲ、大ツル、小釣尻、大ツル石、小釣石、夫婦石、太六、祖母野、千場石、中畑ノ上、赤土坂、灰坂、猿ヲイ塚、穴畑ケ、下畑、エゴノ草、丸尾、カツラガ追、ナク追、尾中山、(荒山) 長追、友畑、猪渡、カリヌ、堂ノ山、前山、井川ノ元、ムタ田、カミ、登立、前田、山キワ、上ノ山、上ノ段、荒山、持田尻、釣道、道ノ下、堂ノ上、サコソノ、コヤシ、岩ノ上、後山、横山、横道、ウマンセ、横道ノ下、平山、平原、猪ノ山、神ノダイン、柳ケ追、長ミノ、黒土平台、スゲノ田、竹ノ迫、ツカヲ、荒山嶽、湯道、坂ノ口、マクナギ、湯ノ山、(杉河内) 上嶽、一ノ原の上、一ノ原、猪坊、川上、灰土、岩屋、東中ハタ、呉竹園、原ノソノ、外通、森ノ脇、土穴、中ノソノ、東井手ノ口、東井手ノ上、上ノ山、堂山、前山、東前山、土ヶ追、川内、北上ノ山、下角、滝ノ上

赤岩

北ノ其、小林、ウソノ上、井手添、穴森、山ノ下、西ノソノ、松原、三角、辻畑、馬門元、後迫
 池釣、ナメキ、山ノ神、鬼ノ平、下杉迫、杉迫、石原、桐ノ木平、上ノ山、坂ノワキ、エノキノ、
 クヌ木山、柿ノ木田、上ノ平、新田中ス、平田、新田平、石ノ元、上ノ平、(湯ノ釣) 奥畑、銭亀石、
 モリ石ノ上、綿打、立平、久保釣、山ドン、夕日、ギメ畑、イカダ場、湯ノツル、矢立、横山、

五馬市

(山口) 八石田、大久保、山口、遊雀、堀ヶ原、清水の口、辻ノ堂、年ノ神、穴ノ迫、二ツエ、
 (五馬下) 大坪尻、土ヶ迫、五馬市、新井川、目野原、大坪、(五馬上) 宮ノ先、日向市、目野
 高野、狐塚、山田、天神ノ木、(新城) 上ノ迫、花香、延命寺、迫、石田平、竹ノ下、尾先
 (旭ヶ丘) 小栗林、玖珠谷、タブノ木、(中釣) 田中、宇土、仏ノ久保、山ノ下、轟、宮ソノ、小迫
 (八久保) 片丸、穴田平、森ノ下、上ノ段、宮ノ尾、八久保、木小倉、原山、(川原) 横谷、谷ノ前
 川原、橋ノ本、山ノ台、(枋井) 七ツエ、枋井、(栗宮) 柿迫、杉ソノ、大宮司原、中尾ヶ原、一ノ坪
 宮ノ原、栗ノ木、桃ノ木、舟石、

出口

(出口一) 鳥越、夕川、森ノ下、ナラノ木、下ノ谷、堤、椿原、西山、山中、横山、(出口二) 榎ノ木、
 龜石山、北平、走水、中曾、沖ノ田、松山、曾田、玉ノ木、小林、(出口三) 迫、中園
 高野平、(出口四) 下河内、小久保、宇土、瀬戸、辛作、(出口五) 住帰、木合屋、竹ノ迫、見取
 上原、鎮祭、久木野、幸味、(出口六) 袋野、タテハラ、井川、岩戸、見竹、(出口七) 竹ノ首、
 マツバラ、(出口八) 谷山、チイゴ、大ムタ、小ムタ、楮原、堀ノ内、小栗林、見折谷、戸刈田、
 ニタノ坂、馬不向、矢片又、

女子畑

(川原) 桐尾、ホキノ谷、釣曾根、穴ノ上、ヒナジリ、川原、一本松、猿渡、平林、松向、(台上) 藪、矢五郎、ホキジリ、江ヶ谷、山添、北園、井川、下里、二本木、樺木山、樺木畑、飛松、陳屋ケ尾、御霊浦、御霊、樺木、金迫、猪ノ頭、(台下) 一ツ敵町、三反畑、シジゲ、小谷、見寄、柳ノ木、樋掛、下ノ原、瀬戸、小中尾、門山、岩建、門ノ前、桜馬場、(苗代部) 江良、江良谷、向平、カグメ石、灰ノ木、京塚、下ノ釣、堀ノ内、釜蓋、(女子畑発電所) 上ノ釣、横山、岩屋、(漆原) 滝ノ上、柳ヶ谷、西、西ノ上、白水、漆原、古井ノ久保、白岩、宇蔵野、

合田

(打越) 穴ノ谷平、経塚、ユルギ石、堀切、ヤハギ、桑ノ迫、浦瀬原、大津ゴ、アマダガ迫、打越、井手ノ下、坂ノ口、登立、樋ノ口、坂ノ台、八ノ久保、(大鳥) 火作、松山、仏ノ本、滝ノ上、東平、小滝道、鬼原、大鳥、西、天道、谷平、クスイ原、神ノハナ、椿ノ本、尾坪、菜黄ケ尾、奥畑、立石、赤迫、奥野、大滝ノ上、鼓ヶ城、鼠谷、(上ノ釣) 中ノ島、団子島、上ノ釣平、上ノ釣、上ノ島、(多々良木) 飛石、多々良木、片ヶ倉、仁田尾、仁田尾平、片ヶ倉平、川平、仁田尾原、熊ウド、二百田、二百田、山瀬川、宮ノタイ、(久保) 久保、谷尻、コヲヤ、滝ノ脇、片向、アマガキ、尼ケ迫、ハグレ久保、古後ノ迫、北原、曾根、六反、鬼付、麦尾畑、大久保、(下ノ釣) 釜ヶ迫、下ノ釣、猿渡、百合野、尾谷、鮎ヶ瀬、猪薮、内袋、池ノ本、砂原、百合野、平田、深田、トイノ元、(塔ノ本) 狸尾、今宿、塔ノ後、長尾、鷲ノス、馬盗人、老ノ蔵、下老ノ蔵、山ノ口、(中村) 湯ノ頭、中居、年ノ神、西ノ下、森ノ本、梶屋敷、今屋敷、木落平、水仙、石仏、へ原、飛松、目倉谷、源ノ原、灰坂、神園、横平、長迫、萩迫、ムクドン、妙見平、山ノ下、柴山、ビハ石、大平、金ヶ平、尾谷平、梅ノ木久保、(花香) 夏ハジ、尾迫、堀田、栗山、後迫、大平、餅子平、

合田

南亀ノ甲、花香、一丁久保、柚ノ木道、原中、西ケ尾、柿ノ内、カウカ塚、灰坂、山ノ上、穴谷、北亀ノ甲、池ノ久保、(山ノ釣)、城ケ尾、山ノ釣坂、山ノ釣平、山ノ釣、神ノ釣、合敷、上ノ釣、

(桜竹)原、ユノト、ユルガノ、クエノ迫、石塚、二川、井手ノ上、コノ下、コノ、前田、堂山、

早稲田、山ノ後、柴尾、松尾、大久保、栗ノ木畑、半畑ケ、神地、浅田、追ノ久保、上ミノヲ、丸畑、

長通り、カマド、タロシ、ナベカマ、カド田、ヒクサ、野村、山付、笹尾、サキ、オイエ屋敷、

蔵ノ脇、下屋敷、道ノ上、道ノ下、(古園)台カラ、センバ作り、カキゾビ、上大屋敷、ユウノ木、

新家、下、堂ノ上、万九郎屋敷、井川上、屋敷、谷端、ヤシキワキ、七兵衛屋敷、トナリ、下大屋敷、

弓場、二川坂、二川、ナメリ、池ノ久保、ウソ、堂ノ上、堂ノ脇、原ノ上、ミスミ、年ノ神、唐干田、

漆原、脇、コソノ、ドウグウ、山ノ下、コサコ、横畑、出水、用ジャク、原、辻、堂ノ前、井場ノ元、

井場、井川平、マエ田、滝ノ上、滝ノ脇、後、東、ヤシキノ下、ヲキ、ライエ、門、道ノ下、キド、

田中、キタクボ、中、上ノ段、ヤシキ、キドグチ、宮山、京ノウダ、平ノ山、コウガビラ、北平、

ヤシキノ上、井カワノ上、井川、シンデン、田ノ平、ソノ、井川尻、願シヨウ、オクバタ、サコタ、

キリメ塚、井手ノ上、清水ノ元、合薬、ケカチ水、(古場)滝ノ下、神デン、柿ノ木鶴、湯ノ上、

薬師山、古湯、湯ノ元、ウス石、イナクボ、岸高、(福島)桐ノ木、五十田、小原、合薬、谷尻、

綱掛、今成鉢、鳶ノ巢、西ノ迫、上ノ平、大久保、カサ、ソノ木戸、トシノ神、灰土、麻田、上ノ山、

御イエ、井川尻、イカワ元、カド、森ノ下、前田、ヤシキ、ヤシキ前、ドウノ上、加佐、ムカヒ、

桜竹
竹苅

立道、シモ、浦山、京塚、谷ノ上、天神井川、吉ノ口、川平、ヨコ井バ、山キワ、コウモリ穴、

<p>桜竹</p> <p>ツジ、クラ谷、水ノ元、源四郎久保、立平、アマツツミ、倉谷平、堤ヶ城、尻ウゲ、家ノ棟、立石、原、焼原、狐岩、狐岩平、出口、神田尻、神田、中ゾ子、長畑、クエノ迫、野田ノ口、野田、古ヤシキ、盗人ノヤマ、岩平、(築ヶ瀬) 亀ノ甲、築ヶ瀬、岩ノ上、柳ヶ瀬ノ上、ササオトシ、トラゲ、岩ノ下、小川端、コガクラ、滝ノワキ、井手ノ口、岩ノ下、フケ、井手ノ脇、ヨウシヤク、ワサ田、舟場、屋敷、築釣、松ノ木平、戸ノ上、小釣、</p>	<p>塚田</p> <p>(古賀) 古賀原、松戸、山ノ口、古賀山田、昔刈、西、古賀、(三反田) 平原、井戸ノ平、(近原) 用尺、椿ノ本、駄原、下近原、割掛、後ノ迫、宇草、(塚田上) 原ノ久保、小久保、川作、合六、高瀬、平草、秋切、馬ノ尾、(塚田下) 久保田、下原、山田、日向、山ノ下、川井迫、桐ヶ台、</p>	<p>本城</p> <p>(本城一) 黒岩、宮ノ本、川尻、二反迫、小西ノ上、井川本、川道、山田、中田、屏風屋敷、迫ノ久保、辻、畑中、福正寺、二川台、カノソノ、カケノキ、仏ノ水、小迫、ミミキレ、桑ノ木迫、茶屋ノ本、麦ヅル、(本城二) 迎山、中園、鍛冶屋、前田、鬼ヶ岩、ヒルヲ、大久保、ウソノ平、堂山、笹尾、小ソノ、原、カリサコ、木舟、迎田、霜原、(本城三) 一手野、若山、平原、古苑、中井川、エバ、ツル、ツルヒラ、末野、池ノ釣、ノヲカケ、ゴマガサコ、フヶ原、横平、</p>	<p>馬原</p> <p>(出羽) 谷頭、井場ノ迫、祝堂、年神、出羽、松尾、安入寺、尾谷、(後場) 小釣、辻防、後場、上太平、(榎釣) 瀬野尾、ミノフ、又ヶ迫、榎釣前、梨ノ木迫、鞍形尾、釣、上ノ迫、飯盛塚、池ノ平、西ノ迫、西ノ尾、(奥畑) 合清水、作道、奥畑、上ノ山、銭塚、大平、池ノ塔、兎堀、八十石、竹ノ迫、李蔵、上ノ尾、無田、藤原、クイド、谷ヶ谷、台、寅丸、佐古山、耳迫、(金場)</p>
--	--	---	--

馬原

山伏、神ノ田ノ上、下台、金場、(金ヶ塔)尾付、戸屋ヶ迫、金ヶ塔、土器毛、鞍掛、堀切、寺ヶ迫
 井手平、老ヶ台、(黒谷)黒谷、金取、土面、船戸、夫婦石、桐ノ木迫、吉原、長ノ迫、中部里
 打連、片田、松ヶ平、立石、小藪田、井ノ頭、中ノ迫、(塩井)山見迫、下釣、ホギ、芋ノ迫、塩井
 桐山、柿ノ木迫、(草三郎)北向、川尻、草三郎、中ノ上、上桑釣、(高倉)黒岩平、多々良
 枳ノ木、引越、平、村ノ上、高倉、滝ノ上、穴手、段ヅ、下ノ迫、向フ、(高尾)扇畑、高釣、丸山
 小原、中尾、高尾、向釣、トラグウ、落合、八反田、(高塚)鬼作、兜石、葉研ノ下、小迫、岩ノ下
 カイノギ、石畳、畦高、高塚、小田塚、道ノ上、往来ノ上、狸敷、神川、山ノ上、吉ノ迫、石鍋
 船ヶ迫、立石平、丸山、山野、北平、流田、(土草)上西ノ迫、中見尾、境田、土草、(袋)川平
 辻、久保、其ノ平、タラ、筑前台、田ノ頭、袋、西ノ原、柿穴、井川、池ノ頭、桔梗坂、平野
 (本村)流田、深町、松川、後口、桑釣、モツソウ、大清水、長畑、鶯ノ巢、豊前防、堤ノ口、本村
 原、八反畑、谷山、崎釣、(宮園)塔毛、尾原、滝ノ平、柳ヶ谷、下原、滝ノ下、木戸平、西ノ下
 ソヲヅ、奥畑尻、隠田、(矢瀬)結ヶ瀬平、詰ノ坂、南下、向平、小ノ平、深谷、矢瀬、平ノ頭
 宇遊野、鶯ノ巢ノ上、上台、ハナレヲ、(尾戸)日平、井川尻、巳竹ノ迫、尾戸、桑ノ元、乙西ノ原
 漆ヶ迫

湯山

(天ヶ瀬)穴畑、柳ヶ瀬平、天ヶ瀬、湯坂、湯、上湯瀬、長石平、川平、角口、(池ノ原)池ノ原
 向ツル、熊袋、戸ノ上、松山、(田代)中畑、中畑辻、門ノ畑、川原谷、尾切、田代、上ノ久保
 田代、稲干場、大久保、中ヶタ、ミノウ、堺田、狐塚、北平、上谷、谷、下谷、上谷日向、上谷
 雀山、兜石、縄手添、(西)鬼ヶ藪、袖ノ木迫、秋切、折戸ノ上、スズレ、中ノ迫、桐尾、木落

湯山

原ノ口ノ迫、長角、多尾、大久保、辻、迫、一ノ谷平、西、西山、栗ノ塔、尾先、敷ノ下、西ノ後、田久保、御所園、台良、井川元、井川尻、前平、井ノ上、宮ノ本、一ノ谷、経塚、小場、山の下、梅ノ木久保、サギ迫、蛇釜、ふうの木、樋ノ口、高平、タルタル、弁才天、吉ノ迫、浪石、立石、船ヶ塔、平原、折橋、柳ノ本、掃土敷、猿ヶ塔、橋詰平、

大山町

大字

小

字

東大山

(小五馬) 南小畑、ホキノ元、響岩山、大平、下ノ平、南山ノ下、舟渡、中村、口ノ坪、七反田、平ノ上、エゴノ平、コウブリ瀬、南山ノ上、水口、御手水、五馬坂、平井川、小屋ノ原、登立、神園、蔵屋敷、早水、築平、上興畑、上尾谷、池ノ釣、(熊古) 下興畑、北山ノ下、瀬古平、(千文) 千文平、江良釣、折戸、三反畑、淵ノ上、築地ノ元、神面、川釣、下菅根、清水ノ元、下山際、用尺、千文、ホクチ、鳥ヶ塚、(高取) 地頭石、横井、文ノ草、大石、下井尻、園山、年ノ神、辻、森脇、下夕道、向イ山、清水山、コバノヲ、(伝里) ナミノ原、尾釣、ゴジイゴ、ヒナノ、伝里、上ノ畑、榎瀬、中山際、天ジギ、小代良、(続木) ユスギ、下餅コベラ、小久保、柳迫平、堀田、松ノ下、柳迫、上井ノ尻、鬼杉、取立、続木原、山ノ後、森ノ上、古家ノ平、古家ノ台、森ノ元、高塚、松山、(中間) 上ノ山、上山際、林ノ下、鋤先、尾園、北の園、島、久保ノ下、馬場、堂の前、北山ノ上、乗越、星か所、池田、地藏堂、谷ノ上、荷卸、マキノハナ、小原、堅椎、猫石、猫原、(花平) 穴ノ元、台、木六平、木六、下北平、西小畑、大台、南桑釣、花平、小杉、坂、中尾迫、

東大山

上北平、柿屋根、平ノ台、瀬ノ口、スズレ、惠平、旗ヶ塚、横手、酒迎場、下ノ迫、八石田、田向、坂ノ上、(東折)マジヤクリ、上餅コベラ、日作、福ヶ迫、狸穴、丸尾ノ後、六郎次、金ヶ平、東平、ウド、前田、東折、森、丸尾、森ノ下、原、シユウ川、下谷、立石、カタナ石、東小畑、東桑釣、立平、(東釣)七曲リ、下野、蛇塚、釣、藤萩、岩穴、下尾谷、(舟戸)赤仁田坂、西桑釣、シゲン田、中野、上曾根、坂ノ下、

西大山

(汗入場)坊主石、赤仁田、南郷ノ里、汗入場、椎木山、総鳥、ウド山、築瀬、塔ノ本、(上野)古田、石川内ノ上、石川内、石川内ノノ、尾迎、上野、原、曾根、カラミノ、ゲス弘、ゲス、タラ、熊ノ藪、村ノ向、成ヶ瀬、ツルノ迎、釣ノ向、石川内、音林、馬ゴロバシ、(後迫)サコ、上立田、松平、ウド、枳ヶ原、セトノ山、イラノ迫、松平、後平、トツプリ迫、古人塚、堂ノ山、向平、藏ノ本、セト、林、寺ノ前、森ノ上、ツル、森ノ脇、上畑、ミロク、森ノ脇、庄屋敷、堂ノ山、向平、シモ、(小切畑)上岳、加峯越、芋ノ平、境ノ谷、谷尻、梅木原、耕地ノ後、中シマ、下ノ平、ヒラ、堀田、中野、平太郎、一ノ坂、鳥宿、ヒキ谷、釣ノ谷、鳥居ノ元、クレ田、(小平)大石原、小平、小口、大良、クエノ迫、クエノ平、コンビラ山、(片瀬古)堺ノ谷、小台ラ、上ノ山、白別当、小畑、新心、平石山、小詰、千榊原、後迫、ヒラ、筏場、山ワキ、橋場、三角畑、三角ノ、渋川、横田、シヨフウ、竹の山、上ノ山、合ノ迫、道ノ上、片瀬古、道ノ向、井ノ迎、平畑、平ノ山、高野、梅ノ木、川ツル、道ノ上、伝真アン、横道ノ上、弁才天、水ノ元、北山、(加峯)タイ、椎谷、道ノ上、コヤシ、上尾ノ上、馬場ノ上、ヤシキ、村ノ上、アマダ迫、井ノ頭、平ノ頭、甚兵衛ヤシキ、井川坂、加治穴、加峯、馬場、堂ノ上、加峯、南、直ノ下、中ヒラ、亀甲、井川ノ下、中ヒラ、

西大山

塔ノ下、正竜山、追、吉野道、(鎌手)城ノ腰、夫婦石、ムタ、目掛、下鎌手、園田、上ノソノ、
 源太、門ノ下、中シマ、岩ノ下、根井川、宮ノ本、高平、ホリ田、追分、新開、フスベ追、中板井川、
 木水、古穴、道ノ上、奥畑、イナリノ向、土横井、(上下山)大平、出ノ上、石原、泥測、灰ノ内、
 小浦岩、広瀬ノ上、上山、松葉、松原、広瀬、道ソネ、谷流、尾追、平、岩ノ上、尾追、茶神、
 井川尻、タル水、長追、下山、森ノ下、大道、古田、田ノ本、清水、金ヶ平、田頭、(吾々路)長尾、
 ハネタ道、アラ谷、ハネタ、長尾、カデバライ、長尾ノエ、アラ谷、立石、打越、長尾ノ上、
 荒神ヤブ、長尾、地藏ノ上、地藏ノ下、井手ノ口、中シマ、下吾々路、吾々路、下吾々路、台ノ平、
 打越、梨ノ木追、高無連、下ノ平、下吾々路、ヲサキ、川平、吾々路、ヲシケ原、馬鞍石、滝口、
 坂ノ下、合須賀、モミギ、横岳、古田、横払い、長払い、ヒヨウタン払、出ノ口、ナメリ、下吾々路、
 (下川原)下ノ釣、石原、下川原、松平、山田平、平石、今村、下井川、カヤ原、今村ノ上、妙見、
 水口、丸尾山、久保畑、大平、柚ノ木追、上ノ山、舞ノ追、仲、万々金、池ノ向、横井、荒谷、
 生ヶ平、飛ノス、五郎鳥、川平、(下釣)下釣、(竹ノ追)鳥ノ内、カヤノ追、鳥ノ内迎、袋山、
 上袋山、(田来原)ツラ坂、滝口、出柿ノ追、高無連、本追、トヤ、猿掛、ツバメ石、石タタミ、
 上台、北長谷、田来原、横井ノ向、横山、(中大山)森ノ前、砂田、堂ノ本、中釣、シマ、テリ林、
 中ソネ、井ノ尻、竹ノ下、山ノ下、カジ原、長追、札ノ木追、谷追、アゼ畑、(中川原)天神森、
 中島、茶ノ木原、中川原、榎瀬、ビワ田、宮ノ本、小川、藤田、山口、山口ノ上、横田ノ上、岩ノ下、
 横田、新上寺、大フケ、塚ノ本、カキゾイ、花平作り、横田ノ下、川原田、大石原、年出、城ノ上、
 比平、アタゴ山、(中津尾)川平、中津尾、森ノ向、中津尾野、辻、堂ノ前、堂ノ先、ツル道

付録

西大山

(西釣) 上釣、大塚ノ本、塚ノ本、釣ノ前、ツル、川ツル、鍛冶屋ノソノ、鍛冶屋ノ上、鍛冶屋、早水、鍛冶屋、鍛冶屋ノ下、年神迎、瀬古道、瀬古迎、谷頭、ウルシゲ追、柚ノ木、川久保、中村、矢所ノ上、シイ谷、クヌギオ、矢所、ヲキ中、クイド、トゲキ、北向山、田ノ尻、田ノ平、猿道、駄守、ツルノ上、ツル、アラ谷、藤木、作り道、トヤ、中來、谷、下林、柳流、中藤、中藤ノ下、コヤス原、カマノ、烏枕、八間石、横道、貫見、ホキノ上、池ノ平、作りカクラ、坊主石、永見追、高野岳、(野瀬部) イラノ追、ホリ田、山下、仏ノ原、橋ノ詰、ツル、合谷畑、立畑、原口、上畑、石坂ノ上、上ノ平、ツル、袋、辻ダイ、上袋、原、築平、大久保、田ノ口、田ノ平、石坂、下立田、城ノ上、大久保、小久保、中塚、築平、辰口、池田、(東川内) 澁川、谷平、平面、中松、下台、上台、時鳥、時鳥ノ上、ヒラ、登り立、ヒラ、小羽瀬、ツグウ山、クイド、後ケ追、日向、日ガクレ、ゴクドン、年ノ神、スキ先、瀬古立平、コバノ追、池ノ平、(松原) 曾毛道、葛茂、葛原、ヲク畑、スダノ、若山、駄廻ノ上、(柚木) 山下、柚木、保口、ナダラ、横原、横原畑、横原、ヲク畑、(綿打) 井手ノ原、浦ノ谷、串作、平、澁川迎、串作、井川ノ上、下ノ追、加峯坂、浦ノ谷、岩ノ下、ツキマワシ、芋野、尾ノ上、小迫、長尾の向、下向、早水ノ上、下り、水落、綿打ノ上、水落、綿打、笠箱、川原ノ上、川原、川原ノ前、岩尾、栗木台、タヲ、川原ノ上、

宇佐宮領五箇所付得善名史料

一 八幡宇佐宮御神領大鏡

○到津文書
大分県史料二四

○首略

一園く散在常見名田

○豊前
国略

豊後園

○中略

日田郡五箇所

由布田敷

三尾田

四至

竹田村

四至

田嶋別符

四至

今泉

四至

宇佐宮領五箇所・得善名

日田郡五箇所
三尾田(由布田)

竹田村

田嶋別符

会所道

今泉

田敷八町 但宮召加地子定田六町八段卅 加地子稻百卅七束六把

田敷十五町 但宮召加地子定田二丁五反廿 加地子稻五十六束八把

田敷廿六丁 但宮召加地子定田十一丁四反 加地子稻二百廿八束四把

東限岳 南限大河 西限大道 北限田卯酉大道

東限井手嶋高岸 南限大河 西限大隈 北隈床河

東限田 南限田并會所道 西限大道 北限田并卯酉大道

田敷一町 但宮召加地子定田三丁 加地子稻八十束

東限古河 南限川原區北高岸 西限伏河 北限古河

石井別符

石井別符 田數八丁

件五箇所者、本荒野空閑之地也、而以去長元九年二月廿八日、府權檢非違使(目下)早部爲行、申請隨

近刀祢大領大藏・大介紀朝臣之證判、令開發居住、殖立多桑、彼爲行死去之後、女子早部(目下)妙高

子、以永承三年二月十日、任爲行證文并府下文等旨、可領掌之由賜廳宣畢、以同月廿一日、得

大領大藏千員施行畢、以永承七年三月十日同狀、賜府下文畢、爰以天喜二年之比、妙音子令

進上彼所領於大府之閒、自大府被預長門講師貞惠家之閒、宇佐宮御領肥前國藤津郡桑垣貳箇所

一所在能美郷山田村、四至 限東小河 南限山 西限河 桑員玖佰八十五本、彼兩所爲遼遠閒、依不叶

一所在多良郷内、四至 限東海 南限河 西限山 北限宮前 桑員佰八十本、

神事、以天喜二年八月廿五日相博之狀云、件藤津雖爲宮領、依爲遠國、用途之閒不便宮用自以

窄籠、仍尋便宜、以近郡日田郡散位大藏朝臣永明進府桑、限永年相博申既畢者、

二 豐後國大田文寫

○東大史料編纂所藏平林本
大分県史料三六(一六一二)

○弘安捌年玖月 日。日田郡關係ヲ「日田莊史料」四八
号ニ收ム。本文省略。此ニハ關係部分ノミヲ抄出ス。

一 日田郡五百六十町ノ内 (朱線引)
イ七百六十余町、又六百余町、

日田庄五百町

隨近刀祢大藏・
大介紀朝臣ノ証
判
大領大藏千員施
行ス

大藏永明府ニ上
ル郡内桑ト相博

○筑前國
以下略。

○中略

竹田別符二十二町

宇佐宮領(符)

竹田別府貳拾貳町

領家清水谷 (公藤) 大納言家跡、

地頭豊前大炊助入道殿女子、持明院別當入道家室家跡、小田原次郎景泰法師法名寂仏并同五郎景江郷

買領候由申候、

宇佐宮領

田嶋・由布・石井・今泉

田嶋・由布・石井・今泉 貳拾貳町

領家清水谷大納言家跡

同弥勒寺領

得善名六町

弥勒寺別當

○大肥莊以下略。

弥勒寺領得善名

三 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本 鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。日田郡關係ヲ「日田莊史料」四九号ニ抄出。本文省略。此ニハ關係部分ノミヲ掲グ。

日田郡五百六十町 他本云六百六十餘町、又云七百町、又云六百町、又

日田莊五百町内 領家三条輔入道殿御跡

四百五拾町

地頭織日田彌三郎永(法名)法基

宇佐宮領五箇所・得善名

宇佐宮領五箇所・得善名

竹田別符

竹田別府貳拾町二段 領家冷水谷大納言家跡、地頭職豐前(公藤)

大炊入道女子持明院別當室家跡、小田原次

郎景泰法名寂佛・同五郎景郷買得之由申、

田鳥(鳥)・由布・石井・今泉二十二町 冷水谷大納言跡、

得善名 宇佐彌勒寺領

○大肥莊
以下略

四 宇佐永弘保範得分物注進狀案

○到津文庫
大分県史料一

(端書)
一當社宇佐宮兼番長保範注進狀、番長所帶得分物等事

貞和四年十二月廿九日

注進

御炊殿番長所帶得分物等事、

○中略

一三十三年一度御遷宮并御還宮御供米事、

遷宮二八

拾五石以下雜事等自豐後國勘渡之、

永弘氏所帶得分物ヲ注進ス

還宮

還宮二八

筑前國五石 筑後國五石

肥前國五石 肥後國五石

豐後國二石 常見二石五斗

得善二石五斗

得善二石五斗

菓子以下雜事等見例文、

已上五拾石遷宮・還宮加雜事等定、

一同御還宮之時、古ノ御器・佐良・御服以下御炊殿分預之、

一同御還宮・御遷宮之時被物饗膳在之、

一御炊殿造營并御遷宮之時得分在之、

右、注進如件、

外ニ大雜仕女ニ下行分、小雜仕女下行分

貞和四年十二月廿九日

兼番長宇佐保範(永弘)(花押)

五 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

○關係部分ノ
ミ抄出ス。

宇佐宮領五箇所・得善名

宇佐宮領五箇所・得善名

注進

氏時當知行散在所領所職等事、

○中略

同國日田庄竹田別府(符)半(豊後)分

○下略

右、注進如件、

貞治三年二月 日

六 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

○關係部分ノ
ミヲ抄出。

親世當知行國々散在所領所職等事、

○中略

同國日田郡竹田別符半(大友)分

○下略

右、注文如件、

永徳三年七月十八日

日田庄竹田別符
半分

日田郡竹田別符
半分

大原八幡宮ニ神領トシテ竹田内地方八町ヲ寄進ス

大原 八幡宮爲神領、(日田郡竹田別荘)竹田内地方八町、永代令寄進候、向後御修理等相遂、全進止肝要候、仍狀如

永祿二年

七月三日

大はら 神主との

(大友) 義 鎮 (花押)

ハ 大友宗りん義安堵狀(紙切)

○橋本文書
大分県史料一三

豊前国在陣ヲ賞シ神主領及比田地八町ヲ安堵ス

今度於豊前國遂在陳、所々手仕軍勞感入候、因茲、代々神主領并田地八町、令賀之者也、仍狀如

(年未詳)

十一月二日

(大原八幡宮) 神主宮大夫殿

(大友義鎮) 宗りん (花押)

宇佐宮領五箇所・得善名

七 大友義鎮寄進狀(紙切)

○橋本文書
大分県史料一三

付 録

一 宇佐宮領五箇所等四至及日田市大字・小字对照表

。宇佐宮領「日田郡五箇所」及ビ「弥勒寺領得善名」ノ所在地四至ヲ特定スルコトハ、現段階ニテハ困難ナリ。今関連大字・推定小字ヲ掲グ。

得善名	別符名	四至	面積	大字	小字
石井別符			八	石井	
今泉		東限古河 南限川原区北高岸 西限伏河 北限古河	一	友田	今泉(?)
田嶋別符		東限田 南限田并会所道 西限大道 北限田并卯酉大道	二六	田島	田島
竹田村 (別符)		東限井手嶋高岸 南限大河 西限大隈 北限床河	一五	竹田	
由布田敷 三尾田		東限岳 南限大河 西限大道 北限田卯酉大道	八 (町)		
			六	友田 庄手	徳瀨 徳瀨

大
肥
莊
史
料

一 和名類聚抄

大肥莊ハ夜開郷ノ内

安樂寺

喜多院

長元五年大肥莊等ヲ寄進ス

大藏永季相撲節会ニ参洛

○当郡関係部分ヲ、「日田莊史料」九号ニ収ム。本文省略。豊後諸郡ノ郷ノ錯簡多ク、海部郡中ニ、混入セル「日田」ハ郡名、以下ノ「在田・夜開・日理・父連・石井」ガ郷名ナリ。当莊ハ夜開郷ノ内ナリ。

二 太宰府天満宮安樂寺草創日記

○太宰府神社文書
大宰府・太宰府天満宮史料五

天満宮安樂寺草創日記次第不同

○中略

諸堂諸院之數并代々寄進事、

○中略

喜多院

四寺、戌亥角、尺迦・多寶、普賢・文珠、今彌勒井、後一條院御願

長元五年壬申建立、寄進小中庄・大肥庄等、堂僧六人・三昧六人、(豊後日田郡)

三 豊後國日田郡司職次第

○東大史料編纂所影写本
大分県史中世一

大藏姓六十五代 号鬼太夫 後三條院御宇延久三年于時十六歳 永季 初而被召相撲節會、應宣旨擬令参洛之時、有所存之儀、自身高勢不違寸分、令造顯于昆沙門之形躰、

大肥莊

等身毘沙門天ヲ
造立

十ケ度負ケズ

宜稱未來本尊之由、致祈誓畢、下國之後、令建立堂舎、奉安置件毘沙門、同御宇自同年三个度、其後又堀河院御宇、自寛治五年(一〇九)、至長治元年(一一〇四)、七个度、以上十个度終不肯負、手合勝負日記在別紙矣。

○大藏永季ノ相撲節会出仕ヲ、延久三年(一一〇七)トスルハ、尚檢討ノ余地アリ(六号、百鍊抄参照)。同年ヲ十六歳トスレバ、寛治五年(一一〇九)ハ三十六歳、長治元年(一一一〇)ハ四十九歳トナル。

四 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂発行

大藏氏 永季 号日田鬼大夫

永福田寺

○延久三辛亥年、十六歳而始被召相撲節會、應宣旨擬令參洛之時、有所存之旨、自身高勢不違寸分、令造顯于毘沙門形躰、宜稱未來本尊由、致祈誓畢、下國之後令建立堂舎、奉安置件毘沙門像、永福田寺是也、自是以後三个度、依宣命、令相撲節會參洛、每度不負矣、或説曰、永季最初參洛之節、從雲州、大力量之小冠者、此等此度被召相撲節會、令上洛由、有其間、依之、於諸社祈願有之、既上洛之刻、筑前國到太宰府、小河之傍有童女一人、向永季曰、君此度於雲上可逢奇妙之大力、其長普通之從人勢悠小、膝身鐵肉、而力無量也、拉之難以人力、于茲、渠軀中、方三寸有人肉、諸人不知之、彼母有祈願之旨、渠胎妊之閒、禁軟胡瓜胡、喰鐵砂、故産兒、身鐵膚也、雖然或時、懷胎中母誤食甘瓜、留胎兒之額上爲人肉、此旨全不可疑、尙至其節、可見乾方、云畢不見矣、永季感奇特、有天滿宮參詣、令寄附日田郡之内大肥庄、無程至帝都、相撲之時、件逢小冠者、實可手合

大藏永季天滿宮

ニ大肥莊ヲ寄進ス
老松大明神勸請

永季大肥莊ニ於テ逝去、明星寺ト云フ

延久二年大藏永季草創

四条宮西對ニ於テ五番相撲アリ

無方便、永季兼而任神告、見乾方、于茲以前之童女現虛空、向永季、以右手自身押額門、忽永季舒右手、擲小冠者額面、果而有人肉、額門忽破平服矣、永季歸國之後、於大肥庄内、奉勸請老松大明神也、

○中略

○寛治五辛未年、蒙宣旨、永季令參洛、遂相撲節會、得勝利矣、又同御宇、長治元甲申年、蒙勅命令上洛、遂相撲節會、至爰以上七箇度、於禁裏、逢相撲節會、每度得勝利也、此度歸國之刻、路中被犯風氣、御違例、當郡内大肥庄、於村薄逝去、此所号明星寺云、

五 豊後國志

(日田郡神祠) 在大肥莊中島村、延久老松明神祠二年、大藏永季所創、

六 百鍊抄

○新訂増補国史大系 一一

(延久三年) 八月三日、於四條宮西對、有五番相撲、一條院例也、但記云、宇治前相國被申云、五番相撲、是古今祕藏事也、仍公卿有其選、非職常人輒不見物事也、

○延久三年(一〇七一)ニ五番相撲ノ行ハレタルコト見ユルモ、大藏永季ノ出仕ノコトハ未詳。次号嘉保二年

大肥莊

大肥莊

(一〇九五)ニ永季ノ出仕セシコトハ確實ナルモ、此レハ二十四年モ後ノ事ナリ。延久三年永季十六歳トスレバ、嘉保二年ハ四十歳トナル。永季ノ相撲伝承ハ検討ヲ要スルモノアリ。

七 中右記

八〇史料大成

相撲人脇大藏永季

〇嘉保二年(一〇九五)八月十日条。関白藤原師通左右相撲人ヲ御覽、之ヲ饗ス。左十二人中ニ「脇永季」アリ。本文「日田莊史料」二二号ニ収ム。省略。

八 爲房卿記

六〇大宰府・太宰府天満宮史料

相撲人左助手大藏永季

〇嘉保二年八月十日・同十二日条。関白藤原師通・左大将藤原忠実、左右相撲人ヲ饗スルコトニ係ル。左十二人中ニ「助手永季」アリ。本文ハ「日田莊史料」二三号ニ収ム。省略。

九 殿 曆

六〇大宰府・太宰府天満宮史料

相撲御覽アリ
大藏季貞出仕ス

〇天永二年八月廿日・廿一日条。相撲御覽アリ。「^{左大藏季貞}十番右九部貞成、^勝」トアリ。本文ハ「日田莊史料」二四号ニ収ム。省略。

相撲人大藏季実

大藏季貞、鬼太
三郎勝ツ

彦山三御嶽及び
四至ヲ注ス

10 中右記

○史料大成
一一

○天永二年八月廿日条。相撲召合アリ。「十番左大藏季実、勝、鬼太三郎、白丁」見ユ。抄文「日田莊史料」二五号ニ収ム。省略。

二 長秋記

六 ○史料大成

○天永二年八月廿一日条、相撲御覧アリ。十番「左大藏季貞、勝、鬼太三郎、白丁」トアリ。大藏季貞ハ日田郡司家ノ人カ。本文ハ「日田莊史料」二六号ニ収ム。「郡司職次第」・「豊西記」ニ所見ナキモ参考ノタメ掲グ。

三 彦山流記

○高千穂家文書
彦山編年史料古代中世篇

彦山流記

○首尾共ニ略シ、
關係部分ヲ掲グ。

三 所權現當山跡東後西前靈山寺三御嶽子細支、

南俗跡 伊弉諾尊 釋迦垂迹

大肥莊

大肥莊

北法躰嶽 天忍骨尊 阿弥陀垂迹

中央女躰嶽 伊弉册尊 千手垂迹

南限豊後日田郡
屋崇 大肥里

在四至、東限豊前國上毛郡雲山國中津ノ河大井手口、南限屋形河壁野豊後國日田郡屋崇 同大肥里、西

限筑前國上座郡内把岐山同西島郷 并下座郡内圓幸浦尻懸石同國喜摩郡八王子ノ道祖神、北限豊前

國田河郡巖石寺 藏持山法躰嶽、

○本書ニハ「建保元年癸酉七月八日」ノ奥付アリ。

三 豊後國大田文寫

○東大史料編纂所藏平林本
大分県史料三六(一六一二)

○弘安捌年玖月 日。「日田莊史料」四八号ニ
日田郡關係部分ヲ抄出。当莊關係ノミヲ掲グ。

一、日田郡五百六拾町ノ内

○中略

大肥庄六拾町 領家安樂寺別當御房

地頭上野國御家人大鷹四郎頼胤跡當知行不明、

大肥庄領家安樂
寺別當御房
地頭大鷹頼胤跡

一四 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。日田郡關係ヲ「日田莊史料」
四九号ニ収ム。コヽニハ当莊關係ノミヲ掲ク。

日田郡五百六拾町 他本云七百六十餘町、又
云七百町、又云六百町、

○中
略

大肥莊領家安樂
寺別當御房
地頭職大鷹頼胤
跡

大肥莊六拾町 領家安樂寺別當御房、地頭職上野國御家人大鷹四郎(頼胤)跡、當知行未分明、

一五 夜明茶屋ノ瀬板碑銘

○大分の石造美術
○日田市大字夜明字茶屋ノ瀬

板碑ヲ造立ス

(梵字キリーク)

曆應二〇己
卯 十一〇十日

一六 一色道猷範氏寄進狀

○大鳥居文書
大宰府・太宰府天満宮史料一一

安樂寺和歌所ニ

寄進 天満宮安樂寺和誦所

大肥 莊

大肥莊

三二二

所領ヲ寄進ス

大肥莊吉武小丸名田地

岩田莊内田地相違ノタメ新ニ寄進ス

又相違ノタメ寄進ス

肥前國鳥屋村内田地捌町岩光七郎・同國山浦村内田地伍町除承天寺寄進以下・豊後國球珠郡飯田郷内

賀伊曲村田地拾町古庄下野・同國大肥庄吉武・小丸丸名田地漆町皇地以下・地頭職事、

右、菊池武重以下逆徒蜂起之閒、發向肥後國之刻、於太宰府原山、去建武四年九月十三日夜、依被

嚴重瑞夢、以筑後國岩田庄内田地卅町寄進和謂所畢、如彼狀者、當宮前修理少別當信哲菅氏爲往代

之所役、勤月次講會之上者、彼地止長者長吏之綺、可全領掌云々、爰以當庄御寄進聖福寺、件地相

違之閒、爲其替、以三瀨庄内安武村南北内田地、并大肥庄内吉武小丸丸田地、貞和二年十一月十六

日寄進之處、又以相違之閒、今所寄彼地也、然早信哲勵懇誠、勤講演、可奉祈天下泰平・海内靜

謐、殊 將軍家安全矣、仍寄進之狀如件、

觀應元年六月五日

沙彌道猷(色範氏)(花押)

一七 安樂寺領注進目錄案

○太宰府天満宮文書
大宰府・太宰府天満宮史料一

〔端裏書〕
「一むかしノ宰府之〔 〕帳共也、」

○首欠、所領ハ九州九箇國・老岐ニ及
ブ。他ヲ省略シ豊後國ノミヲ掲グ。

一 豊後國一圓

大肥莊 津江山

真幸莊

(日田郡) 大肥莊

(誤字アラシ) 眞幸莊不知行、

略 ○中

(日田郡) 津江山雖有根本神領號、當山專當押領之、

右、大略注進如件、

觀應三年二月日寫之云々、

都維那大法師實會

寺主大法師幸祐

上座法橋上人位聰慶

權修理別當法眼和尚位

上切候政

一六 權律師源海讓狀寫

○彦山泉藏坊文書
彦山編年史料古代中世篇

讓與

三河公義海所

坊舎敷地持仏持
經担那等ヲ弟子
義海ニ讓ル

一 坊舎同敷地

一 持佛持經諸檀那才不殘、

一 大隅國且那一人も不殘、

一 薩摩國且那一人も不殘、

大肥莊

大肥莊

豊後国旦那

日田郡旦那一人
残ラズ

一筑後國旦那一人も不殘、

一肥前國旦那一人も不殘、

一豊後國旦那一人も不殘、

同 日田郡旦那一人も不殘、

右、件坊舎諸旦那才、權律師源海雖爲相傳、弟子三河公義海、限永代讓與所實也、他之無妨、可令知行也、仍爲後日讓狀、如件、

文明六年甲午三月三日

權律師 源海 在判

一九 諸檀那等日記寫

○彦山泉藏坊文書
彦山編年史料古代中世篇

義海諸旦那以下
ヲ三位公琳周二
豪ル

諸旦那才日記

一肥前國一人不殘之、同高來一人不殘之、

一筑前國一人不殘之、

一薩摩國一人不殘之、

一大隅國一人不殘之、

一日田郡一人不殘之、

日田郡一人モ残
ラズ

明應二年癸丑三月十四日

泉藏坊 義海 在判

三〇 大友義鎮書狀

○大鳥居文書
増補訂正編年大友史料二一

分國中天滿宮領
ノ相違ナキヲ期
シ国家安全ノ祈
念ヲ致サシム

分國中天滿宮領之事、如前々、無相違被得其意、國家安全之祈念尤候、修造以下不可有由斷候、猶

田北大和守可申候、恐々謹言、

(鑑生)

(永祿四年九)
九月廿八日

(大友)
義鎮(花押)

大鳥居殿

三一 刀衆先代帳

○彦山勝田坊文書
彦山編年史料古代中世篇

腰原二俣嶽陣取
ノ日田衆玖珠衆
落城ス

一永祿十一年戊辰正月十一日

於腰原二俣嶽ニ陣取、日田衆・(玖珠カ)玖須衆也、彦山衆何も山領之衆取懸候而、則落城也、豊後州之

陣、吉木浦彼陣二俣落城候故、馳而歸陣也、

三 大友宗麟義鎮感狀

○財津文書
彦山編年史料古代中世篇

彦山取懸ノ刻ノ案内ノ忠意ヲ賞ス

今度彦山衆徒中一雅意、依無止事、至彼山取懸候刻、其方變十五郎、以案内者、一山輒打崩屬案中候事、連々之忠意顯然、寔感悅無極候、至彼者、能々可成其感事、專要候、方々取鎮、此節之忠義、必一廉、可賀之之趣、猶曰杵越中守可申候、恐々謹言、

(永祿十一年) 六月卅日

(大友義鎮) 宗麟(花押)

財津治部少輔殿

三 刀衆先代帳

○彦山勝岡坊文書
彦山編年史料古代中世篇

豊後衆日田衆佐田嶽出陣ノ彦山座主軍ト戦フ

一 永祿十二年己巳三月十八日、座主連忠、至豊州敵被召候、以此故於佐田嶽、豊後衆・日田衆被取懸候也、座主、種善御在陣、彦山衆何も出陣也、津野殿・乙石殿其一族悉誅戮也、

二 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三二

秋月種実反シ島

(天正六年) 〇十二月、龍造寺隆信發自立之志、叛豊後欲略筑後、〇秋月種實叛豊後、應島津、率帥豊後日田郡

津ニ応ジ日田郡
大肥莊ニ放火ス

(肥)而放火、實是月三日也、
大井莊。郡土等合兵、擊種實走之、筑紫廣門亦叛豐後、應島津、與秋月合謀、欲略筑前・豐前、

三五 大友義統感狀(紙切)

○羽野文書
大分県史料一三

秋月及豊筑逆徒
退治ニ毛利某同
城ノ軍勞ヲ賞ス

今度秋月并豊筑之者共、惡逆之企不及是非候、然者毛利兵部少輔以同城、別而軍勞之由、感入候、
彌馳走簡要候、必取鎮可賀之候、恐々謹言、

(天正七年九)
三月廿二日

(大友)
義統(花押)

羽野勘七郎殿

(包紙ウハ書)
「羽野勘七郎殿

義統

三六 大友家文書録

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

(天正七年八月)

〔十七〕日、秋月兵到大肥庄在日、阿南養乘力戰、負

(此)

浦上彈正忠長門入道、

登材木岳城、

秋月ノ兵大肥莊
ニ攻メ入ル
材木岳城ニ登リ
防戦ス

附中 (島主殿之助、義統) 授書於統之、又作書、賞阿南養乘戰

(功)

○『増補訂正編年大友史料』二四所収ト校合、傍注ス。

大肥庄

元 大友義統感狀(紙切)

○石松文書
大分県史料一三

〔端裏切符〕
〔墨引〕

大肥莊ニ於ケル
秋月行ノ忠貞ヲ
賞ス

前十七、於大肥庄秋月行候之處、其方事、碎手被疵之由候、忠儀之次第感入候、弥可抽粉骨事、肝要候、必取鎮、追而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正七年)
八月廿六日

(大友)
義 統 (花押)

石松左近亮殿

三〇 大友義統感狀

○志賀四郎文書
大分県史料一三

大肥莊ニ於ケル
秋月行ノ時ノ軍
忠ヲ賞ス

前十七、於大肥庄秋月行候之處、其方事、碎手分捕高名、被疵之由候、忠儀之次第感入候、彌可被抽粉骨事、肝要候、必取鎮、追而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正七年)
八月廿六日

(大友)
義 統 (花押)

志賀八郎殿

大肥 莊

大肥莊ニ於ケル
秋月行ノ時ノ忠
儀ヲ賞ス

三 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

〔前〕十七、於大肥莊秋月行候之處、其方支、碎手被□之由候、忠儀之次第感入候、彌可勵粉骨支肝要
之候、必取鎮、追而一段賀之候、恐々謹言、

〔天正七年〕
八月廿六日

〔大友〕
義 統 在 判

阿南養乘

三 大友義統袖判坪付

○大友家文書錄
増補訂正編年大友史料二四

〔大友義統〕
〔花押〕

〔筑前國〕
志摩郡之内宮吉

一所拾五町 毛利兵部少輔跡

以上

天正七年九月六日

〔鎮心〕
羽野勘七郎殿

○『大分県史料』所収『大友家文書錄』ニ見ヘズ。

筑前ノ地ヲ預ク
秋月行ノ恩賞カ

三 浦上宗鐵書狀

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料二四

追而、勘七郎方、御一字之事、是又相調、進覽候、

羽野鎮心訴訟成
就ヲ賀ス

御息鎮心、御訴訟之儀、具令披露候、被成御分別候、千秋万歳候、連々得御意候首尾、拙者満足此
事候、隨而、勘七郎方御申事、是又以袖御判、被仰出候、珍重候、麟慶御悅察存候、隨分致取合
候、此由女中にも、申度候、萬賀重疊、可申入候、方々御調儀、不得寸暇候而、不能細書候、可得
御意候、恐々謹言、

(天正七年)

九月六日

(羽野加賀入道
麟慶)

まいる 御返 申玉へ

(浦上左京大夫)
宗 鐵 在判

三 大友義統書狀

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料二四

先日、至息勘七郎、遣判形候、爲祝儀銀子五十目、給候、喜悅候、委細猶、浦上左京入道可申候、
(鎮心)
(後長門入道)
恐々謹言、

(天正七年)

十月五日

羽野加賀入道殿
(麟慶)

義 統 在判

判形ニ対スル祝
儀ヲ謝ス

大肥 莊

判形祝儀進上ノ
越披露セシヲ告
グ遵行スベキヲ
報ズ

星野上野介同城
及ビ日田郡越山
同心ヲ賞シ今度
シム一行ニ馳走セ

三 浦上宗鐵書狀

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料二四

先日、御息勤七郎方江、被成遣(鎮心) 御判形候、爲御祝儀、銀子五十目、進上之趣、具令披露候、御祝
着之段、以 御書被仰候、隨而、御判之儀、言上候、更不及氣仕候、近々、被成御發足候、御判遵
行之儀、相調、可進候、衆□々御事候條、會而、非心疎候、委細、用口上候條、令省略畢、恐々謹
言、

(十九) (天正七年)
七月六日

麟(羽野)慶

(浦上) 宗 鐵 (花押)

三 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

星野上野介(鎮虎)以同城、軍勞之由候、殊今度、鎮虎□□(至日)田郡、越山之砌、同心之段、猶以被顯心底候
事、□□□□(祝着候、今カ)度一行、可加下知之條、鎮綱(養生)本意、不可有□□□□(相違、委)細猶、王英西堂可有演說候、恐々謹
言、

(天正七年)
十一月十八日

麥生兵部大輔殿(鎮綱)

(大友) 義 統 在判

日田郡塚ニオケル粉骨ヲ賞ス

三 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

今度於(日田郡大肥莊)當郡塚目、秋月以下之者共取出候處、星野(鎮虎)上野介申談、粉骨心懸之次第、(星野)鎮虎預入魂、令承知、感悅候、弥可被勵貞心事、肝要候、恐々謹言、

(天正九年)
七月六日

(大友)
義 統 在判

麥生民部入道殿
(宗運・鑑光)

三 浦上宗鐵書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

息彈正忠材木岳城登城ノ刻ノ中島統之ノ尽力ヲ謝ス

預御懇札候、令披閱候、殊今度彈正忠至材木岡、令登城候之處、貴所以御在城、別而被添御心之由、誠御頼敷、過分至極候、彼御志生中ニ難致忘却候、先日茂濃々達 上聞候處、被成 御書候、珍重候、倍向後無御隔意、可申談候条、御同前所仰条、自是申後無面目候、非拜顔者、叵申述候間、先以闕禿筆候、恐々謹言、(田村)端書、猶々彈正忠歸陣之砌、宗切老へ遂參上、別而御懇志之次第、外聞とさそ御成人候ハんと申居計候、内々申事も無沙汰申候由にて候、万々又々申入可得御意候、以上、

(天正九年)
九月十一日

浦長入
宗 鐵 在判

(中島)
統 之 參 御返人々御中

大肥 莊

三三 大友府蘭義鎮書狀

○問注所文書
東大史料編纂所影写本

(包紙ウハ書)
「問注所刑部太輔殿

(編裏切封)
「(墨引)」

府蘭」

小椎尾河内ニ敵
現形

石井要害ニ兵ヲ
入ル
大肥表堅ク下知
ヲ加フ

前入於小椎尾河内、惡黨少々現形候之處、統景堅固之才覺故、即時被追崩之由候、殊右河内江町野紀伊介以在村、遂防戰粉骨之刻、手負戰死之者有之之由候、忠儀無比類候、毎々無御油斷被抽馳走事、稅着深重候、先書如申候、至石井要害茂人數差置候之條、節々被遂相談肝要候、就中大肥表之儀、是又堅加下知候、雖無申込候、其境之儀、被聞合、不云夜白示給可得其意候、爲存知候、恐々謹言、

天正九年九月
十月十日

(統景)
問注所刑部太輔殿

○楷印、印
文FRCCO
府蘭(朱印)

四〇 大友府蘭義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

彦山別所口ニ於
ケル軍忠狀ヲ一
見シ粉骨ヲ賞ス

前入、彦山發向之刻、於別所口、別而軍勞故、其方親類并被官之者、被疵之由、粉骨之次第感候、軍忠狀銘々披見、加袖判進之候、彌申進、可勵馳走事肝要候、恐々謹言——、

(天正九年)
十月十一日

堤安藝守殿
(鎮方)

(大友義鎮)
府蘭朱印

四 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

彦山發向及比落
合表ノ粉骨ヲ賞
シ一層馳走ヲ勵
マシム

前八、彦山發向、并至落合表相働、別而粉骨之次第、令承知感入候、彌可被勵馳走事、肝要候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)
十月十五日

(大友)
義統在判

堤三右衛門尉殿

三 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

童造寺兵針目山
ヲ攻ムルニヨリ
彦山陣ノ兵ヲ分
遣ス

(天正九年十一月二十日)
○府蘭聞秋月・龍造寺黨兵到于針目山、使我兵陣于彦山者分向之、命柴田禮能、守彦山高岩壘、○
(筑前朝倉郡)
二十一日、麥生宗雲・星野鎮虎及小佐井三郎・徳丸賀右衛門尉等、擊肥・筑兵於針目山、殺數十
(豊前田川郡)

肥筑兵ヲ針目山
ニ攻ム

人、是日大肥壘亦爲秋月兵襲、久多良木隼人佐出。擊之、此間久多良木氏與狹閒刑部大輔・小佐井三

大肥壘ヲ襲フ秋
月兵ヲ打ツ
材木岡城・大肥
壘ヲ守ル

郎・徳丸賀右衛門尉等、或守材木岡城、或守大肥壘、而有功、○中
○二十三日、豊軍解彦山陣、舜有兵追之、田村統幸・森治部少輔・森宮内少輔・志津利勘解由允・

大肥 莊

大肥 莊

及小田被官麻生神介・山邊三郎

財津久右衛門尉。等力戰、森左馬助。惠良備中入道又□戰功、

○針目山ハ大肥莊内ナルモ、針目城ハ筑前朝倉郡ニ属スル秋月氏ノ出城ナリ。

三 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂発行

鳶山城潰陷之事

(針目城)

秋月軍鳶山ニ築城シ軍勢ヲ籠ム日田ノ軍勢之ヲ攻メテ陥レ放火ス

日田軍勢筑前小石原ニ進發シ秋月軍ト戦イ勝ちテ帰ル

當郡大肥庄張目之城之竝於鳶山、筑前國自敵方、拵要害、置籠勢窺日田方、爲可陷之、自日田發向大勢、從張目城攻之、筑前鳶山之城番木村源太上矢庫、日田郡大將請對面、財津角右衛門尉進出之處、自敵城以鐵炮打之、玉箭當正中、角右衛門自櫓落、雖然鎧堅固而不通、其後互散刃火攻戰、筑前方大將木村源太討死、鳶山城潰陷矣。日田勢終乘取敵城、令放火販畢、其後日田郡之軍勢、進發筑前國小石原、筑前秋月軍兵相戰、討勝販日田畢、又同國於茄松合戰、日田軍得勝利也、
○年次未詳。天正九年十一月〜十二月頃ノモノナラン。

四 大友府蘭義鎮感狀

(義鎮)

○大友家文書錄
大分県史料三三

針目山ニオケル軍忠ヲ賞ス

○廿一、肥筑之惡黨、(筑前朝倉郡)至針目山、雖取出候、以堅□行、數十人討果候、其以來者差行無之候處、(重野)今如到來者、敵敗北必定之由、先以珍重候、然上者、急度一行可加下知覺悟候條、鎮虎被申談、

馳走之心懸肝要候、猶吉左右重々可申候、恐々謹言、

(天正九年)

十一月廿五日

麥生民部入道殿

(宗雲・繼光)

(大友義鎮)
府 蘭 朱印

望 大友府蘭義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

(筑前朝倉郡)

彦表在陣ノ迅秋
月竜造寺針目岳
現形ニ付早速打
入り節ヲ遂ゲシ
忠節ヲ賞ス

今度秋月・龍造寺以下之逆徒、申組、
足様討果、可発鬱憤之由、申遣候之条、
能、被遂其節候事、連々忠意令顯然、感悅無極候、
別而心懸之段、至義統可令入魂之条、取鎮必可
賀之候、弥可被馳走事、可爲祝著候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正九年)

十一月廿六日

柴田筑前入道殿

(礼能)

(大友義鎮)
府 蘭 在判

哭 彦山焼打事情書上

○大友家文書錄
増補訂正編年大友史料二六

彦山焼打に關する事情

天友御家與、彦山

(豊前田川郡)

三男三位様與申候ヲ、

(彦山座主)
毋有養子ニ

彦山舜有大夫ノ

大肥 荘

三三七

子ヲ迎ヘントス
ルモ大友宗麟違
變
秋月家ト縁組ニ
ヨリ豊州彦山ヲ
焼討チス

彦山和ヲ請ハン
トスルニ秋月助
勢トシテ針目城
ヲ攻メ日田郡ニ
放火ス

被申請候、 御入院無之内、(大友宗麟) 違變被成、舜有江 依之、舜有遺恨ニ

被存、 御縁與被申姫ヲ誓 縁邊被申候、自之秋(月と) 御家御不和候ニ付、此儀

(天) 正辛巳年八月、從豊州 彦山破却可被成とて、 後より彦山へ之道江

先陣佐藤山城家 郡住宅武士北方夫 財津氏一家押寄候、 山座主舜有、上佛

來與申 從相隨、山籠被申候、 勢坊中ニ亂入、神社 坊民屋迄燒滅、其時

本社迄令燒亡、殊御 掛り申候、其時一山 内より涙ヲ流悲歎

大將分兩人之由ニ候得共、假 しれ不申候、

彦山、豊州江和ヲ乞申、 質ヲ出可申由、被仰候 所ニ、又秋月長門守殿、

助勢ヲ被遣、日田郡與筑前領分之境はりめと申所 日田郡江、放火ヲ被申候、 和談又

破、豊後勢 黒岩と申山ニ在陣候、 令放火、秋月より り彦山味方可申

聞、黒岩之陣所被引 其後彦山之衆徒、山 年指過、天正十五年 九州御下向

之刻、豊(前園岩) 石與申城ニ、御在陣 申上、彦山之儀 申候由、老僧共申傳候、

書付無御座聞、 不申候、重而能々吟 書書進上可申候、以上、

○年月日未詳。『大分県史料』所収「大友家文書録」ニハ見エズ。後世ノモノナルモ、参考ノタメ掲グ。

彦山攻メノ軍勞
粉骨ヲ賞ス

四 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

前廿三、從彦表各打入候之刻、惡黨依付送、自身碎手軍勞之條、被官麻生神介・山邊三郎被疵之由候、粉骨忠儀之段感入候、必取鎮、至其方一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)
十一月卅日

(大友)
義 統 在判

小田民部少輔殿

四 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

彦山攻メノ軍勞
粉骨ヲ賞ス

前廿三、從彦表各打入候之刻、惡黨依付送、防戰、別而碎手之條、被疵之由候、忠儀之段感入候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)
十一月卅日

(大友)
義 統 在判

森治部少輔殿

彦山攻メノ軍勞
粉骨ヲ賞ス

彦山攻メノ軍勞
粉骨ヲ賞ス

四 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

前廿三、從彦表各打入候之刻、惡黨依付送、防戰、別而碎手之條、被疵之由候、忠儀之段感入候、

必追而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)
十一月卅日

森宮内少輔殿

(大友)
義 統 在 判

五 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

前廿三、從彦表各打入候之刻、惡黨依付送、防戰別而碎手之條、被疵之由候、忠儀之段感入候、必

追而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)
十一月卅日

志津利勘解由允殿

(大友)
義 統 在 判

無足出張ノ辛勞
ヲ謝シ玄榮ノ法
名ヲ与フ

大肥表材木岳在
城及ビ針目山ノ
軍勞ヲ賞ス

五 大友府蘭義鎮感狀

○野上文書
静岡県伊東市財津永延藏

就今度出張之儀、乍老足供之段、申付候處、從取前辛勞、感悅候、殊針目岳敵現形之刻、睨以堪
忍、心懸之次第、不及申候、仍法名之事、玄榮遣之候、爲存知候、恐々謹言、

(天正九年)
十二月十三日

(大友義鎮)
府蘭(朱印)

野上美濃入道殿

○「碩田叢史所収野上文書」ニモ写ヲ収ム。

五 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

今度小佐井三郎以同心、爲無足、從取前遂在陣、於大肥表材木岳長々在城、殊至針目山敵現形之
刻、軍勞粉骨之次第感入候、必取鎮可賀之候、恐々謹言、

(天正九年)
十二月十八日

(大友)
義統在判

徳丸賀右衛門尉殿

大肥莊

三 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

數度ノ在陣殊ニ
彦表ニ於ケル粉
骨ヲ賞ス

〔數度之在陣、殊動等之刻、軍勢粉骨之由、感□□、□者今度於彦表分捕高名并被疵之由、每々之粉骨、忠儀之次第感入候、弥可勵馳走事肝要候、取鎮何様一稜可顯其志候、恐々謹言、

(天正九年)
十二月廿七日

(大友)
義 統 在判

財津(永尚・統次)久右衛門尉殿

四 大友府蘭義鎮合戰手負着到一見狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

小石原働ノ時ノ
手負着到ヲ一見
ス

加披見訖(大友府團)、在判

天正拾年正月十二日、小石原(筑前國上座郡)御働之砌。手負著到、

赤尾(鎮辰)兵庫助手

郎從

記右衛門刀疵一ヶ所左額

○赤尾氏ハ坂本道列ノ与力ナリ。

小石原働ノ時ノ
手者負傷ヲ賞シ
一層馳走ヲ励マ
シム

新春祝儀ヲ謝シ
針目城攻メノ勝
利ヲ祝シ近々出
勢ヲ報ズ

五 大友府蘭義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

去十二、至筑前國小石原表、坂本備中入道取掛、松尾切寄并町打崩候刻、其方郎從被疵、粉骨之
(上座郡) (道列) (同七)

段、令承知、感入候、即剋龍閑弥申合、馳走之心掛肝要候、謹言、
(天正十年)

府蘭 在判
(大友義鎮)

赤尾兵庫助殿
(鎮辰)

五 戸次道雪鑑連書狀

○筑後將士軍談所収屋山文書
増補訂正編年大友史料二六

如仰今年之御慶重疊、猶又不可有際限候、抑爲此等之儀、樽貳・鴨一番、被懸御意候、通路不輒候
處、御志喜悅之至候、殊樽珍物候條、則致進上候、爲御存知候、將又前日田行、針目城屬
(筑前朝倉郡) (立也)
御下知、千秋萬歲候、然者御出勢近々之儀候條、御靜謐不可有程候、其境之儀統虎被仰談、每事堅
固之御才覺肝要候、細碎自紹運可被仰遣候條、書面不詳候、恐々謹言、
(高橋)

正月廿四日
(天正十年九)

道雪 軒道雪トアリ
(戸次鑑連) 「表書ニハ麟白

屋山中務少輔殿

硯右

大肥 莊

五 大友義統合戰手負着到一見狀

○石松文書
大分県史料一三

加披見訖、

(大友義統)
(花押)

大肥河内及比今
山・釘原・針目
城合戦ノ手負注
文ヲ一見ス

天正拾二年三月廿八朝、至大肥河内敵致繞、今山・釘原兩村燒拂引揚、
針目城迄追付、以防戰被疵
著到、

坂本新次右衛門尉 手火失疵
一ヶ所

以上

六 佐藤孫左衛門口上書寫

○碩田叢史
大日本史料一の一三

尋ニ付針目城発
向ニツキ申上グ

一天正十三年、正月廿日、筑後國日田郡塚針目城ニ發向之事、
(大肥庄)
(筑前朝倉郡)

御給者 臼杵美濃守

佐藤山城守

都合人數三千○前後
略ス、

右御尋被成候間、大方申上候、濃々の儀者口上可申上候、右之外ニも働御座候得共、御尋分申上
候、已上、

寛永八年十二月廿四日

佐藤孫左衛門印
子孫油布院中ニ居候也、

進上

左京様

此書ハ大友左京殿江指出書ト見ゆ、鶴崎吉岡氏藏書中寫、

右之古書翰ハ追々集寫せしものを一册となしぬ、

天保六乙未三月

(後藤)
碩 田

後藤碩田写ス

五 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

秋月種実日田郡
財津ニ進發

二月、義統聞秋月種實窺豊後、進發日田郡、屯財津、先鋒奈多大膳大夫鎮基・清田氏・坂

本道烈(列)・財津了簡、大撃破秋月兵於大井莊河内、種實使大山源左衛門尉・勝木氏等留守於針目・鳶

尾兩壠(坂本)、而身自引兵歸、而後道烈與其伯父坂本紹玄相謀、誘針目十石井彦次郎、授銀一貫

目、令之乘夜開其門鎖、而道烈・紹玄先登、我兵進攻陷壠、翌日鳶尾壠亦陷、既而義統凱旋、

坂本・財津等大
肥河内ニ破ル
針目・鳶尾兩附
城ヲ陥ル

六 大友義統書狀

○石松文書
大分県史料一三

今度薩摩之惡黨國中へ令現形、既至庄内亂入候處、遂籠城、用心方普請已下無緩之由、乍案中感入

大肥 莊

大肥 莊

城ヲ遂ゲ用心方
普請ノ馳走セル
ヲ賞ス

候、休庵任下知、彌可勵馳走事肝要候、必追而可賀之候、恐々謹言、

(天正十五年)
正月廿八日

(大友) 義 統 (花押)

財津平右衛門尉殿

六二 大友義統書狀寫

○児玉鑑採集久保文書
増補訂正編年大友史料二七

薩軍侵攻ノ時ノ
軍忠ヲ賞ス

今度薩摩之惡黨國中江令現形、至庄内亂入候之處、籠城用心方普請等、無緩之由候、乍案中感悅

(大友宗麟)

候、休庵任下知、彌可被勵馳走事、肝要候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正十五年)
正月廿八日

(大友) 義 統 書判

久保右近入道殿

六三 薩州軍某内覺

○旧記雜録後編二
鹿児島県史料

薩軍日田郡制庄
ノ軍略ヲ論ズ

○天正十五年三月三日。「日田莊史料」三七五号ニ収ム。本文省略。

旧冬以来ノ籠城ノ辛勞ヲ賞シ公儀御感ノ取合ヲ為スヲ報ズ

三 大友宗滴義感狀

○大友家文書録
増補訂正編年大友史料二七

今度薩摩之惡黨、令亂入國中、雖不慮之成立候、當城依持之、去十五敵悉敗北之條、本望候、然者此節、以籠城舊冬以來、別而勵粉骨辛勞、愚老被見届候事、誠頼敷存候、何様永々不可忘却候、必被取鎮、從公儀一稜被成御感候様、取合不可有疎意候、恐々謹言、

(天正十五年)
三月廿三日

(大友義鎮)
宗 滴 在判

羽野五郎左衛門尉殿

四 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書
大分県史料二五

○当莊關係部分
ノミヲ抄出ス。

天正十七年七月十一日

(財)

豊後日田郡やけの郷ざい津さと加賀入道殿

(夜明)

若狹殿

(財)
在津和泉守殿代參ニ与三左衛門 勘左衛門

○中略

大肥 莊

大肥莊

夜明郷豆田村

○『豊後国志』ハ豆田町ヲ夜明郷ノ内トス。但シ大肥莊内ニ非ズ。

天正十七年七月十三日
豊後日田やけ之郷まめ田村 相良藤三郎殿

(又進)
ゆき伊郷 出の村 畑孫大郎殿 甚九郎殿

略○中

大肥莊

天正十八年七月十日
豊後ひた郡大肥庄三人

坂本十郎殿 同三助殿

忠助殿

略○下

六五 堤鎮久給地坪付

○大友家文書録
大分県史料三三

(大友吉統)
袖判

財津木工入道跡之内

財津木工入道跡
内堤鎮久給地ノ
坪付ヲ注ス

坪付中郷分

夜明郷

まへ田

同郷
一所田地壹段

おしかき

日田郡夜明郷

同郷 一所田地壹段 そん田

同郷 一所田地壹段 同

同郷 一所田地貳段 きしたか

同郷 一所田地壹段 はしのつめ

日理郷 一所田地壹段 しのひはら

又連郷 一所田地壹段 うと田

夜開郷 一所田地貳百まつほり壹内屋敷のまへ

同郷 一所田地百まつほり壹 下かへら

同郷 一所田地まつほり三ツ

夜開郷 一所屋敷四ヶ所

同郷 一所畠地壹段 たいら田

同郷 一所畠地半 同所

又連郷 一所畠地壹段半 なかそ

石井郷 一所畠地壹段 かくまつか

夜開郷 一所畠地半 なが田

夜開郷 一所田地壹段 くさは

以上

大肥荘

大肥 莊

天正十八年五月三日

堤三右衛門尉殿
(續久)

六 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○「日田莊史料」四〇四号ニ日田郡衆百十人ノ交名ヲ
収ム。本文省略。中ニ坂本・財津姓等ノ交名多シ。

七 大友吉統除國軍士配賦著到交名

○大友家文書録
大分県史料三四

日田郡衆伊予大
洲戸田氏ニ預ケ
ラル

○文禄元年カ。「日田莊史料」四〇七号ニ収ム。本文省略。
伊予大洲藩戸田氏預カリ人中ニ、「日田郡衆」アリ。

六 豊臣秀吉朱印狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

志賀親善ニ大肥
莊千石ヲ扶助ス

豊後國以日田郡太井庄内千石、令扶助早、可全領知候也、
(肥)

文祿五年 (豊臣秀吉)

三月十一日 (朱印)

志賀小左衛門殿
(親善)

(分紙ヲハ書)
「志賀」

六 ルイス・フロイスの一五九六年度年報

○十六・七世紀イエズス会日本報告集
松田毅監訳

○首略

豊臣秀吉豊後ヲ
藏入地トナス
毛利高政ニ禄ヲ
与フ
日田ハ直接支配
配
玖珠ハ代理人支

志賀親次日田ノ
近クニ領地ヲ受
ク

家臣ヲ改宗サセ

太閤は豊後の國主（大友吉統）を追放し日本國の最果ての地へ遠ざけて、自らが領國を領有して、その領國の年間の祿を（織田）信長時代でのかつての仲間であった森勘八（毛利高政）といふ貴人に與えた。ところで、豊後には二つの地があり、その一は日田と呼ばれ、そこにはその領國全體の中でもっとも勇敢な兵士たちが常に居住していた。もう一つは玖珠クヰスと言われた（地）である。彼は第一の地の絶對的な領主としており、自分の名でその地から収益を受け取った。（しかし）第二（の地）では、（単に）太閤の代理人であるに留まった。

國主フランシスコ（大友宗麟）は日田の地へは、その生涯の全期間にわたってキリシタン宗門を導き入れることはできなかった。その地全體の中にはキリシタンは一人もいなかった。○中略

豊後の國主（大友吉統）のかの不運の際に追放處分を受けたドン・パウロ（志賀親次）は、日田（大肥莊）に近い地で二千俵の祿を受けていたが、その高貴な殿（宗條）の特別な友人であったので、六千歩隔った所にいる彼を呼んで、（イエズス）會の司祭の一人が一人の修導士とともに訪れていることを知らせ、そして彼はこう言った。自分は司祭に對して罪の告白をしたいと望んでおり、また己が家臣たちに對しては少しずつ福音の説教を聞いてキリシタンになるよう勧め、また教會を建てるこ

教会ヲ建ツ

とをも考へてゐると。○以下改宗奨励布
教援助ノ事略。

10 豊西記

○大蔵和市編著
大蔵二光堂発行

毛利高政日田郡
内一万石等ヲ領
シ隈城ニ居ル

○慶長元年、毛利高政日田郡内一万石等ヲ領スルコト
ニ係ル。「日田莊史料」四一二号ニ收ム。本文省略。

11 戸倉友重知行宛行狀案(紙折)

○毛利高棟文書
大分県史料二六

以上

日田郡内二百石
ヲ加増ス

去年於高麗申付候加増所付之事、(日田郡津江也)津江谷赤石・小河原、(同上)於野田之内百石、(大肥莊)并夜開郷於之村百石、合
貳百石分宛行畢、去年之物成等自代官別請取、以其上永代全可令領地之狀、如件、

慶長三年

八月十五日

森織部殿

民部大輔

(戸倉)友重 在判

付録

一 日田市大字(鶴河内・大)・小字一覽表

大字	小字	字
池山、笠松尾、長野谷、カクメ、大シノ本、大平山、板取、下々立、源兵衛籠、ノヲライ、ババ焼	立道、十文字、中弓、釜惣戸、コケラノ塔、瀧ノワキ、新道、小釜迫、千ノ迫、尻無尾、田津原	野稻畑、源左衛門、角ミ、池の鶴、連理木迫、袖野、カンバ、蔵迫、吉ヶ塚、幸塚、原、皿山
茶園畑、キタナ水、山神迫、一枚野、高塚、尾北向、入会谷、善七畑、大浦、ウルシヶ迫、東カキヤ子	玉洗、音舞、へり山、鶴迫、ムクロ迫、牟田迫、瀧ノ迫、カツラノ迫、北山ノ神、高羽井手、ノト殿	川原田、小豆穴、峠ワキ、瀧ノ下、吉ノ平、西鉢久保、立石、スダ原、北向、土持平、岸高、迫次郎
舟ヶ迫、堂ノ迫、向イ、小鹿田、長迫、白土、其畑、山造、北小迫、桜ノ塔、肥前塔、六月畑	内ノ迫、高尾、山ノ口、飯屋、桑禾迫、砂越、白樫、吹原、カキヤ子、ソヤノ、釜土、本入、東山ノ神	野塚、フカイリ、カツラヶ迫、本入迫、三太郎、柳ヶ迫、山崎、カイマイ、堤、向平、片フタ
一ツ石、砥場、中敷口、長畑、鰻畑、明ヶ谷、灰原、ヲニキ、白岩、畑迫、中ノ敷、白作り	ナトバタ、地門、猿山、長野、道ノ迫、東鉢窪、クエノ谷、金山、五分坂、寺造、桑木原、竹屋敷	登り谷、東柳ヶ迫、雄鹿、滝ノ平、板鶴、寄合田、向古田、岩原、田ノ平、上古田、古田
下モ谷、下モ谷、入道迫、後迫、寺ノ上、桐尾、カイノ木、尾向、ウソノ迫、大平、井上迫		

鶴河内

鶴河内

鶴ノ前、西竹、向田、エンシヨ谷、小迫、イラノ迫、黒イ坪、広打、西広打、堂林、上ワ二越
 横林、上ノ原、日隠、清水ノ本、東岩迫、中ノ迫、岩戸、年ノ神、小野谷、中村、通路道、ナイ五郎
 エグ原、若山、六本松、西カヤキ子、梨ノ木平、椎葉口、赤岩、尾頭、ヨウノ、笹尾、鬼ノ原
 中崎、カヤバ、森ノ上、狸穴、ワニ越、下毛平、柚ノ木、石ノ上、中河内、徳安、カキ添、早田
 平寒水、迫、尾平、シチクノ本、山際、切詰、小園、一ノ瀬、白岩、東、東ノ上、一夜谷、築場
 喜三庵、松木本、日隠田、東原、西嶽、台平、切場台、砥石ノ本、柳瀬、岩迫、リウガ、石原田
 堂園、山ノ後、丸尾ノ上、丸尾、長葉山、堂所、笹熊、四本松、鱒、水口、尾迫、ムクロウ、小屋町
 入道、アクタ神、打畑、奥鱒、黒岩、フドウ越、松尾、西奥鱒、猿取、スケノ迫、石堂、折山、
 岩下、クシノ木迫、又木屋敷、向ガラン、古堂、西原、西長迫、ナノミ迫、向丸尾、村芒、妙見
 辺保山、辺保山平、下北向、下河内、椎木山、尾平台、中ノ鶴、丸山、下ノ鶴、中ノ島
 大境、小原、小倉田、日掛、向山、響、唐谷、日明原、竹ノ原、鶴切、一ノ迫、上海、小園平、
 大牟田、吉牟田、ウスグイ、小淵、いつせき、小平、仏石、熊ノ本、白黒、井川迫、東見寺、横円
 徳丸、宮尾、合坂、諸岡、於久保、要内、石丸、駄廻、梨ノ木峠、東要内、東岩下、西立石、
 ゴウラ、田代峠、仏嶽、堤平、田ノ原、田代、

大肥

原代、梨ノ本、飛ノ尾、フトゴ、入合場、真弓谷、白岩、代原、鳥越、菅田、上河原、榎町、吉竹
 三郎丸、竹本、影ノ木、梅木、一夕、東見寺、徳丸、宮尾、谷口、大明神、釜戸、向島、込鶴
 瀬部、名本、東迫、後迫、迫、宮ノ菓、ヤシカ坪、八シカ坪、栗ケ坪、神楽田、捨尾、深町、竜ヶ鼻
 鬼ヶ偽、小畑、畔倉、狸迫、清水岩、五郎丸、ドゴ迫、中塚、宮ノ塚、東打畑、敵赫山、宮ノ上

大肥

打畑、小坪、橋本、梅ノ木本、野添、川ノ坪、神田、塚町、田中、桑ノ木、柳ノ本、柿ノ本、中嶋、山迫、寺田、薬師田、小町、其田、居尻、高木、堂迫、西山、大久保、クストン、クヌギ山、コブラ、種ノ迫、方司口、諫山、広瀬、古寺、芋迫、筋尾、板屋、天狗岩、山神、乙丸、松園、山口、石丸、鋤先、瓦田、ナラガ坪、角ケ本、横枕、森田、石ノ本、樋掛、万千寺、中村、諸岡、

夜明

宮原、茶屋ノ瀬、北方谷、高野、金山、高瀬、今山、北方嶽、谷頭、安竹、日明、今竹、中楚、山口、松園、嶋田、竹丸、釘原、古屋敷、小鶴、日の本、上村、中西、祝原、道ノ内、道ノ外、川崎、エゴ、谷口、後野、台、杷木山、小谷、旗返、瀬戸、サヤツカ、堂ノ上、焼上り、山ノ神、背戸、稗ケ迫、三日月、地城、大久保、桑ノ木鶴、橋ノ本、鍋倉、渦ノ平、城、鑑岩、赤坂、野稲田、丸尾、払イ、小畑、清水、管ノ迫、岩ノ下、大迫、榎ケ迫、コツイ畑、三重弓、山ノ上、小畑、高塚、石切場、割小谷、飛太郎、道田、猪ノ迫、橘原、深田、境ノ谷、西ノ迫、大北、

○『豊後国志』「大肥荘ノ莊域ヲ」中島 中 吉弘中島 三限定スルモ、上記史料ニヨレバ中島・吉武・小犬丸・今山・釘原・針目岳・材木岳等ノ地名アリ。尚「大肥河内」トモ見ユレバ、今一応大肥川ノ流域一帯ト解シ、上記三大字ヲ掲ゲ、尔後ノ検討ニ資ス。

津
江
山
史
料

一 和名類聚抄

津江山ハ石井郷カ

○本文ヲ「日田莊史料」九号ニ収ム。諸郡錯簡多キモ、海部郡中ニ混入セル「日田」ハ郡名ニシテ、以下ノ
〔在田・夜關・日理・父連・石井〕ガ郷名ナリ。津江山ハ石井郷ハ属セルモノ、如シ。

二 天滿天神託宣記

○扶桑略記
新訂増補国史大系一二

天滿天神託宣ス

○三月十二日、酉時、天滿天神託宣記云、近江國比良宮仁之天、禰宜神・良種加男太郎丸、年七歲那留童

ニ託天宣久、我可云事有リ、良種等聞ケ、我加像加タ作メル、笏ハ我加昔持リシ有リ、其ヲ令取ヨト仰

給フ、良種等申久、何處ル加候良牟、答仰給久、我物具トモハ、此仁來住セシ始皆納置リ、佛舍利玉帶銀

從者老松・富部

造太刀尺鏡ナド有リ、我從者仁老松・富部ト云者「ノ」二人有リ、笏ハ老松尔持セ、佛舍利ハ富部尔

笏ハ老松ニ持タ

令持タリ、是皆筑紫ヨリ我カ共ニ來レル者止モナリ、若宮乃前尔小シ高キ所ニ地下三尺計入テ有リ、此二

人ノヤツトモハ甚不調ノ者止モ、心仕ツカヒセヨ、我カ居タル左右ニテ置タレ不言ジト思トモ、笏仁依天云フ、此

老松松ノ種ヲ時

年來ハ像モ無ク有鬪禮ハ、不告之天有鬪留、老松ハ久我仁隨天成奴留者也、是南無至所每仁松乃種ハ時久、我

昔大臣止在シ時仁、夢仁松身仁生天即折奴止見シハ、流辨留相南利、松ハ我像乃物也、我瞋恚乃身止成

多利、其瞋恚乃焰天仁滿多利、諸乃雷神鬼ハ皆我加從類止成天、摠天十万五千仁成多利、只我所行事ハ

津江山

世界ノ災難ヲ掌ル

災ニ遇フ人ヲ救フ

吾至ル所ニ松ヲ生ズ

世界乃災難乃事也、帝釈毛一向仁任給多利、其故ハ、不信乃者世尔多ク成多利、疫癘之事於毛行邊止宣
〔ハ〕、此我伴類於南無所々〔三〕使仁天命行留、今ハ只不信仁有無人於ハ、雷等仁仰天命蹈殺無、惡瘡不吉物

ハ有女留、汝等モ我爲仁不信南良ハ、子孫ハ絶天無止須留會、阿波礼加久云許會也、世界仁佗呂比悲不衆生於見礼

ハ、何天救牟止耳會思フ、我筑紫仁有之程仁、常仁佛天於仰天願之様ハ、若命終南ハ、當世仁如我久慮

外乃灾仁遇無人、摠天佗悲無者於ハ助救比、人於沉損世無者於ハ、糺ス身止生卜願之ヲ、如思成多利、

我敵ハ漸无南利多利、今少久有留、其ハ我於切仁歸依須礼暫免南利多留、我宮於今年造加多留、喜幾甚面白所也止

天、賀茂八幡比叡毛南止常仁坐之給邊利、無便會關留伊止善之、自余乃神達毛常來坐南利、加久天毛猶狹之、

我宮躰ハ青松垣白沙於地ニ敷利、背仁ハ高山有利、前ハ大濱、背山ハ雪青山、靈地止可云也、花乃散

留春乃朝、葉乃落留秋乃夕、月明風涼支時、憐レ風情之地也、南大納言年名乃尙齒會ハ此月ソ爲加シ、此

仁天槐林乃枝於攀天韻於作八也、我會仁ハ音樂止論義止於令爲與、我近邊仁ハ更穴鳥殺事南世之女ソ、瞋恚弥

增天何天灾ヲ興止思心起留、皆人ハ加茂八幡止耳云テ、我等於ハ不屑利辨女、我ハ憑人於ハ守牟止思心深

之、津良畿人一人有也、筑紫末天我居所仁人於送天、祈願之人乃思比叶奴者毛、近有止毛不向女留、又

賀茂八幡トゾ祈メル、何神毛我於衣江押伏給ハジ、燒尔燒拂天無小童部毛立出女利女利、去月此若宮更也止天、

出人仁被障天還來留、仍天可申更有於、八端乃角乃邊礼尔末、若ハ坊城乃邊礼仁末、立依天ヤ申止末之、宣フ、右近

乃馬庭古會興宴乃地南礼、我彼乃馬庭乃邊仁移居ム、但至良無所仁ハ可生松、良種申久、己加身乃上〔三〕

可有更、又天下仁可有事仰給邊止申、我何事ハ於加云無、事可有世閒南女利、汝等ハ何事加ハ有無、天下乃事

於古、更止ハ云邊、我世界〔三〕有之閒仁、公事於勤止天、佛物於南無多申止多留其中仁毛、天台乃堂寺〔四〕燈

長谷部信連津江
ニ居住ス

分於南止之多利、其罪摠深天自在乃身止成止毛、苦事多加留於、彼代仁此邊仁法華三昧堂也ハ立天、大法螺ヤハ
每時吹世奴、佐良波何仁喜之加良無、一大支乃因緣ハ不可思議也リ、我家仁ハ後集乃二句於ヤハ、誦世奴、離家
三四月止云句止、雁足三黏・將天帛於懸多留也止疑止云句止於誦世與、初後乃句止於振立誦世無、何興有無
止宣不、童覺ヌ、仍見聞人相共ニ記之、禰宜神良種、神主葦浦行、見聞人六人、
○津江山ニ太宰府天満宮ノ攝社老松社アリ。老松社ハ「託宣記」ノ從者老松ト關係アラン。

三 豐後國津江莊津江氏歷名(紙切)

○長谷部文書
大分県史料一三

建久四年豐後津江庄ニ居住、

長兵衛尉長谷部信連

津江(ツヅ)近信ヒテ繼ヲ

同 主膳信任ヒテ

同 大藏信世ヨ

同 山城信金カネ

同 次郎兵衛尉信景

同 左馬信吉

同 伯嗜信家(ツヅ)

津江山

津江山

同 兵庫信滿 ミツ

同 藏人信英 テ

同 山城信重

同 中務大夫信行

同 掃部信清

同 (以下折返)
山城信兼

津江氏口・奥ノ
二家ニ分ル

同 是ノ口・奥ニ分ル、
大和信道

同 了願入道信廣

同 中務信正

同 山城信直

同 加賀信俊

同 大和信勝

同 民部大夫信忠

同 山城信政

同 山城信種

同 山城鑑盛

同 掃部統永

四 豊後國志

長谷部信連

長谷部信連

任兵衛尉、事以仁親王、會親王將討平氏、事敗、信連因囚於左獄、後逃于伯之金持、文治二年、徵鎌倉、賞前功、賜能州大矢莊、事具于盛衰記、東鑑曰、右大將使土肥實平前功賞、實平時在鎮西、以安藝國檢非違所及莊公、賜信連、按津江家譜曰、信連囚于獄、無幾京師大亂、遂避難于豊、隱于津江莊梅野、數歲復去、蓋信連未待平氏滅、因京師擾亂以去、先逃于豊、而後到于伯、是受鎌倉賞時也、嘗其所嗜之笛有二管、今傳藏于郡之廣圓寺、

五 百鍊抄

○新訂増補国史大系
一一

津江山住人等作
畠中金銅銚二枝
ヲ堀出ス

(安貞二年)
○七月六日 有軒廊御卜、安樂寺言上、去嘉祿元年五月比、豊後國津江山住人等、於彼峯作畠之

間、掘出金銅銚二枝事、(異枚)

○安樂寺ヨリ津江山ノ一件ヲ言上セルハ、同山ガ安樂寺領化セシタメナラン。

六 長谷部信經寄進狀

○広福寺文書
熊本県史料中世一

豊後國津江山兵

□寄進

津江山

藤村ヲ朴木方丈ニ寄進ス

豊後國津江山内兵藤村事、

於彼所者、相傳地也、可有寺御□立之由承之閒、且者

□奉(爲カ) 天長地久・御願圓滿御祈禱、□者爲信經一家繁榮・息灾延命・後世菩提、限未來際、彼村四

至塚注文相副、奉令進朴木方丈者也、爲後證、仍寄進狀如件、

長谷部信經

延元三年十一月七日

長谷部信經(花押)

○「東京大学史料編纂所影写本」附箋ニ、「朴木方丈は大智なり、朴木は元村名なり、風儀に改め書して聖護寺の山号となせり、順敬」トアリ。鷲尾順敬博士ノ付注ナリ。

七 長谷部信經寄進狀

○広福寺文書
熊本県史料中世一

豊後國津江山内

兵藤村兜率寺ノ敷地ヲ大智ニ寄進ス

奉寄進、

豊後國津江山内兵藤村太平山兜率寺敷地事、

右、於當村者、重代相傳地也、而 奉爲

金輪聖主寶祚延長・天下太平・正法紹隆、限未來際、彼村四至塚注文相副、所奉進於大智上人實也、且

爲一人御祈禱所、且

□實住持淨地之閒、信經子々孫々永於當所、不可相□者也、仍爲後證、寄進之狀如件、

長谷部信經

延元三年十一月十五日

長谷部信經(花押)

豊前国蟾田郷内
田地屋敷ト豊後
国津江山兵藤村
トヲ相博ス

兜率寺大智禪師

ハ 宮三位中將家御教書

○広福寺文書
熊本県史料中世一

豊前國規矩郡蟾田郷内田地屋敷事、令相博豊後國津江山兵藤村之條、被聞食早、可致金輪聖主寶祚
延長・天下泰平・正法紹隆御祈禱之由、
宮三位中將家御氣色所候也、悉之、以狀、

延元三年十二月八日

左兵衛佐(花押)

太智上人

九 豊鐘善鳴錄

○河野彦契著
直入史談会発行孔版

豊州兜率寺大智禪師、肥後州宇土郡人、七歳投大慈寒巖禪師出家、巖以其有英邁之標而、撫愛之垂
舞勺荷錫遊方見南浦明于相之建長、尋扣釋運西堂謁瑩山于大乘、山令看百丈野孤話、脇不席食不
味者七年、有朝在東廊而立見僧從西廊過、忽然開悟、直造方丈高聲叫曰、錯錯山一掌師、便禮拜
二十五歳、附舶入元、首謁古林茂、歷參雲外岫中峯本無見觀、咸被稱賞、既而徧禮祖塔廣覽聖跡、
數稔而東歸、徑到能州、省觀瑩山和尚、山指見明峯首座、峯問曰、大地有情同時成道意旨、作麼
生會師曰、大方無外、峯曰、未在更道、師曰、一葉落天下知秋、峯曰、卻有賓主也無、師曰、有、

津江山

延元三年長谷部
信經津江山兵藤
村ニ太平山兜率
寺ヲ建テ大智ヲ
開山トス

安樂寺ノ所領ヲ
注進ス

大肥莊 津江山
真幸莊

津江山
峯曰、如何是賓師、便喝、峯曰、如何是主、師又喝、峯曰、賓主歷然師便禮拜峯然之遂付衣法、
師後届加州吉野鄉開獅子山祇陀寺、住未盈十霜、退歸肥後創鳳儀山聖護寺、深樂幽邃罕遊塵環、
嘗自咏曰、艸屋單丁二十年、未持一鉢望人煙、千林果熟携籃拾、食罷谿邊枕石眠、延元戊寅長谷
部信雄建太平山兜率寺于豐後津江莊兵藤邸、邀師爲開山、又應肥後大守藤武重、菊池請、關紫陽山廣
福寺、肥之前州笠津水月菴、賀津佐聖壽寺共師挿艸之地也、貞治五年臘月十日、示病坐化于水月、
壽七十七、塔曰大梅、偈集二卷、盛播于世、

10 安樂寺領注進目錄案

○太宰府天満宮文書
大宰府・太宰府天満宮史料一一

〔端裏書〕
「むかしノ宰府之〔 〕帳共也、」

○首欠。所領ハ九州九箇国・老岐ニ及ブ。
他ヲ省略シ、豊後国ノミヲ抄出ス。

一 豊後國一圓

大肥莊 (白田郡)

津江山雖有根本神領號、當山專當押領之、

眞幸莊 (誤写アルカ)
不知行

○中略

右、大略注進如件、

觀應三年二月日寫之云々、

都維那大法師實會

寺主大法師幸祐

上座法橋上人位聰慶

權修理別當法眼和尚位

上切候、政

二 豊後國志

津江信雄

津江信雄
任、其子曰大藏介信世、其子曰山城守信包、其子兵衛尉信景、信景子爲信雄、服事于南朝、信雄無

養子(信家)
家臣内乱ニテ南

北二家ニ分ル
雪嶽城
應安四年津江信

家築ク

津江信雄

民部少輔長谷部信雄、長兵衛尉信連八世孫也、信連子曰義連、其子曰兵庫頭信繼、其子曰主膳正信

嗣、養菊池武重次子武元爲子、是爲津江信家、其子山城守信重、從大友親治數有戰功、其子曰中務少輔信行、其

子曰掃部頭信清、其子山城守信兼時、其臣三苦、佐藤、武永等權勢相逼、内亂遂倒其本根、津江分爲南北二家、信

兼居于大野雪嶽、是爲北家、稱口津江、其弟信成築于櫛原居
焉、是爲南家、稱奥津江、世系年紀不詳、蓋絕祀在北家之前云、

雪嶽城 在津江莊大野村、山峻可據、應安四年、津江左馬頭長谷部信家城于
此、其館在櫛原田原、其臣有佐藤、三苦、武永等、堡寨各在郡中、

○「豊後遺事」ニ、「長谷部姓、豊後国日高(日田)郡津江邑より起る。長谷部の裔なりと云ふ。南北二家あり、信兼雪ヶ嶽に住みて、口津江と云ひ、其の弟信成、枋原にありて奥津江と称し、これを兩津江殿と云ふ」トアリ(『姓氏家系大辞典』津江条)。

三 赤石老松天滿社木造神像(二體)銘

○大分県金石年表八
日田郡前津江村大字赤石

老神天滿社ノ神
像ヲ造ル

〔元中六年二月吉日〕
(男神像)

〔元中六年二月 日〕
(女神像)

○何レモ底部墨書。前者ト同年月日ノ神像銘ヲ『大分県金石年表』(昭和十五年七月二十日発行、日名子太郎編)ニ掲グルモ、同一仏像ノ重複ト考ヘラレ、コレヲ削除ス。

三 五條頼治軍忠申狀案(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

頼時畏言上、
(五條)

抑當國筑後大略雖屬凶徒。候、頼治踏矢部。(筑後國)津江兩山、抽忠節候、當山者肥後・筑後・豐。三ヶ國之

堺、九州無雙之要害候、仍度々大變凶徒。入足之地候、就中今年九月凶徒引退八代之陣。已後、當

國守護人大友修理大夫親世親類大友次郎親氏・守護代如法若狹守氏信等、率筑後・豐後兩國之勢、

自方々可攻當山之由依其聞候、致用意候之處、去十月七日大手、自筑後向打上牧口、取陣候早、同

八日、搦手、自津江日田勢打入津江大野候之間、差副頼治手者等於津江輩、致防戰之間、不日追拂

候早、同九日、筑後向之敵立牧口之陣、寄泉山山口候之間、地下輩。頼治手者等相支、致防戰之取中、黒木

五條頼治矢部・
津江兩山ニテ忠
節ヲ抽ゾ

津江ヨリ日田勢
津江大野ニ打入
ルヲ追払フ

日田以下凶徒打
入ルヲ追払フ

四郎筑後入道以下當國御方輩等同心令合力、及散々合戰、御方打勝候早、凶徒數百人被疵、數十人

討取候早、凶徒(筑後上妻郡)黑木城敵城近所引退、赤坂取陣候、同十一日夜、自山中内通敵陣之輩候、引大勢於

山中肝要之在所候之處、定善(黒木)一族兼而依上野伏候、不及合戰引退候早、同十一日、自生葉向日田以

下凶徒、打入調山北河内候之間、賴治手定善一族以下馳向、終日致合戰、追拂候之刻、凶徒多被討

被疵候早、賴治調方々手者、馳向赤坂陣、欲致合戰候之處、同十二日曉、凶徒引退候早、山中如野

伏以脆弱之少勢、諸方合戰、每度勝利、併治聖運候哉、於今度之節者、初賴(良成親王)將軍宮御手之外、

他手不相交候、如此之子細、以次可有御披露候哉、賴治誠恐謹言、

(元中八年)十二月九日 (五卷)賴治上

進上 堀川殿

一四 良成親王書狀(紙切)

○五條文書
能本県史料中世四

「(包紙檢封ウハ書) (五條賴治)
(墨引) 左馬頭殿」

梅野・大野以下馳參當御方候之条、返々目出候、其境一統一向申沙汰之、切々外聞實儀、殊悅豫候

也、此境之不審等者、仰含貞治候聞、不能委細候也、

(豊後津江上)
(年未詳)十二月二日

(五條賴治)
さ馬頭殿

津 江山

一五 二又歳之神五輪塔銘

○大分県金石年表
日田郡中津江村大字栃野二又歳之神境内

喜祐禪(欠損)

〱、應永十七庚庚寅七(欠損)

喜祐ノタメ五輪塔ヲ造立ス

一六 菊池爲邦書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

菊池爲安ノ津江出陣ヲ報ジ協力セシム

度々注進令悦喜候、仍肥前爲安(菊池爲邦弟)、津江向爲用心出陣候、不審時ハ、可被申談候、此刻一入被抽御忠節者、肝要候、恐々謹言、

寛正六年
二月三日

爲邦(菊池)
(花押)

良興(良興)
五條殿

○年代比定ハ『増補訂正編年大友史料』一一ニヨル。為安ハ寛正六年四月二十日筑後国高良山(溝口)ニ於テ戦死ス。三十四歳(「菊池氏系図」)。

一七 大野老松天満社由緒記

○大分県管内志七
大日本史料八ノ二四

津江山城守長谷部信安老松社ヲ建ツ

老松神社在前津江村、大野宮山上、長享二年二月、津江山城守長谷部信安之を建ツ、

筑後国退治ノタ
メ津江ニ於テ辛
勞セルヲ賞ス

一八 大友義長感狀

○碩田叢史野上文書
大友史料一四

就筑後國對治之義、爲無足、從最前、於津江日夜辛勞、悅喜候、必追而、一段可賀申候、恐々謹
言、

(永正三年カ)
十月廿一日

(大友)
義長(花押)

野上新左衛内尉殿

一九 隈部爲治書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

所領訴訟ニツキ
答フ
津江方五百町ヨ
リ百町多ク知行
然ルベシ

御所領之事、千町と御申候、尤に存候、乍去筑後之事、悉道行候今者、山計候間、御現形遅々候
其
間、五百町御愁訟專一候、津江方五百町被下候間、貴殿様も津江より八百町も多く知行社可然存候
へ、乍去府州者去年より現形候間、三百町にて御參、可目出候哉、其分候者、御判申出可進候、
將又大内殿重疊御書賜候、嶋津殿御祝儀候、爲御心得申候、委曲重て可申承候、恐々謹言、

(永正四年カ)
十二月十二日

(隈部)
爲治(花押)

(長邦)
五條殿
御宿所

○隈部氏ハ、肥後国菊池郡隈部村ノ領主。

津江山

二〇 豊後國志

五条鑑量

永正九年支城ヲ
日田郡高瀬ニ築
ク

(人物項)

一五條鑑量

兵部少輔、按家譜曰、高倉院朝博士大外記清原朝臣頼業六世孫、爲五條少納言頼元、後醍醐天皇延元元年、菊池肥後守武政請 帝第九子懷良親王、奉迎肥之八代、立以爲征西將軍鎮西王、於是勅清

原朝臣頼元爲副將、賜金烏御旗、其他諸將亦奉供陪從之、頼元城于筑之上妻郡矢部居之、頼元五世孫爲鑑量、永正九年、築支城于日田高瀬據之、

五條鑑定

兵部少輔鑑量子、稱左馬頭、鑑定、天文元年、復歸筑之舊城、使其臣戍之、

(古蹟項)
五條塙

在石井鄉南高瀬村荒平西山、永正中、筑之矢部城主、五條兵部少輔清原鑑量、來筑于此據之、

○今日、「日田市大字高瀬字五條殿」ハ、鑑量ノ城跡トイフ。
（五條殿の地味）

三 阿蘇惟前書狀(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

(包紙ウハ書)
一五条殿

惟前

來信及ビ中紙ニ
十帖送ラレシヲ
謝ス

津江在山ノ刻心
ヲ添ヘラレシヲ
謝ス

追而、中紙二十帖預候、祝著候、

如示預候、一兩ヶ年申旨候處、城親冬以中達屬無爲候、本望候、此等之儀自是可令申折節、態御音

札祝著候、仍多年津江在山刻、別而被添御心候、于今聊無忘却候、雖遠方、弥可申通候、御同前可

爲快然候、細猶々神照寺可被達候、恐々謹言、

(年末時)
二月廿二日

(阿蘇)
惟前(花押)

五條殿

三 大友義鹽書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

(包紙折封ウハ書写)
「五條殿

義 鑑」

(切封)
「(墨引)」

豊筑発向ニ付兩
津江申談ジ在宅
ノ上其堺ヲ守ラ
シム

就豊筑發向之儀、可有出張哉否之事承候、被添心候、案中候、然者其堺堅固之儀、肝要候之閒、兩
津江被申談、然与以在宅、其山續覺悟專一候、猶老共可申候、恐々謹言、

(年未詳)
九月八日

(大友)
義 鹽 (花押)

五條殿

○花押類型ニヨリ大永七年ノ享祿三年頃ト推定ス。

三 大友義鑑書狀 (紙切)

○五條家文書
史料纂集

(包紙ウハ書)
「五條殿

義 鑑」

(切封)
「(墨引)」

兩津江申談ジ堅

當山續之儀、兩津江被申談、覺悟堅固之由候、祝着候、弥無異儀様、御入魂肝要候、此節別而於被

津 江 山

固在宅ヲ祝シ異儀無ク入魂セシム

勵忠儀者、連々可賀申旨、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(年未詳) 七月十九日

(大友) 鑑 (花押)

五条殿

二四 大友義鑑書狀 (紙切)

○五條文書 熊本県史料中世四

(包紙折ウハ書寫) 「五条殿

義鑑」

菊池義国謀叛ニツキ入魂ヲ恐ル太刀等ヲ贈ル

(菊池) 義國惡行之儀、不及是非候、爲此方聊雖無疎意候、既逆心顯然之上者、不及力候、然者當山續之儀、別而入魂憑存候、彼儀於案中者、志等可任御望候、深重被添心之由、星野常陸介具申遣候、祝著候、仍太刀一腰・織筋貳端進之候、猶小田次郎左衛門尉・野上右京亮可申候、恐々謹言、

(天文八、九年) 九月廿日

(大友) 義鑑 (花押)

五条殿

○『史料綜覽』天文八年十二月廿四日条ニ、「肥後相良長唯、大友義鎮ト菊池義武トノ和ヲ図リテ成ラズ(相良家文書・八代日記)」ノ綱文アリ。本号・次号ハ此頃ノ対菊池關係ニ係ルカ。

菊池義國悪行ニ
就キ同心ノ起請
文ヲ謝シ肥後出
兵ニ付其境ヲ守
ラシム

日輪山寶積寺本
尊一躰ヲ造立供
養ス
津江能重
安心院公泰
修理亮公房
用松源盛

三五 大友義鑑書狀(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

(菊池)
就義國惡行、當山續之事申候之處、別而可被勵忠儀之段、以(義)
神名承候、乍案中御憑敷候、然者至
肥後差向人數候、此節其塚之儀、弥入魂憑存候、恩賞等之事、必可申談之由、猶年寄共可申候、恐
々謹言、

(天文八、九年)
十月八日

(大友)
義鑑(花押)

五条殿

三六 寶積寺木造大日如來坐像銘

○日田市史
日田市山田町寶積寺

(底部墨書)
「大日本國西海道豐後州日田郡山田村日輪山寶積禪寺御本尊大日如來尊像一躰、奉刻彫以伸供養、
居任比丘得受、大旦那津江新左衛門尉源朝臣能重……安心院左京亮公泰……修理亮公房、願主用
松民部允源盛、皆天文十年辛丑霜月廿八日……」
○……ハ欠字ヲ示スカ。

二七 大友氏加判衆連署書狀

○相良文書
大日本古文書

〔折紙ウハ書〕

山下和泉守

齋藤播磨守

臼杵安房守

雄城若狹守

入田丹後守

親廉

津江山城守殿

相良長唯使僧農寺、

〔津江〕

其堺被罷通候、勘過無煩様、入魂肝要之由、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

〔天文十三年〕
十月十二日

〔入田〕

親廉〔花押〕

〔白杵〕

續〔花押〕

〔雄城〕

景〔花押〕

〔山下〕

就〔花押〕

〔齋藤〕

實〔花押〕

〔親昌丸〕
津江山城守殿

相良長唯使僧ノ
津江通過ヲ勘過
セシム

文政二年ニ墨入
レヲ為ス

津江親昌ノ卒去
ヲ供養ス

分國中天満宮領
ヲ安堵シ國家安
全祈念修造以下
ヲ全フセシム

三 大野老松天満社形代銘

○前津江の文化財（県文化財調査報告書四三）
日田郡前津江村大字大野

〔右端〕
「文政二年六月十三日

墨入れ日」
〔申候〕

〔左端〕
「于時弘治四年

津江山城守親昌

正月廿八日奉行 歳六十九」

○文政二年ニ旧墨書銘ニ墨入レセルモノナリ。津江親昌ハ雪ケ嶽城主ナリ。

元 大友義鎮書狀

○大鳥居文書
増補訂正編年大友史料二一

分國中天満宮領之事、如前々無相違被得其意、國家安全之祈念尤候、修造以下不可有由斷候、猶田
北大和守可申候、恐々謹言、
〔誕生〕

〔永祿四年カ〕
九月廿八日

〔大友〕
義鎮（花押）

大鳥居殿

津江山

三 上筑後守部跡坪付

○五條文書
熊本県史料中世四

守部跡所領坪付

ヲ注ス

上筑後

三原郡

坪付

上筑後之内

三原郡 馬場分

一所 拾貳町

同郡 吉徳

一所 三町

同郡 井三郎

一所 五町

同郡 畠中

一所 五町

(戸次鑑連)

三猪郡 大田

一所 六町

同郡 いな石

一所 五町

竹野郡 さうた (塞田)

同人跡

同人跡

同人跡

同人跡

同人跡

同人跡

守部跡

(戸次鑑連)
(裏花押)

竹野郡寒田六町

三猪郡

津江山城守鑑盛

以上

永祿六年

正月廿一日

○次号参照。

(五條) 鎮 定 (花押)
津江山城守 鑑 盛 (花押)

三 戸次鑑連書狀(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

(端裏切封)
「(墨引)」

豊前表ノ軍勞ニ
對シ恩賞地取合
ノ次第ヲ報ス
寒田六町分ヲ津
江鑑盛共ニ三町
宛知行アルベシ
筑前国一所申加
フベシ

如仰今年之御慶重疊、猶更不可有際限候、仍於豊前表兩年之御軍勞、更難述昏面候、別而御心懸之
次第、銘々達 上聞候之条、御感不斜候、然者守部跡之内少々御取合申度覺悟候而、度々令披露候
之閒、屋刑様過半御納得之分候處、從 御簾中様御口能之子細候之条、不及了見候、併右御闕地之
内寒田六町分之事、漸申調候、津江鑑盛被仰談、三町宛先々御知行專一候、早々 御判調雖可進候、
彼地計者餘細少分之儀候之閒、必急度可有御雜霧之餘、於筑前國一所申加、御外聞実儀可然様、涯
分可致取合候、鑑理別而添心被申候、爲御存知候、猶大淵兵部少輔方可有口達之条、閣筆候、恐々

謹言、

(永祿六年)

二月八日

(鎮定)
五條殿

御報

○前号文書参照。

(戸次)
鑑 連 (花押)

三 鑑比書狀(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

(端裏切封)
〔墨引〕

豊前表在陳恩賞
守部欠地ノ不首
尾ノ旨ヲ告グ
寒田六町分ヲ津
江鑑盛共ニ三町
充知行スベシ

津江鑑盛
日州耳川ノ役
石上ニ坐シ笛ヲ

如仰當年之御慶、千喜萬悅、猶以不可有盡期候、爲此等之儀、鑑連江被仰遣候、於私茂御懇札并漆
(言次)
壹東拜領仕候、寔忝存候、仍豊前表御在陳砌、(上筑後)守部闕地之内、鑑連可致御取合之由申候處、從御
上様、無餘儀御所望之条、不然之候、中々無是非候、雖然寒田六町分津江鑑盛御兩所江三町充、先
以可有御知行之由候、御闕所次第申談辻、不可有無沙汰之段、直被申候之条、閣細筆候、恐々謹

言、

(永祿六年)

二月九日

五條殿
(鎮定)

貴報

鑑比(花押)

三 豊後國志

津江鑑盛 掃部助、後稱山城守、事于大友義鑑、津江信兼十一世孫也、信兼子曰大和守信道、其子曰信廣、後維
髮號了願、其子曰中務信正、其子曰山城守信安、其子曰加賀守信俊、其子曰大和守信勝、其子曰民
部信忠、其子曰山城守信政、其子曰山城守信種、信種子爲鑑盛、天正六年、日州耳川之戰、即廢、鑑盛將死之際、探
其懷、把笛坐石上、快弄三曲、聲翻天風、響應山川、亮亮清越、島津義久駐馬聽焉、歎曰、方願沛之際、苟能處

吹ク

此、可謂名士也、乃遣使問姓名、且言曰、懸欽高節、嘗聞士二三其德、請卿乃無即我謀之、見豐府且答曰、外臣敢拜命之辱、然臣無二心、古之制也、幸免君戮、乃君之惠也、義久命護送之、即入境即死、見豐府紀聞、九州記作蒲池近江守鑑盛、名同、故悞、其子刑部大夫統永死于朝鮮之役、至此津江家絕祀、

三 鑑比書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

〔端裏切封〕
〔墨引〕

追而每々御懇切之儀、誠忝存候、

如御札、前日御使者出庄候、^{〔戸次〕}鑑連御約束之續、彼地差合候故、相違之分候、誠無曲候、併寒田^{〔筑後竹野郡〕}三町

分之事、被成御知行候、先以目出候、御闕地次第、鑑連相當之御取合、無餘儀候、内存之趣者、大

淵方御歸宅之砌、被申演之条、不及口能候、可得御意候、恐々謹言、

二月十四日
^{〔永禄六年九〕}
鑑比〔花押〕

五條殿
參貴報

三 戸次鑑連書狀〔紙切〕

○五條文書
熊本県史料中世四

〔端裏切封〕
〔墨引〕

戸次鑑連約束ノ
地相違ニ付寒田
三町分ヲ知行セ
シヲ謝シ欠地次
第ノ取合ヲ約ス

筑後欠地分相違
ニヨリ寒田三町
知行ヲ謝シ不足
分ノ取合ヲ約ス

先書如申候、筑後御闕地分之事、兼々御心宛之儀依御座候、御申之在所相違不及是非候、併寒田之
(筑後竹野)
内三町、先以御知行肝要之段申候處、則御進止之由候、尤專一族、必御配當之砌、不足分之儀申加
候而、御判調可進候、聊緩疎有閒敷候、可御心安候、恐々謹言、

(永禄六年カ)
三月十六日

(戸次)
鑑 連 (花押)

五條殿

御報

三六 戸次鑑連書狀(紙切)

〇五條文書
熊本県史料中世四

出張命令ニ対シ
御請ヲ申サシム
津江長門守ハ出
張ノ命ナシ

如仰今度御出張之儀、別而可有御馳走之由、以 御書被 仰遣候ツ、御請御申尤肝要候、於取合
者、不可有疎略候、然者津江長門守方之事、今度者出張之儀、未被蒙 仰候、定而御思安之儀、可
有御座候哉、其外衆之御事者、涯分御馳走專一存候、猶御使者可被相違候、恐々謹言、

(年未詳)
五月二日

(戸次)
鑑 連 (花押)

五條殿

御報

三七 田北宗印 榮書狀

○高良山座主坊文書
増補訂正編年大友史料 二二

書札ヲ披露セシ
ヲ告ゲ兩津江五
条ト談合堅固ノ
才覺ヲ專ラニセ
シム

御忠儀(義)以御心盡、其表迄被差登之由、預御札候、則令披露候、連々御存分無相違御真心之儀、御感
深重之段、能々可申旨上意候、筑後表之事、別而御下知之旨候條、御案中不可有程候、雖無申迄
候、兩津江殿、(鑑定)五條殿被仰談、彌堅固之御才覺專一候、折節急候間、先々此外不申候、恐々謹言、

(永保十二年九)
二月廿三日

(田北鑑榮)
宗 印 (花押)

大祝鏡山殿
貴報

三六 上津江村西雉谷笠塔婆婆銘

○上津江村誌
日田郡上津江村大字上野田字本雉谷

(觀音)
(梵字サ)

歸眞

三十三忌

(弥陀)
(梵字キリーク)

逆 修 禱 位

(勢至)
(梵字サク)

歸眞宗仙道信禪口門灵位

□□元年 庚午 十月吉日 敬白

(元龜元年カ)

○本塔姿ハ、逆修ト同時ニ、死亡セル子供ノ供養ヲセシモノトイフ。

津 江 山

逆修碑ヲ建立シ
子息ノ冥福ヲ祈

三 大友義統一字書出

○長谷部文書
大分県史料一三

一字ヲ与ヘ統広
ト名乗ラシム

一字之事、統廣遣之候、恐々謹言、

(年未詳)

五月廿一日

(大友)
義 統 (花押)

津江兵部丞殿

○花押類型四 (天正三〜七年) ナリ。

四 大友義統書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

「 (墨引) 」

竜造寺隆信現形
ノ時ノ忠ヲ賞シ
津江氏等ト協力
郡堺ヲ守ラシム
刀一腰ヲ進ズ

至其表、^(隆信) 龍造寺山城守令現形、所々相駱之由、無是非次第候、然者^(五條) 鎮定事、別而忠貞之心懸深重之
由候、乍案中祝着候、惡黨寄々依申組、日田郡堺目迄、無實所様躰其聞候、^(津江) 紹長・^(同) 鑑盛・親信被申
談、此節可被添御心事、頼存候、仍刀一腰進之候、委細田原^(紹忍) 近江入道可申候、恐々謹言、

(天正六年カ)
十二月九日

(大友)
義 統 (花押)

(鎮定)
五條殿

四 大友義統書狀(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四・史料集

(包紙折封ウハ書)
一五條殿

(端裏切封)
「(墨引)」

義 統

黒木氏謀叛ニ対シ河津江申談シ要書打崩シノ粉骨ヲ賞シ鎮連居屋敷六町分ヲ預

今度從取前別而貞心之覺悟、就中黒木兵庫頭惡逆顯然之条、成敗之段申出候之處、親信・鑑盛被申談、被勵粉骨、兵庫頭要害被打崩候、忠儀之次第、無比類候、爲其賞鎮連居屋敷六町分之内、預進之候、各被申合、追而以坪付承、判形調可遣候、爲御存知候、恐々謹言、

(年未詳)
七月廿七日

(大友)
義 統(花押)

(鎮定)
五條殿

○田北学氏ハ天正十二年ニ比定セリ。『史料纂集五條文書』・『熊本県史料』ハ、大友義統花押ヲ(5の1)トスル故、天正七年トナル。但シ同年ニ黒木実久討伐ノ事実ヲ検出シ得ズ。

三 大友義統書狀(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

(包紙折封ウハ書)
一五條殿

(端裏切封)
「(墨引)」

義 統

津 江 山

黒木表行中蒲池
鑑広降参ス

当山無二覚悟ヲ
賞シ刀ヲ送ル

表陣衆打入ニ付
氣仕ニ及ブニヨ
リ行ヲ改ムベキ
ヲ告グ

今度黒木表行之儀申談候半、表陣之衆打入候、就夫蒲池志摩守改心底之由候、無餘儀存候、鑑廣於(蒲池)

忠儀者、不可有忘却候、然者其堺被及氣仕候哉、當山之儀者、從前々無二之覺悟不振他事候之条、

弥以可被勵御粉骨事頼存候、仍刀一腰進之候、委細成大寺申合候、恐々謹言、

十一月十一日

五條殿

義統(大友)
統(花押)

○花押 (5ノ1) トスレバ、天正七年ナラン。『史料纂集所収五条文書』ハ(天正六年カ)トセリ。

三 大友義統書狀(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

「(包紙折封ウハ書)
五條殿

「(端裏切封)
墨引」

義統

就表陣衆打入候、當山被及氣仕之由、尤無餘儀候、雖然鎮定貞心之御覺悟、無他事之条、弥堅固之才覺肝要候、然者改行、急度可加下知相談半候之条、爰許議定之趣、重々以使節可申候、今度從前懇忠之心懸、令感悅之段、以成大寺申候、倍一致被申合、可被勵粉骨事可爲祝著候、至當山衆中者、何様可添力事、不可有別儀候、猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

十一月廿四日

五條殿

義統(大友)
統(花押)

○花押 (5ノ1) ニヨリ年代ヲ比定ス。

四 大友義統書狀 (紙切)

○伝來寺文書
大分県史料一三

〔端裏切封〕
〔墨引〕

表陣衆津江山ニ
打入ル
行ヲ改ムベキ下
知ノ相談半バナ
リ
朽網三河入道

就表陣衆打入候、當山被及氣仕由、尤無餘儀候、雖然親治貞心之覺悟、無他事之條、弥堅固之才覺
肝要候、然者改行、^{〔所行〕}急度可加下知相談半候条、爰許議定之趣、重々以使節可申候、今度從最前懇忠
之心懸、令感悅之段、以成大寺申候、一致被申合、倍可被勵馳走粉骨事、可爲祝著候、至當山衆中
者、何様可添力事、不可有別儀候、猶朽網三河入道^{〔鑑康、宗勝〕}可申候、恐々謹言、
十一月廿四日
^{〔天正七年カ〕}

〔雜信〕
津江信濃守殿

○『増補訂正編年大友史料』二四ニハ、「津江文書」トシテ同内容ノ文書ヲ收ム。〔〕内傍注ハ同文書ノ校異
ナリ。(墨引) ナシ。花押 (5ノ1) トイフ。

望 大友義統書狀 (紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

〔包紙折封ウハ書〕
津江山城守殿

義 統

津江山

五条鎮定進退ニ
関スル巷説ノ実
所無キヲ告ゲ敵
案ニ入ルヲ停ム

津江山城守鑑盛

津江親昌妻清原
氏女ノ死ヲ供養
ス

〔(端裏切封)
(墨引)〕

對浦上左京入道一通之趣、令披見候、然者五条鎮定進退之儀、無実所批判候哉、誠驚存候、旧冬以
來、鎮定忠意之覺悟無比類之条、縱如何躰之巷説雖申狂候、可爲敵案之所行候間、無疑心可被勵馳
走之段、親信被申談、能々入魂專一候、猶宗鐵可申候、恐々謹言、
(津江)
(浦上)

十二月六日
(年未詳)

義(大友)
統(花押)

津江山城守殿
(鑑盛)

○花押(5ノ1) トスレバ、天正七年ナラン。

四 大野老松天滿社形代銘

○前津江の文化財(県文化財調査報告書四三)
日田郡前津江村大字大野

〔(墨書)
(ちのえ)〕

天正七かのと卯拾二月廿六日遠行、

年齢 八十七

津江山城守親貞昌妻

法名 妙了 清原氏女

○〔内ハ、『大分県金石年表』ニヨル。口津江氏ナリ。

四 大友圓齋義書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

三箇年籠城辛勞
ヲ賞シ今少シ持
久セシム

浦部表落去セバ
日田郡迄發足糧
料少分遣ハス

一字ヲ与ヘ統秀
ト名乗ラシム

度々如申候、當城以堅固之格護、敵取懸候之砌者、毎々被得勝利、被勵忠儀候、其堺之覺感悅不
斜候、然者及三箇年依籠城、萬端不如意之由承候、尤存候、義統折々雖加力候、數百人之儀候之
條、于今□城難支成之由、無餘儀存候、雖然今少之支候、□忠當忠令首尾候様、倍御馳走頼入
候、浦部表□□度可爲落去候、於其儀者、日田郡迄發足、不□□□候、將又糧料之支、先々少
分差遣之由候、□□令入魂、猶以可申談之條、親類家中之□□意才覺不及申
候、當城立柄從□□有疎意之趣、猶重疊可申□□

(九月) 三日
(天正八年九) 問注所刑部大輔殿

(大友義鎮) 圓齋 朱印

○「浦部表云々」ハ、天正八年田原親貫ノ謀叛ヲ指スモノナラン。

四 大友義統一字書出

○長谷部文書
大分県史料一三

一字之事、統秀遣之候、恐々謹言、

(天正八年九) 十二月廿六日

(大友) 義統 (花押)

津江山

津江孫三郎殿

四九 大友義統書狀

○問注所文書
增補訂正編年大友史料二五

田籠村ニ星野甚五郎以下ヲ討果スヲ賞ス
日田郡ニ出陣
訴訟ノ件ハ休庵卜談合中

田籠村悪党退治ノ忠ヲ賞ス
津江親信宅所ニ阿蘇小国衆取懸ク

前廿二、於當城籠田籠村、星野中務少輔其外逆徒之族、申組取懸候處、統景人數差遣防戰、被得勝利、爲先星野甚五郎、無餘儀者許多討果、頸到來、不絶忠儀無比類候、今度之御粉骨之次第、永々不可有忘却候、然者小國表無殘所屬案中候、先以大慶候、爰元之儀、如此相調候間、急速如日田郡諸勢可打出之條、下目行不可移時日候、御訴詔之儀承候、休庵申談半候、委細猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

(天正九年九) 九月廿五日

(大友) 義 統 (花押)

(統景) 問注所刑部大輔殿

五〇 大友圓齋義鎮書狀

○問注所文書
增補訂正編年大友史料二五

去廿二、至田籠村、(筑後生葉郡) 星野中務以結構、惡黨取出候之處、(問註所) 統景行故、爲始星野神五郎、數輩討捕、軍忠狀加披見候、每々粉骨忠儀之次第、感悅無極候、然者、至津江信濃守宅所、(親信) 阿蘇小國之者共取懸親信籠城之條、爲加勢、一昨日小國表悉令放火候條、(左馬助) 北里下城事、質人差出、依佗言深重、召置

日田ノ出陣差延
ブモ急度出勢
訴訟ノ儀ハ義統
ヨリ申遣スベシ

候、於于今者、彼方角無殘所屬下知候、珍重候、前日日田越山之覺悟候處、右動付而差延候、急
度出勢之催、聊非油斷候間、當城以堅固之才覺、倍可被勵馳走事肝要候、將又就訴訟之儀、毎々口
能之趣、令承知候、於樣體者、義統可申遣候條、不及書載候、爲北方茂、何様不可有疎意候、恐々
謹言、

(天正九年カ)
九月廿五日

問注所刑部少輔殿

(大友義領)
圓 齋 (朱印)

○文中「小国之者共」トアルハ、北里左馬助反シ、天正九年九月廿三日大友義統兵ヲ派シ攻ルコトニ係ル(大友家文書録)。

五 朽網宗歴鑑書狀(紙切)

○鹿子木文書
熊本県史料中世一

「(包紙ウハ書)

朽三入

三

宗 歴

まいる御辺
申給へ

(端裏切封)
「(墨引)

筑後蒲池統虎恙
無シ

尙く蒲池統虎無恙之由、御到來候哉、誠珍重候、同者如當國參上候へかすと存計候、尤輝同前、
雖可遂御報候、御留守爲御番在府候間、先者一人にて申候、

津 江山

三八九

返札ヲ日田津江ヨリ山侍ヲ以テ届ク
阿蘇衆大友氏ニ叛ク

童造寺同心ノ輩
彦山悪党立籠ルニヨリ打チ崩ス筑前ノ動静

其以後不申通、心外之至候、仍前日從爲預御一通候之条、返札相調、津江迄差遣、以山侍可被相届之由申事候、於參著者濃々可爲御存知之条、不及申事候、然者此節阿蘇衆慮外之企、不及是非候、因茲南郡衆申談、近日一行可相催覺悟候、親爲以御齎談、(合志)於御手合者、差急可被出候、舜三御事、當方一反之以御地替、宣頓(隆信)同前御隱任之由、尤肝要存候、御出勢可被待付之閒、御満足可爲此節候、將又薩劔衆之事、至龍造寺宿迄深重之条、隆信於同意之仁者、豐州衆申合、可被懸地躰之段、被申越候、能々以御穿擊被成、御下知候、爲御存知候、隨而至彦山悪黨楯籠候之条、被向御人數、即時被打崩候、御勝利之次第、可有御察候、其外麻生・宗像以手切致參上、(種美)秋月格護之一城笠木岳取破、拙忠儀候、何様兩筑之事者、不可入御手候、可御心安候、頓爲被仰合、其表御働有無、急度預御入魂、可得其意候、尙期來信候、恐々謹言、

(天正九年)
十月十五日

(初網)
宗 歷 (花押)

三 まいる御返
申給へ

三 戸次道雪鑑連書狀

〇五條文書
熊本県史料中世四

〔切封〕
〔墨引〕

追而中紙十帖、被懸御意候、毎々御丁寧之儀、畏存候、

山三人ニ下広河ノ内百町ヲ宛行ハル、由ヲ報ズ

預御使札、畏悦之至候、仍至山御三人、(筑後上妻郡カ)下廣河之内百町宛、可被成(巻)御載許之由候、御面目不及申候、三人被仰合、早々御知行肝要候、委細大淵三河守方江申候之条、書面不祥候、恐々謹言、

(天正十一年カ)
三月十九日

(戸次鑑連)
道雪(花押)

(五条)
鎮定

まいる 御返
申給へ

三 大友氏加判衆連署書狀

○柳川佐田家文書
増補訂正編年大友史料二六

判形ニ任セ竹野上妻両郡内ノ地ヲ知行セシム

任 御判形之旨、(筑後)竹野郡之内香食六町、同郡之内觀乘寺壹町三段、(用)上妻郡之内徳久六町之事、可有知行候、徳久之事者、下廣河三百町分、至津江山衆被 仰與候、自然於差合者、別所取合不可有餘

津江衆ニ与ヘタル分ト差合ノ場合

儀候、恐々謹言、
(天正十一年カ)
卯月十二日

(初網鑑康)
宗歴(花押)

(戸次)
鎮連(花押)

(高橋鎮種)
紹運(花押)

(戸次鑑連)
道雪(花押)

新田掃部助殿

津江山

五 大友義統書狀

○五條文書
增補訂正編年大友史料二六

五條鎮定ノ忠貞ヲ賞シ日田郡堀迄ノ龍造寺勢ノ現形ニ對シ兩津江ト談合心ヲ添ヘシム

今度(筑後上妻郡)照木表行之儀申談候半、表陣之衆中至其表、龍造寺山城守令現形、所々相絡之由、無是非次第候、然者鎮定事、別而忠貞之心懸深重之由、乍案中祝著候、惡黨寄々依申組、日田郡塚目迄、無定(実カ)所様躰其間候、紹長・鑑盛(津江)・親信被申談、此節可被添心事、賴存候、仍刀一腰進之候、委細田原近江入道可申候、恐々謹言、

(天正十一年)九月九日

五條殿

(大友)義統(花押)

○「熊本県史料」所収「五條文書」ニ見エズ。

五 大友義統書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

〔包紙折封ウハ書〕
五条殿

〔端裏切封〕
〔墨引〕

義統

田尻氏童造寺ニツキ鷹尾要害敵案ニ入ル高橋鑑種叛ス

對坂本備中入道・財津讚岐入道一通之趣、具令承知候、然者田尻中務太輔事、龍造寺以一致鷹尾要害敵案之由候哉、無是非次第候、先年筑後上下之者逆意之刻、鑑種(高橋)敢前忘重恩、覺外之振舞無心元

肥筑逆徒五条氏
ヲ攻ムベキ風聞

日田郡衆中油斷
アルベカラズ
津江親信同鑑盛
ト熟談スベシ

津江山加勢ニ馳
走スルヲ賞シ
愈ナカラシム

存候處、近年順路之覺悟、剩去々年以來、不殘心底入魂之条、加勢無余儀、既去秋玖珠郡迄諸軍打

出候之境節、從豐前目火急之依到來、無首尾口惜候之聞、明春者堺目江令發足、可顯志之地躰深重

候處、鑑種重々不慮之仕合、無曲存候、実否難計候之条、猶以被聞合示給、別而可申談候、就夫肥

筑之逆徒相催、至當山可成行之由風聞候歟、鎮定不振他、御胸臆不淺候之聞、見届可申事、不及口

能候、其表之様子、從爰元不能掠量候之条、節々承、可得其意候、先々至日田郡衆中茂不可有油斷

之段、此節堅申遣候、爲存知候、雖無申迄候、親信(津江)・鑑盛(同)有熟談、倍可預馳走事憑存候、急度以使

節可申之聞、閣筆候、恐々謹言、

(天正十一年)
十二月廿六日

(鎮定)
五条殿

○年代比定ハ花押(5ノ4)ニヨル。

(大友)
義 統(花押)

五 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

先書如申候、至津江山、加勢之儀、不可有(余儀候、至力)當郡衆中(玖珠郡)、無油斷以支度、馳走肝要之段、

遂其節之由、乍案中祝著候、弥無緩怠被申(鑑盛)、殊津江山城守書狀具令披見候、

既如此申(申候之趣カ)相心得、可有入魂候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正十二年カ)
六月十六日

(大友)
義 統 在判

津江山

魚返伊豆入道殿

小田式部少輔殿

五 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
増補訂正編年大友史料二六

○天正十二年七月、筑後黒木寒冬攻略ニ係ル。「日田莊史料」三四一号ニ収ム。本文省略。

大分・直入・日
田・玖珠四郡ノ
兵ヲ以テ猫尾城
ヲ攻メ陥ル

五 豐西記

○大蔵和市編著
大蔵三光堂發行

黒木合戦之事

(天正十二年七月)
筑後國黒木越前守、背大友方爲敵聞、攻之當郡之武士各發向黒木表、(上妻郡)黒木越前守、於猫尾城防戦、

筑後猫尾城ヲ攻
メ陥ル
援軍来リ豊兵退
キ進退窮ス

津江鑑盛笛ノ上
手ニテ秘曲ヲ吹
ク

日田勢每度得勝利、城中屈氣既及落城刻、城方肥前勢如雲霞加勢來、大勢豊後勢之遮後舉鬨聲、城中之兵、如渴魚得水勢出、合悅、合闘自前後攻懸、豊後方無是非引退、敵追跡攻掛、爰究竟之有難所、大勢俄不能通事、百死一生覃難儀、進退失度、日田勢之中津江山城守鑑盛者、無双之笛之上手、近國高其名、是爲最期、心靜爲可遂自害、離味方勢傍立退、上巖拂綠笞、敷扇座之、漢竹笛自腰拔出、濶八穴吹大事秘曲、折柄響巖谷倍高其音、追手大將控馬暫聞之、諸卒皆然也、大將曰、此笛者、津江山城守鑑盛吹所之笛也、今度有寄手諸勢中、唯今覃窮難、爲最後名殘吹秘曲者也、哀

追手秘曲ニ感ジ
追撃ヲ止メ引返
ス
味方難所ヲ過ギ
無事帰陣セルハ
技芸ノ徳ナリ
財津久右衛門尉
討死ス

也、情深、然者、以知情爲武士、全不可追之旨令下知、大勢皆引返、故敢追來者無之、味方大勢心
靜過難所、各無恙版陣畢、鑑盛一人之依藝德、大勢之味方遁急難、嗚呼技藝之徳、元高哉、財津久
右衛門尉、此度猫尾合戰遂討死也、

○「日田記」四ニモ同内容ノ和文ヲ載ス。『豊後国志』（日田郡、人物条）ニハ、津江山城守鑑盛ノ笛ノ故事ヲ
天正六年日州耳川敗戦ノ時ニ係ク（三三号参照）。

五 戸次道雪鑑・高橋紹運鎮種等連署書狀（紙切）

○五條文書
熊本県史料中世四

〔包紙ウハ書〕

五條殿
津江殿
清原殿
新田殿
津江殿 御宿所

立花
高少太
戸丹入
高主人
紹運

〔切封〕
〔墨引〕

豊後衆案内役ノ
辛勞及ビ黒木里
城同籠屋討崩ノ
粉骨ヲ賞シ城落
去ヲ促ス
両水手ヲ切留ム
高橋・戸次両親
子ノ三笠表出張
ヲ報ズ

急度用飛脚候、仍貴國御勢衆、至其表乘陳ニ付而、御案内者役之御辛勞奉察、殊前之廿日黒木里城（七月）
同籠屋輒被討崩、兩水之手被切留之由候、各御粉骨之次第、難盡帯面候、倍無御油斷被仰談、彼一（筑後上妻）
城早々落去候様ニ、御才覺可目出候、紹運親子・道雪親子之事茂、前々廿六致出張、於三笠表、睨（筑前三笠郡）
遂在陳、每事不存油斷候、何様節々可申承之条、書面不能祥条、恐々謹言、

津江山

津江山

(天正十二年)
七月廿八日

(高橋鎮種)
紹運 (花押)

(戸次鑑連)
道雪 (花押)

(高橋)
統增 (花押)

(立花宗茂)
統虎 (花押)

(鑑盛)
津江殿

新田殿

清原殿

(親信)
津江殿

(鎮定)
五条殿

御陳所

善應寺口ヲ塞ガ
バ猫尾城ハ五日
トハ保タズ
兵糧欠乏ノ由敵
方内通者ノ言

『追而、御陳取如何候哉、從敵方之通用無止事之由候、無御心元候、善應寺口と哉らんを被取塞候者、猫尾之儀、五日とハ難對申之由、淵底承及候、於于今者、糧糶相詰之由、從敵方内通者申候、爲御心得候、雖不及申候、御案内者之儀候条、毎事無御對酌、各へ御入魂可然存候、猶節々可得御意候、已上、

同日

(戸次鑑連)

雪 (花押)

(高橋鎮種)

運 (花押)

山三人

山御三人參

両津江・五条其
外案内者ニ談合
スベシ

〇 戸次道雪鑑・高橋紹運鎮等連署書狀

〇大友家文書録
大分県史料三三

○天正十二年七月廿八日。「日田莊史料」三四七号ニ收ム。本文省略。財津竜閑宛。中ニ「為始両津江、五条方、其外案内者へ、能々有談合」トアリ。前号文書ト同一日付ニテ黒木里城打崩シニ関シ、早急ノ落去ヲ促セルモノナリ。

六一 大友宗麟義鎮感狀案

〇五條文書
増補訂正編年大友史料二六

黒木要害猫尾取
懸里城打崩シノ
刻ノ粉骨ヲ賞ス
軍忠狀ニ袖判ヲ
加フ

前廿^(七月)至黒木兵庫頭要害猫尾取懸、里城被打崩候刻、自身依被碎手、鎮定家中之衆、軍勞深重之段、以軍忠狀承候條、加袖判進之候、今度粉骨之次第、無比類候、必取鎮一稜可顯其志候趣、猶宗歴可^(之)申候、恐々謹言、^(之)

(天正十二年カ)
八月五日

(大友義鎮)
宗麟判

(鎮定)
五條殿

○『熊本県史料』中世四所収「五條文書」ニ見エズ。

六三 大友義統書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

〔包紙折封ウハ書〕
五条殿

〔鎮定〕
津江山城守殿

〔鎮定〕
津江信濃守殿

〔端裏切封〕
〔墨引〕

義統

黒木居屋敷分ヲ
三人ニ預ク
田形庄手下横山
ヲ知行スベシ

今度取前以忠來御意之次第、感悅無極候、仍訴訟之儀承候、既^{〔筑後上妻郡〕}黒木居屋敷分之事、至^{〔五條〕}鎮定、津江信濃守・津江山城守申与候之条、右地之内田形庄手下横山之事、先以預進之候、鑑盛・親信被申談、可有知行候、恐々謹言、

〔天正十二年カ〕
八月六日

〔鎮定〕
五条殿

〔大友〕
義統〔花押〕

六三 大友義統書狀

○蒲池文書
増補訂正編年大友史料二六

津江表一勢差出
シ黒木里城打崩
シ矢部在陣申付
ク

連々任入魂之旨、今度至津江表一勢差出、黒木^{〔筑後八女郡〕}兵庫頭里城打崩、於矢部^{〔上妻郡〕}在陣之儀申付候條、定而鎮^{〔蒲池〕}運可爲手合存候處、覺外之様体、不及是非候、其故邊春河内不慮之儀、絶言語候、鎮^{〔蒲池〕}運親類家中之

辺春河内不慮ノ
儀言語ニ絶ス
田尻氏ト申談ジ
忠意ヲ励ムベシ

人、未練之族結構候哉、既田尻中務大輔懇忠之次第、無比類候條、被申談、以時分可被勵順路之忠
意事、可爲祝著候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正十二年)
十一月三日

(大義)
統(花押)

(鎮連)
蒲池兵庫頭殿

六四 長谷川貞安等連署書狀寫(折紙)

○五條文書
熊本県史料中世四

使者ヲ遣ス

谷中百姓婦參仰
付ケラルベシ

尙以今度者、其元にて種々御馳走之由承届、阿波守一段祝著被申候、以上、
態一書令啓上候、今度爲御使、井村清左衛門尉・嶋新允其許へ被遣候、然者、其谷豊州之内之由、
三宅方被罷歸、具様子承候之条、則阿波守ニ申聞候之處、被聞分、一札被遣候、谷中百姓如先々
「罷歸候様ニ可被仰付候、爰元相當之御用等候者、可被仰付候、委細ハ三宅弥左衛門尉方、口上可
被申談候、恐々謹言、

長谷川孫左衛門尉

(年未詳)
五月十三日

貞安 在判

(志賀道輝カ)
志伊入在判
(臼杵鑑連カ)
白四左在判

此兩人封裏候へと被仰出候条、判形如此候、爲御心得候、

津江山

津江親信

津江信濃守殿

人々御中

○連署者中ノ「白四左在判」ヲ『熊本県史料』所収「五條文書」ハ「白杵鑑連カ」ト傍注スルモ、白杵氏ニ鑑連ナル人物ナシ。「鑑速」ノ誤リトスレバ、彼ハ天正二年（一五七二）ニ卒ス。人物比定検討ヲ要ス。

六五 大友義統書狀（紙切）

○五條文書
熊本県史料中世四

（包紙折封ウハ書）
五條殿

（端裏切封）
「（墨引）」

（追筆）「御朱印」
義統

筑後表在陣無事
打入ル
京都加勢与州着
当山衆中ニ申渡
スベシ

筑後表在陣之事、無恙打入候之由、預注進候、祝著候、從京都當方爲加勢、急速警固船被差下之由、以早船先衆与州表江著國之段、到來之条、從爰元茂海陸之行、無余儀存、先以表陣衆歸陣之通加下知候、其堺之儀、能く熟談專一候、殊當山衆中江申談旨候、定而宗歴可申達候、被得其意、弥御馳走頼存候、恐く謹言、

（天正十三年カ）
九月廿五日

（大友）義統（朱印）「忘機子」
〇印文

五條殿

○大友義統ノ朱印使用ノ判明年月日ハ、天正十三年卯月廿六日ヨリ同九月廿五日迄ナリ（「花押印章編年一覽」第一集）。『熊本県史料』ハコレヲ（天正十四年カ）トスルモ、前年トスルガ正シカラシ。『史料綜覧』モ天正十三年九月廿五日トセリ。

六 某書狀案

○島津家文書
大日本史料

島津氏兩津江氏
ヲ味方ニ誘フ

今歲御吉兆多幸々々、仍厥后遙申絶、寔非本意候、然者豐州衆歸陣肝要之儀、去冬從高瀬(肥後)、堅申理候之処、于今高良山へ滞(筑後)在候哉、不可然儀候、備者其表之事茂、龍(龍造寺)・秋同懷(秋月)ニ於被仰合者、永々別而可申承覺悟候、余者期後便之時候、恐々、

「天正十三」

老

兩津江殿

兩津江殿へ 二通

六七 大友義統書狀(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

一(包紙折封ウハ書)
五條殿

義 統

一(端裏切封)
一(墨引)

懇忠ニヨリ黒木
居屋敷六町分ヲ
五条兩津江ニ裁
許セラル
戸次鎮連父子へ
入魂ノ結果首尾
ヲ得

連々依懇忠、黒木居屋敷六町分之事、至鎮定・津江信濃守・津江山城守雖令裁許候、去々年彼堺依調略、一旦相違之様候事、無是非候、然者先首尾難默止付而、戸次伯耆守父子江以高橋主膳入道・戸次攝津入道令入魂候之處、任申旨之由候之閒、於于今者、右地之事、三人被申合有知行、其堺倍堅固之御格護肝要候、猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

津 江 山

津江山

(天正十四年)
三月卅日

五條殿

(大友)
義統(花押)

四〇二

○年次比定ハ花押(6ノ2)ニヨル。

六 大友義統書狀

○大友家文書録
大分県史料三三

隈部表ノ注進

玖珠日田両郡衆

津江山三人

玖珠衆

大友宗麟大坂ヨ
リ下着

(肥後菊池郡)
就隈部表之儀、昨日預注進候之條、從是茂以狀如申候、當時至親永、(隈部)可如力行、(加九)不及別條之下知

候、玖珠・日田兩郡□兼日任申付、日田衆之儀者、前日即時懸付、雖遂其節候、彼表無替儀、津江(岡津)

山(江・五冬)三人事依打入、日田衆之儀、五條鎮定・津江山城守一通相添差歸候、様躰宗歷(朽網鑑康)迄茂令申候ツ、隈

部表任到來、日田郡江今朝熊申遣候、然者玖珠衆之事、先日宗歷歸宅之刻、始中終申談、剩息内記

允以在郡、無緩申催肝要之通申出候上者、雖不及口能候、繼夜於日□□迄差寄、以其餘勢親永相抱

候之様御□□(宗麟)休菴御下着、可爲近々之由、追々申來候之條、□□無異儀様、添心度存計候、

仍敷戸石見守進之□、宗歷以分別、親類與力之内、被差添玖珠衆江、堅□申觸專一候、聊不可有油

斷之儀候、恐々謹言、

(天正十四年)
卯月廿八日

(宗歴・鑑康)
朽網三河入道殿

(大友)
義統 在判

六 大友義統書狀〔紙切〕

○五條文書
熊本県史料中世四

〔包紙折封ウハ書〕
一 五條殿

〔端裏切封〕
一 〔墨引〕

義 統

五條鎮定・津江親信・津江鑑盛
肥後合志郡ノ地ヲ預ク

近年無盡期懇忠、誠無比類候、然者爲其賞、黒木一跡分之事、至鎮定、親信・鑑盛雖申談候、調略之子細在之之条、爲彼代所、肥後國合志郡之事、預進之候、坪付銘々以書載承、可申与之条、可有知行候、恐々謹言、

〔天正十四年カ〕
十一月廿三日

〔大友〕
義 統〔花押〕

〔親信〕
津江信濃守殿

〔鑑盛〕
津江山城守殿

〔鎮定〕
五條殿

七 薩州軍某内覺

○旧記雜録後編二
鹿児島県史料

薩軍日田郡制庄ノ軍略ヲ論ズ

○天正十五年三月三日。『日田莊史料』
三七三号ニ全文ヲ收ム。本文省略。

津 江 山

七二 大友義統書狀(折紙)

○五條文書
熊本県史料中世四

謀叛ノ南郡衆ヲ
討ツ

志賀道雲鎮定領
内隠住ニ付討果
シ死証ヲ送ラシ
ム

鎮定悪人ヲ拘置
ス

豊臣秀吉下知ニ
ヨリ諸侍忠否奉
公深淺ヲ調査中

以先書如申候、南郡之者共覺外之振舞、前代未聞之条、誅伐之儀、加下知候之處、令露顯逐電候、
雖然、以才覺過半任存分、令満足候、然處志賀武藏入道事、鎮定領内江隱任無其紛候、連年之忠意
可爲此節哉之条、別而被顯貞心、早々討果、死證可「送給事可爲祝著候、道雲事、不儀深重之企、
不穩便候条、縱難澁候共、強而可申理覺悟候、以其上者達、上聞、可散鬱憤地盤不淺候、當時鎮定
在山不被任所存候事、義統非疎意候之条、今以不可有等閑候之處、彼惡人被拘置候事、無心元存候、
統康依好續者、難默止心底』可有之候哉、當方之事、既(豊臣秀吉)關白様以、御引立、作外聞候、其上國中
靜謐之掟、兼々被成、御下知候条、諸侍忠否之厚薄奉公之淺深、穿鑿半候、云裕云恰、鎮定懇忠永
々令首尾候之様、御覺悟可爲祝著候、方角之儀候閑、坂本備中入道可令入魂之条、先「閣筆候、恐
々謹言、

(天正十五年)
十二月三日

(鎮定)
五條殿

(大友)
義統(花押)

豊後国検地ヲ命
ジ義統家臣ノ指
出ニ從ヒ支配セ
シム

豊後検地ハ五畿
内ノ如ク入念ナ
ラシム

検地残ル所ナク
仰セ付ケラル

七三 豊臣秀吉御内書

○大友家文書録
大分県史料三三

○日付、差出者、宛書ヲ欠ク、文中「義統」トアリ。天正十五年ノモノカトノ注記アリ。豊後国検地ノコト。
「日田莊史料」三七六号ニ収ム。本文省略。

七三 豊臣秀吉御内書

○大友家文書録
大分県史料三三

○日付以下ヲ欠ク。天正十五年ノモノカトノ注記アリ。『日田莊史料』三七七号ニ収ム。本文省略。「豊後国検地
事、如五畿内邊、念を入」トアリ。

七四 大友家文書録

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

○（天正十七年）十月七日。「日田莊史料」三九二号ニ収ム。本文省略。文中「一御検地無残所被仰付候□事」
トアリ。

五 日田郡檢地調符領地配賦

○豊西記 下

島地三反ヲ以テ
田地一反ニ準ズ

○天正十七己丑年十月。『日田莊史料』三九四号ニ全文ヲ收ム。本文省略。中ニ「田島一町一反八畝 津江撰津守」アリ。

七 大友吉統書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

〔包紙折封ウハ書〕
五條殿

〔端裏切封〕
〔墨引〕

吉統

惡逆人ハ遠近ヲ
謂ハズ打果ス
津江親信謀叛ニ
付誅伐ヲ命ズル
ニ歎訴ス
鎮定父子ニ免ジ
親信父子ノ命ヲ
助ク
家中ノ惡人ヲ討
果サシム

〔道列〕
以坂本備中入道度々如申候、近年弓箭之砌、逆意之輩南郡近邊之人等、不謂遠近一途ニ加下知散鬱憤候、就中津江信濃守折々惡逆之企令顯然候条、可加誅伐候之閒、別而可被勵貞心、粉骨事賴存之段申出候處、種々以口能承候、既爲國家靜謐、逆徒之族平均申付候處、鎮定達歎訴之儀、更雖不能信用候、從前々鎮定御懇忠無比類之条、對鎮定・統康父子、信濃守親子之事、可助置一命候、然者、家中之惡人好敵方ニ俣能登守親子兄弟、其外同心之者共、不漏一人討果、親信顯順路胸内、自今以後鎮定任入魂、忠貞之覺悟於無別儀者、爲吉統茂聊不可有等閑隔心候、被得其意、急度可被相調事、可爲祝著候、万一未斷時者、兼々申旨不可有變化候、委細猶道列可申候、恐々謹言、

(天正十八年九)
六月十三日

(大友)
吉統 (花押)

(鎮定)
五条殿

七 大野老松天滿社形代銘

○前津江の文化財(県文化財調査報告書四三)
日田郡前津江村大字大野

(墨書)

信成妻小田紀伊

息女

天正十八年庚寅十二月四日哀倚、
(傷)

法名妙女 清原氏 年五十七終之、
(也)

○後世墨入レヲ行ヘルモノナリ。(「」内ハ『大分県金石年表』ニヨル。

六 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○『日田莊史料』四〇四号ニ日田郡衆百十人ノ交名ヲ收ム。本文省略。中ニ津江總次郎・津江掃部助・津江刑部大輔ノ三名アリ。

克 大友吉統除國軍士配賦著到交名

○大友家文書錄
大分県史料三四

○上
下略

福嶋殿

福島正則ニ預ケ
ラレシ豊後軍士

大神 兵部少輔

大津留孫七代

野津院衆

戸次孫平太代

緒方衆

雄城平作者

賀嶋 兵部丞

津江衆

後藤四郎右衛門尉

下村治部丞

石合五右衛門尉

雄城將監

中村左京亮

寺中治部少輔

兵部少輔

谷川權進

平内者

彦兵衛

代

與三郎

左衛門

又右衛門

孫二郎

小二郎

津江衆

夫丸

夫丸 三人

下郡 縫殿助

朽網三郎右衛門尉者

森五郎左衛門尉者

津久見者

合三百壹人 此内かこ十七人

(伊予太洲藩)
戸田殿

戸田氏ニ預ケラ
レシ軍士

野上七左衛門尉

田吹與三左衛門尉

野上七左衛門尉

胡麻津留新介

田北治右衛門尉

胡麻津留弥介

吉岡治部少輔

日田郡衆

大津留九郎代

日田郡衆

玖珠郡衆

玖珠郡衆

挾間久七代

臼杵刑部代

日差左近允

帆足兵庫助

龜千世代

帆足兵庫助

尉

此内かこ十九人

○下略。文祿元年ナラン。

津江山

〇 豐西記

○大藏和市編著
大藏三光堂發行

毛利高政日田郡
内一万石ヲ領シ
隈城ニ居ル

○文祿四年、毛利高政日田郡内一万石等ヲ領スルコトニ係ル。「日田莊史料」四一二号ニ收ム。本文省略。

二 戸倉友重知行宛行狀案(折紙)

○毛利高棟文書
大分県史料二六

以上

日田郡内二百石
ヲ加増ス

去年於高麗申付候加増所付之事、津江谷赤石・小河原、於野田之内百石、并夜開郷於之村百石、合(大肥庄) 貳百石分宛行畢、去年之物成等自代官別請取、以其上永代全可令領地之狀、如件、

慶長三年

八月十五日

森織部殿

民部大輔

(戸倉) 友重

在判

付 録

一 日田郡前津江村・中津江村・上津江村大字・小字一覽表

前 津 江 村

○以下明治十五年「大分県各町村字小名取調書」(史料編纂所蔵)
等(『角川日本地名大辞典』大分県)ニ拠ル。

村(大字)	字(一)内ハ字内ノ小字、ソノ小字ガ小名ヲ有スル場合ハ——(ハイフオン)デ示ス。
赤石(村)	本村(堂尾、畑中、松尾曾根、桑木、中、松尾、前田、鹿村、林田、川原、崩引、柿ノ上、中尾、今園、井川平、園、虫秋(孫曾、車坂、向園、峠、西川、ジイナ、崩ノ平、松ノ本、桑釣、田迎、上山、近道、日向一立道、田中、小園、野中、田ノ口、南)、仙頭(竹、上園、井川、田ノ頭、曾家、クルミ迫、林、銚山)、
大野(村)	座目木(木弓、山手)、竹ノ上(青杉)、浦ノ寺(木大野、松ノ下、上栗ノ上、下栗ノ上、内代)、中村(若竹、山崎、梅木、道ノ下、今屋敷、上小平)、坂ノ下(下鶴、板屋、牛房、川底、駄道)、
柚木(村)	東郷内(志屋、北川、葺木、出野、坂篠、熊頭、原、小屋籠、田ノ園、星松、上ノ志屋、小畑ケ、大良浦、田代)、西郷内(本村、竹、山ノ上、兵籠、鬼田、塔ノ本、仁田原、千蔵木、西川、宮尾、ユノクボ、小屋、田代、権現嶽、出野(一石))、

中津江村

栃野(村)

木弓、原部、庭底、小原、八所(引野、落水)、田ノ原、井干原(一ノ渡瀬)、黒谷、合鶴、地窪(吹ノ草)、平野、鶴田、川辺、向田、川畑、荒瀬、打越、辛味、新村、二又、小園、田ノ口、中村、古室原、下鶴、小村、寺、尾方、長迫、小野田、勝坂、蕨野、

合瀬(村)

祝川、向中西、尾下(仙頭、長畑)、合目、藤藏、原(園ノ向)、長谷、梅野(北又)、宮園(岸ノ下、兒塔)、丸藏、山本(小高)、猪野、高迫、石場、小平田、才野、鯛生(原、久保)、宮原、柿ノ谷、市ノ瀬、池田、中川内(山口、味野)、簾(平、葛根平)、堤、作草、

上津江村

川原(村)

広川、幸又、永野、豆生野、八久保、新屋敷、城ノ野、小竹、程野、七又木、平、藪、熊ノ戸、竹塚、葉迫、田口、中野、畑中、葛ラ、長田、柔寒、小平、貫谷、下村、坪井、穂田、吉井、松古賀、松野、中山、元組、浦、甫手野、福島、広瀬、枝、恵葉、山中、地藏ケ原、手水野、高ハセ、

上野田(村)

小川原、若林、木地屋、白草、小川原(小川原、平野、今古賀、ナバタケ、所原、芳ノ本、シブタケ、笹原)、若林(田ノ本、草切平、本村、屋敷野、文右エ門、宮ノ下、薙畑、ウシロ、山ノ下、上ノ山、木地屋、木地屋(鮎ノ渡り、広ソウミ、山ノ神、本伝、上谷、中畑、本木地屋、金山、下ノ鶴、柴塚、ハキセイ、古屋舗、中道)、白草(麦野、コヤン)、下ノ園、笹原(年ノ神、笹原)、

總

補

遺

總補遺

豊後国史料

一 延喜式

(民部省式上七
西海道)

豊後國上管
日田^{ヒタ} 球珠^{クマズ}
海部^{ウミベ} 大分^{オホオビ} 速見^{ハヤミ} 國崎^{クニサキ}

(主計寮式上七)
豊後國行程上四日、
下二日

調庸

中男作物

調、絲卅八絢、綿紬十七疋、苳布甘端、御取鯨五十二斤、蔭鯨七十二斤、薩鯨卅斤、羽割鯨十二斤、葛貫鯨十二斤、耽羅鯨十八斤、堅魚卅四斤十四兩、小町席甘張、自餘輸絹、綿、布、薄鯨、庸、輸綿、布、米、薄鯨、中男作物、熟麻、穀皮、黑葛、漆、櫻椒油、海石榴油、胡麻油、荏油、鹿脯、押年魚、堅魚、雜魚

總補遺

豊後国

腊、鹿鮓、鮓年魚、煮鹽年魚、

正税

(全税式上)

豊後國正税、公廨各廿万束、國分寺料二万束、文殊會料二千束、府官公廨十五万束、衛卒料一万六千四百七十二束、修理府官舍料六千束、池溝料三万束、救急料八万束、俘囚料三万九千三百七十束、

已上六國出舉府公廨惣一百万束、若不堪舉隨即減之、

諸国器仗

(兵部省式)
諸国器仗

豊後國 甲二領、横刀八口、弓十五張、征箭卅具、胡篠卅具、

駅伝馬

諸國驛傳馬

西海道

豊後國驛馬 小野十人、荒田、石井、直入、三重、丹生、高坂、長湯、由布各五疋、

傳馬 日田、球珠、大野、海部、大分、速見郡各五疋、

○以上豊後国關係部分ノミヲ抄出ス。

二 太政官符

○宮寺縁事抄
大宰府・太宰府天滿宮史料五

太政官符 太宰府、

應勤行造八幡大井宇佐宮雜事貳ケ條、

一、應奉遷御牀於新造正殿日時事、

○中略

一、應令管豐前・豐後兩國并大宮司相規早造進正宮等事、

右、得同前解狀稱、同前官符狀稱、仰管內諸國、不愆日限時起、府國共以榮造者、假宮是以豐後

豊前豊後國ヲシ
テ宇佐宮正宮ヲ
造進セシム
假宮ハ豊後國志
止止ノ山木

國志止止之山木所造、正宮亦以豐前國神原杣木所造也、縱比□不造山木造正宮假宮、以件兩國并
宮司相規、共可造宮歟、望請官裁、早被裁下、將以催行之者、同宣、奉勅、言上之趣事

存舊跡、令件兩園并宮司相規尋□□停作假宮、早造進正宮者、

以前所仰如件、府宜承知、依宣行之、符到奉行、

左中辨藤原朝臣

左大史但波朝臣

治安二年六月廿七日

三 大宰府廳定文寫

○觀世音寺古文書
平安遺文一四〇八号

序

定造觀世音寺五重塔行事、

一層 筑前國

大隅國

觀世音寺五重塔
ノ造營ヲ九州九
ヶ國ニ割宛ツ

総補遺

豊後国

二層 豊後国

大監秦宿祢則重

監代伴朝臣政忠

二層

肥後國

豊後國

大監紀朝臣資方

監代上毛野永俊

三層

筑後國

日向國

豊前國

大監紀朝臣有頼

監代惟宗爲兼

少典橘信貞

四層

肥前國

薩摩國

大監秦宿祢重宗

監代大藏朝臣兼孝

監代安部經安

五層

寺家

大監大藏朝臣種輔

監代秦宿祢倫定

右、所定如件、

承德三年九月廿二日

權中納言兼都督大江朝臣

(馬房)

在御判

四 宇佐宮假殿地判指圖(本文省略)

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

○文治年中。全文ヲ収録セシモ、長文ニ付割愛ノ巴ムナキニ至リ、本文省略。各郡毎ニ郡關係ヲ、各莊郷毎ニ關係部分ヲ抄出セリ。

先例並ビニ宰府
ノ下知ヲ守リ造
宇佐宮課役ヲ勤
仕セシム

違背スルハ平家
ノ旧好ヲ思ヒ謀
叛ノ心ヲ挾ムノ
故ナリ

五 將軍源賴朝 家政所下文案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

將軍家政所下 鎮西住人等、

可早守先例并宰府下知、勤仕造宇佐宮課役事、

右、當社御造替者、卅三箇ケ年一度、邂逅事也、且朝家之大榮、次當家信仰之庶社也、存此理
之者、誰致邂逅哉、而如聞者、國郡地頭等募權勢之威、稱不可勤仕之由云々、違背之條奇恠殊
甚、是削思平家之舊好、各挾謀叛心之所致歟、於懈怠之輩者、不可置任國、可迫放他境之狀、如
件、

建久三年九月十八日

案主 藤原(鎌田俊長) 在判
知家事中原(小中光家) 在判

令民部少丞藤原(二階堂行政) 在判

別當前因幡守中原(大江広元) 同

前下總守源朝臣(邦業) 同

六 豊後國留守所下文案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

豊後國諸庄公ニ
宇佐宮南樓作料
糧米ヲ課ス

(豊後)
留守所下 諸庄公等、

可任宣下狀勤濟、造 宇作宮南樓作新糧米事、

石垣庄二百餘丁 絹六百廿六疋四丈
米卅八石

自余略之、

右、府宣狀備、下豊後國雜掌、可任記錄所支配旨、勤濟當國所課、造 宇佐作新糧米町別壹斗玖舛
事、右件作新、云神社佛寺、云權門庄國、縱(從)記錄所平均所被下支配也、但於輕物者、可任先下知
之旨者、任彼支配旨、早可令催勤之狀如件者、且任記錄所支配并府宣狀、且隨惣田數、可令辨濟之
由、所支配(令脫カ)如件、

建久四年二月十五日

公文檢校

權介紀朝臣

權介紀朝臣

權介藤原朝臣

權介 臣

權介小野朝臣

權介小野朝臣
權介小野朝臣
權介熊野朝臣
目代少監物源

七 官宣旨案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

(端裏書)

「八幡宇佐宮迂宮日時定并用途物
宣旨」

左辨官下 八幡宇佐宮、

應爲永例不論神社佛寺權門勢家庄園并公田、平均支配管內諸國所課、當宮三十三年一度造替神殿
以下遷宮用途祈事、

三十三年一度造
替遷宮用途ヲ平
均ニ支配セシム

右、左大臣宣、奉 勅、造 宇佐宮本所課國國、新立庄々多帶免除證文、因茲件等所々、支配自餘
庄々之条、染泥過分之勤、難終有限之役、然則土木之功未成、造替之期空過歟、神事異他、何事如
旃、仍神社佛寺領已下、雖帶 白河 鳥羽 後白河院等御起請、於彼造營者不依先例之勤否、不論
證文之有無、平均宛催之、抑卅三年一度造替遷宮役、兼日存知合期勤仕者、可有煩哉、加之代々
御起請文者、專以誠其所々陵遲爲宗、未以載此役之免否爲本、就中不闕宗廟之造營者、遷叶先皇之
靈鑒歟、盖是隨時革制、觀風立法之謂也、況以之爲後例、不可有他役哉、况管內一同之支配、徵下
(マ、)

總 補 遺

取少之弁濟哉、年貢更不可減、誰人令愁之、秋收全無煩、何地不濟之、且守其年限、且隨其田數、不除不除一庄不漏寸步、各每至彼造替之期、皆悉省宛、宜爲永例、但於帶起請不勤仕之所々者、停止國使乱入、庄家可致其勤、庄家若致陵怠、令經言上者、宮宜承知、依宣行之、同下知宰府既畢、

建久四年七月四日

大史小規宿祿奉

中辨藤原朝臣

ハ 官使紀重任・玉末次解狀案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

(端裏書)

「官使紀重任・玉末次等解狀」

官使紀重任・玉末次解 申請 府裁事、

請被殊賜在廳解言上大府、奏聞 公家、去承元四年 [] 大隅國正八幡造營御神寶用途物等、

六ヶ國同。二嶋支配、仍先僅所濟神寶物等ヲ、其時府御目代大和前司守次朝臣、号借用私用仕ル、

其上ニ所々府領ヨリ [] 等、同以私用、所取殘御神寶物ハ、宰府行事所納置畢、早附彼守次

朝臣、可被糺返子細愁狀、

副進 宰府行事所直人等所濟之色々御神寶物注文一通

右、謹檢案内、彼御神寶用途物庄公之(カ)下地支配畢、其内僅且所濟之御神寶物等ヲ、府御目代守次朝臣任雅意、号借用天私用之条、有恐事也、此注文外ニ、府領ヨリ所濟物等 [] 私用、凡彼守次朝臣所

大隅正八幡宮造
當神寶用途物ヲ
糺返セラレンコ
トヲ請フ
六ヶ國二島ニ支
配

目代守次私用ニ
借用

行、未曾有事也、但所殘所濟神寶物者、大宰府行事所ニ被納置之畢、且附彼大和前司守次朝臣、可被糺返之、且附行事所可致其明之由、爲被宣下、勒在狀、言上如件、以解、

建曆三年四月□九日

官使(九)

玉末次上

紀重任上

九 將軍源 實朝 家政所下文案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

大隅正八幡宮用
途并大神宝等ヲ
奉調セシム

將軍家政所下 筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後六箇國并壹岐・對馬二嶋、
可令早守 宣旨狀、奉調大隅國正八幡宮用途并大神寶等事、

右、件遷宮用途并大神寶物、守 宣旨狀、無懈怠可奉調之狀、所仰如件、以下、

建保三年七月十九日

案主菅原(景盛) 在判
知家事惟宗(孝夷) 同

令圖書少允清原(清定) 在判

別當相模守平朝臣(義時) 同

民部權少輔公遠(マ)江守源朝臣(親広) 同

武藏守平朝臣(時房) 同

總補遺

豊後 国

四三二

書博士中原朝臣(師俊) 同

散位藤原朝臣(行光) 同

10 官宣旨案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

左辨官下 八幡宇佐宮、

應任先 宣旨并關東下知、除當宮領外、不論神社佛寺權門領庄公、平均支配管内諸國、不違期年、令勤行三十三年一度造替遷宮等事、

右、得彼宮在京神官等今日日解狀備、謹檢案内、當宮造替者三十三年一度之大營、九州無雙之課役也、不論神社佛寺權門庄公、平均致其勤之条、爲先例之上、綸言誠以龜鏡也、而宰府且守 宣下、且任先跡、差定行事官雖加催促、近來地頭保司等、偏募權門勢家之威、敢不役之閒、期年既迫來、依難遂造替、神官等訴申關東之處、重賜 宣旨、任先例可致沙汰之由、蒙御裁斷之上、爲譴責、所被差遣雜色宗里也、除當宮領之外、平均致其勤之条、謂宰府謂國衙、皆以存知之次第也、縱及末代神事異他、勅制重之、被下 綸言之日、爭可違期年哉、望請官裁、任先々 宣旨并關東御下知之旨、重賜 宣旨、不違期年遂造替、爲令勤行還御神事者、權中納言藤原朝臣二分名乘不、依請者、同下知宰府既畢、官宣承知、依宣行之、

貞應三年十月十九日

大史小槻宿称判

三十三年一度造替遷宮二字佐宮領ヲ除キ一 国平領ヲ課ス

權中納言平朝臣判

一 官宣旨案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

八幡宮造替遷宮
用途ヲ管内諸國
ニ課ス

左辨官下 大宰府、

應早下知管内諸國、任建久四年七月宣旨、神社佛寺領以下庄園等、不依先例勤否、不拘以前免

除、平均支配送、令催勤 八幡宇佐宮造替并遷宮用途事、

右、役宮造替并遷宮所課國々、依無庄園之所濟、未企土木之營作云云、年紀有限、日數既迫、怠慢

之至神慮難測、權中納言藤原朝臣二字旧損敷可有名乘宣、奉 勅、早任建久四年七月 宣旨、神社佛寺領已

下、難帶雖 白河 鳥羽 後白河等御起請、於彼用途者不依先例之勤否、不拘以前之免除、平均支配

送、令催勤庄家、若背 宣下之旨者、宜經言上、聽裁者、府宜承知、依宣行之、

嘉祿元年八月十日

大史小規宿祢判

右中辨藤原朝臣判

三 關東御教書案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

正八幡宮所司神官等申條條、

總 補 遺

大隅正八幡宮遷
宮大神宝等調進
ニ人ヲ定メシム

一 国別官使一人
定人馬ヲ勤仕セ
シム

少貳資能大友頼
泰兩人ヲシテ沙
汰セシム

一 遷宮大神寶并經論以下御裝束事、

右、如解狀者、六ヶ國二嶋所令勤仕其役也、寛治造替之後康和遷宮之時、國司面々所令調進也、

又建久造替之後、貞應^(歴力)□宮之時、官使・府目代已下、納置用途物於府庫、雖令調進於事不法、今

度者國衛力難及、任宇佐之例、仰守護人可令調進云々、如宰府申者、神寶以下國々勤仕之条、不

及異儀、先例或爲大府之沙汰、自京都被調進、或爲宰府之沙汰、雖令進宮、於守護人者一切不^(相)□

締、府官爲高孫爲文爲宰府執事、當時致其沙汰云々者、康和遷宮之時、國司面々致其沙汰歟、貞

應遷宮之時者、官使・府目代已下調進之處、於事不法、今度可被仰付守護人之由、所司等雖申之、

無先例之旨宰府稱之、然者於今者國衛之力難及、又官使・府目代調進之条、如貞應之時、猶爲不

法歟、仍所定其仁也、早任舊規可令調進矣、

一 官使雜事、

右、如所司神官申者、寛治・建久兩度造營之時、雜事支配不分明、任宇佐例二百町別一度可致沙

汰之由、欲被仰下云々、如宰府申者、依無先々文書、暗難令支配、而寄事於雜事、官使不及催促

云々者、建長五年焼失之後、官使帶 宣旨下向之處、不及雜事沙汰之閒、不致催促、空歸洛之

条、神慮有憚、然者一國別官使一人、定其人馬員數、土民無歎之様、可令支配矣、

^(以前)兩條、大宰少貳入道覺惠相共、可令沙汰者、依仰執達如件、

文永二年十二月廿六日

^(北条時宗)相模 守 在 一
^(北条政村)左京權大夫 同

大友式部大夫殿 (賴泰)

三 豊後守護大友賴泰書下案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

造宇佐宮ノ例ニ
准ジ大隅正八幡
宮大神宝調進ノ
間准絹以下雜事
等ヲ勤仕セシム
寺社權門領ヲ論
ゼス先々勤否ヲ
謂ハズ

大隅國正八幡宮大神寶調進間、准絹糧米并官使豊後經府雜事等事、准造 宇佐宮例、守配符之旨、
不日可令勤仕給、且如 宣旨・御教書者、不論寺社權門領、不謂先々勤否、雖爲 勅免之地、平均
可催勤云々、然者縱雖有所存之所く、先進濟之後、不日向奉行所、任道理可被明申也、而稱可申子
細之由、於令遁避者、更難事行者歟、仍執達如件、

文永九年十二月廿五日

(大友賴泰)
前出羽守 在判

豊後國郡郷庄園地頭代沙汰人 御中

一四 豊後國太田文寫 (本文省略)

○東大史料編纂所藏平林本
鎌倉号遺文一五七〇〇号

○弘安捌年玖月 日。全文ヲ収録セシモ、長文ニ付割愛ノ己ムナキニ至リ、本文省略。各郡毎ニ郡關係ヲ、莊
郷毎ニ關係部分ヲ抄出セリ。

一五 豊後國圖田帳案(本文省略)

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。同本文省略。

一六 關東評定事書

○新編追加
続群書類從二三下

鎮西輩ノ關東六波羅參訴ヲ禁ジ住國シ異國警固ヲ致サシム

小式・大友・宇都宮・渋谷ノ寄合沙汰トス

異國警固中ハ所領ヲ女子ニ讓ルヲ禁ズ

鎮西御家人ノ訴訟ハ急ギ沙汰セシム

一 鎮西輩訴訟事、弘安九、七、十六、

守護人可令尋沙汰之由、先日被仰畢、雖然於地頭御家人、寺社別當・神主・供僧・神官・所々名主・庄官以下、企參訴云々、於自今已後者、非別仰之外、不可參關東・六波羅、令住國可致異國警固、有訴訟者、少貳入道(淨惠)・兵庫入道(大友通忍)・薩摩入道(宇都宮覺覺)・澁谷權守入道(本他)寄合可令尋成敗、若於國難裁許者、可令注進雖爲越訴、尋究可令注申、關東居住輩、訴申鎮西族者、令下向、可經沙汰、於關東不可有其沙汰、

一 鎮西御家人所領事、弘安九、七、廿五、

異國警固不落居之程者、不可讓女子、無男子者、以親類爲養子、(誤入カ)不可讓之、

一 鎮西御家人訴訟事、

急可有沙汰、且九、十、十一、十二、四箇月、可被事切敷、

一七 關東御教書案

○大友文書
大分県史料二六

鎮西訴訟人ノ関
東六波羅參訴ヲ
停メ大友・少武
・宇都宮・渋谷
四人ノ寄合沙汰
トナシム

鎮西輩訴詔事、守護人可令尋沙汰之由、先日被仰下畢、而尙地頭御家人・寺社別當・神主・供僧・所々名主・庄家已下令參訴關東云々、於自今以後者、非別仰之外、不可參關東・六波羅、有訴詔者、兵庫入道・少貳入道、薩摩入道(宇都宮尊覺)・河内權守入道寄合可令裁許、於國難成敗者、可注進子細、雖爲越訴早尋究可注申也、但、奉行人中有敵對事者、殘人々可令尋沙汰、以此旨可令相觸之狀、依仰執達如件、

弘安九年七月十八日

(北条貞時)
相模守 在判

(北条業時)
陸奥守 同

大友兵庫頭入道殿

(道忍・頼泰)

一八 官宣旨案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

左辨官下 大宰府、

應遣官使催促管內諸國、宇佐宮造營用途事、

右、權中納言藤原朝臣公衡宣、奉 勅、件用途宜令遣官使、催促管內諸國者、府宜承知、依宣行

官使ヲ發遣シ管
内諸國ニ宇佐宮
造營用途ヲ催促
セシム

總補遺

之、

正應元年八月十六日

少史中原朝臣判

少辨平朝臣判

(仲兼)

一九 官宣旨案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

官使發遣ニツキ
路次国々ヲシテ
供給ヲ勤メシム

左辨官下 大宰府路次國々、

使左史生紀宗兼 從參人

使部貳人 從壹人

右、權中納言藤原朝臣公衡宣、奉 勅、爲令催促管豐前國所課字佐宮造營用途、差件等人宛使遣發遣者、府國宜承知、使者經彼之閒、依例供給、路次之國且准此、官符追下、

正應元年八月十六日

少史中原朝臣判

右(符)少辨平朝臣判

二〇 拾芥抄

○上
下略

豊後国田敷
七千五百七十町

(本朝国郡部第二十三)
「豊後」上八郡 日田 救珠 直入 大野 海部 大分 速見 國崎
○田七千五百七十町

二 鎮西北條 施行狀

○島津家文書一
大日本古文書

豊後國檢斷事、去六月廿四日關東御教書如此、守護人相共、可被致嚴密沙汰候也、仍執達如件、

關東御教書ヲ施行シ守護人共ニ豊後國ヲ檢斷セシム

正安二年十一月廿六日

前上總介(花押)
(北條英政)

下野彦三郎左衛門尉殿
(久長)

三 鎮西北條 實政 御教書

○島津家文書一
大日本古文書

豊後國津々浦々船事、爲被鎮海賊、不論大小、隨船見在、輒難削失之樣、彫付在所并船主交名於彼船、來月中可被注申員數、且有海賊之聞者、守護地頭沙汰人等、構早船、不廻時剋可令追懸、然者、乘人者縱赴陸地、雖令逃脫、至舩者令棄置之時、船主之所行敷、他人之借用敷、尋明之者、可露顯之故也、又追懸之時、乍知及不合力之輩者、可被注進交名、仍執達如件、

海賊鎮定ノ爲船ニ在所船主交名ヲ彫付ケ員數ヲ注進セシム
海賊ハ追捕スベシ

正安三年三月廿七日

前上總介(花押)
(北條英政)

下野彦三郎左衛門尉殿
(久長)

總補遺

三 官宣旨案

○書陵部八幡宮關係文書
大分県史料三〇

左辨官下 大宰府、

應遣官使、不嫌神社佛寺權門勢家領、守舊規平均支配管内諸國所課、八幡宇佐宮卅三年一度造營遷宮用途新事、

宇佐宮三十三年
一度造營遷宮用
途料ヲ管内ニ
支配セシム

右、得彼府在廳官人等去月日解狀稱、謹考舊貫、宇佐宮八幡大菩薩者人皇十六代聖明無雙御垂跡、日城第一崇廟、吾朝鎮護異國征討之靈社也、爰卅三年之造替者、和國嚴重之大營、宰府職掌之重職也、九州二嶋之課役者、萬民利益之本誓、勅役異于他之閒、被下官使者先蹤也、團茲應神詔守長德以降先綸、既雖覃十餘箇度更無退轉者、聖主佳例當宮故實也、而正宮造營之事始者、相當去文保二年之閒、今年可被遂御遷宮之處、依假殿敷地御沙汰令延引畢、然早不嫌神社佛寺權門勢家領、令支配國々諸庄園、於正宮造替遷宮課役作新糧米以下者、且任建久四年七月四日・貞應三年十月十九日 宣旨之旨、且守國衙之切府、官使并關東御使及大宰府使等相共、加催促欲終其功矣、望請殊蒙 天裁、因准先例被經御 奏聞、被申下 宣旨并官使、急速被遂行正宮造營御遷宮者、權中納言藤原朝臣爲藤原宣、奉 勅、依請者、府宜承知、依宣行之、

元亨元年八月十日 大史小槻宿祢

少辨藤原朝臣判

○別案文ニハ、「少辨藤原朝臣」ノ下ニ「吉田中将定房卿御息也」ノ注記アリ。「」内ハ「鎌倉遺文」。

二四 大府宣案

○書陵部八幡宮関係文書
大分県史料三〇

大府宣 大宰府在廳官人等、

大宰府在庁官人
ヲシテ宇佐宮造
營運官用途料ヲ
九国ニ島ニ催促
セシム

可早府行事官等任舊規、催促九州二嶋課役、致其沙汰、卅三年一度宇佐宮造營運官用途新事、

副下

宣旨一通

右、件用途且守今年八月十日 宣旨、且任舊規可令催促九州二嶋課役之狀、所宣如件、府官等宜承

知、敢勿違失、以宣、

元亨元年八月 日

都督藤原朝臣
(万里小路信房)

三五 宇佐宮寺大々工大神敦貞申狀寫

○益永文書
大分県史料二九

大々工解狀
行(マ、)
御奉。所御下題判寫

(外題)
「可依先例之狀如件、左衛門尉 在判

太宰少貳同」
(貞經)

總 補 遺

三十三年一度造替ノ時作料欠物ノ沙汰ヲ致サレシコトヲ請フ

管内九国ノ所課

造 八幡宇佐官寺大々工大神敦貞謹言上、
(官カ)

請任關東御奉行所度々御下知並(官カ)府宜・同行事所下之文等、賜御下知、致其沙汰作新缺物子細狀、

副進 御下知并府宣例文等、

右、當職者、敦貞曩祖以來、譜諱相承、一代而無中絶、已廿一代于今無退轉所帶也、而當宮三十三

年一度之御造替時、爲管内九國筑前 筑後 肥前 肥後 豐前 豐後 日向 大隅 薩摩所課之閒、爲大々工沙汰、令支配于諸番

匠、作新百疋別拾疋、令缺取之条、所給代々御下知・府宣・同行事所下文炳焉也、爰御造營之度、

賜御下知之条、依爲先例、預代々通數度之御成敗畢者、早任旧規、給御下知、且令備後代證驗、且欲

致當時沙汰矣、仍言上如件、

元亨二年八月 日

官寺大々工大神敦貞上

○返り点・送り仮名ヲ付スルモ、省略ス。

二六 關東御教書寫

○益永文書
大分県史料二九

宇佐宮条々

一 正殿遷宮時隨兵事、

爲豊前・筑前・肥前三ヶ國御家人役、古來勤仕之旨、大行事考申之者、任先例可加催促矣、

一 庭石事

隨兵ノ事

庭石ハ佐賀關調

進

式年仮殿役所豊後國所課分

遷宮每度自豊後國佐賀關調進云々、任旧規可沙汰進之旨、可令施行矣、

一大行事并太宰府寮官等、仮殿正殿造營間、祭祈給物等事、

追可下行之由、先度雖被仰、被下 綸旨之上、宮行事等分、可宛賜之旨下知訖、○不可依違、且

任先規催促之、且式年仮殿役所豊後國所課分、可令下行矣、

以前条々、可被下知奉行人之狀、依仰執達如件、

後醍醐

元徳二年三月十七日

(北条守時) 相模守判

(鎮西探題北条英時) 武藏修理亮殿

三七 官宣旨案

○諸家文書纂所取野上文書 增補訂正編年大友史料五

左辨官下 太宰府、

豊後國士卒民庶ノ当知行地ヲ安堵セシム

應令下知管豊後國士卒民庶、當時知行地不可有依違事、

諸國ノ輩遠近ヲ論セス京上ス

右、大納言藤原朝臣宣房宣、奉勅、兵革之後、士卒民庶、未安堵、仍降絲綸、被救牢籠、而萬機事繁、施行有煩、加之、諸國之輩、不論遠近、悉以京上、徒妨農業之條、還背撫民之義、自今以後、所被閣此法也、然而、除高時法師党類以下、朝敵與同輩之外、當時知行之地、不可有依違之由、宜仰五畿七道諸國、聊勿違失、但於臨時勅斷者、非此限者、府宜承知、依宣行之、

元弘三年七月二十六日

大史小槻宿禰

總補遺

豊後国

少辨藤原朝臣

四三四

二六 室町將軍足利義滿家御教書寫

○石清水八幡宮旧記抄下
南北朝遺文九州編五四八一号

八幡宇佐彌勒寺領等事、雜掌尙公重申狀・具書如此、子細見狀、去年被施行之處、于今無沙汰云々、
不日止方々軍勢違亂、豊前・豊後兩國寺領等、一圓沙汰付雜掌、可被全所務之狀、
(足利義滿)
依仰執達如件、

永和四年八月十七日

(細川頼之)
武藏寺 在判

今河伊豫入道殿

二九 石合氏傳・豊饒直弘連署書狀案

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

(包紙ウハ書)
「内裏様造管段錢文章直弘氏傳」

(端裏書)
「康正二年七月廿三日」

爲造 内裏御用脚、重而國中平均段錢壹段別五十文通事、來八月廿日以前、可有調進候、既被指約月
候上者、少無油斷田數与云、分錢と云、任圖田帳之旨、則可被遂勘定狀、如件、

丙子康正二年七月廿三日

(豊饒)
直弘 在判

造内裏段錢ヲ因
田帳ニ從ヒ八月
廿日以前ニ調進
セシム

弥勒寺雜掌尙公
ノ重申狀ニヨリ
豊前豊後兩國內
寺領ヲ雜掌ニ渡
付セシム

（右舎）
氏傳同

永富三郎殿

大津留備後守殿

三〇 大友義鑑書狀

○高野山西生院文書
東大史料編纂所影写本

大友家ノ宿坊タルニヨリ分國中諸侍僧侶同前タラシム

當院之事、當方代々爲宿坊之条、分國中諸侍其外僧侶、可爲同前候、可被得其意候、仍扇子十本送給候、祝着候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

（年未詳）
十二月三日

（大友）
義鑑（花押）

（高野山）
西生院

三一 室町幕府奉行人連署奉書

○大友文書
大分県史料二六

御元服段錢ヲ六月
中ニ沙汰セシム

御元服要脚豊後國段錢事、早守事書之旨、嚴密相懸之、來六月中可被致其沙汰之由、所被仰下也、仍、執達如件、

天文十五年二月廿三日

（飯尾）
散位（花押）
（飯尾）
大和守（花押）

総補遺

大友修理大夫殿

(松田)
前丹後守 (花押)
(攝津)
攝津守 (花押)

三 某事書

○大友文書
大分県史料二六

(端裏書)
「事書」

御元服要脚豊後國段錢事天文十五二 廿三、

元服要脚ノタメ
豊後国内ニ段錢
ヲ課ス

公田ニ懸ク

以此要脚被付彼足訖、早除三社領并北野社領・諸五山・同諸塔頭・等持寺・等持院領以下先々免除
京濟之地等、令支配壹段別五拾文充於公田相懸之、來六月中可被究濟之、若有難澁輩者、爲被処罪
科、云在所、云領主、交名共以可被注申之矣、
(敷位) 裏花押 ○「濟之地」ノアタリ

三 鑑泰・重弘連署書狀

○永弘文書
大分県史料六

国中平均段錢ハ
神領御免ノ所殿
下御用ニ付三百

就國中平均御段錢之儀、從先御代御神領御免續、御佗言依御申、今度之事者、爲殿下御用之条、三
百疋可有馳走之由、被仰出候、此前請取申候、披露之所、無沙汰有間敷候、恐々謹言、
(足利義輝カ)

疋ヲ仰出サル

〔異筆〕
〔天文十六年丁未〕
十一月六日

田染殿參御宿所

重弘〔花押〕
〔被部力〕
鑑泰〔花押〕

三三 大友義鎮書狀

○高野山西生院文書
東大史料編纂所影写本

〔異筆〕
〔天文廿二年〕
〔廿代目〕 壽鑿十穀

義鎮

國中勸進ヲ許ス

國中勸進之儀、承候、不云寺社免許、至役所之衆申理、被遂其節、可有成就候、恐々謹言、

〔天文廿二年〕
九月六日

〔大友〕
義鎮〔花押〕

壽鑿十穀

三五 大友義鎮書狀

○高野山西生院文書
東大史料編纂所影写本

〔包紙ウハ書〕
〔天文年中分〕
國中勸進免
許之御書也、

与阿十穀

義鎮

義鑑菩提ノ為西

爲到明寺殿菩提、高野山西生院一字可有造立之段、壽鑿十穀被差下、委細承候之条、分國中勸進之

總補遺

生院ニ一字造立
ニ付分國中ヲ勸
進セシム
当府ヨリ始メ諸
郷寺社免許ヲ問
ハズ

義鑑菩提ノ為西
生院ニ一字造立
ニ付分國中勸進
ヲ認ム

儀、任望候、從當府始而、諸郷庄不云寺社免許、其調肝要候、猶曰杵安房守可申候、恐々謹言、

(年未詳)
六月廿三日

(大友)
義 鎮 (花押)

与阿十穀

三 大友氏加判衆連署書狀

○高野山西生院文書
東大史料編纂所影写本

(別筆)
「天文廿三年」
(包紙ウハ書)

志賀安房守
吉岡越前守
雄城若狹守
田北大和守
白杵安房守

与阿十穀

鑑 續

(切封)
「墨引」

爲到明寺殿御菩提、高野山西生院一字可有造立之段、被差下壽鑿十穀示給候之趣、委細令披露候之
条、御分國中勸進之儀、被任望候、然者諸郷庄至役所、案内者被申理、其調肝要候、恐々謹言、

(天文廿三年)
六月廿六日

(白杵)
鑑 續 (花押)
(田北)
鑑 生 (花押)

与阿十穀

親(志賀) 守(花押)
長(吉岡) 増(花押)
治(雄城) 景(花押)

三七 大友義鎮書狀

○高野山西生院文書
東大史料編纂所影写本

(紙ウハ書)
一高野山西生院 与阿十穀
廿代目

義鎮「

依前々當國宿坊、爲到明寺殿志、於西生院一字可有建立之由候条、分國中勸進之儀申付候處、過半被相調、上洛之由尤干要候、今一兩國不調之段、令存知候、重々有下向、勸進專一候、恐々謹言、

大友義鑑志トシ
テ西生院ニ一字
建立ニ付分國中
ヲ勸進セシム
一兩國不調ニ付
再度下向勸進セ
シム

天文廿三年 甲寅

十一月三日

(大友)
義鎮(花押)

高野山西生院

与阿十穀

総補遺

三 田染建榮書狀案

○永弘文書
大分県史料六

宇佐社領諸役ノ
頼朝以来免除ノ
政親代 義長代
今度ノ奉行ハ催
使ス

西生院ハ代々宿
坊トシテ分國中
諸侍僧俗同前タ
ラシム

態令啓上候、仍當社領諸役之事、頼朝様以來一圓御免除之由申傳候證文、于今所持候、政親様御代二
三代、御國家平均之御段錢段米被仰付候時茂、少分致進納候、義長御代他言申候之処、被任前々旨、
御赦免之御上意候、今至度御奉行、旨趣注申候、於私不被及覺悟候之由、申候、頼催促候条、或致
納候、請取或之先證、何茂案文進入候、前々之敷候様ニ、御取合可入候段
之證狀以下、眞玉民部少輔方へ令披候、被成御尋、御披露奉憑候、可得御意候、
年未詳十一月廿五日

建榮

□城殿參御宿所

三 大友義統書狀

○高野山西生院文書
東大史料編纂所影写本

當院之事、當方代々爲宿坊之條、分國中諸侍其外僧俗、可爲同前候、可被得其意候、殊今度以下向
懇承候、祝着候、猶年宿共可申候、恐々謹言、

天正七年五月十三日

高野山
西生院

義統 (花押)

豊後国檢地ヲ命
ジ義統家臣ノ指
出ニ從ヒ支配セ
シム

檢地ハ五畿内ノ
如ク念ヲ入レ給
人ノ知行地ハ入
組ナク給人妻子
ハ城下ニ在府セ
シム

諸国海賊停止

四〇 豊臣秀吉御内書

○大友家文書録
大分県史料三三

豊後國中知行方檢地申付、入組無之様、家中者共以指出之員數、令支配可遣候、法度以下嚴重可申付候、義統置目等、自然相背族令成敗、軍役入精、忠節輩可加扶持候、猶大和(秀吉)大納言可申候也、
○日付、差出書・宛書等ヲ欠クモ、天正十五年、大友義統宛ナルベシ。

四一 豊臣秀吉御内書

○大友家文書録
大分県史料三三

豊後國檢地事、如五畿内邊、念を入可被申付候、給人申付事者、以檢地上、入組無之様、可被相渡候、何茂國侍・妻子、其方居住之所江在府可仕之旨、可被申付候也、
○日付以下ヲ欠クモ、天正十五年、大友義統宛ナルベシ、

四二 豊臣秀吉禁制

○大友家文書録
大分県史料三三

定

一諸國於海上賊船之儀、堅御停止之處、今度備後・伊豫兩國之閒伊津喜嶋にて、盜船仕之族有之

總補遺

豊後国

由、被聞食、曲事ニ思食事、

一國々浦々船頭、^(マ、)狛師いづれも舟つかひ候もの、其所之地頭代官として速相改、向後聊以海賊仕

紙連判ヲ取ラシム
ま□□^(カ)由、誓紙申付、連判をさせ、其國主とり□□^(カ)可上申事、

自今以後、給人・領主致由斷、^(カ)海賊之輩於在之者、被加御成敗、曲事之在所知行以下、末代可被

召上事、

右条々、堅可申付、若違背之族在之者、忽可處嚴科者也、

天正十六年七月八日
^(豊臣秀吉)御朱印

三 豊臣秀吉條々事書

○大友家文書録
大分県史料三三

條々

諸國百姓武具所持ヲ停止ス

取置カル、刀・脇差ハ大仏殿建立ノ釘・カスカイニ仰付ク

一諸國百姓、刀・わきさし・弓・てつはう其外武具のた□□所持候事、堅御停止候、其子細者、不入道具□□あひたくはへ、年貢所當を令難澁、自然一揆を□□^(カ)ハたて、給人に對し非儀の動をなすやから、勿論可有御成敗、然者其所之畠令不作、知行ついゑニなり候間、其國主・給人・代官として、右武具悉取あつめ可致進上事、
一右取をかるへき刀・脇指、ついゑにさせらるへき儀にあらず候間、今度大佛御建立の釘・かすかひに可被仰付、然者今生之儀ハ不及申、來世迄も百姓たすかる儀ニ候事、

百姓ハ耕作ヲ專
一ニセバ子ミ孫
ミマデ長久
異國ハ宝劔利
ヲ農器ニ用ユ

疋田就義等書狀
ヲ吉統ニ寄ス
疋田就義等連署
書狀
檢地ヲ殘ル所ナ
ク仰付ケラル

一百姓ハ農具さへもち、耕作專に仕候へは、子々孫孫まで長久ニ候、百姓御あはれミを以、如此被仰出候、寔國土安全・万民之基也、異國にて唐堯の(カ)そのかミ、天下を鎮撫せしめ、寶劔利刀を農器に用ると也、本朝にてはためしあるへからず、此むねを守り、各其趣を存知、百姓ハ農桑を可入精事、

右、道具急度取集、可致進上之、不可有油斷者也、

天正十六年七月八日 (豊臣秀吉)
御朱印

四 天正十六年參宮帳(本文省略)

○後藤作四郎文書
大分県史料二五

○全文収録ノ所、頁數ノ都合上、割愛ノ已ムナキニ至ル。本文省略、各郡毎並ビニ各莊郷毎ニ關係部分ヲ抄出セリ。

五 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

(天正十七年(マ)、) 疋田就義、寄書吉統、先是吉統使雨庵秀健於聚樂、因豊後檢地等事也、頃聞、歸州十月、福、(マ、) 就義、寄書吉統、先是吉統使雨庵秀健於聚樂、因豊後檢地等事也、頃聞、歸州時、帶此書、

昨日被申出候間、内々態申入度刻、尤目出友、本ノ 殊花岳被罷下候条、具可被遂言上候へ共、大形秀長内左旁以申上候キ、一御檢地無殘所被仰付候□事、一御國衆何も在城被申、御番以下御堅固ニ

總補遺

国衆ハ在城ノ上
御番堅固ノコト

豊後国

本ノ
寔可被仰付候、○中
(天正十七年)
十月七日

福三

不見在判

吉統様 參人々御中

疋右近

就 義 茂力 在判

四六 豊後國御檢地目錄案

○西寒田神社文書
大分県史料二五

豊後國御檢地目錄

豊後國檢地目錄 ヲ注進ス	國東郡	一分米高	三万九千八百五十六石壹斗壹舛	國東郡
速見郡	一分米高	貳万九千二百七十八石八斗壹舛	速見郡	
海部郡	一分米高	貳万七千百三十六石七斗	海部郡	
大野郡	一分米高	三万三千八百五石貳舛	大野郡	
直入郡	一分米高	二万四千十四石八斗九舛	直入郡	
玖珠郡	一分米高	壹万九千九百廿八石八斗五舛	玖珠郡	
日田郡	一分米高	二万二千四百廿五石五斗四舛	日田郡	
大分郡	一分米高	三万八千三百四十四石八斗九舛	大分郡	

以上、

右、合廿三万四千七百九十貳石壹斗

此外、塩高千三百廿八石壹斗貳舛

右、米・塩之都合廿三万六千廿石貳斗貳舛

右内、三千九百四石六斗九舛荒地在此、

天正十九年^{辛卯}八月吉日

羽柴豊後侍従

吉統

増田右衛門尉殿

(長巻)

四七 豊後國諸侍着到帳寫(本文省略)

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○文禄元年カ。長文ノタメ割愛ノ巴ムナキニ至ル。本文省略。各荘公毎ニ関係部分ヲ抄出ス。

四八 大友義延書狀

○高野山西生院文書
東大史料編纂所影写本

(包紙ウハ書)

「廿貳代」(異筆)

文禄三年」

高野山

西生院

義延」

総補遺

〔(墨引)〕

宿坊タル事別儀
ナキヲ告ゲ懇情
ヲ謝ス

當院之事、代々爲宿坊之条、於以來、不可有別儀候、可被得其意候、殊今度別而懇情、向後難有忘
却候、於門司勘解由允可申候、恐々謹言、

(文禄三年)
如月朔日

高野山
西生院

(大文)
義延(花押)

第一卷 補遺

田染莊史料

一 富貴寺木造假面銘

○豊後国田染莊II
豊後高田市大字蔭

願主仲範假面ヲ
寄進ス

久安三〇丁卯上 願主仲範 御修正會

○「久安三」ハ精査ノ要アリ、ト云フ。

二 豊後國志

仁聞大樹ヲ得テ
三大堂ヲ造立ス
伝乗寺・富貴寺

貴富寺 在田原莊蔭村、號蓮華山、相傳養老中、仁聞師得一大樹、用其材、造三大堂云、其樹大可思也、一在田染郷眞木村、爲傳乗寺、一爲此寺、一不傳其所在、眞木大堂近旣壞損、衆相謀修理焉、專用故財、制仍舊貫、惟此堂獨儼存、堂廣方二丈餘、似有每柱及牆壁戶扉、悉皆細畫諸佛像、猶如九品曼陀羅圖、金碧五采極精巧、盡觀美、今漫漶僅想其彷彿耳、奇古可嘆、

○仁聞草創說ニ就キテハ檢討ヲ要スルモノアルモ、參考ノタメ掲グ。

三 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

○文治年中以來ノ指図写ト云フ。此ニハ国東郡關係部分ノミヲ抄出ス。

(西參道、南側) 西始定 廣一丈二尺
置路竝六十八丈五尺內 假令一丈別面五寸石五
百八十九疊之裏表籙 (鱗カ) (仁波) (種) 侍テ疊ミ

上仁砂九十所置之、一同別砂二斗一舛宣旨定、

西大門与西中門中間四丈廣一丈 西中門前內二丈緒方庄、次二

丈直入郷、

西大門外一丈直入郷、次二丈笠和郷、次二丈丹生庄、

次二丈戸次庄、次一丈來繩郷、若宮鳥居内五丈日田庄、

次二丈安岐郷、

次三丈阿南郷、次二丈都甲庄、次一丈伊美庄、次一

丈五尺八坂庄、次一丈五尺大神庄、次三丈臼杵庄、

次一丈五尺小佐井郷、次三丈國東郷、次一丈田原別

符、次二丈佐伯庄、次五尺毛井村、次二丈武藏郷、

次一丈井田郷、次一丈大佐井郷、次二丈由布院、次

二丈植田庄、次三丈佐賀郷、次二丈三重郷、次二丈

大野庄、次一丈朽網郷、次一丈五尺野津院、次二丈

山香郷、次一丈朝見郷、次一丈玖珠郡、次二丈牛丸

保、次一丈無役所、臨時

(建物) (建物) (建物1) (建物2)

行事所 正殿造營之時同之、

○以下北ニ(建物1)(同2)ニ統キ21マデアリ、コレヨリ

南ニ曲リ(22)ノセツノ建物アリ。「若宮殿」「御湯殿」

「中樓」「南樓」等アルモ省略ス。

(建物④ヨリ(南側鑿垣アリ、ソノ右側)「北生江垣九十間内、四十間由布庄、次三間丹生庄、

次拾間直入郷、次一間井田郷、次三間津守庄、次三間

笠和郷、次十間臼杵庄、次十間三重郷、次八間玖珠

郡、次二間都甲庄、此垣高一丈出上定二筋面一別、中程六十許

江結タリ、中仁六尺間乃釘貫ヲシテ上ニシタリ、八重ニ

立並タリ、木西ハ奥在一尺、厚七寸

○中二
行略

(若宮廡垣二間左側)

「若宮西生枝垣十七間内南三間伊美庄、次二間八坂

庄、次三間香地庄、次一間向野郷、次一間竹田津別

符、次一間草地庄、(次腕力)二間岐部庄、(次腕力)二間日出庄、

此生江垣与釘貫中間三丈四尺五寸

二間眞玉庄、此生江垣子細大宮同事也、」

(若宮朱廡垣西側八間ノ所ヨリ)

「西釘貫方間、自未申二間由布庄、次五間大野庄、

次三間都甲庄」

○二行
中略

(若宮廡垣北側八東三間ノ北側ニ)

「北釘貫十間都甲庄、

惣若宮殿釘貫南西三方八上卅二間」

○二行
中略

(同若宮廡南側、五間、東ヨリ西ニ向イ)

若宮釘貫自大宮、釘貫之堺迄テ、未申角、釘貫十三間内東
始六間八坂庄、次二間香地庄、次二間津守庄、」

○以下約
七頁分略

(東廻廊東部分北側)

「東廻廊八間南与南樓栞東

第一卷 補遺

大門南中間整十四丈五尺内九

六丈五尺 朝見郷、

三丈 佐賀郷、

二丈 笠和郷、

壹丈 佐伯庄、

壹丈 柴山村、

六丈 國東郷、

廻廊与垣屋中間

二丈九尺三寸

○以下十
九行略

(東側廻廊南側)

「七丈四尺佐伯庄、一丈七尺國東郷、(異筆)六丈四尺」

「田染郷」、(異筆)「五尺」(力)「上田原別符」(力)尺

八丈(力)庄(力)

○以下二
十行略

(廻廊南側ニ)

「北大門与北中門西内(渡辺注郷力)開中門(力)御

六丈 大野庄、三丈 玖珠郡、

四四九

〔輿〕縮整十八丈八尺内四丈三尺

武藏郷、三丈六尺 伊美庄、

六尺 山香郷、一丈三尺 平丸保、

○四行
中略

〔西廻廊、西大門東北内側ニ〕
自西大門脇、迄テ戌亥角 南垣屋、十四間内、

脇十間八坂庄、次二間判太庄、次二間玖珠郡、

置道與御輿宿中開六丈

西大門内置道ヨリ北迄テ

御輿宿軒下整廿六丈四尺

〔力〕
内 除衛士屋
一丈内定、

内 五丈四尺 八坂庄、

三丈五尺 來繩郷、

三丈 小佐井郷、

一丈 大佐井郷、

一丈二尺 安岐郷、

一丈四尺 伊美庄、

○五十九
行中略

〔西中門ニ連ル西廻廊〕

〔西中門北脇、迄テ戌亥角、玉垣八〕間〔力〕

北〔脇三間〕伊美〔庄〕

〔次一間〕〔郷〕

○二行
中略

〔西中門南ニ廻廊四開、内部東側〕
〔西中門与廻廊中開玉垣三間來繩郷〕

玉垣三間 來繩郷

○三十一
行中略

〔相ノ間〕
〔内外樋合〕七尺 〔力〕
大神庄、

〔車一開半〕伊美庄、

〔西一開半〕國東郷、

〔二内殿一字三開各〕

妻一開各 八尺

○五行
中略

〔相ノ間横書〕

〔内外殿〕樋〔合七尺〕

〔三開渡樋三重郷、〕

〔一内殿〕

〔東一開半〕來繩郷、

〔西一開半〕田染郷、

〔一内殿一字三開〕各八尺

〔妻二開〕各七尺

○二十七
行中略

〔東一開半〕武藏郷、

〔西一開半〕安岐郷、

〔三内殿一字三開〕各八尺

〔妻二開〕各七尺

○五
行略

〔件地判指圖者、

貞遠文治・國貞貞應・爲貞建長・貞行弘安等所持之

古本也、而虫喰令破損之閒、貞世新寫之、

四 大宮司宇佐公仲下文

○到津文書
大分県史料一

○首破
損闕

拾陸斛事、

炊殿御菜米料ヲ
進濟セシム

右、御炊殿御菜米料、可令進濟之狀、如件、

寛喜 [] 八月四日

(マニ) 大宮司宇佐宿祢 (花押)

五 散位宇佐昌重利錢借券案

○到津文書
大分県史料一

利錢三十貫文ヲ
借ル

申請 利錢事、

合參拾貫文者、

一カ月ヲ限リ百
文別拾文ノ利分
文書質券ニ入ル
糸永名ヲ渡ス

右件錢、自取日限三十ケ日、爲一月天、百文別加拾文宛 [] 利分、可弁濟也、但一倍以前結解利分、
致其弁之時、件利分雖一貫文、雖百文依不足、一度仁不弁究者、所入置質券文書等者、不可被出
之、又若於過一倍者、任讓狀 [] 給安堵御下文、可令知行糸永名給之狀、所申請、如件、
(旨カ) (田染莊)

寛元二年四月十九日

散位宇佐昌重 在判

嫡子宇佐昌景 在判

左衛門尉平俊信 在判

六 別府市美術館藏笠塔婆銘

○豊後国田染荘の調査一
別府市立美術館

造立者僧廣增

(梵字ハク) (梵字キリーク) 文永六年 巳 四月廿五日

右志者爲往生極樂

○本塔婆ハ、モト富貴寺ニアリシモノナリ。

七 宇佐春基處分狀案

○永弘文書
大分県史料三

(端裏書)

文書同田染

豊前・豊後兩國内宇佐宮御領

一 後家宛分

一 所松尾屋敷加前田廿 (永正名内)
一 所從分 (男力) 得太郎一類五郎 同二郎男・權三郎男

第一卷 補 遺

僧広増笠塔婆ヲ
造立ス

宇佐春基田地ヲ
処分ス
後家分

永正名内

田染莊

妻女馬城ひめ孫童一人

此外惣配分略之、

弘安元年六月三日

宇佐春基 在判

八 塔ノ御堂國東塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字小田原下平

法華經ハ衆生成
仏ノ直道

妙法蓮華經者諸佛出世之

戒壇衆生成仏之直道也、仍

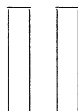
如法經該卷

爲往生極樂及

利益□□奉

延慶三年庚戌四月廿四日

大願主



九 梅林寺藥師如來修理墨書銘

○九州歴史資料館研究論集九
久留米市京町梅林寺

阿彌陀如來像ヲ
修理ス

(漆部裏修理墨書)
奉修理

阿彌陀如來

大願主 實 同空阿彌陀佛

敬白

兩講衆各助成合力

塗師

右志者、爲天下國土安穩泰平一切衆生 塗師 品阿彌陀佛 正眞房

仏師

遍誦

佛師 受持阿彌陀佛

右筆 慶筭

正和二年十一月 日

(以下別筆カ)

豊後眞木

末

○モト田染莊眞木山伝乗寺ノモノナリ。藤原仏トイフ。

10 其ノ田板碑（二基）銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字露其ノ田

〔第一基〕

建武元年^甲八月廿四日

□乙房尼法阿

〔梵字バン〕

〔大日〕
〔普賢〕
〔アン〕
〔文殊〕
〔マン〕

所奉訪聖靈沙弥道安

「沙弥明道」

〔第二基〕

〔梵字サ〕

〔梵字キリーク〕

〔弥陀〕
〔勢至〕

建武元年^甲十一月廿二日

地藏堂講衆等各敬白」

〔梵字サク〕

11 平野園板碑銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字露陽平

某板碑ヲ造立ス

〔梵字バク〕

〔釈迦〕
建二八廿

大願主



新田義貞誅伐ノ
タメ坂本ニ馳セ
参ゼシム

菊池武重以下退
治ノタメ発向セ
シム

三 智圓施行狀(紙切)

○矢治文書
大分県史料八

新田右衛門佐義貞以下輩等討伐事、今日御教書如此、早任被仰下之旨、(近江國滋賀郡)馳向坂本、可被抽軍忠候、仍而執達如件、

建武三正月十二日

智圓(花押影)

田澁孫三郎殿

三 一色道(大範)氏軍勢催促狀

○田原文書
大分県史料一〇

菊池武重已下凶徒打出所々、致濫妨之由、有其聞、早相催一族、屬右馬助入道之手、可致軍忠也、仍執達如件、

建武四年四月十五日

(一色範氏)沙彌(花押)

田染孫三郎殿

一四 平野園板碑（二基）銘

○豊後国田染荘の調査一
豊後高田市大字蕨陽平

〔第一基〕

建武四年丁丑六月十五日

波多野經清五世孫某板碑ヲ建立ス

波多野經清五世孫

〔第二基〕

建武四年丁丑十月廿四日

一五 大雜仕くにます御幸會用途請取狀

○永弘文書
大分県史料三

行幸會ノ用途ヲ請取ル

永正名分

うけとる、六月御こへのせん（幸念）のあふ（油）らのしろ（代）のよう（用）との事、

台百六十、ミねの御との御弁、

（永正名）

右、なかまさ名ふんか代也、くたんのことし、

（田染名）

りやくをう三年六月廿五日

（天）をう（雑）さう（仕）しくにます（花押）

一六 田部氏女代郷輔請文寫

○宇佐郡諸家古文書
南北朝遺文九州篇二

田染莊重安・恒任・小手則・末次名ハ田部氏女當知行

重安・恒任ハ氏女ニ交付
永正・小手則・末次名ハ神主定基等抑留

名田等ヲ氏女ニ交付シ秀基等ヲ罪科ニ処セラレタシ

號宇佐若宮神主秀基令掠申候豐後國田染庄(國崎郡)内(高師直)恒任・永正兩名田事、如去年六月十八日京都御奉書・

今年三月廿三日守護所御施行ハ、香志田藤五入道并泰氏女等非分押領云々、沙汰付社家、有子細者

可注申云々、此條重安・恒任・小手則・末次名等者、當宮一圓神領田部氏當知行地也、就建武五年

社裁、給曆應四年五月十一日(足利尊氏)將軍家御下知、同九月九日被成御教書、於當所、仰守護御代官并八

坂彦五郎入道被沙汰付氏女之處、於重安・恒任者、沙汰付氏女、至永正・小手則・末次名者、神主

定基・田原次郎入道法光・掃部藏人直治・倉成修理亮申異儀、不去退之由、兩使之散狀守護御注進

之閒、爲飯尾修理亮入道御奉行、康永四年六月八日重申成御奉書畢、同年十月七日於當所、仰守護

御代官并伊美小四郎、被沙汰付氏女最中也、而號秀基・爲基・定基等ノ御下知違背之咎、申成御奉

書之條、奸訴之罪科難遁、早被与奪本奉行人飯尾修理亮入道方、且被全御下知、被沙汰。散在名田

等於氏女、可被處秀基於罪科候哉、仍御下知以下所帶公驗進止之、次號香志田藤五入道・泰氏女者

誰人哉、田部氏女帶御下知、支申之上者、須預御注進候哉、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和二年五月廿八日 田部氏女代郷輔請文(花押影)

〔謹言上〕 〔祠官田染〕

田 染 莊

四六〇

一七 富貴寺不動明王石室銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字露坊

不動明王像ヲ彫
造ス

應安三

一八 荒平薬師堂石幢銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字池部荒平

某石幢ヲ建ツ

永和三年三月十八日

一九 釋迦堂跡寶篋印塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字真中草場

永和五年造立ス

又此石塔者、往昔永

之初冬、發微信之輩

和五己未年造立之

卒再建此塔者也、

貞享三年大風破
損

大塔也、中古貞享三

眞木邑

丙寅歲大風破損而

大願主

經屋霜久、敢無再興

宝曆八年初冬再
興ス

族、今也寶曆八戊寅

下組中

110 田染莊永正・恒任名坪付注文

○永弘文書
豊後国田染莊の調査一

宇佐宮御神領

豊後國田染庄内永正、恒任名ミ坪付之事、

永正名田地分

- 一所一反廿 山之口
- 一所卅代 河そい
- 一所三反卅代 あまひき むかし八年賣田
今ハ神田
- 一所三反 此内一反ハたうめん あかさこ
- 一所一反廿代 志んかい用作 昔ハやしき □
- 一所二反卅代 まへ田用作 これハ畠しろ
先祖のやしき
- 一所壹反卅 まつりも
号定寺へ
すへし かうたの口
- 一所一反廿 □めう
まつりてん まつ□ まとの同北口
は □
- 一所十代なわてそい阿弥陀仏供てん い □
- 所二反田 その田竹下 一反は観音寺さこ□いてん
ともいふ 本ようざく乙王丸
一反ハよし重いはいてん

第一卷 補 遺

□所二反卅 吉松本ようざく同人

一所卅代 こくそさこ
ミ弥の畠地の内 同人

一所廿五代 永正本屋敷
の内なりにしのそい 用作

一所一反 大おさ小おさ これもやしき
たもト也 用作 此内半分
せんほうてん

一所卅代 御ミたうのまへ用作下さく □

一所一反卅代 石丸觀音寺宛

一所一反卅 かうたの口

一所三反 □ノ丸大まかり公事地之内

一所一反廿 ふくてん大まかり同内

一所四反卅 大まかりくうしの地之内

一所卅反 さるはミこれハ下さくゆやそのく
大丸たう

..... (継目)

永正うけのふん 田原宝陀寺寄進

一所三反 □の丸 さるはミ 作人秋吉道妙

一所二反廿同所の□ 同人

同荒野畠地有 弁分塚遠見石
下ハ吉丸塚トをミ石

一所永正屋敷荒野前田三反廿本作人ほうめう
まくむこ正幸入道
其子ニ大炊助

已上

○海老沢衷氏ハ応永十四年十二月十三日「永正正屋敷田
畠讓狀条」(二三二号)ト關係アラン、ト云フ。

三 藤原香志 直重讓狀

○矢治文書
大分県史料八

ゆつりわたす

直重先祖さうてんの本領、同たうちきやうの所
々事、

右、祖父妙圓ゆつり狀、ならひニ次第調度公驗せうも
ん等をあいそへて、嫡子重則仁、永代をかきてゆつり
わたす所しつ也、仍爲後證狀、如件、

應永廿年十二月十三日

(香志田)
ふちわら直重(花押)

三 大友持直知行宛行狀

○広瀬家史料館所藏文書
日田市淡窓町

日出庄内辻開村并田染庄内吉丸古庄攝津入道
跡・安岐郷
内光貞古庄佐渡守
跡・玖珠郡内岩室帆足清太
跡・同郡戸幡
古庄伯耆守 事、進之候、可有御知行候、恐々謹言、
跡

(貼紙)
「應永廿貳年」

九月廿三日

田原新藏人殿

(大友)
持直(花押)

前任師崇禪師ノ
タメ造立ス

宝篋印塔ヲ造立
ス

木錢返ノ屋敷ニ
小家ヲ建ツ

三 金高墓地五輪塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字平野大曲

〔前〕住当菴師崇禪師
(五輪五大種子
梵字)
應永廿七庚閏正月吉日

二 岩脇六所權現寶篋印塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字嶺崎岩脇

右、伏請三宝證明諸天門、
應永三十三午脱カ丙九月十八日

三 末永泰光契狀

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)
「すへなかとのくほんもつこのいやしきニ家」
(表書)
「田染二郎殿」

馬二郎島之事、
本錢返に給置候間、
小家を作候、
年季すき本錢給候する時ニおいて、
是非を申ましく候、
仍爲後日如狀件、

田 染 荘

四六四

永享二年十二月十五日

末永泰光(花押)

田染二郎殿

三六 田原親盛書狀

○到津文書
大分県史料一

〔端裏書〕
狀也

田染庄重安事、此間長弘方知行に候處、重安孫四郎本領之由、雖歎申候、社家之様不知案内候間、
令啓候、任先例、可沙汰付候哉、委細此御報示給候て、可得其意候、恐々謹言、

永弘知行ノ重安
名田地ニ重安孫
四郎本領ト愁訴
ス
渡付スベキカ否
カラ問フ

〔異筆〕
「永享十五」
三月三日

〔田原〕
親 盛(花押)

宮成殿

御宿所

○親盛ハ田原直平四代ノ孫「親盛上野介」カ(大友田原系図)。

直平 — 親廣 — 下野守 — 親房 — 上野介 — 親忠五郎
因幡守 — 法名宗光

三七 宮成公佐書狀案

○到津文書
大分県史料一

重安跡ハ欠所ト
シテ炊殿御菜免
ニ寄進セル故許
容スベカラズ

先日預御札候、則可御報申之處、折節取亂事等之聞、于今遲滯之条爲恐候、就其御神領重安跡事、爲時代闕所、令奉寄下宮御炊殿御菜免候、仍番長爲當役人知行候、其段諸官存知候、然者孫四郎申子細、不可有御許容候、每々可得御懇候、恐々謹言、

(異筆)
「永享十五」

三月十八日

田原上野守殿

○「御菜免」ノアタ
リ、裏花押一アリ。

(宮成)
公 佐

三六 重吉秀直・右田興弘連署書狀案

○永弘文書
大分県史料四

(端裏書)
「案文」

御主殿上葺ニ付、
可相調之由、至山香郷仰付候、妻一方之儀馳走肝要□、先年一曇御申之

時、落居之沙汰候歟、生石入道・佐保左衛門尉書狀旨、披露候、以先今度之事、從今秋、長野伯耆

第一卷 補 遺

四六五

御主殿上葺ニ付
妻一方ヲ馳走セ
シム

田 染 莊

四六六

守仰合、調專一候、恐く謹言、

(異筆)

〔享徳三年〕

八月十四日

(右田)

興

重吉

直 弘

田染庄政所

田染庄政所殿

二九 田染榮忠申狀

○到津文書
大分県史料一

兼番長榮忠申、

宇佐宮重職神官役人以下罪科跡所職所領、被仰付親類事、

宇佐宮重職神官
役人ノ罪科跡ハ
親類ニ仰付ケラ
レタシ

一國清寺殿御代、(天內徳雄)太宮司公兼任中、(マ、)樂所惣檢校成久・左近將監久道、依罪科被召放其職、被仰付

親類秋吉藏人、于今勲樂所役、

一澄清寺殿御代、(天內持世)大宮司公佐任中、御馬所別當上田民部丞盛弘、依朝敵与同、被召放其職、付所

縁別當職事、被仰付橋津出羽守、

一當御代大宮司公見任中、橋津六郎次郎依罪科、其跡被仰付舍弟次郎弘慶閉、云出仕、云郷役勲之、然者以如此御法、今度榮佐跡所職所領等事、被仰付榮忠者、不退在宮任、可致神忠、凡當社大小會御神事、番長奉備御供、祝大夫奏祝、大宮司・惣檢校、被下知神事次第事社例也、是

永弘榮佐跡職ヲ
榮忠ニ仰付ケラ
レタシ

則依爲御祈禱專一、言上如件、

兼番長大夫

長祿二年四月 日

神主榮忠(田染)
(花押)

三〇 宮川直輔書狀

○到津文書
大分県史料一

田染ノ事

尙く田染事、その期日今度注文前不尋候ハ、とかく御申あるましく候、

一日可然便宜にて候間、進狀候、定而參著候哉、

度々ノ尋ニ付言
上ス

一今度御申条々、飯田殿より、同万福寺より預御尋候間、凡言上仕候、

身上ノ事

一御身上事、重輔よりわかさり委細申候、番長職望御申無余儀候、宮成方より同前被申候之由承候、可然候、當任祝大夫、時枝方よりハ何と被申候哉、不談候間不存候、祝方當任へ被談候哉、

さやうに候ハ、文言など推量仕候、但當任より何と被申候とも、不苦敷候哉、被望方にて候間、可有 上察事にて候、

役免田等ノ事

一役免田等事、注分候て上候、其内田染庄之内兩名事ハ、番長免田染榮忠分と申て候、可有御心得候、惣庄ハ

御神領にて候間、社役多々あるへく候へ共、いま程ハ武家より知行候、此兩名事、前々本領など

御申も、くるしからず候、先祖より持來候間、本領同事と存候て、申たるにて候と御答へ候へ

く候、文書・日記・例文ハ、榮佐(田染)の所ニ所持候間、巨細不心得候よし、御申あるへく候、

田 染 莊

四六八

万福寺へ進状

一 自然わけらるゝ事候共、可被任 上意候、いかにも候て、本職をかんように御申あるへく候、
一 今度御尋条く、當任の心ニハ、にぬおもむきにて候、御ためニは可然存候、いかにもよくく、
無越^(處)渡御申あるへく候、

一 万福寺へ進状候御時にて給へく候、いかにも彼御方へ、細くニ御申肝要と存候、今度御尋状ハ、

時枝方より被付廻候、その御左右巨細承度候、毎々期面拜之時候、恐く謹言、

^(年未詳)
五月廿七日

^(富川)
直 輔 (花押)

田染殿

三 大曲板碑銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字平野大曲

(梵字^(観音)サ)

丁酉十月
拾日

(梵字^(弥陀)キリーク)

歸眞妙喜信女

文
明九年

(梵字^(勢至)サク)

妙喜信女ノタメ
板碑ヲ造立ス

○豊後国田染莊の調査 I
豊後高田市大字平野大曲

三 大曲藥師堂木造觀音坐像銘

(像底墨書)
一謹奉新造

木尊之事、

前住師崇書記ノ
為觀音像ヲ造立
ス
願主住持比丘良
智

妙泉菴常住願主住持比丘良智、
右志者、爲前住師崇書記也、

于時文明十三年辛丑九月中旬、

施主各人敬白、

(師)佛子作州新六、

(蓮華座墨書)
一 大檀那乙榮忠

當菴住持比丘良智、

峯文明十三天辛丑九月十日

施主各人敬白、

仏師
大檀那田染榮忠

三 秋吉昌綱添狀

○永弘文書
大分県史料四

〔切封ウハ書〕

田染殿人々御中

秋吉駿河〔守〕

昌〔綱〕

永弘氏輔ノ書狀
案文ヲ進覽ス
言語道断ノ曲事

只今永弘式部方より如此書狀候、御披見〔のため〕に、案文進覽候、言語道断之曲事候、爲御心得令申

候、恐々謹言、

〔文明十四年〕
壬七月廿九日

〔秋吉〕
昌 綱〔花押カ〕

三 竈門繁貞・久保親千連署書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔重安尤候〕 〔狀候處預候了、〕 〔委細承候了、然者彼題目者、沙汰組候、

〕 非申候、先代より持來候在所を、今程相違候間、佗事候、彼地事如元預御扶持、爲庶子分、

其様致奉公度候由申候間、其趣申候へく候、御〔子細候者、可然〕〔候力〕〔禮儀〕委細御使者申候、〔恐々〕謹

言、

〔年未詳〕
八月廿八日

〔久保〕
親 千〔花押〕

先代ヨリ持來在
所

(羅門)
繁貞(花押)

田染圖書助殿
御返報

三 田原繁正打渡狀案

○永弘文書
豊後国田染莊の調査一

(端裏書)
一田原左馬助方ヨリ打渡狀案文

神領永政屋敷田
畠ヲ御子息宮乙
殿ニ打渡ス

御神領永政屋敷田畠等之事、六郎依甲、於此方窮可渡之由、雖御奉書候、于今延引候、仍社家御文書披見候之處、明白候、其上六郎兄兵庫、各本分として拘候、田畠屋敷之事、御子息宮乙殿ゆつり

文明十七

四月五日

(田原)
繁正 在判

田染權擬大宮司殿

三 岡部昌秀書狀

○永弘文書
大分県史料四

(礼紙端裏切封ウハ書)

(墨引)

岡部河内守

田染圖書助殿 御報

昌秀

第一卷 補

遺

神納ノ儀ニ就キ
書狀ニ答フ

御同前之躰恐入候、猶面談之時可申候、
就^(ア)御神々納之儀候て、御書狀示給候、拜見仕候、爰元各々御馳走可申候、當年我等ハ御賀例事
候、猶御使者へ可申候、恐惶謹言、

^(年未詳)
十月十六日

^(岡部)
昌秀 (花押)

田染圖書助殿
御報

三七 岡部昌秀書狀

○永弘文書
大分県史料四

〔^(和紙切封ウハ書)

(墨引)

岡部河内守

田染圖書頭殿

昌秀 〔

御同前之躰、恐入候、く、

社納米本年分ハ
風ニテ不作
明年ハ馳走ス

就御神米〔^(尤)御書狀示給候、拜見仕候、仍彼御社納所當年風儀付候て、悉絶候、無是非候、
今より作人申付候て、明年ハ馳走可申候、猶〔^(尤)御使者可申候、恐惶謹言、

^(年未詳)
十二月九日

^(岡部)
昌秀 (花押)

田染圖書頭殿
御報

三 田染莊重安・末次名坪付注文

○永弘文書
豊後国田染莊の調査一

御神領豊後國田染庄重安・末次兩名坪付事、

飯塚貴船宛

一所卅代

太郎三郎

一所卅代

七郎五郎

一長田

一所卅代

彦六

一 所卅代

又次郎

あらひら堂宛

一所卅代

孫太郎

一 所十代

同孫太郎

河そへ

又二郎

一 所五段

此内年不廿

一所八段卅代

一所壹段廿代

一 所五段

ひろた

一 所壹段廿

か本

一 所壹段廿代

一所壹段廿代

た

一 所壹段廿代

所三十代

一 所壹段廿代

所二段

一 所七段卅代

いかい

一 所七段卅代

やその

一 所卅代

所三段

一 所卅代

くんさこ

一 所壹段廿代

所卅代堂免

一 所壹段廿代

第一卷 補 遺

一所五段
一所卅代
一所壹段

一所卅代
桑田
一所貳段

(繼目)

東蘭
一所六段卅代寺免
一所十代

爲延
一所貳段

重安・末次兩名之内畠地分

鳥
一所壹段廿代

藤木はたけ
一所壹段廿代

き
一所壹段廿代

ありのきはたけ
一所壹段廿代

木畠
一所壹段廿代

中その
一所四十代

くら
一所三十代

堂免
一所三十代

ん
一所三十代

かとぬはたけ
一所三十代

市はたけ
一所三十代

一所三段ミノ原

原畠
一所壹段廿代

一所青原寺敷地分

一所飯塚屋敷

馬二郎はたけ
一所壹段廿代

所三段卅代爲延

一所三十代若宮ふへそへ

所貳段

よこやまその
一所壹段廿代

□所壹町重房 一所三十代はくろ

○海老沢衷氏ハ、一五世紀後半ノモノナラン、ト推定セリ。

三九 田染莊神田坪付注文

○永弘文書
豊後国田染莊の調査一

(た) □しふの御神田つほつけ、

一所三反御こくてん 一所十五代志らきて

□せうはい田 一所二反こ

一所二反三月てん 一所一反御あ

一所□御はらい田 一所一反ふへの

一所□人きやうてん 一所四反まとの(間戸カ)

一所二反山王田 一所卅きふね

□田地貳町壹反定、

このほかにいくしとのく御ふ

□そのほかハふくたいハ もうけ

このむねを御ひろうあるへ

四〇 富貴寺五輪塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字露坊

明應六年

□禪定門

十二月十一日

大友政親判形ニ
任セ權擬大宮司
一跡ヲ安堵ス

四 大友親治安堵狀

○永弘文書
大分県史料五

宇佐宮權擬大宮司□一跡之事、任祖父□續之旨、政親判形之通、得其意候訖、恐々謹言、

(年未詳)
十月三日

(大友)
親 治(花押)

田染弥五郎殿

(奥切封)
「(墨引)」

三 宇佐宮下宮次第條々事書

○到津文書
大分県史料一

(端裏切封)
「(墨所)」

當社下宮御次第條々事、

一去長享三二月廿七就于御廻錄御造替之儀、御奉行所迄雖致注進候、菟角之儀不被仰出候之間、

長享三年回祿造
替ニ付尊神ヲ高
御藏ニ安置ス

御尊神様之御事者、當時高御倉仁安置申候、彼御倉之御事茂、宮佐古由出入之路次ニ御座候へハ、

□退之仁等汚穢不淨之儀、更以不及成敗在所候、就御在宮、御存知御事候、御 神慮如何存候、

責而彼御倉廻屏を塗せられ、被引御注連候ハてハと相存候、

一下宮御社内至近路植木等、御調川御禁制之事、御代々御奉書并致狼藉仁、政道之目錄。懸御目、

第一卷 補 遺

弘固
四七五

進案文置候、

神事ヲ芝居ニテ
行フ

岩崎莊失地ニヨ
リ御供不勤

名々戸主後地ヲ
以テ立替

小野莊供米不勤

当社御蘭ヲ押妨

立柱上棟ノ禄馬
当支配当ナシ

番長免田ノ事

一年中御神事等之儀、奉替余社、而『於彼社御執行事、社例候之處、近年御社依無御座、當時於芝居御執行之儀、誠御神慮難測存候、是又。去年以目録申入候喜、^{彼御方へ}

一當社正御供田、豐後國小野庄、并當郡内岩崎庄彼兩所ニ御座候、然而岩崎庄之以御供米、從八月大嘗會、至于有籠會御料所候之處、依失地彼御供御不勤之通、及度々致注進候、如斯失地之時者、

名々戸主以相拘後地、不立替之儀、社例之段度、雖注進候、是非を不被仰出候、對當太宮司被成御奉書候也、定而先例之通、可被申付候、^(可九)

一小野庄以御供米、從二月大祭至于七夕會御料所候之条、壹々以社例之次第、大友殿様江雖申候、定而不蒙仰候之条、每篇御神事御時、御供等御不勤候事、可有如何候哉、^(養長)

一當社御蘭と申在所へ、御神事御時、御菜米・菓子等社納之御料所候之處、當郡之内辛嶋郷中村御蘭壹町之内屋敷五反、喜多坊押領候、下毛郡之内深水翁丸之御蘭、杉甲斐守方依押領、御放生會之時、御菓子・御菜等欠御事候、

一今度立柱上棟之御時、二之御殿分御供事、被成御下行候、一三御事可有如何候之通申候之處、不及御覺悟之通承候之閒、重而不及愁訴之次第候、御屋形様爲御祈禱以敬心之儀、重行御^(大内義實)兩殿仁^(永弘)

奉備御供次第大篇之儀、弘固御一見之御事候、然處ニ立柱上棟之録馬、限愚家不預御配當候次第、御神事執行之時、一段可遂愁訴候、^(杉)^(マ)

一番長相拘免田等事、一圓豐後國在所之候、祖父少宮司榮佐代ニ、社家ニ依有訴人、彼職事被召^(永弘)

郡内拘地ハ負物
方ニ立ツ

下宮法度ヲ度々
申入ル

宮寺回祿ニヨリ

放候、就其親にて候式部丞氏輔、廿餘年之閒依致愁訴候、(大内政弘)法泉寺殿様被聞召分、彼職事如前々雖被仰付候、□所事者他國事候へハ、不知行候、然者少所二三ヶ所當知行仕候之處、今度田原方御賢策之御使、式部丞仁被仰付候、就是彼地をも 大友殿様より御申候、不及愁訴候、此等次第、於山口以前式部丞申上候、

一當郡少々相拘之地事、式部丞多年依無足之公役、負物方ニ伏立候へハ、吾等在宮之儀、一圓不及合期之式に、被成御分別、如社例被仰付候共、人々一兩人も扶持仕、出仕神役事、不可有無沙汰候、

一下宮御法度事、(杉)弘固節々就御參宮、御存知御事候、一段被仰付候へハ、不及制道在所に候、此等條々、去年度々申入候喜、

右、就下宮御社内之儀、大概目錄如件、

□(志)正拾陸正月十一日

下宮社司番長大夫
(重)行(花押)
(永弘)

四三 宇佐宮寺非番帳

○到津文書
大分県史料一

(裏打紙端裏書)
「宇佐 宮寺非番帳 次第不同」

大永三年就宮寺御廻録、(マ)非番帳之事、

第一卷 補 遺

宮番次第ヲ定ム

田 染 莊

四七八

次第不同二日二夜宛夕次自身

一番 當職

樂所 (檢校)

二番 到津

陰陽師

三番 安心院

御馬所別當

四番 出光

小田弁官

五番 惣檢校

向野郷司

六番 祝大夫

御前檢校

七番 番長大夫

矢部神主

八番 倉司大夫

樋田神主

九番 田染擬大宮司

惠良擬少宮司

十番 池永權擬神主

久保官人代

十一番 小袋權少宮司

橋津官代代

十二番 辛嶋郷司

江上官人代

十三番 御裝束所

河毛權擬少宮司

右定所如件、

田染擬大宮司

四 胎藏寺墓地國東塔銘

○豊後国田染荘の調査一
豊後高田市大字平野近道

(梵字ウーシ)

(阿 闍)

(同 タラーク)

(弥 陀)

(同 キリーク)

(不淨成就)

(同 ア ク)

法印忍秀ノタメ
國東塔ヲ造立ス

法印忍秀

大永七年八月十七日

五 熊野墓地石殿銘

○豊後国田染荘の調査一
豊後高田市大字平野近道

天文六年丁酉

五月十八日

施主敬白

某等石殿ヲ造立
ス

六 小崎河野家墓地石殿銘

○豊後国田染荘の調査一
豊後高田市大字嶺崎台蘭

天文^(九年)庚子

第一卷 補 遺

田 染 莊

四八〇

妙照禪定尼

四七 熊野墓地石殿銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字平野近道

皆天文十年^辛三月一日

道 淨

四八 永正惟定證狀案

○永弘文書
大分県史料六

永正彦七郎ニ相
続スルニ付請錢
三百文ヲ田染氏
ニ進納スベシ

代之旨、子候^(カ)大炊助殿雖致相續、慮外ニ成行候、無是非候、乍勿論、其方へ下人男女共、相添證跡

讓進之候、請錢三百文、田染殿へ無油斷、可有進納事肝要候、於以後、其方存分共[□]日時者、
建築^(田染)江可被申合候、於彼所、聊不可有他之妨候、仍爲後日之狀如件、

天文十四年^{乙巳}八月廿八日

永正長門守
惟 定

永正彦七郎殿
進之候、

重安又太郎直重跡

四九 某書狀

○到津文書
大分県史料三〇

御神領重安又太郎直重跡、豊前・豊後兩國中(散力)在名田畠山野等之事、

〔祢〕

〔米〕
○以下破
損欠失

五〇 田染鎮富番長職等讓狀

○永弘文書
大分県史料六

番長職免田等ヲ
宮若丸ニ讓ル

當社番長并豊前〔 〕社役免田所之事、相添代々證文等讓進之候、堅知行、御社役等可懃事肝要候、
恐々謹言、

(言)
〔 〕
(年未詳)
三月十六日

(田染)
鎮 富 (花押)

永弘宮若丸殿

五一 豊後國志

鳥帽子獄城ニ古
沢氏抛ル

(古蹟系)
「鳥帽子獄寨 在田染郷陽平村、古澤右馬允據之、文祿二年廢、

第一卷 補 遺

田 染 莊

小崎堡ハ田染重富

小崎堡 在來繩郷小崎村、田澁重富保之、亦大友氏族、文祿國除遂廢、

○田澁重富ハ前号ノ「田染鎮富」ヲ指スカ。

五三 吉弘親家書狀

○永弘文書
大分県史料六

〔包紙ウハ書〕

田染少宮司殿 御報

吉弘將監

親 〔家〕

〔端裏切封〕
〔墨引〕

神領ノ社米ヲ加地子分ニ奔走ス

御狀委細拜見申候、仍□御神りやうの事、度々承候間、以前のま、御神りやうニまいらせをき候、^(社)しやまいの事^(米)をハ、^(加)かんちし^(地)ふんにほんそう可申候、恐々謹言、

五月十七日

親 家〔花押〕

田染少宮司殿 御報

五三 吉弘親家書狀

○永弘文書
大分県史料六

社家地ヲ拘フル

いつれもしやけちなとを、^(社)かゝ^(地)候かたも候へハ、にあわせにしやまいを、我等あきらめ可申、と

ニ付社米ヲ弁ズ
鞍懸城

かくに近日(鞍懸)、くらかけの城に可罷越候間、其時宜可申承候、次つゝら給候、悦喜申事候、恐々謹言、

(年未詳)
十一月三日

(吉弘)
親家(花押)

田染弥五郎殿
御返報

五 小崎河野家墓地石殿銘

豊後国田染荘の調査一
○豊後高田市大字嶺崎台園

弘治二年

妙勝禪定尼

五 大友義鎮安堵状寫

○田染文書
大分県先哲叢書大友宗麟二

田染莊及び來繩
郷内小野名ヲ前
任ノ如ク安堵ス

豊後国田染庄之内、御神領所々、并來繩郷之内小野名之事、如前之仕、通榮相續旨、領掌不可有相

違候、恐々謹言、

(年未詳)
十一月廿六日

(大友)
義鎮 在判

田染圖書守殿

田染莊

伊勢御師中國九州御祓賦帳

○神宮文庫藏本
同本写真

(外表紙)

永祿七甲

神宮文庫

(一)

3516 号

1 冊

年

(子)

中國九州御祓賦帳

第一百五拾九號

○第一内表紙略、
六箇国名ヲ記ス。

(第二内表紙)

周防國	石見國	筑前國	長門國	豐前國	豐後國	同渡邊以杵齋
ねのしし						さかいにて石川宗憲
永祿七年						
		使世木宗左衛門				
		拾月吉日				

○周防等
五ヶ国略。

真玉真玉寺

真玉殿

田染源五郎殿

香々地市丸掃部

北浦辺田原殿

豊後國

（真玉）
またま真玉寺

真玉殿

山田宗衛門尉殿

田染源五郎殿

（香々地）
かゝち市丸かもん殿
（掃部）

（浦部）
北うらへ田原殿
（日田）

ひた殿

ひた長嶋の助二郎殿

ひたかくま殿

（彦カ）
ひた山田ミそ江新兵衛殿
（カ）

（彦カ）
ひた山石順坊
（カ）

（彦カ）
ひた山ちやくゑん坊
（カ）

ひこさん
同石見殿

○筑前
国略

毛 安養寺浮彫五輪塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字真中坊

觀聖記室禪門

(五大種子
梵字)

永祿十年二月廿一日

春世妙聖信女

浮彫五輪塔ヲ彫
造ス

五 眞木古代公園石塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字真中字随願

(觀音
同サ)

經叟笑過

(梵字キリーク)

於筑前鬮死 施主敬白

(勢至
同サク)

永祿丁^(十年)八月十五日
卯

○本石塔ハ、モト大字上野櫃樋口ニ在リシモノナリ。

五 眞木古代公園寶篋印塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字真中字随願

妙慶禪尼・紹益

橙粧妙慶禪定尼

公禪定門菩提ノ
タメ宝篋印塔ヲ
造立ス

捐館紹益公禪定門

天正六戊寅

㊦ 秋月種實書狀(紙切)

○萩原文書
大分県史料八

田原親家田染表
マデ出陣
日田口要害取誘
竜造寺トノ提携

急度令啓候、仍去十二田染表迄、^(田原)親家出陣之由候、雖不可有差儀候、其表無油斷事、令覺候、^(マ)日田口之儀、要害歴々取誘、無緩兼日申付候間、縱於彼口、少人數雖被差置候、心安候間、一味中申談、於其境可取出事、聊不可有緩候、殊更龍造寺方、今程手前心安候間、是又相應之儀、不可有餘儀候、尙敵表之躰、被聞合、可預御左右候、恐々謹言、

^(天正八年九)
八月廿日

秋月
種實(花押)

萩原山城入道殿
御宿所

六一 長野觀音寺跡寶塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字真中長野

宗方

天正九辛巳三月十三日

第一卷 補 遺

四八七

田染莊

四八八

六三 長野觀音寺跡線彫五輪塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字真中長野

天正癸未^(十一年)

(大日)
(梵字ア)

(田染建築カ)
息雲

七月十六日

○息雲ハ第一卷「田染莊史料」五九一ノ三号ノ田染息雲ト同一人物ナリ。

六三 相原吉多家寶篋印塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字相原内原

天正十一癸未曆

長阿彌陀仏

長阿彌陀佛

十月三日

六四 長野觀音寺跡線彫五輪塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字真中長野

天正丙戌^(十四年)

(梵字ア)

妙 □

七月十三日

壺 大應寺浮彫五輪塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字真中大門

天正十五丁亥

重巖寂ス

重巖

正月 □

○モト長野観音堂跡ニアリシモノナリ。

竈 胎藏寺墓地國東塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字平野近道

天正十五

浄 □ 妙融入寂ス

浄 □ 妙融

石 眞木古代公園五輪塔銘

○豊後国田染莊の調査一
豊後高田市大字真中随願

天正廿
辰 壬

第一卷 補遺

和雲寂ス

田染莊

和雲

六月一日

四九〇

六 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○文禄元年カ。国東郡關係部分ヲ、「国東郷史料」補遺一一号ニ収ム。本文省略。

田原別符史料

一 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

田原假殿造宮役
ヲ勤任ス

○文治年中以來ノモノト云フ。国東郡關係ヲ「田染莊史料」補遺三号ニ抄出ス。本文省略。

二 北條宗頼書狀

○豊後日名子文書
鎌倉遺文一二二五七号

田原泰広ノ蒙古

大友左近藏人泰弘、^(田原)去々年合戰之時、抽忠由事、爲訴訟、可令參上之旨、雖歎申候、今一兩月者、

合戦抽賞訴訟ノ
參上ヲ停メ使者
ヲ以テ申サシム

故更異國警固事、不可有緩怠候之閒、先以使者、可申子細之由、令口入候也、内々爲御心得令申候、恐々謹言、

(建治二年)
三月八日

(北条宗頼)
修理亮 (花押)

(平頼綱カ)
平左衛門尉殿

三 御馬所檢校紀高實申狀

○長谷雄文書
西国東郡太田村

紀高實田原別符
石丸名ニ対スル
八坂盛能妻ノ非
分知行ヲ止メ本
主正流高實ニ返
付サレン事ヲ請
フ

(八幡カ)
「一」宇佐宮神官御馬所檢校紀高實謹言上、
欲早任一円神領興行之法、止豊後國八坂彦五郎盛能妻藤原氏女非分知行、被返付本主正流高實、同國田原別符内石丸名等事、
副進

一通 高實本解狀 永仁七年二月日
就 繪旨捧之

一通 社家御書下 同月十三日

一通 八坂左衛門七郎惟行請文同三月廿日

曩祖紀季兼社裁
ヲ請ヒ開発ス

右名田等者、高實曩祖季兼(註)請社家裁判、令開發田原別府最中也、而八坂左衛門七郎惟行法名自佛今者死去妻藤原氏女相傳知行之閒、就永仁六年 繪旨、高實訴申之處、如惟行一紙請文者、柳念性律師・祝大

夫宮守并高實才申候上毛郡恆

○以下継目ヨリ欠、文字右半分僅カニ見ユ。

四 鎮西下知狀

○長谷雄文書
西国東郡太田村

宇佐宮神官高實与大夫大夫將監貞宗代^(叔カ)相論、豐後國田原別府半分事、

大友貞親紀良実ノ寄進狀有リト稱シ横領神領興行法

貞親三分一ヲ返付ス

關東御教書ニヨリ宇佐大宮司ノ舉狀ヲ帶シ訴フ

紀高実ノ訴ニヨリ田原基直後家尼妙性子息直貞

右訴陳之趣、雖多子細、所詮當別府者、一圓進止之神領、重役勤仕之斫所也、大友出羽守貞親稱有良^(紀)實字^(實)寄進狀、令押領之由、神官等於引付依訴申、訴陳及數問答畢、就神領興行之篇、被与奪聞、所有其沙汰也、爰高實爲良^(実)餘流、任永仁六年 繪旨、止非器知行、可被返付本主神官高實之由、訴申之處、貞親顯非器之身、延慶三年去与三分一於高實畢、而今如關東御事書者、御家人等相傳買得神領事、可被糺付本跡云々、本跡即高實也、可蒙御成敗之由、帶前對馬守公世宿祢舉狀、高實訴申之處、如^(以下継)目ヨリ欠、

五 越智通貞請文

○長谷雄文書
西国東郡太田村

宇佐宮神官高實申、豐後國^(田原)別符三分一事、如今年^(正和)正月廿八^(日)御教書者、豐前次郎藏人入道^(田原基直)尼妙性・同子息直貞等、背神領興行下^(知)不避与云々、事實者、太招其咎歟、所詮^(八坂カ)五郎

ノ抑留スル田原
別符三分一ヲ高
実ニ渡付セシ
トヲ上申ス

戸次頼時嫡男福
寿丸(直光)ニ
所領所職ヲ讓ル

俣見波多方内十
郎八郎名等地頭
職

相共、任彼狀、可沙汰付下地於高實云々、任被仰下之旨、八坂五郎相共、莅彼所、沙汰付三分一於高實候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正和三年六月廿五日

越智通貞(花押カ)

〔裏打紙裏書〕
「字佐宮神官高實与大夫左近大夫將監貞宗代^(殺カ)奔念」

六 戸次頼時讓狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

「戸次殿所領之注文次第書寫所也、」

讓与 嫡男福壽丸^(戸次直光)

相傳所領田畠所職等事、

在

伊勢國塔世御厨内半分南方地頭職^(安濃郡)

豐後國戸次庄地頭職^(大分郡) 緒方庄内小河名地頭職^(大野郡)

安岐郷内守江村地頭職^(国崎郡) 大野庄下村半分^(大野郡) 惣領地頭職^(大野郡)

「由布院六十町」^(異筆) ^(速見郡)

同村内藤北名半分地頭職^(速見郡) 俣見波多方内十郎八郎名等地頭職^(田原別符)

八坂庄内生和名地頭職^(速見郡) 阿南庄内光一松名地頭職^(天分郡)

田原別符

(大野郡) 三重郷井田郷内梨畑

(國崎郡) 國東郷内小原富來村□村半分

(國崎郡) 眞玉村半分等地頭職

肥前國財部四郎重幸跡

(宮崎郡) 日向國宮崎庄分 地頭職

(速見郡) 朝見郷并立石村辨濟使職等

(臈筆) (速見郡) 「大神之庄内近部藤原」

軍陳堯向ノタメ
讓与ス

右、所領所職等者、或重代相傳之所領、或元弘・建武勳功地、且由緒相承當知行無相違所々也、而令發向軍陣之閒、相副次第證文等、所讓与于福壽丸、無他妨可令領知之、但此内福壽丸母堂源氏女并庶子分者、書与各別之讓狀者也、不可致違亂煩、將又福壽丸若無男子者、次男萬壽丸可令知行、是又無男子者、守次第可相續子細同前、凡至于重秀跡惣領職者、賴時嫡家惣領、代々御公事等者、所令支配庶子等也、任先例、可致沙汰、且爲後鑑置文一通書置之處也、於違背輩者、爲不孝之仁、不可令知行賴時之跡、仍讓狀如件、

觀應貳年二月十日

(戶次) 前丹後守賴時 在判

七 永兼奉書

○渡辺敏喜代文書
大分県文化財調査報告書三七

(花押)

田原別符・田染
莊系永名ノ御菜
米ヲ番長永弘重
輔方ニ渡サシム

(田原別符) 當別符并田染系永名御菜米事、可被沙汰渡番長權擬神主重輔方之旨、所候也、仍執達如件、
觀應二
十二月廿日

永兼

田原郡司

田原郡司殿

ハ い□の庄坪付注文

○永弘文書
大分県史料三

〔(端裏書) い□の庄内つほつけ〕

田原吉政給分

田原吉政給分 葛山掃部左衛門入道 跡 □

ともなかのこうし名分自 藤七 四町 □ (八段九)

大へつたう名分自 石永 一丁 四反小 □ 加富吉 大 大 □ 五反六ト分定

ひしや丸名分自 妙憲 壹丁三反 □

いとかたミさる石丸分自 石永 三丁 一反三 □

かなとう方つねよしとくとう名 二丁 □

いなミつの中介名壹丁八反半廿 同

いなミつの名分自 竹王三反

以上拾四丁二反小廿

應安六年八月廿五日

九 豊後守護大友親世書下

○永弘文書
大分県史料三

重安名以下ニ対
シ神宝破損神人
刃傷打擲ノ張本
人ヲ罪科シ与力
輩ハ清被ヲ行ハ
シム

字佐宮雜掌申、田原^(左近)藏^(入)入^(遣拜カ)松尾彦九郎以下輩、於田染庄重安・小手^(則)・恒任・永正・末次已下名々、去應安五年八月廿八日・九月七日兩度破損神寶、刃傷打擲神人由事、神慮尤巨測、所詮於帳本人者、所被處罪科也、至與力之輩者、相懸清被節、可致其沙汰、次重安已下名々事者、追可有沙汰之狀、如件、

永和三年^(三カ)□月十七日

^(大友親世)
式部丞(花押)

豊後國守護代

^(裏書)
「當宮番長御供所別當

永弘 ㄥ

10 法円寺梵鐘銘

○北九州市の文化財
北九州市小倉南区大字新道寺

^(陰刻)
「第一區 奉治鑄

豊後国田原別府盛福寺

田原別符盛福寺
ノタメ洪鐘ヲ鑄
造ス

洪鐘事、

右奉爲 天衆地類倍增威光

金輪聖皇玉体安穩天下泰平

海内靜謐伽藍繁昌興隆佛法

三宝久住利益人天兼爲住持

沙門比丘仙譽法体堅固

寺内上下快樂受福重翼

護持法主諸德大衆六和具足

第三區

悉地成就聞鐘諸人斷

煩惱而證涅槃結緣群生

發苦心而到樂邦凡厥

六凡四生同証五智三身矣、

「(梵字オン・ア・ヒ・ラ・ウーン・ケン)」
(六百心身真言)

第四區

願以此功德 普及於一切

我等与衆生 皆共成仏道

永徳元年 辛酉 八月十五日鑄師大工善柱

住持沙門仙譽 願主 円淨

第一卷 補

遺

尼 貞藏

○コノ田原別符盛福寺ノ梵鐘ハ、何時ノ世カ京都・新長谷寺ニ移サレタルガ、明治十年、新道寺村ト近村ノ人々之ヲ買取シ、法円寺ニ奉納セシモノト云フ。銘文ハ坪井良平『日本古鐘銘集成』ヲ参考セリト。盛福寺ハ今無シ。

二 某京都六條堀川屋敷地子送狀

○碩田叢史所収田原文書
増補訂正編年大友史料一〇

六條堀川御屋敷之年々地子請取申候分事、

六條堀川屋敷ノ
地子ヲ請取リ進
ズ

應永廿九年八月此在所請取申候、其冬地子壹貫五百文、同卅年の子參貫文、同卅一年參貫文、同卅二年參貫文、卅三年三貫文、卅四年參貫文、又當年壹貫五百文、已上十八貫文進之候、可有披露候、恐々謹言、

(應永卅五年)
七月十二日

〔花押〕

森三河衆 進之候、

三 萱嶋諸次打渡狀案

○森文書
大分県史料三五

小野村本名内田

田原別符小野村本名之内、田地六反卅弋、同居屋敷、任御奉書之旨、打渡申候、恐々謹言、

地屋敷ヲ打渡ス

明應七年十月十日

萱嶋右馬亮
諸次

森木工助殿

二三 都甲惟次書狀

○永弘文書
大分県史料五

〔端裏ウハ書〕

〔細〕宿所

都甲神口

惟 □ 〔透〕

田原別符正税催
促ニツキ明日使
者ニ持参セシム
ル事ヲ報ズ

不斷申入候間、可恐入候、返々一日まいり候て、ふみたて申候事朝夕申候、

一日ハ參候て申承候、本望之至候、其後者無沙汰申候、心外候、仍宇佐御納所之儀付候て、兩度遣
人候、もつたいたなく候、^(他)兩人共地行仕候て、御報不申候、くハしく申きかせ候て、^(マ)明日進持へく
候、ふさたあるましく候、子細御使に申候、恐々謹言、

〔異筆〕
「永正十五」
十月卅日

〔都甲〕
惟次〔花押〕

田原利行

〔異筆〕
「就田原利行正税錢之儀」

一四 田原親述知行宛行狀〔紙切〕

○足立悦雄文書
大分県史料二六

年来ノ辛勞ヲ賞

數年辛勞、其届無比類候、寔神妙候、仍先知行内倉敷參段廿・行秀内貳段相違候間、爲其代所、高

第一卷 補遺

四九九

田原別符

五〇〇

シ相違セル所領ノ代所ヲ宛行フ

田内樋四段・田原内イチ木三段廿五代、河池郡神兵衛尉跡、宛行候、本意刻、領地不可有相違狀如件、

永正十七年八月廿六日

(田原親述)
(花押)

足立佐渡守殿
〔七〕

一五 田原親董感狀(紙切)

○足立悦雄文書
大分県史料二六

忠功ヲ賞シ本意ノ刻恩賞ヲ宛行ウヲ約ス
田原内いちい木

今度慮外錯走候處、至坊^(カ)乃吉敷令祇候候、先年茂數年辛勞候、殊父佐渡入道於立花城親述生害刻、同死候、寔神妙之至候、前後奉公感意候、爲其意高田内樋田四段・田原内いちい木三段廿五代・安岐郷内中尾貳反冊・廣津織部佐拘之内同郷田代弥二郎跡事、本意之刻、可宛行候、彌奉公不可有油斷候、恐々謹言、

(年不詳)
五月廿一日

(田原)
親董(花押)

足立清兵衛尉殿

○田原親董ハ、前号田原親述ノ子ナリ。

一六 實次倅給地坪付

○長谷雄文書
大分県史料一〇

〔編裏書〕
「給地坪付」

倅給地坪付ヲ注
ス

倅給地坪付之支

一所二段 畠地
弁才子屋敷

一所壹段 廿五代 畠地カチシ
清水寺觀音面 (マ)

一所壹段 東光寺佛餉田
シモクツカケ

一所貳段 ナワテノウ □ シタ

一所貳段 シモソノ田

一所壹段 廿代 ナガ田

一所壹段 カヤノ木ノ本

一所貳段 田ト畠地也、柚ノ木ソノ
弁才子屋敷ノ内

已上此前

于時天文十五年 丙 霜月十六日
午

又六殿江渡遣之候、

實次(花押)

一七 通泉等連署宛行狀

○長谷雄文書
大分県史料一〇

弁濟使居屋敷以下ヲ扶持シ公役等ヲ緩怠ナカラシム

辨濟使居屋敷一ヶ所之内半分・藪田下寄ニ壹段、可被加持之通候、尤可然候、至自今以後茂、萬一相應公役等、有緩之事業者、即時以糺明、可被行其過者也、仍爲後日狀如件、

天文十八三月廿八日

通泉(花押)

榮光(花押)

照通(花押)

永松六郎左衛門尉殿

一八 大友宗麟義鎮跡目安堵狀

○野間文書抄
白杵史談七四

田原別符石丸十町笠和郷五貫分田參貫分等ヲ安堵ス

親父加賀守鑑忠(本印)田原六拾町之内、石丸十貫分、笠和郷之内五貫分、(八坂荘カ)歳田參貫分、肥後國託摩郡之内、山崎四町分之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(年末許)
十一月十三日

宗麟(大友義麟)
(朱印)

本田治部少輔殿(續秀)

○福川一徳氏調査ニヨル。(朱印一)トアリ、天正三ノ六年ノ印文「非」ノモノナルベシ。

父鑑忠一跡浦田
原六十町内石丸
以下ヲ相統セシ
ム

一九 大友義統一跡安堵狀

○野間文書
増補訂編年大友史料二三

親父加賀守鑑忠一跡浦田原六拾町之内、石丸十貫分、笠和郷之内五貫分、^(八坂莊)歲田參貫分、肥後國託摩郡之内、山崎四町分之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)
十二月二日

(大友)
義統(花押)^(影)

本田治部少輔殿

○福川一徳氏「野間文書」抄(『白杵史談』七四)ト校合。氏ハ写トス。

二〇 豊後國志

○国東郡
古蹟

田原泰広居城

沓掛城 在田原莊上沓掛村、田原泰
廣領田原、安岐、別府居焉。

○田原城ト云イ、「一四mほどの本丸跡とその東北に幅約二m×長さ二〇mくらい古堀、西方にも幅二m×長さ二〇mの古堀の跡がある。城の西南方は峻険で、石垣も少し残っている。」トアル。(『日本城郭大系』一
六大分県西国東郡、田原城項)

二 田原親賢一字書出(紙切)

○長谷雄文書
大分県史料一〇

(端裏切封)
「(墨引)」

一字之事、

賢重

(年未詳)
八月七日

永松六郎殿

(田原)
親賢(花押)

三 田原紹忍親受領狀(紙切)

○長谷雄文書
大分県史料一〇

(端裏切封)
「(墨引)」

越中守望之由、可存知候、恐々謹言、

(年未詳)
正月九日

永松治部左衛門尉殿

(田原親賢)
紹忍(花押)

越中守ノ仮名ヲ
認ム

一字ヲ与ヘ賢重
ト名乗ラシム

籠城ノ忠貞ヲ賞
シ一層ノ馳走ヲ
勵マシム

籠城ノ忠貞ニヨ
リ弓うつほヲ宥
免ス

三 田原紹忍親書狀

○長谷雄文書
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)
「永松越中守殿」

(端裏切封)
「(墨引)」

紹忍

今度取前已來與然籠城、寔無比類候、彌可被抽忠貞事、憑入候、於靜謐者、一廉可令扶助候、聊不
可有相違候、尙年寄共可申候、恐々謹言、

(天正六年カ)
十二月廿四日

(田原親賢)
紹忍(花押)

永松越中守殿

四 田原紹忍親書狀(紙切)

○長谷雄文書
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)
「永松越中守殿」

(端裏切封)
「(墨引)」

紹忍

弓うつほ之事、雖累年詫言候、歴々之儀候之條、不令分別候、然處、今度籠城無二之覺悟感入候、
爲其賞宥免候、爲存知候、恐々謹言、

田原別符

(異筆)

「天正七己卯」
「貳月十一日」

永松越中守殿

(田原親賢)

紹忍(花押)

三五 田原紹忍親一跡安堵狀

○長谷雄文書
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)
「永松六郎殿」

(端裏切封)
「(墨引)」

紹忍

父治郎左衛門一跡ヲ安堵ス

父治郎左衛門尉一跡之事、任相續之旨、令領掌候之趣、聊不可有相違候、恐々謹言、

(永年群)

卯月三日

(田原親賢)
紹忍(花押)

永松六郎殿

三六 田原紹忍親官途狀

○長谷雄文書
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)
「永松六郎殿」

(端裏切封)
「(墨引)」

紹忍

右馬助ノ官途ヲ

右馬助望之由、可存知候、恐々謹言、

与フ

(年未詳)
九月七日

永松六郎殿

(田原親賢)
紹忍(花押)

二七 田原親盛官途状

○長谷雄文書
大分県史料一〇

〔端裏切封〕
〔墨引〕

助左衛門尉望之由、可存知候、恐く謹言、

(年未詳)

九月廿九日

永松右馬助殿

(田原)
親盛(花押)

助左衛門尉ノ官
途ヲ与フ

二六 田染宗榮書状

○永弘文書
大分県史料六

〔端裏切封ウハ書〕

(墨引)

〔大夫殿御宿所

不斷申入候間、一紙恐入候、

田染神左衛門〔尉〕

〕

田原社米ニツキ
都甲方ニ兩人ヲ
遣ス

知行就社米之儀、都甲方、兩人に人を遣候處、如此返状□間、持セ進覽申候、田原□社米事、以時
分人を可給□、自是も人を相そへ、さいそ□いたすへく候、此方まではすく申候へハ、可有由斷

第一卷 補遺

五〇七

田原別符

候すると申候間、令申候、事々、恐々謹言、

(年未詳)
九月十三日

(田榮)
宗榮 (花押)

二 元 紀姓長谷雄氏略系

○長谷雄文書
西国東郡太田村

(マ、ム)
雅藥正
國守

彈正大忠
扶範
貞武平

中納言
長谷雄
曆外記
但中略之、

中納言流

季包^{スエカネ}
田原開發領主

季次^{スエツツ}

實次

良實^{ヨシノ}

實家

實房

實方

實時

高實^{自余略之、}

神絃
淨信

神受^{シノウ}
永松

實高

實直

實俊^{自余略之、}

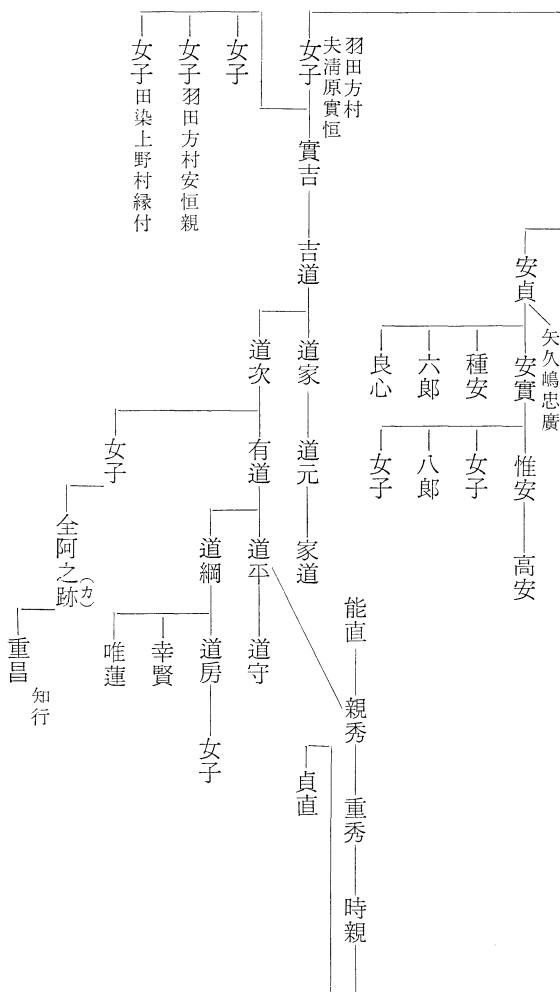
小野
嚴秀
來光坊

安貞

安實

廣安^{ヒロノ}

資安



三 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○文祿元年カ。国東郡關係部分ヲ、「国東郷史料」補遺一一号ニ收ム。本文省略。

第二卷 補遺

来繩郷史料

一 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

○文治年中以來ノモノト云フ。国東郡關係部分ヲ「田染莊史料」補遺三号ニ抄出ス。本文省略。

来繩郷宇佐宮假
殿造管役ヲ勤ム

二 郷政田地賣券

○松成文書
西国東郡香々地町見目松成満男藏

□^う里わたす、

ふんこのくにくなハのかうさのむら^(佐野村) □^(豊後) 国^(来繩郷) (佐野村) □^(佐) うち、いまかいワをミヤウとかうするし^(左)

く □^(以下) 三たんのうち、くちのより二反の事、

右くたんのてんちハ、郷政ほんしゆ二たいのゆつりいけ^(以下) □^(實) もて、たうちきやうさをいなきちな

り、しかるを、 □^(市丸) □^(懸) あるによて、しろのせに六くわんもんニ、ほんせうもん □^(實)

□^(香々地) て、か^(市丸) ちのいちまろとの、ほう^(法) ミやうそ^(色) うきうニ、系^(いたい) □^(文) をかきて、う里わたし申候とこ

郷政来繩郷内ノ
田地二反ヲ香
々市丸某ニ売ル

ろしつなり、 (向) きやうこうしたしき中よりも、 (後) た人のかたよりも、 てんちにもん所あり
 とかうして、いらん ハ、ほうの御きたニ、申をこなハれ申へく候、 かのもん うち、
 たけのした卍いやしき一所入て候、かのところの のときハ、 もん所 いたし給候、そのあきらめ
 申、たといこのうち、御とくせい(徳) 政(興) 行(行) こうきやう候とも、一き 申ましく候、よてこ日のためニ、う里
 けん 状、如件、

(永) 徳 (永) 徳
 忍いとく二ねん十一月十三日

(たカ) 郎 (カ) 郎
 はとの二 郷政

三 如法寺田原氏信書狀

○松成文書
 大分県史料一〇

成久名田地ニ開
 スル高田勘解由
 ノ訴ヘニ対シ問
 状ニ応ゼザルヲ
 責メ善悪ヲ注進
 セシム

たかたのかげゆの二郎入道殿申され候、成久名内四坪三反の事、先立三郎殿より尋状をくたされ候
 に、是非のさ右を由されず候、何様の子細候哉、善悪を注進申さるへく候、無沙汰あるましく候、
 又作毛以下の事は、如先立被仰中(マ) 暫をかるへく候、恐々、

(年未詳)
 九月廿一日
(如法寺) 氏 信 (花押)

○『大分県史料』一〇所収「松成文書」ハ、日付・差出書以下ヲ欠クモ、原本写真ニヨリ、コレヲ補フ。氏信
 ハ田原氏能ノ弟氏信(如法寺) ナラン。

比丘尼善宗觀音
像ヲ造立ス
仏師金叟

御料所來繩郷内
中畑ヲ重ネテノ
申請ニヨリ預ク

四 妙覺寺藏龍雲寺觀音菩薩坐像銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字荒尾

(像底墨書)
一 大佛師法眼金叟

應永十九年壬辰正月念三日

大願主比丘尼善宗

五 正軒・昌輔・益光連署知行預ケ狀

○安東護文書
豊後高田氏大字佐野字丸山

來繩郷内中畑事、如以前御料所たるへき事、上意之處、重而被申候間、先預申候、若子細候者、追
而可申談候、益々可被致忠節候、依執達如件、

永享九年
六月十五日

(昌光)
益 光 (花押)

昌 輔 (花押)

正 軒 (花押)

堀木三郎左衛門殿

六 田原氏忠知行預ヶ狀(紙折)

○安東護文書
豊後高田市大字佐野字丸山

来繩郷内田畠ヲ
預ク

(采)久繩郷之内、田地壹町貳反余、畠地五段余、預置候、可守先規趣者也、穴賢、

寛正貳年七月十七日

西畠
道秀入道所

(打返シ)
氏忠(田原)
(花押)

七 九州記

○大日本史料
八ノ二

大友政親豊前發向事、

文明元年春

文明元年ノ春、豊前ノ國城并右衛門佐、(秀母)長野壹岐守叛逆シ、國侍等ヲカタラヒ、(口カ)下知ニ不隨者ヲ

ハ、押寄テ討果ケル、狼藉ノ振舞其間有ケレハ、大友親繁安カラズ思ヒ、(七)嫡男政親ヲ大將トシテ、

其勢五千餘騎、豊前ノ國へ發向セシム、政親ハ高田ト云處ニ、(来繩郷)本陣ヲ取テ居タリケリ、先手ノ大將

ニハ朽網左馬助繁成、奈田伊賀守隆實、相順フ人々ニハ草葉阿波守、都甲兵部大輔、竈門、佐田、片

山、(東)富來等ヲ先トシテ、(郡名)其勢二千五百餘人、城并、(豊前國武口原に陣取シテ居たり其頃城并右衛門佐長野壹岐守は下毛郡に横行し)長野大勢ヲ引具シテ、中津郡ニ出張ノ由聞エケ

大友政親高田ニ
陳ス
大將朽網・奈田
同心衆草場・都
甲・竈門・佐田

・片山・富来
糸口原ノ戦

城井秀房ノ戦死

マ、中津川ヲ陣取シテ居たりしが、大友より討手向ふ由を聞、馳向テ戦はんと、其勢千五百餘人(口原に向ひたれ)
レハ、急彼表へ押寄、糸口原ニ陣ヲ扣テソ待居タル、城井、長野千五百餘人ニテ打出ケレハ、一番

(宇佐郡)

ニ朽網左馬助カ千二百餘人ト入亂テ戦フタリ、城井、長野ガ勢ハ、多勢ト雖、方々ノ驅集勢ニテ、

朽網カ勢ニ懸立ラレ、引色ニ見ケル所ヲ、奈田伊賀守得タリヤカシコシト、面モ不振割テ入、散々

ニ攻戦フ、城井、長野心ハ猛ク思ヘ共、力不及引退ク、朽網此由見ヨリモ、押詰討取ヤ者共ト下知

スレハ、勝ホコリタル若者共、勇進シテ追懸タリ、佐田繁方カ放矢ニ、右衛門佐カ馬ヲ射サセ、歩

立ニ成テ戦ケル所ヲ、大勢取懸終ニ討取テケリ、(卷)○中 其日ノ軍ニ討取首數二百三十ト記セリ、味方

ニモ手負死人有ト雖、大軍ニ討勝ノミナラズ、大將城井右衛門佐ヲ討取テ、喜悅ノ眉ヲ開キ、其

日ハ灰田ト云處ニ陣取テ、翌日龍王迄歸陣セシメ、合戦ノ次第逐一ニカタリケレバ、政親感悦不

斜、且ク逗留有テ、彼表仕置等云付テ、豊府へゾ歸陣シタリケル、

○傍注ハ「兩豊記」ニヨル。

ハ 圓福寺釋迦三尊像銘

○宇佐歴史民俗資料館研究紀要七
豊後高田市大字玉津字坂ノ上

(中尊蓮台輪木彫書)

「釋迦如來之尊像者、安阿彌陀佛之正作也、

皆天和第三癸亥年孟夏初八日

豊後國來繩郷芝崎村海門山圓福寺中興剛山宗烈謹奉再興、

銅野源助豊貫

来 繩 郷

助縁高田村

松平四良重矩

落陽七條大佛師

忠圓修覆

明応六年再興ス

〔同蓮弁墨書〕 且那正秀

本尊 住持宗叟 明應六天霜月日

再興 作者明貞作州人事

同叱 勸進願主妙藤

〔文殊請花墨書〕 〔本尊再造〕

檀那 同 〔正〕秀

住持雪章 〔宗〕

作者 明貞作州事

勸進願主妙藤

明應六天霜月日 〔

〔普賢請花墨書〕 〔本尊〕 檀那 〔正〕秀

再造 住持雪章 〔

作者 明貞 〔

勸進願主妙〔藤〕

明應六天霜月日〔〕

九 豊後國志

○國東郡
仏寺

絶崖卓開山南浦
明和尚開祖

圓福寺

在來繩郷芝崎村。建治三年。田原泰廣請絶崖卓禪師勸之。即推其法父南浦明和尚爲開祖。自居第二位。後經兵燹。興廢敷次。天和中。剛山烈上人再興焉。

10 田原親述知行宛行狀〔紙切〕

○足立悦雄文書
大分県史料二六

年来ノ辛勞ヲ賞
シ相違セル所領
ノ代所ヲ与フル
ヲ約ス

數年辛勞、其届無比類候、寔神妙候、仍先知行内倉敷參段廿・行秀内貳段相違候間、爲其代所、高田内樋四段・田原内イチ木三段廿五代、河池郡神兵衛尉跡、宛行候、本意刻領地不可有相違狀、如件、

永正十七年八月廿六日

〔田原親述〕
〔花押〕

足立佐渡守殿

〔朱書〕
「七」

二 大友義鑑書狀

○安東護文書
豊後高田市大字佐野字丸山

(大友義鑑)
(花押)

豊筑發向ニ就キ
忠節ヲ尽サシム

近々豊筑發向之儀、申付候、其ほうひの事、寄々之者共申合、別而忠儀をはけますにおゐてハ、後
日になららず、可賀之、(候脱カ)竈門右馬助申候可候也、仍如件、

享祿五年
八月廿一日

丸山三郎右衛門とのへ

三 田原親董感狀(紙切)

○足立悦雄文書
大分県史料二六

忠功ヲ賞シ本意
ノ刻恩賞ヲ宛行
フヲ約ス

今度慮外錯走候處、(カ)至坊(防)妨吉(吉敷郡)敷令祇候候、先年茂數年辛勞候、殊父佐渡入道於立花城親述生害刻、
同死候、寔神妙之至候、前後奉公感意候、爲其意高田内樋田四段・田原内いちい木三段廿五代・安
岐郷内中尾貳反冊・廣津織部佐拘之内同郷田代弥二郎跡事、本意之刻、可宛行候、弥奉公不可有油
断候、恐々謹言、

(年未詳)
五月廿一日

(田原)
親 董 (花押)

足立清兵衛尉殿

采女允ノ官名ヲ
与ヘ宣恒ト名乗
ラシム

任官實名

采女允宣恒(カ)

永祿貳年五月廿八日

(田原親宏)
(花押)

丸山采女允殿

一四 大友義鎮安堵狀寫

○田染文書
大分県先哲叢書大友宗麟二

田染莊及ヒ來繩
郷内小野名ヲ前
任ノ如ク安堵ス

豊後國田染庄之内、御神領所々、并來繩郷之内小野名之事、如前之任、通榮相續旨、領掌不可有相

違候、恐々謹言、

(年未詳)
十一月廿六日

田染圖書守殿

(大友)
義鎮在判

一三 田原親宏名字狀

○安東護文書
豊後高田市大字佐野字丸山

来繩郷

一五 大宮司宮成社恩地坪付

○宮成文書
大分県史料二四

宮成大宮司ノ社
恩地ヲ注ス

宇佐宮大宮司宮成社恩地

合

○宇佐郡分・下毛郡分・
田川郡分ヲ省略ス。

尊神御祈所

封戸郷内岩崎庄

一所當國封戸郷内岩崎庄六名 社米宮成取次、

辛嶋郷

一所同國辛嶋郷内忌子田壹町 子細同前、

一所同國同郷之内若宮殿御菜免拾町 宮用途子細同前、

来繩郷小野荘

一所豊後國來繩郷小野庄拾貳名 社米子細同前、

一上宮上旬番頭。番子廿人、同番領共進止、

以上

永祿拾年三月七日

社家米ヲ弁納ス
近日鞍縣城ニ罷
リ越ス
つゝらを送ラル
ハヲ謝ス

田原親貫反逆ノ
時ノ辛勞ヲ賞ス
別人ニ宛行ハレ
タル本領ノ代地
ヲ申与フ

一六 田原親家書狀

○永弘文書
大分県史料六

いづれもしやけちなとを、かゝ^(拘)候かたも候へハ、にあわせにしやまい^(社)を、我等あきらめ可申、と
かくに、近日くらかけの城に可罷越候間、其時宜可申承候、次つゝら給候、悦喜申候、恐々謹言、
^(天正七年カ)
十一月三日

田染彌五郎殿 御返報

一七 田原親家書狀

○松成文書
西国東郡香々地町見目松成満男藏

就今度同名親貫逆意之企、彼家中惡黨、到武藏^(國東郡)・加香地^(同上)令亂入、在所雖破却候、与然以在府辛勞之
趣、感悅無極候、何様取鎮、一稜可顯其志候、然者其方本領之事、親刑部丞以來、對別人紹忍被宛
行由候之條、就中如此之代地等、父子令談合、可申与事、不可有餘儀候、恐々謹言、
^(天正八年カ)
正月廿三日

松成美濃守殿

親家^(田原) (花押)

一六 松成氏給地文書目錄

○松成文書
西国東郡香々地町見目松成満男藏

松成氏給地來繩郷内ニアリ

○天正八年庚辰三月二日（元祿十六年五月廿三日改）。「香々地莊史料」補遺一三号ニ収ム。本文省略。中二、「応安五年田原氏能給地來繩郷拾貫、永正三年大神親照拾地來繩郷式反等」アリ。

一九 大友義統書狀

○問註所文書
福岡県柳川市

田原親貫按懸城ニ籠リ反逆スルニ依リ諸勢ヲ遣ス
蒲池民部少輔
下目ノ持久
訴訟ノ儀

三十疋ヲ進ズ

其表立柄、以條々示給候、乍案中祝着候、今度於其國、被抽諸家懇忠候次第、誠無比類候、早速至境目雖可差寄候、田原右馬頭鞍懸（親貫）之楯籠遂數日候事、自他之覺不可然候間、急速打崩、諸勢如其表可打出覺悟候、聊不可移時日候、然者蒲池民部少輔事、改先非累代之忠義、可連續之由候、存分雖有之、既宗雪戰死、爲其感令許容候、下目之儀如此候間、彌統康・統景被申談候條、諸軍着陣今少之事候間、親類家中之人等被申進、別而可被勵御紛骨事頼存候、將亦訴訟之儀、以口能承候趣、得其意候、此節之忠意、爭可有忘却候哉、何様分國中諸侍之聞、一稜可顯其志內意無別儀候、其上統康事者、不混余家事候間、倍貞心之胸臆、可爲喜悅候、仍銀子三十疋目進之候、先以寸志斗候、委細猶浦上左京入道可申候、恐々謹言、

（天正八年）
閏三月十九日

（大友）
義統（花押）

問註所刑部太輔殿

田原親家書狀

○安東護文書
豊後高田市大字佐野字丸山

鞍懸城攻メノ辛
勞ヲ賞シ言上条
目ヲ披露セシヲ
伝フ

(來通德)

鞍懸要書于今相□候故、夜白無油斷辛勞之趣、寔神妙候、弥切寄之□、堅固之格護肝要候、殊以

目条

言上之旨、被成承知候、必鞍懸落去之砌、可成一惑候、猶詫广佐渡入道可申候、恐々謹言、

(カ)

言上之旨、被成承知候、必鞍懸落去之砌、可成一惑候、猶詫广佐渡入道可申候、恐々謹言、

(麟專)

言上之旨、被成承知候、必鞍懸落去之砌、可成一惑候、猶詫广佐渡入道可申候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月十五日

(田原)
親家(花押)

丸山外記 允殿

丸山三郎左衛門尉殿

各中

三 田原紹忍親賢書狀(紙切)

○河野常好文書
大分県史料二六

鞍懸城攻メノ粉
骨ヲ賞シ忍等ニ
ツキ馳走セシム

(茶通德)

就鞍懸表行之儀、先日被抽粉骨之由、案中候、重々忍等之儀、於馳走者、一跡可請御

懸專一候、猶用口上候、恐々謹言、

(天正八年)
六月廿二日

(田原親賢)
紹忍(花押)

河野彈正忠殿

三 大友圓齋義鎮書狀

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料二五

当城ニ敵取懸ケ
三ヶ年籠城ノ忠
節ヲ賞シ鞍懸落
去マデ持久セシ
ム

浦部表落去セバ
日田郡迄發足
糧料少分遣ハス

度々如申候、當城以堅固之格護、敵取懸候之砌者、毎々被得勝利、被勵忠儀候事、其堺之覺、寔感
悅不斜候、然者、及三ヶ年依籠城、万端不如意之由承候、尤存候、(大友)義統、折々雖加力候、數百人
儀候條、于今在城難事成之由、無餘儀存候、雖然今少之事候條、先忠當忠令首尾候様、倍御馳走頼
入候、(田原親賢亂)浦部表之儀、急度可爲落去候、於其儀者、日田郡迄發足、不可移時日候、將又粮折之事、先
々少分差遣之由候、義統江重々令入魂、猶以可申談之條、親類家中之仁被申諫、可被遂本意才覺、
不及申候、當城立柄、從日田衆申旨候、旁以不可有疎意之趣、猶重疊可申候、恐々謹言、

(天正八年)
九月三日

(大友義鎮)
圓 齋 (朱印)

問注所刑部少輔殿

三 鎮方書狀

○河野常好文書
大分県史料二六

鞍懸城攻メノ忠
ヲ賞シ尾藤名ヲ
被官給トシテ扶
持スルヲ約ス

今度鞍懸可取崩之由、各心懸之段、銘々遂言上候之処、至鎮方忝 御書致頂戴候、然者、今夜之一
行於相調者、其方拘尾藤名之事、爲被官給、可令扶持候、涯分可抽忠貞事、肝要候、恐々謹言、

(天正八年)
九月五日

鎮 方 (花押)

河野彈正忠殿

二四 大友圓齋義鎮書狀

○問注所文書
東大史料編纂所影写本

安岐切寄一着ス
鞍懸落去程アル
マジ
中豊前敵領打崩
宗麟日田郡発足
加力ノ儀ニ付怒
留湯日田郡衆申
ス旨了承ス
鞍懸表下知ノ為
越山
落去次第白杵へ
帰莊ス

安岐切寄歎訴ニ

浦部表勝利之趣、其間候哉、早々敷示給候、祝着候、安岐切寄之事、昨日睨令一着候、以此競鞍懸(末繩郷)
落居、不可有程候条、諸塚目可任存分事、指掌候、至中豊前茂、前三一行申付、敵領數多打崩候、

然者寶滿・立花、申談旨候、殊從其方茂、節々入魂之条、愚老事、急度日田郡迄可發足覺悟候、於
于今者、當城可被遂本意事、無疑候条、珍重候、何様於其表可申談候、仍加力之儀付而、先日從怒
留湯主殿入道并日田郡衆茂、申旨候間、得其意之由申候處、只今被申越候、彼使如存知、鞍懸表爲
可加下知、彼方角迄越山候、落去次第、白杵へ可歸庄候、必其刻、日田迄可申遣之趣、猶葛西周防
入道可申候、恐々謹言、

(天正八年)
十月七日

○丸型印文
FRCC
圖 齋 (朱印)
(大友義鎮)

問注所刑部少輔殿

三五 大友義統書狀

○問注所文書
福岡県柳川市

就浦部表之儀示給候、被添心候次第、祝着候、然者安岐切寄之儀、種々令歎訴候之條、在陣之年寄、
(安岐郷)

付赦免ス
鞍懸表ニ田原親
家ヲ遣ハス

同南北之國々衆、頻被申候間、先以赦免候、囚茲親家事、今日ハ至鞍懸表出張候條、彼要害落去不可有程候條、吉左右追々可申遣候、此表如此得勝利候間、下目え出勢之儀不可移時日候、仍休庵至日田郡、近々被成御發足候條、其堺可屬案中事指掌候、必自是可申候、恐々謹言、
(天正八年)
十月八日
(大友) 義 統 (花押)

問註所刑部太輔殿

三六 田原親家感狀

○安東護文書
豊後高田市大字佐野字丸山

丸山寄合ノ馳走
殊ニ鞍懸ノ懇忠
ヲ賞ス

去春堺目亂入之砌、寄合之者共、以順路之覺悟、致馳走之段、麟專依申、儲存知候、殊鞍懸堅固之刻、折々懇忠之次第、聞及候、神妙候、追而可成其感之通、詫广佐渡入道可申候、恐々謹言、
(天正八年)
十月廿一日
(元方) 丸山外記進とのへ
(田原) 親 家 (花押)

三七 田原紹忍親奉書

○安東護文書
豊後高田市大字佐野字丸山

田原親家先給百
貫内ヲ召置クヲ
告ゲ妨ヲ止メシ

(田原) 親家先給當郷之内百貫内之事、爲□領被召置候、他之妨雖有之、別而添心可被申事、專一候由、從我等可申達之通、被成上意候、爲御存知候、恐々謹言、

(天正九年カ)
正月七日

波多乙法師殿 御宿所

○切封ノ跡ヲ存ス。

(田原親賢)
紹忍(花押)

二六 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○文祿元年カ。国東郡關係部分ヲ、「国東郷史料」補遺一一号ニ收ム。本文省略。

草地莊史料

一 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

草地莊假殿造當
役ヲ勤仕ス

○文治年中以來ノモノト云フ。国東郡關係ヲ「田染莊史料」補遺三号ニ抄出ス。本文省略。

二 かわつらのめうしん私領去狀

○永弘文書
大分県史料四

〔^(端裏書)かわつらの上らの御 なたより給候しとくあんのもんしよ、^(ぬし)〕

しり^(私領カ)□^(避)うのさりしやうの事、

私領ヲ草地のか
わつらのしとく
あんニ去リ渡ス

いまひらとのゝかたより、さりしやううけとり候て、^(草地)くさちのかわつらしとくあんのはうしゆにま

いり申候、かわつらとのゝ^(後考)こけめうしん、

を^(庇)うゑい七ねん^(永)かのと^(正)しやう月廿二日 かわつらのめうしん(花押)

都 甲 莊 史 料

一 宇佐宮假地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

都甲莊宇佐宮假
殿造宮役ヲ勤仕
ス

○文治ノ小山田貞遠以来ノ古本ノ写。 国東郡關係ヲ「田染莊史料」補遺三号ニ抄出ス。 本文省略。
都甲莊ノ分担部分アリ。

二 屋山寺院主僧應仁讓狀

○道脇寺文書
豊後国都甲莊の調査資料編

僧應仁謹辭、

應仁相伝職田畠
屋敷所從等ヲ妻
紀太子ニ讓ル

讓(与カ)

重代相傳職并田畠所從等事、

在(加)禮川

御供田參段、大塚尻伍段、舊田伍段、園田貳段
桑原貳段、修正田壹段、津留一段、津略尻町廻
大本本小、櫻谷町廻、門町廻、樋口井樋所合一段

屋敷

惣六箇所

所從

字元量、字祝、字日王、字乙金子ノ藏法師、字款冬一類三人内三樂
法師・金一法師

後ハ山口太子ニ
讓ルベシ

右、當山惣領院主職代官并田畠所從等者、應仁相傳知行之領職也、而於今者、紀太子依爲年來之夫
妻、相副本公驗次第證文、限永年所讓与實也、全不可限有他訪、但後者山口太子無異儀可讓與、仍有
限於佛神事者、守打札之文、無懈怠可致勤行之狀、如件、

保 歲次
建長七年己卯 十月六日

屋山寺院主僧應仁(花押)

三 屋山寺院主僧應仁置文案

○道脇寺文書
豊後国都甲莊の調査資料編

「(端裏書)屋山之打札案文」

第二卷 補 遺

院主応仁仏具莊
殿供料免田等ヲ
奉寄ス

仏具莊殿

料免田

天台無動寺別院六郷山屋山寺院主應仁敬白、奉寄當山講堂・權現・持佛堂・太郎天童・虚空藏石屋、佛具莊殿并年中每節佛神事勤行供料免田畠等打札事、
奉寄 佛具莊殿事、

一、講堂、鐙〔響〕一懸、盪鐙〔懸〕一鐙〔響〕□□紬、

一、權現堂、金泥法〔華〕□經二部并心經、金鋼具三具、鐙〔響〕二懸、

奉寄料免田畠事、

一、正月朝拜料田五段字新開厩鏡殿分

一、同朔日御壇供料田三段字上窪田餅百五十枚

〔一〕持佛堂修正料田二段 〔虚空藏新開〕 禪慶分
〔正月十五日御壇供餅百五十枚〕僧俗十五前

持仏堂修正料田
壇供餅

一、講堂修正御田四段小加禮河二段靜増分
二段寄慶分

一、虚空藏石屋修正料田四段内三段字都流〔字新開〕 〔禪朝分〕

一、權現堂佛餉料田二段字樋上新開厩依 禪朝分

一、同燈油料田一段字〔下ノ前〕 〔禪慶分〕

○七行
中略。

一、□□□退十四日□佛料田□大内 禪慶分、
二段字柿圓此爲先師尊靈成佛得道

(弥) 阿□陀經四十(八卷) 誦僧□之、

一、堂社修理田二段 字津流、但小破新之 財智分

一、歲神免田壹段 字前田 西乘分

□、
□段三段□虚空藏
二段小賀禮河
一段字津流 鏡嚴分

右、當山者、元爲天魔樓之内、人民難通、爲食道□□□傷□□□望令住□山奉馮法於一

心、爲傳末代、終復堂社莊嚴佛具、始行月並之佛神事、奉致朝家之御祈禱之處、(修) 野山野

□田畠所相充□幼料田也、仍於院主職者讓与執行法橋快圓畢、於料田下作職者、至于鏡嚴并子々孫

々□應□力也、
□、但面々孫子等依難可□

可□□高弟□□段步、限永代併可讓与也、此

旨爲□□□□□又後代更□圓□違□之、若□此狀違犯之輩出來□同□之狀

如件、敬白、

□日

屋山寺院主應仁

○本文書出損ノタメ、裏打チノ際錯簡トナリ、意味不通ノ所多シ。今同一案文(次号文書)ヲ参照シ、訂正復原セリ。

四 屋山寺院主僧應仁置文案（斷簡）

○道脇寺文書
豊後国都甲荘の調査資料編

（編書）
札案 □

屋山院主応仁当
山勤行供料免田
島等ノ事ヲ定ム

天台無動寺別院六郷山屋山寺院主應仁敬、
白

奉寄堂山講堂權現持佛堂太郎天童虚空藏石屋、佛具莊嚴并年中每節供佛神事勤行供料免
田島等打札事、

仏具莊嚴ヲ寄進

奉寄佛具莊嚴事、

一、講堂、鍔一懸、温鍔一懸、□□袖、

一、權現堂、金泥法花經二部并心經、金銅具三具二懸、

料田ヲ寄進ス

奉寄料免田島事、

一、正月朝拜料田五段字新開尻 鏡嚴分

一、同朔日壇供田三段字上窪田 餅百五十枚枚別白米二名充也 禪慶分

一、持佛堂修正料田二段虚空藏新開 正月十五日御行壇供餅百五十枚僧俗十五前、禪朝分

一、講堂修正料田七段字小加禮川 靜増分・奇慶分

一、虚空藏石屋修正料田四段内三段字都□□ 禪朝分

一、權現佛餉料田□□字樋上新開尻依 禪朝分

一、同燈油料田一段字ウトノ前 祥慶分

一、正月二月三〇〇月御節供料田三段尻依 鏡嚴分

一、二月御祭人新田二段字古田 鏡嚴分

一、三月三日〇〇供人料六段内二段充之、殘四反得分 快圓法橋分

一、七月七日虫振祭餅以前地子可勤之、鏡嚴分

一、九月九日料(田力)三段二段〇〇紀太貫首居住一段〇〇印〇開 神浩分

一、十月御八講料田二段一反字西力作一反字西乘作 祥朝分(鏡嚴分力)

一、十〇月御祭人料田二段字田中 〔祥朝分力〕

五 庵ノ迫板碑 (二基) 墨書銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字梅ノ木庵の迫河野今朝夫藏

願以此功德

造立志者

〔(胎藏界大日)梵字ア〕 〔(文殊)梵字マン〕 普及於一切

我等与衆生

正 中 二 年 六 月 十 七 日

皆共成佛道



一切衆生ノ成仏
道ノタメ板碑ヲ
造立ス

一見卒塔婆

都 甲 莊

頓証菩提ノタメ
板碑ヲ造立ス

〔(胎藏界大目)梵字ア〕 〔(阿弥陀)キリク〕 永離三惡道

五三四

正中二年六月十五日

何況造立者

必頓證菩提

六 鎮西北條下知狀

○宇佐郡諸家古文書
豊後國都甲莊の調査資料編

彌勒寺長講神文
ノ訴ニヨリ都甲
莊仏聖米ヲ究濟
セシム
四郎丸孫八散狀
ニ及バズ

八幡宇佐彌勒寺長講神文申、豊後國都甲莊所課佛聖米事、

右米、去元德元年以來地頭等對捍之由、神文依訴申之、同三年兩度尋下畢、以眞玉又次郎惟能、加催促之處、如惟能今年七月廿五日起請文者、四郎丸孫八不及是非散狀云々、難遁難澁之咎歟、然則於件佛聖米者、遂結解、宜令究濟焉者、依仰下知如件、

正慶元年九月廿日

修理亮平朝臣

七 梅遊寺板碑銘

○豊後國都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字一畑影平

板碑ヲ造立ス

〔(普賢)梵字アン〕

建武三年二月

阿闍梨順賢成仏
得道当山安穩法
界衆生ノタメ石
碑ヲ建ツ

願主順賢等石殿
ヲ造立ス

八 天念寺自然石碑銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字長岩屋円重坊天然寺

奉造立石卒塔婆一本、

當山如法五千護摩八千枚加持八曼荼羅、

「(梵字^(文珠)マン)」 建武五年^{戊寅}四月八日、金剛佛子阿闍梨順賢、

右造立趣者、順賢成佛得道也、

別當山安隱^(マ)法界衆生爲、

○本文八二号「七郎迫自然石刻銘」トシテ収ムルモ、銘文ノ配列ヲ示スタメ再録ス。

九 中ノ島旅館石殿銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
○豊後高田市大字玉津

^(宮殿部)「曆應二年^{辛巳}五月仲旬^(榎石)一忍辱聖人

圓豪大德 快圓大德 圓□大德

「(梵字ウーン)^(阿闍)」 圓位大德 圓然大德 圓成大德

圓増大德 圓空大德 圓□大德

願主金剛佛子阿闍梨「豪全大德 聖圓大德

願主先達金剛佛子順賢

○モト大字長岩屋天然寺ノモノナリシ、トイフ。本文八六号「七郎迫石殿銘」ト同一物ナラン。

二 天念寺大般若經奥書

○天念寺藏本
豊後国都甲莊の調査資料編

大般若経ヲ書写ス

施主清音

卷數	奥書
○三二	正平十五年庚子正月二十三日 書寫畢、
○三四	正平十四年己亥十二月八日 書寫畢、
○三五	正平十四年己亥臘月十二日 書寫畢、 □□□□子六月 日 再興畢、施主清音
○四二	正平十五年庚子正月二十三日 書寫畢、
四五	正平十五年庚子正月晦日 書寫畢、 永祿七年甲子六月 日 再興畢、施主清音
四七	正平十五年庚子二月十日 書寫畢、
五五	正平十五年庚子三月四日 書寫畢、 永祿七年甲子六月 日 再興畢、清音

五七	正平十五年庚子三月八日	書寫畢、
五八	正平十五年庚子三月十一日	書寫畢、
七二	正平十五年庚子四月十九日	書寫畢、
八〇	正平十五年庚子四月晦日	書寫畢、
九九	正平十六年十一月十五日	再興畢、 施主清音

○正平年中書写ノ卷ノミヲ掲グ。別ニ応永年中書写ノモノ、永祿七年再興ノモノ、二群アリ。本文一〇七号・一三〇号一三三三号参照。

二 僧圓幸賣券

○道勝寺文書
豊後国都甲莊の調査資料編

町堀一所ヲ売ル

の事、

あり、ふんこの國六か^(六郷山加札河)うさんかれ^(かわ)しんかいのふけのしりのまち^(町堀)ほり一所、

^(全七)□町ほりハ、しろのせに五百文に、ひら□□三郎五郎とのに、えいたいをかきて、うりわたすとこ^(流カ)ろしつなり、もし圓幸のりうとかうして、かのところにいきを申ともからハ、さいくわに申おこなわれ申へく候、よてこにちのために、狀如件、

都 甲 莊

應安六年癸丑九月十六日

圓 幸 (花押)

五三八

一三 豐後國花嶽合戰手負注文 (紙折)

○入江文書
大分県史料九

(異筆) 「御感可有候歟、」

(豊後國遠見郡山香郷) 花嶽合戰氏能手物共手負注文

田原氏能手者ノ
手負人ヲ注進ス

木村六郎五郎左ヒサ

帶刀中務左アシ

加札河刑部房

加札河刑部房左ウテ

萱嶋六郎四郎ウチキス

竈門彦次郎左ウテ、同方カタ

同彦三郎カシラ

枝元小次郎チノシタ

市丸弥次郎右アシ

倉地弥三郎カシラ

成吉民部丞右ヒサ

辻間孫大郎ウチモ、

松尾七郎ヒタリノカタ

〔秋吉三郎五郎チノシタ〕
(以下折返シ)

同三郎次郎ハラ

小垣原佐衛門次郎モトクヒ

加礼河弥五郎

加礼河弥五郎カシラウチキス

以上十六人

〔証判〕
一一見候了、

尤神妙也、

今川了俊一見ス

(今川了俊・貞世)
〔花押〕

仰出候、

○応安七年(一三七四)ナリ。

三 屋山寺供料免田注文案

○道脇寺文書
豊後国都甲荘の調査資料編

(前欠)

供之米

升まかりに

三 升、

一、正月朔日御祭御供之米一斗四升、もちの米七升、

御あつら に二升、

五月二升、かくに三升、

一、二月御まつり御くうの米一斗四升、餅の 七升、
(米刃)

御あつら二升 升、

一、三月三日御祭米一斗四升、あつらに一升、草もち

いに二升、五月五日米七升、かくに三升、

一、五月五日御祭之事、九日田より一斗、三月田

升まき懸合之米四升、 づらの麥五升、御まつ
(御あ)

りの米 一石四斗 四斗、

一、御さうよう田一段、御くう折敷一束、 づら桶

一、小豆三升、大豆一升お物、

一、壹段鐘つき田、

一、山神田 半さくらか谷、又さ神田半ひか御きやうせ
(板の谷)

ん田也、しとき田半米一斗 也、

(院主) んしゆ分田地之事、一町七段半、三段鬼會たく
(壇供)

米六斗・谷役六升、小賀例川くちのよりしりのよ

り石わう田三段也、石わう田口小・ひかけはん
(半)

ちしやの木町堀・つかそい合而一段、又いんしゆ

れいかう鬼夜の紙、

段つる鬼夜たく田二斗三升、
(鶴)

一、一段ふる田同玄米二斗三升、
(古田)

一、二段田とく米六斗、又一段しふ 田米一斗五
(下並田)

升、三段田しもなめし米一石、一段しんかい口の
(新開)

つほとく田米

.....

□□中田えの木のつほ大合テ

□又二段ふる田米四斗六升、半□□きやう三昧

田米一斗一升、

一、□前分本修理田、野田の米六斗、竹の下の米六斗、

つるの米五斗、

一、一段若菜田わかかなの御祭米一斗八升、三段しんか(新開)

い正月朔日米四斗五升、九升谷やく、二段柿木の

丸毎月四十八卷阿彌陀經田米四斗六升、

一、二段前田、此内一段彼岸御經田米二斗三升・一段

鬼會たく田米二斗三升、一段うとのまへとく田米

三斗、以上一石六斗四升、

一、峯坊二段、虚空藏修正たくそうせん米四斗・六升くわはら田

谷やく一段、修理田石田大木の本小、寶殿修理、

一、川くほ權現修正たく田、

一、せうの田持佛堂そうせん米六升、

一、半野田十二月晦日御祭の米一斗一升五合、以上五

斗八升峯坊、

一、ひら原四段半、正月朔日朝拜田二段米三斗六升、(平原)

一段法け發向田米二斗三升、一段き日田開山應仁(法華八講)八 (忌日)

せうしつくり米二斗三升、半しやうきやう三まい(常行三昧)

田米一斗一升五合、以上米九斗三升常泉坊、

一、三段權現御修正たく米六斗、九升谷やく、

一、五段半、一段淨きやう三昧田くすの木の丸米二斗(常行三昧)

三升、一段十二月晦日御祭米一斗八升外その、一

段御油田米二斗三升、一段立儀はつかう田米二斗(堅義八講)

三升、半常行三昧田米一斗一升五合つるの口半、

一、小加例川一段寶久作とく田、西坊以上米八斗八

升、

永徳二年 壬二月日 戌

院主、

一四 持地庵角柱塔婆銘

○豊後国都甲荘の調査資料編
豊後高田市大字大力田代

慈心禪尼死去ニ
就キ塔婆ヲ建ツ

(梵字ウーン)
(阿闍)

一切有爲法如夢幻
如露□如□應作如是

(梵字タラーク)
(菩薩)

□□法□□□有□□□
□□□□□□陀佛方便□

(梵字キリーク)
(阿彌陀)

諸行無常是生滅法
生滅々々已寂滅爲樂

(梵字アク)
(不空蔵觀)

應永三丙子二月十九日
慈心禪尼未尅死去

一五 別府市朝見町大日種子板碑銘

○豊後国都甲荘の調査資料編
別府市朝見町神恒彦藏

西妙禪尼ノタメ
孝子板碑ヲ造立
ス

○モト豊後高田市
大字一畑影平所在。

(梵字ア)
(胎藏界大日)

諸佛念衆生
衆生不念佛
父母恭念子

(金剛界大日)
(梵字バン)

子不念父母

(阿闍)
(梵字ウーン)

應永五年十一月卅 孝子

右志者、爲西妙禪尼也、

一六 妙覺寺藏龍雲寺觀音菩薩坐像銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字荒尾

大佛師法眼金叟、

大願主善宗觀音
像ヲ造立ス
大仏師金叟

應永十九年 壬辰 正月念三日、

大願主比丘尼善宗、

一七 梅遊寺板碑銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字一畑影平

某等板碑ヲ造立
ス

(不勳)
(梵字カーン)

(地蔵)
(梵字カ)

(勢至)
(梵字サク)

應永廿一

(釈迦)
(梵字バク)

(弥勒)
(梵字ア)

(阿彌陀)
(梵字キリーク)

(文殊)
(梵字マン)

(薬師)
(梵字バイ)

(阿闍)
(梵字ウーン)

(普賢)
(梵字アン)

(觀音)
(梵字サ)

(大日)
(梵字バン)

(虚空藏)
(梵字タラーク)

十一月四日

一六 六郷山長岩屋住僧等連署置文案

○土谷朋夫所藏文書
豊後国都甲莊の調査資料編

〔裏書〕
「本書千燈寺中ノ坊執行屋敷有」

六郷山長岩屋住僧屋敷

一拂 西ノ屋敷

中 佛供獄

岩ノ上 德乗拂

田口二屋敷 大坪三

水口 田中蘭

御油畠 妙門坊

西ノ屋敷 西ノ坊

孫三郎屋敷 淨道屋敷

福定屋敷 香司屋敷

今井ノ屋敷 久原屋敷

上ノ屋敷 箭代屋敷

大藏屋敷

楠屋敷

轆轤園

智鏡屋敷

中蘭

迫ノ屋敷

道心屋敷

岩武屋敷

鍛冶屋

左近三郎屋敷

道寂屋敷

妙覺屋敷

御前屋敷

道法屋敷

樋ノ口

黒法師屋敷

五郎次屋敷

長小野屋敷

茶木畠

平六屋敷

「永享九年丁巳是ヨリ下夏供米中絶再興畢、要細裏書
在之、」

常力屋敷

宮司屋敷

淨心屋敷

三角畠

右衛門九郎屋敷

岡ノ屋敷

専当屋敷

道心屋敷

河原屋敷

吉武屋敷

法圓屋敷 田中ノ屋敷

貝ノ丸 陰ノ木屋敷

四郎次郎屋敷 仲蘭屋しき

弁宮屋敷(官九) 香司屋しき

堀ノ内 森木屋敷

一、山内ニ居住族於不入住僧ニ者、可山中追放事、

一、山公事濟期者、自其時分前々可進納也、若一月も

有延引候者、自前百文拾文充利分相副可進納也、

不可有緩怠事、

一、山公事以下無沙汰之於衆徒住僧者、別子細寺務へ

可披露也、若有見隱聞隱者、惣住僧共ニ可爲同罪

者歟、其僧者彼一ヶ条先日衆徒住僧一同ニ起請文

之者、爭無沙汰緩怠之族隱置哉、然者就緩怠子細

可罪科事、

一、山公事以下事、豐年凶年不云、不可有増減事、

一、於山公事者、号難自不可有辭退、任番帳面可勤仕

事、

一、夏供米畠事、縱雖有荒不作可勤仕也、荒不作者其

身緩怠歟、依爭其有限自往古諸役、可懈怠哉、不

可有無沙汰事、

右、守条々不可存緩怠所如件、

應永廿五年六月八日

判有

「是より奥ハ右之裏書之分」

夏供麥畠新領九十余町、

右、夏供米畠事、松鼻より下廿屋敷不慮之中絶ニ候、

當作人等任雅意自往古無之由掠申事、太以佛意冥慮不

可然者也、然者任古帳之旨、于時永享九年丁巳令再興訖、

仍諸下作人等不及一口問答、如本帳懇懃催勤仕事、於

山外山中無其隱上者、至末代衆徒住僧一味同心、無親

疎可被致其沙汰者也、六郷六所權現殊醫王善逝御照覽

候へ、今度再興之趣、順次任成敗衆徒等曾以不可有違

失、偏供佛施僧之至、冥鹽もいかなか可有疑哉、仍後

日安居之住僧連署注置者也、

永享九年丁巳七月十五日

都甲莊

豪照大德 判有

榮銓大德

豪榮大德

豪順大德 判

豪周大德 判有

再興執行兼權別當

權少僧都豪經 判有

夏供米中絶之皇再興之至、最目出可然候、令存知訖、不可有相違者也、

吉弘石見守綱重

一九 藤原吉綱重安堵狀

○道脇寺文書
豊後国都甲莊の調査資料編

加札河常仙坊領
ヲ豪仁ニ安堵ス

六郷山加禮河常仙坊々領事、

田畠山野等四至以下本證文在之、然者、於于今者、任代々相傳之旨、大和公豪仁知行不可有相違、但有限於佛神事諸役等者、守先例、無懈怠可致勤任也、仍爲後證狀如件、

永享九年丁十二月十三日

(吉弘)
藤原綱重(花押)

二〇 某書狀

○永弘文書
大分県史料四、九七二号

本庄伊賀父子ハ
隠謀ノ仁
田染氏ハ隠謀仁
ニ最貞
都甲対馬入道

田染彌太郎方(榮忠方)□候、如御存知□(候カ)、我ら儀ハ親子事□□□偏其様□御取成奉頼候、。へ吉弘右馬丞殿申狀を遺候もん書ニハ、本庄の伊賀守殿ひいきにて、御成敗ニよて者、ふちきや□に候、さいわい承候へハ、本庄伊賀入道殿父子ハいんほう仁のよし、かの田染方、いんほう仁の以前よりひいきを申、又ハ都甲つしま入道□□□うの事ニ候へハ、彼いんほう仁□同意之由、一々書たて吉弘右馬丞とのニ遺狀候を、田原さ馬助たしふとの相かたらい申、他國仁候之間、杉三河入道のくわんとして居候か、當國奉公をいたし、結句御神領押□□ニ不及候趣□□

都甲莊

以下裏
成候、恐く、

五四八

二 某書狀(紙折)

○永弘文書
大分県史料四、一二九二号

(花押)

田染彌五郎方より用候て、被申子細候ハ、時をうつさず越候て、申され候するまゝに、沙汰すへ
候、かやうの事申遣候へハ、毎度沙汰候く(折返)

月八日

都甲沙汰者中

三 加禮河常泉坊々領山野等四至堺注文

○道脇寺文書
豊後国都甲莊の調査資料編

屋山弘加礼河常
泉坊領山野四至
堺ヲ注ス

豊後國六郷山屋山拂加禮河常泉防(坊)領山野等四至堺事、
東ハかう石を。石よりひかしふんへの内、西ハ常泉防(坊)内山のま(坊)ちほりかわりふけ有、南ハし
んかいミソをかり(き脱カ)、こんかう童子あふ(坊)島の(坊)上石垣を限、常泉防内也、かうこ石尾をかきり

さうの尾を限、きつねこえ山(坊)しり尾限、上ハ二王をハ(東カ)くし(坊)なる石のう
えめうと石をかきり、(か)上たつ石を(東カ)きり、ハ赤土か道也、さ

簡候者、於兩人聊不可存疎畧候、恐、

(年未詳)

十二月十八日

(益水)

道益

(官成)

公高

田原殿

三 八坂社笠塔婆銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字荒尾

(左面)

「天文八己九月十四日」

(正面)

「梵字キリーク」 朝天妙正 孝子 敬白

孝子等妙正ノタ
メ笠塔婆ヲ造立
ス

三 寺ノ上殿墓板碑(四基) 銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字築地寺ノ上明石寿典藏

(第一基)

「天文十四年乙巳七月

(梵字キリーク)

(第二基)

「花月紹榮於

(梵字バーンク)

肥州合志表 死討

花月紹榮肥後合
志表ニ於テ討死
ス

第二卷 補遺

皆天文十九庚七月十一日

〔第三基〕

〔梵字キリーク〕 桑〔室〕紹暎

天文廿一八月十七

〔梵字キリーク〕

天□紹雲

于時

〔第四基〕

〔梵字キリーク〕 捐館宗榮□神儀

天正四年□□□

○他二一基アリ。『金甫宗菊 雜溪玄守』ノ銘文アリ、「天正六年□□□」ノ年号見ユ。

二六 土谷吉次覺書寫

○土谷朋夫所藏文書
豊後国都甲荘の調査資料編

覺

足駄木山野ノ開
去年洪水

長岩屋山の内、足駄木山野を開明候事、執行圓壽様御代ニ請御掟を、小河内金師次郎參郎田畑を開、屋舖切開、足駄木ニ移り候事者、天文十六年丁未之年迄、凡年數十八年ニ成申候、此年の洪水ニ畑ハ野ニ成、田ハ堀川と相成、人手閒數千人、其難無申斗、去年之洪水之時も、落書立申候、次郎三郎妻子賣候而も、右之田畑ニ者成閒舖と書記し候、餘り遺恨ニ存、御代官井口左衛門殿を

代官井口某ニ大

小麦ヲ借ル

二親子供下人十
二人死牛馬十二
疋死失

元ノ屋舗ニ帰ル

都甲惟憲

頼、大麥小麥合五石申請元ニ仕、卯月八日ニ彼川成田に竈を塗居エ、五月二日迄ニ掘候旨、如此調
申候、我自力斗ニハ屋舗家移りさへも、五百人餘手間を入、前之屋舗移り候、然る處ニ、九月より
爪突候事更ニ不及、是非に候、二人之親ニも後れ、子供孫四人死、下人三十の内もの拾二人死、
其外牛馬十二疋死失、乱ニも二疋被取、絶言語候。若輩故、思ふ様ハ、往昔よりの山乃谷、峯を崩
し候ゆへ、地神荒神川には水神のとがめき也候覽と存候、先々在方へ立退此様躰おも堪忍可申と存候
迄出仕候、餘り之事ニおかしき事を申候、「あした木を情ある山としらで入今の後悔何といたさむ」
明る申之二月上旬の頃、從御地頭最早何之子細も有閉舗候閉罷歸り、右之様ニ田畑情(精カ)を入れ、耕作
仕り候様にと、御意も遊候ニ付、奉得其意、同十八日に元の屋舗に立歸り申候、此儀神妙と御意も
遊御役儀御赦免被遊被下候、誠ニ以有難奉存候、餘之有増シ書置者也。

天文十七年戊申三月十三日

足駄木金師

土谷次郎參郎

吉次(花押影)

二九 某神事覺書案(抄)

○到津文書
大分県史料二四

一、同廿三日庚寅、都甲左衛門尉惟憲對時枝惣堂達分、向後共ニ打渡一通出也、
(天文二十五年七月)

三〇 時枝重尚書狀

○高牟礼文書
豊後国都甲莊の調査資料編

寺領原井田村内
都甲某押坊ニ付
社訴

就今度寺領原井田村内都甲左衛門尉押坊之儀、及社訴候砌、一兩日至宮中、數人被召具、御堪忍之
通、庄大藏丞申候、誠恐悅此時候、先爲御禮志井源二郎進之候、必猶期面賀可申入候、恐々謹言、

(被田村)
(天文二十二年カ)
七月廿九日

(時枝)
重尚(花押)

高村孫四郎殿 御宿所

三一 僧豪仁讓狀

○道脇寺文書
豊後国都甲莊の調査資料編

讓與

豪仁常泉坊領等
ヲ豪忠ニ讓ル

豊後国六郷山屋山拂加禮河□□坊□□事、
(常)泉(領)等

一所、一段しよ□□し作忌日田 應□□、
(うカ)

一所、一段、古田八講田町堀小アリ、

一所、二段、下新開正月一日朝拜田、

一所、半、津留念佛田、山口町堀アリ、

一□□□□□
(所) (當カ) (寺カ)
屋敷平原、

一、金剛〔童力〕子屋敷、一所さくらか谷、

一、田町堀山神酒しとき

〔本證〕詮旨知行可有候、堂役

皇大豆藤豪忠讓渡、

月十四日

豪仁〔花押〕

三 智恩寺寶篋印塔銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字鼎智恩寺

法印豪秀

〔梵字キリーク〕

記之、

天文廿四二月日

三 大内氏奉行人連署奉書案

○宇佐宮家系書上帳〔惣達家〕
豊後国都甲莊の調査資料編

弥勒寺惣堂達職
領原井田北分横
田伽藍免等ヲ安

宇佐宮弥勒寺惣堂達職領、原井田北分并横田〔伽藍〕加監免壹町八段、不可相違之由、被成御判候、任前々
旨、御祈禱以下無懈怠、可被遂其節肝要之由、所被仰出也、仍執達如件、

堵ス

都 甲 莊

弘治貳年六月十一日

民部太輔 在判

右衛門大夫 在判

美作守 在判

宇佐宮惣堂達

尊榮權大僧都

五五六

三四 夷山例進料足等勘定狀

○余瀨文書
大分県史料二五

(端裏ウハ書)
「進上ニ付置候、

大力彌次郎殿

夷山御例進未進不納付

隅井佐渡守」

夷山御例進御請取之前勘定之事、

天文廿四年より永祿三年まで、

白杵・都甲ニ進納分

一 合白布・緞貳百七十四端敷、

一年々未進不納候付之事、

一 五貫四百文

請料貳貫文、刀一腰五百文、中林方うけとる、
野田但馬守

一 四貫

此之内白布貳束なみの納
河類名

一 五貫五百七十五文

此之内貳貫文御分別候、
大工新衛門尉

一 壹貫八百文

此之内老束納なみ
大工小次郎

一 三貫六百文之内貳貫

御分別
限井又三郎

此之内馬老疋請取代替候

一 百九十文

とうなんはらい
新五郎

一 六百廿四文

與次郎

一 壹貫三百五十文

又六

一 壹貫九百五十文

天文十一寅吉三郎左衛門殿さま御用作也、
壹反田

一 此之内四百文十文圓給様「一」

弘治貳年ニ野田次郎左衛
門尉被下候、不作候、御堂役者佐渡奔走申候、一年御用

作、一年半作、三年分

一 合壹貫百文

(住運)
ちうれん拂

一 壹貫貳百文

松庵拂

一 御用作・天文十七年「未」より

壹貫三百文
專道給

一 御用作
三百文

(義弘)
ミのはらひ之内

一 御用作
壹貫三百五十文

(歎行)
くわんきやう拂

一 天文十一年より永祿三年まで

三貫九百八十八文
野田新左衛門尉

一 此之内清五百文納

右之前、各未進不納之事、

一 合廿八貫四百七十七文

(マ)

御用作分

一 合五貫壹百五十文(マ)

惣都合三十三貫七百廿七文(マ)

今度相調分

布鋏合壹百七端(マ)

清料貳貫四十五文(マ)

鳴織物 壹端代五百文

布鋏例年之様にも無御座候、

永祿三年かのえ之歲まで也、

永四年(縁脱)閏三月六日

隈井佐渡守
直持 (花押)

三五 西ノ坊磨崖板碑銘

○豊後国都甲荘の調査資料編
豊後高田市大字長石屋宇円重坊ジキドウ

一 (第一面、墨書)

(梵字キリーク) (阿弥陀)

(梵字サ) (観音)

(梵字サク) (勢至)

□□主法界平等利益

(梵字サ) (観音)

(梵字キリーク) (阿弥陀)

淨心居神儀 (土脱カ)

(梵字サク) (勢至) 天正八年八月廿三日

一 (第二面、陰刻)

(梵字ア) (胎藏界大日)

妙 神公

(梵字バン) (金剛界大日)

淨清居士神儀

一 (第三面、墨書)

(梵字ア) (胎藏界大日)

永祿五年八月二日 敬白

(梵字バン) (金剛界大日)

淨音居士神儀

三六

大友宗麟義知行預ケ狀 ○大友家文書録
大分県史料三二

於豊筑間、五町分別紙 坪付在 之事、預置候、可有知行候、

恐々謹言、

三月二日 (元龜元年)

宗麟 在判 (大友義麟)

都甲刑部丞殿

宇佐郡社領ノ内
惣堂達稜田北分
ヲ安堵ス

父鎮清跡目宇佐
宮惣堂達分ノ相
続ヲ安堵ス

三 大友義統安堵狀案

○宇佐宮家系書上帳(惣達家)
豊後国都甲莊の調査資料編

豊前國宇佐郡社領之内、惣堂達稜田北分之事、奈多鑑基以來多年宗右御存知之段、令承知候之条、
向後□不可有相違候、無得其意肝要候、恐く謹言、

(年未詳)
三月十一日

(大友)
義 統 在判

荒武因幡入道殿

三 大友義統安堵狀案

○宇佐宮家系書上帳(惣達家)
豊後国都甲莊の調査資料編

父監物允鎮清跡目宇佐宮惣堂達分之事、任相續之旨、領承不可有相違候、恐く謹言、

(年未詳)
三月三日

(大友)
義 統 在判

田染宮壽殿

三九 櫛田神社梵鐘追銘

○櫛田神社所藏
豊後国都甲莊の調査資料編

(第一區)

「奉施入



「一〇」
○以下三、四
行アルカ。

(第二區)

「右

○三行
不明

觀應三年歲次
壬辰十一月十日

(第三區)

「〇三行
不明

(第四區)

「〇五行
不明

○以上坪井良平『日本
古鐘銘集成』ニヨル。
(以下追銘、池の間陰刻)

「奉寄進

西海道筑前國博多

冷泉津櫛田宮鐘一基」

(第二區)

「諸行無常 是生滅法

生滅々已 寂滅爲樂

右奉爲 意趣者天下

泰平國土豐饒殊者

護持檀那息災延命」

(第三區)

「武運長久子孫繁昌

家門榮花万民安全

惣而津内堅固諸人

和合各願圓滿見聞

貴賤居諸威光不^(マ)透」

(第四區)

「寒暑順時皆令満足故

如斯、

天正五^丁年十一月吉日

豊後國北浦部國東郡都甲庄

領家任人綾部玄允藤原理昌」

○注記ノ形式ハ本書ニ統一セリ。

四〇 道脇寺墓地無縫塔銘

○豊後国都甲荘の調査資料編
豊後高田市大字加礼川

豪仁ノ墓塔ヲ造
立ス

(胎藏界大日)
(梵字ア)

天正五 丁天
丑

大法師豪仁大徳靈位

十二月廿日

○豪仁ニ二人アリ。コレハ「少将公」ノ公名ヲ有スル人物ナリ(五六号「大神姓都甲氏系譜」参照)。

四一 大友宗麟義鎮跡目安堵狀寫

○永松栄雄文書
札幌市中央区北十四条西十五丁目

都甲万寿ノ祖父
宗甫跡目相統ヲ
安堵ス

祖父長門入道宗甫跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)

三月廿八日

(大友義鎮)
宗麟 朱印

都甲万壽殿

四二 大友宗麟義鎮書狀寫

○永松栄雄文書
札幌市中央区北十四条西十五丁目

孫万寿成人マデ

孫万壽事、年少之儀候条、成人之間、相應奉公之儀、其方無緩勤役肝要候、爲存知候、恐々謹言、

都 甲 莊

(年未詳)

三月廿八日

都甲長門入道殿
(宗甫)

五六二

(大友義領)
宗 麟 朱印

緩無ク勤役セシム

四三 梅遊寺位牌(二躰) 銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字一畑

(位牌一)

(表)

寂 高岩宗伋庵主 覺靈

(裏)

「天正六年戊寅霜月十二日 於日州戰死」

(位牌一)

(表)

「捐館前總州大守到源宗中禪定神儀」

(裏)

「天正六年戊子十一月十二日」

○「大友吉弘氏系図」ニハ、宗伋(鎮信)ノ戰死ハ天正六年戊寅九月廿七日トセリ。其父鑑理ノ戰死ハ十一月十一日ナリ。

四四 持地庵板碑銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字大力田代持地庵

(梵字不詳)

捐館林室秀盛居士

天正六 戊寅十一月十二日

林室秀盛ヲ葬ヒ
板碑ヲ造立ス

吉弘宗伋(鎮信)
日向ニ於テ戰死ス

到源宗中モ戰死ス

○日向出兵ニテ戦死セルモノナラン。

聖 都甲家墓地寶塔銘

○豊後国都甲荘の調査資料編
豊後高田市大字払田

某ノタメ宝塔ヲ
造立ス

性禪定門

天正六年戊寅□月□日

○五六号「大神姓都甲氏系譜」ニ該当ノ人物見ヘズ。

聖 大友義統安堵狀

○狭間田文書
直入郡久住町白丹狭間田高義蔵

(狭間田)

都甲畑・高田荘
内ノ地ヲ安堵シ
検断不入諸点役
免許トス

淡路守鎮貞拘分、都甲畑之内領名貳貫分、高田庄門田名之内壹町六反半之事、任相續之旨、
領掌不可有相違候、仍右地之事、爲檢断不入、万雜諸点役永々令免許候、雖然、用所之儀候者、直
可申付候、爲存知候、恐々謹言、

(年未詳)

十一月廿九日

(大友) 義統(花押)

狭間田仁九郎殿

四七 大友義統跡目安堵狀寫

○永松榮雄文書
札幌市中央区北十四条西十五丁目

都甲宗甫ノ戦死
ヲ賞シ田染莊系
永名内居屋敷等
ヲ給シ孫万寿ノ
奉公ヲ連続セシ
ム

於今度日州高城表、都甲長門入道宗甫戦死、忠儀無比類候、仍田染庄系永名之内、新開太郎丸居屋敷之合三町六反、并肥後國詫摩郡之内漆嶋拾貳町分之事、當時後家以存知、孫万壽奉公連續肝要候、恐々謹言、

(天正七年)
二月廿二日

(大友)
義 統 御判

都甲長門入道後家

四八 長安寺寶篋印塔銘

○豊後国都甲莊の調査資料編
豊後高田市大字加礼川字屋山

日向出兵ニテ討
死セル吉弘鎮信
ノタメ造立ス

(阿闍) (梵字ウーン)
(宝生) (梵字タラーク)
(阿弥陀) (梵字キリーク)
(不空成就) (梵字アク)

(吉弘鎮信)
宗 例 公

天正十二年十一月十二日

○四三号参照。天正六年十一月十二日戦死ノ宗例ノ六年忌ノ造立ナラン。

四 尾崎板碑銘

○豊後国都甲荘の調査資料編
豊後高田市大字鼎尾崎地区

(梵字キリーク)
(阿弥陀)

(梵字バイ)
(粟師)

(梵字マン)
(文殊)

天正十三年乙酉三月三日

(梵字ア)
(大日)

(梵字キヤ)
(十一面)

五 都甲鑑述書狀(紙切)

○朝見八幡社文書
大分県史料一一

〔(色紙ウハ書)〕

福嶋御塩焼大夫殿

都甲八郎四良

監述

〔(端裏切封)〕
〔(墨引)〕

立願ノタメ女人
ヲ進上シ料物ヲ
奉納ス

謹而啓上候、抑我等爲立願、女壹人可致進上候由、申上候喜、然者遠國之事候之条、料物貳貫五百
文至彼御使渡申候、速御奉納可目出候、彌於家内万端、無運長久御祈念偏奉頼候、恐惶謹言、

(年末書)
二月十五日

鑑述(花押)

謹上

福嶋御塩焼大夫殿

五 都甲鑑述書狀(紙切)

○朝見八幡宮文書
大分県史料一一

(包紙ウハ書)

謹上 福嶋御塩燒大夫殿

都甲八郎四郎

鑑述

(端裏切封)
「(墨引)」

御祓大麻并三種
ヲ給フヲ謝ス
親父ノ給地安堵
願書ニツキ御料
ヲ獻ジ成就ヲ祈
ル

貴札委細令拜見候、抑爲 御祈禱御祓大麻并三種送給候、拜領仕候、御祈念彌奉頼候、然者先年親
候者、就給地安堵申事候、

大神宮立願結被申候、致成就度之由候喜、願書之儀令申候之處、宮中江御奉納之由、承候、此方茂
留守召置候間、付徹進覽候、

御供 一前

御神馬 一疋

御神樂 一番

此前、爲御料納黃金拾三兩三文壹朱(全)、令進獻候、以悞御成就願書之事、申御下可預御屈事、乍勿
論、可目出候、旨趣猶御使可被達候之條、不能重詞候、恐惶謹言、

(年未詳)
二月十五日

(都甲)
鑑述 (花押)

謹上 福嶋御塩燒大夫殿

三 土谷又四郎覺書寫

○土谷朋夫所藏文書
豊後国都甲莊の調査資料編

送 狀

相模国住人
小川内ニ居住
男子ハ長岩屋奥
足駄木ヲ開拓

先祖相模國之住人、土谷三郎、有故而本國を立出、上之關に弟居住、妹高田浦江船着、權現に落付、我等者小畑村に三日三夜逗留仕、小川内江罷越、其儘居住仕、其後子供五人を分け、男子は長岩屋奥足駄木と申所を見立、切開キ有附申候、女子は波石と申所に遣し申候、右之移文相違成事無御座候、仍而如件、

天正拾八庚寅年

正月吉日

土谷又四郎（花押影）

三 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○文祿元年カ。国東郡關係部分ヲ、「国東郷史料」補遺一一号ニ收ム。本文省略。

五 妙慶家督讓渡證文

○道脇寺文書
豊後国都甲荘の調査資料編

妙慶家督ヲ加礼
川小八郎ニ讓ル
高麗陣ヨリ帰陣

讓渡家^(督カ)□證文之事、

今度高麗陳軍役、地下人持高之依高下當候、貴殿此御役儀、首尾能被勤^(御カ)□歸陳既候、仍而讓渡品

一、御本尊正觀音様

一、代々之系圖并□子其外證文

一、田島山野^(所從カ)□讓^讓□不殘

一、屋敷半面

右之分、讓渡一家之物領□、自今以後、不依何事、内外貴殿可被任心ニ候、爲□讓證文如件、

文祿二年己^巳ノ八月四日

石^(後)□路守

妙慶

加禮川小八郎殿

五 段錢・准田錢催促書札禮

○当家筆法之抄條々
増補訂正編年大友史料三一

反錢准田錢催促
奉書ノ書札ヲ注
ス

五三郷庄、御段錢、御准田錢、御催促奉書、八月一日の日付ニ、御嘉例ニ、公文所にて、御右筆衆何茂罷出調申、宿老へ、公文所持參候て、判形被申請、方々へ、被付候、奉書紙ニ書申候、當庄、御准田錢一反別何十文通之事、如例年、當毛加點札、寺社諸給人、不云古今免許、稱以催促、來十月中、可被遂勘定之由、被仰出候、被得其意、脚不可有緩之儀候、恐々、八月一日、緒方庄政所殿、宿老いくたりも候へ、連署、

都甲庄五十文

右員教之事緒方庄御准田錢、一反別七十文通政所へ連署、荏隈郷准田九十文通、檢使、丹生庄同連署七十文通政所へ、大野庄同七十文通 檢使へ、都甲庄同五十文通 檢使へ、直入郷同七十文通

政所へ、笠和郷同八十文通 檢使へ、三重郷御反錢五十文通 兩政所へ、宇目村御反錢百文

通 政所へ、山香郷御准田錢七十文通并一揆錢 兩政所へ、臼杵庄并津久見村御准田錢七十文

通 檢使へ、是ハ政所以調進納候ハ、政所へ連署被遣候、檢使にて調候ハ、檢使被着郡候之間、

檢使何かしと宛候、檢使ハ兩人にて候、仕付たる衆、をよそさたまり申候、

○本書ハ文祿三年六月頃ヨリ慶長四年閏三月マデ、大友吉統ガ山口・水戸等ニ幽閉中、堪忍衆等ニ先例ヲ調査シ作製サセタルモノトイフ。

五 大神姓都甲氏系譜

○都甲惟孝文書
千葉船橋市

大神朝臣良臣 從五位下豐後介

庶幾 從六位下大野郡大領職

惟基 大彌太
母四穗田莊司花本

弘仁二年辛卯三月五日誕生、仁明

天皇御字承和七庚申年、歲三十歲、

大番役、内裏鎮火災依忠勤、同年

八月二十三日始被補任從四位下左

兵衛督、天安七戊七戌寅被任豐後守、歲

四十八、貞觀三年辛巳年叙從三位

權大納言、昇殿賜豐後國五職檢帶

下向、鳥羽天皇御字元永元年戊辰

年十一月逝去、享年九十三歲

政次 高千穂太郎 政房 三田井小太郎

惟季 阿南次郎又稱四穗田次郎

惟則 野尻三郎

惟顯 直入四郎

惟清 城原五郎

惟通 朽綱六郎

惟平 又曰季平植田七郎太夫

榮基 又曰基平大野八郎

惟盛 三重九郎大夫
元慶元丁酉年父惟基名代參内

同年三月十三日被叙大神朝臣緒方權

大夫從五位下豐後日向守護職

惟衡 白杵大六

惟用 白杵大七

惟隆 白杵太郎

惟長 田中次郎

惟榮 緒方三郎

壽永二年平家追討之蒙院宣、惟榮

一族之兵率二萬食餘騎而攻平家一門

追之、惟榮宇佐(濱丸)濟宮寶殿因罪、文治二

年被配流上野沼田莊、惟榮訴

平家追討之功、建久元年被厚免

歸本州豐後佐伯之莊、途中偶病於

立石之地卒去、墓所立石川畔在、

惟時 佐賀四郎 海部佐加郷主

惟興 豐前國中島城主

惟久 緒方小太郎

惟村 野尻次郎

惟友 直江三郎

惟重 高野五郎

惟時 刑部丞

惟兼 沼田四郎

貞綱 助綱

有綱 植田八郎

成綱

貞基

山香郷司都甲莊地頭職

俊門 太郎、山香郷司都甲莊地頭職
母左近大夫恒俊女也

貞門 山香郷司
都甲莊地頭職

貞家 荒尾太郎山香郷司
都甲莊地頭職

家忠 葛和九郎山香郷司
都甲莊地頭職

貞房 次郎 立石地頭

貞村 三郎入道忍性
山香郷司 惟時 次郎左衛門
郷司

家實 字都甲四郎 法名福阿
都甲莊地頭職

惟家 字壬生壬左衛門入道西迎
都甲莊地頭職

都甲莊

惟氏

重家

三郎

圓仁

永仁二年他家(界丸)圓然 當執行
六鄉山執行

惟親

五郎左衛門尉 法名寂妙

(父永丸)
自天文五年都甲莊地頭職知行

弘安四年蒙古凶徒襲來惟親肥前國鷹島
之門馳向渡當島於東濱被致戰有攻、

惟遠

法名妙佛 都甲莊地頭職
弘安役有功

惟世

法名稱向 惟孝

應仁

都甲莊屋山院主
寶治元年九月八日逝去

應圓

自都甲莊加禮川移田澁郷住太郎丸
宿阿彌陀佛 建長六年逝去

圓盛

上野阿闍梨加禮川院主

維海

美濃守

良盛

周防守

友安

三河守左近次良(マ)

越前阿闍梨

當院主

圓竹

善妙尼

至德三年十一月逝去

圓久

大輔律師院主
應永五年五月十六日逝去

妙什尼

圓惟

乘金

熊谷方母也、

光俊

中務郷(卿)

圓鑑

豪財

永正二年九月十八日逝去

祐應

丹波守

豪惟

豪覺

女子適津河

豪住 越前守

圓度 山城守 永正十四丁丑七月七日逝去

圓盛 佐渡守

能盛 兵部郷(卿)

應巖 民部阿闍梨 正和五年逝去

圓應

乘賢

圓幸 遠近守(元) 政所

應慶

河內守孫七

竹慶 出雲守 有女子曰正本尼

大貳公了全

亮慶

女子 曰妙法尼

圓俊 兵部郷(卿)

圓基 孫六郎在向野

豪應

豪仁

豪忠 天文六丁酉十一月八日卒

圓秀 遠江守 天文七戊戌四月六日逝去

祐仁 宮内郷(卿)

豪仁 少將公此末葉在横嶺清源寺 天正五年丁丑十二月二十日卒

鎮仁 三河守

仁智兼備、與田原近江守同抵日州

高城陣、遂天正六年十一月十二日戰

死、有義統公感狀

法諡大圓院殿日峰慈照大居士

河內守 住日桐

大隅守

都 甲 莊

林珂 有屋敷無子孫

鎮宮 左近將監

睿智越人、隨父三河守於日州高城累勳

忠勇雄氣驚群、於十一月十二日戰死、

享年三十、身殞一時名傳萬代

謚鎮道院殿光山本明大居士

鎮重

山城守龍ヶ鼻城番

父兄俱戰死于日州時、鎮重受命在鄉

(2、)

因襲其錄苗郷守家門、

重宗

助右衛門年老稱宗雪

娶船村鶴氏

女子

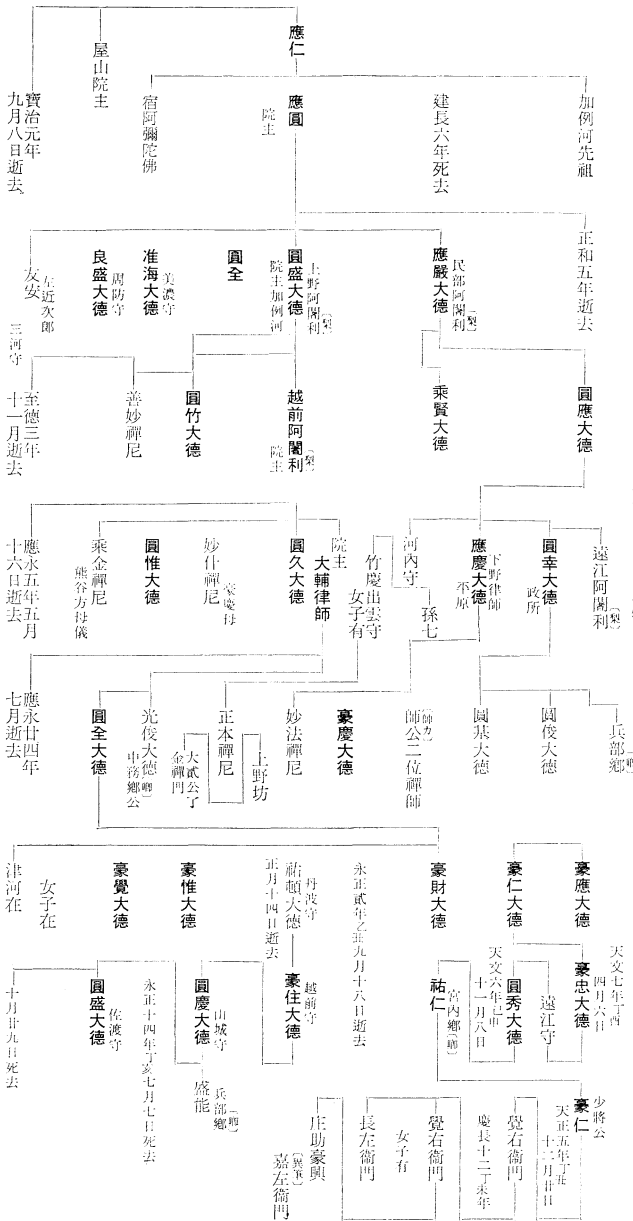
嫁德清田河野氏

○以下略

毛 加禮川關係系圖

○都甲一義文書
豊後高田市大字嶺崎

○ゴチック文字ハ他史料ニテ確認シウル人物。



真玉莊史料

一 宇佐宮假殿地判指圖(本文省略)

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史料編四

真玉莊宇佐宮假殿造營役ヲ勤ム

○文治年中以來ノモノト云フ。国東郡關係部分ヲ「田染莊史料」補遺三号ニ抄出ス。本文省略。

二 鎮西北條下知狀

○宇佐郡諸家古文書
宇佐神宮所藏

彌勒寺長講神文ノ訴ニヨリ都甲莊弘聖米ヲ究濟セシム
真玉惟能ヲシテ催促スルモ四郎丸孫八散狀ニ及バズ

八幡宇佐彌勒寺長講神文申、豊後國都甲庄所課佛聖米事、右米、去元徳元年以來地頭等對捍之由、神文依訴申之、同三年兩度尋下畢、以真玉又次郎惟能、加催促之處、如惟能今年七月廿五日起請文者、四郎丸孫八不及是非散狀云々、難遁澁之咎歟、然則、於件佛聖米者、遂結解、宜令究濟焉者、依仰下知如件、

正慶元年九月廿日

修理亮平朝臣
(北条英時)

三 龍守山長興寺鐘銘

○宝覺真空禪師錄
日本古鐘銘集成

『宝覺真空禪師錄』

豐州竜守山長興禪寺鐘銘并序

夫警昏衢之長夜、息迷趣之苦輪、報大舍於人天、發洪音於遐邇者、無過鐘也、厥利博哉、然則叢林雅樂、今古其伝、凡有

梵宇之興、必資法器之備、器既成矣、銘可闕乎、銘曰、

豐之眞玉 龍守之嶂 有寺長興 宗曉乃剏 鞭笞竜象

不凡器量 多聚頑銅 全憑巧匠 寸筵纒施 十方通暢

娑婆教休 音声爲上 稽首同音 声塵超放 於苦海中

化緣則広 転大法輪 開無尽藏 眼処発機 耳根鎖妄

石閣烟迷 山房月亮 請誦斯銘 冥心回向

○『集成』編者ハ、同名ノ寺ガ大分市松岡ニアル所ヨリ、或ハコノ寺ノモノカト推定スルモ、「竜守山」トアリ、銘ニ「豊ノ眞玉 竜守之嶂 有寺長興」トアレバ、現西国東郡真玉町ノ竜守山真玉寺ノ旧名ト思ハル。宝覺真空（雪村友梅）ハ貞和二年（一三四六）十二月二日示寂デアリ、ソノ以前ノ撰ニ成ルモノナラント、イフ。

宝覺真空（雪村友梅）竜守山長興寺ノ鐘銘ヲ作ル

戸次頼時嫡男福
寿丸(直光)ニ
真玉村半分等
地頭職等ヲ讓ル

真玉和泉守方御
座錢社納
田染宗榮・祝宮
重
神銚・竜頭未到
来

四 戸次頼時讓狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

○觀応式年二月十日。「田原別符史料」補遺六号ニ全文ヲ收ム。本文省略。讓与所領中ニ「真玉村半分等地頭職」アリ。

五 某書狀

○永弘文書
大分県史料六

猶々配當之儀、御急肝^(要候カ)□、此方之事、不可有如在之儀□、^(候)

眞玉和泉守方御歸座錢社納、尤可然候、祝・同陰師清稜錢、俵五十參斗入・白布廿端・鍬卅具、彼是貳拾貫文分、以省略之儀請取申候、同一社中配當分之事、宗榮申談、宮重定而可致支配候、神銚^(田染)・龍頭未至來候、料物配當候ハ、一兩日中可有造進候、有御參宮、宮重被仰談配當候て、吉日等^(祝)御相談肝要存候、每事期面拜候、又神銚・龍頭入目□文之外に候、爲御心得申候、恐々謹言、

^(年未詳)
卯月四日

田染三川守殿 御報

六 田染宗榮書狀案

○永弘文書
大分県史料六

(端裏書)
「案文」

真玉和泉守御婦
座料物

今度真玉和泉守方 御歸座料物之事、當職可有御執沙汰之儀、依不案内祝大夫方へ申合候、於以後者、如此御使其候する時者、御當職江可申入候之條、不可有餘儀候、今度御順職衆御意候段、心得

申^(候)□、可得御意候、恐々謹言、

(年未詳)

卯月十一日

(田染)
宗 榮

出光殿 御宿所

七 伊勢御師中國九州御祓賦帳

○神宮文庫藏文書
摺同文書写真

○永祿七年拾月吉日。「田染莊史料」補遺五六号ニ全文ヲ取ム。首尾ヲ略シ、關係部分ノミヲ摘出ス。

豊後國

真玉真玉寺

狀なし、
またま真玉寺

真玉殿

狀なし、
真玉殿

狀なし、
山田宗衛門殿

第二卷 補 遺

真玉荘

五八〇

香々地市丸掃部殿

田染源五郎殿

かゝち市丸(掃部)かもん殿

北うら(浦部)へ田原殿

略〇下

八 田染建榮書狀案

〇永弘文書
大分県史料六

社領ニ対スル諸役免除ヲ訴ヘ取合ヲ請フ
今度ノ奉行催促

真玉民部少輔

態令啓上候、仍當社領諸役之事、頼朝様以來一圓御免除之由、申傳候證文、于今所持候、政親様御代二三三代、御國家平均之御段錢・段米被仰付候時茂、少分致進納候、半納進納仕候、義長御代侘言申候之処、被任前々旨、御赦免之御上意候、(令)至度御奉行、旨趣注申候、於私不被及覺悟候之由申候、(而)力頻催促候条、或致(進)力納候、請取或(令)至之先證、何茂案文進入候、前々之(力)敷候様ニ、御取合可(長)力入候段、(年未詳)之證狀以下、真玉民部少輔方へ令披(露)候、被成御尋、御披露奉憑候、可得御意候、(田染)建榮

十一月廿五日

□城殿參御宿所

眞玉太郎統房

九 眞玉統房書狀

○朝見八幡社文書
大分県史料一

〔包紙ウハ書〕

眞玉太郎

統房

大神宮御師

福嶋御塩焼大夫殿 參

御報

〔端裏切封〕
〔墨引〕

折念ノ御被土産
ヲ謝ス

大神宮へ以御祈念、御被并御土産送給候、畏入存候、彌於 御神前、武運長久繁昌ニ、御懇祈所
仰候、委細猶御使江申候之聞、不態書載候、萬賀期後喜候、謹々謹言、

(天正十五年)

二月八日

(眞玉) 房 (花押)

大神宮御師

福嶋御塩焼大夫殿 參 御報

一〇 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○文祿元年カ。国東郡關係部分ヲ、「国東郷史料」補遺一一号ニ収ム。本文省略。

香々地莊史料

一 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

○文治年中以來ノモノト云フ。国東郡關係部分ヲ「田染莊史料」補遺三号ニ抄出ス。本文省略。

△香々地莊宇佐宮假殿造管役ヲ勤

二 田原直貞正恩賞宛行狀(紙切)

○松成文書
西国東郡香々地町見目松成満男藏

(田原直貞・正恩)
(花押)

於香地城衆數月致忠節之閒、當庄内土貢拾貫文下地、爲恩賞可知行之狀、如件、

文和五年三月 日

香地城ニ於ケル忠節ニ対シ庄内十貫文ノ地ヲ宛行フ

三 留守沙彌某書下

○修齋古文書
南北朝遺文九州編四七八号

彌勒寺東寶塔寶新田(豊前国下毛郡)香地庄、并蓮臺寺新田(豊前国下毛郡)所下毛保内先供僧神福跡事、所充行舍弟大輔房也、全

彌勒寺東宝塔料

所香地莊等ヲ舍
弟大輔房ニ宛行
フ

領知、可抽御祈禱之忠懃之狀、如件、

正平廿四年七月十八日

留守沙彌（花押）

四 郷政田地賣券

○松成文書
西国東郡香々地町見目松成満男藏

来繩郷内ノ田地
二反ヲ香地莊市
丸某ニ売ル

○悉いとく二ねん十二月十三日。全文ヲ「来繩郷史料」補遺二号ニ收ム。本文省略。来繩郷内ノ田地二反ヲ、
香地市丸殿ニ売ルコトニ係ル。

五 彦山泉藏坊法榮女讓狀寫

○彦山泉藏坊文書
彦山編年史料古代中世篇

讓與 太輔公所

右、豊後國北浦部旦那一人も不殘、讓與所實也、是ハ法榮心指ある間、太輔公知行あるへき者也、
よつて爲後日、狀如件、

明應三年甲寅十一月晦日

法榮女 在判

○莊名特定シ難キモ、当莊トノ關係ハ、一一号参照。

六 大友政親書狀

○松成文書
西国東郡香々地町見目松成滿男藏

大友親豐ノ書狀
ニ對シ寄合中ノ
取成ヲ依頼ス

(大友)
親豐書狀給候、披見候、自取前至于今、中務殿存知候、悉皆無事之取成之外、無他候處、如此狀者、頻弓箭之企候哉、我等進退之儀、偏任中書指南候、彌面々寄合中、憑申候、事々、重可申候、恐々謹言、

(年未詳)
八月十三日

松成藤兵衛尉殿

(大友)
政親 (花押)

七 彦山良嚴坊春慶讓狀寫

○彦山泉藏坊文書
彦山編年史料古代中世篇

春慶松壽丸ニ持
仏・持經等ニ對
ル

豊後浦辺且那

依志有、讓与松壽丸所、
持佛・持經・資材雜具・房舍・敷地・諸檀才事、
從增秀阿闍梨、被米女仁且那相制本文書、
一豊後國浦邊一且那、從法榮被讓我才候也、
一豊前國一且那、是者、從春祐僧都、被讓我才且那也、
何茂讓与處實也、仍爲後證、讓狀如件、

永正十八年辛巳三月四日

良嚴坊 春嚴 在判

筆者 日乘坊 豪慶 在判

證人 權律師 惣嚴坊 在判

華嚴坊 在判

權少僧都 龜石坊 有祇 在判

ハ 彦山良嚴坊春慶讓狀寫

○彦山泉藏坊文書
彦山編年史料古代中世篇

讓與 泉藏坊

右豊後國北浦部且方之事、一人不殘、泉藏坊讓與所實也 他無妨可知行者也、仍爲後日、證文如件、

豊後北浦部且方
一切ヲ泉藏坊ニ
讓ル

享祿第五壬辰拾月三日

良嚴坊 春慶 在判

阿闍梨 乘智房 智俊 在判

權少僧都 惣嚴坊 榮宗 〃

權少僧都 龜石房 有祇 〃

九 田原親資跡目安堵狀

○松成文書
西国東郡香々地町見目松成満男藏

父美濃守遺跡相
続ヲ安堵ス

親父美濃守遺跡之事、相續之由承候、祝着候、可被存知其旨候也、恐々謹言、

(天文十三年)
五月廿三日

(田原)
親資(花押)

松成藤兵衛尉殿

(墨筆)
「天文拾參年甲辰頂戴申候、」

一〇 伊勢御師中國九州御祓賦帳

○神宮文庫藏本
拠同文書写真

香々地市丸掃部
殿

○永祿七年拾月吉日。「田染莊史料」補遺五六号ニ全文ヲ收ム。国東郡關係ヲ「真玉莊史料」補遺七号ニ收ム。
「かゝち市丸かもん殿」ト見ユ。本文省略。

二 彦山泉藏坊大間帳寫

○彦山泉藏坊文書
彦山編年史料古代中世篇

大間張(マ、)

泉藏坊

北浦部香々地莊

豊後國北浦部香々地庄且方參詣大間張之所(マ、)

且方參詣人交名

一人市丸次郎四郎殿 初度

合力與次郎殿 賢直 在判

右、宿坊彦山玉屋泉藏坊也、仍爲後日大間張、(マ)如件、

元龜二年七月六日

二 田原親家書狀

○松成文書
西国東郡香々地町見目松成満男藏

田原親貫逆シ
武藏香々地等ニ
乱入破却スルモ
在府辛勞セルヲ
賞ス
別人ニ宛テラレ
タル本領ノ代地
ハ父子談合ノ上
申与フベシ

就今度同名親貫逆意之企、彼家中惡黨到武藏・加香地令亂入、在所雖破却候、与然以在府、辛勞之趣、感悅無極候、何様取鎮一稜、可顯其志候、然者其方本領之事、親刑部丞以來、對別人紹忍被宛行由候之条、就中如此之代地等、父子令談合、可申与事、不可有餘儀候、恐々謹言、

(天正八年)
正月廿三日

(田原)
親家 (花押)

松成美濃守殿

三 田原紹忍親給地坪付

○松成文書
西国東郡香々地町見目松成満男藏

坪付
(田原紹忍)
(花押)

下毛郡西賢塔院
一所拾九町 山田先給分

第二卷 補 遺

香々地莊

以上

天正八年庚辰三月二日

林弥七郎

市丸藤左衛門尉

市丸藤太郎

松成美濃守

清成式部少輔殿

〔裏書〕彼所領御拜領者、以御地檢之上、省可被遣之段、可申旨候、爲御存知候、

三月二日

清成式部少輔

一四 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○文祿元年カ。国東郡關係部分ヲ、「国東郷史料」補遺一一号ニ収ム、本文省略。

一五 松成氏給地文書目錄

○松成文書
西国東郡香々地町見目松成満男藏

貫ハ□壹町

□新同□候也、

□書□

征夷將軍足利六代源義教公

一正長貳年八月廿二日於筑前内廣津庄貳町、

將軍義教公

一永享七年豊後國東郡香々地内五拾貫

(預カ)所

田原親勝ヨリ給、

將軍足利八代義政公

一長祿五年五月八日於香々地五拾五貫文

田原親氏之知行買取、

一豊後來繩郷之内ニテ貳反

給所

合百貫 外ニ田地壹町四反五畝百六拾□、

一六友豊前守政親公ヨリ御狀壹通アリ、

是ハ六友親連公就御謀坂ナリ、

松成藤兵衛尉昌秀 美濃守家督
天文十三年

一大友大和守親直公ヨリ御狀壹通アリ、

(在カ)委細記ニ□之、

松成安藝守

一永享七年六月廿日於香々地五拾貫

田原親勝ヨリ給、

將軍足利十二代義澄公

一永正三年於來繩郷貳反

大神左衛門太□親照ヨリ給、

合

松成弥九郎

將軍足利三代義滿公

一應安五年三月十三日於來繩郷拾貫

田原五代下野權守氏能ヨリ給、

將軍足利四代義持公

一應永元年四月十日五貫

田原新九郎正□ヨリ給、

一應永十九年二月廿七日五貫

同斷

一田原如法寺若狹守氏信ヨリ書狀アリ、

香々地莊

委細不及記、

將軍義滿公

一 永和五年三月十二日竹東郡ニテ貳町

重幸ヨリ給、

合貳拾貫 外田地貳町

松成市之丞

將軍足利十四代義輝公

一 永祿二年庚申十二月廿四日宇佐郡之内ニテ壹町

田原親賢ヨリ給、

一 永祿十年二月廿八日五貫文

右同斷

一 永祿十一年卯之二月廿八日五貫文

是ハ田原親賢ヨリ度々 出張褒美トアリ、

合拾貫 外田地壹町

松成左馬助

一 永享七年十月廿日於武藏貳拾貫

田原親賢ヨリ給、

一 永享七年十二月二日國東郷來浦内深見

鹽房丸諸事可爲給所旨、來浦政所

五九〇

氏實昌直ヨリ書狀アリ、田原家カ、

給貳拾貫

此外來浦ノ内貫數感狀ニナシ、

松成六郎

豐前國御許山領賀藤八郎住居

一 豐前國上毛郡ノ内ニテ壹町

親賢ヨリ給、田原家カ、

松成神三郎

一 豐後山香郷立石村之内ニテ拾貫

万法師ヨリ、

拜領

一 豐前國下毛郡拾九町 山田先給

天正八年庚辰三月二日

林弥七郎

市丸藤左衛門尉

市丸藤五郎

元祿十六癸未年五月廿三日

松成盛氏改之、

後改盛雄

第三卷 補遺

国東郷史料

一 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史料編四

国東郷宇佐宮假
殿造宮役ヲ勤ム

○文治年中以來ノモノト云フ。国東郡關係部分ヲ「田染莊史料」補遺二号ニ抄出ス。本文省略。

二 戸次頼時讓狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六九号

戸次頼時嫡男福
寿丸(直光)ニ
国東郷内ノ地等
ヲ讓ル

○觀応貳年二月十日。「田原別符史料」補遺六号ニ全文ヲ収ム。本文省略。讓与所領中ニ、「国東郷内小原富来村□村半分」アリ。

三 足利義詮御判御教書

○綾部健太郎文書
杵築市ニ寄贈

足利義詮田原氏

爲凶徒退治、近日所發向也、早馳參、可致軍忠之狀、如件、

國東郷

能ヲ味方ニ召ス

康安元年十月廿八月

豐前二郎殿

(田原氏能)

(足利義詮)
(花押)

四 豐後國妙德山泉福寺住帳

○泉福寺文書
宇佐歴史民俗資料館研究紀要七

泉福寺歷代住持
ヲ注ス

豐後州妙德山泉福禪寺

住帳

明德四癸酉天
八月十二日示寂

當寺開山無著和尚大禪師

明德四癸酉天
同年進山

當山第二世明岩昭和尙

應永元甲戌年

三世洞岩鑑和尚

同二乙亥年

四世璋山珪和尚

同三丙子年

五世龍室安和尚

同四丁丑年

六世無染了和尚

同五戊寅年

七世大通士和尚

同六己卯年
(マ)

八世天真適和尚

同七庚辰年

九世覺海圓和尚

應永八辛巳年

十世南陽薰和尚

九壬午年

十一世月谷諱和尚

開山無著法嗣十六人

十癸未年

十二世無雜純和尚

十一甲申年

十三世拙叟能和尙

十二乙酉年

十四世玉田高和尚

十三丙戌年

十五世大空仙和尚

十四丁亥年

十六世玉翁琳和尚

十五戊子年

十七世藏山澤和尚

右開山無著禪師法嗣十六人也、

(中略)

明治四未年

四百六十一世大秀賢芳

禪師

ヨリ五申年迄
明治五年ヨリ
以後

廢輪住大秀師ヲ以テ獨住第壹世トス

五 泉福寺開山和尚袈裟墨書銘

○宇佐・国東の寺院と文化財
東国東郡 国東町 大字 横手

普門院常住

命予襄祖雪山老師而親侍其座左□

雪山老師ヨリ衣
ヲ給ハル

賜此五条一衣、即付法傳衣号久、

雖然須承泉福之請不違辭

第三卷 補 遺

塞塔下席云々、忽眞前燒香之
砌、供五智之傳衣一片而以
酬報入恩也者、

皆寛正五祀竜集甲申仲秋念七日

法孫比丘融春（花押）

六 興導寺釋迦如來坐像胎内銘

○九州歴史資料館研究論集四
東国東郡国東町大字鶴川

北浦部乱入ノ時
当寺仏像等滅亡

皆明應拾載三月廿二日北浦邊乱入、當寺像像經卷神舍佛閣

悉以滅亡之畢、其外在之處、不申及、

大檀越田原親述

大檀越藤原朝臣等親述武運長久一家繁昌、諸軍安穩之處也、
親宗嫡子也、

奉造建興導寺講堂本尊釋迦牟尼如來像住持傳燈阿闍梨乘慶行年卅一歲
慈父

作者美作国河鍋
莊藤原秋貞

文龜元稔醉十一月十五日、作者中國美作国河鍋庄藤原秋貞五十三歲
慈母

信心願主（馬場）太郎右衛門重与座主法橋行滿

同妻

○本文二〇七号ニ収ムルモ、原形ヲ變ジ、若干誤謄アリ。故ラニ再録ス。

大工正次香炉ヲ
鑄造ス

(嗣部陽鑄銘)
妙徳山可中

公用月谷派

侍眞堂存置

也、

永正三卯月日

大工正次

七 泉福寺香爐臺銘

○宇佐・国東の寺院と文化財
東国東郡国東町大字横手

八 伊勢御師中國九州御祓賦帳

○神宮文庫蔵本
拠同文書写真

北浦辺田原殿

○永祿七年拾月吉日。「田染莊史料」補遺五六号ニ全文ヲ收ム。「眞玉莊史料」補遺七号ニ国東郡關係ヲ抄出ス。本文省略。『北うらへ田原殿』ト見ユ。

九 大友義統感狀寫

○碩田義史所收帆足文書
増補訂正編年大友史料二五

浦部表在城ノ軍
勞ヲ賞ス

今度至浦部表、在城之儀申付處、從最前馳走、殊度々働之刻、別而軍勞之次第感入候、彌可勵粉骨
事、肝要候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(國東郡岩屋)

(天正八年)

卯月九日

帆足九郎殿

(大友)
義 統 (花押)

10 大友吉統書狀

○萬壽寺文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)
「玉英西堂

(大友)
吉 統

泉福寺領百姓一
雅意ノ輩ヲ召シ
放タシム

泉福寺領百姓一雅意之由候、雖爲古作人被取放、玉英以分別寺務肝要候、自然猶以於族之人者、以
交名承、一途之儀可申付候、爲御存知候、恐々謹言、

(天正十八年頃)

三月廿三日

玉英西堂

(大友)
吉 統 (花押)

二 豐後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

豊後國諸侍着到次第
不同

○首三百五十一人
等諸侍交名中略。

國東郡衆

眞玉太郎

富來平作

岐部平太夫

波多勘八

都甲八郎

古庄弥次郎

竹田津忠兵衛尉

伊美上野入道

永松内藏頭

荒木傳右衛門尉

岐部虎三

竹田津右京亮

帶刀安藝入道

岐部三橘

竹田津橘左衛門尉

古庄傳右衛門尉

第三卷 補 遺

吉弘久三

久保十右衛門尉

吉弘掃部助

姫嶋半右衛門尉

上野左介

吉弘新五郎

都甲助右衛門尉

西郡織部助

吉弘傳内允

荒木右近允

荒木三五兵衛尉

伊美勘允

吉弘弥十郎

姫嶋掃部助

田原進士允

久保大藏少輔

田染式部少輔

吉弘彈正入道

田原備後守

岐部宮内左衛門尉

俣見七郎

都甲左京入道

○以下日田郡
衆等交名中略。

右大友松野氏所藏之秘本也、

應大村源内勝安之需、謄寫之、

延享丁卯季冬日

財津太郎右衛門永倫

右着到人數

三百五十一人

八十五人 玖珠郡衆

三十八人 國東郡衆

百十二人 日田郡衆

二十九人 由布院衆

六十六人 戸次庄衆

十四人 高田庄衆

六人 山香郷衆

二十三人 緒方庄衆

四人 井田郷衆

十人 宇田枝衆

十七人 野津院衆

都合七百五十五人

右者日田郡藤山村庄屋財津忠左衛門

於熊本書寫、予又寫之、

明和元年甲申初冬吉日

佐藤新七閭眞

三 黒田如水孝高書狀

○日向伊東文書
日向古文書集成

今度伊東我等方へ申越候條々、

一、七月廿日之日付にて申越候は、對内府様え、輝元・奉行共、逆心之條、伊東義者内府様え御届仕

伊東祐兵家康ニ
屬セントシテ孝
高ニ議ル

(毛利) (石田三成等)

(義)

度候、如何仕候而能候はん哉、伏見へ人數等をも遣開敷候條、拙者申次第に可致覺悟と申越候、

一、拙者返事には、少身に候條、上方え居候而御届成開敷候條、歸國仕可然之通申上せ候、就然八

祐兵大坂ニ病ム
ヲ以テ祐慶ヲ國
元ニ返サントイ
フ

月十日比之日付にて又申越候は、私事は以外煩候條、今程罷下候事不罷成候間、於日向留守居
之者共、申次第、奉行方へ手切之働をさせ、息左京亮を下可申由申越候條、左京亮歸國之儀者

尤可然候、働之儀者時分により左右を可申由、返事仕候事、

一、拙者者、九月九日に居城を罷出、十一日未明に垣見城を取巻候所に、大友木付え取上候を、注

(慶長五年)

(國東郡國東郡)

(義統) (杵築)

進有之に付て、十二日木付へ懸付候へは、早大友も引退立石と申所へ取籠有之候を、翌日

(速見村朝見郷)

十三日拙者先手之者押寄、及一戦に、勝利を得申候、十四日大雨降候に付て、少遅候内に、大

友致侘言、十五日早朝拙者陣所へ懸入申候、然而十六日伊東留守居之方へ使者遣、加主計も手

(加藤清正)

切之働被仕候條、其元見合次第に、何方へ成共致手切候へと申遣候、拙者か使者、九月廿八日

參着候、則留守居之者共令相談、拙者使者を留置、高橋右近相拘候、宮崎と申城へ取懸、夜せ

(元種)

めに仕、十月朔月切取、城主を始、首數二百余討取申候故、兼日より拙者を證人と存申越候

孝高使ヲ飢肥ニ
遣シ祐兵ヲシテ
宮崎ヲ占領セシ
ム

寛家純ノ富來城
ヲ攻ム
孝高ノ兵立石ヲ
攻ム

竹田津莊

祐兵ノ行動ヲ家
康ニ聞センコト
ヲ請フ

條、如此候、被遂御分別候者、御耳に被立候而可被遣、奉頼候、

(里田孝高)
如水

御奉行中

○垣見城ハ、寛(垣見)家純ノ国東郷富来城ナラン。

竹田津莊史料

一 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

○文治年中以來ノモノト云フ。国東郡關係部分ヲ「田染莊史料」補遺三号ニ抄出ス。本文省略。

竹田津莊宇佐宮
假殿造營役ヲ勤ム

二 後村上天皇綸旨寫

○竹田津輝夫文書
熊本市北千反畑町

同上(高三寸)

參御方、可致軍忠之由、聞食候、有殊功者、可有其賞者、

天氣如此、悉之、以狀、

御方ニ參ルヲ褒
シ殊功ヲ致サシム

正平六年八月廿一日

左少將(カ)
(花押影)

竹田津三郎館

右同上（右南朝之繪旨、小串俊政藏）
紙同上（紙者薄ヤウ也、）

三 今川了俊貞世書狀寫

○竹田津輝夫文書
熊本市北千反畑町

京都御感御教書
ヲ祝シ宰府ノ一
戰ニ合力セシム

三寸五分

京都御感出候、目出候、抑當方合戰事、思程打勝候、悦喜候、於今此方事、無子細候、今宰府の一合戰、大事候、相構カ、御合力候やうに、御斗候へく候、恐々謹言、

（年未詳）
二月十二日

了俊貞世（花押影）

三郎とのへ

右、今川了俊之書也、

四 田原親述知行宛行狀寫

○竹田津輝夫文書
熊本市北千反畑町

筑前志摩郡ニオ
ケル軍忠ヲ賞シ
十五町ノ地ヲ宛
行フ

四寸五分左右一尺二寸

就今度筑州院内志广郡之敵退治、爲前段出張通、申候處、令參勲馳走次第、別而勲功至候、然者、院中志广・香椎内拾伍町、可宛行候、彌忠節候者、加恩等、不可有餘儀候也、謹言、

（年未詳）
四月十六日

親述田原（花押影）

竹田津兵部允殿

竹田津莊

右親述者、国東郡探題、同郡原村飯塚之城主、田原中務大輔事也、

五 西方山清淨光寺棟札銘寫

○太宰管内志
豊後志国崎郡西方寺条

清淨光寺本堂一
宇ヲ造立ス

奉造建、六郷山之内清淨光寺本堂一字、天下泰平、國家安全、御願主義長公御武運長久、付當院主
祐範延命、
右、意趣如件、

永正十年酉歲八月吉日

寺務眞光寺

大工橋云々

小工茂左衛門

此棟札はうつしなり、本書は
天明三年の火災に焼失せり、

○原本續書ヲ、左ノ如ク改ム。

六 大友義長一字書出寫

○竹田津輝夫文書
熊本市千反畑町

一字ヲ授ケ長重
ト名乗ラシム

一字之事、長重進之候、恐々謹言、

(年未詳)
二月七日

竹田津佐渡守殿

(大友)
義長(花押影)

右、国東郡櫛来村兵右エ門藏、

七 大友義鑑書狀寫

○竹田津輝夫文書
熊本市北千反畑町

菊池義国謀叛ニ
同心セズ忠貞ヲ
励ムヲ賞ス

(菊池)
就義國惡行、聊無二心、可勵忠貞之段、節々承、令喜悅候、彌方角之儀、被添心事肝要候、恐々謹言、

(天文三年カ)
十月十三日

(大友)
義鑑(花押影)

竹田津安藝守殿

右、竹田津村農家西村理左エ門藏之旨、貞享年間邦君ニ書上之扣、本家喜太夫藏之、

八 助運等五名連署奉書

○大友松野文書
大分県史料二五

八幡御講ヲ退轉
ナカラシム
竹田津方

當社毎月朔日 八幡御講無退轉可敷之由、度々(大友)義鑑様以竹田津方、被仰出候、任其旨御兩人被仰合、御執行可目出候、恐々謹言、

(年未詳)
正月廿八日

幸弘(花押)
榮琳(花押)

竹田津莊

權大宮司殿

御宿所

大宮司殿

參

生准(花押)

榮紹(花押)

助運(花押)

九 田原親宏知行宛行坪付寫

○竹田津輝夫文書
熊本市北千反畑町

折紙

坪付四寸

(田原親宏
花押)

田原親宏知行坪
付ヲ与フ

寺田河原田

一所五反

寺田河原田

秋重原村

一所三反

秋重原村

こしやく
むる木

一所貳反大

代官地

こしやく
むる木

おち丸
中田村

一所壹反

おち丸
中田村

古河内

一所畠地

古河内

以上

右坪付、田原宗龜入道之判也、
(親志)

安芸守ノ受領名
ヲ与フ

竹田津大膳亮ノ
戦死ヲ悼ミ子孫
ニ感状ヲ授クル
ヲ伝フ

10 大友義統受領狀案寫

○竹田津輝夫文書
熊本市北千反畑町

安藝守所望之由、可存知候、恐々謹言、

(年未詳)
二月廿七日

(大友)
義統判

竹田津隼人佐殿

右、竹田津西村理左エ門藏、

11 大友義統書狀案寫

○竹田津輝夫文書
熊本市北千反畑町

此度、竹田津大膳亮戦死之由、不便之儀候、(田原親賢)紹忍心底察存候、必至彼子孫、以感狀可申候、先々相

心得可被申候、爲御存知候、恐々謹言、

(年未詳)
卯月十五日

(大友)
義統判

(紹忍・親賢)
田原近江入道殿

右、國東郡鬼籠村農家吉兵衛藏書之旨、
邦君ニ出ル處之控ニ有之、

二三 田原親家官途狀案寫

○竹田津輝夫文書
熊本市北千反畑町

市左衛門尉ノ官
途ヲ与フ

市左衛門尉所望之由、可有存知候、恐々謹言、

(年未詳)
三月十六日

(田原)
親家判

竹田津玄助殿

右、國東郡竹田津村名主佐藤源介藏卜云、今ハ失ス、

二三 田原親盛名字狀寫

○竹田津輝夫文書
熊本市北千反畑町

伝允ノ名字ヲ与
フ

傳允所望之由、可有存知候、追而可請 御下知候、恐々謹言、

(年未詳)
十一月十二日

(田原)
親盛(花押影)

竹田津又六殿

親盛者、國東郡・豊前探題、田原民部少輔也、
右八通、杵築藩士小串助右エ門藏書、

親盛ハ与兵エトモ云、
豊前龍王・妙見
嶽兩城主ナリ、

三三三

一四 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○文禄元年カ。国東郡關係部分ヲ、「国東郷史料」補遺一一号ニ収ム。本文省略。

伊美莊史料

一 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

伊美莊宇佐宮假
殿造宮役ヲ勤ム

○文治年中以來ノモノト云フ。国東郡關係部分ヲ「田染莊史料」補遺三号ニ抄出ス。本文省略。

二 彌勒寺領諸莊供米注文

○永弘文書
大分県史料三

彌勒寺諸莊ノ供
米ヲ注ス

〔 〕 庄〔 〕取得^(カ)

竈門庄三斗

大^(補庄カ)三斗

日出庄四斗

由布庄四斗

八坂上庄三斗

同下庄五斗

〔 〕 供米也、〔 〕 并殿之供白米也、

伊美莊

六〇八

山香庄

石丸四斗

立石倉成四斗

弘瀬

向野庄二斗

都甲庄四斗

草地庄二斗

眞玉庄五斗近來不弁也

白乃庄二斗

竹田津庄一斗五升

伊美庄五斗

香地庄□斗

竹田津莊
伊美莊

三 足利直冬知行宛行狀

○九州大学文学部蔵来島文書
南北朝遺文九州編三二九七号

下 松浦大嶋小次郎聞、

可令早領知、肥前國高來伊佐早庄内宇岐古里加野津三郎入道女子跡貳拾五町・筑後國河北庄内壇(高來郡)
(御井郡)

孫三郎跡拾町・壹岐嶋伊佐布志郷内大河野孫三郎入道跡畠地五ヶ所・同嶋下野源六跡壹町・同嶋(石田郡)

内野左衛門五郎跡壹町・同嶋伊佐布志郷内賀世井田七郎跡參段・同嶋物江郷内三郎左衛門入道女(石田郡)

子跡貳段・筑前國三奈木庄内小田孫七跡參町・同庄松尾四郎跡參町・同庄伊美兵衛四郎跡拾町・(下座郡)

同庄豊後佐伯左衛門尉跡五町・同國淀河下野源六跡參町地頭職事、

右、爲勳功之壹岐嶋長嶋次郎跡・筑前國山田又三郎跡之替所充行也、早守先例可令領掌之狀如件、(實聰)

勳功賞地ノ替地
ヲ充行フ

三奈木莊内
伊美兵衛四郎跡
豊後佐伯左衛門
尉跡

觀應二年十二月廿五日

源朝臣(足利重冬)
(花押)

四 大友義鎮知行預ケ狀

○大友家文書錄
大友県史料三二

惠逆人退治ノ忠
貞ヲ賞シ伊美庄
内ノ地以下ヲ預
ク

今度(小原鑑元等)惡逆人退治之刻、(吉弘)鑑理以一所、合戰軍勞、就中被疵之條、忠貞感心候、仍爲其賞、伊美庄之内、小原遠江入道跡貳町分、肥後國菊池郡之内阿佐太四町、山鹿郡中村之内城分六町事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(弘治二年)
十一月十九日

(大友)
義 鎮 在判

吉弘中務少輔殿

五 毛利元就感狀寫

○浦家文書寫
萩藩閣閱録一

門司濱ノ戰ニテ
伊美某ト鎧ヲ合
ハセ疵ヲ被リ伊
美ヲ討捕ル忠節
ヲ賞ス

去十月十日豐州於門司濱、豐後國住人伊美彈正左衛門與鎧被合、鼻之左脇蒙生疵、剩彈正左衛門討捕、無比類働不可勝計候、相生・白松兩所充行、全可知行者也、

永祿四年十一月二日

(毛利)
元 就 御判

乃美兵部丞殿
(宗勝)

第三卷 補 遺

六 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○文祿元年カ。国東郡關係部分ヲ、「国東郷史料」補遺一―号ニ収ム。本文省略。

武藏郷史料

一 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

武藏郷宇佐宮假
殿造管役ヲ勤ム

○文治年中以來ノモノト云フ。国東郡關係部分ヲ「田染莊史料」補遺三号ニ抄出ス。本文省略。

二 大友義鑒知行預ケ狀

○田村文書
武家文書の研究と目錄(上)

(包紙ウハ書)
一年寄中

(端裏切封)
「(墨引)」

義鑒

武藏郷余名七町
分ヲ田村三河入
道ニ給ス

武藏郷余名之内、七町分^{坪付在}別紙^{別紙}之事、至田村三河入道方令合力候、雖少地候、先以顯志候之趣、能
く可被申達候、恐く謹言、

(天文元年頃)
十二月廿三日

年寄中

(大友)
義 鑒 (花押)

三 田原親家書狀

○松成文書
西国東郡香々地町見目松成満男藏

田原親貫反逆シ
武蔵香々地等ニ
乱入破却スルモ
在府辛勞セルヲ
賞ス
別人ニ宛テラレ
タル本領ノ代地
ヲ父子談合ノ上
申与フベシ

就今度同名親貫逆意之企、彼家中惡黨到武藏・加香地令亂入、在所雖破却候、与然以在府、辛勞之
(田原)
趣、感悅無極候、何様取鎮、一稜可顯其志候、然者其方本領之事、親刑部丞以來、對別人紹忍被宛
行由候之条、就中如此之代地等、父子令談合、可申与事、不可有餘儀候、恐々謹言、
(天正八年)

正月廿三日

(田原)
親 家 (花押)

松成美濃守殿

四 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○文祿元年カ。国東郡關係部分ヲ、「国東郷史料」補遺一一号ニ收ム。本文省略。

第四卷(上) 補遺

安岐郷史料

一 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

安岐郷宇佐宮假殿造宮役ヲ勤ム

○文治年中以來ノモノト云フ。 国東郡關係部分ヲ「田染莊史料」補遺三号ニ抄出ス。 本文省略。

二 備後法眼幸秀寄進狀

○志賀文書
熊本県史料中世

豊後国安岐郷内諸田名ヲ去リ渡ス
本知行安堵ノ關東下文ヲ賜ハル
七ヶ所類領

豊後國安岐郷内諸田名事、本領主基貞・基秀等契約次第、先度令申候了、而以後日令寄附岩益御領之由、蒙仰候之条、無謂候之上、幸秀所領事、任本知行、可安堵之由、賜關東御下文候之閒、旁以雖可申異儀候、依難背御命候、去進候、爲一円御領、可有御知行候、且御子息(志賀能郷)二王殿御事、不存疎畧候之閒、如此計申候、先日讓進候爲七ヶ所之類領、後日者、可被思食宛候、仍狀如件、

貞應貳年七月廿五日

(備後法眼)
幸秀(花押)

運慶ノ作ニシテ
五代孫康俊再興
ス

(朱書)
一運慶御作

五代孫法眼康俊再興之矣、

于時貞和三年

十二月日

莊嚴大佛師左近春房

于時貞享元甲子三月吉珠日

海印山實際禪寺

北原叟代

○右底銘ハ、貞享元年(一三三七)再興ノ時ノ所伝ニシテ、検討ノ要アリト云フ。

四 戶次頼時讓狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

戶次頼時嫡男福
寿丸(直光)ニ
安岐郷守江村地
頭職等ヲ讓ル

○觀応貳年二月十日。「田原別符史料」補遺六号ニ全文ヲ收ム。本文省略。讓与所領中ニ、「安岐郷守江村地頭職」等アリ。

第四卷(上) 補 遺

三 實際寺釋迦如來像底銘

○宇佐歴史民俗資料館研究紀要七
東国東部安岐町大字瀬戸田

五 田原氏能書下

○松成文書
車国東郡香々地町見目松成満男藏

坂口臺御料所安岐郷内吉永□^(沙汰カ)勘定事、自應安五年、迄于永和三年、無□□云々、仍狀如件、

永和四年六月廿六日

^(田原)氏能^(花押)

市丸□九郎入道とのへ

六 安岐郷大儀寺十一面觀音像胎内銘

○宇佐歴史民俗資料館研究紀要七
国東郡安岐町大字馬場

木付親諸觀世音
菩薩像ヲ造立ス

謹奉建立、大悲觀世音菩薩之事、
右之意趣者、心中諸願皆令満足、急々如律令、于時天文十年辛丑十二月二日、左近太夫源親諸敬^(木付)
白、

七 大友義統書狀寫

○碩田叢史所収清田文章
大分県立図書館藏

安岐切寄攻メノ

昨日十四^(カ)至安岐切寄、被取懸、終日被遂防戰、依被碎手、家中之人等被疵、粉骨之由候、寔忠意之

粉骨ヲ賞シ熟談
ノ上取崩サシム

覺悟、貞心感悅無極候、彌(ヨメズ)被申談、以詰陳可被取崩誠意之由候、案中候、雖無申込候、手堅有熟

談、可爲御高名事肝要候、猶浦上長門入道可申候、恐々謹言、

(天正八年カ)
七月十五日

(大友)
義 統 (花押影)

清田新五右衛門尉殿

ハ 大友義統書狀

○問注所文書
河原家藏本

安岐切寄歎訴ニ
付赦免ス

鞍懸表ニ田原親
家ヲ遣ハス

宗麟近々日田郡
ニ發足ス

就浦部表之儀示給候、被添心候次第、祝着候、然者安岐切寄之儀、種々令歎訴候之條、在陣之年

寄、同南北之國々衆、頻被申候間、先以赦免候、因茲親家事、今日ハ至鞍懸表出張候條、彼要害落

去不可有程候條、吉左右追々可申遣候、此表如此得勝利候間、下目之出勢之儀、不可移時日候、仍

休庵至日田郡、近々被成御發足候條、其堺可屬案中事指掌候、必自是可申候、恐々謹言、

(宗麟)
(天正八年)
十月八日

(大友)
義 統 (花押)

問註所刑部太輔殿

九 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○文祿元年カ。国東郡關係部分ヲ、「国東郷史料」補遺一一号ニ収ム。本文省略。

第四卷(上) 補 遺

八坂莊史料

一 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

○文治年中以來ノモノト云フ。速見郡關係部分ヲ「日出莊史料」四号ニ抄出ス。本文省略。

八坂莊宇佐宮假殿造當役ヲ勤ム

二 御馬所檢校紀高實申狀

○長谷雄文書
西國東郡太田村

〔八幡カ〕
□宇佐宮神官御馬所檢校紀高實謹言上、

欲早任一円神領興行之法、止豊後國八坂彦五郎盛能妻藤原氏女非分知行、被返付本主正流高實、

紀高実田原別符石丸盛能妻ノ非分知行ヲ止メ本主正流高実ニ返付サレシ事ヲ請フ

同國田原別符内石丸名等事、

副進

一通 高實本解狀

永仁七年二月日
就 綸旨捧之、

一通 社家御書下

同月十三日

一通

八坂左衛門七郎惟行請文同三月廿日

右名田等者、高實曩祖季兼請社家裁判、令開發田原別符最中也、而八坂左衛門七郎惟行法名自仏妻今者死去

曩祖紀季兼社裁

ヲ請イ開発ス
八坂惟行妻藤原
氏女相伝知行

藤原氏女相傳知行之間、就承仁六年 綸旨、高實訴申之處、如惟行一紙請文者、柳念性律師・祝大
夫宮守并高實才申候上毛郡恆

○以下継目ヨリ欠、文字右半分僅カニ見ユ。紀高実ハ「田原別符史料」二九号紀姓長谷雄氏略系、三〇号紀季
兼家略系図参照。

三 越智通貞請文

○長谷雄文書
西国東郡大田村

紀高実ノ訴ニヨ
リ田原基直後家
尼妙性子息直貞
ノ抑留スル田原
別符三分一ヲ高
実ニ渡付セシコ
トヲ上申ス
八坂五郎相共ニ
沙汰付ク

字佐宮神官高實中、豐後國(田原)別符三分一事、如今年正和正月廿八(日)御教書者、豐前次郎藏人入道(田原基直)
[] 尼妙性・同子息直貞等、背神領興行下[]、不避与云々、事實者、太招其咎歟、所詮[] 五郎(八坂力)
相共、任彼狀、可沙汰付下地於高實云々、任被仰下之旨、八坂五郎相共、莅被所、沙汰付三分一於
高實候畢、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

正和三年六月廿五日

越智通貞(花押力)

(裏打紙裏書)「字佐宮神官高實与大友左近大夫將監貞宗代(寂力) []」

四 戸次頼時讓狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

八坂莊生和名地
頭職等ヲ讓ル

○觀応貳年二月十日。全文ヲ「安岐郷史料」補遺三号ニ收ム。本文省略。讓与所領中ニ「八坂庄生和名地頭
職」アリ。

五 足利義詮御判御教書案

○竹中家文書
大分市大字志津留諏訪一男藏

大友氏時ノ訴ニ
ヨリ戸次淨心所
帶文書及ビ一族
義絶ノ事ヲ尋
注進セシム
八坂莊内蔵田村
親子ノ契約
淨心所帶文書及
ビ氏時給ハル安
堵狀ノ正筆ヲ拔
キ案文ヲ進ゼシ
ム

积実如方便法身
尊像ヲ下附ス
片野莊

大友刑部大輔氏時申、戸次掃部助入道淨心所領豊後國柴山村、戸次内壇原村、由布院内荒木・山崎・石松・貞恆四ヶ名并香野村、八坂庄内蔵田村、日向國宮崎庄内調殿村・和田村・宮崎本村半分拍田半村景重・四郎丸公文龜齋給分田畠萩原田地、肥前國財部村六分一等地頭職事、淨心成親子之契約、讓與氏時早、而彼所々淨心傳領之證文等、依九刃擾乱、不進正文、(イ)凡持所氏時代々雖爲成人養子、并他人和与之地、一族等所領相傳之時、每度被成案堵(イ)己、彼狀亦同前、所詮云淨心所帶之文書、云氏時所給之案堵狀、(イ)拔正筆可令執進案文、且淨心之子孫悉義絶之段、同可被尋注進之狀、如件、

貞治二年三月二日

(足利義詮)
御判有

修理大夫殿

六 杵築淨願寺方便法身尊像裏書

○宇佐歴史民俗資料館研究紀要七
杵築市大字八坂

釋實如(花押)

(大永三)
□□□年癸未□月十六日

豊後國速見郡片野庄 釋西了

山香郷史料

一 宇佐宮假地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

山香郷宇佐宮假
殿造當役ヲ勤ム

○文治年中以來ノモノト云フ。速見郡關係部分ヲ「日出莊史料」四号ニ抄出ス。本文省略。

二 五ヶ瀬町淨專寺大般若經奥書

○淨專寺保管
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町淨專寺

卷數	奥書
七	山香淨妙寺任僧西蓮書分 了心書之、
三十四	於山香長吉勸進書寫分、
四十九	桑門守繼書之、筆者圓海、
百四十六	山香延福寺住持宏真書之、
四百二十六	廣瀨證定房圓致書之、
四百三十四	廣瀨中納言圓宗書之、

山香淨妙寺

山香延福寺

広瀬

小武守

山香神宮守

四百四十一

豊後國山香郷小武寺住侶書寫畢、金剛佛子圓海廿五、

四百五十一

應永十三丙戌二月中旬令書寫畢、山香神宮寺坊主右筆圓海、

四百五十二

山香神宮寺坊主右筆遍照金剛圓海、

四百五十四

應永十三年丙戌正月十一日圓海、

四百五十七

應永十三年丙戌卯月一日山香神宮寺坊主右筆沙門圓海、

四百五十八

應永十三丙戌卯月十五日山香神宮寺坊主右筆沙彌圓海、

四百八十九

山香田所志手左衛門尉右筆沙門了心、

山香郷田所

○本経ハモト玖珠郡長野八幡宮奉納ノモノ。永享四年（一四三二）頃日向高千穂莊二上峯大明神別当観音寺ニ奉納サレ、明治ニ入り同寺退転ノタメ三ヶ所村浄専寺（真宗妙専寺末）ニ安置シ今日ニ至ル。当郷関係ヲ抄出シ収録ス。积非宝稿「西麓高千穂二上峯大明神社殿と別当観音寺に就て」ニヨル。甲斐素純氏提供。

三 田北親載知行預ケ狀

○吉松文書
大分県史料三五

〔端裏切封〕
〔（墨引）〕

松永名七段、同屋敷共預置候、依忠節重々、可致合力候、恐々謹言、

（年未詳）
三月六日

（田北）
親 載（花押）

吉松八郎三郎殿

松永名七反・同
屋敷ヲ預ク

四 山香郷南貫井分塚定書(帳横)

○阿南杉男文書
速見郡山香町大字野原

定

豊後國速見郡山香郷南貫井分ノ地

大山野・小山野塚之吏

一市之井手わくど石

一三ツ川三丁筈場

一佐屋神

一目黒田

一加婦登石

一藤尾出水

一神宮寺畑西ノ土手

一くのきケ尾東水はしり

一丸石

一三ツ石

第四卷(上) 補 遺

一屋ケ田石を西ノ谷ぬかり場

一さす石

一御前水

一棟原

一につき石

一天狗石

一吹上丸石

一いかりが谷北水はしり

一城山一ノ堀り

一三國石を谷辻

一小城北峯辻水はしり

一天狗石を水ノ本

一たちあらひを往來下り

一津山丸石

一聖り松

一天神馬場

一高崎を南ケ淵

枳石

小山野之麦

一 津山丸石

一 柚ノ木迫ノ西土手

一 長久保道ノ西ノ谷江入

一 上七(カ)ノ曲リ

一 本河内長尾道ノ山出口

一 小無田道ノ板ケ尾横道

一 棟原ノ長尾道下平石

一 神宮寺畑西ノ土手

右之通、爲後日一札如件、

天文十九年庚戌

十一月十五日

野原孫右衛門尉

延久(花押)

吉岩三郎兵衛尉

(端裏切封)
「(墨引)」

(山香郷カ)

今度敢前以來在陣辛勞、殊更小原名之事、今程雖相除候、
腕堪忍感悅候、必以時分請 上意、可令還附候、

然上者、彌心懸可爲祝着候、恐々謹言、

(年未詳)
六月十七日

(田北)
周(花押)

吉松右京亮殿

六 田原統周書狀

○吉松文書
大分県史料三五

(端裏切封)
「(墨引)」

其方事連々奉公辛勞候之条、小原之儀如前々申付候、
早速被罷移、城番肝要候、聊不可有油斷之儀候、恐々

謹言、

(年未詳)
十一月十七日

(田北)
周(花押)

吉松右京亮殿

五 田北統周書狀(紙切)

○吉松文書
大分県史料三五

七 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

豊後國諸侍着到次第
不同

○首三百五十一名及ビ
玖珠郡衆等交名中略。

山香郷衆

都甲兵部少輔

都甲河内入道

都甲治部少輔

都甲三河入道

都甲兵庫助

廣瀬兵庫助

┌

○緒方庄衆以
下交名中略。

右者到人數

三百五十一人

八十五人

玖珠郡衆

第四卷(上)

補

遺

三十八人

國東郡衆

百十二人

日田郡衆

二十九人

由布院衆

六十六人

戸次庄衆

十四人

高田庄衆

六人

山香郷衆

二十三人

緒方庄衆

四人

井田郷衆

十人

宇田枝衆

十七人

野津院衆

都合七百五十五人

┌

右者、日田郡藤山村庄屋財津忠左衛門
於熊本書寫、予又寫之、

明和元甲申初冬吉日

佐藤新七閻眞

┌

第四卷(下) 補遺

日出莊史料

一 惟高・爲直連署書狀

○城内忠一郎文書
増補訂正編年大友史料一一

是次名下作職ヲ
塩徳丸ニ仰付ク

尙々、(日出莊庄間村)是次名の事、御意のまゝ申付候、御ころへあるへく候、

是次名下作職事、塩徳丸とのへ、於ほせつけられ候よし承候、可然候、御意のことく、小給所へ、自作にてこそ、御奉公之たよりニなり候へく候、於自今以後も、いさゝかとうかんあるへからず候、恐々謹言、

応永元丁亥年

十一月九日

爲直(花押)

惟高(花押)

白仁右馬助殿

大神・藤原莊史料

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

一 戸次頼時讓狀寫

「戸次殿所領之注文次第書寫所也、」

讓与 嫡男福壽丸

戸次頼時嫡男福壽丸(直光)ニ所領所職ヲ讓ル

相傳所領田畠所職等事、

在

伊勢國塔世御厨内半分南方地頭職

豐後國戸次庄地頭職

安岐郷内守江村地頭職

「由布院六十町」

同村内藤北名半分地頭職

八坂庄内生和名地頭職

三重郷井田郷内梨畑

眞玉村半分等地頭職

緒方庄内小河名地頭職

大野庄下村半分惣領地頭職

俣見波多方内十郎八郎名等地頭職

阿南庄内光一松名地頭職

國東郷内小原富來村□村半分

肥前國財部四郎重幸跡

第四卷(下) 補 遺

朝見郷

大神莊内近部・藤原

日向國宮崎庄惣領 地頭職 (宮崎郡)
朝見郷并立石村辨濟使職等 (速見郡)

〔異筆〕(速見郡)
「大神之庄内近部藤原」

右、所領所職等者、或重代相傳之所領、或元弘・建武勳功地、且由緒相承當知行無相違所々也、而令發向軍陣之閒、相副次第證文等、所讓与于福壽丸、無他妨可令領知之、但此内福壽丸母堂源氏女并庶子分者、書与各別之讓狀者也、不可致違亂煩、將又福壽丸若無男子者、次男萬壽丸可令知行、是又無男子者、守次第可相續子細同前、凡至于重秀跡、惣領職者賴時嫡家惣領代々御公事等者、所令支配庶子等也、任先例、可致沙汰、且爲後鑑置文一通書置之處也、於違背輩者、爲不孝之仁、不可令知行賴時之跡、仍讓狀如件、

觀應貳年二月十日

(合卷)
前丹後守賴時 在判

朝見郷史料

一 戸次賴時讓狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

朝見郷并立石村
弁濟使職等

○觀應貳年二月十日。全文ヲ「大神・藤原莊史料」補遺一号ニ収ム。本文省略。讓与所領中ニ「朝見郷并立石村弁濟使職等」アリ。

石垣莊（同別符）史料

一 一遍上人年譜略

○統群書類從
九上伝部

（建治二年）
同 二丙子

同 卅八歲

一遍大隅正八幡宮ニ詣テ豊後ニ至ル
貴賤隨逐
鶴見岳ノ温泉
真教弟子トナリ
他阿弥ト号ス

今春出熊野山、任神勅而巡行諸國、賦算化益、三月下旬、至豫州、度親類眷屬并國中、次移九州、謁聖達和尚、達大喜怡、信神勅旨、拜受札矣、次詣大隅正八幡宮、念佛法樂、謝神恩、神以十言等和歌、示傳一氣十念旨、自爾我宗有一氣十念傳、勸進國中、至豊後州、道俗隨逐、貴賤供養、不可勝計、又聾盲瘖瘂癩人乞匄等、爲受供養餘飯隨從、師哀之利化、至同國府中鶴見嶽、傍有溫泉、是熊野權現方便湯也、其比鎮西下流真教上人、住瑞光寺、專說淨教、聞師化導、來而問答、七月七日、真教竟閉口、歸依于師、即作弟子、於之改名號他阿彌陀佛、第二祖是也、又溫泉傍、在權現宮、社頭有一楠木、師以小刀刻名號、其歲既暮、別時念佛、

二 豊後國志

一遍上人建治二

（速見郡仙釈項）
釋智眞 釋書曰、稱一遍、姓越智、豫州蒙族河野通廣子、建長二年、往太宰府、隨給聖達、雍髮粟戒、受淨土法、遊學兩都、經肆律場、負笈掛鉢、尋登熊野山、扞眞光寺、祈熊野祠、蒙神託示、巡遊諸州、善鳴錄曰、

第四卷（下） 補 遺

由布院

年鉄輪温泉ニ松壽寺ヲ創ム

建治二年秋、詣鶴見神祠、刻樟樹彌陀號、到鐵輪温泉側、創松壽寺、

○『豊後国志』ハ、南鉄輪、北鉄輪ヲ石垣莊ノ内トス。

由布院史料

一 戸次頼時讓狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

戸次頼時由布院六十町等ヲ讓ル

○觀応二年二月十日。全文ヲ「大神・藤原莊史料」補遺一号ニ収ム。本文省略。讓与所領中ニ「由布院六十町」アリ。

二 足利義詮御判御教書案

○竹中家文書
大分市大字志津留諏訪一男藏

大友氏時ノ訴ニヨリ戸次淨心所帶文書及ビ一族義絶ノ事ヲ尋ネ注進セレム

○貞治二年三月二日。全文ヲ「八坂莊史料」補遺五号ニ収ム。本文省略。文中ニ「由布院内荒木・山崎・石松・貞恒四ヶ名并香野村」見ユ。

三 白杵鑑速書狀寫

○堀文書
白杵史談七五

由布院來着ニ付
來信ニ報ズ
鎮盛乘陣ニ付夫
丸ノ事承ル
夫丸不如意
去年軍勞感狀ヲ
与ヘラレシヲ賀

由布院迄被參候段、有其聞示給候、無油斷之趣、祝着候、就鎮盛御乘陣、夫丸之事承候、先書如申候、今年寺家夫依御在府、多々被召置候間、夫丸不如意之條、至宇佐郡申遣候、四五日中、可罷着之閒、當院迄、如何躰ニても御參候者、可輒候、仍去年軍勞之儀、被遣御賀書、御面目之至候、猶期面前候、恐々謹言、

(年未詳)

十二月二日

(白杵)

鑑速 (花押影)

孫七殿御報

四 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八

○首三百五十一名及
玳珠郡衆等前後中略。

由布院衆

右田治部少輔

怒留湯新助

右田左馬助

厚遠江守

荒木右京亮

幸野又三郎

右田刑部少輔

荒木大炊助

右田大學允

右田民部少輔

右田大炊助

荒木源右衛門尉

怒留湯中務少輔

荒木進允

厚右近允

白仁刑部丞

荒木舎人允

八坂兵部少輔

右田勘解由允

右田源内允

荒木源内允

八坂七郎

厚藏人助

八坂主馬允

幸野外記允

荒木新介

針左馬助

白仁弥介

怒留湯左京亮

○中略

右着到人數

三百五十一人

八十五人 玳珠郡衆

三十八人 國東郡衆

百十二人 日田郡衆

二十九人 由布院衆

○戸次庄・高田庄・山香郷・緒方庄・
井田郷・宇田枝・野津院衆等中略。

都合七百五十五人

右者、日田郡藤山村庄屋財津忠左衛門

於熊本書寫、予又寫之、

明和元甲申初冬吉日

佐藤新七閻眞

第五卷(上) 補遺

笠和郷史料

一 大日本國禪院座位條々

○扶桑五山記
中世法制史料集二

大日本國禪院座位條々

曆應四年八月廿三日評定、
同五年四月廿三日重沙汰、

△ 禪院ノ座位ヲ定

五山次第

第一 建長寺

南禪寺 兩寺均等之子細見狀左、
但依都鄙改座位、

第二 圓覺寺

天龍寺

第三 壽福寺

第四 建仁寺

第五 東福寺

住持家并支所承諾治定畢、

此外淨智寺

可准五山、長老并兩班者舊名、
可列一類之位次也、

十利次第

第一 淨妙寺鎌倉

第二 禪興寺相陽

第五卷(上) 補

遺

笠和郷

豊後万寿寺ヲ十
刹ニ列ス

第三 聖福寺筑前 第四 萬壽寺京師

第五 東勝寺鎌倉 第六 萬壽寺鎌倉

第七 長樂寺上野州 第八 眞如寺京師

第九 安國寺京師 第十 萬壽寺豊後州

右、禪家諸山之次第、可令沙汰之由、去年五月十二日、所被下院宣武家也、爰建長寺者、爲任代之勅願、大刹之最頂也、今更不能改動、南禪寺者、龜山院御建立、濫賜異他、且元弘一統之時、可爲諸山第一之由、被下綸旨訖、今既於相續叡願也、旁難默止、所詮兩寺可爲均等之儀、會合之時者、隨京都鎌倉所在、可爲賓主之禮焉、凡於五山十刹者、共以可守座位之次第、都散位之諸行者、云現住云前任、宜藹次矣、次徒弟院事、既有諸之號、不可差別、仍雖爲門徒之吹擧、非其器者、不及許容、若亦不帶御教書、猥雖致寺務、敢不可列十刹十方院座位焉、

二 大友氏時書狀

○荒卷模太郎藏田原文書
南北朝遺文九州編六四三六号

隆国府市屋敷ヲ
寄進シ積善菴ヲ
建立セシム

豊後國隆國府市屋敷一所事、就佛地念定寄進、被建立積善菴由、承候畢、不可有子細候、恐々謹言、

(年未詳)
卯月十一日

(大友)
氏時 (花押)

運公書記禪師

三 島津世錄記

○旧記雜錄後編二
鹿兒島県史料

○首
略

島津義弘豊後ニ
発向ス
義弘ノ部下諸將

入田宗和・志賀
道益内応シ義弘
宗和ノ城ニ入ル
津賀牟礼城

志賀親次岡城ニ
移リ抗ス

忍ビノ兵城隍ニ
墜死ス
島津家久ノ軍

天正十四年丙戌十月、義弘主爲大將向豊後、相隨運衆者、弟左衛門尉歳久・同子三郎次郎忠隣・從弟右馬頭征久・同圖書頭忠長・川上上野介信久・新納武藏守忠元・同姓縫殿助久時・北郷讚岐守忠虎・樺山兵部太輔規久・伊集院右衛門大夫忠棟・同姓肥前守久春・同姓筑前守・鎌田尾張守法号・町田出雲守政近・川上左近將監久辰・平田新右衛門尉・大寺大炊助・白濱周防守・宮原筑前守・町田出羽守久倍・肝付彈正忠兼寛・數根藤左衛門尉・大野權左衛門尉久高・伊勢彌九郎貞昌、都合其勢三万七百餘騎、自肥後之境討入于豊之後州南郡、同十月廿一日、到阿蘇郡野尻設陳柵、同廿二日、陷高城之時、得敵首數十、貞昌年纔十七而斬得强敵一人、義弘主感褒不淺、入田宗和・志賀道益素合心薩摩、而待之如大旱之望雲霓、於是宗和・道益引率隨兵千有餘來爲指南、乘夜入宗和城、松尾壘及烏嶽城皆陷走矣、厥後進津箇牟禮、城主戸次源三者、俗名攝津 守統貞、同廿四日圍其城、宗和・道益以策、源三下城、則兵庫頭義弘主入津箇牟禮城、道益嫡子道輝俗名小左衛門尉親次、據岡城稱病龜縮、其地險峻、且有大河之不可徒渡者、故評議未決之際、義弘主執鞭之士乘夜蜜進登其城、乃當敵兵追來而欲越壁去、而不得忽陷于城隍死云云、道輝者宗和・赤星備中守親戚也、故請遣使出質、道輝應其言粗相隨矣、太宗義久主亦在軍中、先自赴日州之境三城、暫駐於塩見、以弟中務太輔家久爲大將、山田

三重郷ヲ征ス

緒方城

鎧嶽・警台城

越前守有信・吉利下總守・土持左馬權頭・伊集院下野守久治・同姓美作守・本田下野守親貞・上井伊勢守覺兼、其外人數一萬餘騎、踰梓山征三重近郷之壘放火、而後下野守・美作守・本田下野守・伊勢守率兵陷緒方城、則家久構陳於盤東寺、使前鋒掃其進來強敵、議於南郡之大將 義弘主、而家久之隨兵警固三重・年滿、(利光) 義弘主之兵鎮鎧嶽臺城、(大野忠)

○中略

利光ノ戰ニ大勝

家久府内ニ入ル

義弘志賀道益城ニ入リ朽網ニ陳替

薩摩勢霜刃鐵騎雷轉凡驅大破豐後半國、大友左衛門尉義鎮驚蹙魂魄散、而不知其所防禦矣、義鎮與仙石議構陳於府内上原之地、十二月十二日、義鎮・仙石與土州之長宗我部弥三郎・秦信親、讚州之十河隼人佐政泰等、侵年滿家久之陣、(利光) 臨其戰、而我兵討殺泰信親・政泰、則仙石權兵衛尉・尾藤甚右衛門尉秀吉公討北條、及征陸奥而歸陣之時、尾藤纒保微命而竟敗北矣、況於步卒等乎、追亡逐北、伏屍者不知幾百千也、同十三日、家久乘勢入府内、則義鎮雖退高崎亦不堪忍焉、向豐前龍王而走散也、義弘主十二月廿二日到道益城、則白仁之志賀道運亦降參也、一萬田・滑・瀧山城皆陷焉、同廿四日、換陳朽網、而後中務太輔家久自府内來會驗年云々、

四 島津義久書狀

○島津家文書
旧記雜錄後編

義久豊臣秀長ニ書ヲ送リテ豊後ニ於ケル勝利ヲ

節々可令啓之處、遠境故無其儀候、仍舊冬以兩使如申登候、大友家連々懇望候哉、引率他邦被執懸由顯然候條、分國覃折角、日向堺迄致出張、爲防矢軍衆差向候、(秀久) 然者千石殿、長宗我部殿被爲一致(元魁)

告ゲ出兵ノ止ム
ヲ得ザルヲ述ブ

府内表ニ於テ京
都御国士卒為方
ナキ時

義久石田三成ニ
モ書ヲ贈ル
千石・長宗我部
ヲ出陣セシム

府内ニ於テ京四
国ノ士卒難儀大
船三四艘ヲ出ス

之段其間得候間、到右兩手今度出馬候儀、(豊臣秀吉)縱關白殿雖為御下知段、當家對京都聊不存緩疎上者、何條可有御遺恨歟、可為用捨肝要之旨、(別カ)遮而雖申渡候、無承引被押懸候、難默止一戰得勝利候、剩豐之衆既敗軍、千長諸勢之不令差兼、數千騎討果候、案外之至、今更不及是非候、然共深重為申入筋者、京都御國之士卒於府内表無為方砌、(家久)弟中務少輔為噯、大船三四艘程堅固被遂出船、不可有其隱候、旁以御遠慮、時々可預取合事本懷候、恐々謹言、

天正十五
正月十九日

(島津)
修理大夫義久

謹上 羽柴美濃守殿
(豊臣秀長)

五 島津義久書狀

○島津家文書
旧記雜錄後編

舊冬兩使僧指登候、定而相届候覽、為如此之首尾、得急便、追而飛脚申付候、仍大友家連々計策之謂、引率他邦被取懸之由歷然候條、分國覃折角、日向境迄致發足、為防矢軍衆差出候處、千石殿・長宗我部殿、義統被為一致候由、其間得候之閒、到右兩所、此度下向之儀、關白殿雖為御下知段、當家對大坂、毛頭不構存逆心上者、可有何條御遺恨候之哉、用捨肝要之段遮而雖申通候、曾無承引被押懸候、不及異儀一戰得勝利候、剩豐之衆依敗北、亂千長之勢不致差別、數千騎討果候、覺外之至、今更無是非候、然共不存疎隔筋者、於府内京四羽之士卒難儀之刻、以弟中務少輔、調達大船三四艘程、被遂出船候、不可有其隱候歟、旁被成御遠慮、可然樣取合所希候、餘者期後音之時候、恐

々謹言、

天正十五

正月拾九日

石田治部少輔殿 御宿所

義久(島津)

六 島津義弘公御譜

○旧記雜錄後編二
鹿兒島県史料

野上ヨリ武宮ヲ
經府内ニ退ク
權現嶽(挾間氏)
變心ス

沖ノ洲萩原ニ放
火

天正十五年三月十一日、去野上赴府内、今夜陣健軍矣、同十二日、欲發於健軍、則 殿下之前鋒已來于湯之嶽者、與小寺氏及權現嶽迫間、某變心族共運籌策、欲侵健軍之陣、我軍相對競戰、而屠殺者十有六人、是以凶徒悉退散也、揚勝吐氣、而到著府内矣、

同月十四日、叛逆變心者漂泊兵船、且復放火沖之洲萩原、則我之兵衆走進、斬獲敵兵數十者也、

○下略

○健軍ハ武宮ニシテ大分郡阿南莊内ノ地ナラン。「湯ノ嶽」ハ速見郡由布山ノ事ナラン、『豊国紀行』ニ「鶴見山ノ西に湯ノ岳あり、是由布山なり、俗ニ筑紫富士と云、」ト見ユ。

七 日向記

○旧記雜錄後編二
鹿兒島県史料

『日向記』

一京勢下向有ケレハ、豊後國中ノ者共亦薩广方ヲ背、年頃ノ味方ナレハ大友方ニ屬シ、色替セヌ人

豊後勢薩軍ヨリ
離反ス

野上ヨリ武宮ヲ
經テ府内ニ退ク
權現岳挾間氏モ
心替リ

秀吉軍來ル

浜手(沖ノ浜カ)
ヨリ乗船退却

島津義弘府内ヨ
リ退却
清田郷ニテ抵抗
アリ

ソ無リケル、三月十一日野上ヲ立テ、其夜建宮^(武吉カ)へ宿陣、翌十二日建宮ヲ立テ、其日府内へ引入ケ
レハ、アトカヨリ頓テ敵ト成、陽城ト取合ケリ、權現岳^(天分郡)ノ挾間殿モ心替、嶋津へ矢ヲ射懸、同日
ニ高野ノ木食興山上人・一色駿河守府内ニ着テ和睦有シカ共、嶋津氣色ニ不合取嘍故和談不調、
豊後國乱入ス、嶋津方ニハ嶋津中務大夫家久ヲ大將トシ、二万餘騎府内ノ城ヲ拵相支トシケル、
秀吉公蜂須賀ナト召列ラレ、城ノ南北ヲ下墨光遠卷ニシ、責具ナト用意シ、稻麻竹草如クニ圍ミ
玉ヒシカハ、難抱ヤ思ケン、濱手ヨリ雨風ノ紛ニ船ニ取乘退ニケリ、然ヲ速船ニテ追懸、二艘追
留首トモ數多討捕ラセ玉フ、同十五日夜半ニ、薩^(日)廠衆爰カシコノ人數ヲマトメ退シヲ、追掛々々
伊集院美作守・平田新左衛門尉・田濱周防守、其外有名武士數百人討取也、夫ヨリ彼方此方ニテ
道筋ヲ取切シカハ、漸ク微命ヲ遁テ日州ノ如ク退散ス、府内城番トシテ、大友宗麟・義統父子入
置玉フ、
略 ○下

八 島津義弘公御譜

○旧記雜錄後編二
鹿兒島県史料

^(天正十五年)
待三月十五日夜半、義珍遂去府内之路、過清田之郷、敵兵遮前路悉以欲屠殺、義珍整諸士卒、暫俾
前鋒追退對敵之際、伊勢彌九郎貞昌^{于時十八歲、後任兵部少輔也}・久富木攝津介^{上原長門守、尙近弟也}、各斬敵一人也、于時
佐多常陸守久政・伊集院美作守忠宣・白濱周防守・平田新左衛門尉・長谷場出雲守・松下越中守久

三重城ニ入り梓山ヲ越ユ

孝・池山掃部兵衛尉・福永藤五郎・枝次左京亮・志和知外記遂戦死矣、同十六日入三重城、同十八日、超梓山入縣城也、此之時義久在都於郡矣、

九 岡本頼氏真戰場日記(折紙)

○肥後岡本文書
熊本県史料中世篇三

略
○上

豊後府内ヨリ薩軍陣引ノ際ノ殿

一、天正拾五季^丁三月十五日、戌亥之時、豊^(大分郡)后府内ヨリ薩^(マ)廣衆陳引之時、『大事之軍殿、夜中ニ度

々敵合、別而粉骨、證跡人肥地嶋宮内少輔殿・高橋喜兵衛尉・有河大炊允、無其隠、

一、嶋津屋^(義心)形様ヨリ日州土持於御座、一廉一礼、

右、度々粉骨十九度、疵三十一ヶ所、其内相懸鍵六度、日中ニ貳度、辛勞モ有リ、然共七十歳マテ長生、

次ニ成敗者、度々山拜小仕役數十度、是者右之辛勞ノ外、

岡本河内守

「戰場粉骨覺書」

藤原頼氏(花押)

阿南莊史料

一 戸次頼時讓狀寫

筑後国立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

戸次頼時嫡男福寿丸(直光)ニ
阿南莊光一松名
地頭職等ヲ讓ル

○觀志貳年二月十日。全文ヲ「戸次莊史料」補遺二号ニ収ム。本文省略。讓与所領中ニ、「阿南庄光一松名地頭職・内梨畑」等アリ。

二 大友義鑑書狀寫

○狭間七五三男文書
大分県史料二六

在城辛勞ヲ謝シ
油断ナカラシム

夜白無油断在城之由候、案中候、乍御辛勞、此節之事者、片時茂無緩様、彌可被添心事、憑存候、猶吉岡左衛門大夫可申候、恐々謹言、

(年末詳)
十月廿五日

(大友)
義鑑(花押影)

狭間右衛門大夫殿

三 大友義鎮書狀

○京都大学蔵古文書案
大分県先哲叢書大友宗麟二

由原遷宮ニ就キ

就由原御遷宮之儀、(阿南莊松竹名)至松竹社役等催促候哉、既瑞峯院江令寄附候上者、何篇聊不可有承引候、爲存

松竹名ニ社役ヲ
催サル、モ瑞峯
院ニ寄進ノ上ハ
承引有ルベカラ
ザル由ヲ報ズ

知候、恐々謹言、

(年未詳)

十二月廿九日

瑞峯院納所 听首座

(大友)
義 鎮 (花押)

○大友義鎮ノ阿南莊松武名百貫分ヲ瑞峯院ニ寄付セルハ弘治二年(カ)五月廿三日(一七四号)ナリ。

四 浦上宗鐵書狀

○狭間文書
大分県史料二六

追而うつほ壹・御樽壹拜領、畏存候、御丁寧之至、不及申候、(カ)、將又掃部助殿御判之儀、
此度進覽候、爲存知候、

御判ヲ頂戴セシ
ヲ告ゲ樽等ヲ贈
ラル、ヲ謝ス

預御札候、畏悅之至候、然者就 御判之儀、遠方迄示給候、則令披露、被仰遣候、珍重候、御頂戴
可目出候、必重々可申承候之条、不能細書候、可得貴意候、恐々謹言、
(浦上)
宗 鐵 (花押)

(年未詳)
十二月二日

狭間殿 御報

(奥切封ウハ書)

(墨引)

浦上左京入道

狭間殿

狭間殿 御報

參

宗 鐵

」

五 島津義弘公譜

○旧記雜録後編二
鹿兒島県史料

野上ヨリ武宮ヲ
経府内ニ退ク
権限嶽(挾間氏)
変心ス

○自天正十五年三月十一日、至同月十四日。全文ヲ「笠和郷史料」補遺六号ニ収ム。本文省略。玖珠郡野上ヨリ健軍(武宮カ)ヲ経テ府内ニ退クコトニ係ル。

六 日向記

○旧記雜録後編二
鹿兒島県史料

○天正十五年三月十一日ヨリ十五日ニ至ル。薩軍玖珠郡野上ヨリ武宮ヲ経テ府内ニ退キ、浜手ヨリ乗船退却スルコトニ係ル。全文ヲ「笠和郷史料」補遺七号ニ収ム。本文省略。武宮ハ阿南荘ノ武宮(現庄内町大字西ノ上武宮・下武宮)ナラン。

第五卷(下) 補遺

種田莊史料

一 高師直奉書

○広島大学文学部蔵文書
南北朝遺文九州編六九八二号

種田莊靈山寺執行職上義名以下地頭職半分ヲ種田有快ニ渡付セシム

種田大輔房有快申、豊後國種田庄靈山寺執行職・上義・乙犬・上乙犬・下永富・吉上義・福重・渡地等地頭職知行半分事、所被返付也、糺明知行證目、任去廿三日御下文、(足利直義)可被沙汰付于有快之狀、依仰執達如件、(種田)

建武四年九月廿六日

(高師直) 武藏權守(花押)

大友孫太郎殿(氏卷)

二 大友義鎮書狀

○甲斐文書
大分郡挾間町大字赤野

(包紙ウワ書)
一 狹間美濃守殿

義鎮

狹間氏及比狹間
村領内ノ石工ヲ
馳走セシム

其他狹間村衆中

於植田庄、石細工之儀申付候、其方領内江、石切多々有之之由候、被申付、預馳走候者、可爲祝着候、委細田吹次郎左衛門尉可申候、恐々謹言、

(天文廿一年頃)
八月五日

(大友)
義 鎮 (花押)

狹間美濃守殿

其外狹間村衆中

津 守 莊 史 料

一 大友義鎮寄進狀寫

○高野山西生院文書
東大史料編纂所影写本

當國大分郡津守・片嶋・眞木嶋之内、

一都合七拾貫文 高野山寺納領

右依先代之旨、寄附西生院早、全可寺納也、(マ) 弥祈當家之榮耀、且至先祖追善等、聊不可有怠之者也、仍末代龜鏡之狀、如件、

天文廿二年六月廿日

(大友)
義 鎮 (花押影)

高野山 西生院

第五卷(下) 補 遺

二 大友義鎮書狀寫

○京都大学藏古文書集
大分県先哲叢書大友宗麟二

津守莊神物万足
ヲ調進シ禮物ヲ
贈ラル、ヲ謝ス

御神領津守庄神物之事、如例年萬足調進之候、仍扇子二本・鶯羽五尻送給候、祝著候、猶曰杵美濃(鑑増)
守可申候、恐々謹言、

(天文二十四年)
五月廿八日

(大友)
義鎮(花押)

智蓮光院

判田郷史料

一 島津家久公譜

○旧記雜録後編二
鹿兒島県史料

岡城主志賀善次
反撃シテ小牧・
鍋田兩城ヲ陥ル

家久府内ヲ発シ
松尾城ニ至ル

天正十五年二月十八日、岡之城主(志賀親次)發師旅密襲來、陷小牧・鍋田兩城、而我兵戰死者多矣、就中小牧之守將甲斐右京亮自勢一百餘人、高知尾之士甲斐肥前・同姓彌太郎・坂本飛彈・福永四郎三郎等主從百卅餘人、家久之臣丸田郷兵衛・矢上彈正・宮之原淡路・瀨之尾二助同遂戰死也、而後忠助屢差价使、而招吾於三重、故發府内入於松尾(三重郷)、丁此之時、三城(日州之地鹽見、日知屋・門河)之士卒爲南郡之換守兵進來、使夫士卒留于此地而爲警衛、故四面五六里之間、追退凶徒而安靜也、三月十三日、義珍主發於

高野山木食上人
和ヲ勸ム

義珍府内ヲ發シ
清田郷ニ戰フ
松尾城ニ入ル

梓山ヲ越ヘ日向
ニ退ク

島津義弘府内ヨ
リ退却
清田郷ヲ通り退
却ス

三重城ニ入り梓
山ヲ越ユ

野上入於府内、同十五日、高野山木食與山上人・一色宮内少輔來于府内、勸于和睦、而不合于諸將之心、而僉云、在于他國徒勞軍務、不如早歸鄉國保薩隅日三州要害之地而待天時、同十五日夜半、義珍主去府内欲赴日向之路、過清田之郷、敵兵遮其道路、雖然整於士卒前途悉以追退、同十六日、來入于松尾城、是以終夜爲評議、決定于歸陣、同十七日、發松尾城過千藥師堂、(宇目)嶮梅之嶮難到于高動野カウド之際、奥畑士卒遮前途、三重士卒逼後路、且運弓手從三方競至矣、三城・佐土原・穆佐之銳兵共對之得勝利、斬獲數百、殘黨悉以追退、其夜宿于永谷川内、同十八日、發於永谷川内之路頭、凶徒屢雖進來、指揮而追退四方、踰梓山之際、薩隅日之軍衆爲加勢進來矣、其夜已入縣城、

○下略

二 島津義弘公御譜

○旧記雜錄後編二
鹿兒島県史料

(天正十五年)
待三月十五日夜半、義珍遂去府内之路過清田郷、敵兵遮前路悉以欲屠殺、義珍整諸士卒、暫俾前鋒追退對敵之際、伊勢彌九郎貞昌于時十八歲、後任兵部少輔也・久富木攝津介上原長門守尙近弟也、各斬敵一人也、于時佐多常陸守久政・伊集院美作守忠宣・白濱周防守・平田新左衛門尉・長谷場出雲守・松下越中守久孝・池山掃部兵衛尉・福永藤五郎・枝次左京亮・志和知外記遂戰死矣、同十六日入三重城、同十八日、超梓山入縣城也、此之時義久在都於郡矣、(兒湯郡)

三 清田某跡清田郷坪付

○田村文書
武家文書の研究と目録(上)

〔包紙ウハ書〕
「田村作進とのへ」

〔端裏書〕

「田村作進殿」

〔大友義統〕

「(花押)」

坪付

清田之内

清田内清田治部
入道跡廿五貫文
坪付ヲ田村作進
ニ渡ス

一所廿五貫分

清田治部入道跡

已上

天正十五年八月十三日

田村作進殿

四 清田氏系圖寫

○堤伝蔵
柳川市下宮永

小嶽山清田城

清田氏者豊後國小嶽山清田城主也、

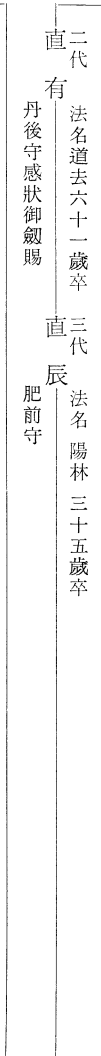
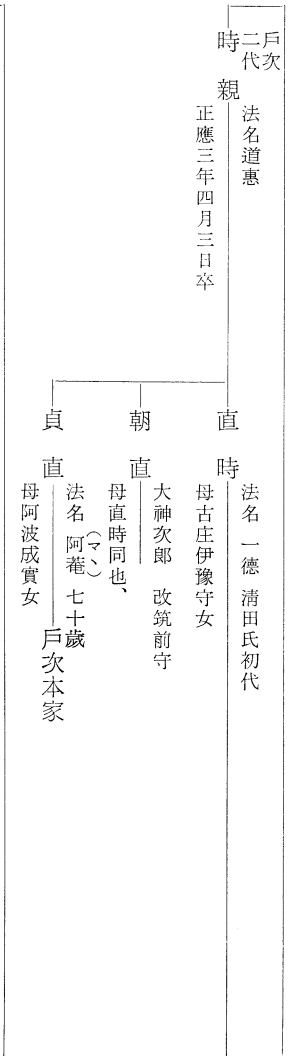
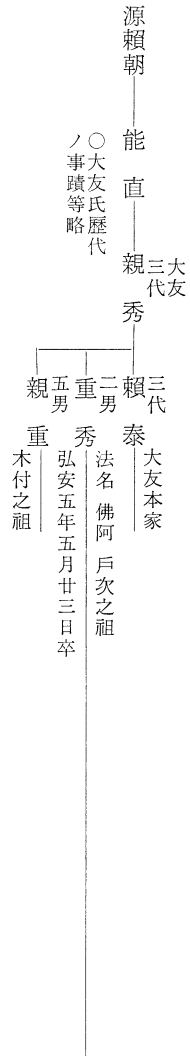
清田氏相續之重宝、一者重代太刀一腰、二者大友親秀傳來之甲冑、三者親秀代々之軍旗大小、四者藁容紋、五者代々論旨敷通、

一、弘安八年、鎌倉ノ戰忠デ論旨賜、所領、御劔ヲ賜、

一、足利合戰ノ功ニヨリ論旨賜、御劔、所領、鹿毛ノ名馬ヲ賜、

一、建武元年筑前多々良濱ノ戰忠ニヨリ所領、梧桐心之紋ヲ賜、

此レヨリ清田氏ノ紋藁容ト梧桐心之ニ紋トナル。



判田郷

四代 法名宗久 五十歳卒 五代 法名眞徳 延文二年正月十日卒
氏直 尊氏公感狀賜

伊豫守 繪旨感狀賜

二男 法名如幼 (幻丸)

賴續 康永元年八月十五日戦死

三男 早世

松壽丸

六代 法名心全 康應元年七月七日卒 七代 法名守心 五十九歳卒
氏可 號右馬大夫 長守 太郎号左馬丞

女 白杵室

女 小河室

女 國千代丸 田北氏養子

二男 守成 肥後山鹿討死
次郎号兵部丞

三男 守連 三郎号五郎兵衛尉

四男 長則 筑前 秋月討死

四郎号民部少輔

八代 肥後菊池戦死 八月十一日 五十七歳卒 九代 法名道閑 七月十八日 七十七歳卒
長實 丹後守 治忠 童名 太郎号右馬大夫

二男 肥後菊池戦死

治信 童名次郎 号刑部左衛門尉

三男
長安
董名三郎

十代
治仙
法名安勇 六十歳卒
董名太郎 号記伊守感狀賜

十一代
鑑綱
法名量山淨心
董名太郎 治部大夫 感狀數通賜

十二代
鑑信
法名收宗紹善三月廿三日 四十五歳卒
董名太郎 号左近將監後佐衛門佐

十三代
鎮忠
法名玄麟 天正十五年十一月廿三日 五十八歳卒
母戸次氏 号治部大夫

二男
鑑孝
董名治郎 政治部大夫

二男
鑑勝
董名次郎
号惣右衛門尉

三男
鑑通
大牟田岬清田氏系
清田彈正忠

三男
鑑厚
三郎 号小左衛門尉

十四代
鎮隅
法名徳忠 天正十五年豊前國長野一揆で戦死、
母大友義統公女也、号左京亮

四男
鑑長
法名剛徳
五郎 号久四郎

十四代
正成
法名徳勇
四郎 改太郎

長子
重安
法名桃林宗悟 慶長十九年三月三日卒
太郎 内記助

二男
重次
法名升菴久頼 元和七年四月六日卒
三郎 權兵衛尉

十五代 法名雪嶽道盛、承應元年八月三日卒
正登

次郎 改太郎

○「清田氏系図」ハ諸家ニ伝存スルモノ多キモ、極メテ簡略ナルモノ、途中ノ人名ヲ欠クモノ、近世中心ノモノ等アリ。今諸本中比較的参照シ得ルモノト思ハル、右一本ヲ掲グ。十四代鎮隅ハ戦死ノタメ、叔父正成ガ跡ヲ嗣ギ、同ジク十四代トセルモノ、如シ。他本ニハ正成ハ十五代トセリ。正成ハ天正十四年豊後ヲ去リ、筑後柳川城主立花宗茂ニ仕フトアリ。代数ハ、諸系図ニヨリ異同アリ。(熊本県玉東町教育委員会編『清田一族の調査報告』平成二年十月一日発行ニ拠ル)。

戸次莊史料

一 足利尊氏軍勢催促狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇五七号

日向國凶徒退治事、早催庶子令發向、可被忠節狀、如件、

日向國凶徒退治
ノタメ一族ヲ催
シ發向セシム

觀應元年六月十五日

(足利尊氏)
御判

大友
戸次丹後守殿

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

二 戸次頼時讓狀寫

「戸次殿所領之注文次第書寫所也、」

讓与 嫡男(戸次直光)福壽丸

戸次頼時嫡男福壽丸(直光)ニ所領所職ヲ讓ル

相傳所領田畠所職等事、

在

伊勢國(安濃郡)塔世御厨内半分南方地頭職

豊後國(大分郡)戸次庄地頭職

(大野郡)緒方庄内小河名地頭職

安岐郷内守江村地頭職

(大野郡)大野庄下村半分惣領地頭職

「由布院六十町」

同村内(大野庄)藤北名半分地頭職

(国東郡田原別荘)俣見波多方内十郎八郎名等地頭職

八坂庄内生和名地頭職

(大分郡)阿南庄内光一松名地頭職

三重郷井田郷内梨畑

(国崎郡)國東郷内小原富來村□村半分

眞玉村半分等地頭職

肥前國財部四郎重幸跡

日向國宮崎庄(宮崎郡)分地頭職

(速見郡)朝見郷并立石村辨濟使職等

「大神之庄内近部藤原」

第五卷(下) 補遺

軍陣発向ノタメ

右、所領所職等者、或重代相傳之所領、或元弘・建武勳功地、且由緒相承當知行無相違所々也、而令發向軍陣之閒、相副次第證文等、所讓與于福壽丸、無他妨可令領知之、但此内福壽丸母堂源氏女并庶子分者、書与各別之讓狀者也、不可致違亂煩、將又福壽丸若無男子者、次男萬壽丸可令知行、是又無男子者、守次第可相續子細同前、凡至于重秀跡、惣領職者賴時嫡家惣領代々御公事等者、所令支配庶子等也、任先例、可致沙汰、且爲後鑑置文一通書置之處也、於違背輩者、爲不孝之仁、不可令知行賴時之跡、仍讓狀如件、

觀應貳年二月十日

（戸次）
前丹後守賴時 在判

三 足利直冬軍勢催促狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇七〇号

豊前國凶徒事、早相催一族并豊後國當參御家人等、可退治之狀、如件、

觀應二年十一月廿一日

（足利直冬）
御判

大友戸次丹後前司殿
（賴時）

四 戸次賴時施行狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇七一号

直冬御教書ヲ施

豊前國凶徒退治之事、昨日廿一日御教書如此、早任被仰下上ハ、不日可被發向候、仍執達如件、
（足利直冬）
（旨カ）

行シ急速ニ発向
セシム

觀應二年十一月廿二日

〔旨次類時〕
前丹後守 有判

戸次左近將監殿

五 足利義詮御判御教書案

○竹中家文書
大分市大字志津留諏訪一男藏

大友氏時親子ノ
契約ニヨリ譲得
セシ戸次淨心所
領ノ正文打渡シ
無キニヨリ正筆
ヲ除キ案文ヲ進
ジ安堵状ノ下附
ヲ請フ

大友刑部大輔氏時申、戸次掃部助入道淨心（重親）所領豐後國柴山村、戸次庄内壇原村、由布院内荒木・山崎・石松・貞恆四ヶ名、并香野村、八坂庄内歲田村、日向國宮崎庄内調殿村・和田村・宮崎本村半分拍田半村方景重・四郎丸公文龜羈給分田畠萩原田地、肥前國財部村六分一等地頭職事、淨心成親子之契約、讓与氏時早、而彼所々淨心傳領之證文等、依九劬擾乱、不進正文、凡持所氏時代々（マ、）雖爲成人養子、并他人和與之地、一族等所領相傳之時、每度被成案堵早、彼狀亦同前、所詮云淨心所帶之文書、云氏時所給之案堵狀、（マ、）扳正筆可令執進案文、且淨心之子孫悉義絶之段、同可被尋注進之狀、（マ、）如件、

貞治二年三月二日

〔足利義詮〕
御判有

修理大夫殿

淨心子孫ハ悉ク
義絶ノ段尋注進
セラルベシ

六 大友田原系圖

○入江文書
大分県史料一〇

○上下略、戸次直
世項前後ヲ抄出。

(言次)

兵庫頭 法名玄繼

直

右馬助 法名玄保

直

治部少輔

頼時

應安元年六月八日卒、

光

兵衛佐直冬被加元服、

世

自此時止直勸訖、雖然度々賜御教書畢、

戸次直世室町幕
府ヨリ直勤ヲ止
メラル

高

載

太郎 右馬助

普廣院殿度々賜御内書・御劔也、

七 島津世錄記

○旧記雜録後編二
鹿兒島県史料

戸次莊利光ニテ
大勝

大友軍敗走ス

(天正十四年)

十二月十二日、義鎮・仙石與土州之長宗我部弥三郎・秦信親、讚州之十河隼人佐政泰等、侵年滿家

(利光)

久之陣、臨其戰而、我兵討殺秦信親・政泰、則仙石權兵衛尉・尾藤甚右衛門尉

秀吉公討北條、及征陸奥而歸陣之時、尾藤爲

髮出、公殺之於相
州小田原之地云、

纒保微命而竟敗北矣、况於步卒等乎、追亡逐北、伏屍者不知幾百千也、同十三日、
家久乘勢入府内、則義鎮雖退高崎亦不堪忍焉、向豊前龍王而走散也、

○下
略

○大友義鎮ノ龍王敗走ハ、義統ノ誤リナリ。

千石秀久ノ怪拳
ヲ難シ子信親戰
死及ビ自身曰杵
入城ノ覚悟等ヲ
賞ス

老師唯明ノ戰死
ノ忠ヲ賞シ宗門
連統繁昌ヲ図ラ
シム

八 豐臣秀吉御内書

○大友家文書錄
大分県史料三三

今度仙石權兵衛尉於其表失利候段、曲事候、聊爾之働不可然、能々可示合由、重々申聞候処、如斯

之儀、無是非次第候、弥三郎討死、尤忠節無比類候、然者元親無異儀曰杵相抱付而、可入城(大友義鎮)由宗滴

言上候、誠丈夫之覺悟、堪感情候、當春早々出馬、嶋津事悉可討果候、其間之儀弥休庵令相談、堅

固之行專一候、猶秀長可申候也、

正月三日(豊臣)
(元親) 御 判

長曾我部宮内少輔とのへ

九 大友義統感狀

○專想寺文書
大分市大字森町龍華山專想寺

老師唯明事、去年於戸次表、薩尸之惡黨現形之刻、戰死忠儀感入候、必取鎮、一稜可賀之候、仍當

寺之事、以連續宗門等、弥繁昌之様、被加進肝要候、恐々謹言、

八月十日(大友)
義 統(花押)

專想寺福松

10 豊後國諸侍着到帳寫

○武内本・中島本
大分県地方史一〇八号

○文禄元年カ。上下略。戸次莊關係部分ノミヲ收ム。

豊後國諸侍着到次第
不同

略○上

戸次庄衆

利光次郎	原孫十郎
今村孫次郎	帆足兵庫助
工藤弥三郎	但馬新次郎
由布弥九郎	板井左京亮
佐藤千壽	板井三郎兵衛尉
今村市進	由布和泉入道
由布孫次郎	池永新五郎
帆足何右衛門尉	岩屋弥次郎

┌

板井新介	今村帶刀允
上尾掃部助	佐藤式部丞
今村伊勢千世	板井傳進
帆足覺右衛門尉	溝部善兵衛尉
橋本主水助	工藤六郎
板井市郎	板井右近允
原三河守	原治部丞
原鶴壽	由布彈介
今村三右衛門尉	高畑式部丞
今村千千世	佐藤隼人佐
高畑右馬助入道	松岡幸千世
今村左馬助	那賀大炊助
佐藤内善允	由布六郎
成松王松	原勘允
首藤三郎右衛門尉	首藤八郎

┌

┌

板井六郎

桑畑孫三郎

首藤弥次郎

高畑主計允

高畑弥四郎

首藤久介

今村三郎

板井刑部丞

板井帶刀允

板井玄番允

首藤市右衛門尉

板井攝津入道

清松三郎

幸弘主膳允

原專右衛門尉

佐藤中務允

木村又四郎

但馬兵部丞

渡邊掃部助

由布藤七郎

○中略

右着到人數

三百五十一人

八十五人 玖珠郡衆

三十八人 國東郡衆

第五卷(下) 補遺

百十二人

日田郡衆

二十九人

由布院衆

六十六人

戸次庄衆

十四人

高田庄衆

六人

山香郷衆

二十三人

緒方庄衆

四人

井田郷衆

十人

宇田枝衆(緒方庄)

十七人

野津院衆

都合 七百五十五人

右者、日田郡藤山村庄屋財津忠左衛門於熊本書写、予又写之、

明和元年甲申初冬吉日

佐藤新七閻眞

六五七

高田莊史料

一 本願寺十世證如上人證判御文章

○專想寺文書
大分市大字森町龍華山專想寺

証如上人御文章
ヲ下ス

柳當流ノ 他力信心ノ ヲモムキヲ、ヨク聽聞シテ、決□□ケテ定セシムル コト コレ アラハ、ソノ
 信心ノトホリヲモテ、心底ニ オサメヲキテ、他宗他人ニ對シテ、沙汰スヘカラス、マタ路次大
 道 ワレノ在所ナントニテモ、アラハニ 人ヲモハ、カラス、コレヲ 讚嘆スヘカラス、ツキ
 ニハ 守護地頭方ニムキテモ、ワレハ 信心ヲ エタリトイヒテ、疎略ノ義ナク、イヨノ公事
 ヲ マタク スベシ、又諸神諸佛菩薩ヲモ ヲロンカニ スヘカラス、コレミナ 南无阿旃陀佛ノ
 六字ノ ウチニ紙統目糊放目「フカク タノミ マイラセテ、極樂ニ住スヘシト」オモヒトリテ、一向一心ニ
 旃陀ヲ タフトキコト、ウタカフ コ、ロ ツユチリホトモ モツマシキ糊放目「コトナリ、カクノコト
 ク コ、ロエノウエニハ」子テモ サメテモ 南无阿旃陀佛ノトマウスハ、カヤウニ ヤスク
 タスケ マシマス御アリカタサ 御ウレシサヲ マウス 御礼ノコ、ロナリ、コレヲ スナハチ
 佛恩報謝ノ念佛トハ マウスナリ、アナカシコ

延徳四年六月日

○振り仮名アルモ省略ス。

證如(花押)

死没ニヨリ了道ノ法名ヲ与フ

二 本願寺實如光兼法名書出

○專想寺文書
大分市大字森町龍華山專想寺

法名 釋了道

永正四年二月十八日

釋實如(花押)

○了道ハ、大内氏ノ重臣蒲地四郎義国ト云ヒ、專想寺第二世ナリ。

三 本願寺重役等連署奉書(折紙)

○專想寺文書
大分市大字森町龍華山專想寺

越前衆加賀国ニ乱入ス

近辺ノ坊主門徒衆ハ陳詰遠方門徒衆ハ用脚ヲ進上スベシ

態申下候、今度自越前至加賀国令亂入候、前々者、依無指儀、如形注被仰付候、此度之儀、越前衆以大篇之造意罷入、既加弼半國敵之手入候付而、此方御一大事与被思召之故、所々御調儀半候、然間萬事屬託、御失墜才過分之事候条、方々有他借之儀、御沙汰(に九)候近邊之坊主衆、御門徒衆者、悉被仰付帶申、當分致陳詰、御用ニ被罷立候之閒、程遠御門徒衆之儀者、此時別而被抽馳走、以人々志用脚被取立、可被致進上候、寔法敵可有御退治、被成御行事候条、併各被備報謝儀候、慥被得其意、無油斷□□調進肝要之旨、被仰出候、恐々謹言、

第五卷(下) 補 遺

高田 莊

(享祿四年)
十月十三日

高田
善慶御房

大藏卿法橋 (丸)
道心 (花押)
上野法橋 (丸)
正秀 (花押)
丹波法眼
證念 (花押)

六六〇

死没ニヨリ善慶
ノ法名ヲ与フ

四 本願寺證如光
教法名書出

○專想寺文書
大分市大字森町龍華山專想寺

法名 釋善慶

天文十九年十一月十二日

釋證如 (花押)

五 本願寺顯如
佐光法名書出

○專想寺文書
大分市大字森町龍華山專想寺

法名 釋善海

永祿五載九月四日

釋顯如 (花押)

善海ノ法名ヲ与
フ

統字ヲ与ヘ統貞
ト名乗ラシム

六 大友宗麟義一字狀

○狭間田文書
直入郡久住町白丹

一字之事、統貞遣之、恐々謹言、

(年未詳)
二月三日

狭間田淡路守殿

(大友義興)
宗麟(花押)

○宗麟花押8(永祿七)元龜三年頃)。狭間田氏ノ本領未詳ナルモ、高田莊門田名内一丁六反半ヲ有シ、檢断不入・万雑役免許(九〇号)ノ上、天正六年ノ日向出兵ニハ「舟船奉行」トシテ海上ニ活躍セル事実(次号以下)ニ徴スレバ、当莊ノ可能性アリ。シバラク此ニ収メ、後考ヲ俟ツ。

七 大友義統感狀(紙切)

○狭間田文書
直入郡久住町白丹

前廿三至土持表、三ヶ城衆相動候刻、其方事者、爲 船奉行、東海・寺嶋・幸嶋被燒崩之由、勝利之次第、感悅候、彌相應之儀、可勵馳走事、可爲悅喜候、必追而、一段可賀之候、爲存知候、恐々謹言、

(天正六年)
三月廿六日

狭間田淡路守殿

(大友)
義統(花押)

土持氏 攻略ノ際
美々津・細嶋ニ
オケル 船軍ノ軍
ヲ賞ス

八 大友義統書狀(紙切)

○狭間田文書
直入郡久住町白丹

先書如申候、今度美々・細嶋兵船相催、土持者所々、被打崩之由、粉骨之儀候、彌海上之儀、以心懸、行肝要候、猶大津留民部少輔可申候、恐々謹言、

(天正六年)
三月廿八日

(大友)
義(花押)

狭間田淡路守殿

九 大友義統感狀(紙切)

○狭間田文書
直入郡久住町白丹

渡海ノ上辛勞馳
走セルヲ賞ス

度々如申候、從取前、以渡海別而辛勞、感入候、弥可勵馳走事、肝要候、必追而、可賀之候、恐々謹言、

(天正六年)
卯月廿一日

(大友)
義(花押)

狭間田淡路守殿

土佐国渡海ノ辛
勞ヲ賞シ再度ノ
土佐渡海ニ柴田
礼能ニ同心馳走
セシム

向地ニオイテ敵
船ヲ切捕リ悪党
ヲ討果セル粉骨
ヲ賞ス

10 大友宗麟義鎮書狀

○狭間田文書
直入郡久住町白丹

至土州兩度渡海、辛勞之〔 〕、然者、至一条殿申子細依有之、柴田治月少輔差渡候、以同心、別而可有馳走事、肝要候、必追而一段、可賀之候、恐々謹言、

(年末詳)
七月十二日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

狭間田淡路守殿

11 大友義統感狀(紙切)

○狭間田文書
直入郡久住町白丹

爲今度打廻辛勞、殊於向地、敵船一艘切捕候之砌、惡黨數輩討果之由、粉骨之次第、貞心感入候、必取鎮、可賀之候趣、猶若林越後守可申候、恐々謹言、

(年末詳)
十月三日

(大友)
義統(花押)

狭間田淡路入道殿

統字ヲ与へ統之
ト名乗ラシム

三 大友義統一字狀

○狭間田文書
直入郡久住町白丹

一字之事、統(之カ)遣之候、恐々謹言、

(天正九年カ)
三月十五日

(大友)
義 統 (花押)

狭間田甚九郎殿

三 大友義統書狀

○狭間田文書
直入郡久住町白丹

塩屋一間分ヲ料
所トシテ召上グ
ルニヨリ代地ヲ
与フヲル告グ

其方領地之内、塩屋一間分之事、清田治部太輔・胡广津留中務少輔(申之カ)旨候之条、當時爲料所、召置候、必關地次第、一所可申与候、爲存知候、恐々謹言、

(天正九年カ)
八月十三日

(大友)
義 統 (花押)

狭間田淡路入道殿

四 大友義統一字狀

○狭間田文書
直入郡久住町白丹

一字之事、統(カ)滿遣之候、恐々謹言、

統字ヲ与へ統滿

ト名乗ラシム

(天正十一年)
壬正月四日

(大友)
義統(花押)

狹間田彌六殿

○年次ハ花押及ビ壬月ニヨリ推定ス。

一五 大友義統書狀

○專想寺文書
大分市大字森町龍華山專想寺

院家ヨリ書狀ニ
預カルヲ謝シ以
後申談ズベキヲ
報ズ

度々如申候、近年到院家、無音相過候之處、預尊書候條、從是茂遂貴報候、然者自今以後、別而可

申談覺悟候、此等之趣、被相心得肝要候、委細猶古庄土佐入道可申候、恐々謹言、

(年未詳)
卯月十六日

(大友)
義統(花押)



一六 大友義統感狀

○患想寺文書
大分市大字森町龍華山患想寺

(專相寺) (天正十四年十月)
老師唯明事、去年於戸次表、薩广之惡黨現形之刻、戰死忠儀感入候、必取鎮、一稜可賀之候、仍當
寺之事、以連續宗門等、弥繁昌之様、被加進肝要候、恐々謹言、

(天正十五年)
八月十日

(大友)
義統(花押)

專想寺福松

第五卷(下) 補遺

六六五

戸次表ニ於ケル
老師唯明ノ戦死
ノ忠ヲ賞シ宗門
連續繁昌ヲ図ラ
シム

一七 豐後國諸侍着到帳寫

○武田本・中島本
大分県地方史一〇八

○文祿元年カ。高田庄衆
ノミヲ掲ゲ他ハ省略。

高田庄衆

天江治右衛門尉

賀嶋伊賀守

葛木孫八

厚因幡守

薬師宮内丞

能一七郎

上尾式部少輔

小原新四郎

徳丸八郎

徳丸主膳丞

徳丸十右衛門尉

徳丸九郎

植田將監

荒木九郎

○中略

右着到人數

三百五十一人

八十五人

玖珠郡衆

三十八人

國東郡衆

百十二人

日田郡衆

二十九人

由布院衆

六十六人

戸次庄衆

十四人

高田庄衆

六人

山香郷衆

二十三人

緒方庄衆

四人

井田郷衆

十人

宇田枝衆
(緒方庄)

十七人

野津院衆

都合 七百五十五人

右者、日田郡藤山村庄屋財津忠左衛門於熊本書寫、予又寫之、

明和元甲申初冬吉日

佐藤新七閻眞

毛井村史料

○碩田叢史所收平林家古文章
大分県立図書館蔵

一 戸次重頼等連署證狀寫

關東ニ文書隨身
ニ付私宅ニ留直
ク案文ニ署判ヲ
加フ

安堵御下文并次第證文等正文、爲關東參上、被隨身之条、所見及實也、仍爲被案文於私宅留置、任
申請之閒(旨カ)、各加書如件(マ、)、

正應六年七月十二日

豐後國地頭御家人
次第
不同

左近將監重頼(旨次カ) (花押影)

沙彌寂意 (花押影)

沙彌戒本 (花押影)

第六卷 補遺

佐賀郷史料

一 大友興廢記

○豊州雜誌本
大分県郷土史料集成戦記篇一

佐伯惟教、伊豫國より豊後へ渡海之事、

毛利元就立花城ヲ攻ム
飛騨宮内ヲ遣ス
佐伯惟教書状

毛利トノ交戦ニ一方ノ先鋒ヲ仰付ケラレタシ

去程に、去弘治三年丁巳に、惟教豫州表へ渡海有て、十二年の星霜をふりし刻、永祿十一年戊辰の十月、毛利元就公中國十六ヶ國の多勢を以て、九州筑前國立花の城を攻る由聞へければ、惟教日頃こそ宗麟公に不足の恨み有ながら、如此大敵亂入の時節なれば、さきの恨みを止て、豊後地へ押渡り、一軍なくてせんなき事と思ひ、弘治三年より十三年に當て、永祿十二年己巳の三月下旬に、豊後地佐賀の關迄渡海有て、^(マ、)飛騨宮内を筑前表へ差越され、宗麟公の御本陣に於て、曰杵鑑速を以て、案内申入らるゝ、其狀に曰、

態呈一書候、今度中國諸勢、取捲筑州立花之城之由、風聞已畢、愚子如御存知、奉恨大守子細依有之、歷年雖奉違背、且存舊功、且爲勵忠節、不取敢令渡海候、以御取成、一方之先鋒被仰付候者、尤可爲面目候、委曲飛騨宮内口上ニ申含候、恐惶謹言、

四月二日

佐伯紀伊惟教

曰杵遠江守殿

白杵鑑速返書

遠江守鑑速之返札

貴翰拜覽、依今度中國之諸勢發向、早速御渡海之段、尤頼母敷、御忠節不可勝斗候、イ盡紙面候太守御感難

鳥帽子岳城ヲ仰
セ付ク

紙面伸候、依其鳥帽子岳之城、被仰付之儀、是又到御面目不淺候、此度御大變之折數、可被顯御

勇力候、此表御勝利、不可有程候條、吉左右追々可申入候、在陣不得寸暇候故、不詳委曲、飛
(マ)彈宮内少輔エ申渡候、恐々謹言、

四月八日

白杵
鑑速

惟教 參御返人々

去程に、惟教渡海之段、宗麟公御祝着被成、勇士の志尤斯様にこそ有べけれとて、御満足不斜、
則、豊後地の海邊に、鳥帽子岳と云ふ新城をこしらへ、船手の押へに仰付らるゝ、去程に、立花の
城にて、中國勢、宗麟公の御武略について、悉く十一月中旬に敗軍す、其刻、豊後鳥帽子岳の城よ
り筑前の御本陣迄、使者を被差越、其狀に曰、

謹而令

言上候、今度吉川、小早川以多勢、屯筑前之所、御賢策依不淺、早速彼敵悉令敗北、其國彌屬平
均之由、是可謂文武兼備矣、國家之繁榮祝着、何事如之哉、以此等之趣、宜預御披露候、恐々謹
言、

佐伯惟教書狀

吉川・小早川勢
ノ敗北ヲ賀ス

佐賀郷

十一月十八日

佐伯紀伊之介惟教

六七〇

謹上 浦上左京殿江

御返札

大友宗麟返状

就吉川、小早川敗北、早々示給、被添御心之次第、祝着候、豊筑敵城無殘、所落去之條、大慶可有推察候、吉左右、追々可申遣之趣、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言、

十一月廿一日

宗麟
(大友義鎮)

佐伯殿

惟教佐伯ニ帰城ス

其後、永祿十二年十二月廿七日に、惟教父子三人、佐伯に歸城なり、本より武勇忠功の志深き故、宗麟公の御懇切、平日にまさりぬ、

○文中ノ文書ハ偽文書ノ疑アリトイフ。参考ノタメ掲グ。

二 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三二

是年、宗麟使戸次鑑連、免家令職、准故立花氏遺跡、改其氏、號立花、自州藤北城移居筑前立花城、又使佐伯惟教還授其舊領、自烏帽子岳城、移柵牟禮城伯莊(佐賀郷)、以列家令、

○『大分県史料』ハ「是年」ヲ元龜元年トスルモ、『増補訂正編年大友史料』ハコレヲ同二年トス。後者ガ正シカラン。尚烏帽子岳城ノ所在地ハ、「大友吉統袖判条々掟書」(「佐賀郷」一三九号)ニ佐郷関内ト見ユ。『戦

戸次鑑連ヲ立花城ニ移シ立花ト改メ佐伯惟教ヲ烏帽子岳城ヨリ旧領柵牟禮城ニ移ス

国大名家臣团事典西国編』モ同郷内トセリ。

三 豊後國志

(海部郡古蹟)
鳥帽子嶽城

在佐加關西、佐伯惟教據之、弘治三年、惟教有恨于義鎮、去於豫州、永祿十二年。義鎮與毛利有

佐伯惟教伊予ニ
逃走スルモ許サ
レテ佐賀郷鳥帽
子嶽ニ居リ兵船
軍事ヲ掌ル

使惟教城于佐賀、
以掌兵船軍事、

白杵莊史料

一 高師直奉書寫

○京都大学文学部国史研究室蔵勅修寺文書
南北朝遺文九州編六九七五号

高武藏守師直

左大將家雜掌申、豊後國白杵庄領家職事、止戸次豊前次郎入道之(父)領、可令雜掌之所務、若有

白杵莊領家職ニ
対スル戸次氏ノ
領有ヲ止メ雜掌
ニ渡付セシム

子細者、可令注申之狀、依仰執達如件、

建武四年三月十九日

(高師直)
武藏權守(花押影)

大友孫太郎殿

第六卷 補 遺

海藏寺光旛首座
等公帖ヲ受ク

二 蔭涼軒日録

○大日本仏教全書
一三三—一三七

(長祿二年九月)
廿七日、○中(臼杵莊)豐後國海藏寺光旛首座、加賀國福聖寺靈稟首座、備後國中興寺妙舜首座、越中國現福寺瑞蘭首座、近江國安樂寺貞蓐首座、公文御判被遊、

三 進藤貞治書狀

○大友家文書録
大分県史料三二

公儀御礼ノ使者
差遣ヲ賀シ佐々
木氏及ビ進藤宛
ノ太刀等ノ贈物
ヲ謝ス

公儀爲御礼、被差上光秀首座候、尤目出存候、仍彈正少弼江御音信、具申聞、御報并太刀一腰助宗・鞍一口貞宗作進覽被申候、將又私江御太刀・青銅五百疋致拜領候、御懇之儀候、同一振・絹二疋致進上候、宜預御取成候、恐々謹言、

(天文六年)
二月廿四日

(進藤)
貞治 在判 ○裏書進藤新介

臼杵三郎右衛門尉殿

四 大友義鎮知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三二

肥後守富莊十町

肥後國守富之内拾伍町分坪付在事、預置候、可有知行候、恐々謹言、
別紙

分ヲ預ク

(天文二十一年)
三月廿五日

鶴原新次郎殿

(大友)
義 鎮 (花押)

○天文十九年(一五五〇)二階崩ノ變ニ討タレシ田口藏人助ノ子孫ハ、ノチ鶴原氏ト改姓セリ(一六六号)。
仍テ以下鶴原氏宛ノ文書ヲ補フ。

五 松田虎聳書狀

○大友家文書録
大分県史料三二

肥前國 御判御頂戴、御禮御申付而、^(寛)金金十兩拜受、目出尤畏存候、仍御太刀一腰進覽仕候、猶

肥前國守護職御
判ノ御礼ニ金十
兩ヲ贈ラル、ヲ
謝シ太刀一腰ヲ
送ル

^(聖惟)光照寺可有御申由、可預御取成候、恐々謹言、

(永祿二年)
九月十七日

^(龍速)臼杵四郎左衛門尉殿

(松田)
虎 聳 無判

六 中澤光俊書狀

○大友家文書録
大分県史料三二

^(豊前・筑前)豊・筑兩國、御判御頂戴、珍重存候、就其青銅二千疋拜受、尤以畏存候、仍御太刀一腰進覽仕候、

豊筑兩國守護職
御判ノ礼ニ青銅
三千疋ヲ贈ラレ
シヲ謝シ太刀ヲ
送ル

表祝儀計候、^(聖惟)猶光照寺可有御申由、可預御取成候、恐々謹言、

(永祿二年)
九月十七日

第六卷 補 遺

(中沢)
光 俊 在判○上包之裡
中澤備前守

白杵莊

六七四

白杵四郎左衛門尉殿
(鑑速)

七 戸次鑑連書狀(紙切)

○五條文書
熊本県史料中世四

(端裏切封)
一 (墨引) 一

大友義鎮出家ニ
ツキ五条鑑貞ノ
剃髮セルヲ賀ス

(大友義鎮)
就御屋形様御法鉢之儀、被成御剃髮候、上儀以御崇敬如此之儀、御感之次第不斜候、御還俗專一雖被 思召候、御老鉢之条、永々有御落髮度之通、被聞召及、御打掛被差遣候、御面目之至、不及申候、最以御書可被仰遣候處、當時御濟候之儀候間、先以自私心得可申旨候、爲御存知候、恐々謹言、

(永禄五年カ)
七月七日

(台次)
鑑連 (花押)

五條殿(鑑貞)
御宿所

○『熊本県史料』八、義鎮ノ法鉢ヲ六年トセリ。

八 戸次鑑連書狀

○五條文書
熊本県史料中世四

(切封)
一 (墨引) 一

八朔御祝儀之事、自鎮定可被成御申之由候、取肝要候、寄挨拶者以下申付置候条、於取合者聊不可

法鉢ニ付打掛ス
拜領スルヲ賀ス

吉弘鑑理・戸次
鑑連帆足郷着

竜造守隆信誅伐
ノ馳走ヲ賞シ一
層ノ忠貞ヲ励マ
シム

有緩候、將又就御法鉢之儀、鑑貞御事御剃髮之由候、上儀御崇敬之次第案中候、仍御打掛有御拜領度之由候条、林式部少輔方迄内々令申候處、則被成御分別、珍重候、態持可進之覺悟候之砌、預御使僧候閉、乍龜相渡進入候、然者鑑理(吉弘)・鑑連事(戸次)、前三日玖珠郡到帆足郷被著候、宗歡(吉岡長増)・鑑速未著郡候、定而今明之閒可有出郡候、於其儀者申談、近々可爲越山候、此節別而御馳走專一候、何様陳中可申承候、猶重々可申述候、恐々謹言、

(永祿五年カ)
七月七日

(言次)
鑑 連 (花押)

五條殿
御報

九 大友宗麟義感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

(隆信)
就龍造寺山城守誅伐、別而被勵馳走之由、乍案中祝着候、既宗麟此表迄差寄候上者、弥可被抽忠貞事頼存候、辛勞之段、必取鎮、可顯其志候、恐々謹言、

(永祿十一年)
三月廿二日

(大友義勢)
宗 麟 在判

鶴原掃部入道殿

一〇 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

竜造守隆信誅伐ノ馳走ヲ賞シ一層ノ忠貞ヲ励マシム

就龍造寺山城守誅伐、別而被勵馳走之由、乍案中祝着候、既宗麟此表迄差寄候上者、彌可被抽忠貞

事頼存候、辛勞之段、必取鎮、可顯其志候、恐々謹言、

(永禄十二年)
三月廿三日

(大友義鎮)
宗麟 在判

鶴原兵部少輔殿

一一 大友宗麟義鎮官途狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

主計丞ニ任ズ

主計允所望之由、可存知候、恐々謹言、

(年未詳)
三月廿四日

(大友義鎮)
宗麟 在判

鶴原式丞或部允殿

一二 大友宗麟義鎮名字狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

源介ノ名字ヲ与

源介所望之由、可存知候、恐々謹言、

(年未詳)
三月廿四日

鶴原新次郎殿

(大友義領)
宗麟 在判

三 大友興廢記

○大分県郷土資料集成
戦記篇(一)

(卷第十三)
治國數之事并唐船渡海之事、

唐船入航

天正三年曰杵入
航、虎・象・孔
雀・オーム・麝
香等ヲ献ズ

○首 略 去程に、去天文十年辛丑七月廿七日に、唐船豊後神宮司(寺補充)に着津す。大明人二百八十人來る。

唐の御門世宗肅帝の御宇なり。同十二年癸卯八月七ケ日五艘來る。同十五年丙午に佐伯の浦に着く。永祿年中に、唐船幾度々來る。去天正三年乙亥の夏、曰杵の浦に着く。此時一入種々の珍物を置く。猛虎四つをそへられ、又、大象一つを加へ、其外孔雀、鸚鵡・麝香杯を添へられたり。夫のみならず、或は繪讚、或は書卷の名筆、并に錦繡綾羅、又は伽羅の櫓、狸々の皮、二十閒續いたるなど渡る。日本の奇物共に到來す。名譽の到なり。智謀纔に寸胸の内より出て、徳風日々に四海に流る。治術都て一身の上に逼て、威名月々に九州に振ひ給へり。誠に八境界相具はりし良將とぞ。八境界とは、抑・揚・褒・貶・擒・縱・與・奪、是を號て八境界と云へり。

一四 島津家久上京日記

○旧記雜録後編一
鹿兒島県史料

(島津) 家久君上京日記 天正三年二月七日ヨリ
全年七月廿日ニ至ル、

○上
下略

(天正三年七月) 一十二日、巳刻之末にからふして平戸に着候へハ、京泊りのもの神六す、持來候、亦善左衛門樽、
(平戸ニテ) 一十三日、唐船ニ乗、見物仕候、なんはんより豊後殿へ進物とて、虎の子四匹、それをめつらしく
見歸候へば、加治木衆彦太郎といへる者、樽・食籠持來候、亦肥州より、樽二ツ肴取合、平松七
郎左衛門といへる者使者、

平戸ニテ唐船ニ
乘リ大友宗麟ニ
贈ル虎ノ子ヲ見
ル

一五 大友宗麟義書狀

○天理図書館蔵山城文書
大分県史料三五

(肥後国玉名郡) 至高瀬津石火矢着岸之条、急度可召越覺悟候、方角之儀候間、乍辛勞夫丸之儀被申付、運送可爲祝
着候、人數過分可入之由候間、別而御馳走肝要候、右津江奉行人差遣候趣、委細志賀安房守可申
候、恐く謹言、

(天正四年九) 正月十一日

(大友義鎮) 宗麟 (朱印) ○印文
「非」

〔山〕
城藏人大夫殿

二六 大友興廢記

○大分県郷土史料集成
戦記篇(一)

流言之事

肥後国着岸ノ石
火矢ヲ修羅ヲ以
テ曰杵ニ引ク
国崩ト命名ス

去程に、去天正四年丙子の夏、南蠻國より大の石火矢到來す。(玉名郡高懸)肥後國より修羅を以て、豊後曰杵丹生の嶋迄引せらるゝ。宗麟公御悦喜なされ、國崩と是を號せらる。○下流言ノ事略ス

二七 厚某書狀(紙切)

○矢野文書
大分県史料二

白杵ニ出立ス
掃參一著ニ付急
ギ掃着セシム

返々我ら事、明後日(白杵)うすきへたち候、さし急候て、可罷越候、く、急度申遣候、仍其方歸參之事、鎮綱御拵候て一著候、早々可被歸候、一日此方にて可申候、かし

(年未詳)
霜月十三

厚 (花押)

〔折返切封ッハ書〕

〔墨引〕

長介殿

厚

佐伯莊史料

一 八條院領目録

○内閣文庫藏山科家古文書
平安遺文五〇六〇号

攝津國富嶋 宿野

甲斐國鎌田

近江國虫生

但馬國池寺

備後國長和

淡路國內膳保

筑前國野介

肥後國岳牟田

日向國富

已上帶 官符之、

伊勢國蘇原

近江國比牟禮 廣瀬社

但馬國河會溫泉兩寺

多々良木

出雲國來海

美作國埤和

肥後國豊田

弘誓院御庄々

河内國一志賀(貴方)

攝津國三嶋 石井 富嶋

淡路國掃守

已上帶 官符之、

丹後國周枳

智惠光院御庄

豊後國戸穴

蓮華心院御庄

河内國高松

已上帶 官符之、

讃岐國姫江新庄

鷺羽

肥後國山本

廳分御庄

攝津國兵庫	參河國高橋
甲斐國篠原	常陸國南野牧
近江國吉富	越前國一品勅旨
加賀國熊坂	越後國白鳥
但馬國三箇	伯耆國山守
備中國生石	
安藝國能美	可部 開田
讚岐國姫江本庄	伊豫國新居 高田
河內國川田 高安	和泉國宇多勅旨
攝津國柳津川尻	淡路 頭成
參河國高橋新庄	駿河國服織
常陸國信太	近江國廣瀨南 龍門
信濃國棒 大井	常田
出羽國大山 成生	越前國氣比 鞍谷
出雲國大原	安藝國安摩
筑前國宗像	筑後國三箇社

第六卷 補 遺

豊後國豊田 傳法寺

安元二年二月 日

○「豊後國豊田」ハ、肥後國ノ誤リカ。

二 大友義鑒感狀

○清田高弘文書
大分市中判田

就今度佐伯惟治退治、彼被官虜置候者共、成敗之事申候處、於野津院被官二人被疵之由、忠儀感悅候、必以面可賀申候、恐々謹言、

(大永七年九)
十一月廿七日

(大友)
義鑒 (花押)

清田九郎右衛門尉殿
(鑑秀九)

三 大神姓佐伯氏系圖

○大神サカエ文書
佐伯市泥谷区

○大神氏 佐伯

○氏神 祖母岳大明神

○幕紋左巴

入田河穴巴云云、
又檜扇竹丸

○幕紋出支

惣領五布掛
則袁五智如來
祖子三布掛
則袁天人地三才

○幕繩之支

惣領左繩鹿子右繩云云、
青白黒三色打交也、

一 佐伯重代之太刀、カキビシ瀬上リ之太刀、手銚タヲ

シカキビシ申ハ、万壽寺ノ池ヨリ、網ニテ引揚タル

太刀也、但シ此池ニ光物出ケルヲ、引上ケタレバ此

太刀也、

一 瀬上ノ太刀ト(マ)在京ノ時、船ヨリヲトシ玉ヲ時、此

太刀瀬ニノボリケルヲ・トリ玉ヲ故ニ、瀬上リト云

也、

一 大ヒヤウブ、小ヒヤウブト云ハ、長刀也、



此檜扇ハヒノ木ヲ以テ作タル
扇也、是ハ唯見タル所也、

○中一紙脱ノ如シ。左行ハ紙継目ニシテ、行左半分ヲ存ス。
大神惟基ノ奏聞セリトイフ和歌ノ下ノ句ナリ。

…神与利屋裁始劔(カ)…(紙継目)…
如此爲讀故、經奏聞之處、蒙御免也、

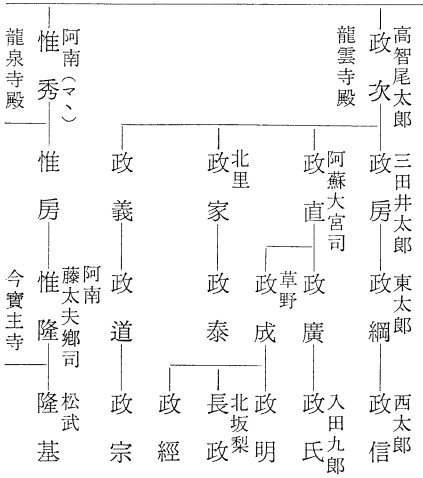
○帥大納言經輔公九州九ヶ國爲國司御下向之時、大太
惟基爲養子故、經輔者養父也、厥後即取聳根源者、
九州大名參會而有大神、經輔祕藏五臟大馬、以外爲

食人、依無乘者無念被思覺處、惟基令推參、與此馬
 吃指寄暫晚彼馬所、自通身流汗、其後散々乘、後鹿
 射、悅之餘、大納言經輔取賀、厥後讓豐後國司云云、

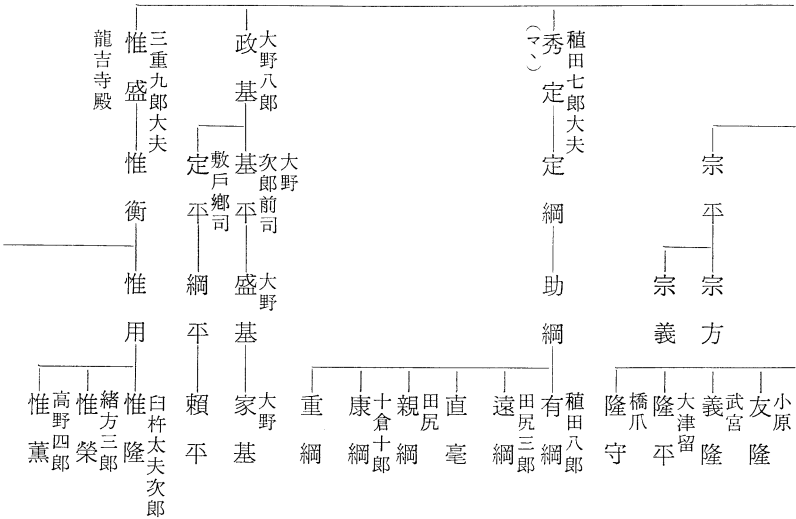
○祖母岳大明神則神武天皇也、此神化
 持男子云云、

大太 經輔公爲聲、五人男生云云、
 惟基

嫗嶺者在日向與豐後之堺、昔日向國鹽田在一女、甚
 美、神化爲男子來通、尋其所販則一巨蛇也、彼女生
 一男、形健善走足多韌、人號韌大童、

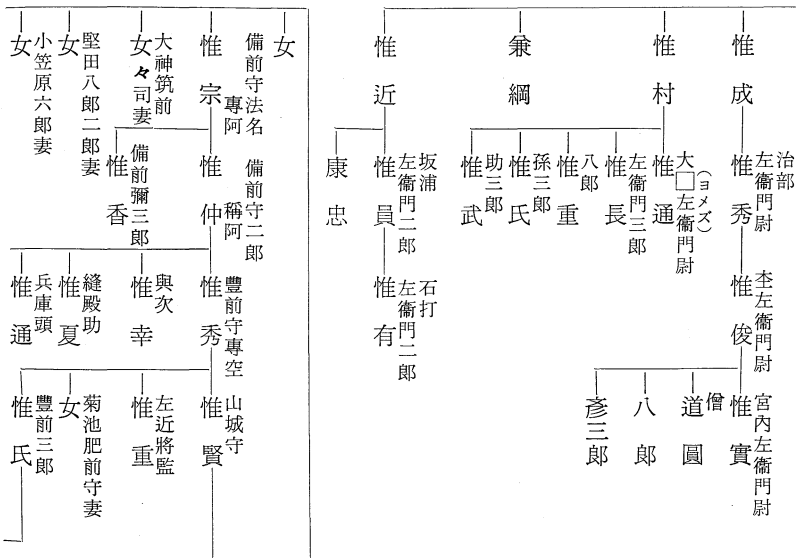
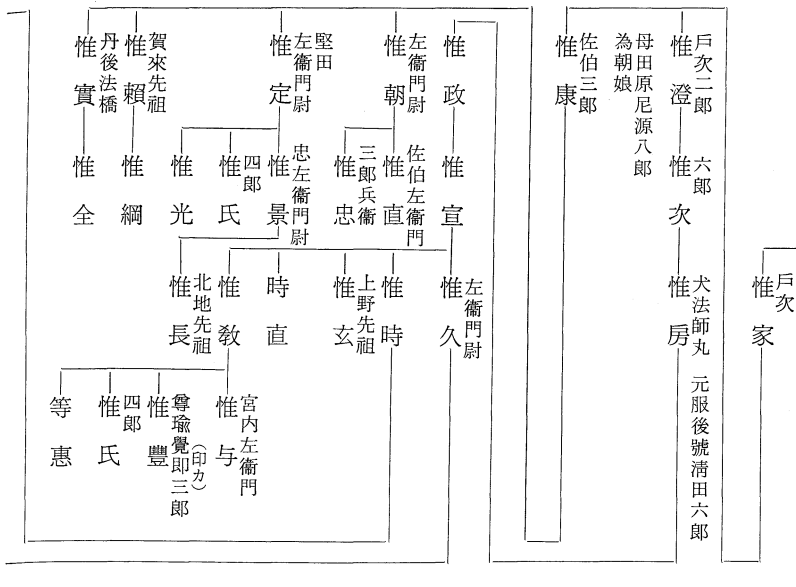


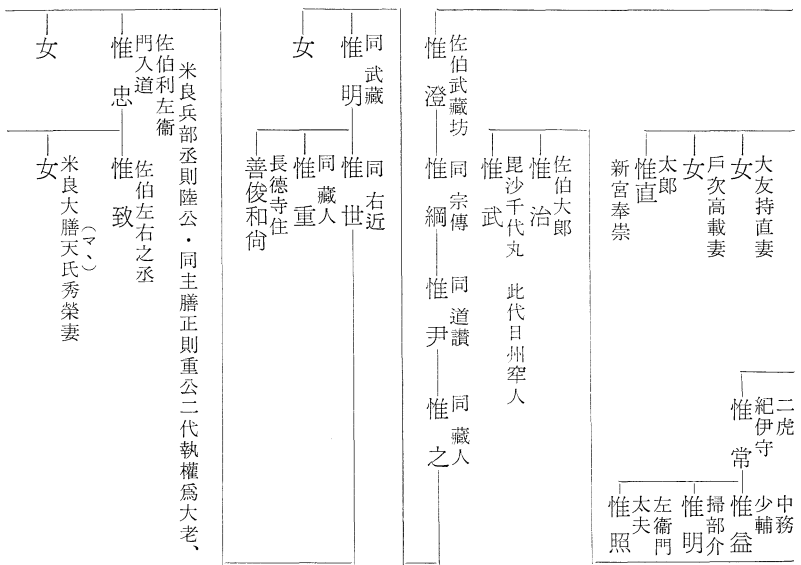
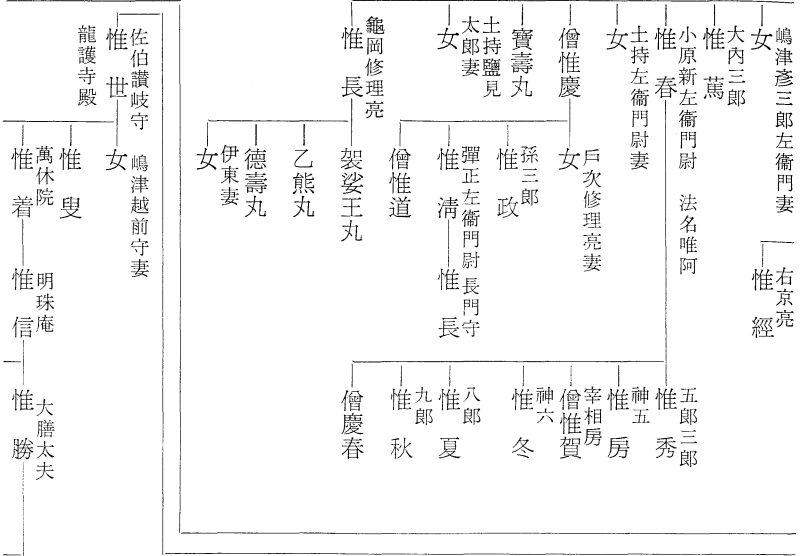
第六卷 補遺



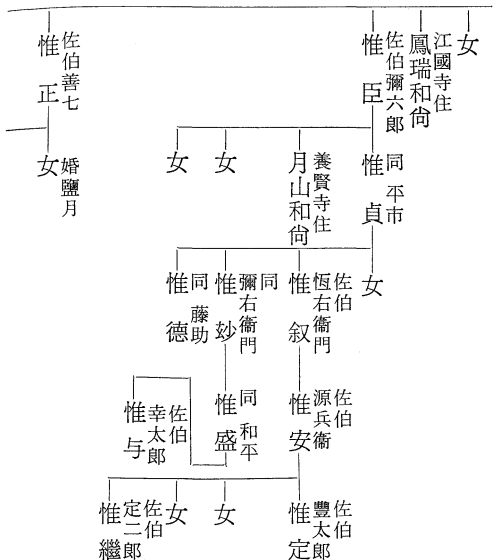
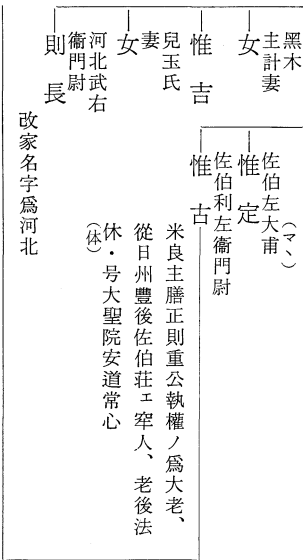
六八三

佐伯莊

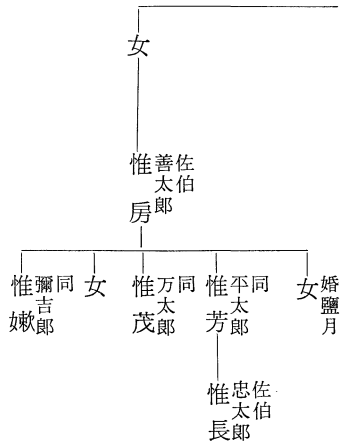




佐伯莊



佐伯利八
惟利經



柴山村史料

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

一 宇佐宮假殿地判指圖

略○上

柴山村宇佐宮假殿造營一國平均役ヲ勤仕ス

(國司屋廻廊東ノ部分北側)
「東廻廊八間南与南樓柰東、

大門南中門竪十四丈五尺内^九

六丈五尺 朝見郷

三丈 佐賀郷

二丈 笠和郷

壹丈 佐伯庄

壹丈 柴山村

六丈 國東郷

廻廊与垣屋中閒

二丈九尺三寸 一

第六卷 補遺

○中略

柴山村

〔東廻廊八間〔東廻廊ノ東廻廊〕南樓脇一閒種田庄、次四閒佐賀郷、次一閒笠和郷、次一閒佐伯庄、次一閒柴山村、

○下略

○海部郡全体ハ「佐賀郷史料」一六号ニ抄出ス。

二 足利義詮御判御教書案

○竹中家文書
大分市大字志津留諏訪一男藏

大友氏時ノ訴ニ
ヨリ戸次淨心所
帶文書及ビ氏時
給ハル安堵狀ノ
正文ヲ除キ案文
ヲ執進シ且ツ淨
心子孫義絶ノ段
ヲ尋ネ注進セシ
ム

大友刑部大輔氏時申、戸次掃部助入道淨心所領豐後國柴山村、戸次庄内壇原村、由布院内荒木・山崎・石松・貞恆四ヶ名、并香野村、八坂庄内歲田村、日向國宮崎庄内調殿村・和田村・宮崎本村半分・拍田半村景重方・四郎丸公文龜羈給分田畠萩原田地、肥前國財部村六分一等地頭職事、淨心成親子之契約、讓與氏時早、而彼所々淨心傳領之證文等、依九刃擾亂、不進正文、九持所氏時代々（マ、）雖爲成人養子、并他人和与之地、一族等所領相傳之時、每度被成案堵早、彼狀亦同前、所詮云淨心所帶之文書、云氏時所給之案堵狀、拔正筆可令執進案文、且淨心之子孫悉義絶之段、同可被尋注進之狀、如件、

貞治二年三月二日

〔足利義詮〕
御判有

修理大夫殿

第七卷(上) 補遺

大野莊史料

一 戸次頼時讓狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

「戸次殿所領之注文次第書寫所也、」

讓与 嫡男福壽丸(戸次直光)

相傳所領田畠所職等事、

在

戸次頼時嫡男福壽丸(直光)ニ所領所職ヲ讓ル

伊勢國塔世御厨内半分南方地頭職(安濃郡)

豐後國戸次庄地頭職(大分郡)

安岐郷内守江村地頭職(國崎郡)

「由布院六十町」(異筆)(速見郡)

同村内藤北名半分地頭職(大野莊)

八坂庄内生和名地頭職(速見郡)

緒方庄内小河名地頭職(大野郡)

大野庄下村半分惣領地頭職(大野郡)

「由布院六十町」(大野莊)

同村内藤北名半分地頭職(國崎郡田原別符)
俣見波多方内十郎八郎名等地頭職(大分郡)

阿南庄内光一松名地頭職(大分郡)

大野莊下村半分

同下村藤北名半分

第七卷(上) 補遺

大野 莊

(大野郡) 三重郷井田郷内梨畑

(国崎郡) 國東郷内小原富來村□村半分

(国崎郡) 眞玉村半分等地頭職

肥前國財部四郎重幸跡

(喜崎郡) 日向國宮崎庄分 地頭職

(速見郡) 朝見郷并立石村辨濟使職等

(異筆)(速見郡) 「大神之庄内近部藤原」

右、所領所職等者、或重代相傳之所領、或元弘・建武勳功地、且由緒相承當知行無相違所々也、而令發向軍陣之閒、相副次第證文等、所讓與于福壽丸、無他妨可令領知之、但此内福壽丸母堂源氏女并庶子分者、書与各別之讓狀者也、不可致違亂煩、將又福壽丸若無男子者、次男萬壽丸可令知行、是又無男子者、守次第可相續子細同前、凡至于重秀跡、惣領職者頼時嫡家惣領代々御公事等者、所令支配庶子等也、任先例、可致沙汰、且爲後鑑置文一通書置之處也、於違背輩者、爲不孝之仁、不可令知行頼時之跡、仍讓狀如件、

觀應貳年二月十日

(戸次) 前丹後守頼時 在判

二 肥前大興寺大般若經輿書

○大興寺の大般若經 佐賀県立博物館調査研究紀要第九集

大野莊田中城ニ於テ大江氏茂景觀禪門菩提ノタメ書写ス 同ジク大江匡世

- (三三四卷) 「皆天授第三天丁巳九月八日、於豊後國大野田中城書寫畢、爲景觀禪門頓證菩提也、大江氏茂、」
- (三三五卷) 「于時天授第三天初冬八日、於大野田中城書寫之、爲□勇禪尼頓證菩提也、大江匡世、」
- (三三八卷) 「雖爲惡筆、爲結緣取兔躰魚網畢、皆天授第三丁巳八月廿七日大江氏義敬、」

□勇禪尼ノタメ
書写ス
大江氏義書写

○三三八卷ノ大江氏義モ前者ノ一族カ。

三 日向二巖寺雲版銘

○日向国の雲版
宮崎県地方史研究紀要一七

(寺院由緒調) (枚)
「雲版」一牧 銘云、

豊後州大野庄下村之内、

知勝院

文明九年丁酉十月日性現置之、

○現亡佚、「寺院由緒調」ニ記録アリト。天正十四年(一五八六)島津軍ノ豊後侵入ノ際ノ掠奪品ナラント。

性現雲版ヲ大野
莊下村知勝院ニ
奉納ス

四 進盛行讓狀寫

○伊東明文書
大分県史料一三

(端裏ウハ書)

伊東左衛門尉殿

進長門守
盛行

我ら知行分依無直子、其様爲養子、打渡申候給所之事、

一所谷の田半 代四百文

一所小くほのはたけ 代三百文

子無キニヨリ伊
東某ヲ養子トシ
テ田畠居屋敷ヲ
渡ス

第七卷(上) 補 遺

大野 莊

六九二

一所きた半ニ居屋敷

其外、六畠所々にすこしつゝあり、寺のわきニ山あり、何も懇付進之候、可有知行候、仍爲後日
如件、

明應貳年(天、)正月吉日

盛 行(進)
(花押)

伊東左衛門殿

五 大塚惟昌地替證文

○伊東明文書
大分県史料一三

〔端裏捻封ウハ書〕

大塚右京亮

(墨引) 伊東主馬亮殿御宿所

惟 昌(永代)

はい迫屋敷ヲ永
代打渡シのほり
迫屋敷ヲ請取ル

地かゑ之儀、爲可被仰合、預御兩使候、畏入存候、申合候まゝ、(永代)ははい迫屋敷之事打渡申候、
今日吉日之事ニ候之条、のほり迫屋敷之事(請取カ)人請取申候、爲後日壹筆如件、

天文拾貳年ミツとの十月十六日

惟 昌(大塚)
(花押)

伊東主馬亮まいる

御宿所

のほり迫屋敷ヲ
永代打渡シはい
さこ屋敷ヲ請取
ル

申入タル事成就
セバはうしかう
五貫分ヲ預クベ
シ

六 祐忠地替證文寫

○伊東明文書
大分県史料一三

地かへのきにつき、預り狀祝著之至候、某下地職のほりさこ屋敷之事、今日十六永代打渡申候、將
又其方御下地(はカ)をいさと屋敷(こカ)、則請取申候、自然於いこいらに者、我等とかく申候閒敷候、爲後日
く申如件、
(一筆カ)

天文十二年ミつとのの十月十六日

祐 忠 在判

(惟昌)

大塚右京亮殿まいる

御報

七 志賀親守書狀

○伊東明文書
大分県史料一三

申候事、於成就者、はうしかう五貫分事、預可申候、恐々謹言、

(年未詳)
六月二日

(志賀)
親 守 (花押)

伊東内膳助殿

三重郷史料

一 戸次頼時讓狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

○觀応貳年二月十日。全文ヲ「大野莊史料」補遺一号ニ收ム。本文省略。讓与所領中ニ「三重郷」アリ。

戸次頼時嫡子福
寿丸(直光)ニ
三重郷等所領ヲ
讓ル

二 三浦かつさ等連署賣渡狀

○有田文書
大分県史料一三

市天神仮屋等ヲ
麻生惣兵衛ニ
貫文ニテ売ル

(マ、ハ、) いうとある仍市天神かりや・かつさもち [] (麻生惣兵衛) あさうそうひやうへ殿へ、永 [] (た) い五くわんもんうり申候事ちやうなり、もし此うちと [] (か) 申社候わは、かの上おさ [] して御さたあるへく候、仍 [] (くたん丸) のことし、

永六十二ねんミのとし五月十日

御 [] (市カ) (目代) もくたいよへもん []

[] つくてうきやう []

[] (か) うのかうつけ []

あさうそうひやうへ殿

ミうらへいへもん []

三浦 かつさ (花押)

市目代

三 島津世錄記

○旧記雜錄後編二
鹿兒島県史料

島津義弘豊後ニ
発向シ直入大野
ノ諸城ヲ攻略ス

○自天正十四年十月廿一日、至十二月廿二日。島津義弘肥後ヨリ豊後侵入、入田郷入田宗和ノ城ニ入ル。志賀親次岡城ニ抛リ抗スルコト、義弘三重郷ヲ征シ、大野莊鎧嶽城ヲ陥ル、コト、島津家久日向ヨリ侵入、利光ノ戦及ビ府内占領ノコト、義弘志賀道益城ニ入り朽網ニ陣替ノ事等、「直入郷史料」補遺四号ニ収ム。本文省略。

四 島津家久公譜

○旧記雜錄後編二
鹿兒島県史料

○自天正十五年二月十八日、至同三月十八日。岡城主志賀親次反撃シテ小牧・鍋田両城ヲ陥ル、コト、家久府内ヲ発シ三重郷松尾城ニ入ル。島津義珍府内ヲ発シ清田郷ニ戦ヒ、松尾城ヨリ梓山ヲ越ヘ日向ニ退却スルコトニ係ル。全文ヲ「直入郷史料」補遺五号ニ収ム。本文省略。

五 島津義弘公御譜

○旧記雜錄後編二
鹿兒島県史料

島津義弘府内ヨ
リ退却
清田郷通過ノ時
豊兵退路ヲ妨グ
三重城ニ入り梓
山ヲ越ユ

(天正十五年)
待三月十五日夜半、義珍遂去府内之路過清田之郷、敵兵遮前路悉以欲屠殺、義珍整諸士卒、暫俾前鋒追退對敵之際、伊勢彌九郎貞昌于時十八歲、後任兵部少輔也。・久富木攝津介上原長門守尙近弟也。各斬敵一人也、于時佐多常陸守久政・伊集院美作守忠宣・白濱周防守・平田新左衛門尉・長谷場出雲守・松下越中守久孝・池山掃部兵衛尉・福永藤五郎・枝次左京亮・志和知外記遂戰死矣、同十六日入三重城、同十八日、超梓山入縣城也、此之時義久在都於郡矣、
(兒湯郡)

第七卷(上) 補 遺

六 森迫氏系圖

○森迫英男文書
大野郡三重町大字井迫字森迫

〔(卷首)平姓猪俣系圖□幕紋并術〕

○桓武天皇ノ皇子葛原親王ヲ祖トスル平氏系圖ヲ書キ、猪俣氏ノ系譜ヲ記シ、森迫氏ノ出自ニ及ブ。本系圖ハ右「猪俣系圖」ニヨリ、猪俣氏以前ヲ省略シ、森迫氏部分ノミヲ抽出セルモノナリ。

常隆 上總權助

常景 小野平太郎

廣常 上總介八郎

保元平治ノ合戰於所々度々有武功、雖然其後有テ讒者、驕リ長シ、謀叛之志有之旨ヲ賴朝ニ訴え、依之於殿中及生害ニ訖、

胤 天羽庄司 號小野、

家兄廣常依賴朝之命ニ、殿中ニ而雖及ト生害、其後無違變無事依爲明白、賴朝甚悔先非、其弟某直胤被召出、武藏國之内、賜猪俣庄、從尔旧號避千葉氏號猪股、
壽永三年二月七日依賴朝命源範賴攝劔一ノ

範

經

猪俣平六 六亮

建久四癸丑年依源賴朝公命ス大友左近將監能直豊後・豊前之兩國ヲ受領、同七年六月十一日能直豊後下向、從賴朝公附屬七十二

士、範經請命ヲ、能直供奉メ豊後下向、同國大野郡之内森迫邑百六十貫文拜受訖、

（マ）依有宿願之旨、山城國詣眉山八幡宮

七昼七夜參籠、及滿日既欲下向之処、社檀

鳴動メ青色之石目前顯出、範經恐敬尊謹メ

自ラ持スル所武器之具共ニ、豊後歸國同郷

之内菅生邑構社ヲ八幡之宮殿修造、氏類每

歲祭祀、

猪俣平左衛門武彞ニ住、

谷發向、平家ト及鬪戰之處、於大手越中前
司盛俊ト直胤馬上ニ組、盛俊ヲ押へ、執首
級、備範賴之正覽、範賴掌美メ諱ノ賜一字、
稱號金平六範綱、

範常 森迫 幼名藤丸

兵左清門尉 三河守

嗣于父請 大友豊後守親秀命、森迫之邑之

内百六十貫文拜受、

範純

森迫範基

範基

森迫左馬介 友千代 父繼遺領森迫ニ住、

範章

豊後大分郡戸次庄霧嵩城主戸次二郎左衛門重秀ニ奉仕、

森迫貞範

貞範

森迫兵庫助 大友出羽守貞親奉仕、大野郡爲旗頭、采地嗣父錄之、諱一字免許號貞範、

内田範重

範重

内田舍人介、内田藏人丞養子、同郡内田ニ住ス、大友左近將監貞宗嫡男近江次郎貞順對本家依有異心、請貞宗命、大野郡於大渡生害、

大友貞順ヲ大野郡大渡ニ討ツ

森迫氏範

氏範

森迫掃部丞 千代松

大友氏時ノ使トシテ上洛義滿ニ謁ス

應安元年大友刑部太輔藤原氏時、將軍 義滿依台命ニ、依有國家相續、謝台命其使令承氏時之命、氏範上洛義滿將軍拜謁、

第七卷 (上) 補 遺

三重郷

僧

實堪和尚

豊後大野郡三重郷赤嶺千藏坊極樂寺住侶、

範

里 森迫刑部丞 若名 六作

應永十三年春 大友式部大輔親著豊之後州海部郡丹生久所邑香華院建立、範里請命ヲ、修造早、号雲鶴山大惠寺、

森迫範里
大友親著ノ命ニ
ヨリ大惠寺ヲ建
ツ

○内容次行ト接続
セズ。紙脱アルカ。

(紙繼目)

近

必可消失、蒙介現逐日班色消失、至子孫背中有班色事神靈也、
森迫六左衛門尉

某

某 同六之助

森迫鑑根

蒲池鑑貞ヲ塩九
升河原ニ討ツ

鑑

根 森迫兵部允

先祖代々森迫ニ住、大友修理大夫義鑑奉仕、大野郡之爲旗頭領百九十貫文、
天文十九年筑後國山下城主蒲池兵庫頭鑑貞對大友家有野心、依之豊府招寄爲討手、承義鑑之命、鑑根
(笠和郷)
塩九升河原待請告義鑑之命討果、其首級ヲ備義鑑高覽、義鑑甚感賞賜券書、

鶴原新次郎宗故妻、

女 女

—女

○以下別紙。糊放レ
部分ノ新写ナリ。

(紙繼目)

森迫鑑富

天正六年十一月
六日向高城河
原ニ戦死ス

鎮

富 森迫兵部允

天正六寅年大友豊後守義鎮日洲ニ進發、牟志賀構陣營、於高城河原嶋津義久兵數回鬪戰之処、豊洲之諸將失軍利各討死、鎮富苦戰、于爰死、于時十一月六日、号竹翁常林禪定門神儀、鎮富妻爲追善、供養六地尊ヲ村中ニ建立、

六地藏尊碑銘

鎮西豊之後劔大野郡三重郷森村内居住三宝戒弟子等、爰ニ有孝信女三ヶ年之間、昀月從朔到尽日、菽嚴茶屋道場廣開甘露門、施河沙功德、共ニ并ニ欽奉建立地藏薩埵尊容、請十方聖衆ヲ以伸メ供養、右ノ意平朝臣森迫部之輔鎮富於日洲ニ戦死ス、法名證竹翁常林禪定門神儀、冀ハ依此善根功力ニ、鬼趣ノ雲晴テ輝耀本地ノ風炎慳心水解如飽、^(酒カ)兩法拔ノ和水ヲ、孟火變メ而成清涼宝池、刀山摧テ而作常樂國土、頓ニ^(脱カ)晚三界ノ迷綱ヲ、速ニ登ル菩提ノ彼岸ニ者也、

仍伏テ乞、

三宝ノ證明諸天洞鑿ノ

代云畢、意如何摩訶婆羅密

皆天正九辛巳曆仲秋念日 孝子敦白、

—女

第七卷(上) 補 遺

六九九

親 正

森迫三十郎

○親正ノ名マデ異筆新写ナリ。誤脱アリ。但シ「右六地藏尊銘」ノ終リ「常楽国土」ノ土以下ハ、本卷ニアリ。

肥後國合志常陸介大友家爲幕下之処、依逆意爲討手佐伯彈正少弼、肥州發向、親正從之趣常陸介軍將

山木十郎討死、生年拾七歳、有辞世、

(朱書)

「命より名こそおしけれ武士の

(カ)

道をは誰もかくや思わん」

正 則

森迫左馬亮

慶長十九年九月十日卒

亥刹居士 三重金田ニ葬、墓印ニ松樹ヲ植、

女

正 氏

森迫與三右衛門

同 勘七

從此代浪人爲農ヲ業、

某 同

甚助

某 同

八右衛門

某 同

吉兵衛

某 同

銀左衛門

某 同

字之助

某 同

勘七

某 同

勘右衛門

某 同

同十吉

某 同 喜右衛門

某	同 喜八郎	某	同 彌六郎	某	同 與四郎
同	吉左衛門	同	由左衛門	同	傳十郎

野津院史料

一 寒田親景書狀

○波津久文書
大分県史料一三

〔端裏捺封ウハ書〕

寒田兵部少輔

〔墨引〕得永殿
御宿所

親 景

波津久忠兵衛申
ス居屋敷ニツキ
取成シヲ請フ

波津久忠兵衛方以前被申上候居屋敷事、忙事を被申候、可有御披露候、彼方佐田陳番清田方一所被居候て、被疵、被致忠節候之聞、別而可有御扶持候、居屋敷事、僅四五貫分際之由、被申候、可預御取成候、恐々謹言、

〔年末詳〕
六月廿九日

〔寒田〕
親 景〔花押〕

第七卷（上） 補 遺

○塞田親景ハ、明應ノ文龜元年頃ノ加判衆。

二 大友親治感狀

○波津久文書
大分県史料一三

〔包紙ウハ書〕
「波津久新九郎殿

〔端裏切封〕
「〔墨引〕」

親治」

門松城合戦ノ軍
勞ヲ賞ス

去七日門松城合戦、雖爲無足、以清田右馬頭一味之辻、碎手被疵候、高名無比類候、彌被勵粉骨候者、肝要候、辛勞之通以面可賀申候、恐々謹言、

(明應七年)
八月十三日

(大友) 親治 (花押)

波津久新九郎殿

三 大友親治感狀 (紙切)

○波津久文書
大分県史料一三

(包紙ウハ書)
「波津久新九郎殿

(端裏切封)
「〔墨引〕」

親治」

清田右馬頭一所
ノ粉骨ヲ賞ス

清田右馬頭一所粉骨之由承候、殊被被疵候、高名無比類候、以面可賀申候、恐々謹言、
(年未詳)
十一月六日

波津久新九郎殿

四 大友義鑑書狀

○広田文書
大分県史料一二

不例立願成就ノ
為御正躰ヲ馳走
セルヲ謝シ倍祈
念ヲ励マシム

就今度不例、爲立願成就、當社御正躰馳走、感心候、倍祈念肝要候、猶齋藤幡摩守可申候、恐々謹
言、

(天文十三年)

十一月五日

神野

大宮司殿

神野宮大宮司

(異筆)
「天文十三年十一月五日」

(大友)
義鑑 (花押)

五 大友吉統除國軍士配賦著到交名

○大友家文書録
大分県史料三四

○上
下略

福嶋殿

大神兵部少輔

大津留孫七代

野津院衆

戸次孫平太代

緒方衆

雄城平作者

野津院衆等福島
正則預ケトナル

第七卷(上) 補 遺

野津院

賀嶋兵部丞

津江衆

後藤四郎右衛門尉

下村治部丞

石合五右衛門尉

雄城將監

中村左京亮

寺中治部少輔

兵部少輔

谷川權進

平内者

彥兵衛

代

與三郎

左衛門

又右衛門

孫二郎

小二郎

夫丸三人

下郡縫殿助

朽網三郎右衛門尉者

森五郎左衛門尉者

津久見者

合三百壹人

か二十七人
人夫廿人

井田郷史料

一 戸次頼時讓狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七〇六八号

戸次頼時嫡子福
寿丸(直光)ニ
井田郷等所領
ヲ讓ル

長祿三年大友親
綱ヲ葬ル
開山不肯禪師貞
和五年寂ス

○觀応二年二月十日。全文ヲ「大野莊史料」補遺一号ニ收ム。本文省略。讓与所領中ニ、「井田郷」アリ。

二 豊後國志

(大野郡仏寺)
大聖寺 在井田郷柴北村、號慧日山大聖寺、大友親綱法謚也、有塔、曰長祿三年、家譜曰、葬大野柴北、蓋葬
所在寺之西北五町餘、阿蘇十二祠林叢中、寺中有一塔、曰開山不肯禪師、貞和五年、寂、蓋長祿相距
貞和、一百餘年、然則此寺非爲
親綱所創、但以舊號爲法謚耳、

第七卷(下) 補遺

緒方莊史料

一 歷代鎮西要略

○芥川竜男校訂
文献出版刊

壽永緒形進平家記

豊後知行国守藤原頼輔子頼經ニ令シ国人ノ平家ニ從フヲ止メシム
頼經此ヲ緒方惟榮ニ伝フ
惟榮院宣ト称シ九州二島ニ伝達ス

人王第八十二代後鳥羽院○中即位、八月廿日也、茲豊後國司刑部卿藤原頼資朝臣、躬者在京、以其（知行国主）

子頼經爲代官、而居豊後、於是、刑部告頼經曰、不可從於落人平家、速應追進之耳、頼經亦觀之于（輔）

緒形三郎惟能（惟能一作伊能）、於是惟能以國司之令稱院宣、回牒於九州二島、以擬追討平家矣、抑夫緒形者、

非直也人、○中惟能嘗屬小松殿、然而近年疎平家惡行、以會於菊池等、今遇于國司之號令矣、○下

二 戸次頼時讓狀寫

○筑後立花文書
南北朝遺文九州編七

戸次頼時嫡男福寿丸（直光）ニ緒方庄内小河名地頭職等ヲ讓ル

○觀応二年二月十日。「大野莊史料」補遺一号ニ全文ヲ收ム。本文省略。讓与所領中ニ、「緒方庄内小河名地頭職」アリ。

三 肥前國大興寺大般若經奥書

○大興寺の大般若經
佐賀県立博物館調査研究書第九集

(二五卷)

〔於豊後國緒方庄宇田枝名寶生寺寶生坊、爲七世父母

別□□阿闍梨良海・良麒麟尼御菩提、乃至法界衆生

平等利益、意趣大概若斯、天授第三禊_(畢九)勿月廿日_(午剋)一校

卓、右筆者 慶運敬白、

〔於豊後國緒方庄宇田枝寶生坊爲寶、且佛法興隆、且

慈父阿闍梨良海・悲母良麒麟御菩提、致无二之丹誠、

書寫畢、法界衆生平等利益、意趣大概在期、天授三

季_(六月)丁巳林鐘五日、右筆者金剛佛子慶運、

〔右書寫意趣者、爲佛法興隆、爲資慈父阿闍梨良海・

悲母良麒麟尼御菩提、乃至法界平等、意趣大概若期、

〔天授三年六月廿九日、寶生坊之寫了、金剛佛師慶

運、

敬、

(四三〇卷)

〔昔天授三年十月七日、於豊後國緒方庄宇田枝名寶生

坊、爲佛法興隆、且爲阿闍梨良海・悲母良麒麟尼御

菩提法界平等_(ア)不利益、意趣大概如此、右筆者金剛佛

子慶運_(生歲) 五六

〔右志趣者爲聖忍禪尼也、天授三年_(丁巳)十月十二日 書

寫天曇、

右書寫意趣者、且爲佛法興隆、且爲資阿闍梨良海

・悲母良麒麟要法禪門良評七世父母、乃至法界衆生御

菩提也、天授第三禊_(巳)丁巳林鐘拾貳日申剋、佛子慶運、

敬

(四八六卷)

〔昔永和第四_(戊辰)年_(將軍方)大藤廿六日、於豊後州緒方庄

宇田枝名丹生寺寶生坊、爲佛法興隆、悉地成就書寫

畢、慶運書之_(生年) 三十一

〔天授三年七月十九日、宇田枝寶生坊書寫畢、金剛佛

子慶_(五二八卷) 敬、

〔天授三年七月十九日、宇田枝寶生坊書寫畢、金剛佛

子慶敷、

(五三〇卷)

「右、於豐後州同慈禪寺、沙門良珍拜書、

(五三六卷)

「右意趣者、依相當孝妣阿闍梨良海・良麒禪尼第三季

(為カ)

今月□抽無二之志、令書寫畢、法界衆生平等利益、

(為カ)

仍所奉書存如件、皆天授第三丁禊極月一日、金剛佛

子慶運書之、

(五九五卷)

「皆天授第四戊歲大族八日、於豐後州緒方庄宇田枝丹

(五九五卷)

生寺宝生坊、爲佛法興隆、且現當悉地□定成就圓

滿、過去二親成等正覺、乃至法界平等利益、仍所奉

書寫如件、敬白、金剛佛子慶運、生年、

(五九九卷)

「豐州緒方庄宇田枝名入丹野山宝生坊書所也、右意趣

(五九九卷)

者、平氏女并冥利爲壽命長遠・福貴自在・子孫繁昌

(正月)

・後生佛土生而書所如件、皆天授四禊戊午歲大族十

六日、玄詮書、

(正月)

○本經ハ、宇田枝名丹生寺宝生坊ノ僧慶運ト、同寺ニ係

リアリト見ラルル玄詮・智友・崇恵等ニヨル書写ヲ主ト

シ、中ニ若干右以外ノ者ノ書写モ含マル。慶運書写ハ右

ノ外ニ多数アルモ、緒方庄宇田枝名宝月坊ノ地名アルモ

ノニ限定セリ。

四 大友義鎮一字書出

○波多野文書
大分県史料一三

(端裏切封)

「(墨引)」

一字之事、鎮種進之候、恐々謹言、

(年未詳)

九月四日

波多野中務丞殿

(大友)

義鎮(花押)

直入郷史料

一 菊池武光寄進狀寫

○阿蘇家文書
大日本古文書

大野莊下村ノ替

奉寄進

(豊後國大野郡)
先年以大野庄下村内、雖寄進、本主依參御方、返付之間、爲彼替、所令寄進也矣、
(肥後國阿蘇郡)
阿蘇御嶽

(直入郡)
豊後國直入郷柏原村事、

直入郷柏原村ヲ
阿蘇御嶽社ニ寄
進ス

右、爲惣天長地久、御願圓滿、別當家安穩、子孫繁榮、爲毎月大般若轉讀祈足、所寄進如件、

正平十七年十二月十三日

(菊池)
肥後守武光花押

二 菊池武光書狀寫

○阿蘇家文書
大日本古文書

爲毎月大般若轉讀祈足、先年(豊後國大野郡)以大野庄下村内、雖令寄進、(阿蘇郡)御嶽候、本主參御方候之間、返付之候

了、仍爲彼替、奉寄直入郷柏原村候、彼勤行無退轉之様、被仰付當山衆徒候者、本望候、恐々謹

大野莊下村ヲ御
嶽ニ寄進セシモ
本主降參ニ付替
トシテ直入郷柏

原村ヲ寄進ス

言、

(正平十七年)

十二月十三日

謹上

(恵良准澄)
阿蘇大宮司殿
(肥後国阿蘇郡)

(菊池)
肥後守武光花押

三 戸次鑑連安堵状案

○由布文書
東京大学史料編纂所影写本

(直入郷)
肥田名八拾五貫役職之事、任前々之旨、堅固執沙汰、肝要候、恐々謹言、

(年未詳)
十二月廿八日

(戸次)
鑑 連御書判

由布源五左衛門尉殿雪下事

四 島津世錄記

○旧記雜録後編二
鹿兒島県史料

○首
略

天正十四年丙戌十月、義弘主爲大將向豊後、相隨運衆者、弟左衛門尉歳久・同子三郎次郎忠隣、從弟右馬頭征久・同圖書頭忠長・川上上野介信久・新納武藏守忠元・同姓縫殿助久時・北郷讃岐守忠虎・樺山兵部太輔規久・伊集院右衛門大夫忠棟・同姓肥前守久春・同姓筑前守・鎌田尾張守寛栖、

島津義弘豊後ニ
發向ス
義弘ノ部下諸將

肥田名八十五貫
役職ヲ沙汰セシム

法号、
寛栖

入田宗和・志賀道益内応シ義弘宗和城ニ入ル

津賀牟礼城

志賀親次岡城ニ移リ抗ス

忍ビノ兵城墮ニ墜死ス

島津家久ノ軍

三重郷ヲ征ス

緒方城ヲ陥ル

鎧嶽・鷲台城

利光ノ戦ニ大勝

同姓出雲守政近・川上左近將監久辰・平田新右衛門尉・大寺大炊助・白濱周防守・宮原筑前守・町

田出羽守久倍、肝付彈正忠兼寛・敷根藤左衛門尉・大野權左衛門尉久高・伊勢彌九郎貞昌、都合其

勢三万七百餘騎、自肥後之境討入于豊之後州南郡、同十月廿一日、到阿蘇郡野尻設陳柵、同廿二日、

陷高城之時、得敵首數十、貞昌年纔十七而斬得強敵一人、義弘主感褒不淺、入田宗和・志賀道益素

合心薩摩、而待之如大旱之望雲霓、於是宗和・道益引率隨兵千有餘來爲指南、乘夜入宗和城、松尾

壘及鳥嶽城皆陷走矣、厥後進津箇牟禮、城主戸次源三者、俗名攝津守統貞同廿四日圍其城、宗和・道益以

策、源三下城、則兵庫頭義弘主入津箇牟禮城、道益嫡子道輝門尉親次據岡城稱病龜縮、其地險峻、

且有大河之不可徒渡者、故評議未決之際、義弘主執鞭之士乘夜蜜進登其城、乃當敵兵迫來而欲越壁

去、而不得忽陷于城墮死云云、道輝者宗和・赤星備中守親戚也、故請遣使出質、道輝應其言粗相隨

矣、太宗義久主亦在軍中、先自赴日州之境三城、暫駐於塩見、以弟中務太輔家久爲大將、山田越前

守有信・吉利下總守・土持左馬權頭・伊集院下野守久治・同姓美作守・本田下野守親貞・上井伊勢

守覺兼、其外人數一萬餘騎、踰梓山征三重近郷之壘放火、而後下野守・美作守・本田下野守・伊勢

守率兵陷緒方城、則家久構陳於盤東寺、使前鋒掃其進來強敵、議於南郡之大將 義弘主、而家久之

隨兵警固三重・年滿、和光義弘主之兵鎮鎧嶽鷲臺城、中薩摩勢霜刃鐵騎雷轉凡驅大破豊後半國、

大友左衛門尉義鎮驚蹀魂魄散、而不知其所防禦矣、義鎮與仙石議構陳於府内上原之地、十二月十二

日、義鎮・仙石與土州之長宗我部弥三郎・秦信親、讚州之十河隼人佐政泰等、和光侵年滿家久之陣、臨

其戰、而我兵討殺秦信親・政泰、則仙石權兵衛尉・尾藤甚右衛門尉秀吉公討北条、及征陸奥而歸陣之時、尾藤爲髡出、公殺之於相州小

家久府内ニ入ル
義弘志賀道益城
ニ入り朽網ニ陳
替

田原之地、纔保微命而竟敗北矣、況於步卒等乎、追亡逐北、伏屍者不知幾百千也、同十三日、家久乘勢入府内、則義鎮雖退高崎亦不堪忍焉、向豐前龍王而走散也、義弘主十二月廿二日到道益城、則白仁之志賀道運亦降參也、一萬田・滑・瀧田城皆陷焉、同廿四日、換陳朽網、而後中務太輔家久自府内來會蹶年云々、

五 島津家久公譜

○旧記雜錄後編二
鹿兒島県史料

岡城主志賀善次
反撃シテ小牧・
鍋田兩城ヲ陥ル

家久府内ヲ発シ
松尾城ニ至ル

高野山木食上人
和ヲ勸ム
義珍府内ヲ発シ
清田郷ニ戦フ

松尾城ニ入ル

天正十五年二月十八日、岡之城主發師旅密襲來、陷小牧・鍋田兩城、而我兵戰死者多矣、就中小牧之守將甲斐右京亮自勢一百餘人、高知尾之士甲斐肥前・同姓彌太郎・坂本飛彈・福永四郎三郎等主從百卅餘人、家久之臣丸田郷兵衛・矢上彈正・宮之原淡路・瀬之尾二助同遂戰死也、而後忠助屢差价使而招吾於三重、故發府内入於松尾、(三重郷)丁此之時、三城日州之地鹽見、日知屋・門河之士卒爲南郡之換守兵進來、使夫士卒留于此地而爲警衛、故四面五六里之閒、追退凶徒而安靜也、三月十三日、義珍主發於野上入於府内、同十五日、高野山木食與山上人・一色宮内少輔來于府内、勸于和睦、而不合于諸將之心、而僉云、在于他國徒勞軍務、不如早歸郷國保薩隅日三州要害之地而待天時、同十五日夜半、義珍主去府内欲赴日向之路、過清田之郷、敵兵遮其道路、雖然整於士卒前途悉以追退、同十六日、來入于松尾城、是以終夜爲評議、決定于歸陣、同十七日、發松尾城過千藥師堂、躡梅之嶮難到于高動野カウドロ之際、奥畑士卒遮前途、三重士卒逼後路、且運弓手從三方競至矣、三城・佐土原・穆佐之銳兵共對之

梓山ヲ越ヘ日向
ニ退ク

得勝利、斬獲數百、殘黨悉以追退、其夜宿于永谷川内、同十八日、發於永谷川内之路頭、凶徒屢雖
進來、指揮而追退四方、踰梓山之際、摩隅日之軍衆爲加勢進來矣、其夜已入縣城、

○下
略

入田郷史料

一 少貳貞經書下

○森本氏所藏志賀文書
熊本県史料中世四

異國警固石築地
修固ヲ催促ス

異國警固構築前國石築地事、先度催促候處、于今無沙汰、何様事哉、所詮來十五日以前可被修固
候、仍執達如件、

元亨二年五月八日

大宰少貳(貞經)
(花押)

○宛名欠。「森本系図」ニハ、本文書宛名ヲ「森本出羽守藏人入道殿」トセリ。後掲文書ニヨレバ、「森本」ハ
後ノ作為ニシテ、本文書ハ大友志賀氏宛ナラン。出羽藏人入道ハ大友出羽藏人入道正全(泰能カ)、「入田郷史
料」一九号)以外ニ該当者ナシ。

二 志賀正玄^(貞去)朝去狀

○森本氏所藏志賀文書
熊本県史料中世四

筑前三奈木庄使
雜事ヲ請クル
ニヨリ田地半
ヲ去リ渡ス

弘安四年蒙古合戰勳功賞筑前國三奈木庄山野以下配分事、惣領所經入之御使雜事斫等、可致其弁之由、被出狀之上者、隨田地分限、於半分^{坪付}者、所去渡也、仍狀如件、

元徳三年二月十七日

^(志賀貞朝)
正玄^(花押)

○宛書ヲ欠ク。後ノ切斷カ。

三 足利尊氏御判御教書

○森本氏所藏志賀文書
熊本県史料中世四

玖珠城攻メニ着
到セシム

玖珠城凶徒事、注進狀到來訖、^(一色頼行)右馬助入道相共、馳向彼城、可被致軍忠之狀、如件、

建武三年三月廿日

^(足利尊氏)
(花押)

^(貞泰・寂性ナラン)
^(擦消後筆)大^(志賀忠能・正玄)
「森本」次郎藏人入道殿

○『熊本県史料』ハ、宛名ノ二字ヲ擦消シテ「森本」ニ改竄セルモ、原本ハ「大友」を擦消せしならん」ト頭注シ、「次郎」ハ「太郎」ト傍注シ(志賀忠能・正玄)ニ比定セリ。然ルニ原本ニ「次郎藏人入道」トアル以上、次郎貞泰宛ト推定サレ、擦消部分ハ「豊前」又ハ「志賀」即チ「豊前(志賀)次郎藏人入道殿」宛ナラン。

四 足利直義軍勢催促狀

○森本氏所藏志賀文書
熊本県史料中世四

日向国ニ発向シ
肝付兼重ヲ攻メ
シム

鎮西凶徒等誅伐事、早馳參御方、令發向日向國、可追伐三俣八郎已下輩狀、如件、

建武四年三月廿八日

出羽孫太郎殿

(足利直義)
(花押)

五 田口泰昌軍忠狀

○鶴原泰嗣文書(三重県名賀郡藏持村大字大屋戸)
増補訂正編年大友史料二

大和櫻本合戦

大友氏泰代出羽
泰貞等見知ス

令發向櫻 (大和)下、取於カ 天王社柿本寺陣、致 (警固カ) 處、同夜、逆徒依寄來彼陣、泰昌捨身命、致合戦畢、此等

子細、大友孫太郎氏泰代出羽左近大夫將監泰貞以下當手土率等、所令見知也、加之、同六日發向桃
尾城、抽軍忠次第、帶刀大炊助・詫摩五郎次郎、同所合戦之間、所見及也、然早預御一見狀、(為カ) 備
後代證驗、言上如件、

建武四年七月 日

一承了 (証判) (右橋和義)
「(花押)」

六 狹間正供軍忠狀

○大友文書
大分県史料二六

大友一族狹間大炊四郎入道正供謹言上、

大和国ニオケル
軍忠ヲ上申シ一
見状ヲ賜ハラシ
コトヲ請フ

欲早且任南都警固勤營、且依大和國樸下四ヶ度夜討防戰并同國桃尾城合戰忠節、賜御一見狀、備末代龜鏡閑事、

大友氏泰代出羽
泰貞

右今年正月十八日惣領大友相共、令發向南都以來、付連々御著到、既迄于七ヶ月所抽警固忠勤也、隨而六月廿六日發向樸下之刻、凶徒退散之閒、取陣於天王社柿下寺、致警固之処、同廿七日夜逆徒依寄來彼陣、致防戰追返之訖、同廿八日夜重寄來正供陣之閒、及散々合戰畢、加之今月一日・二日兩夜々討之時、又以致防戰訖、此等子細、大友孫太郎氏泰代出羽左近大夫將監泰貞以下當手官軍等、所令見知也、將亦同六日發向桃尾城、攻入城戸內致軍忠、追落凶徒之条、宇都宮常陸介・戸次豐前二郎入道等令見知訖、然早賜御一見狀、幡武畧之眉目、欲備後代之證驗、仍言上如件、

建武四年七月 日

(証判)
一承畢、南都大將左衛門佐殿
御判

(秘目裏)
「(花押)」

出羽宗雄ヲ御方ニ催促ス

七 一色道猷範氏軍勢催促狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

參御方致軍忠者、本領事、任被定置之法、可有其沙汰也、仍執達如件、

曆應元年十二月廿六日

(一色道猷 範氏)
沙彌(花押)

大友出羽弥次郎殿(宗雄也)

八 源山義顯施行狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

肝付兼重誅伐ノタメ出羽宗雄ヲ召ス

鎮西凶徒等誅伐事、御教書如此、早任被仰下旨、令發向當園、可被追伐三俣八郎以下敵徒候、仍執達如件、(肝付兼重)

曆應二年三月八日

(源山義顯)
源(花押)

出羽弥二郎殿(宗雄也)

九 源山義顯軍勢催促狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

薩摩ノ南軍肝付

薩州凶徒等、(肝付也)爲兼重城後攻寄來之由、祢寝孫次郎早馬到來訟、早相催宮崎庄軍勢等、可被致軍忠

候、仍執達如件、

應曆二年五月廿六日

(畠山義顯)
源(花押)

兼重ノ後攻ニ馳
セ向フ
出羽宗雄ヲシテ
宮崎庄ノ軍勢ヲ
催シテ軍忠ヲ致
サシム

大友出羽弥二郎殿
(宗雄)

10 出羽宗雄軍忠狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

大友出羽弥次郎宗雄軍忠事、

右、任京都御教書并御施行、去四月廿三日、馳參日向國三俣院大井手御陣、致東城戸以下警固之

處、當國凶徒肝付八郎兼重黨。等、楯籠現王城之閒、今月四日夜馳向彼所、即時令被落彼等、翌日

又押寄兼重城之追手、及散々合戦之刻、自身兩所右肩被疵舉、戰場之次第直御見知之上者、給御

判、爲備後證、言上如件、

曆應貳年七月八日

(証判)
「承了、
(畠山義顯)
」

11 源畠山義顯書下

○森本氏所藏志賀文書
熊本県史料四

日向現王城攻ノ

日向國凶徒肝付八郎兼重黨類等、楯籠現王城閒、攻落之時、被抽軍忠之条、尤神妙、彌可被勵其節

忠節ヲ賞ス

也、仍執達如件、

源(花押)
(崑山義頭)

曆應貳年七月十一日

出羽弥二郎殿
(大友) (志賀宗雄) (摺損)

○「森本系図」ニハ、本文書ノ宛名ヲ「森本出羽弥二郎殿」トセリ。

三 一色道猷範氏書狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

京都御教書ニ從
ヒ軍忠ヲ致スヲ
賀シ京都ニ言上
スルヲ伝フ

應自京都御教書、令致軍忠給候之由承候、殊目出悦入候、其間子細、便宜之時者、可令言上京都^(殿)、
恐々謹言、

七月廿九日
(曆応二年)

道猷(花押)
(一色範氏)

大友出羽弥二郎殿
(宗雄)

御返事

三 出羽宗雄軍忠狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

日向国現王城合
戦ノ軍忠ヲ上申
シ御判ヲ請フ

大友出羽弥次郎宗雄軍忠事、

今月十三日、被打圍日向國凶徒兼重城之閉、追手陣屋放火之時、致數剋合戦之刻、自身被疵^{右脚}射疵、

若黨貞久同被疵^{左膝}射疵之條、御見知之上者、給御判、爲備後證、言上如件、

第七卷(下) 補 遺

曆應貳年八月十八日

「承了、
(皇山義頭)
(花押)」

一四 出羽宗雄軍忠狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

大友出羽弥次郎宗雄軍忠事、

右、今月十九日、押寄兼重城追手攻入〔 〕致先懸合戰之刻、自身被疵頭射疵、同廿七日、以若黨

以下、差遣(譜系部)財部城、令追落凶徒等畢、凡去四月廿三日、發向日向國三俣城御陣之以來、今月廿七

日、責落當城、迄于兼重子息金頭丸・同金王丸以下一族等生虜之期、每度自身被疵、連々抽忠勤之

次第、悉御見知之上者、給御判、爲備後證、言上如件、

曆應貳年八月廿八日

(証判) 一承了、
(皇山義頭)
(花押)」

一五 源畠山義顯感狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

日向肝付兼重退治ノ軍忠ヲ賞ス

日向國凶徒肝付八郎兼重退治最中之處、馳越當國、度々合戰仁被疵、被抽軍忠条、尤神妙候、仍執達如件、

出羽宗雄日向諸城攻ノ軍忠ヲ上申シ御判ヲ請フ財部城・三俣城合戰

曆應貳年八月廿九日

(畠山義頭)
源(花押)

大友出羽(宗雄)弥二郎殿

一六 源畠山義顯舉狀案

○志賀文書
熊本県史料中世二

(裏端書)
「畠山修理亮七郎舉狀」

大友出羽弥二郎宗雄軍忠事、

出羽宗雄ノ日向
ニ於ケル軍忠ヲ
推挙シ本領安堵
ノ御教書ヲ請フ

右、宗雄於日州、可致軍忠之旨、就被成下御教書、凶徒退治最中、馳越當國、依抽合戰忠節候、每度自身數ヶ所被疵候畢、仍本領事、被成安堵御教書、被付其力候者、弥可成勇候歟、忠勤之段、若偽申候者、

神祇冥道御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應貳年九月三日

(畠山)
源 義顯

進上 御奉行所

一七 源畠山義顯舉狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

(端裏書)
「畠山修理亮七郎舉狀 曆應二、□、十二」
大友出羽弥次郎事」

第七卷(下) 補 遺

日向國靜謐ヲ注進シ出羽宗雄ノ本領安堵ノ沙汰ヲ請フ

國中靜謐事、先度令申候了、愚身參上之段、急速可承御左右候、抑大友出羽弥次郎宗雄、就京都御

教書、馳越當國、所々合戰仁每度致前懸、自身數ヶ所被疵候、凡今度抽漕分之忠仁候、本領事、御

沙汰候者、弥可成其勇候歟、且宗雄代官參上候、軍忠之段、可申入候、恐々謹言、

（曆應二年九）
九月三日

（高師直）
謹上 武藏守殿

（畠山）
源 義顯（花押）

一八 足利直義感狀

○森本氏所藏志賀文書
熊本県史料中世四

日向國凶徒誅伐事、軍忠之由、畠山修理亮七郎義顯所注進也、尤神妙者、狀如件、

日向國凶徒誅伐事、軍忠之由、畠山修理亮七郎義顯所注進也、尤神妙者、狀如件、

（大友）
（志賀宗雄）
〔森本〕 出羽弥次郎殿

（足利直義）
（花押）

○宛名ノ二字ヲ擦消シ、「森本」ヲ加筆ス。

一九 足利尊氏袖判下文

○大友家文書録
大分県史料三一

（足利尊氏）
御袖判

下 出羽弥次郎宗雄

本知行地半分地頭職ヲ宛行フ

可令早領地(短)本知行地半分地頭職除後醍醐朝思得宗、領并元弘收公地等事、
右人、依參御方所宛行也、任先例、可致其沙汰之狀、如件、

曆應二年十二月廿一日

二〇 源山義顯舉狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

(端裏書)
「(宗雄) 山修理亮七郎舉狀曆應三九二」

出羽宗雄ノ忠勤
ニヨリ本領安堵
ヲ請フ

大友出羽弥次郎就當園凶徒蜂起事、馳越候、先度肝付八郎兼重退治之時、致忠勤候、今又如此候、
本領安堵事、延引數申候、被經御沙汰候者、恐惶存候、恐々謹言、

(曆三年カ)
八月七日

(源山)
源 義顯 (花押)

謹上 武藏守殿

二一 入田泰顯書狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

野中禪門上洛治
定セバ少分ノ合
カスベシ

弥太郎令申候了、定被申候歟、兼又野中禪門上洛事、御治定候者、是にも少分合力をも可申候、尙
々文書事、聊無所存候へとも、期後信候、恐々謹言、

(曆五年カ)
二月廿七日

(入田)
泰 顯 (花押)

第七卷 (下) 補 遺

入田郷

七二四

出羽弥次郎殿

(宗雄)

御事

〔到曆應五三一文書事〕

(端妻)
(同ウハ書)

出羽弥次郎殿

御事

泰顯

(墨引)

三 沙彌某軍勢催促狀

○森本氏所藏志賀文書
熊本県史料中世四

肥後筑後ノ凶徒
退治ノタメ發向
セシム

肥後・筑後國已下凶徒對治事、去八月卅日重御教書如此、先度相觸訖、不日發向軍陣、可被抽忠節候、仍執達如件、

康永元年十月五日

沙彌(花押)

出羽弥次郎殿

(志賀宗雄)

三 一色直氏軍勢催促狀寫

○森本氏所藏志賀文書
熊本県史料中世四

肥後・筑後凶徒事、爲對治、來廿日所發向也、不日馳參、可被致軍忠、仍執達如件、

貞和四年八月十日

宮内少輔在判
(一色直氏)

出羽弥次郎殿

肥後筑後發向ニ
ツキ參陣セシム

二四 一色道猷範氏書狀

○森本氏所藏志賀文書
熊本県史料中世四

菊池武重死去ニヨリ肥後平穩肝付兼重合戦ヲ注進スベシ
出羽宗雄味方ニ參ル

今月二日御礼、同廿一日到來、委細承候了、抑肥州凶徒閑事、菊池武重死去之後故、國中無爲候、

兼又對薩州御敵兼重御合戦之閑事、可注進之由雖承候、適於御在國、一方御承候上者、直可有御注

進候、次(肝付)□□出羽次郎參御方事、公私目出候、彼仁本領并忠節閑事、是又自京都宛身被成御教書

欵、此上者、宜爲御計、可有御注進候、每事期後信候、恐々謹言、

(年未詳)七月廿九日
沙彌道猷(一色範氏)(花押)

「謹上
皇山殿(義頭)
御返事」

三五 島津世錄記

○旧記雜錄後編二
鹿兒島県史料

○天正十四年十月島津義弘軍豊後侵入、尔後ノ動向ハ、「直入郷史料」補遺四号ニ収ム。此ニハ入田郷關係部
分ノミヲ掲グ。

(十月)同廿二日

○中略

入田宗和・志賀

入田宗和・志賀道益素合心薩摩、而待之如大旱之望雲霓、於是宗和・道益引率隨兵千有餘來爲指

第七卷(下) 補遺

道益内応シ義弘
宗和城ニ入ル
津賀牟礼城
志賀親次岡城ニ
拠リ抗ス

南、乘夜入宗和城、松尾壘及鳥嶽城皆陥走矣、厥後進津箇牟禮、城主戸次源三者、俗名攝津守統貞同廿四日圍其城、宗和・道益以策、源三下城、則兵庫頭義弘主入津箇牟禮城、俗名小左衛門尉親次道益嫡子道輝俗名小左衛門尉親次其城、乃當敵兵追來而欲越壁去、而不得忽陷于城隍死云云、道輝者、宗和・赤星備中守親戚也、故請遣使出質、道輝應其言粗相隨矣、

略○下

朽網郷史料

名字ヲ与フ

一 大友親豐義右名字狀

○田北一六文書
大分県史料二五

御名字之事承候、以別昏認進之候、恐々謹言、

(年未詳)
十二月十三日

田北六郎殿

(大友)
親 豐 (花押)

(奥切封)
「(墨引)」

船造作ニ材木ヲ
所望ス
公事ニ非ズ芳志

手仕ニ馳走スル
ヲ賞ス

治部大輔ノ官途

二 大友義右書狀

○田北一六文書
大分県史料二五

船造作爲用所、方々材木之事所望候、仍別番以注文申候、是者不可有公事候、爲芳志奔走候者、悅
喜候、殊早々大望候、憑入候、恐々謹言、

(明徳五年)
二月十六日

(大友)
義右(花押)

田北六郎殿

三 大友親治感狀

○田北一六文書
大分県史料二五

就手仕、一段馳走之由、承候、感悦候、彌每事被添御意、調法此時候、以面可賀申候、恐々謹言、

(明徳七年乙)
十月十五日

(大友)
親治(花押)

(親幸)
田北六郎殿

四 大友親治官途狀

○大友家文書録
大分県史料三一

治部大輔所望之由、承候、可存知候、恐々謹言、

第七卷(下) 補遺

朽網郷

ヲ与フ

(年未詳)
三月廿六日

(親善)
田北六郎殿

(大友)
親治在判

七二八

肥後合力ニ付在
陣軍勞ヲ賞ス

就肥後國合力之儀、那か田孫右衛門、在陣軍勞、悅入候段、可被賀申候、恐々謹言、

(享祿元年カ)
二月十五日

田北勘解由左衛門尉殿

(大友)
義鑿(花押)

五 大友義鑿書狀

○豊田正直文書
増補訂正編年大友史料一五

六 大友義鑿書狀

○田北憲明文書
増補訂正編年大友史料一六

(包紙ウハ書)
「田北次郎三郎殿

鹿越ニ籠ル敵殘
党ヲ追落ス忠節
ヲ賞ス

(速見郡)
至鹿越城、牢人楯籠候之處、則時出張之條、彼殘黨等敗北候、先以肝要候、今度別而馳走之段、祝
着候、恐々謹言、

(天文二年)
三月廿九日

田北次郎三郎殿

(大友)
義鑿(花押)

七 城後北親興書狀(紙切)

○田北憲明文書補遺
大分県史料二六

〔(墨引)訂封ハ書〕
城後次郎殿

親興

〔墨引〕

溝野攻略ノ戦況
ヲ報ス
岐部・野上・森
帆足衆手負

好便之条用一書候、今程在府候哉、雖無申迄候、無油斷祇候專一候、仍去廿日溝野と申在所、御手仕候、□より出合敵取合矢軍候、(田北)親員人衆岐部・野上・森・帆足之衆、大手負に候、併一人も無越度候、目出度候、くりは之敵つけ登候、森・帆足衆おつくつし申候、敵二人森衆にて討捕候、御大利千秋万歳候、我等か事、さき衆ニく□れ候間、一段心懸、可抽忠儀覺悟に候、無油斷候、猶重く可申候間、閣筆候、恐く謹言、

(天文三年)
二月廿三日

(城後)
親興(花押)

(繼元カ)
城後次郎殿

八 大友義鑑知行預ケ狀

○肥後田北盛義文書
増補訂正編年大友史料一七

筑後國內三町分坪付在別紙事、預置候、可有知行候、恐く謹言、

(天文五年カ)
九月三日

(大友)
義鑑(花押)

第七卷(下) 補遺

筑後国三町分ヲ
預ク

田北大炊助殿

九 大友義鑑知行預ケ狀寫

○田北次彦文書
大分県史料一三

筑後国内三町分
ヲ預ク

筑後國之内三町分坪付在別紙、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文五年カ)
九月七日

(大友)
義鑑(花押影)

田北中務丞殿

一〇 大友義鎮感狀

○大友家文書録
大分県史料三二

津久見美作守・
田口新藏人謀叛
スノ際ノ忠節ヲ賞

今度津久見美作守・田口新藏人慮外之企、無是非候、其砌懸付遂防戦、數ヶ所被疵之由、忠儀寔無
比類候、於其場別而粉骨之条、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

(天文十九年)
二月十五日

(大友)
義鎮在判

田北左近將監殿
(鑑興)

御前慮外ノ際ノ
忠貞ヲ賞シ
一腰ヲ贈ル

肥後國玉名郡内
小原鑑元跡三町
分ヲ預ク

二 田北鑑富書狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

先日於 御前、慮外之砌、御粉骨之次第、連々御覺悟案中候、於忝名字外聞此時候、寔御高名御浦
山敷候、御忠貞之段、以 御書被 仰出候、尤珍重候、仍鑿刀一腰進之候、多年祕藏之物候、爲御
存知候、猶以面上、萬々可申展候、恐々謹言、

(天文十九年)
二月十五日

鑑富(田北) 在判

(鑑真)
田北左近將監殿 御報

三 大友義鎮知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三四

肥後國玉名郡之内、(小原)遠江入道跡關四拾貫分之内、三町分之事、預置候、可有知行候、恐々謹
言、

(弘治二年)
十一月十九日

(大友)
義鎮(花押)

(鎮実)
田北神九郎殿

三 大友義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

今度、不儀(小原鑑元入道宗惟等)之仁成敗之刻、勘解(田北鑑重・紹鉄)由左衛門尉以同陣、軍勞之由候、殊被官戰死、忠貞感悅候、仍爲其

小原鑑元成敗ノ
忠貞ニヨリ筑後
竹野郡内ノ地ヲ
預ケ

賞、筑後國竹野郡之内、小原右馬助上表之地牧□□□之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

弘治二年
十一月十九日

大友
義 鎮 在判

田北左近將監殿

四 大友義鎮知行預ケ狀寫

○田北次彦文書
大分県史料一三

今度不儀(小原鑑元)之仁成敗之刻、勘解(田北鑑重)由左衛門尉以同心、被碎手被疵、殊嫡子彌九郎戰死、其外被官已下數

小原鑑元成敗ノ
刻嫡子及ビ被官
戰死ノ忠貞ヲ賞
シ肥後玉名郡内
三十三町ヲ預ケ

人被疵之條、忠貞無比類候、爲其實、肥後國玉名郡曰閒野之内、坂下三拾三町分之事、預置候、可

有知行候、恐々謹言、

弘治二年
十一月十九日

大友
義 鎮 (花押影)

田北中務少輔殿

小原鑑元成敗ノ刻父彌九郎戰死ノ忠ヲ賞シ玉名郡内五町分ヲ預

蝸瀬鎮忠所領ニ對スル広津某ノ違乱停止ニ心ヲ添ヘシム

一五 大友義鎮知行預ケ狀寫

○田北次彥文書
大分県史料一三

今度(小原鑑元)不儀之仁成敗之刻、親父彌九郎戰死、誠忠貞無比類候、仍爲其賞、肥後國玉名郡白閒野之内小

原遠江入道跡下長田之内、五町分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十一月十九日

義鎮(大友)
(花押影)

田北塩鶴殿

一六 田北鑑生書狀

○蝸瀬文書
大分県史料八

蝸瀬備中守事、今度最前遂參上候條、則被成御對面候、然者、於西目別而以馳走、馬岳取崩候刻、

分捕等、被勵忠之次第、依田原親宏注進、被知召候、然處、彼方領地之事、廣津方違亂之由候、各

々被仰合、無異儀様、可被添御心事、肝要候、恐々謹言、

十二月十八日

鑑生(田北)
(花押)

須郷上總介殿

田北左近將監殿

帆足右衛門大夫殿 御宿所

○年次ハ田北学氏比定ニ拠ル。

一七 大友義鎮感狀寫

○田北次彦文書
大分県史料一三

祖父因幡守ノ奮
戦ト戦死トヲ賞
ス

祖父因幡守事、今度民部少輔以同陣、度々遂合戦、粉骨之由候之条、感入候之處、歸陣之刻戦死、
不便至極候、併忠儀無比類候、何様追而一段賀可申候、恐々謹言、

(永祿四年カ)
十二月廿三日

(大友)
義鎮(花押影)

田北藤次殿

一八 大友義鎮恩賞預ケ狀寫

○田北次彦文書
大分県史料一三

祖父因幡守ノ門
司表合戦戦死ヲ
賞シ豊前國內十
五町分ヲ預ク

祖父因幡守、今度於門司表、別而碎手戦死、忠儀無比類候、仍爲其賞、豊前國之内拾五町分^{坪付在}
之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永祿五年)
三月廿六日

(大友)
義鎮(花押影)

田北藤次殿

一九 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料二一

豊前国ニ於ケル
田北鎮周同陣ノ
軍忠ヲ賞ス

今度、於豊前國、田北鎮周以同陣、所々手任軍勞、忠儀感入候、彌馳走專一候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

(永祿八年カ)
七月廿三日

(大友義總)
宗麟 (花押)

田北三郎兵衛尉殿

「田北三郎兵衛尉殿

宗麟」

二〇 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料二一

豊前国ニ於ケル
田北鎮周同陣ノ
軍勞ヲ賞ス

今度、於豊前國、田北鎮周以同陣、所々手任軍勞、忠儀感入候、彌馳走專一候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

(永祿八年カ)
七月廿三日

(大友義總)
宗麟 在判

(鎮直)
田北内藏助殿

三 大友氏加判衆連署書狀

○田北憲明文書
大分県史料一三

奈多鑑基・田原親賢等ト談合堺目靜謐ヲ図ラシム

(豊前)

表陣之事、長野助太郎遂參陣、(三ヶヶ所城ノ意カ)三ヶヶ城令破却之通、注進到來之條、先以肝要被 思召之由候、然者

堺目靜謐之儀、至鑑基・親賢・親續・宗虎、(奈多)(田原)(大神)(木付鎮秀)被 仰遣候之閒、彼衆中入魂次第、被寄陣專要之段、

以 御書被 仰出候、爲御存知候、恐々謹言、

(永祿八年)

九月十九日

(吉岡長曾)

宗 歡 (花押)

(白舟)

鑑 速 (花押)

(吉弘)

鑑 理 (花押)

(白次)

鑑 連

田北勘解由入道殿 (鑑重・紹鉄)

志賀兵庫助殿 (鑑隆)

田北彌十郎殿 (鎮周)

田原常陸介殿 (親宏・宗龜)

田北紹鉄同心ヲ以テ所々軍勞セ
ルヲ賞ス

日向高城表ノ合戦ニ田北鎮周共ニ父大藏丞ノ戦死セルヲ賞ス

三 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書録
増補訂正編年大友史料二一

〔今〕(田北)度紹鉄以同心、〔從〕最前在陣、殊於〔所々〕軍勞之次第、〔今〕感悅候、彌馳走〔可為〕悦喜候、必迫而〔二〕段、可賀之候、恐々謹言、

〔十一カ〕年未詳
□□月廿日

〔大友義鎮〕宗麟〔花押〕

田北三郎兵衛尉殿

〔包紙ウハ書〕田北三郎兵衛尉殿

宗麟

三 大友義統感狀

○碩田叢史所収塩手文書
増補訂正編年大友史料二四

今度於日州高城表、田北相模守鎮周戦死之砌、父大藏丞討死之由、忠儀無比類候、方々取鎮、必可賀之候條、彌貞心連續肝要候、恐々謹言、

〔天正七年〕正月廿七日

〔大友〕義統〔花押〕

塩手龜千世女

二四 大友義統一跡安堵狀寫

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料二四

父鎮実一跡ヲ定
堵ス

父三郎兵衛尉鎮實一跡之事、任讓之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(天正七年乙)
七月四日

(大友)
義統(花押影)

田北神九郎殿

三五 大友義統跡目安堵狀

○碩田叢史所取塩手文書
增補訂編年大友史料二五

父跡目ヲ安堵ス

父大藏少輔跡目之事、任讓之旨、領掌不可有相違候、然者田北彌七郎以妻合、奉公連續肝要候、恐

々謹言、

(天正九年乙)
卯月十一日

(大友)
義統(花押)

塩手龜千世女

三六 大友義統跡目安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

兄統貞跡目ヲ安

舎兄内藏助統貞跡目之事、任讓之旨、領掌不可有相違候、自然統貞、實子於在之者、内藏助可任存

堵ス

分候、爲存知候、恐々謹言、

(天正十三年)
壬八月廿一日

田北源次郎殿

○大友義統ノ四角朱印ヲ用フルハ、天正十三年ナリ。

(大友)
義統(朱印)
四角形

二七 島津世録記

○旧記雜録後編二
鹿兒島県史料

義弘志賀道益ノ
城ニ至ル

白丹志賀道雲降
ル

朽網ニ陣換ス

○天正十四年十月、島津義弘軍肥後ヨリ豊後ニ侵入セシ以後ノ動静ハ、「直入郷史料」四号ニ収ム。省略。
(島津)(天正十四年)(志賀親孝)
義弘主十二月廿二日到道益城、則白仁之志賀道運亦降參也、一萬田・滑(田北力)・瀧田城皆陷焉、同廿四

日、換陳朽網、而後中務太輔家久、自府内來會躰年云々、

二六 大友吉統書狀

○大友家文書録
大分県史料二四

高田庄二町九段
ノ外次所次第扶
持スル事ヲ告グ

高田庄之内、其方領地貳町九畝十三步、當知行之段、令存知候、必闕所次第、一稜可加扶持之條、

可被勵奉公事、肝要候、恐々謹言、

(文禄元年)
二月三日

(大友)
吉統 在判

田北治部少輔殿

第七卷(下) 補遺

二九 大友義述書狀

○田北一六文書
大分県史料二五

御使トシテ渡海
スル辛勞ヲ賞シ
奉公ニ緩ナカラ
シム

今度、爲御使渡海、別而辛勞感悅候、彌每事無緩奉公肝要候、猶(鎮統)宗像掃部助可申候、恐々謹言、

(文禄元年)
五月廿一日

(大友)
義 述 (花押)

(鎮長)
田北治部少輔殿

三〇 大友吉統感狀

○大友家文書録
大分県史料三四

高麗国平安道ニ
於ケル被官人ノ
負傷ヲ賞ス

去六、至高麗國平安道、打送之刻、敵猛勢懸合、被官主膳被疵之由、粉骨之次第感入候、彌被加諫、可被勵

馳走事、肝要候、必歸朝之砌、可賀申候、恐々謹言、

(文禄元年)
七月十一日

(大友)
吉 統 在判

(鎮長)
田北治右衛門尉殿

三一 田原親家打渡狀寫

○田北一六文書
大分県史料二五

高田荘内田北千

(大分郡)
高田庄之内、田北千世壽跡、十五貫分之事、任御判之旨、堅固打渡申候、可有御知行候、恐々謹

代寿跡十五貫分
ヲ打渡ス

言、

(文禄元年)
八月廿三日

(田原)(允)
勘解由□

親家

(鎮辰)
田北治部少輔殿

御宿所

三 大友吉統感狀

○大友家文書録
大分県史料三四

高麗國ニ於ケル
分捕高名ノ粉骨
ヲ賞ス

於今度高麗國、遂在陣、最前以來、別而軍勞、殊分捕高名之由、粉骨之次第、感悅無極候、彌可被
勵馳走事、肝要候、何様歸朝之刻、一稜可賀之候、恐々謹言、

(文禄二年)
卯月九日

(大友)
吉統 在判

(鎮辰)
田北次右衛門尉殿

三 大友中庵吉統書狀

○田北一六文書
大分県史料二五

父鎮辰關東下向
不退辛勞ノ上統
辰自身見廻ノ為

好便之條染筆候、親父作左衛門事、^(鎮辰)去年以來關東下向付而、不退令勤忍、別而辛勞候、然者、此地
當時無事候之閒、以穿鑿、其許爲見^(廻)罷上候、其方事一筋目無紛儀候、其上作左衛門多年勤功の續

朽網郷

七四二

下向セルヲ謝シ
身上相續ノ為婦
国セシム

候條、何様向後無失念、可顯其志候、此由到能乘茂、可申遣候間、隨分身上相續、以時分下向肝要

候、尙岐部左近入道可申候、恐々謹言、

(一連)

(文祿四年)

(大友吉統)

中庵 (花押)

十一月廿日

田北六郎殿

○欠字アリ。『増補訂正編年大友史料』二八所収ニヨリ補フ。

第八卷(上) 補遺

古後郷史料

一 觀音寺寶篋印塔銘

○大分県金石年表
玖珠郡玖珠町大字綾垣字下綾垣

前住竜雲ノタメ
宝篋印塔ヲ建ツ

(塔身、他亡失)
「前住龍雲□師

天正二年甲戌四月吉日」

二 大友義統書狀

○大友家文書録
増補訂正編年大友史料二五

豊前乱忿ノ儀ヲ
注進セルヲ賞ス

就豊前乱忿之儀、堺目無實申散候哉、早速注進到來、令披見候、若輩心懸之次第、感心深重候、鎮
虎雖爲在陣、自然之砌者、可被勵馳走事、肝要候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正九年カ)
九月十日

(大友)
義統 在判

太田宮熊殿

第八卷(上) 補遺

三 大友義統書狀

○大友家文書録
増補訂正編年大友史料五

音信ノ串柿ヲ謝
シ愈馳走ヲ勵マ
シム

爲音信、串柿運送給祝着候、然者其表在陣、炎天時分辛勞察入候、各申談、此節別而可被勵馳走事
專要候、猶浦上長門入道可申候、恐々謹言、
(宗統)

(年未詳)
六月廿日

(大友)
義 統 在判

太田右京亮殿

四 大友義統書狀

○大友家文書録
増補訂正編年大友史料二六

河底ニ城誘シ人
數ヲ籠ムルヲ賀
シ益緩ナカラシ
ム

河底取誘、人數被差籠之由、無油斷趣、祝著候、彌堅固之覺悟、肝要候、聊不可有緩之義候、猶重
々可申候、恐々謹言、
(マ)

(年未詳)
九月廿二日

(大友)
義 統 在判

太田右京亮殿

山田郷史料

一 足利尊氏軍勢催促狀寫

○豊前辛島文書
南北朝遺文九州篇四二七号

新田右衛門佐義貞與黨誅伐事、所被下〔光嚴上皇〕院宣也、差遣一色右馬助入道於豊後高勝寺之城畢、隨彼催促、可抽軍忠之狀、如件、

一色頼行ヲ高勝寺城攻メニ遣ハスヲ告ゲ彼ニ從ヒ軍忠ヲ励マシム

建武三年三月三日

〔足利〕尊氏〔花押影〕

□□□□□□□□

二 日出莊小畑光明寺大般若經輿書

○伊予地福寺藏本
愛媛県西宇和郡三瓶町

卷數	奥書
四七四	<p>建武三年<small>丙子</small>三月廿六日、於豊後國日出莊小畑光明寺書寫了、 今日玖珠合戰第三日也、右筆<small>〔者〕</small>心勢、 <small>〔令一交訖〕</small></p>

玖珠合戰第三日

○第四卷(上)「日出莊史料」一五号ニ収ム。(ハ)内ハ異筆。文中「玖珠合戦」ハ「高勝寺城攻」ノ事ニシテ、三月廿四日ヨリ合戦ノ始マル事ヲ示ス(「山田郷史料」五二号(第八卷(上)参照)。

三 阿蘇惟歳書狀案(紙折)

○西嶽殿寺文書
熊本県史料中世一

当市用段ニツキ
神物五貫文借リ
タシ
玖珠栗野
市過グレバ返進
ス

昨日御下、被懸御意候、雖不始子細候、恐悦至候、いかさま市過候ハ、以使者旁々可致御禮候、仍か様の子細申候、千萬無心至、如何候へとも、昨日成滿院ニ如申候、當市用段候之閒、玖珠・栗野ニとこの事申候處、延引候之閒、新足事闕候、御神物五貫ほと借給候ハ、所仰候、市過候ハ、遣使催促候て、返進可申候、一向憑存候、尙々不存隔心候ま、申候、恐入候、恐惶謹言、

應仁二戊子年

(阿蘇) 惟歳
御はん是アリ

九月十四日

萬福院
御同宿中

○文中(栗野)ハ「栗野」ニ非ザルカ。検討ヲ要ス。

四 少貳政資書狀案

○馬廻御判物帳
長崎県史料編一

(肥前三根郡) 就綾部城落居、度々進狀候、參着候哉、仍先度如申候、(筑前那珂郡) 岩門龜尾敵城取詰、去廿二日水斗留候、落

岩門龜尾敵城ヲ

攻メ水ヲ止ム
来月十四日日出
境玖珠境ニ取出
ツ
宗貞国ノ渡海ヲ
促ス

実庵叟逆修ノタ
メ六地藏幢ヲ建
ツ

道場寺マデ下ル

居不可有幾程候、此間依霖雨相拘候、天氣晴者、一途可出來候、次豊州申合、於日田境、同玖珠堺、
来月十四日可取出候、此時貞國御渡海候様ニ、御取成專一候、委細候、老者中可申候、恐々謹言、
(宗)
(文治七年頃カ)
四月廿八日
(少式)
政 資 御判

宗中務少輔殿

○少貳政資ハ初名頼忠、ノチ政尚ト改メ、文明十年前後ニ政資ト改ム。本文書ハ署名及ビ内容ヨリ見テ、文明十年前後ノモノカ。

五 金粟院六地藏幢銘

○編者調査記録
玖珠郡玖珠町大字大隈字金粟院

〔(幢身)逆修實庵叟 永正二季二月□日

丑 大工四郎三郎〕

○笠部ヲ欠キ、蓮弁ヲ刻出セル中台ヲ、倒ニシテ笠トセルモノナリ。周辺ニ無数ノ五輪塔・若干ノ宝篋印塔殘欠等、水田中ニ一段高ク積ミ上ゲタリ。

六 永弘氏輔書狀(紙切)

○永弘文書
大分県史料五

○首繼目
ヨリ闕

道場寺まで御下候處、(田原)政定其面ニ發足候間、利行掃部助方ニ再三被申候通、承及候、内々御心得可

第八卷(上) 補 遺

利行掃部助

入子細候、何様此方時宜、重々可申入候、可得御意候、恐々謹言、

(年未詳)
二月廿八日

(永弘)
氏 輔 (花押)

吉弘新兵衛尉殿
御陣所

○本文書朽網親満ノ反ニ係ル。「道場寺」ハ「道陽寺」トモアリ、ソノ所在未詳。

七 某書狀案

○永弘文書
大分県史料五

古庄吉弘小田原
倉成等朽網親満
宿所道陽寺ニ集
ル

隠密相談

親満日田境いら
わらニ移ル

態令啓候、抑先度 [] 神事御執行候之閒昨日 [] 奉納候、

一古庄右馬助方之事、一段帳行被仰 [] 去八月(張)廿六日、父子共府中ニ召籠候、色々以儀舊冬十一日

此境被越候て、吉弘新兵衛方・小田原兵部方・倉成縫殿亮方同道候て、朽網方宿所道陽寺江被越、

國中(密)之儀以隠密相談候、御人躰之儀可有如何通、彼方被申候之處、此閒申定分ニ候由、親満被申

候、其儀相定候了、同心難申通、古も候吉も候、しさいニ被申候、

一就此之儀、一万田六郎方、十二月廿日日田方へ被越候、同廿三日日田境伊らわら申在所へ。宿を被

替候、同廿九日頃彼四人方へ被遣飛脚、早々伊ら原のことく、御越候へ相談可申子細被申候、就

此之儀、彼四人今月三日早朝伊ら原様ニ被越候て、去九日歸宅候、 []

親満

○尾継目ヨリ欠。本文書朽網親満ノ反ニ関ス。永正十四〜五年頃ノモノナリ。文中ノ「道陽寺」・「日田境伊ら

わら」ノ所在未詳。シバラクコ、ニ收ム。

ハ 某覺書案

○到津文書
大分県史料三四

永祿十二年記己巳歲

一正月一日乙巳、雨フル、爲鑑基取沙汰、有籠會執行、神事奉行糸永越中守、專使立石山城守也、

此度初參神官祝大夫比砂童丸・小山田増市丸・惠良子、又辛嶋并參也、

一十三日心經會、十六日執行、珍敷取沙汰にて候、

一豊後ウスキ浦にて、正月六日舟損、人卅六人死、奈多者也、

一正月廿六日、大友殿様自。珠至日田御陣易、筑前カマノ郡馬見城落候、

一同三月十五日、至小倉津御動候、親賢内竹下源七・田北方悻者三人届候、同日至別符歸陣候、

一同十七日ヨリ黒川殿、佐田岡前候、杵杵鑑澄承候、

一吉弘執・戸次殿備前へ被向候、和与成候、

一五月十六日ヨリ立花城へ、モリ衆・小早川・吉川其外數万取□渡對陣候、

一同月廿六日、三老浦邊募豊後方衆、爲立花加勢打立候、同十八日・廿一日・廿六日敵陣へ切力、

ラレ候へ共、人多被打不成候、

一壬五月三日、立花城豊後衆明ノカレ候、田北民部・同名刑部・霧□掃部、杵杵新士亮・立花弥七

大友殿玖珠ヨリ
日田ニ陣替

立花城ニ毛利軍
取リカク
豊後方衆立花加
勢

立花城開城

第八卷(上) 補 遺

七四九

郎 [] 取崩直候、其外至夫丸雜具等、悉鹿嶋へ送候、

略○下

九 刀衆先代帳

○彦山勝田坊文書
彦山編年史料古代中世篇

一天正三年乙亥九月十八日、座主舜有就御 [] [] [] [] [] 御參 [] 候、
屋形様三番目三位様御養子、於玖須^(玖珠)

玖珠湯ニ於テ座主ノ舜有、大友宗麟及ビ養子三位公ト会见ス

湯御見參、同屋形様も御出也、九月廿四日、

○玖須湯ノ所在特定シ難シ。山田郷ニ温泉多キニヨリ、仮リニ此ニ取ム。

10 大友宗麟義感狀

○小野精一編中島文書
増補訂正編年大友史料二二

田原近江守以同陣、被遂戦功之旨、令感悦候、彌可預其志候、恐惶謹言、
^(親實) ^(マ) ^(マ)

三月十日
宗麟^(大友義鎮) (花押)

中島伊豫守殿

○文字異例ノモノアリ。検討ノ余地アリ。

田原親賢同陣ノ戦功ヲ賞ス

二 大友義統感狀案

○中島文書
增補訂正編年大友史料二五

宇佐郡高家切寄
ノ粉骨ヲ賞ス

今度最前已來、至高家切寄差籠、以順義之覺悟粉骨之由、誠感入候、彌可勵貞心事專一候、必取鎮、

一稜可賀之候趣、猶田原近江入道可申候、恐々謹言、

(天正八年乙)
九月十五日

(大友)
義統

中島伊豫守殿

三 岐部宮壽合戰戰死・分捕・頸注文披見狀寫

○岐部文書
熊本県史料中世四

岐部中務入道宗
閑居城近クニ薩
摩勢攻メ寄ス

岐部中務入道宗閑居城近方迄、^(山田郷)薩摩惡黨取出候刻、岐部宮壽人數并同城衆懸合、或分捕或戰死著
到、銘々加披見訖、

頸一 井手口淡路守 討之、

頸一 中村將監 討之、

頸一 時松大藏丞 討之
戰死、

同城衆

頸一 惠良彌八郎 討之、

第八卷(上) 補 遺

山田郷

七五二

頸一 小田彌十郎 討之、

頸一 寒田紀伊入道被官 討之、
佐藤善七郎

以上

○天正十四年島津軍進攻時ノモノ。

一三 立石一件

○熊大図書館蔵松井文書
別府史談七

○首略

一 九月十六日慶長加藤家江大友降参二付、御出軍二及不申旨注進仕候飛札、豊後國玖珠郡引地村(山田郷)

加藤清正玖珠郡
引地村ニテ大友
吉統ノ降参ヲ聞
キ熊本ニ引返ス

二 而相達候、依之加藤家被納馬候、其節之御返書、

加藤清正書状

以上
昨日十六日、(石垣莊)立石^石之御状、今未刻(玖珠)ニくす郡之内ひきち村と申所ニて令拜見候、十四日に拜

見申御注進状ニ而、翌日罷立、是迄人數過半召連参候へ共、はや其元相濟候由承令満足候、
尤其元へ参、如水へも、各へも可懸御目候へ共、我等も手前候事にて候間、急自是令歸國

候、猶具以使者可申候、今度者御手柄共、我等一人と大慶存候、互千萬障を明、中國辺にて
可懸御目候、委曲伊豆守可申候、恐々謹言、

(加藤正計頭)
加主

(慶長五年)
九月十七日

清正御判

松(井) 佐渡殿

有四郎右殿

略○中

一 熊本へ、大伴下着之注進、(九月)十四日參着、十五日被打立、(玖珠)久須郡迄御着陣之處へ、立石落居候注

進有之二付、御歸陣候事、

略○下

帆足郷史料

一 大友氏加判衆連署奉書

○堤文書
福岡県柳川市

○(永祿九年カ)三月十三日。全文ヲ「飯田郷史料」補遺七号ニ収ム、本文省略。宛書ニ帆足民部少輔殿アリ。

豊前仲津郡流末
ノ地ヲ如法寺氏
ニ仰付ケ須郷玄
介ニハ別地ヲ訴
訟セシム

二 豊後の駐在所および傳道所

○一五八二年（天正十年）日本年報
大分県史料一四

略 ○上

この伝道所については、またもう一つの地域においても成果があがっております。この土地は（玖珠）ククと呼ばれ大變重要な地で、ユウから二十四マイル（由布）離れた所にあります。こゝには多くの農家があり、多くの身分の高い方によって分割されています。これらの方達の内の一人が他の五十人の人人と共に洗禮を受けました。そしてその他の方達も同じように洗禮を受けたいという氣持を動かしております。そしてこのことを、フランチェスコ王は極めて喜んでおられるのです。というのも王は、神の御助力によって、豊後の國全体が非常に急速に改宗することになると、確信を持たれるようになったからです。

略 ○下

○玖珠郡中ノ所在郷ヲ特定シ難シ。今仮リニ帆足郷ニ収メ、後考ヲ俟ツ。以下同ジ。

玖珠ハ領主ニヨ
リ分割サル
領主ノ一人ガ五
十人ト共ニ受洗

宗麟喜ブ

三 一五八四年一月二日(天正十一年十一月三十日)パードレ・ルイス・フロイスのイエズス

会総長宛報告

○一五八三年日本年報
大分県史料一五

略
○上

玖珠ニハ教徒千人以上

府内の市より八九レグワの所に由布と稱する所があり、キリスト教徒が千五百人内外いる。同所から更に七レグワ所に玖珠と稱する他の領地があり、ここに千人以上の教徒がいる。此地方には今教が益々廣まつている。此地方は土地がやせ、寒氣が嚴しいので耕作は非常に困難であり、生活に必要なものはことごとく欠乏している。併し、精神上的の収獲は甚だ多く、教徒たちは益々増加し、昨年は約三百人に洗禮を授けている。此のレジデンシヤにおいて多くの事が起つたが、以下それについて少しく記述することにする。

一少年ノ奇蹟

玖珠に異教徒である十二三歳の少年があつたが、一青年が欺いて高い異教徒の寺院の上から下に落して逃げた。翌日に至つて同少年は發見されたが、言葉を發せず、殆んど生きた様子もなく、其後飲食もせず、又自覺もなく、腕に脈搏もなく六日を過した。其時パードレが同所についていたが、僅かに胸の鼓動を感じた外、生きた様子はなかつた。パードレが其頭に十字の印をし、胸に己れの携えた聖匣を置いた処、直ちに眼を開いて言葉を發し、又食物を攝り、洗禮をうけて其經驗を語つた。

二十五人受洗ス

○二十五人受洗ノ事等下略。

第八卷(上) 補 遺

七五五

四 一五八四年九月三日(天正十二年八月八日カ)パードレ・ルイス・フロイスのイエズス

会総長宛報告

○一五八四年日本年報
大分県史料一五

略○上

玖珠ノロレンソ

玖珠ノ聖堂ノ祭

府内のコレジョより三日の行程、又臼杵よりは四日の行程のところの玖珠という所にロレンソという貴族のキリスト教徒が住んでいる。彼は遠方まで行くことのできない教徒たちを慰め、又同地方の異教徒の心を動かすため、復活祭の八日目の日に、同地で祭をすることをパードレに請うた。パードレ・ペトロ・ゴメスは他のパードレら及び数人のイルマンらと共に同地に赴き、ロレンソから大きな愛を以て歓迎された。ロレンソは聖堂の飾付に従事し、自ら出迎えることができないといひ、親族一人を遣してパードレらを途中に迎えて進物を呈した。聖堂は善く飾付けてあり、同地は奥地四五日の行程の所であつたが、土曜日の朝、到着した時教徒たち並びに見物の異教徒らが多数集まつて、聖堂の庭の門を二回倒した。復活祭の次の日曜日早朝の行列は少なくない喜びを以て行われ、火花があげられた。教徒たちは三時のミサに列席したが、同地においては初めて見たもので彼らにとつては非常な喜びであつた。ミサ及び説教の後、ロレンソは教徒たちのため、其力に應じた立派な饗宴を催した。

玖珠ノ貴婦人ノ
受洗

玖珠の地方に高貴な一婦人がいた。其子は十二人の頭の一人であつたが、説教を聞いたのち彼女はデウスの教を大いに喜び、家族は多數あつたが各自の名前をことごとく暗記し、洗禮の時彼らをキリスト教徒の名で呼んだ。そして彼女自ら密かに洗禮をうけたのち、密かに多數の佛像を一つの寺院に集め、當時そこで説教していたイルマンを招き、これを焼いたのち、寺院を聖堂に用いさせた。この婦人の親族に一人の青年がいたが、誰も知らぬ間に同處から姿をかくした。數人のきこりが、彼がなれば石に被われている穴の中に入ったのを發見した。彼は發見されて腰に帯びていた小刀をとり、彼らに自分を殺すよう求め、彼らがそれをしようとしないので、自分の手で喉に傷をつけた。これをつれ歸つて治療したが、彼は半ば失神し、惡魔が彼の師匠である坊主の形で現われ、教徒とならないので逃亡させ、石を其の上に投げたといつた。彼は全快の後、カテキズモを授け、洗禮を施すことを期待している。

宗麟玖珠ノ教化
ニアタリ三ヶ条
ノ注意ヲ与フ

フランシスコ王が玖珠の殿達に、デウスの教を聞くことを勧める書翰をパードレに與えた時、日本人イルマン・ジョアンに三つの箇條書を与えた。第一は若し彼の殿達がキリスト教徒となつたときは、デウス並びに王に忠實に仕える義務のある事を説き聞かせる事、第二は今日までは彼らを家臣として援助したが、教徒となつた以上は、彼らを兄弟として援助し、且庇護する新たな義務を生じた事、第三は若し彼らの中眞直に門より入らぬとイルマンが認めた者がいた時は、彼らはデウスに動かされ、光明を授けられていないのであるから、その洗禮を延期するのがよく、又父の洗禮を延

期する時は妻子の洗禮も延期し、皆これを受けることができず、此三ヶ条を記してイルマンに交付した。これは殿達がこれをみて更に自省し、熱心に其救いを求めるに至るようになるためであった。

○下略

五 ルイス・フロイスの一五九六年(慶長元年)度年報

○十六・七世紀イエズス会日本報告集
松田毅監訳

○首略

豊臣秀吉豊後ヲ
庫入地トナス
毛利高政ニ禄ヲ
与フ
日田ハ直接支配
配
玖珠ハ代理人支

太閤は豊後の國主(大友吉統)を追放し日本國の最果ての地へ遠ざけて、自らが領國を領有して、その領國の年間の祿を(織田)信長時代でのかつての仲間であった森勘八(毛利高政)といふ貴人に與えた。ところで、豊後には二つの地があり、その一は日田と呼ばれ、そこにはその領國全体の中でもっとも勇敢な兵士たちが常に居住していた。もう一つは玖珠と言われた(地)である。彼は第一の地の絶対的な領主としており、自分の名でその地から収益を受け取った。(しかし)第二(の地)では、(單に)太閤の代理人であるに留まった。

國主フランシスコ(六支宗麟)は日田の地へは、その生涯の全期間にわたってキリシタン宗門を

志賀親次日田ノ
近クニ領地ヲ受
ク

家臣ヲ改宗サセ
教會ヲ建ツ

豊前国宇佐下毛
郡内十町ヲ預ク

導き入れることはできなかった。その地全体の中にはクリシタンは一人もいなかった。

○中略

豊後の國主（大友吉統）のかの不運の際に追放處分を受けたドン・パウロ（志賀親次）は、日田（大肥庄）に近い地で二千俵の祿を受けていたが、先の高貴な殿（宗像）の特別な友人であったので、六千歩隔った所にいる彼を呼んで、（イエズス）會の司祭の一人が一人の修導士とともに訪れていることを知らせ、そして彼はこう言った。自分は司祭に對して罪の告白をしたいと望んでおり、また己が家臣たちに對しては少しづつ福音の説教を聞いてクリシタンになるよう勧め、また教會を建てることをも考えていると。

○以下改宗奨励布
教授助ノ事略。

飯田郷史料

一 大友親治知行預ケ狀寫

○右田文書
熊本県史料中世四

豊前國於宇佐・下毛兩郡之閒、拾町預置候、可有知行、恐々謹言、

（年未詳）

九月十六日

（大友）

親治（花押影）

右田大膳亮殿

第八卷（上） 補遺

七五九

二 大友親安義鑑感狀寫

○福岡藩仰古秘笈惠良盛村家伝
福岡県史資料四二五

玖珠郡松木合戦
ノ粉骨ヲ賞ス

去ル廿六、玖珠郡於松木飯田郷遂合戦、勝利の次第、被抽粉骨故候カ□□、感悦之至候、取静一段賀申候、恐々可脱カ

謹言、

(永正十四年)
二月廿八日

(大友義鑑)
親安判

惠良藤右衛門マ、)丞殿

○写シ厳密ナラザル所アリ。

三 大友義長感狀寫

○右田文書
熊本県史料中世四

小原鑑元ト同陣
ノ松木表ノ軍功
ヲ賞ス

從今度取前、小原四郎左衛門尉鑑元以同陣、辛勞之段承候、就中去月廿六於松木表合戦、被疵粉骨之至感悦候、必追而一段可賀申候、仍爲疵養性、歸宅候歟、可然候、何様以面可申候、恐々謹言、

(永正十四年)
三月二日

(大友)
義長(花押影)

右田左京亮殿

○『熊本県史料』中世四ハ「永正元年頃」トスルモ、松木表合戦ヨリ見テ、同十四年ガ正シカラン。

四 大友親安義鑑感狀寫

○右田文書
熊本県史料中世四

松木表ノ軍功ヲ
賞ス

就殘黨對治、小原四郎左衛門尉指遣候處、自取前以同陣辛勞之段承候、就中去月廿六於松木表合(飯田郷)

戰、被疵粉骨之至誠感悅候、必追而一段可賀申候、仍爲疵養性歸宅候歟、可然候、何様以面可申

候、恐々謹言、

(永正十四年頃)

三月二日

「義鑑之事」

親安(花押影)

(大友義鑑)

右田右京亮殿

○『熊本県史料』中世四ハ、「永正元年頃」トス。義鑑ノ天文十九年（一五五〇）ノ卒去四十九歳カラ逆算スレバ、彼ノ生年ハ文龜三年（一五〇二）トナル。永正元年（一五〇四年）ハ三歳トナリ可能性ナシ。「松木合戦」カラスレバ、永正十四年（一五一七）ト推定サル。

五 大友義鎮書狀

○九州大学教養部蔵右田文書
大分県先哲叢書大友宗麟二

其方領内猪鹿法式之事、如前々、稠被申付候者、可爲祝着候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(年末等)

三月十九日

義鎮(花押)

右田左衛門大夫殿

領内猪鹿法式ヲ
前々ノ如ク申付
ケシム

六 大友宗麟義鎮知行預ケ狀

○大友家文書録
增補訂正編年大友史料二一

心底ヲ顯ハセル
賞トシテ豊前國
百町分ヲ預ケ

就干戈、申旨候之處、被顯心底候、感悅候、爲其實、於豊前國百町分坪付在之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永祿八年カ)
七月三日

(大友義鎮)
宗麟 在判

右田駿河守殿

○『大分県史料』三二八、首欠文書トシ、宛書ノミ「右田駿河守殿」ヲ録シ、右ノ本文ハ次号別文書トシテ、「宛名ヲ闕ク」ト注ス。『県史料』ノ筆写ノ際ノ錯簡ナリ。

七 大友氏加判衆連署奉書

○堤文書
福岡県柳川市

仲津郡流末内三
町八反ハ如法寺
氏ニ預ケシニ付
須郷玄介ニハ別
地ヲ訴訟セシム

(豊前) 仲津郡流末之内、三町八段之事承候、彼地之事者、至如法寺筑後守、被仰付之条、爲須江玄介(深七)者、(敷)別地可有訴訟之由、被仰出候、可被得其意候、恐々謹言、

(永祿九年カ)
三月十三日

(吉岡長増)
宗歡 (花押)
(吉弘)
鑑理 (花押)
(白根)
鑑速 (花押)

野上彈正忠殿

鑑連 (花押)

齋藤下野守殿

野上越中入道殿

帆足民部少輔殿

須江玄介殿

田北左近將監殿

〔(墨引)〕

○宛名ノ豊前国檢使ノ名一部ヲ切斷セリ。前後ノ文書(『大友家文書録』)ト對校スルニ、齋藤民部少輔・佐田薩摩守・田吹左近太夫ノ三名ヲ欠クカ。〔 〕内ハ『大友宗麟』(『大分県先哲叢書』第三卷)ニヨリ注ス。

八 大友圓齋義鎮書狀

○問注所文書
東京大学史料編纂所影写本

義統陣替

(大友)
就義統陳易之儀、(筑前柏原郡(三笠郡))從立花・寶滿表茂、度々雖申越旨候、前後申誘子細依有之、于今令遅々候、仍近

近々玖珠郡迄進發

々玖珠郡迄先以差寄、方々内略才、於合柏子者、不圖一行可申付覺悟候、愚老事茂同陳候条、每事

宗麟モ同陣ス
籠城ノ粮不如意

不可有油斷候、殊長々籠城粮不如意之段承候、尤無餘儀存候、至義統茂令入魂候處、必從玖珠表、

義統玖珠表ヨリ
申談ズルニ付城
堅固ニ保ツベシ

可申談之由候条、其開之儀、當城弥堅固之御覺悟、肝要候、猶重々可申候、恐々謹言、
九月九日
(天正九年)
圓齋(大友義鎮) 印(朱印)

第八卷(上) 補 遺

七六三

問注所刑部少輔殿

九 大友家文書錄

○東大史料編纂所影写本
大分県史料三三

秋月種実ヲ討ツ
大友義統日田・
玖珠兩郡兵士ヲ
遣シ長尾口等ヲ
攻メシム
日田隊長野上一
閑戦死、坂本・
財津等戦功アリ

親類家中協力馳
走ヲ励マシム
糧料ノ儀承知ス
十三日玖珠郡ニ
寄ス

(天正十年
五月秋)

(筑前後須部カ) 豊後士

統門・

(大友)

○月種實長尾砦、○衛藤又右衛門尉。古後彈正忠・川兵庫助等有戦功、○義統又遣日田・玖珠兩郡兵士、攻長尾砦、種實自古所出。於長尾口・千部嶺兩所會戦、種實敗矣、種實隊長三菜木弥平次・坂田勘解由・伊藤外記等戦死若干、日田隊長野上一閑戦死、坂本道烈及野上兵庫助・財津何右衛門尉、玖珠隊長古後彈正忠・小田彈右衛門尉等有戦功、

一〇 大友義統書狀

○問注所文書
河原家藏本

統景覺悟之趣、重々示給候、具令承知候、數度如申、今度從最前貞心之儀、不及口能候、彌親類家中之人等被申進、可被勵馳走事肝要候、殊糧料之儀承候、得其意候、必自陣所可申談候、既來十三至玖珠郡寄陣候間、其表一行可加下知候、案中不可有程候、猶朽網三河入道可申候、恐々謹言、

(年未詳)
九月八日

(大友)
義統(花押)

問注所刑部太輔殿

二 大友義統書狀

○問注所文書
河原家藏本

薩軍退散

義統ハ玖珠郡ニ
寄陣十二日越山
京都使節下向

薩摩之逆徒退散之趣、其外下目之様子預入魂、得其意候、一行早速雖可加下知候、從御檢使承仰旨
御座候條、干今押移候、然者前□黒田方宮木方如門司渡海候條、義統事ハ玖珠郡へ可寄陣之段承候
聞、明後日十二越山候、糧料之儀以口能被申、必從陣所可申談候、京都使節打續下向候間、取亂可
有推察候、猶宗歷(所懸)可申候、恐々謹言、

九月十日

義統(大友)
(花押)

問註所刑部太輔殿

三 大友義統書狀

○問注所文書
淺野陽吉問註所家文書

玖珠郡野上着陣

休庵一兩日中日
田郡ニ越山

至玖珠郡野上令着陣候處、早々示給祝着候、既此表迄令發足候上者、急速一行可加下知覺悟候、然
者休庵一兩日中、如日田郡御越山之條、案中不可有程候、隨而訴訟之事、從休庵銘々可有御入魂候
聞、閣筆候、恐々謹言、

九月十九日

義統(大友)
(花押)

問註所刑部太輔殿

三 大友義統書狀

〔問註附文書〕
河原家藏本

千石同心玖珠郡
出陣ノ所薩軍宇
目ヨリ現形ス

爲承候千石秀久以同心、玖珠郡迄雖差寄候、薩摩之惡黨從宇目茂令現形、新白杵へ亂入候條、先以懸付於在々所々、逆徒之賊討果候、盡敗北候、雖然楯籠在所候間、秀久・長宗我部申談、堅固以衆評、即時可令打崩地盤、遠聞不可有正義候條、聊不可有御氣仕候儀候、其堺之儀、無油斷才覺專一候、今度惡逆之族討果、玖珠郡迄可散鬱憤事、不可移時候、委細猶可申候、恐々謹言、

(天正十四年)
十一月四日

(大友)
義統(花押)

問註所刑部太輔殿

一四 島津義久公御譜

〔問註附文書〕
鹿児島縣史料

義久野上城ニ陣
替
諸城降參スルモ
下城降ラズ
岐部・惠良・伐
株城・小國北里
等降伏

天正十五年丁亥正月廿六日、^(島津義久)義珍換陣於球珠郡野上城、彼地諸城主粗降旗下、然而下城未降旗下、川上上野介久信・町田出羽守久倍・新納武藏守忠元等、領阿蘇家之士卒、攻彼城、即日破卻外郭、乘得二丸斬藪數多之敵、本丸雖堅支五日而陷焉、且復岐部・^(切株)惠良・切加布・小國之北里某等、皆以降伏矣、^(ケ)津个牟禮者不背大友氏、而不降我之旗下也、

一五 島津義久書狀

○旧記雜錄後編二
鹿兒島県史料

梅牟礼城在城

霧島社ノ神圖ニ
ヨリ玖珠郡攻略
松木城落城

府内ニ打立ッ

返々御闔之事、於霧嶋社頭御申之儀も勿論有之、又被成勸請、從何方モ被伺御神慮事も先例多々候之条、餘仕惡まゝ如此候、自然談合衆之内ニ、表裏共候て氣任之由、言上之方もや候之覽と、寔乍邪推ケ様にも存計候、右条々、貴所爲得心申候間、相構而書牒他見有ましく候、改年之御吉兆千喜万悦、多幸々々、仍如存知至梅牟礼滞在候處、於三江口依勝利、府内へ罷越候て可然之由、被申衆モ有之、又南郡ヲ堅め候て可然之段、被存候方モ有之、又從秋月者玖珠郡ニ火色を立候ハ、秋月事者不及申、高橋迄家連續之儀不可有別儀之由、使節被指越、頻ニ懇望之条、何共難默止故、談合衆ニ相尋候へ者、二三方之儀召惡候之段尤候、儒者可爲御神慮之由、各被申候条、任其旨霧嶋へ御闔申候へ者、玖珠郡之可爲行之由、御神慮事成候間、朽網致陳易、玖珠郡へ先勢指越候処、先く松木与申城令落去、其外二三ヶ所屬利運候、御神慮寄特候歎、然處從府内可參之由被申越候間、既雪月廿八日ニ如府内打立候処、白刃之内候之哉、相賀齋并一兩所岡より致破却候、就夫道^(志賀)・入田左馬助を始各地下衆、府内へ罷通候てハ、南郡事皆々可相易候、左様ニ候ハ、府内事通路可爲不通之由申候、拙者モ令納得、自然府内へ罷越候て南郡打替候ハ、此跡之辛勞可爲徒事存、其日ハ相留、年頭ニ又府内之様打立候之処、野上よりハ頻越山之儀被申候、又地下衆ハ如旧冬朽網へ滞留と申候間、梅牟礼ニてのことく仕惡候て可爲如何之由、談合衆へ尋候へ者、又々御

又霧島へ伺フ

帆足落城

聞申御神慮次第可然之由、皆同被申候間、又霧島へ伺御神慮候へ者、陳易之儀野上へとおり申候、ケ様ニ兩度まで御神慮事成候まゝ、中書を朽網へ相頼候て此方へ罷越候、然處以氣任令陳易候之由、大守様被思召候哉承候て、心遣千万候、曾以私之非分別候、種々致談合、其上御神慮重く存如此候、其首尾候之哉、帆足之事致落城、打續數ヶ所任存分候、乍重言聊無私曲之段、出合之時者執合所希候、餘者美作守可被申候条、省略候、恐々謹言、

〔天正十五〕

二月七日

〔島津義弘〕
義 珎〔花押〕

喜入攝津守殿

〔上包〕

喜入攝津守殿

義 珎

一六 薩州軍某内覺

○旧記雜錄後編二
鹿兒島史料

○天正十五年三月三日。薩軍日田郡制庄作戦ノコトニ係ル。「日田莊史料」三七三号ニ収ム。本文省略。角牟礼城ノ事アリ。

一七 島津義弘公譜

○旧記雜錄後編二
鹿兒島史料

野上ヨリ武宮ヲ
經テ府内ニ退ク

天正十五年三月十一日、去野上赴府内、今夜陣健軍矣、同十二日、欲發於健軍、則殿下之前鋒已

〔玖珠郡〕

〔タケミヤ〕

〔武宮力〕

權現嶽(挾間氏)
變心ス

沖ノ洲萩原ニ放
火

豊後勢薩軍ヨリ
離反ス
野上ヨリ武宮ヲ
經テ府内ニ退ク
權現岳挾間氏モ
心替リ

秀吉軍来ル
浜手(沖ノ浜)
ヨリ乗船退却

來于湯之嶽者、與小寺氏及權現嶽迫間、某變心族共運籌策欲侵健軍之陣、我軍相對競戰、而屠殺者十有六人、是以凶徒悉退散也、揚勝吐氣、而到著府内矣、

同月十四日、叛逆變心者漂泊兵船、且復放火沖之洲萩原、則我之兵衆走進斬獲敵兵數十者也、

○下略

○「健宮」ハ武宮デ大分郡阿南莊内ノ地ナラン。「湯之嶽」ハ速見郡由布山ノ事ナラン。「豊国紀行」ニ「鶴見山ノ西に湯ノ岳あり、是由布山なり、俗ニ筑紫富士と云、」ト見ユ。

一八 日向記

○旧記雜録後編二
鹿兒島史料

『日向記』

一京勢下向有ケレハ、豊後國中ノ者共亦薩广方ヲ背、年頃ノ味方ナレハ大友方ニ屬シ、色替セヌ人ソ無リケル、三月十一日野上ヲ立テ、其夜建宮(武宮方)へ宿陣、翌十二日建宮ヲ立テ、其日府内へ引入ケレハ、アトカヨリ頓テ敵ト成、陽城ト取合ケリ、權現岳(大分郡)ノ挾間殿モ心替、嶋津方へ矢ヲ射懸、同日ニ高野ノ木食興山上人・一色駿河守府内ニ着テ和睦有シカ共、嶋津氣色ニ不合取曖故和談不調、豊後國亂入ス、嶋津方ニハ嶋津中務太夫家久ヲ大將トシ、二万餘騎府内ノ城ヲ拵相支トシケル、秀吉公蜂須賀ナト召列ラレ、城ノ南北ヲ下墨光遠卷ニシ、責具ナト用意シ、稻麻竹草如クニ圍ミ玉ヒシカハ、難抱ヤ思ケン、濱手ヨリ雨風ノ紛ニ船ニ取乘退ニケリ、然ヲ速船ニテ追懸、二

艘追留首トモ數多討捕ラセ玉フ、同十五日夜半ニ薩广衆爰カシコノ人數ヲマトメ退シヲ、追掛々々伊集院美作守・平田新左衛門尉・田濱周防守、其外有名武士數百人討取也、夫ヨリ彼方此方ニテ道筋ヲ取切シカハ、漸ク微命ヲ遁テ日州ノ如ク退散ス、府内城番トシテ大友宗麟・義統父子入置玉フ、○下略

○大友宗麟ハ白杵丹生島城ニ籠城中ニテ、府内城番ハ誤リナラン。

一九 惟新公御自記

○鹿児島大学図書館蔵本
島津史料集

○上
下略

島津軍豊後直入
郡入田ニ着陣

一 九州は大形幕下に屬すと雖も、大友義統が昔年の鬱憤有るに依り、和睦せざるの間に、義統征伐せんが爲、進發せしむ。天正十四年丙戌霜月廿一日南郷に打入り、高城を攻落し、入田に着陣す。(十一月)
翌日津加牟礼の城に押寄せ、攻伏せんと欲する処に、城主が甲を抜き降参せしむるに依り、相助け、彼の城に打入り畢んぬ。然れ共、義統は京都關白殿下の御加勢四国土佐国主長曾我部并に(仙)(秀久)(尉助)(日向國)千石權兵衛と義統との相談を以て日州表より軍兵を攻入れ懸け、合戦を成すと雖も、打負け、長曾我部は立所に戦死を遂げ、義統・千石は豊前國妙現・龍王に逃籠る。其より豊後國中の庶民は、忽ち、害心を變じ和順す。然りと雖も、國中の処々の要害共、未だ落去せざるの間に、陣を(豊後國玖珠郡)久須の郡野上の郷に易へ、殘党誅罰の爲、人數を方々に賦る。予は府内に打入る。然る処、

陣替
京勢来援ニツキ
退却

豊後国蔵入ニ付
百姓逃走ヲ停止
シ還住セシム
立歸ラザル百姓
ハ勿論拘置在所
共ニ成敗ヲ加フ

京勢程近く寄來たり、多勢を待付け、叶ひ難きに依り、三月十五日戌刻程に府内を出で、夜中に

処々に於て蜂起せしむると雖も、追散らし、翌日申刻の時分、三江の郷に引取る。十七日三江

より打立つ処、南郷の蜂起襲來するの聞、追崩し、數百人討捕へる。其の聞は、梅(豊後国字目)の河内に越

着き、少く人馬の息を休めんと欲する処、又蜂起の徒党襲來す。屑しとせずと雖も、難所の長路

を前に當てて、大軍引取る可き事は、易からず。若し夜中迄も此の地に在りて、敵軍を待付ける

に於ては、大事に及ぶ可き由、衆議に依り、夜中に又、打立ち、難所を経て、明くる頃佐伯表の

敵が襲來すると雖も、追散らし、梓の大山を越え、諸卒越度も無く、日州に引取り懸り畢んぬ。

○「惟新公自記」ハ『続々群書類従』十三詩文部ニ収録スルモ、野上陣替ノ事等見エズ。本書ハ旧島津久光蔵本ニシテ現鹿大図書館所蔵ノ玉里文庫本ノ写本ニヨリ、原漢文ヲ訓ミ下文ニ改メシモノナリ。読ミ仮名ヲ省略ス。

110 豊臣秀吉朱印狀

○久留島家文書
玖珠郡史談二〇

豊後國事、今度蔵入被仰付候、然處百姓逃走之由、被開召候、沙汰之限案中ニ候、急度可還住之旨申付、送候て可返候、實々不立歸ニ候てハ、其百姓之事者不及申、拘置候在所共ニ、可被加御成敗候、此旨分領中、堅可申觸候、不可由斷候、猶山口玄蕃頭可申候也、

(文禄元年九)
六月廿日 (朱印)

伊與國

來嶋留守居中

続補遺 第二卷

草地莊史料

一 石清水八幡宮文書目録

○石清水八幡宮龜御宮紙背文書
鎌倉遺文四四三〇号

○第三
上略

院庁牒ヲ下シ大
宰府ヲシテ弥勒
寺浦部十五箇所
ニ対スル國司ノ
妨ヲ止メシム

重ネテ停止ス

庁宣

十五ヶ庄ヲ塔院
領トナス宣旨

一、通 久安六年十月、院應牒大宰府、可停止國司妨彌勒寺領豐後國浦部十五ヶ所事、

一、通 同十月、被付御下文・院宣顯時奉行、

一、通 同十月、任院廳御下文可停止國濫妨之由廳宣、

一、通 仁安二年十二月、依鳥羽院广御下文、重被停止旁妨同浦部十五ヶ所事、

一、通 同十二月、任院广御下文廳宣、

○中
略

一、通 嘉承元年十一月、十五ヶ庄可爲塔院領之由(大江匡房)被遣、帥許宣旨

○第四
上略

国郡ノ妨ヲ停ム
ベキ解状ヲ上ル
庁宣ヲ下シ国ノ
妨ヲ停ム
庁宣・院宣ヲ下
ス
府宣ヲ下シ国ノ
妨ヲ停ム
大府宣

平清盛、院序下
文大府宣ニ任セ
鎮西家人ノ弥勒
寺領所当對捍ヲ
停ム

一通 永曆元年八月、彌勒寺領浦部十五ヶ所、可停止國郡妨之由、玄清解状在外題

一通 保元二年四月、彌勒寺庄十五ヶ所、可停止國衙妨之由、庁宣、

一通 同四月、同事、被付國司庁宣、院宣、

一通 仁平四年八月、任久安院庁御下文、彌勒寺領豊後國十五ヶ所庄、可停止國司妨府宣、

一通 保元二年四月、彌勒寺領十五ヶ所、可停止府國妨之由、大府宣、

○中
略

一通 仁安三年八月、任院庁下文、彌勒寺領年々所當可停止對捍之由府宣、

一通 同年八月、任院庁御下文并大府宣等、彌勒寺御領停止對捍鎮西家人等、可令催濟年々所當

之由、入道太政大臣(平清盛)家下文、

○下略。本文書嚴密ナル編年ナラズ。十五ヶ庄塔院領化初見ハ嘉永元年(一一〇六)ナリ。

都 甲 莊 史 料

一 石清水八幡宮文書目錄

○石清水八幡宮璽御宮背紙文書
鎌倉遺文四四三〇号

○自嘉承元年十一月、至仁安三年八月。浦部十五ヶ庄關係文書目錄ヲ前莊一号ニ收ム。本文省略。以下同。

真玉莊等

真玉莊史料

一 石清水八幡宮文書目錄

○石清水八幡宮龜御宮紙背文書
鎌倉遺文四四三〇号

○本文省略以下同

臼野莊史料

一 石清水八幡宮文書目錄

○同
右

香々地莊史料

一 石清水八幡宮文書目錄

○同
上

第三卷 續補遺

竹田津莊史料

一 石清水八幡宮文書目錄

上○同

伊美莊史料

一 石清水八幡宮文書目錄

上○同

岐部莊史料

一 石清水八幡宮文書目錄

上○同

姫嶋史料

一 石清水八幡宮文書目錄

上○同

第四卷(上) 續補遺

八坂(上・下・新)莊史料

一 石清水八幡宮文書目錄

○石清水八幡宮聖御宮紙背文書
鎌倉遺文四四三〇号

山香郷史料

一 石清水八幡宮文書目錄

○同上

第四卷(下) 續補遺

日出莊史料

一 石清水八幡宮文書目錄

上〇同

大神・藤原莊史料

一 石清水八幡宮文書目錄

上〇同

由布院史料

一 石清水八幡宮文書目錄

上〇同

〇上記「浦部十五ヶ庄」中ニハ、「藤尾寺」モ一庄トシテ列記サル、モ、其ノ所在未詳ニシテ、且内容不明ナル故、列挙セズ。

第五卷(上) 續補遺

笠和郷史料

第五卷(上) 続補遺

一 筑前筥崎今山妙德寺境内出土報鐘銘

○筑前町村書上帳
青柳種信著・文献出版刊

妙德寺境内掘出
梵鐘ノ銘ヲ録ス

今山妙德寺^(塚)内ヨリ掘出報鐘之銘

願諸賢聖 同人道場 願諸惡趣 俱特離苦

若人欲了知三世一切仏、应当如是觀心造諸如來、

若人求仏惠通達菩提心、父母所生身即証大覺位、

不動院住持 快尊

豊後國高國府隆生寺雲堂鐘

当伽藍 仏國新成

阿弥栗多之利益三万年

法幢早建

達摩馱都之濟度窮來際

貞和二年^{丙戌}四月三日鑄之、

大工藤原友春

住持比丘尼眞性

到宝曆三癸酉年四百五年成ル、

大工藤原友春住
持比丘尼眞性

第五卷(下) 續補遺

津守莊史料

御堂御前ニ処分

一 九條兼實處分狀

○九條家文書
鎌倉遺文補遺第一卷補四六六号

御堂御前

○家地・堂舎
家領等中略。

豐後國津守莊
(大分郡)

○中略

豊後國津守莊

右、堂舎、庄園、爲御堂御前領、本領於事小僧雖不可知之、事依爲一具之仁、聊載子細、所書連也、向後不可有相違之狀如件、

元久元年八月廿三日

沙門(花押)

第五卷(下) 續補遺

解説

一 所在と環境

日田郡は豊後国の最西端に位置し、東は同国玖珠郡・肥後国阿蘇郡と境し、北は豊前国下毛郡(大分県)・同田川郡(福岡県)、西は筑前国朝倉郡及び筑後国浮羽郡・八女郡(以上福岡県)、肥後国鹿本郡、菊池郡、南は同国阿蘇郡(熊本県)と接し、豊後八郡中最も多数の国郡界を有する郡である。

玖珠郡を源に発して九州山脈を西に向って流下する玖珠川は大山川を合して三隈川となり、北部山中から南流してこれに流入する花月川とともに日田盆地を形成し、さらに大肥川を合して西境の山地を破って西流し、九州最大の筑後川となって筑後平野を形成し、有明海に注ぐ。この郡は、この日田盆地以外は大部分が山地に覆われ、耶馬日田英彦山国定公園に指定されている。

筑前に接し大宰府に最も近く、古くから豊後八郡の首部に記され、福岡の政治・経済・文化の影響を受けることが大であった。古代では筑後方面の裝飾古墳が、筑後川の谷を遡って日田・玖珠両郡にも分布し、大肥荘・津江山等が安楽寺領に寄進されるのも、こうした関係からであろう(後述)。平安末期には皇室御領日田荘として郡荘を成立させ(後述)、江戸時代には九州天領統治の中核たる代官所(西国郡代)が置かれ、九州の政治・経済・文化・教育の中

心地となり、日田銀で知られる掛屋広瀬家の碩学広瀬淡窓の咸宜園等が栄へ、近代日本発展の原動力となったことは、余りにも有名である。

二 律令制下の日田郡

日田郡の名称の起りは、「和名抄」には日高郡とあるが、「風土記」には景行天皇が玖磨噌吹(襲熊)征伐の凱旋の帰途、この郡に幸した時、神が久津媛となって出迎へ奉仕したので、「久津媛之郡」と名づけ、訛(誤)って日田郡となつたと述べている(五)。

なお同書には、律令制下の行政単位は「郷伍所十四里一一駅一所」とするが、郷は石井郷と靱編郷を記すのみである。「和名抄」の錯簡を訂正することによって、はじめて在田・夜開(日)・日理(又)・父連(又)・石井の五郷であることが判明する。在田郷は盆地の北部、花月川の流域で、かつての東有田・西有田両村を継承する今日の有田町に名残を残している。夜開郷は日田盆地の西端で、筑前・筑後と境を接し、三隈川が盆地から筑後平野に流出する峡谷部分から、これに流入する大肥川の溪谷一帯を占める。日理郷(日)は盆地の北半部で北の丘陵地帯を占め、花月川下流右岸に至り、早くから開けた地域である。今吹上町に渡里の地名を残している。父連(父)は父連で本来は靱編郷と書き、「在郡東南」とある通り、盆地の東南縁で、玖珠川・三隈川の北側、今の豆田町・田島町・双連町の一帯にあった。今大字双連町がある。郡司家日下部氏の本貫地で、郡家所在地の説もある(後述)。法恩寺山古墳群は、日下部君家の数世代の墓所に比定されている。最後の石井郷は、「風土記」に「在郡南」とある通り、三隈川以南の盆地南部から肥

後国阿蘇地方に通ずる山岳地帯に及ぶ地域で、大山及び津江山一帯を含むものと思われる。

駅一所は石井駅(五匹)(駒馬)で、石井郷内の高瀬付近ではなかったかと推定されている。古代の官道は、大宰府から隈埼・広瀬・把伎の筑前三駅を経て豊後第一の石井駅に達し、ここから荒田駅(玖珠郡)・由布駅(速見郡)を経て国衙近傍の高坂駅(大分郡)に通じたと考へられている。⁽²⁾

天平九年(七三七)の「豊後国正税帳」には(三)、大領に外正七位上、勲九等の日下部連吉嶋、少領外従七位上・勲十等日下部君大国・主帳外少初位上・勲十等の日下部君(死亡)等の日下部一族が見え、同氏が郡衙の中枢部を独占していたことがわかる。

日下部氏は欽明天皇の時、鞆部を奉仕した邑阿自を遠祖とし、この村に居住した為鞆負の村といい、のち鞆負郷といわれるようになった。鞆部は中央の伴造である大伴氏の支配に属する「部」の一つであるが、地方では国造級の有力者でなければ、この地位につくことはむずかしいとされた。⁽³⁾ 日下部氏が君姓を称する点からみて、国造級の豪族であることが推定され、おそらく比多国造の後裔であろう。⁽⁴⁾ 日下部氏は、こうした大化前代の国造家から、日田郡の郡司家に上昇したものと思われる。

小田富士雄氏は日下部氏の本貫地鞆編郷の中に郡家の存在を想定するが、日野尚志氏は「郡町」(こわりまち)の現存地名から、花月川右岸の大字三和町字郡町を日田郡家の跡と推定している。⁽⁶⁾ ここは日理郷で、日下部氏は鞆編郷からこの郡衙に通ったものであろうという。両説に対する取捨の判断に苦しむが、日下部氏段階では鞆編郷、のち(大蔵氏時代)に日理郷に移転したとする折衷説も可能ではなからうか。

九世紀中葉仁寿元年(八五一)から、当郡司職は大蔵姓の鬼蔵大夫(妙童鬼)永弘に移り、以後永季以下大蔵氏の世

襲となったという(七・八号)。「造領記」は有名な豊後介中井王の子が郡司大藏永弘で、永宣・永種・永将・永利・永明(？)・永興・永季と相承したとするが、安易な接合で裏付けを欠く。この永季は、後三條天皇延久三年(一〇七二)十六歳の時、相撲節会に召され、同御宇三か度、次の堀河院の時七か度、計十か度不敗を誇った、といふ相撲名人伝説で知られているが、彼の節会出仕は嘉保二年(一〇九五)は真実であるにしても、その年次及び不敗説話は誇大された所が多い(後述)。しかし彼が相撲節会に出仕したことは事実であり、その推薦者は大宰府官人である所からすれば、日田郡司として大宰府と密接な関係を成立させていたことは間違いないからう。

大藏永季は延久三年(一〇七二)、父永興(永弘)のために一練若を興こし、これを永興寺と名づけた。これが今日の永興寺であるという(二〇・二二号)。寺伝では永興は永季の子で、その天死をいたみ永季が造寺したとあるが、「郡司職次第」等には永興の名は見えない。

永季の子宗季は弟季平に殺害され、季平が郡司職を継承した。大藏氏初代郡司職鬼藏大夫の仁寿元年(八五二)から嘉承元年(一一〇六)まで二百五十余年の間、嫡庶を論ぜず郡印図帳を手継証文として郡司職を相伝して来たといふ。しかし郡印図帳相伝の方式は定まっていなかったらしく、季平の子高家は開発地の公驗十八卷以下の文書案文等を譲得したと称しながら、郡印并図帳を相伝しなかったため、郡内住人等が叙用しなかった。季平は弟永平を養嫡として、久安四年(一一四八)次第証文等を副へ郡司職を譲った。ところが、永平は保元二年(一一五七)十二月、永季の長子新大夫永宗の子新太郎季盛と三牟田三郎盛末(季)兩人の陰謀によって殺された。三牟田盛末(季)は永平の聳といふ。この永平の妻が緒方惟栄の妹で、その所生の永秀が惟栄の下で生長し、のち協力して大宰府落ちの平家追い落しに活躍することは、改めてのちに述べる。

以上によって見れば、平安末期まで郡司家大蔵氏には分割相続に立脚する惣領制の崩しが見えない。大蔵氏による別名開発が見えないのも特異であるが、同氏に別姓を称する庶家の成立しないのも、これと関連があるろう。大蔵氏が郡司職を「先祖開発以来、家嫡一人為相伝知行」として不分割規制を以って相伝したが、その「家嫡」は長子とは限らず、「不論嫡庶、以郡印凶帳」て手継証文とした所に、実力主義による争論の原因があったものと思われる。それも大蔵氏内部だけの紛争ではなく、これを支える郡内住人の隠然たる勢力が常に背後に動いていることを忘れてはならない。大蔵氏の日田郡支配権の安定は、郡荘日田荘の成立による職の固定と、幕府による地頭職安堵を俟たねばならなかった。

注

- (1) 小田富士雄、「古代の日田」(『九州天領の研究』第一章第一節、五五頁)。
- (2) 日野尚志、「古代の日田」(同上第一章第二節、七八頁)。石井駅を高瀬近辺とすると、荒川である筑後川を二度も渡って日田郡家に通ったことになり、問題があると述べている。
- (3) 同上六七頁。
- (4) 同上。但し、「正税帳」には、複数の日下部君の外に、日下部連が居る所からすれば、三者は別家のもので、複数の集団が日下部とされたもので、石井郷のグランドヤ古墳も、日下部氏のものであった可能性があるという(『日田市史』七五頁)。
- (5) 注(1)参照。
- (6) 日野尚志「日田周辺における古代の歴史地理学的研究」(同上六九～八三頁)。
- (7) 「日田郡司職次第」では、鬼蔵大夫から十一代の孫を「大蔵永弘号鬼監大夫」とし、「豊西記」・「造領記」とも一致しない。
- (8) 「日田記」卷之一、永季条。「日田郡司職次第」。
- (9) 『日田市史』八二頁。
- (10) 『日田郡司職次第』季平条。

三 莊園制への移行

日田荘は「郡荘」として、日田郡の八十パーセント以上の面積を占める大荘であり、従って郡司職を相承する大藏氏惣領が荘司・地頭として下地支配を継続する事実等からみて、総荘的性格を有するものと考えられる。郡関係主要史料を日田荘を中心として編次した所以であるが、莊園制成立の年序からすれば、宇佐宮領五箇所・安楽寺領大肥荘の方が古い。以下史料の編次の順序によらず、成立の年次に従って、まず宇佐宮領から述べることにする。

(一) 宇佐宮領五箇所付得善名

この「五箇所」というのは、「八幡宇佐宮御神領大鏡」によると(号)、「國々散在常見名田」のうち、日田郡に散在する左の名・村・別符である。

日田郡五箇所(常見名田)の面積及四至

名田名	面積	四至
三尾田 <small>(由布田方)</small>	八町	東限岳 南限大河 西限大道 北限田卯西大道
竹田村	一五町	東限井手嶋高岸 南限大河 西限大隈 北限床河
田嶋別符	二六町	東限田 南限田并会所道 西限大道 北限田并卯西大道
今泉	一町	東限古河 南限川原 西限伏河 北限古河
石井別符	八町	

石井別符のみ四至を示さないが、田嶋別符・竹田村及び石井別符の二者は、近世田嶋村・竹田村・石井村として存続し、今日大字として名を残している(1)ので、大体の見当はつく。『日田市史』の調査を参考にすれば、田嶋別符は日田駅裏を中心とする一帯で、南限の「田並びに会所道」は、今の大字日高字会所山付近に至る東西道で、西は平野部の条里に一致するらしい。北の「田并卯酉大道」は、大字日高字鵜遊鶴に至る山間部の道か。西境の道は不明であるが、条里に沿う南北道であろう。竹田村の「東限井手嶋高岸」は三隈川の形成する自然堤防、南の大河も同川であり、北の床河は、三隈川の旧河道らしく、今の小ヶ瀬井路と思われる。西の大隈は今の隈町と関係ありとすれば、亀山公園の対岸付近まで及んでいたことになる。三尾田(由布田か)は、北限が「田并卯酉大道」とあれば田嶋別符に接し、南の大河は玖珠川、東を「丘」とすれば、玖珠川と求求里南方の丘陵から河岸に至る地域、今の日高町の一部に当るらしい。

今泉は、今日の大字友田字今泉を痕跡とすれば、花月川の下流氾濫原に占定されたものらしい。石井別符は四至を示さない(2)ので明確には示しえないが、旧石井郷内であることは疑いなく、田嶋・竹田・三尾田等との関係からすれば、高瀬川下流一帯が想定される。石井別符のみ三隈川左岸であるが、同河を挟んで前三者と接続しており、今泉のみが花月川右岸で立地的にやや隔絶したことになる。

さてこの「五箇所」の初開発は、長元九年(一〇三六)府権檢非違使早部(日下部の誤)為行が、随近刀祢大領大蔵及び豊後国大介紀朝臣の証判を申請して開発居住し、桑を植えたことには(3)止まる(号一)。開発地の中心部は日田盆地の東南部で韮編郷に属し、日下部氏の勢力圏であったらしい。日下部氏は府官としての地位を利用して、別名(別符)を開発し、私領として在地領主的発展の基盤を打ち立てようとしたものと思われる。

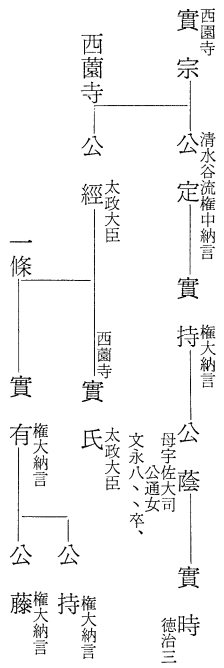
律令政府は十一世紀の半ばごろ、国司に広範囲の行政権を委ねると共に、国司の責任として公田(従って納入官物)の減少を防止するため、在庁・郡郷司等の地方豪族の大規模開発を認めた。その大規模開発地を別名・別符・別保等とよび、開発申請者は保司・郷司・郡司等に任じ、その地の勸農・納税の責任者とし、私領として相伝を認め⁽⁴⁾た。しかし私領ではあるが、納税(やや低率)の義務があるため「国半不輸領」といい、国衙検田使の入勘を受けねばならなかった。

こうして別名(別符)といわれる私領として成立した五箇所は、為行の死後、女子日下部妙高の子が、為行証文及び府下文に任せて領掌すべき由の庁宣を永承三年(一〇四八)二月十日下付され、同廿一日大領大蔵千員の施行状、同七年三月十日同状により府下文を下された。しかし妙高子が天喜二年(一〇五四)これを大宰府に進上したのは、ここが玖珠川沿岸の不安定耕地であった等のため、経営が順調に行かなかつた為であろう。⁽⁵⁾大宰府の方では、さらにこれを長門講師貞恵家に預けた、とある。

さて、宇佐宮の方では、肥前国藤津郡の桑垣二箇所を領有していたが、余りに遠国のため神事に支障を来し困惑していた。またたま近くの日田郡五箇所から、大領大蔵氏の一族と思われる散位大蔵朝臣永明の府に進ずる桑のあることを知り、天喜二年(一〇五四)八月廿五日付で両者を相博した。こうした十一世紀半ば以後の大規模開発地である私領の別符・別名・別保等を、寄進・買得・相博等によって宇佐宮が集積した所領を、同宮では「國々散在常見名田」と呼ぶ。宇佐宮領荘園は、封戸から成立した「十郷三箇庄」、位田・供田等から成立した「本御庄十八箇所」と、この「常見名田」を合した三群から構成される。「常見」は「恒見^{とよみ}」とも書き、同名田は九州七箇国(両筑・両豊・両肥・日向)に亘って散在する九十箇所以上に達する大所領群を形成した。

さてこの「五箇所」は、弘安八年（二二八五）の「太田文写（函田帳案）」になると、竹田別符は二十二町、田嶋・由布・石井・今泉も合せて二十二町とある。竹田別符は十五町から二十二町に拡大しているが、他の四所は四十三町から約半分の二十二町に縮少して、逆に停滞性を示しているのは注意を要する。

ところで、この「五箇所」は宇佐宮領でありながら、領家として「清（冷）水谷大納言家跡」が見える。後藤碩田は清水谷権大納言実有二男の権大納言公藤に比定する⁽⁶⁾。しかし公藤の父実有は次の系図に見られる通り、「一条」



を称し、西園寺公経系に「清水谷」を称するものは存在しないので、公藤説には全く可能性がないことになる。公経の兄公定こそ清水谷流であり、孫公蔭の母は宇佐大宮司公通女とあるのをみると、公蔭父実持の妻が大宮司公通女であったことになる。おそらく公通女が領家職（ないし預所職）を分譲されて清水谷家に嫁した関係から、その所生（この場合は公蔭又は子実時）に相伝されたものではなからうか。公蔭（文永八年卒）・実時ともに権大納言ではなかったので、「清水谷大納言」とあるのは権大納言実持と思われる、彼は建長五年（二二五三）に没しているのです、弘安八年（二二八五）当時の「跡」は実時ということにならう。

このように、清水谷家が領家職（又は預所職）を帯していたにしても、宇佐宮が支配権を喪失したのではなく、「宇

佐宮領」とある以上本家職（ないし領家職）を帯したか、乃至は少くとも一部の取得権を保持していたものであることは間違いないであろう。⁽⁸⁾

最後に付^けとして付加した弥勒寺領得善名について一言する。この名の開発や寺領化については、これを知る史料の手がかりが全くない。しかしこうした単一名が所領化する機会としては、やはり十一世紀中葉以降の別名の成立に関係し、在地領主の奇進ないし寺家の買得によるものであろう。今日日田市大字庄手及び大字友田の中に、それぞれ字徳瀬の地名を残しているのが、そのわずかな痕跡であらう。

注

- (1) 淡窓図書館蔵、江戸期「日田郡絵図」(『日田市史』付録絵図)。
- (2) 『日田市史』第一章第四節大開発時代の日田(一一五―一一八頁)。日田の開発について、精密な調査と鋭利な見解が示され、極めて有益である。
- (3) 同上 一一八頁。
- (4) 坂本賞三『莊園制成立と王朝国家』第三章(昭和六〇年六月刊、塙書房)。
- (5) 『日田市史』一一八頁。大藏氏は花月川流域開発で水利条件以下安定的であったが、日下部氏は珍珠川・大山川合流地点に、領主的基盤を樹立しようとしたらしい、と述べている。
- (6) 『豊後国岡田帳考証』(『大分県史料』三五、五一―七頁)。尚『増補訂正編年大友史料』三、一一―三頁参照。
- (7) 『尊卑分脈』一、公季公孫清米谷(『新訂増補岡田史大系』五六、一四八頁)。
- (8) 「太田文写(岡田帳条)」には、田嶋・由布・石井・今泉には、地頭職の記述がない。宇佐宮の直管かとも思われるが、面積の縮小からすれば、逆に宇佐宮側の下地経営(或は清水谷家)の積極性の欠如を思わせる。

(二) 安楽寺領大肥荘

「天満宮安楽寺草創日記」によると^(二)、後一条院の御願として、長元五年(一〇三二)に大宰府天満宮安楽寺の

喜多院を寄進建立された際、小中荘（筑前粕屋郡）と大肥荘とを寄進された、とある。「豊西記」には、延久三年（一一七二）大蔵永季が十六歳の時、相撲の節会に召されて上洛する時、大宰府天満宮の神告を得て日田郡内大肥荘を寄進し、雲州小冠者を破って帰り、同荘内に老松大明神（天満宮撰社）を勧請したとある（四）。年代的に前者と隔絶し、大宰府役人等を介しての寄進ならばともかく、郡司独力での寄進等は信じ難い。尚永季は長治元年（一一〇四）相撲節会に勝利を得、帰国の時病を得て当荘で死去し、その所を明星寺と号した、ともある。

当時の正確な記録『中右記』によると、大蔵永季が相撲人として京上している初見は嘉保二年（一一九五）八月十日である（七）。この日関白藤原師通は大宰府相撲人等を饗したが、参入し左右に列立した相撲人は、左の二十人であつた（同上）。

左十二人 最手恒利・脇永季・直・行正・時則・忠隆・貞末・守定・宗里・信直・頼助・友宗

右八人 最手秀定・脇光總・惟遠・俊定・開・等・末定・定久

左の最手恒利は、「為房卿記」には「豊後経俊」ともあり（八）、豊後人らしく、姓は「懸」とある。「最手」は「ほて」と訓じ、今の大関に当る。次の脇永季が大蔵永季で、「為房卿記」には「助手同国長季」とある。「脇」は「助手」とも記されており、今の関脇に当るものであろうか。延久三年（一一七二）から嘉保二年（一一九五）までは二十四年の間隔があるので、永季は四十歳に達していたことになる。なお天永二年（一一一一）八月の場合は大蔵季貞（殿）とあり、『中右記』では大蔵季實とあって一致しないが（一一〇・一一一）、何れも「郡司職次第」等の系図には見えない。要するに、永季の相撲出仕は疑いえない事実であるが、その年代や説話内容の誇大英雄化については、検討の余地がある。相撲節会に勝って帰国の時死去したという長治元年（一一〇四）は、四十九歳となることからみ

ても、検討の必要性が痛感される。

弘安八年（一二八五）の「豊後国太田文写」（凶田帳案）では、大肥荘六十町は「領家 安楽寺別当御房」とある。南北朝期観応三年（一二五二）の「安楽寺領注進目録案」（号一三）にも、「豊後国一円」として大肥荘・津江山・真幸庄不知行（所在未詳誤写か）の三箇所がみえる。「一円」とあるのは、「半不輸」とあるのに対立し、領家一円支配の意味らしい。

(三) 金剛心院領日田荘

弘安「太田文写（凶田帳案）」には、日田荘五百町は「領家 二条師（輔）入道殿「御跡」と見える。これは「二条帥入道」で大宰帥家が領家らしいことは後述するが、別に冒頭の「注進状写」には、日田荘に該当するらしい「金剛院領五百余町」が記されている。⁽¹⁾金剛院なる名称で九州に荘園を領有しうる程の寺院は検出し得ず、永く解決に苦しんだが、たまたま「日田郡司職次第」を見るに及んで、それが鳥羽院の御願寺金剛心院領で、長寛元年（一一六三）の立券荘号であることが判明した。

「日田郡司職次第」日田（大蔵）永宗の条に、

以長寛元年被改国務、初而鳥羽院御願所金剛心院御領被立奏庄号之時、永宗対揚而遂其節之間、任開發之先祖、^(帳)取仁波令載地頭位置、就所職之名字、目錄仁波令載下司位置、各加判、

とあるのがそれで、先の「金剛院」は「金剛心院」の「心」の一字の脱落に他ならなかった。当荘が日田郡五百六十町の中の八十パーセント強に当る四百五十町歩を占める「郡荘」の形態をとることの理由が、これによってはじめて釈然とした次第である。⁽²⁾

『兵範記』によると、仁平三年（一一五三）十月十八日鳥羽東新御堂の上棟があり、翌年八月七日、名号僉議によって「金剛心院」と命名せられ、同九日開眼供養が行われた^(三〇)。日田荘の立券は十年後の長寛元年（一一六三）で、郡司として大藏永宗が対揚して取帳の作成に当り、地頭の位署を載せ、目録には下司の位署を記して加判した、という^(二七)号。

長寛元年（一一六三）当時の大宰権帥は、権中納言の藤原顕時という人物であった^(三)。彼の室には水無瀬家の祖である藤原信輔の女もおり、又平忠盛女をも妻としている。その女は平時忠室（安徳天皇乳母・典侍）や高倉天皇生母建春門院女房となっており、^(四)当時の権勢家平家一族と親密な関係にある人物であった。また当時の豊後守は、のち十九年間に知行国主となる藤原頼輔で、彼も応保元年（一一六一）十一月に太宰小式に任命されている^(五)。おそらく皇室や平家の動向を感じ取った権帥顕時が中心となり、少式兼豊後国守である頼輔を通して荘園立券の手続きとらせたものであろう。頼輔としては、任国中の国衙領から皇室御領たるにふさわしい「郡荘」を立てるには、日田荘以外はないと考えたのではなからうか。

そこで日田郡司職を帯する大藏氏との接衝がはじまったであろう。大藏氏では季平・永平は郡印・図帳を手継証文として郡司職を相伝したが、永宗の「対揚」によって先祖開発の私領として寄進地系荘園として認められ、^(六)下司として皇室御領の職体系に組織されたことになる。

さて国守藤原頼輔としては、一郡の八十パーセントに当る国衙領を、金剛心院領―たとえ皇室御領であっても―として提供することは、相当の抵抗があったに違いない。彼は弥勒寺領浦部十五箇所を横領し、国衙領として支配したことで有名な、反荘園国司である^(七)。そこで彼は、上司である権帥藤原顕時を介して、何等かの代償を政府（特

に平氏)に要望したのではなからうか。全くの憶測に過ぎないが、頼輔が仁安元年(一一六〇)以後、十九年間に亘って豊後国の知行国主となり、子頼経・孫宗長と引続いて国守に任ぜられる特異な関係成立の背景が、⁽⁸⁾想見される様に思われてならない。

ところで、藤原顕時が国守頼輔・郡司大蔵永宗等から寄進された荘園を、さらに上級の金剛心院に寄進する手続きをとったものであるならば、当然顕時が領家職を保留したはずである。若しそうした段階を踏まずに、直接金剛心院に寄進されたものであっても、権帥である彼が領家(ないし預所)職に補任されるのが自然であろう。この場合、その後の相伝関係が問題となるが、彼の子孫に大宰府に関係ある人は皆無で、その後の伝領関係も不明である。しかし弘安八年(一一八五)の「太田文写(図田帳条)」によれば、日田荘の領家は「二条帥^(帥)入道殿御跡」とある⁽⁹⁾。諸本により若干の異同があるが、「二条帥入道殿御跡」を正しいと考へたい。『尊卑分脈』により該当者を求めると、水無瀬親信の子定輔が太宰帥で「号二条帥入道」とある⁽¹⁰⁾。彼は藤原隆家七代の孫で、同系には代々帥又は大式に任ずる人が多い。彼の叔母に前記の藤原顕時の室になった女性がいる。権帥顕時と親密な関係にあったことが伺われる。そうした姻戚関係から定輔が譲得したかと推定したが、尚最後の確証を欠き、今後の検証が必要である。

以上によって、日田荘に関する限り、「太田文写(図田帳案)」首部の権門寺社領は本家職を記し、後の郡別記載の本文は、領家職を記したもので、両者が矛盾するものでないことが判明した。ついでながら筆者は、右の首部は大友頼泰が博多から帰り、急遽作成提出した「無四度計」き「図田帳」、後者が「追進取替」の正式図田帳であり、前者も粗略ながら国衙記録としてそれなりに資料価値を有するものであることを、この際改めて指摘しておきた

い。

最後に、再び目を郡司大蔵氏に転ずると、「日田郡司職次第」は左の通りで、

季 平 — 永 日田五郎大夫 — 永 日田新六大夫 — 永 日田次郎
宗 童名後又五

永宗の父永平の頃は、大蔵氏内部の郡司職に関する嫡庶の争いが激しく、永平は聳三牟田盛季の為に、保元二年（一一五七）に殺され、盛季も又同族に殺された。永平の妻は緒方荘司緒方惟栄の妹（姉とも）で、所生の永宗は乳母等が連れて伯父惟栄の許に逃れ生長した。その後永平の郎従等が内紛を平定して永宗を迎えたので、大蔵氏の惣領となり郡司職を嗣ぎ、日田荘の立券等に関与した（後述）。永宗の子が永秀で、寿永二年（一一八三）平家が大宰府落ちした時、平家方人原田種直から再三に亘り味方に誘われたが従わず、緒方惟栄・臼杵惟隆と協力して、真先に中道から大宰府に攻め入り、平家追い落しの先鞭をつけた。緒方・臼杵らは義経と同のため頼朝軍に滅されるが、日田氏が活き残れたのは、義経援助に関係しなかった為であろう。鎌倉幕府治下に入っても、大蔵氏惣領（日田氏を称す）が日田荘地頭職を安堵され、郡司職、地頭職の一姓相続が継承されることになる。

注

(1) 同一荘園領主の荘園で、数荘を合して五百余町となるものはなく、一荘で五百町に達するものには、国崎郷五百町と日田荘の二者のみがある。しかし前者は国半不輪領で、領家は「松殿二位中将家御跡」とあり該当せず、従って「金剛院領五百余町」とあるのは、日田荘以外にはありえないことになる。

(2) 「太田文写」「凶田帳案」には、日田荘五百町とし、そのうち宇佐宮領五箇所四十四町と、弥勒寺領得善名六町、計五十町を除き、残り四百五十町を狭義の日田荘としている。「金剛院領五百余町」とするのは、宇佐宮領五箇所と弥勒寺領

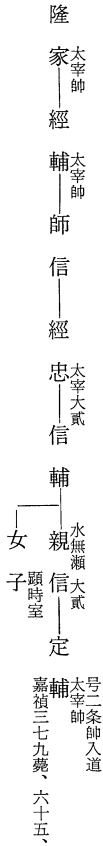
得善名が地域的に日田荘の中に包摂されるので、こうした便宜的な表現をしたものであろう。

- (3) 『公卿補任』一、長寛元年条(『新訂増補国史大系』五三三)、『尊卑分脈』二(同上、五九、一一二―一五頁)。
- (4) 『尊卑分脈』一(同上五八、三二七頁)、同四(同上六一、三七頁。同二(同上五九、一一五頁)。
- (5) 『尊卑分脈』一(同上、五八、二一九頁)。
- (6) 当時郡印・図帳を手継証文として郡司に任命されたが、数代の居住と公職任命が、その地域の私領化の条件であり、尚開発領主としての公験が必要であつたらしい(『日田市史』二二四頁)。
- (7) 『益永家記録』文治二年四月十三日後白河院庁下文案(『鎌倉遺文』八五号)。
- (8) 『中世史ハンドブック』三六四―五頁「知行国主・国司一覧表」。
- (9) 日田荘の領家は、『図田帳案』系統では「三条輔入道殿御跡」とあり(『大分県史料』三五、一―一四、一号まで)、「田代注進状案」系統では、

二条 師入道殿

二条(輔カ) 輔入道殿御跡

の二つに分れる。「図田帳」系統よりも、「平林本」系の「注進状」の方が一般的に正確であるとされるので、「二条」を採り、「師」と「輔」は『尊卑分脈索引』には後者は該当がなく、「師」は「帥」の誤写として、「二条帥入道」を正したい。後藤碩田の「図田帳考証」の底本も「二条帥入道殿御跡」と見える。碩田は関白左大臣良実の子関白氏長者師忠に比定するが(『尊卑分脈』一、九四頁)、師忠が「帥入道」と称せられたことは見えず、可信性がない。今は『文脈索引』により、藤原道隆公孫の藤原隆家流の七代の孫定輔に比定したい。



隆家流は帥・大貳が多く、定輔が「二条帥入道」と称せられた。彼は嘉禎三年(一二三三)に薨じているので、その跡は二三代後の子孫であらう。

(10) 『尊卑分脈』一、『新訂増補国史大系』一、三二六頁。

(11) 芥川龍男・福川一徳編校『財津氏系譜』巻一(『西国武士団關係史料集』一)二六頁には、「緒方三郎惟栄姉」と見える。

(四) 安楽寺領津江山

津江山のみ、寺領化の時期が不明である。同山の初見史料である『百鍊抄』安貞二年(一二三三)七月六日条には、津江山住人の金銅銚二枚堀出の注進を、安楽寺が行っている(三)。これによると、当時津江山が同寺領化していたことが判明する。津江山は元来石井郷に属しており、石井郷は日田荘に属していたので(「日田荘史」料四〇号)、おそらく日田荘石井郷の山嶽部が安楽寺に寄進されたものであろう。とすれば、その時代も日田荘成立の後で、平安末期までのことではあるまいか。

弘安の「太田文写(凶田帳案)」ともに、津江山が見えないのは、その名の如く山林を主体とし、若干の耕地が開発されても、畠地を中心としたためであろう。

建久四年(一一九三)長谷部信連が大夫能直の downward に従って津江荘(正式な名称ではない)に居住し、のち津江氏を称し、口津江・奥津江の「両津江」氏となったという(二)。当地では、専らこの長谷部氏来住説が信じられているが、これを裏づける確実な資料が無いのは遺憾である(後述)。

四 地頭領主制の展開

(一) 宇佐宮領五箇所付得善名

上述の通り、中世的所領の端緒とされる大規模名の開発が行われながら、この五箇所や得善名に、有力な中世的在地領主が出現しなかったのはどうしたことであろうか。弘安の「太田文写(岡田帳案)」では、竹田別府式拾貳町は、

地頭豊前大炊助入道殿女子持明院別当入道後家跡、小田原次郎景泰法名寂仏・同五郎景郷買領之由申、

と見える(三二号)。大友二代親秀の女で持明院別当入道(基氏之)後家跡職を、小田原景泰(仏)と弟景郷が買領した、
というのであろう。「大友田原系図」によれば、親秀の三女に、

女子 持明院別当入道室
号五玉寺殿、元有母、

とある女子がこれ(1)、『尊卑分脈』持明院氏の庶流(圓流)基氏の後室となった人らしい(2)。基氏の正室は左大臣隆忠公女であるが、「後室」ともある所からすれば、正室の死去等によって後室となったものであろう。『分脈』には基氏次子に「基有(左少将)從四上」が見える(3)。上記「大友田原系図」の「元有」に当り、母は「家女房」とあれば、同家に仕えていた女性らしい。この基(元)有が母の跡職を相伝していたものを、大友氏同族の小田原景泰・景郷兄弟が買得したというのである。

以上によって見れば、竹田別符地頭職は、大友氏の入国とともに同氏に移り、親秀が次女に分譲して持妙院基氏

に嫁し、子基有に相伝されたこととなる。こうした下級貴族に豊後国の所領の下地経営可能な条件のある筈はなく、おそらくそうした関係から同族の小田原氏に沽却したものであろう。小田原氏は大友能直の弟古庄重吉の子であり、所領は国東郡田染莊及び来繩郷等に散在し、景泰は文永の頃、守護大友頼泰の守護代をつとめている。⁽⁵⁾大友氏に従って下向し、在地領主制の拡大につとめている形跡は伺われるが、日田地方に一族庶家を派して下地支配権を樹立拡大しようとした動向は見えない。

他の田島・由布・石井・今泉二十二町については、領家清水谷大納言を記しながら、地頭職の記述がない。弥勒寺領得善名六町も同様である。つまりこれらの開発地についても、日下部氏の跡をつぎ私領の拡大発展に努める在地領主の存在が認められないのである。その原因としては、既述の如き土地の不安定性の外に、莊園領主及び特に在地領主の下地経営に対する積極性の欠如を考えねばならないのではあるまいか。

一降って南北朝期貞治三年(一三六四)の大友氏時の「所領所職等注進状案」^(五)、及び永徳三年(一三八三)「親世所領所職等注進状」^(六)ともに、竹田別符半分が大友氏の所領となっている。残り半分は小田原氏が相承したものと推定するが、竹田別符に在地領主の生長しなかったことは疑いない事実であろう。他の五か所においても在地領主の生長し得なかったことは同様で、おそらく伝統的な在地勢力である郡莊日田莊の地頭日田氏の領主制に包摂されたものと思われる。これらの別符が、日田莊の中に埋没、包摂される所以であろう。

注

- (1) 「大友田原系図」(『大分県史料』一〇、「入江文書」)。
- (2) 『尊卑分脈』一(『新訂増補国史大系』五八、二六六頁)。

(3) 同上二六七頁。

(4) 大友義一藏本「豊後古荘・小田原氏系図」〔増補訂正編年大友史料〕一所収〕により、略系を示す。

近藤能成

能直 大友

能成二男、或作重吉、

古荘四郎、津久井新左衛門、津久井三郎

重景 古庄太郎、小田原入道蓮仏

景泰 修理亮、入道寂仏

略中 略下

景郷 五郎

略下 小田原

重直 略下

(5) 文永九年卯月廿三日藤原(小田原)景泰書状〔諸家文書纂野上文書〕鎌倉遺文二四、一一二五号。

(二) 大肥荘と地頭大鷹氏

大肥荘の地頭は、「太田文(凶田帳)写」には、

地頭上野国御家人大鷹四郎頼胤跡、當知行不分明、

とある(一三三、四号)。伝説では大蔵永季の寄進と伝える当荘地頭職が、上野国御家人大鷹氏に替えられているのは、何

時、如何なる事情に依るのであろうか。

これについても、史料は全く語るところがない。「承久記」に幕軍に従って西上し、宇治川合戦に奮戦する東士の中に「大^高か小^高太郎」「大^高か六郎」等の名が見える。⁽¹⁾大鷹は大高に通ずるとされる所からすれば、⁽²⁾同族ではなからうか。大鷹氏の当荘地頭職補任が頼朝知行国段階か、乃至は承久合戦、或は爾後の内戦の恩賞としてあるか未詳であるが、何れの場合にしても本主大蔵氏の所領没官という難問が、必然的に関連することになる。今後の課題としなければならない。

注

- (1) 『承久物語』四〔群書類従〕一三三。
 (2) 太田亮『姓氏家系大辞典』一、一二〇二頁、「大高」・「大鷹」の項。

(三) 日田荘と日田(大蔵)氏

(1) 鎌倉時代の日田氏

永宗の子永秀は、平家の家人原田種直の再三に亘る誘引に応ぜず、櫛崎・小城に城を構えて鎌倉殿の指示を待っていた所、種直軍の攻撃を受けたが、櫛崎城に籠って防戦しこれを撃退した。次いで平家の都落ちの際には、臼杵氏・緒方氏に同心し、三方道から三笠原に攻め入る手筈の所、北道臼杵惟隆・南道緒方惟栄軍の遅延によって、地の利を得た中道永秀軍が平家追い落しの先陣の大功を立て、右大将家自筆の御判を賜わった。ついで建久五年(一九四)日田荘地頭職の下文を拝領した^(三五)。

平家追い落しの時、永秀の弟永隆は擒にせられ、敵大将軍宗盛の兵船に乗せ連れ去られたが、のち壇の浦の戦に

船腹に打付けられているのを義経軍が発見して救出し、のち頼朝自筆御判御教書が兄弟に下された。兄弟同心奉公すべき由を一通状に書き載せ、正文は永秀が持ち、案文を永隆が所持した(上同)。永隆の子永俊の時、日田荘五个郷の内、亘理・石井両郷及び大山村を分譲さるべき由を要求して相論となつたのは、前記御教書に兄弟同心奉公すべき由を、一紙に書き載せてあったことが原因であろう。永秀は「日田者先祖以来取立之家嫡一人相伝、私領不分譲庶子」の由を、往古以来置文証跡状を以て主張し、且つ奉公によって、一向知行が認められ、元久二年(一二〇五)二位家の御下知が下された(四〇号)。以上によって永俊には、別所として国東郡竹田津村の地頭職を賜い、子孫は同村に居住して竹田津氏を称し、子孫が漫延することになる(四〇号)。日田氏の郡司職及び地頭職の家嫡一職相伝が、幕府治下に入って確立されたことになる。

永俊の子永網は、閑院内裏の造宮に直接宣旨・関東御教書を下され、別役として二条西洞院扉橋の造宮を勤仕し、その子永信は六波羅の人数に加わって在京したが、弘長二年(一二六二)御教書を賜わり、異国警固のため帰国した。永信の子永基は文永蒙古合戦に姪ノ浜・百路原で功績を立て、安岐郷の弁分・弘永以下五か名を、永基の子永資は筑前国三奈木庄内田地十町・畠屋敷等を拝領した(四六号)。蒙古合戦の恩賞地を加へ、日田氏の経済的基盤が拡大されたのである。

(2) 建武・南北争乱期の日田氏

永資の子永貞は、大友貞宗に付し、探題討伐等に協力したと思われるが、詳細は未詳である。建武三年(一三三三)正月日田荘地頭職を、建武政府が阿蘇大宮司宇治惟時に勲功賞として宛行っているのは(五九号)、同年正月天皇山門臨幸の時、惟時が勅定により内侍所を懐き東坂本彼岸所に奉納した勲賞のためという(八五号)。この時日田氏は官

軍大友貞載に従って東下し、尊氏方に寝返り京都に攻め入ったと考へられ、その為欠所されたものである。しかし、同年三月の玖珠城籠城軍には、日田肥前次郎(六〇)・日田橋原兵衛次郎(六一)等の名が見え、日田氏が南軍に属していることは疑いないが、惣庶を挙げてのものであるかは未詳である。(2)

永貞は桂陽山岳林寺を興し(五三・五七号)、京都醍醐雲林院で死去(六五)、甥の永敏が跡職を嗣ぎ、康永三年(一三四四)南都仏師をよび、同寺に三尊仏を造立した(上同)。永敏は探題方として活躍したらしいが、観応の擾乱で足利直冬が下向し、九州は宮方・武家方・助殿方の三者鼎立して争うことになった。中央で尊氏が南朝に降ると、九州北軍は圧倒され、豊後では高崎城に籠った大友氏時軍が懐良親王軍の猛攻を受け、正平十年(一三五五)には氏時も一時南軍に降伏した。同年十月日田永敏が降参すると称して上洛し、所領を離れないため、子息をもって降参させたというもの(八五³)、北軍の危機に処する一時的権宜の処置であろう。康安二年(正平十七年—一三六二)日田肥前次郎・同庶子等も、筑後守に降参した(八六号)。恵良惟澄が綸旨・令旨に任せて、日田荘・大佐井郷その他諸荘地頭職の遵行を申請しているのを見ると(八五号)、日田氏の当知行は継続したものらしく、官方の宛行は空手形であったものと推定される。

大友氏時は間もなく南軍に叛き、康安二年(一三六二)日田永敏跡等を阿蘇惟村に去り渡し、味方に誘っている(八六号)。永敏の子詮永は探題今川了俊に従って戦い、将軍義詮から諱字を受け、永和元年(一三七五)筑後山崎(上妻郡)で菊池武政軍と交戦し戦死した(九二・九三号)。子鶴熊丸(永雅)も、この時今川軍に従っていたが、違例のため帰国の途中、筑後国馬渡において十四歳で病死した(九三号)。了俊九州下向以後、同心の人々著到交名人中、豊後国人では「日田」のみが記されている(九四号)。

(3) 幕府奉公衆としての日田氏

探題一辺倒の忠貞が認められて、日田氏は戸次・佐伯・田原・吉弘氏らの豊後武士とともに、今川了俊から幕府奉公衆に推挙された(二〇)。奉公衆としての日田氏の活躍は、必ずしも明瞭ではない。永享四年(一四三三)防・長守護大内持世と弟持盛が家督を争って、持盛が帰国のため長門に渡海を企てた際、飯尾肥前守が幕府に、肥田・田原・佐伯等に大内持世に合力すべき由の御内書を下される様建議しているのは(二一)、奉公衆としての日田・田原・佐伯氏等の協力を期待したものであろう。

日田氏では永享年中、永秀と弟永好との嫡家相論があり、弟永好は非義によって他国したが、永秀の家臣のために美濃国で滅ぼされた。ところが、其の後永好の郎従今村左馬が永秀の子七郎丸(十二)を殺したので、大蔵氏の家督が断絶した。(四)

(4) 大友氏庶子入嗣時代

そこで大友親隆の四子親満が、七郎丸の姉婿となり、郡司職を嗣いで日田四郎永世(のち親満と改む)と称した(六一)。親満には子なく大友十四代親繁の二子親常(のち親武と改む)を養子として、文明初年頃家を譲り日田六郎と称した。(五)文明元年(一四六九)十一月の親常の「所領宛行状」は、彼の発給した現存唯一の文書で(一二)、彼の朝鮮通交は『李朝実録』に数多く見える。『大友家文書録』には、親常(武親)の弟親胤(又親勝)が日田七郎と号し、大蔵氏を称したとあり、親胤の入嗣のことが見えるが(一二)、「郡司職次第」・「豊西記」・「日田記」等には見えない。親胤は延徳元年(一四八九)、將軍義尚が近江出陣中に薨じたため、上京中であつた異母弟大友政親の留守中を伺い、その子親豊(義右)に叛き大友家督を横領しようと企て、弟親治から諫止されたが聞かず、遂に肥後国で自殺した(一四四)。(一四七号)。こ

うした不義のため、日田氏の系譜から除かれたものであろうか。日田親常(親武)が延徳二年(一四九〇)に長子親有に譲り、明応三年(一四九四)に死去したとあるのを見ると(日田記)、親常(親武)・親胤(親勝)の大蔵氏嗣子の同時存在も考えられ、今後の検討を要する課題が多い。

親武の子親有は永正十六年(一五一九)二月、家臣のために殺された(日田記)。親有には実子がなく、大友十二代親綱の次子親明の三子親賢が跡を嗣いだ。親賢の子親久は盲人で早世し、舎弟親将が跡をついだ。言に惑わされて家臣が離反して大友屋形義鑑に訴へられ、豊前国草本荘(下毛郡、草元村あり、荘名なし)に逃れ、大永七年(一五二七)死去し、大友氏入嗣の時代は五代百余年で終りをつげた。⁶⁾親将滅亡後、子六郎親永は筑後国に逃れ、秋月種実等に従い日田郡恢復を企てたが成らず、のち朝鮮国に戦死した、という(郡司職次第)。

大友氏庶子入嗣時代は在地勢力の力が強く、入嗣庶子もその勢力に翻弄せられて自己の主体性を確立することができず、大友氏の支配権が貫徹するまでに至らなかつた様である。

(5) 郡老八奉行時代

日田親将の滅亡後、大友義鑑は日田郡を直郡とし、郡衆を直参として直接支配下に置いた(一七六号)。そして日田(大蔵)氏の末流から八人の有力者を選んで幕下に組織し、郡中の事務を聞かせた。『大友家文書録』はこれを、享禄三年(一五三〇)の事とし、「国人之を日田八人と称す」と記している(一七四号)。諸書により奉行の編成や交名の順序等に若干の異同がある。左に表示する。

日田郡八郡老一覽表

○交名の順序は「大友家文書録」に統一。

大友家文書録		日田日記		豊西日記		造嶺記		豊後国志	
坂本伯耆守鑑次	坂本伯耆守鑑次	坂本伯耆守鑑次	坂本伯耆守鑑次	坂本伯耆守鑑次	坂本伯耆守鑑次	坂本伯耆守鑑次	坂本伯耆守鑑次	坂本鑑次	坂本鑑次
財津長門守鑑永	財津長門守鑑永	財津長門守鑑永	財津長門守鑑永	財津長門守鑑永	財津長門守鑑永	財津長門守鑑永	財津長門守鑑永	財津鑑永	財津鑑永
羽野遠江守鑑房	羽野遠江守鑑房	羽野遠江守鑑房	羽野遠江守鑑房	羽野遠江守鑑房	羽野遠江守鑑房	羽野遠江守鑑房	羽野遠江守鑑房	羽野鑑房	羽野鑑房
越前守鑑智	堤越前守鑑智	堤越前守鑑智	堤越前守鑑智	堤越前守鑑智	堤越前守鑑智	堤越前守鑑智	堤越前守鑑智	堤鑑智	堤鑑智
石松肥前守廉正	石松肥前守廉正	石松肥前守廉正	石松肥前守廉正	石松肥前守廉正	石松肥前守廉正	石松肥前守廉正	石松肥前守廉正	石松廉正	石松廉正
高瀬山城	高瀬山城守鑑利	高瀬山城守鑑利	高瀬山城守鑑利	高瀬山城守鑑俊	高瀬山城守鑑俊	高瀬山城守鑑俊	高瀬山城守鑑俊	高瀬鑑俊	高瀬鑑俊
世戸口大隅守永益	世戸口大隅守永益	世戸口大和守永益	世戸口大隅守永益	世戸口大和守永益	世戸口大和守永益	世戸口大和守永益	世戸口大和守永益	瀬戸口永益	瀬戸口永益
佐藤山城	佐藤山城守永信	佐藤出雲守永信	佐藤山城守永信	佐藤出雲守永信	佐藤出雲守永信	佐藤出雲守永信	佐藤出雲守永信	佐藤永信	佐藤永信
人	八	田	日	六	六	六	六	六	六
目代	奉行	目代	奉行	目代	奉行	目代	奉行	目代	奉行
(八奉)									
追加	家	追加	家	追加	家	追加	家	追加	家
二家		二家		二家		二家		二家	
(八家)		(八家)		(八家)		(八家)		(八家)	
副	家	副	家	副	家	副	家	副	家

「大友家文書録」は「日田八人」として、八人を同列とするが、他は六人の「奉行」（郡老）と二人の「目代」とに分け、「造嶺記」では「追加二家」、「豊後国志」ではこれを「副」とし、世戸口・佐藤の二家を区別する。「造嶺記」に「追加二家」とある所によれば、後の追加によるものらしく、「副」或は「目代」とあるのは「奉行（郡老）」の代官らしく思われるが、そうした差別があったのではあるまい。後の文書では坂本道列を「八人之殿之頭」で「惣郡代」と記しているが（三八）、坂本氏をはじめから特立した地位を認められていたかは明瞭でない。

その出自と本拠地を、「造嶺記」によって表示すれば、次の様になる。出自からすれば、大部分が日田氏の庶流らしいが、高瀬鑑俊（利）が日田氏の家臣、佐藤永信が長谷部氏の家臣で、主家滅亡の後日田氏に臣従した家柄であ

八郡老（奉行）の出目と本拠地（一七号）

奉行（郡老）名	出 自（祖）	本 拠 地
坂本 鑑次	日田氏、其始は不詳	坂本村（日田市大字西有田）
財津 鑑永	日田三郎永息二男次郎永清	藤山村（日田市大字花月）
羽野 鑑房	財津永清二男五郎永豊	羽野村（日田市大字三和）
堤 鑑智	日田氏、不詳	堤村の東大原山の後（日田市大字北豆田力）
石松 廉正	日田六郎永資二男五郎永徳	石松村、株（日田市大字西有田）
高瀬 鑑俊 ^{（利）}	日田氏家臣	北高瀬村（日田市大字高瀬）
世戸口永益	日田氏、不詳	西池部村（日田市大字西有田）
佐藤 永信	長谷部氏家臣、 主家亡び日田氏に事う	小竹村（日田市大字小野）

る。堤鑑智が日田市街部に近く、高瀬鑑俊（利）が三隈川左岸を根拠とするだけで、他はすべて西有田（三人）・三和（二人）・花月（二人）・小野（二人）等、北方山中に集中している。特に西有田地区に集中しているのは、ここが花月の支流有田川が東西に流れ、その左岸には玖珠郡荒田駅からここを通り日田郡家に出て石井駅から太宰府に達する官道が開け、当時の交通の動脈に当たっていたからであろう。^{（七）}

郡老（八奉行）は相伝の所領を有し、別に大友氏から郡代として委ねられた村があり、その村の年貢徴収・治安、

諸給人の支配・統制・検断等の任務があった。寛永元年（一六二四）の「出口村書上」⁽⁸⁾によると、石松殿（出口村）・財津殿（大山の内、柚木・中津尾・下津留三カ村、五馬庄御代）・世戸口殿（大山の内、小五馬村・鎌手村）の如く、大友殿時代の奉行の知行を記している。財津氏の五馬庄（庄に非ず、俗称）のみは「御郡代」とあり、「五馬庄諸給人裁判」と見える。これを給人の裁判権と解する説もあるが、⁽⁹⁾そうした近代的概念ではなく、もっと一般的な民政の意味に解すべきではなからうか。戦国の郡代は、戦国大名の蔵入地支配のために置かれた有力家臣や土豪であるが、⁽¹⁰⁾この場合大友氏の蔵入地となっていたかは明瞭でない。天文十九年（一五五〇）大友義鑑横死の際の「条々」には、「日田郡之事、先以可為如今事」とあり、郡老支配体制維持を申し遺している。

郡司職・日田荘地頭職を相伝する日田氏が滅亡し、大友氏が直領として在地から郡老（奉行）を撰出して郡務を代行させたことは、荘公に政所を置き有力な在地給人をこれに任じて、下地遵行等を司らせた前例に随ったものである。郡老は大友氏の政令を施行するものであるから、ここで後ればせながら、大友氏の支配権が当郡にも貫徹したことになる。

注

- (1) 弘安八年の「豊後国太田文写（凶田帳）案」には、安岐郷二百町の中に、「辨分 十町 地頭御家人日田弥三郎永基法名法基、弘永名三十町 地頭同前」とある。
- (2) 日田権原兵衛次郎は庶家と思われるが、日田肥前次郎は実名未詳で何れとも決しかねる。日田永貞は肥後守とあるが（郡司職次第）、「日田記」には「肥前権守」とも見え、幼名「孫次郎」とあれば（郡司職次第）、この日田肥前次郎を指すかとも推定される。
- (3) 日田永敏が上落しながら、所領を離れないため、子息をもって降参させた、というのは、「子息の降参であるから、永敏

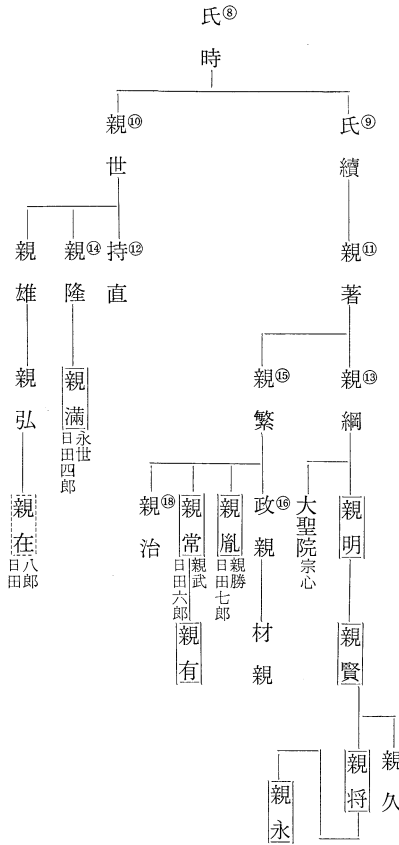
自身の地頭職は没官を免れる」という意味であろうか。やや釈然としないものがある。

(4) 日田氏の系譜関係は「郡司職次第」・「豊西記」では、父子関係の記述ではないため、必ずしも明確でない。「日田記」では更に複雑な系譜関係が記されているが、確実な資料によって論証する必要があるであろう。但し本文では省略した。

(5) 「日田記」には文安三年(一四四六)とあるが、疑わしいという。

(6) 日田氏を嗣いだ大友氏の系譜関係を、左に掲げる。系譜中、大友十代親世の子親雄の孫親在も日田八郎とあり(『大友田原

大友氏の日田氏入嗣者の系譜



系図)、日田氏に入嗣したかと考えられるが、「郡司職次第」「豊西記」等には記述なし。『大友家文書録』には、明応五年(一四九六)七月の御所辻合戦に、日田八郎親在・日田次郎親永等が大友親治に属して戦い戦死したとある(『大分県史料』三一、二八〇頁)。この親永が本文中の六郎親永と同一人物とすれば、右の戦死は検討を要する。

(7) 長順一郎「中世日田郡諸留村と師留氏」(『大分県地方史』一四〇)、『日田市史』九八頁。但し本書では、三和の日田郡家から筑後川を渡り石井駅に達し、更に筑後河を渡河して大宰府に向うのは不自然とし、石井駅を大宰府道からはずして、

日田郡家から直接筑前把木駅に向う官道を考へている。石井駅は肥後への連絡を意識したものではないか、という新説を立てている。

(8) 寛永元年六月廿日「豊後日田出口村書上」(史料編纂所影写本)。右は県文化課先哲叢書編纂室のコピーを利用させて頂いた。尚『日田市史』一六三頁にも引用されている。

(9) 『日田市史』一六三頁。

(10) 「郡代・代官」(『国史大辞典』4)。

(四) 津江山と両津江氏

長谷部信連が大友能直の下向に併い、津江山に來住して、津江氏となったという伝承は(述既)、裏付けの史料がない。同氏の系譜は諸書矛盾し、古文書とも合致しない所が多い。延元三年(二三三八)津江山兵藤村(上津江村大字川原字笹野付近)の太平山兜率寺敷地を、大智禪師に寄進した長谷部信経は(七六号)、古文書上に見える確実な人物であるが、「津江氏歴名」には見えない(三三号)。

「歴名」には長谷部信連十四世の孫信兼の時、口・奥の両家に分れたと見える。『豊後国志』では、若干異なる次の系譜を記し、

信連―義連―信継―信任―信世―信包―信景―信雄―信家

菊池武重
次子武元―信重―信行―信清―信兼

八世孫信雄が南朝に服事したが子なく、菊池武重次子武元を養子とした。これが信家で、その五代孫信兼の時(年紀は不詳)、三苫・佐藤・武永等の家臣が権を争い、南北両家に分れた。信兼は大野雪嶽に城いて居り(前津江村大)、北家となり「口津江」と称し、弟信成は枋原(中津江村大字枋野字枋原)に築いて「南家」・「奥津江」と称し、併せて「両津江」といわれた、と。ただし年紀不詳と記している。

観応三年（一三五二）の「安楽寺所領注進状案」^(一〇)に、「津江山雖有根本神領号、当山專當押領之」とある「專當」は莊官の一種であり、おそらく長谷部一族を指すものであろう。南北朝～室町期の津江氏の動静は明瞭でない。しかし、戦国期に津江信濃守親信・山城守鑑盛の名が見え、「兩津江殿」と呼ばれ、大友氏に所屬しているが、南北朝・室町期は南北両勢力の間を、時宜に従って行動し、自存に専念したのであろう。親信は奥津江氏、鑑盛が口津江氏で、山続きの筑後国矢部^(上妻郡)の五条鎮定と併せて「山三人」と大友氏は称している。津江親信は島津氏の北上、豊後侵入の際、島津氏に応じ、天正十五年（一五八七）大友吉統から誅伐令が出されたが、彼は五条鎮定を頼り、辛うじて誅伐は免れている^(七六)。文禄元年（一五九二）の朝鮮出兵着到「日田郡衆」百十二人の中には、津江新左衛門尉・津江総次郎・津江掃部助・津江刑部太輔等四名の名が見える^(「日田荘史料」四〇四号)。文禄二年大友吉統は所領を没収され、日田郡は太閤蔵入地となり、津江氏は帰農を余儀なくされ、一部は肥後細川氏に臣事したらしい^(一)。

注

(一) 中津江村誌編集委員会編『中津江村誌』（同教育委員会発行・平成元年七月）一三六頁。

五 近世天領への展開

大友吉統の除国により、文禄二年（一五九三）五月山口宗永と宮部桂俊の二人が検地奉行に任命され、山口は大分・海部・大野・直入四郡、宮部が国東・速見・玖珠・日田四郡を分担して実施した。日田郡は宮部伝右衛門吉敷が命を受けて施行した。豊後一国は大閤蔵入地となり、翌三年（一五九四、二年とも）宮木長次郎豊盛が、日田・玖

珠両郡の代官として入部し、五千石を与えられ隈城を築いて統治をはじめた。岡城の志賀親善も、文禄五年（二五九六）三月、秀吉から大井（肥）莊一千石を扶助された⁽¹⁾（大肥莊）。宮木の制務は三年、慶長元年（二五九六）に辞して参洛した、という^(日田莊四)（一一号）。

文禄四年九月、毛利高政が日田郡限二万石を与えられ、他は預地として、翌慶長元年入部、同六年（一六〇一）海部郡二万石に転封となり、元和二年（一六一六）石川忠総の入部まで続く、というのが、一般的に信じられている⁽²⁾。宮木の跡に高政が入部したというのであろうか。

ただし、毛利高政の日田郡入部支配には宮木長次との同時支配説があり、またその年次についても天正十五年（二五八七）説・文禄二年説（宮木入部と同時）・同四年説・慶長元年説等があり、尚検討を要する点が多い。その後、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原役に東軍に属した黒田孝高の家老栗山利安（大膳の父）が来攻し、西軍の毛利高政の城番毛利隼人佐を攻め、隼人佐は隈城を渡して佐伯に引き上げ、栗山利安が一年間在城し日田郡を支配した、という^(日田莊四)。翌年九月、新に封ぜられた玖珠郡森藩久留島康親が日田・玖珠・速見三郡に一万四千石を賜わり、うち玖珠郡内八カ村八百六十五石四斗三升三合、高政の支配した日田郡の内、有田郷十一カ村三千八百二石三斗八升⁽³⁾が与えられ、幕末まで続く。

ところが、元和二年（一六一六）日田・玖珠・速見郡六万石の直轄領が石川主殿頭忠総に与えられて、再度大名領となった。これは寛永十年（一六三三）まで継続し、同年再び幕府直轄領に戻り、中津藩小笠原長次・杵築藩小笠原忠知の預地となった⁽⁴⁾。この預地は寛永十六年（一六三九）まで続き、同年小川正長・同氏行二氏が直轄領代官として入部し、以後若干の変動はあったが、代官（のち郡代）支配が定型化し、幕末まで永続きすることになる。

注

- (1) 志賀親善は、慶長六年（一六〇一）十一月芸州広島の福島正則に臣事し、一千石の知行を与えられている（七（上）「大野荘史料」三七七号）。親善の大肥荘知行は同年までと思われる。
- (2) 豊田寛三「もうりたかまさ 毛利高政」（『国史大辞典』一三、八〇二頁）。
- (3) 日田市編集・発行『日田市史』（平成二年刊）一九九頁。
- (4) 同右、一八六頁。

五 参 考 文 献

- (一) 郡市町村史誌・通史
- | | | | | |
|------|--------------------|------------|------------|----------|
| (1) | 大分県編 | 『豊後国日田郡村誌』 | 同人発行 | 明治十二年 |
| (2) | 杉野竹次著 | 『日田郡歴史』 | 同人発行 | 明治二十八年 |
| (3) | 御藤貞義御幡不二男共編 | 『五和村誌』 | 五和村教育会発行 | 大正四年 |
| (4) | 日田永忠著 | 『豊後国日田郡志』 | 花藤弘海写 | 大正十四年 |
| (5) | 中島市三郎著 | 『日田郷土史話』 | 同人発行 | 昭和三年 |
| (6) | 日田郡教育会編 | 『郷土読本』 | 同会発行 | 昭和十四年 |
| (7) | 日田郡教育会編 | 『日田郡郷土史』 | 同会発行 | 昭和十五年 |
| (8) | 矢野周蔵編 | 『津江の歴史と伝説』 | 同人発行 | 昭和三十八年 |
| (9) | 高瀬公民館編 | 『高瀬村誌』 | 和、孔版 | 昭和四十五年 |
| (10) | 天瀬町編 | 『天瀬町史』 | 同町発行 | 昭和四十六年 |
| (11) | 前津江村史編集委員会編 | 『前津江村史』 | 同町発行 | 昭和五十四年十月 |
| (12) | 天瀬町編 | 『天瀬町誌』 | 同町誌編集委員会発行 | 昭和六十一年三月 |
| (13) | 中津江村誌編集委員会編 | 『中津江村誌』 | 同村教育委員会発行 | 平成元年七月 |
| (14) | 日田市史編纂委員会編 | 『日田市史』 | 日田市発行 | 平成二年十二月 |
| (15) | 上津江村誌編集委員会
杉本勲編 | 『上津江村誌』 | 同村教育委員会発行 | 平成四年十月 |
| (16) | | 『天領日田の研究』 | 吉川弘文館 | 昭和五十一年三月 |

(一) 古代・中世史

- | | | | | |
|-------------|-------|---|----------------|----------|
| (1) | 内柴御風著 | 『豊後国風土記叢編郷條』 | 同人発行 | 昭和十四年 |
| (2) | 小田富士雄 | 『古代の日田―日田盆地の考古学』 | 『九州文化史研究所紀要』一五 | 昭和四十五年 |
| (3) | 日野尚志 | 『日田周辺における古代の歴史地理学的研究』 | 『同上』一六 | 昭和四十六年三月 |
| | | ○上記二論文は杉本勲著『九州天領の研究』（吉川弘文館、昭和五十一年三月）に収録。 | | |
| (4) | 川添昭二 | 『豊後日田氏につ（『九州天領の研究』前編第二章第一節）
いて』 | 吉川弘文館 | 昭和五十一年三月 |
| (5) | 木村忠夫 | 『大友氏所領打渡機構と日（同上第二章第二節）
田』 | 同 右 | 昭和五十一年三月 |
| (6) | 西別府元日 | 『古代』（『日田市史』第二編第一章） | 日田市発行 | 平成二年十二月 |
| (三) 荘園・公領関係 | | | | |
| (1) | 渡辺澄夫 | 『豊後国日田荘・津江山・大肥荘について』 | 『大分県地方史』一七～二〇 | 昭和三十四年一月 |
| (2) | 中野幡能 | 『山村における「あらけ」について』 | 『同 右』 | 同 右 |
| (3) | 立川輝信 | 『津江・長谷部氏に就ての一考察』 | 『同 右』 | 同 右 |
| (4) | 川添昭二 | 『中世の日田』（『九州天領の研究』前編第二章第一節）
『日田荘・大肥荘』（『日田市史』第二編第一章第四節三）
の成立』 | 吉川弘文館 | 昭和五十七年三月 |
| (5) | 西別府元日 | 『中世』（『日田市史』第二編第二章） | 日田市発行 | 平成二年十一月 |
| (6) | 橋本操六 | 『中世日田郡諸留村と（『大分県地方史』一四〇）
諸留氏』 | 同会発行 | 平成二年十二月 |

(四) 神社・仏寺

- (1) 大畑忠峯編 『松陽山岳林禪寺由緒』 大畑忠峯他発行 昭和九年
- (2) 岳林寺編 『松陽山岳林禪寺由緒』 同寺発行 昭和九年
- (3) 矢野周蔵編 『伝来寺』 同人発行 昭和四十三年
- (4) 九州歴史資料館編 『豊後日田岳林寺』 同館発行 昭和五十四年
- (5) 橋本千秋編 『大原八幡資料』(写) 日田市立図書館蔵 昭和五十八年
- (6) 高倉芳男監修 『日田神社蒐集録』 日田市老人クラブ連合会刊 昭和五十八年
- (7) 首藤助四郎編 『日田市寺院等調査録』 同 右 昭和六十二年

(五) 文化財・美術・金石文・史跡等

- (1) 日名子太郎編 『大分県金石年表』 日名子泰蔵発行 昭和十五年七月
- (2) 武石繁次編 『日田金石年史』上 昭和四十八年三月
- (3) 日田市教育委員会編 『日田の歴史と史跡』 同会発行 昭和四十八年
- (4) 天瀬町教育委員会編 『天瀬町の文化財』一〜三 同会発行 昭和四十九〜五十二年
- (5) 望月有善著 『大分の石造美術』 木耳社発行 昭和五十年九月
- (6) 天瀬町編 『天瀬町文化財地図』 同町発行 昭和五十一年
- (7) 前津江村教育委員会編 『前津江の文化財』 同会発行 昭和五十一年
- (8) 上津江村教育委員会編 『上津江の文化財』一・二 同会発行 昭和五十一年〜五十五年
- (9) 吉水信雄編 『武石日田金石年史稊字補遺』 同人刊 昭和五十二年
- (10) 日田市文化財調査委員会編 『日田の文化財』 日田市立博物館発行 昭和五十五年
- (11) 大分県教育委員会編 『前津江の文化財』(『大分県文化財調査報告書』四三) 同会発行 昭和五十五年三月

- (12) 同右 『日田郡の文化財』(同五) 同会発行 昭和五十六年二月
- (13) 同右 『文化財報告 天領日田の文化財』 同会発行 昭和五十九年

(六) 民俗

- (1) 高倉芳男 『日田雨乞い考』 『大分県地方史』八六 昭和五十二年八月
- (2) 染矢多喜男 『日田地方の年中行事』 同右 同右
- (3) 同右 『日田地方の旧家の家号』 『大分県地方史』 一三六 平成元年十二月

(七) 文書・記録・其他文献史料

- (1) 津江閻続写 『豊後国日田郡司職次第』 東大史料編纂所謄写本 享保五年九月原写
明治二十年九月謄写
- (2) 森春樹著 『豊西説話』 山田精一発行 明治二十二年
- (3) 清水正健編著 『莊園志料』下 帝都出版社刊 昭和八年十月
- (4) 伊藤常足編著 『大宰管内誌』下 白水社書店刊 昭和九年一月
- (5) 千原豊太編 『豊後日田永山布政史料』 武石繁次刊 昭和十一年
- (6) 日田史編纂事務所編 『日田史料集成』 日田町役場 昭和十五年
- (7) 大蔵和市編 武石繁次写 『豊西記』 大蔵三光堂発行 昭和三十一年十一月
- (8) 大分県史料刊行会編 『日田郡諸家文書』(『県史料』) 県教育研究所発行 昭和三十二年十二月
- (9) 財津永延編著 芥川龍男編校 『日田記』 文献出版復刻 昭和五十二年四月

(10) 高倉芳男

『永山神主家史料』

『大分県地方史』
一〇六

昭和五十七年六月

(11) 森春樹著
高倉芳男編集

『造領記』

日田市教育委員会発行

昭和五十八年三月

(12) 芥川龍男
福川一徳編校

『財津氏系譜』(『西国武士団関
係史料集一』)

文献出版発行

平成三年五月

(13) 同 右

『財津文書』(八)同

同 右

平成四年十月

○郡市町村史誌補遺

(1) 大山町誌編集委員会

『大山町誌』

大山町発行

平成七年三月十日

あとがき

最終巻の編集を終えて、一応ホッとしているところです。刊行着手の当初は、年一卷発刊のペースとしても、漸次ピッチを上げて年二冊とし、五、六年程度で完結するという含みで出発したのですが、予算や組版の進行が伴わず、十年はおろか十二年の長期に亘る結果となりました。

編者をはじめは遅刊に焦慮したのですが、後には微力では如何ともし難いと自らあきらめ、成り行きに任せざるをえなくなり、ついに今日に至った次第です。購読者に対してご迷惑をおかけしたこと、別府大学当局、とくに史学科の研究計画等に支障を与えたであろうこと等に対して、心からお詫びを申し上げます。

なお、本巻で本文は一応完結しましたが、今後の研究の便宜を考えると、全巻の索引の編集が残された重要な課題として浮上します。息切れのしないうちに、結末をつけたく、引き続き御支援をお願いします。

平成七年八月

別府大学史料叢書第一期

豊後国荘園公領史料集成

渡辺澄夫編

- ◇一 (国埼郡一) 田染荘・田原別符
- ◇二 (国埼郡二) 来繩郷・小野荘・草地荘・都甲荘・真玉荘・白野荘・香々地荘
- ◇三 (国埼郡三) 国東郷・竹田津荘・伊美荘・岐部荘・姫島・武蔵郷
- ◇四上 (国埼郡四) 安岐郷・(速見郡一) 八坂(上・下・新)荘・山香郷
- ◇四下 (速見郡二) 日出荘・大神藤原荘・朝見郷・石垣荘(同別符)・竈門荘・由布院
- ◇五上 (大分郡一) 荏隈郷・勝津留・笠和郷・賀来荘・阿南荘
- ◇五下 (大分郡二) 植田荘・津守荘(同別符)・判田郷・戸次荘・丹生津留畠地・高田荘
(海部郡一) 毛井村・大佐井郷・小佐井郷
- ◇六 (海部郡二) 佐賀郷・丹生荘・白杵荘・佐伯荘・柴山村
- ◇七上 (大野郡一) 大野郷・三重郷・野津院・井田郷
- ◇七下 (大野郡二) 緒方荘(直入郡一)直入郷・入田郷・朽網郷
- ◇八上 (玖珠郡一) 長野荘(本荘・新荘)球珠荘・古後郷・山田郷・帆足郷・飯田郷
- ◇八下 (日田郡一) 日田荘・宇佐宮領五箇所付得善名・大肥荘・津江山・総補遣

◆全卷索引

別府大学附属図書館発行

〒八七四一〇一 大分県別府市北石垣八二

電話〇九七七―六七―〇一(代) 内線二三三

FAX〇九七七―六七―〇二〇

残部僅少、現金書留か銀行振込にてお申し込みください。

A5判 上製 函入 各巻六五〇ページ前後 (付)原色図版・大字小字表・折込地形図
頒価 第一巻一万二千元、二巻以下各一万八千元(税別・送料当方負担)、八(下)二万五千元

編者略歴

明治四十五年大分県に生まれる。昭和十四年広島文理科大学史学科卒業。大分大学教授を経て同大学名誉教授、現在別府大学客員教授、文学博士。現住所―870大分市大石町四―三

主要編著書 大分県史料(共編)、大分

県の歴史、増訂畿内庄園の基礎構造、

大和国若槻庄史料一〜四(共編)、豊後

国大野庄史料、増訂豊後大友氏の研究、

豊後国田原別符史料、

豊後国来繩郡・小野庄・草地庄・都甲史料、

豊後国庄・真玉庄・白野庄・香々地庄史料、

豊後国庄・岐部庄・姫島・武蔵郷史料、

豊後国庄・安岐郷・八坂(上)史料、

豊後国下・新・庄・山香郷史料、

豊後国日出庄・大神・藤原庄・朝見郷史料、

豊後国石垣庄(同別符)、龜門庄、由布院史料、

豊後国往隈郷・勝津留、笠史料、

豊後国和郷・賀采庄・阿南庄史料、

豊後国植田庄・津守庄(同勾保)・判田郷

豊後国戸次庄・丹生津留・高田庄、史料、

豊後国毛井村・大佐井郷、小佐井郷

豊後国佐賀郷・丹生庄、白杵

豊後国庄・佐伯庄・柴山村 史料、

豊後国大野庄・三重郷 史料、

豊後国野津院・井田郷 史料、

豊後国緒方庄・直入郷 史料、

豊後国入田郷・杓網郷 史料、

豊後国長野庄(本庄・新庄)・球珠庄、史料

豊後国古後郷・山田郷・帆足郷・飯田郷

豊後国日田庄・宇佐宮領五箇所付得善

豊後国名・大肥庄・津江山・総補遺 史料

『別府大学史料叢書第一期』

豊後国

莊園公領史料集成八(下)

豊後国 日田庄・宇佐宮領五箇所付得善 史料
名・大肥庄・津江山・総補遺

平成七年九月十日印刷
平成七年九月二十日発行

編者 渡辺澄夫

発行所 別府大学附属図書館

別府市北石垣八二番地

郵便番号 八七四〇〇一

電話〇九七七(六七)〇二〇一(代表)

発行者 附属図書館長

倉田紘文

印刷 佐伯印刷株式会社

大分市古国府十一組

電話〇九七五(四三)一二二一